深谷市地域防災計画

（改訂案）

市民とともにつくる安全なまちづくり

令和×年×月

深谷市防災会議

目　次

≪ **第１部　総　　則** ≫ 1

第１章　計画の策定 1

第１節　計画の概要 **1**

第１　計画の目的 1

第２　計画の目標 1

第３　計画の構成 1

第４　計画の運用等 3

４．１ 他計画との関係 3

４．２ 計画の修正 3

４．３ 計画の周知 3

第２節　計画の基本方針 **4**

第１　計画の理念 4

第２　防災施策の大綱 5

第２章　市、県及び防災関係機関の役割分担 6

第１節　地域防災組織 **6**

第１　市に係る地域防災組織 6

第２　市防災会議 6

２．１ 任務 6

２．２ 組織 6

第２節　市、県及び防災関係機関の業務の大綱 **7**

第１　市 7

第２　消防機関 8

第３　県の機関 8

第４　警察の機関 9

第５　指定地方行政機関 10

第６　自衛隊 11

第７　指定公共機関 12

第８　指定地方公共機関 13

第９　その他の防災関係機関 14

第３章　市民、自主防災組織及び事業所の基本的役割 16

第１節　市民の果たす役割 **17**

第１　平常時から実施する事項 17

第２　発災時に実施する事項 17

第２節　自主防災組織の果たす役割 **18**
第１　平常時から実施する事項 18
第２　発災時に実施する事項 18
第３節　事業所の果たす役割 **19**
第１　平常時から実施する事項 19
第２　発災時に実施する事項 19
第４章　市の防災環境 20
第１節　災害履歴 **20**
第１　地震災害 20
第２　風水害 22
第３　事故災害 22
第２節　自然環境の特性 **23**
第１　位置 23
第２　地形 23
第３　活断層 24
第４　表層地質 25
第５　河川 25
第６　気象 26
第３節　社会環境の特性 **27**
第１　人口 27
第２　建物 30
第３　交通 31
第４　土地利用 32
第５章　震災対策の基本方針 33
第１　地震被害想定 33
１．１ 想定地震 33
１．２ 想定結果 35
第２　震災対策の基本的考え方 37
第３　震災対策の目標 37
３．１ 県の応急対策の目標フレーム 37
３．２ 市の震災対策の目標フレーム 37
第６章　風水害の災害特性 38
第１　水害危険区域 38
１．１ 河川氾濫の危険区域 38
１．２ 洪水浸水想定区域図・水害リスク情報図（想定最大規模） 40
第７章　事故災害の災害特性 47
第１　事故災害の選定 47
第２　市に係る事故災害 49

≪ **第２部　災害予防計画** ≫ 51

第１節　災害に強い都市環境の整備 **52**
第１　計画的なまちづくりの推進 53
１．１ 防災的土地利用計画の計画的推進 ..... 【都市整備部、消防本部】54
１．２ 地盤災害の予防 ..... 【総務防災課、都市計画課、建築住宅課、環境課、道路河川課】56
１．３ 土砂災害の予防 ..... 【総務防災課、都市計画課、道路河川課】57
１．４ 防災空間の確保 ..... 【公園緑地課、農業振興課】60
第２　都市施設の安全対策 62
２．１ 建築物の耐震化・不燃化 ..... 【総務防災課、自治振興課、都市計画課、建築住宅課、教育施設課、生涯学習スポーツ振興課、川本総合支所、関係各課】63
２．２ 道路・交通施設の安全対策 ..... 【道路管理課、道路河川課、農業振興課】65
２．３ 河川施設の安全対策 ..... 【道路河川課】67
２．４ 倒壊物、落下物の安全対策 ..... 【都市計画課、建築住宅課、道路管理課】67
２．５ ライフライン施設の安全対策【企業経営課、水道工務課、下水道工務課、環境衛生課、東京電力ﾊﾟﾜｰｸﾞﾘｯﾄﾞ(株)熊谷支社、東日本電信電話(株)埼玉事業部、埼玉ガス(株)】69
２．６ 危険物等関連施設等の安全対策 ..... 【消防本部、県】74
第３　防災拠点の整備 77
３．１ 防災拠点のネットワーク化 ..... 【総務防災課】77
３．２ 防災拠点施設の整備 ..... 【総務防災課、関係各課】81
第４　安全避難の確保 83
４．１ 避難計画の策定 ..... 【総務防災課、福祉健康部、教育委員会】84
４．２ 避難拠点の整備 . 【総務防災課、障害福祉課、長寿福祉課、農業振興課、公園緑地課、教育施設課、生涯学習スポーツ振興課、文化振興課】87
４．３ 避難路の整備 ..... 【総務防災課、道路河川課、道路管理課】91
４．４ 遠方からの避難者の受入れ ..... 【総務防災課、福祉政策課】93
第５　文化財の災害予防 94
５．１ 文化財の災害予防 ..... 【教育委員会】94
５．２ 文化財の現況把握 ..... 【教育委員会】95
第６　水害予防計画 96
６．１ 流域総合治水計画 ..... 【総務防災課、道路河川課、下水道工務課、農業振興課】96
６．２ 河川・下水道の整備 ..... 【道路河川課、下水道工務課】100
６．３ 地盤沈下対策 ..... 【環境課】100
６．４ 土地利用の適正化 ..... 【都市計画課】101
６．５ 水防用資機材の整備 ..... 【総務防災課、道路河川課】101
第７　雪害に強い都市環境の整備 102
７．１ 都市施設の安全対策 ..... 【関係各課】102
７．２ ライフライン施設の雪害予防 ..... 【水道工務課、下水道工務課】103
７．３ 道路機能の確保 ..... 【道路管理課、総務防災課】103
７．４ 農業被害に対する雪害予防 ..... 【農業振興課】104
第８　竜巻・突風等への対策 105
８．１ 竜巻の発生、対処に関する知識の普及 ..... 【総務防災課、教育委員会】105

８．２ 被害予防対策 ..... 【総務防災課、関係各課】105
第２節　災害に強い防災体制の整備 106
第１　災害活動体制の整備 108
１．１ 職員の初動体制の整備 ..... 【総務防災課、各部共通】109
１．２ 動員計画等の整備 ..... 【総務防災課、各部共通】110
１．３ 広域応援協力体制の充実 ..... 【総務防災課、消防本部】112
第２　災害情報収集・伝達体制の整備 115
２．１ 災害情報連絡体制の整備 ..... 【総務防災課、秘書室、企画課、消防本部、総合支所、防災地区拠点(地区ｾﾝﾀｰ・公民館)】116
２．２ 被害情報の早期収集体制の整備 ..... 【総務防災課、各部共通】119
２．３ 通信施設の整備 ..... 【総務防災課、各部共通】119
２．４ 震度情報ネットワークの整備 ..... 【県】121
２．５ 情報処理分析体制の整備 ..... 【総務防災課】121
第３　非常用物資の備蓄 123
３．１ 食料供給体制の整備 ..... 【総務防災課、教育委員会】124
３．２ 給水体制の整備 ..... 【企業経営課、水道工務課、総務防災課】125
３．３ 生活必需品供給体制の整備 ..... 【総務防災課】127
３．４ 防災用資機材等の備蓄 ..... 【総務防災課、関係各課】128
３．５ 石油類燃料の調達・確保 ..... 【総務防災課、関係各課】128
第４　消防体制の整備 129
４．１ 出火防止対策の推進 ..... 【消防本部】130
４．２ 初期消火体制の強化 ..... 【総務防災課、消防本部】131
４．３ 火災の拡大防止対策 ..... 【消防本部、総務防災課】132
４．４ 救急救助体制の整備 ..... 【消防本部、総務防災課】133
第５　災害時医療体制の整備 135
５．１ 防災医療システムの整備 ..... 【総務防災課、保健センター】136
５．２ 初動医療体制の整備 ..... 【総務防災課、保健センター】137
５．３ 後方医療体制の整備 ..... 【総務防災課、保健センター】138
５．４ 要配慮者に対する医療支援 ..... 【障害福祉課、長寿福祉課】139
５．５ 医薬品等の備蓄 ..... 【総務防災課、保健センター】140
５．６ 医療保健応援体制の整備 ..... 【総務防災課、保健センター】140
第６　遺体の埋・火葬 141
６．１ 埋・火葬のための資材、火葬場の確保 ..... 【総務防災課、市民課】141
第７　防疫対策 141
７．１ 防疫活動体制の整備 ..... 【総務防災課、環境課】141
７．２ 防疫用資機材の備蓄及び調達 ..... 【総務防災課、環境課】141
第８　緊急輸送体制の整備 142
８．１ 緊急輸送路の確保 ..... 【道路河川課、道路管理課、総務防災課】142
８．２ 緊急車両の確保 ..... 【議会事務局、総務防災課、総合支所】144
第９　応急仮設住宅対策 145
９．１ 応急措置等の指導、相談 ..... 【都市計画課、建築住宅課】145
９．２ 応急仮設住宅の用地の確保 ..... 【都市計画課、建築住宅課】145

９．３ 応急仮設住宅用資機材の確保 ..... 【建築住宅課】146
第 10　文教・保育対策 147
10．１ 学校等の災害対策 ..... 【教育委員会、校長等、こども未来部】147
第 11　帰宅困難者対策 148
11．１ 帰宅困難者の把握 ..... 【総務防災課、商工振興課】148
11．２ 帰宅困難者発生に伴う影響 ..... 【総務防災課】149
11．３ 帰宅困難者への啓発等 ..... 【総務防災課】150
11．４ 企業等における帰宅困難者対策 151
11．５ 学校における帰宅困難者対策 ..... 【教育部】151
第 12　その他の災害予防 152
12．１ 孤立化地域対策 ..... 【総務防災課】152
12．２ り災証明書の発行体制の整備 ..... 【資産税課、総務防災課】153
12．３ がれき処理等廃棄物対策 ..... 【環境衛生課、総務防災課】153
12．４ 被災中小企業支援 ..... 【商工振興課】154
第３節　市民の協力による防災対策 155
第１　防災意識の向上 156
１．１ 啓発活動の推進 ..... 【総務防災課、各部共通】156
１．２ 防災教育の推進 ..... 【総務防災課、福祉健康部、教育委員会、消防本部】157
第２　防災訓練の充実 161
２．１ 総合防災訓練 ..... 【総務防災課、消防本部】161
２．２ 市及び防災関係機関の訓練 ..... 【総務防災課、福祉健康部、こども未来部、
都市整備部、教育委員会、消防本部】163
２．３ 事業所、自主防災組織及び市民の訓練 ..... 【総務防災課、消防本部】165
２．４ 水防訓練 ..... 【各部共通】165
２．５ 防災訓練の充実・強化等 ..... 【総務防災課、消防本部】166
第３　自主防災組織の育成強化 167
３．１ 自主防災組織の育成 ..... 【総務防災課、消防本部】168
３．２ 事業所等の防災組織の育成 ..... 【総務防災課、消防本部、商工振興課】170
第４　要配慮者の安全確保 172
４．１ 避難行動要支援者の安全対策 ..... 【総務防災課、福祉健康部】173
４．２ 要配慮者全般の安全対策 ..... 【総務防災課、福祉健康部】175
４．３ 社会福祉施設等の要配慮者に対する安全対策 ..... 【総務防災課、福祉健康部】177
４．４ 外国人に対する安全対策 ..... 【総務防災課、協働推進課、市民課】179
第５　ボランティアとの連携 180
５．１ ボランティアの育成・確保 ..... 【福祉政策課】180
５．２ ボランティア活動の環境整備 ..... 【福祉政策課、(福)深谷市社会福祉協議会】181
５．３ 登録ボランティア ..... 【総務防災課、福祉政策課】182
第６　市民による雪害対策 184
６．１ 市民による雪害対策 ..... 【総務防災課】184

≪ **第３部　災害応急対策計画** ≫ 185

第１章　震災対策計画 186

第１節　応急活動体制 **188**

第１　市の活動体制 189

１．１ 災害発生直前の未然防災活動 ..... 【総務防災課、各部共通】189

１．２ 活動体制と配備基準 ..... 【各部共通】190

１．３ 活動体制と動員計画 ..... 【各部共通】190

１．４ 災害警戒本部の設置・運営 ..... 【各部共通、総務防災課】191

１．５ 災害対策本部の設置・運営 ..... 【各部共通、総務防災課】192

１．６ 市の行政機能の確保状況の報告 ..... 【総括部】197

第２　応急活動内容 198

２．１ 職員の初動活動 ..... 【各部共通】198

２．２ 応急対策の流れ ..... 【各部共通】201

２．３ 応急活動の留意点 ..... 【本部事務局】202

第３　応援要請、相互協力 204

３．１ 県への応援要請 ..... 【本部事務局】204

３．２ 隣接市町等への応援要請 ..... 【本部事務局】206

３．３ 防災関係機関への応援要請 ..... 【本部事務局】206

３．４ 派遣職員に関する資料の整備 ..... 【総括部】207

３．５ 広域避難 ..... 【本部事務局】207

３．６ 応援の受入れ ..... 【本部事務局】207

３．７ ボランティア団体等との相互協力 ..... 【救援避難部】209

３．８ 応援受入体制の確保 ..... 【本部事務局】211

３．９ 被災地支援 ..... 【本部事務局】211

第４　自衛隊の災害派遣 212

４．１ 派遣要請 ..... 【本部事務局】212

４．２ 依頼要領 ..... 【本部事務局】212

４．３ 自衛隊の自主派遣 ..... 【自衛隊】214

４．４ 派遣部隊の撤収要請 ..... 【本部事務局】214

４．５ 経費の負担区分 ..... 【本部事務局】215

第５　災害救助法の適用 216

５．１ 災害救助法の概要 ..... 【関係各部】216

５．２ 災害救助法の適用及び実施 ..... 【本部事務局、救援避難部】218

５．３ 災害救助法が適用されない場合の措置 ..... 【関係各部】219

第６　自主防災組織の活動体制 220

６．１ 自主防災組織の活動 220

第２節　情報の収集・伝達 **221**

第１　情報連絡体制 222

１．１ 情報連絡系統 ..... 【各部共通】222

１．２ 通信手段の確保 ..... 【本部事務局】224

第２　災害情報の収集・伝達体制 228

２．１ 実施体制 ..... 【各部共通、本部事務局】229
２．２ 初動期の情報収集体制 ..... 【各部共通、総括部】231
２．３ 防災関係機関との情報収集体制 ..... 【総括部】231
２．４ 地震情報 ..... 【総括部】232
２．５ 火災情報 ..... 【消防部】233
２．６ 人的被害情報 ..... 【各部共通】234
２．７ 一般建築物被害情報 ..... 【各部共通】235
２．８ 公共土木・建築施設被害情報 ..... 【施設部、教育部、渉外情報部】236
２．９ ライフライン被害情報 ..... 【上下水道部、本部事務局】236
２.10 交通施設被害情報 ..... 【施設部、本部事務局】236
２.11 その他の被害情報 ..... 【産業部】237
２.12 被害調査の報告 ..... 【総括部】237
第３　市民への広報活動 239
３．１ 広報活動の方針 ..... 【本部事務局】239
３．２ 災害広報資料の収集 ..... 【渉外情報部】240
３．３ 初動期の広報 ..... 【渉外情報部】241
３．４ 生活再開時期の広報 ..... 【渉外情報部】241
３．５ 要配慮者への広報 ..... 【渉外情報部、救援避難部】243
第４　市民の各種相談窓口 244
４．１ 各種相談窓口の設置 ..... 【渉外情報部】244
４．２ 相談の内容 ..... 【渉外情報部】244
第５　報道機関への情報提供 246
５．１ 災害情報の提供 ..... 【渉外情報部】246
５．２ 災害情報の報道依頼 ..... 【渉外情報部】246
第６　広聴活動 247
６．１ 被災者に対する広聴活動の実施 ..... 【渉外情報部】247
６．２ 活動手順 ..... 【渉外情報部】247
６．３ ホームページの開設 ..... 【渉外情報部】248
６．４ 県の災害情報相談センターへの協力 ..... 【渉外情報部】248
６．５ 関係機関の連携確保 ..... 【渉外情報部】248
第３節　消防活動 249
第１　消防本部による消防活動 250
１．１ 情報収集及び伝達 ..... 【消防部】250
１．２ 初期活動 ..... 【消防部】251
１．３ 消火活動 ..... 【消防部】251
１．４ 救急及び救助活動 ..... 【消防部】252
第２　消防団による消防活動 255
２．１ 初期活動 ..... 【消防部、消防団】255
２．２ 消防活動 ..... 【消防部、消防団】255
２．３ その他の活動 ..... 【消防部、消防団】256
第３　応援部隊の要請 257
３．１ 応援の要請 ..... 【本部事務局、消防部】257

３．２ 受援の対応 ..... 【本部事務局、消防部】259
第４　救出活動 260
４．１ 救出活動の基本方針 ..... 【本部事務局、消防部】260
４．２ 要救出現場に対する人員の確保 ..... 【本部事務局、消防部】261
４．３ 要救出現場に対する救出用資機材の投入 ..... 【本部事務局】261
４．４ 救出従事機関同士の連絡調整・地域分担・役割分担 ..... 【本部事務局、消防部】261
４．５ その他注意事項 ..... 【本部事務局、消防部】262
第５　救急救助 263
５．１ 救急救助における出動 ..... 【消防部】263
５．２ 救急救助における活動 ..... 【消防部】263
５．３ 応援要請 ..... 【消防部】263
５．４ 災害救助法が適用された場合の費用等 ..... 【本部事務局、救援避難部】264
第４節　救援・救護活動 265
第１　行方不明者の捜索 266
１．１ 安否確認 ..... 【調達部、消防部、警察署】266
１．２ 捜索活動 ..... 【本部事務局、消防部、警察署】266
第２　避難対策 267
２．１ 要避難状況の把握 ..... 【本部事務局、消防部】267
２．２ 避難指示 ..... 【本部事務局、消防部、警察署】268
２．３ 警戒区域の設定 ..... 【本部事務局、消防部、警察署】270
２．４ 避難誘導及び移送 ..... 【救援避難部、教育部、消防部、消防団】271
２．５ 避難所等の開設 ..... 【救援避難部、関係各部】272
２．６ 避難所の運営 ..... 【救援避難部、関係各部】273
２．７ 避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策 ..... 【本部事務局、救援避難部、救護部、関係各部】277
２．８ 普通生活への復帰・避難所の縮小 ..... 【本部事務局、救援避難部】279
第３　要配慮者の安全確保 280
３．１ 避難行動要支援者等の避難支援 ..... 【本部事務局、救援避難部、救護部、消防部】280
３．２ 避難生活における要配慮者支援 ..... 【本部事務局、救援避難部、救護部】281
３．３ 社会福祉施設入所者等の安全確保対策 ..... 【救援避難部、救護部】283
３．４ 在住外国人の安全確保 ..... 【本部事務局】284
第４　医療救護 285
４．１ 医療情報の収集・伝達 ..... 【救護部】285
４．２ 初動医療体制 ..... 【救護部】285
４．３ 負傷者等の搬送体制 ..... 【救護部、消防部】287
４．４ 後方医療体制 ..... 【救護部、消防部】288
第５　防疫及び保健衛生 289
５．１ 防疫活動 ..... 【環境防疫部】289
５．２ 保健衛生活動 ..... 【県、救護部】291
５．３ 動物愛護 ..... 【環境防疫部】292
第６　応急給水 293
６．１ 給水需要の把握 ..... 【上下水道部、本部事務局】293

６．２ 給水方針の決定 ..... 【本部事務局、上下水道部】293
６．３ 給水の実施 ..... 【上下水道部】294
６．４ 給水施設の応急復旧 ..... 【上下水道部】295
第７　食料・生活必需品の供給 296
７．１ 緊急食料供給体制の確立 ..... 【調達部】296
７．２ 緊急生活必需品供給体制の確立 ..... 【調達部、救援避難部】299
７．３ 救援物資供給体制の確立 ..... 【調達部、救援避難部】301
第８　住宅の確保 302
８．１ 危険度判定の実施 ..... 【施設部】302
８．２ 応急仮設住宅の設置 ..... 【施設部】304
８．３ 被災住宅の応急修理 ..... 【施設部】306
８．４ 既存住宅の利用 ..... 【施設部】307
８．５ 災害復旧用材の調達等 307
第９　遺体の取扱い 308
９．１ 遺体の捜索 ..... 【調達部、消防部】308
９．２ 遺体の処理 ..... 【調達部、消防部】309
９．３ 遺体の埋・火葬 ..... 【調達部、深丘園】310
第 10　要員の確保 312
第 11　警備対策 313
11．１ 警備措置 ..... 【警察署】313
11．２ 警備体制 ..... 【警察署】313
11．３ 警備任務 ..... 【警察署】313
第５節　都市施設の応急対策 314
第１　公共施設の応急対策 315
１．１ 公共建築物 ..... 【施設部、教育部】315
１．２ 道路及び橋梁 ..... 【施設部、警察署】316
１．３ 河川及び水路 ..... 【施設部】317
１．４ 鉄道 ..... 【本部事務局】318
１．５ その他の施設 ..... 【関係各部】318
第２　ライフラインの応急対策 320
２．１ 上水道施設 ..... 【上下水道部】320
２．２ 下水道施設 ..... 【上下水道部】321
２．３ 都市ガス施設 ..... 【埼玉ガス(株)】322
２．４ 電力施設 ..... 【東京電力パワーグリッド(株)】322
２．５ 電気通信設備 ..... 【東日本電信電話(株)】323
第６節　交通対策 325
第１　緊急輸送の方針 326
１．１ 目標 ..... 【調達部、施設部、輸送部】326
１．２ 基本方針 ..... 【調達部、施設部、輸送部】326
１．３ 輸送対象 ..... 【調達部、施設部、輸送部】327
第２　緊急輸送道路の確保 328
２．１ 道路の被害状況の把握 ..... 【施設部】328

２．２ 交通障害物の除去 ..... 【施設部】328
２．３ 除去作業上の留意事項 ..... 【施設部】329
第３　交通規制 330
３．１ 発災直後の交通規制の実施要領 ..... 【施設部】330
３．２ 交通規制の方法 ..... 【施設部】331
３．３ 交通規制の実施時期と法適用 ..... 【施設部】332
３．４ 交通規制の法的根拠 ..... 【施設部】332
第４　緊急輸送手段の確保 333
４．１ 緊急輸送車両の確保 ..... 【総括部、調達部、輸送部】333
４．２ 緊急輸送車両の管理と運用 ..... 【輸送部】334
４．３ 緊急輸送車両の確認 ..... 【総括部】334
４．４ その他の輸送手段 ..... 【渉外情報部】335
４．５ 災害救助法を適用した場合の応急救助のための輸送 ..... 【調達部、輸送部】335
第７節　廃棄物対策 336
第１　災害廃棄物処理 337
１．１ 住宅関係障害物の除去 ..... 【環境防疫部、施設部】337
１．２ 災害廃棄物の処理 ..... 【環境防疫部、施設部】338
第２　一般廃棄物処理 341
２．１ ごみ処理 ..... 【環境防疫部】341
２．２ し尿処理 ..... 【環境防疫部、調達部】342
第８節　水防・土砂災害対策 344
第１　水防計画 345
１．１ 水防組織の確立 ..... 【施設部】345
１．２ 水防活動 ..... 【施設部】345
第２　土砂災害等の防止 346
２．１ 応急対策 ..... 【施設部、産業部】346
第９節　文教・保育対策 347
第１　応急教育 348
１．１ 児童・生徒の安否確認 ..... 【教育部】348
１．２ 学校施設の応急復旧 ..... 【教育部】349
１．３ 応急教育の実施 ..... 【教育部】350
１．４ 教材・学用品の調達・支給 ..... 【教育部】351
第２　応急保育 352
２．１ 福祉施設の応急措置 ..... 【救援避難部、救護部】352
２．２ 保育園の応急措置 ..... 【救援避難部、救護部】353
２．３ 放課後児童クラブの措置 ..... 【救援避難部、救護部】354
２．４ 要保護児童の応急保育 ..... 【救援避難部、救護部】354
第３　文化財対策 356
３．１ 情報の収集・伝達 ..... 【教育部】356
３．２ 入館者の安全対策 ..... 【教育部】356
３．３ 収蔵・保管施設の応急対策 ..... 【教育部】356
３．４ 文化財の応急対策 ..... 【教育部】357

第 10 節　帰宅困難者対策 358
第１　帰宅困難者への情報提供 ..... 【本部事務局】359
第２　一時滞在施設の確保 360
２．１ 駅周辺における一時滞在施設の確保 ..... 【本部事務局】360
２．２ 一時滞在施設での飲料水・食料等の提供 ..... 【本部事務局】360
２．３ 災害救助法の適用の検討 ..... 【本部事務局】360
第３　帰宅支援 361
３．１ 帰宅活動への支援 ..... 【本部事務局】361
３．２ 帰宅途上における一時滞在施設の確保 ..... 【本部事務局】361

第 11 節　南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応措置 362
第１　基本方針 363
１．１ 計画策定の趣旨 363
第２　南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応 364
２．１ 南海トラフ地震臨時情報の伝達 ..... 【総務防災課、各部共通】364
２．２ 市民、企業等への呼びかけ ..... 【本部事務局】365

第２章　風水害対策計画 366

第１節　応急活動体制 367
第１　市の活動体制 368
１．１ 災害発生直前の未然防災活動 ..... 【総務防災課、各部共通】368
１．２ 活動体制と配備基準 ..... 【各部共通】369
１．３ 活動体制と動員計画 ..... 【各部共通】370
１．４ 災害警戒本部の設置・運営 ..... 【各部共通、総務防災課】373
１．５ 災害対策本部の設置・運営 ..... 【各部共通、総務防災課】374
１．６ 応急活動の留意点 ..... 【本部事務局】375
第２　応援要請、相互協力 376
２．１ 県への応援要請 ..... 【本部事務局】376
２．２ 隣接市町等への応援要請 ..... 【本部事務局】376
２．３ 防災関係機関への応援要請 ..... 【本部事務局】376
２．４ 派遣職員に関する資料の整備 ..... 【総括部】376
２．５ 広域避難 ..... 【本部事務局】376
２．６ 応援の受入れ ..... 【本部事務局】376
２．７ ボランティア団体等との相互協力 ..... 【救援避難部】376
２．８ 応援受入体制の確保 ..... 【本部事務局】376
２．９ 被災地支援 ..... 【本部事務局】376
第３　自衛隊の災害派遣 377
３．１ 派遣要請 ..... 【本部事務局】377
３．２ 依頼要領 ..... 【本部事務局】377
３．３ 自衛隊の自主派遣 ..... 【自衛隊】377
３．４ 派遣部隊の撤収要請 ..... 【本部事務局】377
３．５ 経費の負担区分 ..... 【本部事務局】377
第４　災害救助法の適用 377
４．１ 災害救助法の概要 ..... 【関係各部】377

４．２ 災害救助法の適用及び実施 ..... 【本部事務局、救援避難部】377
４．３ 災害救助法が適用されない場合の措置 ..... 【関係各部】377
第５　市民及び自主防災組織の活動体制 378
５．１ 市民の行動 378
５．２ 自主防災組織の活動 379
第２節　情報の収集・伝達 **380**
第１　情報連絡体制 381
１．１ 情報連絡系統 ..... 【各部共通】381
１．２ 通信手段の確保 ..... 【本部事務局】381
第２　災害情報の収集・伝達体制 382
２．１ 気象予報・警報等情報 ..... 【各部共通】382
２．２ 雨量と水位情報 ..... 【道路河川課、総務防災課】389
２．３ 水防情報 ..... 【道路河川課、総務防災課】389
２．４ 防災関係機関との情報収集体制 ..... 【総括部】396
２．５ 人的被害情報 ..... 【各部共通】396
２．６ 一般建築物被害情報 ..... 【各部共通】396
２．７ 公共土木・建築施設被害情報 ..... 【施設部、教育部、渉外情報部】396
２．８ ライフライン被害情報 ..... 【上下水道部、本部事務局】397
２．９ 交通施設被害情報 ..... 【施設部、本部事務局】397
２.10 その他の被害情報 ..... 【産業部】397
２.11 被害調査の報告 ..... 【総括部】397
第３　市民への広報活動 399
３．１ 広報活動の方針 ..... 【本部事務局】399
３．２ 災害広報資料の収集 ..... 【渉外情報部】399
３．３ 初動期の広報 ..... 【渉外情報部】399
３．４ 生活再開時期の広報 ..... 【渉外情報部】400
３．５ 要配慮者への広報 ..... 【渉外情報部、救援避難部】400
３．６ ダム放流に伴う住民等に対する広報 ..... 【渉外情報部】400
第４　市民の各種相談窓口 401
４．１ 各種相談窓口の設置 ..... 【渉外情報部】401
４．２ 相談の内容 ..... 【渉外情報部】401
第５　報道機関への情報提供 401
５．１ 災害情報の提供 ..... 【渉外情報部】401
５．２ 災害情報の報道依頼 ..... 【渉外情報部】401
第６　広聴活動 401
６．１ 被災者に対する広聴活動の実施 ..... 【渉外情報部】401
６．２ 県の災害情報相談センターへの協力 ..... 【渉外情報部】401
第３節　水防活動 **402**
第１　危険区域の監視・警戒 403
１．１ 水防に関する活動体制 ..... 【施設部、消防団】403
１．２ 活動内容 ..... 【施設部、消防団】404
１．３ 重要水防区域 ..... 【施設部】404

第２　決壊時の措置 405
２．１ 決壊時の処置 ..... 【本部事務局、施設部、消防部、消防団】405
２．２ 避難のための立退き ..... 【本部事務局、消防部、消防団】406
２．３ 水防解除 ..... 【本部事務局、消防部、消防団】406
第３　避難指示等 407
３．１ 活動体制 ..... 【本部事務局、消防部、警察署、自衛隊】407
３．２ 警戒区域の設定 ..... 【本部事務局、消防部、警察署、自衛隊】408
３．３ 避難指示等の発令基準及び伝達方法 ..... 【本部事務局、施設部】409
３．４ 関係機関の相互連絡 ..... 【本部事務局】411
３．５ 避難誘導 ..... 【救援避難部】412
第４　応援要請 413
４．１ 水防管理団体相互の協力応援 ..... 【本部事務局】413
４．２ 自衛隊に対する出動要請 ..... 【本部事務局】413
第５　水防信号 ..... 【消防部】414
第６　観測通報 415
６．１ 雨量の通報 415
６．２ 水位の通報 ..... 【本部事務局、施設部】415
第７　土砂災害防止計画 416
７．１ 土砂災害警戒情報 ..... 【本部事務局】416
７．２ 情報の収集・伝達 ..... 【本部事務局】416
７．３ 避難誘導 ..... 【本部事務局、救援避難部】417
７．４ 二次災害の防止 ..... 【本部事務局、施設部】417
第８　公用負担 ..... 【施設部、消防部】418
第４節　消防活動 419
第１　消火活動 420
１．１ 消火活動上の基本方針 ..... 【消防部】420
１．２ 住民・自主防災組織の活動 ..... 【消防部】420
１．３ 事業所の活動 ..... 【消防部】420
第２　応援部隊の要請 421
２．１ 応援の要請 ..... 【本部事務局、消防部】421
２．２ 受援の対応 ..... 【本部事務局、消防部】421
第５節　救援・救護活動 422
第１　人命救助活動 423
１．１ 人命救助活動 ..... 【本部事務局、施設部、消防部】423
１．２ 行方不明者の捜索活動 ..... 【本部事務局、調達部、消防部、警察署】424
第２　避難対策 425
２．１ 要避難状況の把握 ..... 【本部事務局、消防部】425
２．２ 避難指示等 ..... 【本部事務局、消防部、警察署】426
２．３ 警戒区域の設定 ..... 【本部事務局、消防部、警察署】428
２．４ 避難誘導及び移送 ..... 【救援避難部、教育部、消防部、消防団】428
２．５ 避難所等の開設 ..... 【救援避難部、関係各部】428
２．６ 避難所の運営 ..... 【救援避難部、関係各部】428

２．７ 避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策 ..... 【本部事務局、救援避難部、救護部、関係各部】428
２．８ 普通生活への復帰・避難所の縮小 ..... 【本部事務局、救援避難部】428
第３　要配慮者の安全確保 429
３．１ 避難行動要支援者等の避難支援 ..... 【本部事務局、救援避難部、救護部、消防部】429
３．２ 避難生活における要配慮者支援 ..... 【本部事務局、救援避難部、救護部】429
３．３ 社会福祉施設入所者等の安全確保対策 ..... 【救援避難部、救護部】429
３．４ 在住外国人の安全確保 ..... 【本部事務局】429
第４　医療救護 429
４．１ 医療情報の収集・伝達 ..... 【救護部】429
４．２ 初動医療体制 ..... 【救護部】429
４．３ 負傷者等の搬送体制 ..... 【救護部、消防部】429
４．４ 後方医療体制 ..... 【救護部、消防部】429
第５　防疫及び保健衛生 430
５．１ 防疫活動 ..... 【環境防疫部】430
５．２ 保健衛生活動 ..... 【県、救護部】430
５．３ 動物愛護 ..... 【環境防疫部】430
第６　応急給水 431
６．１ 給水需要の把握 ..... 【上下水道部、本部事務局】431
６．２ 給水方針の決定 ..... 【本部事務局、上下水道部】431
６．３ 給水の実施 ..... 【上下水道部】431
６．４ 給水施設の応急復旧 ..... 【上下水道部】432
第７　食料・生活必需品の供給 433
７．１ 緊急食料供給体制の確立 ..... 【調達部】433
７．２ 緊急生活必需品供給体制の確立 ..... 【調達部、救援避難部】433
７．３ 救援物資供給体制の確立 ..... 【調達部、救援避難部】433
第８　住宅の確保 433
８．１ 危険度判定の実施 ..... 【施設部】433
８．２ 応急仮設住宅の設置 ..... 【施設部】433
８．３ 被災住宅の応急修理 ..... 【施設部】433
８．４ 既存住宅の利用 ..... 【施設部】433
８．５ 災害復旧用材の調達等 433
第９　遺体の取扱い 434
９．１ 遺体の捜索 ..... 【調達部、消防部】434
９．２ 遺体の処理 ..... 【調達部、消防部】434
９．３ 遺体の埋・火葬 ..... 【調達部、深丘園】434
第 10　要員の確保 434
第 11　災害警備計画 435
11．１ 基本方針 ..... 【警察署】435
11．２ 警備体制の種別 ..... 【警察署】435
11．３ 平常時の措置 ..... 【警察署】436
11．４ 災害警備実施 ..... 【警察署】436

第６節　都市施設の応急対策 **437**
第１　公共施設の応急対策 438
１．１ 公共建築物 ..... 【施設部、教育部】438
１．２ 道路及び橋梁 ..... 【施設部、警察署】438
１．３ 河川及び水路 ..... 【施設部】438
１．４ 鉄道 ..... 【本部事務局】438
１．５ その他の施設 ..... 【関係各部】438
第２　ライフラインの応急対策 438
２．１ 上水道施設 ..... 【上下水道部】438
２．２ 下水道施設 ..... 【上下水道部】438
２．３ 都市ガス施設 ..... 【埼玉ガス(株)】438
２．４ 電力施設 ..... 【東京電力パワーグリッド(株)】438
２．５ 電気通信設備 ..... 【東日本電信電話(株)】438
第７節　交通対策 **439**
第１　緊急輸送の方針 440
１．１ 目標 ..... 【調達部、施設部、輸送部】440
１．２ 基本方針 ..... 【調達部、施設部、輸送部】440
１．３ 輸送対象 ..... 【調達部、施設部、輸送部】440
第２　緊急輸送道路の確保 440
２．１ 道路の被害状況の把握 ..... 【施設部】440
２．２ 交通障害物の除去 ..... 【施設部】440
２．３ 除去作業上の留意事項 ..... 【施設部】440
第３　交通規制 441
３．１ 発災直後の交通規制の実施要領 ..... 【施設部】441
３．２ 交通規制の方法 ..... 【施設部】441
３．３ 交通規制の実施時期と法適用 ..... 【施設部】441
３．４ 交通規制の法的根拠 ..... 【施設部】441
第４　緊急輸送手段の確保 442
４．１ 緊急輸送車両の確保 ..... 【総括部、調達部、輸送部】442
４．２ 緊急輸送車両の管理と運用 ..... 【輸送部】442
４．３ 緊急輸送車両の確認 ..... 【総括部】442
４．４ その他の輸送手段 ..... 【渉外情報部】442
４．５ 災害救助法を適用した場合の応急救助のための輸送 ..... 【調達部、輸送部】442
第８節　廃棄物対策 **443**
第１　災害廃棄物処理 444
１．１ 住宅関係障害物の除去 ..... 【環境防疫部、施設部】444
１．２ 災害廃棄物の処理 ..... 【環境防疫部、施設部】444
第２　一般廃棄物処理 445
２．１ ごみ処理 ..... 【環境防疫部】445
２．２ し尿処理 ..... 【環境防疫部、調達部】445
第９節　文教・保育対策 **446**
第１　応急教育 447

１．１ 児童・生徒の安否確認 ..... 【教育部】447
１．２ 学校施設の応急復旧 ..... 【教育部】447
１．３ 応急教育の実施 ..... 【教育部】447
１．４ 教材・学用品の調達・支給 ..... 【教育部】447
第２　応急保育 448
２．１ 福祉施設の応急措置 ..... 【救援避難部、救護部】448
２．２ 保育園の応急措置 ..... 【救援避難部、救護部】449
２．３ 放課後児童クラブの措置 ..... 【救援避難部、救護部】449
２．４ 要保護児童の応急保育 ..... 【救援避難部、救護部】449
第３　文化財対策 449
３．１ 情報の収集・伝達 ..... 【教育部】449
３．２ 入館者の安全対策 ..... 【教育部】449
３．３ 収蔵・保管施設の応急対策 ..... 【教育部】449
３．４ 文化財の応急対策 ..... 【教育部】449

第３章　事故災害対策計画 450

第１節　応急活動体制 **451**
第１　市の活動体制 452
１．１ 活動体制と配備基準 ..... 【各部共通】452
１．２ 活動体制と動員計画 ..... 【各部共通】452
１．３ 災害対策本部の設置・運営 ..... 【各部共通、総務防災課】453
第２　応急活動内容 455
２．１ 職員の初動活動 ..... 【各部共通】455
２．２ 応急活動の留意点 ..... 【本部事務局】456
第３　応援要請、相互協力 457
３．１ 県への応援要請 ..... 【本部事務局】457
３．２ 隣接市町等への応援要請 ..... 【本部事務局】457
３．３ 防災関係機関への応援要請 ..... 【本部事務局】457
３．４ 派遣職員に関する資料の整備 ..... 【総括部】457
３．５ 広域避難 ..... 【本部事務局】457
３．６ 応援の受入れ ..... 【本部事務局】457
３．７ ボランティア団体等との相互協力 ..... 【救援避難部】457
３．８ 応援受入体制の確保 ..... 【本部事務局】457
３．９ 被災地支援 ..... 【本部事務局】457
第４　自衛隊の災害派遣 457
４．１ 派遣要請 ..... 【本部事務局】457
４．２ 依頼要領 ..... 【本部事務局】457
４．３ 自衛隊の自主派遣 ..... 【自衛隊】457
４．４ 派遣部隊の撤収要請 ..... 【本部事務局】457
４．５ 経費の負担区分 ..... 【本部事務局】457
第５　災害救助法の適用 458
５．１ 災害救助法の概要 ..... 【関係各部】458
５．２ 災害救助法の適用及び実施 ..... 【本部事務局、救援避難部】458

５．３ 災害救助法が適用されない場合の措置 ..... 【関係各部】458
第２節　情報の収集・伝達 459
第１　情報連絡体制 460
１．１ 情報連絡系統 ..... 【各部共通】460
１．２ 通信手段の確保 ..... 【本部事務局】460
第２　災害情報の収集・伝達体制 461
２．１ 実施体制 ..... 【各部共通、本部事務局】461
２．２ 初動期の情報収集体制 ..... 【各部共通、総括部】461
２．３ 防災関係機関との情報収集体制 ..... 【総括部】462
２．４ 火災情報 ..... 【消防部】462
２．５ 人的被害情報 ..... 【各部共通】462
２．６ 一般建築物被害情報 ..... 【各部共通】463
２．７ 公共土木・建築施設被害情報 ..... 【施設部、教育部、渉外情報部】463
２．８ ライフライン被害情報 ..... 【上下水道部、本部事務局】463
２．９ 交通施設被害情報 ..... 【施設部、本部事務局】463
２.10 その他の被害情報 ..... 【産業部】463
２.11 被害調査の報告 ..... 【総括部】463
第３　市民への広報活動 465
３．１ 広報活動の方針 ..... 【本部事務局】465
３．２ 災害広報資料の収集 ..... 【渉外情報部】465
３．３ 初動期の広報 ..... 【渉外情報部】465
３．４ 生活再開時期の広報 ..... 【渉外情報部】465
３．５ 要配慮者への広報 ..... 【渉外情報部、救援避難部】465
第４　市民の各種相談窓口 466
４．１ 各種相談窓口の設置 ..... 【渉外情報部】466
４．２ 相談の内容 ..... 【渉外情報部】466
第５　報道機関への情報提供 466
５．１ 災害情報の提供 ..... 【渉外情報部】466
５．２ 災害情報の報道依頼 ..... 【渉外情報部】466
第６　広聴活動 466
６．１ 被災者に対する広聴活動の実施 ..... 【渉外情報部】466
６．２ 県の災害情報相談センターへの協力 ..... 【渉外情報部】466
第３節　救援・救護活動 467
第１　人命救助活動 468
１．１ 人命救助活動 ..... 【本部事務局、施設部、消防部】468
１．２ 行方不明者の捜索活動 ..... 【本部事務局、調達部、消防部、警察署】469
第２　避難対策 470
２．１ 要避難状況の把握 ..... 【本部事務局、消防部】470
２．２ 避難指示 ..... 【本部事務局、消防部、警察署】470
２．３ 警戒区域の設定 ..... 【本部事務局、消防部、警察署】471
２．４ 避難誘導及び移送 ..... 【救援避難部、教育部、消防部、消防団】471
２．５ 避難所等の開設 ..... 【救援避難部、関係各部】471

２．６ 避難所の運営 ..... 【救援避難部、関係各部】471
２．７ 避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策 ..... 【本部事務局、救援避難部、救護部、関係各部】472
２．８ 普通生活への復帰・避難所の縮小 ..... 【本部事務局、救援避難部】472
第３ 医療救護 473
３．１ 医療情報の収集・伝達 ..... 【救護部】473
３．２ 初動医療体制 ..... 【救護部】473
３．３ 負傷者等の搬送体制 ..... 【救護部、消防部】473
３．４ 後方医療体制 ..... 【救護部、消防部】473
第４節 大規模火災対策計画 474
１．１ 消防活動 ..... 【本部事務局、消防部、消防団】474
１．２ 救出活動 ..... 【本部事務局、施設部、消防部】475
１．３ 救援・救護活動 .... 【本部事務局、救援避難部、教育部、施設部、消防部、消防団】475
１．４ 施設・設備の応急復旧活動 ..... 【施設部】477
１．５ 被災者への的確な情報伝達活動 ..... 【本部事務局】477
第５節 危険物等災害対策計画 478
１．１ 危険物災害応急対策計画 ..... 【警察署、施設管理者】478
１．２ 高圧ガス災害応急対策計画 ..... 【消防部、県、警察署、施設管理者】479
１．３ 火薬類災害応急対策計画 ..... 【総括部、消防部、警察署、施設管理者】480
１．４ 毒物・劇物災害応急対策計画 ..... 【消防部、熊谷保健所、警察署、施設管理者】480
第６節 放射性物質及び原子力発電所事故災害対策計画 481
第１ 放射性物質輸送事故に対する基本方針 483
１．１ 想定した事故 483
１．２ 想定した事故の条件 483
１．３ シミュレーションの結果 483
第２ 放射性物質輸送事故応急対策活動 484
２．１ 輸送事故発生直後の情報の収集・連絡 484
２．２ 活動体制の確立 ..... 【関係各部】486
第３ 原子力発電所事故対策計画 ..... 【関係各部】491
第７節 農林水産災害対策計画 493
１．１ 実施計画 ..... 【本部事務局、産業部】493
１．２ 農業災害対策 ..... 【産業部】493
第８節 道路災害対策計画 495
１．１ 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保 ..... 【本部事務局、施設部】495
１．２ 活動体制の確立 ..... 【本部事務局、施設部】497
１．３ 消火活動 ..... 【施設部、消防部】497
１．４ 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動 ..... 【本部事務局、施設部】498
１．５ 危険物の流出に対する応急対策 ..... 【施設部、消防部】498
１．６ 道路施設・交通安全施設の応急復旧活動 ..... 【施設部】498
１．７ 被災者等への的確な情報伝達活動 ..... 【本部事務局】499
１．８ 道路災害からの復旧 ..... 【施設部】499

第９節　鉄道事故対策計画 **500**
第１　市の措置 501
１．１ 活動体制 ..... 【総務防災課、消防部】501
１．２ 情報収集 ..... 【総務防災課、消防部】502
１．３ 避難誘導 ..... 【総務防災課、消防部】502
１．４ 災害現場周辺の住民への避難指示 ..... 【総務防災課、消防部】503
１．５ 救出・救助 ..... 【消防部、警察署】503
１．６ 消火活動 ..... 【消防部】503
１．７ 応援要請 ..... 【総務防災課、消防部】503
１．８ 医療救護 ..... 【救護部、消防部】503
第２　鉄道事業者等の措置 504
第３　県の措置 504
第 10 節　航空機事故災害対策計画 **505**
第１　活動体制 506
１．１ 事業者の措置 506
１．２ 県の措置 506
１．３ 市の措置 ..... 【本部事務局】507
第２　応急措置 508
２．１ 情報収集 ..... 【本部事務局】508
２．２ 避難誘導 ..... 【消防部、消防団】509
２．３ 救出・救助 ..... 【消防部、警察署】509
２．４ 消火活動 ..... 【消防部】509
２．５ 応援要請 ..... 【本部事務局】510
２．６ 医療救護 ..... 【救護部】510
第 11 節　文化財災害対策計画 **511**
１．１　情報の収集・伝達 ..... 【教育部】511
１．２　入館者の安全対策 ..... 【教育部】511
１．３　収蔵・保管施設の応急対策 ..... 【教育部】511
１．４　文化財の応急対策 ..... 【教育部】512
第４章　その他の災害対策計画 513
第１節　雪害対策 **514**
第１　市の活動体制 515
１．１ 活動体制と配備基準 ..... 【各部共通】515
第２　活動内容 516
２．１ 情報の収集・伝達 ..... 【各部】516
２．２ 道路機能の確保 ..... 【施設部】516
２．３ 救出・救助の実施 ..... 【本部事務局、消防部】517
２．４ 避難所の開設・運営 ..... 【本部事務局、救援避難部】517
２．５ 医療救護 ..... 【救護部、消防部】517
２．６ ライフラインの確保 ..... 【施設部、上下水道部】517
第２節　竜巻・突風等対策 **518**

第１　活動内容 519
１．１ 竜巻等突風に関する普及啓発の推進 ..... 【本部事務局】519
１．２ 救助の適切な実施 ..... 【本部事務局、救援避難部】519
１．３ がれき処理 ..... 【環境防疫部】519
１．４ 避難所の開設・運営 ..... 【本部事務局、救援避難部】519
１．５ 応急住宅対策 ..... 【施設部】520
１．６ 道路の応急復旧 ..... 【施設部】520
第３節　火山噴火降灰対策 521
第１　応急活動体制の確立 ..... 【本部事務局】522
第２　情報の収集・伝達 522
２．１ 降灰に関する情報の発信 ..... 【本部事務局】522
２．２ 降灰に関する被害情報の伝達 ..... 【本部事務局】522
２．３ 降灰に伴う取るべき行動の周知 ..... 【本部事務局】523
第３　避難所の開設・運営 ..... 【本部事務局、救援避難部、上下水道部】523
第４　医療救護 ..... 【救護部】524
第５　交通ネットワーク・ライフライン等の応急・復旧対策 【上下水道部、施設部】524
第６　農業者への支援 ..... 【産業部】524
第７　降灰の処理 525
７．１ 降灰の除去 ..... 【施設部、上下水道部】525
７．２ 灰の回収 ..... 【環境防疫部】525
第８　広域一時滞在 ..... 【救援避難部】525
第９　物価の安定、物資の安定供給 ..... 【産業部】525

≪ **第４部　復旧・復興対策計画** ≫ 527

第１節　公共施設の復旧・復興計画 **528**
第１　復旧・復興計画の方針 529
１．１ 復旧・復興の基本方針 ..... 【総括部（総務部）・渉外情報部（企画財政部）】529
１．２ 計画への住民の意向反映 ..... 【渉外情報部（秘書室・企画財政部）】530
１．３ 財政支援の検討 ..... 【渉外情報部（企画財政部）】530
１．４ 計画推進のための職員の派遣の要請 ..... 【関係各部】530
第２　復旧・復興計画の推進 531
２．１ 復旧事業実施体制 ..... 【各部共通】531
２．２ 復旧事業計画の作成 ..... 【各部共通】531
２．３ 復興計画の作成 ..... 【各部共通】533

第２節　民生安定のための措置 **534**
第１　被災者台帳の作成・り災証明書の発行 535
１．１ 被災者台帳の整備 ..... 【総務防災課、調査部（資産税課）、関係各課】535
１．２ り災証明書発行の概要 ..... 【調査部（市民税課、資産税課）】536
１．３ り災証明書発行の流れ ..... 【調査部（市民税課、資産税課）】537
１．４ り災証明書発行に関する広報と相談窓口の設置．【渉外情報部、調査部（資産税課）】539
１．５ 事前対策 ..... 【調査部（資産税課）】539
第２　被災者の生活確保 541
２．１ 生活相談 ..... 【渉外情報部（関係各課）】542
２．２ 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給 ..... 【救援避難部（福祉政策課、生活福祉課）】543
２．３ 災害援護資金の貸付け ..... 【救援避難部（福祉政策課、生活福祉課）】543
２．４ 被災者生活再建支援制度 ..... 【救援避難部（福祉政策課、生活福祉課）】545
２．５ 住宅の再建 ..... 【施設部（建築住宅課）】546
２．６ 職業のあっせん ..... 【産業部（商工振興課）】546
２．７ 租税等の徴収猶予及び減免等 ..... 【関係各課】547
２．８ 生活保護 ..... 【救援避難部（生活福祉課）】549
２．９ 借地借家の特例の適用に関する計画 ..... 【関係各部（関係各課）】549
２.10 災害時における郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策 550
２.11 生活必需品等の安定供給の確保 550
第３　義援金品の配布 551
３．１ 受付窓口の開設 ..... 【救援避難部（長寿福祉課）】551
３．２ 受付・募集 ..... 【救援避難部（長寿福祉課）】551
３．３ 保管及び配分 ..... 【救援避難部（長寿福祉課）】552
第４　地域経済の復旧支援 553
４．１ 農林漁業関係融資 ..... 【県、産業部（農業振興課）】554
４．２ 中小企業関係融資 ..... 【県、産業部（商工振興課）】555

第３節　激甚災害の指定 **556**
第１　激甚災害の指定手続 557
１．１ 激甚法による財政援助 ..... 【本部事務局（企画財政部）】557
１．２ 激甚災害指定の手続 ..... 【本部事務局（企画財政部）】557

１．３ 激甚災害に関する被害状況等の報告 ..... 【本部事務局（企画財政部）】558
第２　特別財政援助額の交付手続等 559

第１部　総　　則

≪第１部　総　　則≫

第１章　計画の策定

第１節　計画の概要

第１　計画の目的

深谷市地域防災計画（以下「本計画」という。）は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号。以下「災対法」という。）第 42 条及び深谷市防災会議条例第２条の規定に基づき、深谷市防災会議（以下「市防災会議」という。）が作成する計画であり、深谷市（以下「市」という。）、埼玉県（以下「県」という。）、並びに指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体等（以下「防災関係機関」という。）がその有する全機能を有効に発揮して、市の地域及び施設並びに市民にかかわる災害予防、応急対策及び復旧・復興に至る一連の防災対策を実施することにより、市民の生命、身体及び財産を災害から守ることを目的とする。

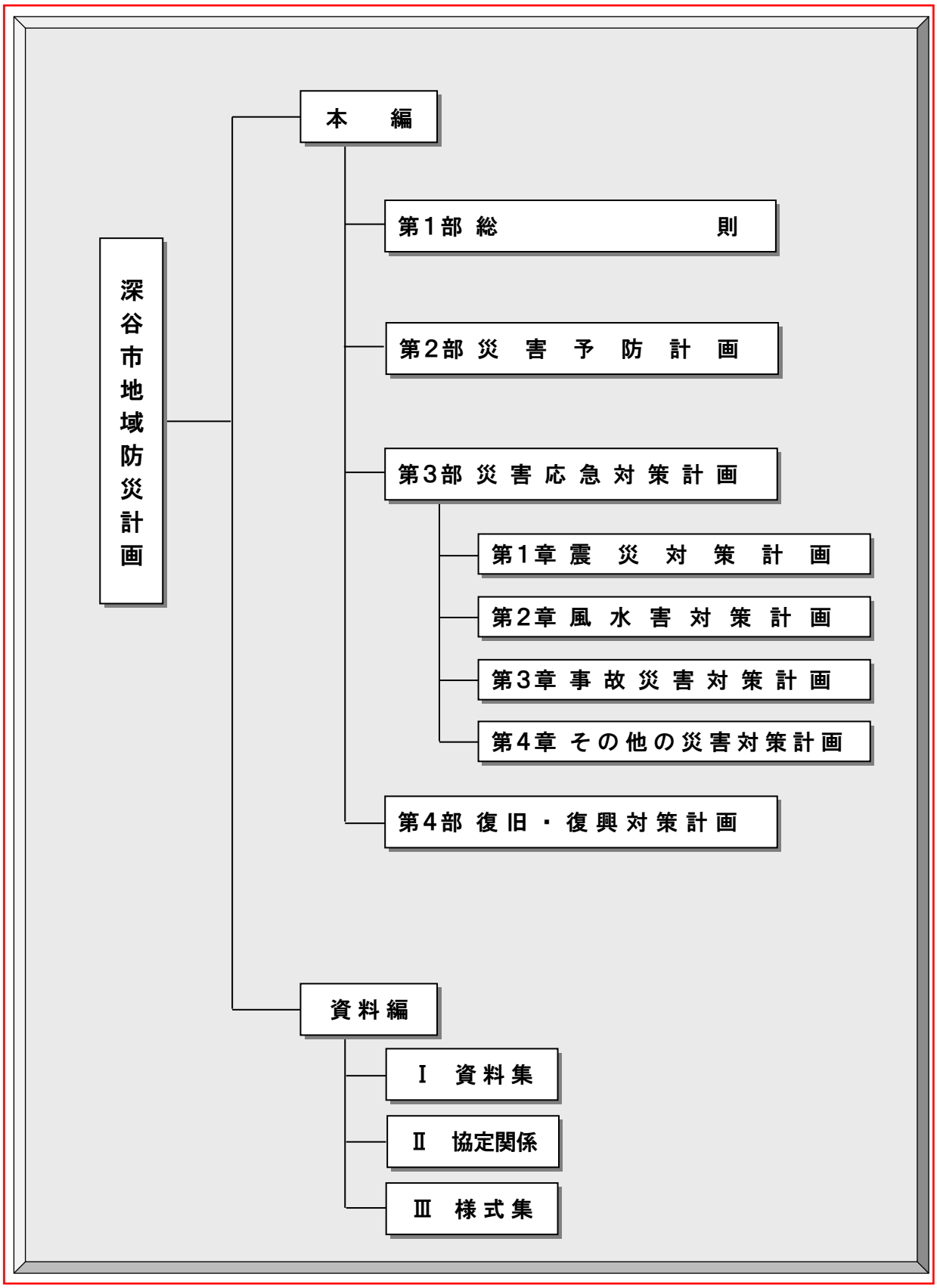
第２　計画の目標

本計画は、市における各種災害への対応を明確化することを目標とする。

第３　計画の構成

本計画は、市における災害に対処するための基本的かつ総合的な計画として策定するものであり、総則、災害予防計画、応急対策計画、復旧・復興対策計画より構成する。なお、応急対策計画については、災害種別により災害時にあたる応急対策が異なるところもあるため、震災対策計画、風水害対策計画、事故災害対策計画、その他の災害対策計画に分けた構成とする。

≪地域防災計画の構成≫


深谷市地域防災計画
本　編
第１部 総　則
第２部 災　害　予　防　計　画
第３部 災 害 応 急 対 策 計 画
第１章 震　災　対　策　計　画
第２章 風 水 害 対 策 計 画
第３章 事 故 災 害 対 策 計 画
第４章 その他の災害対策計画
第４部 復 旧 ・ 復 興 対 策 計 画
資 料 編
Ⅰ　資 料 集
Ⅱ　協定関係
Ⅲ　様 式 集

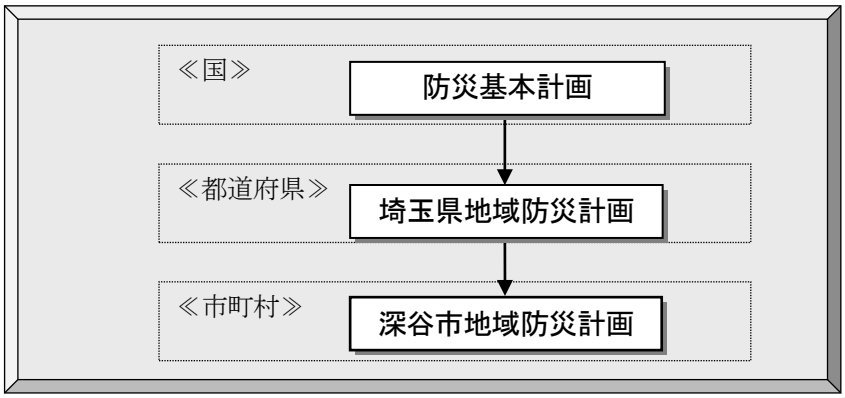
第４　計画の運用等

４．１　他計画との関係

(1) 埼玉県地域防災計画との関係

この計画は、埼玉県地域防災計画（以下「県計画」という。）と内容が共通するものについては県計画を準用し、市が作成すべき事項については、国及び県の指針に沿った上、市の実状にあわせて作成する。

≪深谷市地域防災計画と他計画との関係≫



(2) 災害救助法との関係

本計画は、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）に基づき県知事が実施する救助のうち、同法第 30 条に基づき市長に委任された場合又は同法が適用されない場合の救助に関する計画を包括するものである。

(3) 市総合計画との関係

本計画は、第２次深谷市総合計画基本構想にある「安心とやすらぎを感じられるまち」の実現に向けて諸施策と整合を図るとともに、埼玉県地震被害想定調査や洪水浸水想定区域図に基づく浸水人口等に係る調査結果を踏まえ、総合的な防災体制を確立するものである。

４．２　計画の修正

この計画は、災対法第 42 条の規定に基づき毎年検討を加え、必要があると認められるときには、この計画を修正する。

４．３　計画の周知

市、県及び防災関係機関は、この計画の趣旨を尊重し、常に防災に関する調査研究及び教育訓練を実施してこの計画の習熟に努めるとともに、市の職員及び関係行政機関、関係公共機関その他防災に関する重要な施設管理者に周知徹底させるとともに、特に必要と認める事項については広く市民に対し周知徹底を図り、もって防災に寄与するよう努めるものとする。

第２節　計画の基本方針

第１　計画の理念

《基本理念》

市民とともにつくる安全なまちづくり

この計画は、災対法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づき、市防災会議が策定する計画である。市は、県及び防災関係機関や、市内の事業所、地域の防災組織及び市民等の総力を結集し、各主体間で連携を図ることにより、「自助」・「共助」・「公助」による防災協働社会を実現し、災害の予防、応急対策及び復旧・復興対策を実施することにより、市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

市は、利根川流域系の低地と南部の荒川系の台地から成り、多くの河川や肥沃な農地などの自然資源に恵まれて発展してきた。

今日に至るまで、企業進出や田畑の開発等により都市化が進められてきた一方で、木造建築物の密集化、軟弱地盤や洪水浸水想定区域等への市街地の拡大がみられ、災害発生の可能性が増大しつつある。

市は、こうした社会的環境とともに、近年発生した大規模災害からの教訓、及び自然災害の頻発化・激甚化の傾向を踏まえ、災害に備えて、安全なまちづくりを進めていくことが必要となっている。しかしながら安全なまちづくりは決して行政の力だけではつくりえないものであり、行政と市民が一体となって初めてなし得るものである。

このため、本計画では、「市民とともにつくる安全なまちづくり」を基本理念として、行政と市民が一体となった地域ぐるみの防災体制を構築するものである。

第２　防災施策の大綱

「市民とともにつくる安全なまちづくり」は、次の施策によりその実現の推進を図るものとする。

【 防災施策の大綱 】

市民とともにつくる安全なまちづくり

《 防災都市づくりの推進 》

災害の発生による被害を最小限にとどめるため、道路、公園、河川、下水道等の都市基盤の整備を推進するとともに、建築物等の耐震不燃化や防災性を考慮した都市緑地、避難場所としてのオープンスペースの確保を図り、災害に強い総合的なまちづくりを推進する。

《 災害時に即応できる防災体制の整備 》

災害時における初動組織体制の迅速な立ち上げ、二次災害の防止、複合災害の可能性を認識した防災対策、被災者の生活確保及び社会経済活動の早期回復等を図るため、市内部の緊急時の対応能力を強化するとともに、他の防災関係機関と連携を図り、災害時に即応できる防災体制の整備を推進する。

《 行政と市民が一体となった防災体制の推進 》

地域コミュニティの現状を踏まえ、自主防災組織の結成促進及び育成強化、市民の防災意識・防災知識の普及啓発を図り、行政と市民の協力による防災体制の整備を推進する。

《 多様な視点を取り入れた防災体制の推進 》

防災に関する様々な施策や方針の決定過程等において、女性や高齢者、障害者等の多様な視点を取り入れた防災対策を推進することで、様々な被災者のニーズに対応する。

《 自助・共助による地域防災力向上方策の推進 》

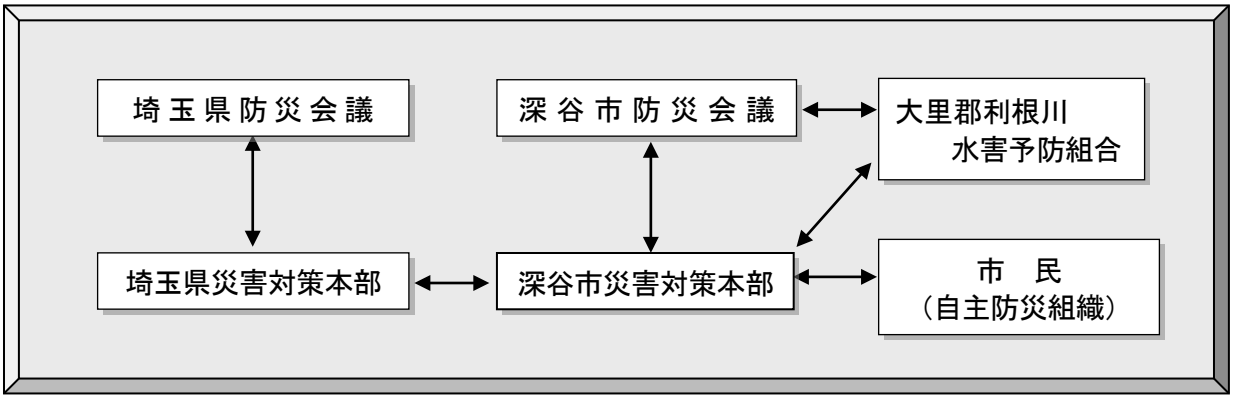
市民一人ひとりの防災に対する意識を高め、自らの命と生活を守れるよう防災に対する市民の自律性を促す。また、市民や事業所が防災に対する自らの役割を自覚し、「自助」、「共助」による地域防災力を向上させるための取組みを推進する。

第２章　市、県及び防災関係機関の役割分担

第１節　地域防災組織

第１　市に係る地域防災組織

市に係る地域防災組織は次のとおりである。



第２　市防災会議

市防災会議は、災対法第 16 条及び市防災会議条例に基づき設置され、任務及び組織については、次のとおりである。

２．１ 任務

１　本計画の作成及びその実施を推進すること
２　市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること及び重要事項に関し、市長に意見を述べること
３　前１及び２に掲げるもののほか、法律等によりその権限に属する事務

２．２ 組織

市防災会議は、市長を会長とし、市、県及び防災関係機関の長又は職員のうちから任命された委員をもって組織し、市防災会議の庶務は、総務防災課において処理する。
また、男女共同参画の視点から市防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組む。
なお、市防災会議委員の構成は、資料編のとおりである。

※参照：資料編　Ⅰ「資料１－６　深谷市防災会議委員」

第２節　市、県及び防災関係機関の業務の大綱

市、県及び防災関係機関は、災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興対策に関し、次のことを実施する。

第１　市

市は、基礎的な地方公共団体として、市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、市の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施する責務を有する。（災対法第５条第１項）

なお、災害救助法の適用後は、同法第 30 条に基づき災害救助にあたる。

1	災害対策の組織の整備及び訓練に関すること
2	防災施設の新設、改良及び復旧の実施に関すること
3	防災に必要な物資及び資材の備蓄並びに整備に関すること
4	避難指示等に関すること
5	水防、消防その他の応急措置に関すること
6	災害に関する情報の収集、伝達、広報及び被害の調査に関すること
7	被災者に対する救助及び救護措置に関すること
8	災害時における保健衛生、文教及び交通等の対策に関すること
9	市民への防災意識の普及及び防災に関する訓練の実施
10	管内の公共的団体及び住民の自主防災組織の指導育成に関すること
11	隣接市町村間の相互応援・協力に関すること
12	ボランティアとの応援・協力に関すること
13	災害時における交通及び輸送の確保に関すること
14	災害対策要員の動員及び雇上に関すること
15	災害時の医療及び助産救護に関すること
16	被災施設の応急対策及び復旧の実施に関すること
17	関係団体が実施する災害応急対策等の調整に関すること
18	被災産業に対する融資等の対策に関すること
19	被災児童及び生徒の応急教育に関すること
20	その他災害の発生の防御と拡大防止のための措置に関すること

第２　消防機関

1　災害及び二次災害の予防警戒及び防除に関すること
2　人命の救出、救助及び応急救護に関すること
3　消防、水防その他の応急処置に関すること
4　災害時の救助、救急、情報の伝達に関すること
5　危険物の安全性確保のための指導に関すること

第３　県の機関

県は、当該県域並びに当該県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該県の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、その区域内の市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その総合調整を行う責務を有する。（災対法第４条第１項）

1　災害予防
　(1)　防災に関する組織の整備に関すること
　(2)　防災に関する訓練の実施に関すること
　(3)　防災に関する物資及び資材の備蓄及び点検に関すること
　(4)　防災に関する施設及び設備の整備及び点検に関すること
　(5)　前各号のほか、災害が発生した場合における災害応急対策の実施に支障となるべき状態等の改善に関すること
2　災害応急対策
　(1)　警報の発令及び伝達並びに避難指示等に関すること
　(2)　消防、水防その他の応急措置に関すること
　(3)　被災者の救難、救助その他の保護に関すること
　(4)　災害を受けた児童及び生徒の応急教育に関すること
　(5)　施設及び設備の応急復旧に関すること
　(6)　清掃、防疫その他の保健衛生措置に関すること
　(7)　犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関すること
　(8)　緊急輸送の確保に関すること
　(9)　前各号のほか、災害の防御又は拡大防止のための措置に関すること

(1) 北部地域振興センター

1　県支部応急活動組織の整備に関すること
2　災害(震災)情報の収集及び報告に関すること
3　県本部及び管内市町等との連絡調整に関すること
4　災害(震災)状況の現況調査に関すること
5　管内市町が実施する応急対策業務等の支援に関すること
6　熊谷防災基地の開設に関すること

(2) 熊谷保健所

1　保健衛生関係の被害状況の収集に関すること
2　医療品、衛生材料及び各種資材の調達あっせんに関すること
3　各種消毒に関すること
4　細菌及び水質検査に関すること
5　感染症発生に伴う調査指導及び感染症対策に関すること
6　災害救助食料の衛生に関すること
7　災害時の上下水道の復旧清掃に関すること
8　り災者の医療所及び助産所に関すること

(3) 大里農林振興センター

1　農作物及び耕地の被害状況調査に関すること

(4) 熊谷県土整備事務所

1　県所管の河川、道路、橋梁の被害状況の調査及び応急修理に関すること
2　降水量及び水位等の観測情報に関すること
3　洪水予報及び水防警報の受理及び通報に関すること
4　水防管理団体との連絡指導に関すること
5　県所管の河川、道路等における障害物の除去に関すること

第４　警察の機関

1　情報の収集、伝達及び広報に関すること
2　警告及び避難誘導に関すること
3　人命の救助及び負傷者の救護に関すること
4　交通の秩序の維持に関すること
5　犯罪の予防検挙に関すること
6　行方不明者の捜索と検視（見分）に関すること
7　漂流物等の処理に関すること
8　その他治安維持に必要な措置に関すること

第５　指定地方行政機関

(1) 関東農政局埼玉県拠点

1　災害予防対策
ダム・ため池、頭首工、地すべり防止施設等、防災上重要な施設の点検・整備事業の実施又は指導に関すること

2　応急対策
(1) 管内の農業・農地・農業用施設の被害状況の情報収集及び報告連絡に関すること
(2) 飲食料品、油脂、農畜産物、飼料及び種子等の安定供給に関すること
(3) 農作物・蚕・家畜等に係る管理指導及び病害虫の防除に関すること
(4) 営農技術指導、家畜の移動に関すること
(5) 災害応急用ポンプ等の貸出しに関すること
(6) 応急用食料・物資の支援に関すること
(7) 農業水利施設等の被災に起因する二次災害防止対策に関すること
(8) 食品の需給・価格動向や表示等に関すること
(9) 関係職員の派遣に関すること

3　復旧対策
(1) 農地・農業用施設等の復旧事業に係る災害査定と査定前工事の承認に関すること
(2) 災害による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関すること

(2) 埼玉労働局 熊谷労働基準監督署

1　工場、事業場等における労働災害の防止に関すること
2　職業の安定に関すること

(3) 関東地方整備局（利根川上流河川事務所・荒川上流河川事務所）

管轄する河川、道路、港湾・空港、官庁施設についての計画、工事及び管理を行うほか次の事項を行うよう努める。

1　災害予防
(1) 震災対策の推進
(2) 危機管理体制の整備
(3) 災害・防災に関する研究、観測等の推進
(4) 防災教育等の実施
(5) 防災訓練
(6) 再発防止対策の実施

2　災害応急対策
(1) 災害発生直後の情報の収集、連絡及び通信の確保
(2) 活動体制の確保
(3) 災害発生直後の施設の緊急点検
(4) 災害対策用資機材、復旧資機材等の確保
(5) 災害時における応急工事等の実施
(6) 災害発生時における交通等の確保
(7) 緊急輸送
(8) 二次災害の防止対策
(9) ライフライン施設の応急復旧
(10) 地方公共団体等への支援

(11) 「災害時の情報交換に関する協定」に基づく、「リエゾン（連絡情報員）」の派遣
(12) 支援要請等による「緊急災害対策派遣隊（ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ）」の派遣
(13) 被災者・被災事業者に対する措置

3　災害復旧・復興
(1) 災害復旧の実施
(2) 都市の復興
(3) 被災事業者等への支援措置

(4) 東京管区気象台（熊谷地方気象台）

1　気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関すること
2　気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報及び警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関すること
3　気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること
4　地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること
5　防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること

第６　自衛隊

1　災害派遣の準備
(1) 災害派遣に必要な基礎資料の調査及び収集に関すること
(2) 自衛隊災害派遣計画の作成に関すること
(3) 本計画に合わせた防災に関する訓練の実施に関すること

2　災害派遣の実施
(1) 人命、身体又は財産の保護のために緊急に部隊等を派遣して行う必要のある応急救援又は応急復旧の実施に関すること
(2) 災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与に関すること

第７　指定公共機関

(1) 東日本電信電話(株)（埼玉事業部）

1　電気通信設備の整備に関すること
2　災害時における非常通信の確保及び警報の伝達に関すること
3　被災電気通信設備の応急対策及び災害復旧に関すること

(2) 東京電力パワーグリッド(株)（熊谷支社）

1　災害時における電力供給に関すること
2　被災施設の応急対策及び災害復旧に関すること

(3) 東日本旅客鉄道(株)（深谷駅、岡部駅）

1　災害時により線路が不通となった場合の旅客の輸送手配、不通区間を新幹線、自動車による代行輸送及び連絡社線の振替輸送を行うこと
2　災害により線路が不通となった場合
(1) 列車の運転整理及び折返し運転、う回を行うこと
(2) 線路の復旧及び脱線車両の復線、修理をし、検査のうえ速やかに開通手配をすること
3　線路、架線、ずい道、橋梁等の監視及び場合によっては巡回監視を行うこと
4　死傷者の救護及び処置を行うこと
5　事故の程度によっては、部外への救援要請及び報道機関への連絡を行うこと
6　停車場、その他輸送に直接関係のある建物、電力施設、信号保安施設通信施設の保守及び管理を行うこと

(4) 日本郵便(株)

1　郵便事業の業務運行管理及びこれらの施設等の保全に関すること
2　救助用物資を内容とする郵便物等の料金免除及び災害時における郵便葉書等の無償交付に関すること

(5) 深谷赤十字病院

1　医療及び助産活動の協力に関すること
2　防疫その他保健衛生活動の協力に関すること
3　災害時における医療救護活動の実施に関すること

第８　指定地方公共機関

(1) 秩父鉄道(株)

1　鉄道施設等の安全保安に関すること
2　災害時における鉄道車両等による救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること

(2) (一社)埼玉県トラック協会深谷支部・日本通運(株)深谷支店

1　災害時における貨物自動車（トラック）による救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること

(3) 土地改良区

1　防災ため池等の設備の整備と管理に関すること
2　農地及び農業用施設の被害調査と災害復旧に関すること
3　たん水の防排除施設の整備と活動に関すること

(4) 埼玉ガス(株)

1　ガス供給施設（製造施設も含む）の建設及び安全保安に関すること
2　ガスの供給の確保に関すること

(5) 大里郡利根川水害予防組合

1　水防施設資材の整備に関すること
2　水防計画の樹立と水防訓練に関すること
3　水防活動に関すること

(6) (公社)埼玉県看護協会

1　医療及び助産活動の協力に関すること
2　防疫その他保健衛生活動の協力に関すること
3　災害時における医療救護活動の実施に関すること

第９　その他の防災関係機関

(1) (福)深谷市社会福祉協議会

1　要配慮者の支援に関すること
2　災害時におけるボランティア活動の支援に関すること

※参考『要配慮者及び避難行動要支援者の定義』

○要配慮者

高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、傷病者、日本語が不自由な外国人といった災害時に自力で避難することが困難な者。また、災害時の避難所生活等に当たり、大きな支障があり、特段の手助けが必要な者

○避難行動要支援者

要配慮者のうち、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に自ら避難することが著しく困難である者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者

(2) (一社)深谷寄居医師会、大里郡市歯科医師会、深谷市薬剤師会

1　医療及び助産活動の協力に関すること
2　防疫その他保健衛生活動の協力に関すること
3　災害時における医療救護活動の実施に関すること

(3) ふかや農業協同組合、埼玉岡部農業協同組合、花園農業協同組合

1　市が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること
2　農作物の災害応急対策の指導に関すること
3　被災農家に対する融資、あっせんに関すること
4　農業生産資材及び農家生活資材の確保、あっせんに関すること
5　農産物の需給調整に関すること

(4) 商工会議所等商工業関係団体

1　市が行う商工業関係被害調査、融資希望者のとりまとめ、あっせん等の協力に関すること
2　災害時における物価安定についての協力に関すること
3　救援用物資、復旧資材の確保についての協力、あっせんに関すること

(5) 病院等経営者

1　避難施設の整備と避難訓練の実施に関すること
2　被災時の病人等の収容、保護に関すること
3　災害時における負傷者の医療と助産救助に関すること

(6) 社会福祉施設経営者

1　避難施設の整備と避難等の訓練の実施に関すること
2　災害時における収容者の保護に関すること

(7) 金融機関

1　被災事業者等に対する資金の融資に関すること

(8) 学校法人

1　避難施設の整備と避難等の訓練の実施に関すること
2　被災時における教育対策に関すること
3　被災施設の災害復旧に関すること

(9) 婦人会等社会教育関係

1　市が実施する応急対策についての協力に関すること

(10) その他防災上重要な協力機関の管理者

1　市の行う被害状況の調査についての協力に関すること
2　災害応急対策についての協力に関すること

第３章　市民、自主防災組織及び事業所の基本的役割

災害から一人でも多くの市民の生命及び財産を守るためには、第一に「自分の身は自分で守る」という「自助」の考え方、第二に地域における助け合いによって「自分たちのまちは自分たちで守る」という「共助」の考え方、この二つの理念に立つ市民と「公助」の役割を果たす行政とが、それぞれの責務と役割を明らかにし、連携を図っていくことが必要不可欠である。

過去の様々な災害で得た最も重要な教訓のひとつは、防災活動の基本は、市民一人ひとりが、防災についての知識と行動力を身に付け、「自分の身は自分で守る」という「自助」の重要性である。

市民はこの原点に立って、日ごろから非常食料などを備蓄し、自主的に災害に備えるとともに、災害発生時には市及び防災関係機関が行う消火・救援活動などの防災活動に協力しなければならない（災対法第７条：住民等の責務）。

また、事業所等は、防火管理体制の強化、防災訓練の実施など、災害に即応できる防災体制の充実に努め、事業所内の安全を確保するとともに、地域住民の防災活動に積極的に協力するよう努めなければならない。

第１節　市民の果たす役割

市民が、災害による被害を軽減及び拡大を防止するために、平常時から実施する事項並びに災害発生時に実施する事項は次のとおりである。

第１　平常時から実施する事項

○防災に関する知識の習得
○地域固有の災害特性の理解と認識
○家屋等の耐震性の促進、家具の転倒防止対策
○ブロック塀等の改修及び生け垣化
○火気使用器具等の安全点検と火災予防措置
○避難場所、避難路の確認
○飲料水、食料、生活必需品等の備蓄
○各種防災訓練の参加
○市民による災害教訓の伝承

第２　発災時に実施する事項

○正確な情報の把握及び伝達
○出火防止措置及び初期消火の実施
○適切な避難の実施
○組織的な応急復旧活動への参加と協力

第２節　自主防災組織の果たす役割

自治会等により組織化された自主防災組織が、災害による被害を軽減し拡大を防止するために、平常時から実施する事項並びに災害発生時に実施する事項は次のとおりである。

第１　平常時から実施する事項

○防災に関する知識の普及、啓発
○避難場所、避難路の確認
○地区内の要配慮者の把握
○消火訓練の実施
○避難誘導訓練の実施
○救援救護訓練の実施
○地域コミュニティ意識の醸成
○防災資機材の備蓄、管理

第２　発災時に実施する事項

○対策本部の設置、運営及び各班との連絡調整
○火災の初期消火と市災害対策本部及び関係機関への連絡
○人員の確認、地域住民の避難誘導
○要配慮者の保護、安全確保
○救出・救護の実施及び協力
○避難所開設への協力
○避難所運営への積極的な協力
○被害状況、災害情報の収集・報告・広報
○救援物資の受入、配分
○食料、飲料水の調達、配分
○防災資機材の活用

第３節　事業所の果たす役割

事業所が、平常時から実施する事項並びに災害発生時に実施する事項は次のとおりである。

第１　平常時から実施する事項

○防災責任者の育成
○建築物の耐震化の促進
○施設、設備の安全管理
○防災訓練の実施
○従業員に対する防災知識の普及
○自衛消防隊の結成と防災計画の作成
○地域防災活動への参加、協力
○防災資機材の備蓄と管理
○飲料水、食料、生活必需品等の備蓄
○広告、外装材等の落下防止
○業務継続計画（ＢＣＰ）の作成

第２　発災時に実施する事項

○正確な情報の把握及び伝達
○出火防止措置、初期消火の実施
○従業員、利用者等の避難誘導
○応急救助・救護
○ボランティア活動への支援

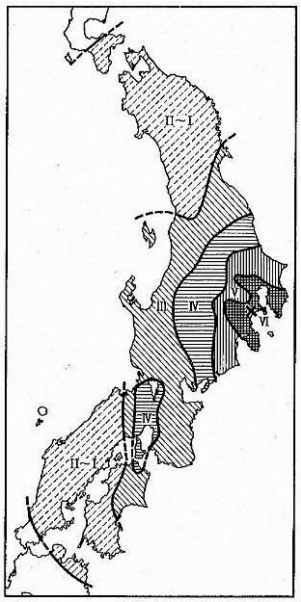
第４章　市の防災環境

市の災害に関する災害履歴、防災に係る自然環境及び社会環境の特性を以下に整理した。

第１節　災害履歴

第１　地震災害

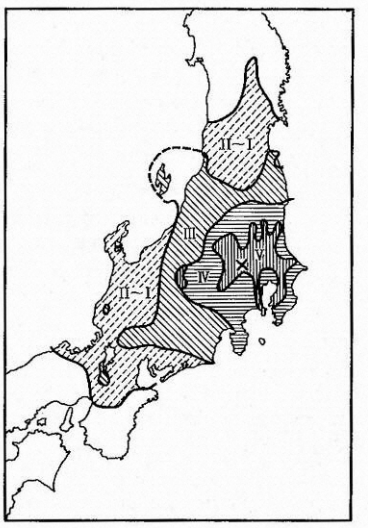
日本列島は地震の巣の中に孤立するように横たえているため、これまで数多くの地震による被害を受けてきた。市周辺では、1923 年関東地震（M7.9）、1931 年西埼玉地震（M6.9）が知られている。また、近年発生した 2011 年東日本大震災（M9.0）では、市においても被害が発生した。



(1) 1923 年関東地震（M7.9）

伊豆半島北部～相模湾北西付近を震源域として発生したとした地震で、この地震による災害を関東大震災と呼ばれている。県での被害は、死者 316 名、負傷者 497 名、行方不明者 95 名、家屋全壊 9,268 件、半壊 7,577 件であった。旧深谷市では、家屋は東西に１ｍ位揺れ動き、電気館前通りに地割れができるほどだった。明戸の正辰館製糸所の煙突、日本煉瓦会社の煙突等は、大音響とともに崩壊した。余震は終日続いた。

(2) 1931 年西埼玉地震（M6.9）



埼玉県北西部（小川町の仙元山）付近を震源域として発生した地震である。県下の被害は甚だしく、被害は、死者 11 人、負傷者 114 人、全壊家屋 172 戸、中北部の荒川、利根川沿いの沖積地に被害が多かった。

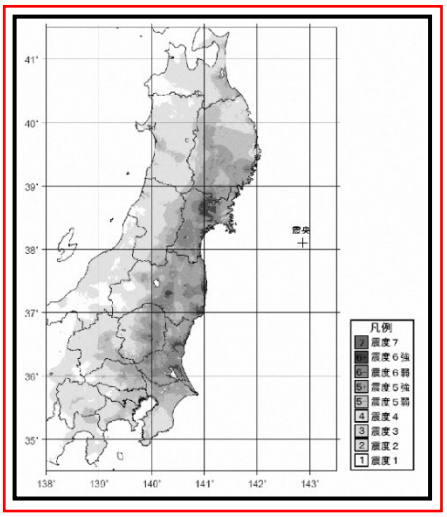
旧深谷市では、関東地震よりも被害が大きかった。道路、田圃には亀裂が生じ、石塔、煉瓦塀が倒れ、家屋の倒壊・半壊、橋梁の破損が随所に見られた。中でも旧富国館製糸工場の煙突の残欠が倒壊し、その下で遊んでいた子供数人が死傷した。旧川本町では、重傷者２人、煙突の倒壊が１であった。また、旧花園町では、花園小学校教室の壁の大半が崩れ落ちたと言われている。

(3) 2011 年東日本大震災（M9.0）

平成 23 年３月 11 日 14 時 46 分に三陸沖（北緯 38 度１分、東経 142 度９分)、深さ 24km で発生し、日本観測史上最大規模のマグニチュード 9.0 を記録した地震である。最大震度は７（宮城県栗原市）で、強い揺れ、巨大津波、地盤沈下や液状化現象等により、岩手県・宮城県・福島県を中心に、東日本及び太平洋沿岸部で甚大な被害が発生した。また、地震によって引き起こされた福島第一原子力発電所の事故により、放射性物質が拡散され、放射能汚染による被害が発生した。

県内の地震による被害は、負傷者 104 人、全壊家屋 24 棟、半壊家屋 194 棟、一部損壊家屋 16,161 棟、火災発生 12 件であった。なお、県内でも液状化現象が多数発生し、液状化による被害は、全壊 12 棟、大規模半壊 39 棟、半壊 56 棟、一部損壊 423 棟であった。

市の震度は、５強であった。被害状況としては、人的被害として避難時に骨折した人１人、屋根瓦が落下するなどの民家の被害が 35 件であった。道路及び橋梁については、被害は見当たらず、公共施設については、内壁・外壁のクラック、ガラスの破損などがあったが、施設利用者の人的被害の報告はなかった。また、福島第一原子力発電所の事故により、市においてもホットスポットと呼ばれる局所的に放射能の高い地域が発生し、除染等を実施した。



出典）気象庁ホームページ「平成 23 年(2011 年)東北地方太平洋沖地震　推計震度分布図」

第２　風水害

昭和 41 年以降、市では各地域で下表のように繰り返し水害被害が発生している。特に利根川水系の小山川や福川等の中小河川の氾濫による影響が大きい。

≪深谷市における水害被害≫

起　日		異常気象名	旧市町名	水害区域面積(ha)			被害家屋棟数（棟）					被災世帯数		被災数			一般資産等被害額（千円）		
				農地	宅地その他	計	床下	床上	半壊	全壊流失	計	床下	床上	事業所	従業者	農漁家	一般資産	農作物	計
昭和 41 年	6 月 28 日～6 月 29 日	台風第４号	１深谷市	226.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			２岡部町	550.0	6.0	556.0	72	0	11	0	83	0	0	0	0	0	0	0	0
			３花園町	176.0	3.0	179.0	64	0	1	0	65	0	0	0	0	0	0	0	0
			４川本町	140.0	243.0	383.0	115	0	5	0	120	0	0	0	0	0	0	0	0
			計	1,092.0	252.0	1,118.0	251	0	17	0	268	0	0	0	0	0	0	0	0
昭和 41 年	9 月 24 日～9 月 26 日	台風第２６号	２岡部町	350.0	280.0	630.0	77	0	22	0	99	0	0	0	0	0	0	0	0
昭和 46 年	8 月 27 日～9 月 13 日	台風第２３．２５．２６号及び秋雨前線豪雨	３花園町	140.0	1.0	141.0	20	0	0	0	20	0	0	0	0	0	77	49,681	49,681
			４川本町	1.5	0.6	2.1	19	0	0	0	19	0	0	0	0	0	1,115	0	49,681
			計	141.5	1.6	143.1	39	0	0	0	39	0	0	0	0	0	1,192	49,681	99,362
昭和 52 年	8 月 4 日～8 月 22 日	豪雨	４川本町	207.3	10.7	218.0	83	0	0	0	83	76	0	0	0	0	72,984	3,649	76,633
昭和 54 年	8 月 11 日～8 月 30 日	台風第１０号、１１号及び豪雨	４川本町	0.0	5.8	5.8	60	0	0	0	60	60	0	0	0	0	10,571	0	10,571
昭和 60 年	5 月 27 日～7 月 24 日	豪雨及び台風第６号	１深谷市	15.0	0.1	15.1	2	0	0	0	2	2	0	0	0	0	392	2,484	2,876
平成 2 年	8 月 9 日～8 月 11 日	台風第１１号	１深谷市	0.0	0.1	0.1	2	0	0	0	2	1	0	1	6	0	10,776	0	10,776
平成 2 年	9 月 11 日～9 月 20 日	豪雨・台風第１９号	１深谷市	0.0	0.0	0.0	1	0	0	0	1	1	0	0	0	0	594	0	594
平成 2 年	9 月 24 日～10 月 1 日	豪雨・台風第２０号	１深谷市	193.0	0.0	193.0	1	0	0	0	1	1	0	0	0	0	320	114,825	115,145
平成 2 年	11 月 27 日～12 月 3 日	豪雨、台風第２８号	１深谷市	31.0	0.1	31.1	4	0	0	0	4	4	0	4	16	0	17,717	3,893	216,595
			３花園町	0.0	1.0	1.0	3	0	0	0	3	2	0	2	6	0	6,441	0	0
			４川本町	0.0	0.1	0.1	2	0	0	0	2	3	0	2	6	0	480	0	0
			計	31.0	1.1	32.1	9	0	0	0	9	9	0	8	28	0	24,638	3,893	0
平成 3 年	9 月 11 日～9 月 28 日	台風第１７～１９号豪雨風浪	３花園町	0.0	0.1	0.1	1	0	0	0	1	2	0	0	0	0	1,262	0	1,262
平成 6 年	7 月 23 日～7 月 27 日	台風第７号	１深谷市	0.0	0.3	0.3	3	0	0	0	3	3	0	0	0	0	976	0	976
平成 9 年	8 月 25 日～8 月 26 日	豪雨	２岡部町	0.0	0.0	0.0	4	0	0	0	4	2	9	2	3	0	3,677	0	3,677
平成 10 年	9 月 14 日～9 月 18 日	豪雨及び台風第５号	１深谷市	13.7	0.3	14.0	2	0	0	0	2	1	0	1	24	0	48,436	43,283	91,719
平成 11 年	8 月 10 日～9 月 20 日	豪雨	１深谷市	30.0	0.0	30.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,536	97,634
			２岡部町	55.0	1.4	56.4	16	0	0	0	16	16	0	1	2	0	20,637	500	500
			計	85.0	1.4	86.4	16	0	0	0	16	16	0	1	2	0	20,637	2,036	500
平成 12 年	不明	不明	２岡部町	17.6	20.3	37.8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	69	0	69
平成 14 年	7 月 8 日～7 月 12 日	梅雨前線豪雨及び台風第６号	１深谷市	48.0	1.5	49.5	1	0	0	0	1	0	0	1	10	0	39,597	5,659	5,659
			２岡部町	0.0	0.0	0.0	4	0	0	0	4	4	0	0	0	0	2,655	0	5,728
			３花園町	0.0	0.3	0.3	14	0	0	0	14	14	0	0	0	0	20,540	0	0
			計	48.0	1.8	49.8	19	0	0	0	19	18	0	1	10	0	62,792	5,659	0
平成 23 年	7 月 17 日～7 月 21 日	台風第６号及び豪雨	１深谷市	0.0	0.1	0.1	4	0	0	0	4	4	0	0	0	0	5,739	0	5,739
	8 月 30 日～9 月 7 日	台風第１２号及び豪雨	１深谷市	4.4	0.2	4.5	13	0	0	0	13	13	0	0	0	0	14,924	10,906	25,830
平成 25 年	不明	不明	１深谷市	0.0	0.0	0.0	3	0	0	0	3	0	0	0	0	0	1,673	0	1,673
平成 28 年	8 月 21 日～8 月 24 日	台風第９号及び豪雨	１深谷市	0.0	0.1	0.1	3	0	0	0	3	3	0	0	0	0	4,879	0	4,879
平成 29 年	10 月 19 日～10 月 24 日	台風第２１号	１深谷市	5.9	0.1	6.0	5	1	0	0	6	5	0	0	0	0	5,813	30,248	36,061
令和元年	10 月 12 日～10 月 13 日	台風第１９号	１深谷市	9.7	0.6	10.4	2	2	0	0	4	1	2	1	0	0	60,217	0	60,217

出典）国土交通省河川局調べ「『水害統計調査』昭和 37 年～令和元年」に加筆

注）統計年によっては、被害未集計の年次がある。

注）被害未集計ではあるが、昭和 57 年９月 12 日夜半に関東地方西部を通過した台風 18 号では、熊谷で日雨量 301.5㎜ を記録。唐沢川や福川の一部で水があふれ、家屋の浸水や田畑の冠水による農業被害が多数発生しました。

第３　事故災害

市では、今まで大規模な事故災害は起こっていない。

しかし、2011 年３月 11 日に発生した東日本大震災による福島第一原子力発電所の事故においては、拡散した放射性物質が遠く離れた本市にも飛来し、市においても事故による影響が懸念された。

第２節　自然環境の特性

第１　位置

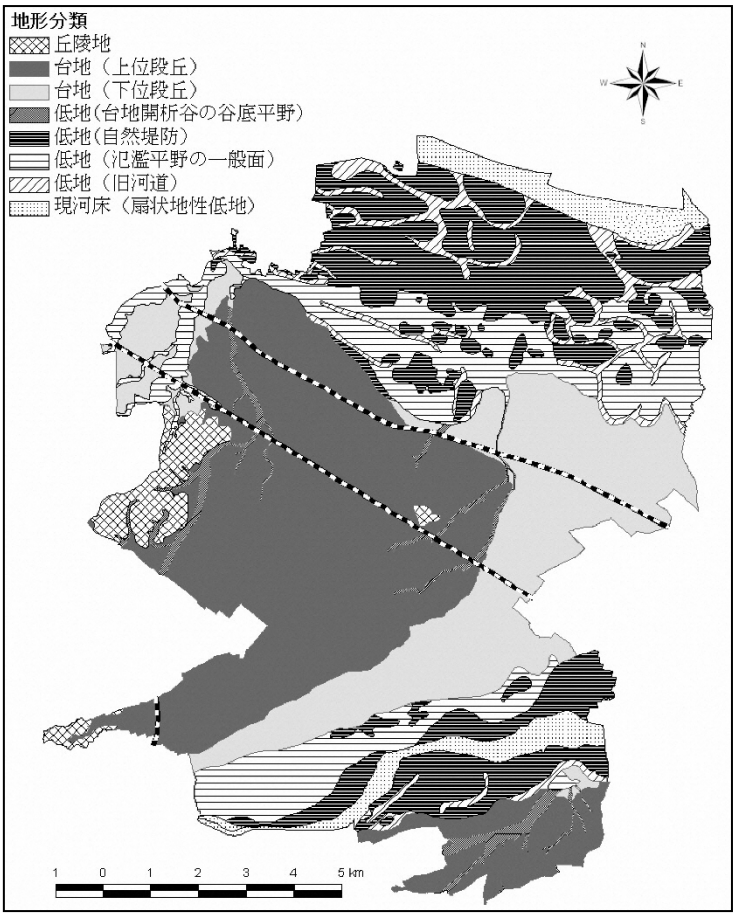
市は、埼玉県の北西部にあり、東経 139 度 17 分、北緯 36 度 12 分（市役所位置）、都心から約 70km 圏に位置し、東は熊谷市に、南は嵐山町、寄居町に、西は美里町、本庄市に、北は群馬県に接し、総面積は 138.37km² となっている。



第２　地形

市は、北部は利根川水系の低地、南部は荒川が扇状地を形成する台地地形に大きく区分される。北部の低地には利根川等の河川、旧河道、自然堤防、氾濫平野によって構成される。南部の台地はわずかに旧川微高地がみることができる。

≪深谷市の地形≫



出典）深谷市「『深谷市防災アセスメント調査及び地域防災計画策定業務　地震アセスメント調査編報告書』平成 20 年 3 月」に加筆・修正

第３　活断層

活断層によるいわゆる直下型地震により大きな被害が発生することから最近、活断層に関する研究が盛んに行われている。

県内の活断層で発生したとみられる地震としては、1931 年の西埼玉地震が挙げられるが、地震断層の出現は確認されておらず、どの活断層が活動したかは特定されていない。

活断層の活動の度合いをＡ級（千年あたりの変位量が１ｍ以上 10ｍ未満）、Ｂ級（千年あたり 10 ㎝以上１ｍ未満）、Ｃ級（千年あたり１㎝ 以上 10 ㎝未満）と区分することが多いが、県内には最も活動度が高いＡ級の活断層はなく、全てＢ級ないしＣ級と推定される。これらの活断層の活動間隔は数千年のオーダーと考えられる。

市域に係る活断層は、深谷断層帯・綾瀬川断層（関東平野北西縁断層帯・元荒川断層帯）である。

≪深谷断層帯・綾瀬川断層の概略位置図≫



出典）地震調査研究推進本部「深谷断層帯･綾瀬川断層（関東平野北西縁断層帯･元荒川断層帯）の長期評価（一部改訂）」平成 27 年４月

第４　表層地質

市域の表層地質は、軟弱で比較的地震動が増幅しやすいと言われている未固結の沖積層（砂や泥など）が、利根川や荒川などの低地を中心に分布している。一方、川に挟まれた台地には礫を中心とした洪積層が分布し、その表面を関東ローム層といわれる「火山灰質粘性土」（赤土）が覆っている。

第５　河川

市の主な河川としては、北部に利根川、南部に荒川が流れ、市内を流れる唐沢川は台地の水を集めて市街地を抜け、小山川へ注いでいる。

市を流れる一級河川の市内総延長は 63,000m、準用河川の指定総延長は 19,260m、普通河川の指定総延長は 14,080m となる。

市を流れる河川は以下に示すとおりである。

≪河川表≫

［平成 27 年 3 月　現在］

	河川名	河川延長	市内延長		河川名	指定延長		河川名	指定延長
一級河川	利根川	322km	6,200m	準用河川	伊勢方川	740m	普通河川	谷田堀川	980m
	小山川	36,411m	10,700m		深谷横瀬川	2,400m		大堀川	3,400m
	福川	20,770m	10,100m		戸田川	1,900m		押切川	4,600m
	唐沢川	6,900m	6,900m		上唐沢川	4,300m		前の川	5,100m
	清水川	5,530m	4,200m		西川	2,560m			
	備前渠川	3,850m	600m		岡部川	1,600m			
	志戸川	9,340m	2,900m		本郷排水路	3,360m			
	藤治川	5,750m	5,750m		高田堀川	1,400m			
	荒川	173km	12,050m		橋屋川	1,000m			
	吉野川	10,960m	3,600m						

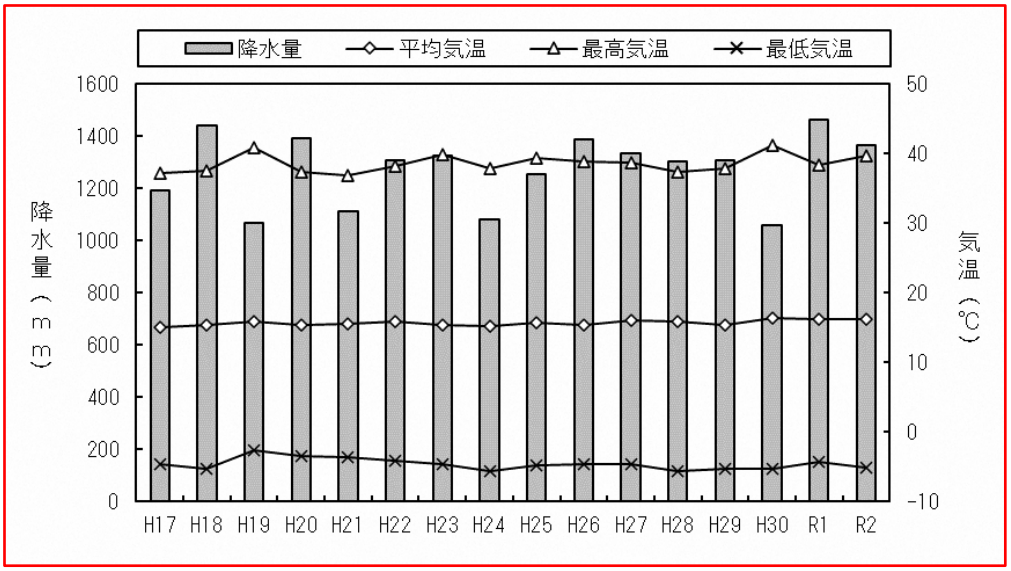
出典）道路河川課

第６　気象

市は関東平野の北西部にあって、夏暑く、冬寒い内陸型気候をしている。年間を通しての平均気温はおおむね 15℃前後である。また、最高気温はおおむね 37～40℃であり、平成 30 年７月に熊谷地方気象台で過去最高の 41.1℃を観測し、熊谷の観測開始(1897 年)以来の極値を更新した。

年間の風向は、北西及び西北西の風が卓越している。また、年降水量は約 1286㎜ である。

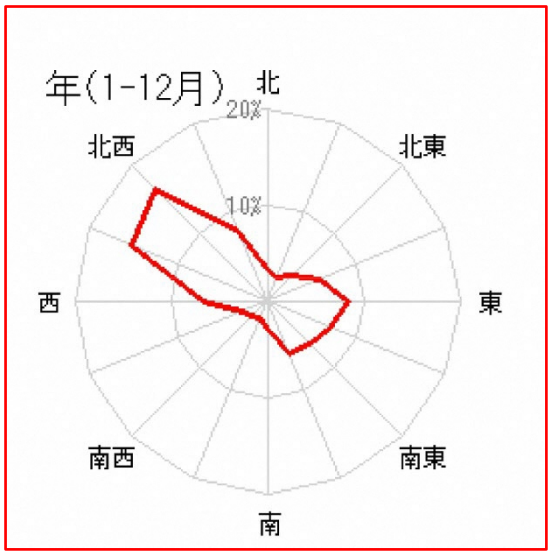
≪気温、降水量の推移≫



出典）熊谷地方気象台

≪風配図≫

年平均風向度数（平成 17 年～令和２年）



出典）熊谷地方気象台

第３節　社会環境の特性

第１　人口

(1) 人口及び世帯数の推移

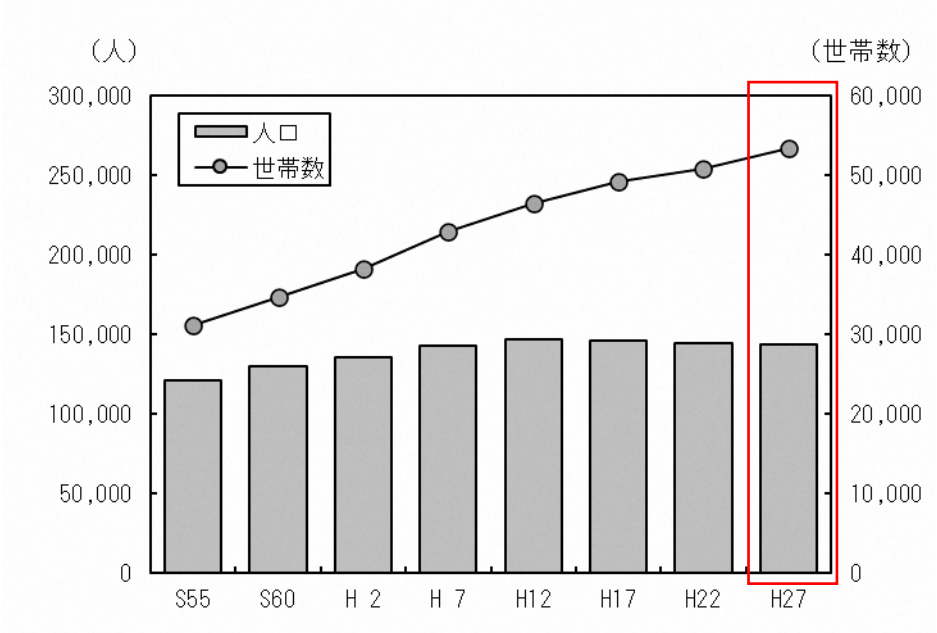
市は、平成 27 年の国勢調査によると人口は 143,811 人であり、平成 22 年に比べ 807 人、割合にして 0.6%の減少となっている。

≪人口及び世帯数の推移≫

	旧深谷市		旧岡部町		旧川本町		旧花園町		合計	
	人口（人）	世帯数（世帯）	人口（人）	世帯数（世帯）	人口（人）	世帯数（世帯）	人口（人）	世帯数（世帯）	人口（人）	世帯数（世帯）
S55	82,237	21,862	17,254	4,286	11,567	2,657	9,873	2,302	120,931	31,107
S60	89,121	24,671	18,088	4,639	11,656	2,751	10,986	2,721	129,851	34,782
H 2	94,017	27,419	18,423	4,882	11,751	2,895	11,736	3,018	135,927	38,214
H 7	100,285	31,171	18,621	5,352	11,935	3,094	12,275	3,343	143,116	42,960
H12	103,534	33,982	18,494	5,554	11,886	3,290	12,648	3,699	146,562	46,525
H17	103,529	35,928	18,305	5,783	11,992	3,576	12,635	3,962	146,461	49,249
H22	100,897	36,548	18,648	6,160	12,421	3,978	12,652	4,173	144,618	50,859
H27	100,346	38,245	18,379	6,514	12,107	4,126	12,979	4,499	143,811	53,384

出典）総務省統計局「国勢調査」各年 10 月 1 日現在

≪人口及び世帯の推移≫

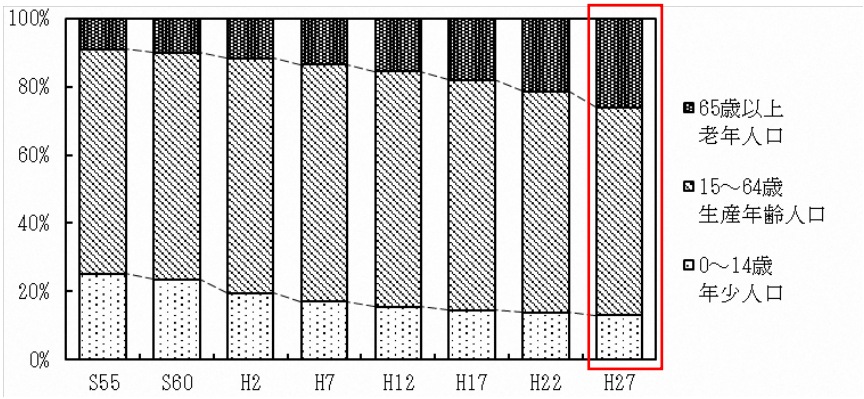


出典）総務省統計局「国勢調査」各年 10 月 1 日現在

(2) 年齢別人口

年齢別人口をみると、昭和 55 年から平成 27 年までに、年少人口割合は 25.2%から 12.9%に減少し、老年人口割合は 9.0%から 26.1%に増加しており、少子高齢化が進んでいる。

≪年齢（３区分）別人口割合の推移≫



出典）総務省統計局「国勢調査」各年 10 月 1 日現在

(3) 地区別人口

市の 12 の地区別人口は、幡羅地区が 19,895 人で最も多く、大寄地区が 3,184 人で最も少ない。世帯数では、上柴地区が 8,603 世帯で最も多く、大寄地区が 1,271 世帯で最も少ない。

≪地区別人口・世帯数≫

［令和３年４月１日　現在］

地区名	人口（人）			世帯数（世帯）
	男	女	計	
深谷地区	8,549	8,807	17,356	7,889
藤沢地区	5,132	5,121	10,253	4,160
幡羅地区	10,016	9,879	19,895	8,449
明戸地区	2,054	2,314	4,368	1,835
大寄地区	1,585	1,599	3,184	1,271
八基地区	1,739	1,756	3,495	1,417
豊里地区	2,021	1,995	4,016	1,629
上柴地区	9,537	9,427	18,964	8,603
南地区	8,857	8,856	17,713	7,863
岡部地区	9,190	9,067	18,257	7,601
川本地区	5,908	5,876	11,784	4,816
花園地区	6,689	6,582	13,271	5,515
計	71,277	71,279	142,556	61,048

出典）市民課

(4) 市外への就業者及び通学者数

市付近又は首都圏で大規模な地震が発生した場合、県外で従業・通学する者は帰宅困難者になる可能性がある。そのため市に常住する就業者や通学者の従業・通学先について整理した。従業者及び通学者の総数は 88,817 人、そのうち市外で従業・通学する者は 34,016 人、そのうち県外で従業・通学する者は 8,089 人、そのうち都内で従業・通学する者は 3,737 人となっている。

≪深谷市に常住する就業者・通学者の従業・通学市区町村（15 歳以上）≫

区分	人数（人）
深谷市に常住する就業者・通学者	88,817
深谷市で従業・通学	51,396
自　宅	9,849
自宅外	41,547
他市区町村で従業・通学	34,016
県　内	25,645
さいたま市	1,909
熊　谷　市	10,530
本　庄　市	3,598
そ　の　他	9,608
県　外	8,089
群　馬　県	3,584
東　京　都	3,737
そ　の　他	768

出典）総務省統計局「国勢調査」（平成 27 年 10 月）

第２　建物

建築基準法は、昭和 46 年に十勝沖地震（昭和 43 年）を教訓に見直しが行われ、より高い安全性を求めて基準を補足し修正された。さらに昭和 56 年６月に宮城沖地震（昭和 53 年）を教訓に、耐震設計法が抜本的に見直され、耐震基準が大幅に改正された（以下「新耐震基準」という）。その結果、新耐震基準による建物は、阪神・淡路大震災においても被害が少なかった。

市の家屋数は約 54,000 棟あり、そのうち旧耐震基準で建築された木造家屋は約 11,000 棟であり全体の約 20%を占めている。

≪建築時期別、構造別の家屋数≫

	一戸建て住宅（棟）			長屋・共同住宅等（棟）			合計（棟）
築年	旧耐震	新耐震	小計	旧耐震	新耐震	小計	
棟数	11,443	29,727	41,170	249	12,531	12,780	53,950

出典）総務省統計局「平成 30 年住宅・土地統計調査」

≪深谷市における耐震性のある住宅の割合≫

分類	新耐震住宅①（耐震性あり）（棟）	旧耐震住宅			耐震性のある住宅④（①+③）（棟）	合計⑤（①+②）（棟）	耐震性のある住宅の割合（④／⑤）
		総数②（棟）	耐震性なし（棟）	耐震性あり③（棟）			
一戸建て住宅	29,727	11,443	4,203	7,240	36,967	41,170	89.8%
長屋・共同住宅等	12,531	249	81	168	12,699	12,780	99.4%
計	42,258	11,692	4,284	7,408	49,666	53,950	92.1%

出典）総務省統計局「平成 30 年住宅・土地統計調査」

第３　交通

(1) 道路

市は、関越自動車道の花園インターチェンジ、寄居スマートインターチェンジを有し、嵐山小川、本庄児玉の両インターチェンジにも近接している。また、広域幹線道路として、国道 17 号深谷バイパス、上武道路、国道 140 号バイパスや国道 254 号があるほか、国・県道や市道が市内全域に整備され、道路ネットワークを形成している。

広域幹線道路や市内幹線道路の多くは東西方向の道路であり、新しい市の一体感の醸成や市民生活の利便性向上のため、市内の拠点を結ぶ南北方向の幹線道路の整備が必要とされている。

市内を運行しているバスは、深谷駅からの 1 路線、籠原駅からの１路線、市内循環バス「くるリン」が運行している。

(2) 鉄道

市の鉄道交通としては、ほぼ中央を東西方向に通るＪＲ高崎線や、秩父方面などと連絡する秩父鉄道の２路線において駅を有しており、都心や高崎方面、秩父方面に広域的に連絡するとともに通勤・通学などの交通の要衝となっている。令和元年のＪＲ高崎線深谷駅での乗車数は 3,664,758 人、岡部駅での乗車数は 1,164,978 人であった。また、市を横切って上越・北陸新幹線が通るが市内に駅施設はない。

≪ＪＲ・秩父鉄道乗車状況≫

［平成 27 年～令和元年、単位：人］

	ＪＲ		秩父鉄道				
	深谷駅	岡部駅	明戸駅	武川駅	永田駅	ふかや花園駅	小前田駅
H27	3,649,752	1,194,258	52,614	174,052	114,366		196,260
H28	3,632,115	1,185,155	51,611	176,254	110,077		194,160
H29	3,668,615	1,177,855	52,644	171,482	95,170		203,111
H30	3,693,070	1,150,115	56,047	172,629	88,857	18,772	196,547
R 元(H31)	3,664,758	1,164,978	53,160	172,427	76,281	29,616	187,239

出典）ＪＲ東日本「各駅の乗車人員」、秩父鉄道調べ

第４　土地利用

(1) 土地利用の現況

市の地目別土地利用は、総面積の 34.6%を畑が占め、次いで宅地が 23.9%、田が 12.6%となっている。

≪地目別面積≫

［単位：ha、令和２年４月１日　現在］

総面積	田	畑	宅地	池沼	山林	原野	雑種地	その他
13,837.0	1,736.7	4,789.7	3,307.6	3.6	388.4	38.3	688.2	2,883.8

出典）資産税課「概要調書」令和２年度

注１）雑種地…野球場、テニスコート、ゴルフ場、競馬場、鉄道軌道ほか、遊園地など
注２）その他…墓地、境内地、運河用地、水道用地、用悪水路、ため池、堤、井溝、保安林、公衆用道路及び公園
注３）構成比…小数点第２位を四捨五入し、小数点第１位までを表示

(2) 用途地域別面積

市の市街化区域と市街化調整区域の比率は、16%と 84%である。（旧花園町除く）

用途地域別の面積は、住居系の区域が最も多く全体の 67.3%を占め、次いで工業系の区域が 25.8%、商業系が 7.0%である。

≪区域区分別面積及び用途地域別面積≫

［単位：ha、令和２年４月１日　現在］

区分			面積
行政区域面積			13,837.0
都市計画区域面積			12,493.6
	線引き ※１都市計画区域	市街化区域面積	1,749.1
		市街化調整区域面積	9,162.5
	非線引き ※２都市計画区域	用途地域指定有面積	182.7
		用途地域指定無面積	1,399.3
都市計画区域外			1,343.4
用途地域	第一種低層住居専用地域		165.7
	第一種中高層住居専用地域		412.9
	第一種住居地域		695.3
	第二種住居地域		25.1
	近隣商業地域		72.2
	商業地域		62.2
	準工業地域		176.1
	工業専用地域		321.3
特別工業地区		規制	48.8
		緩和	110.1
準防火地域			126.8

出典）都市計画課

※１）線引き都市計画区域　･･･市街化区域と市街化調整区域の区域区分を定めている都市計画区域、旧深谷市（都市計画区域外を除く）、旧岡部町、旧川本町の区域
※２）非線引き都市計画区域･･･市街化区域と市街化調整区域の区域区分を定めていない都市計画区域、旧花園町の区域

第５章　震災対策の基本方針

第１　地震被害想定

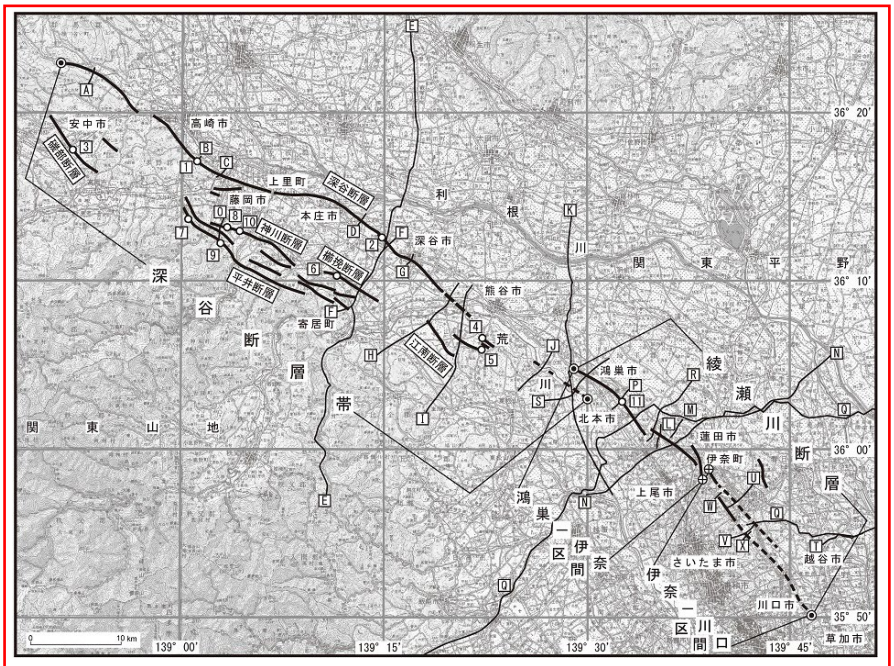
地震被害想定とは、地震が発生したときの地盤の揺れの大きさや、人的被害及び建物被害などの程度を推計するもので、科学的知見を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震を含め、様々な地震を想定し、その想定結果や切迫性等に基づき対策を推進するものとする。

震災に対する防災計画を作成する場合、地震が起きたときに、どの程度の被害が発生するかを推定することにより、その被害の程度に応じた効果的な防災対策を立てることができる。

１．１　想定地震

政府・地震調査研究推進本部では、深谷断層帯・綾瀬川断層（関東平野北西縁断層帯・元荒川断層帯）について、長期評価を行っている。

≪深谷断層帯・綾瀬川断層の位置≫



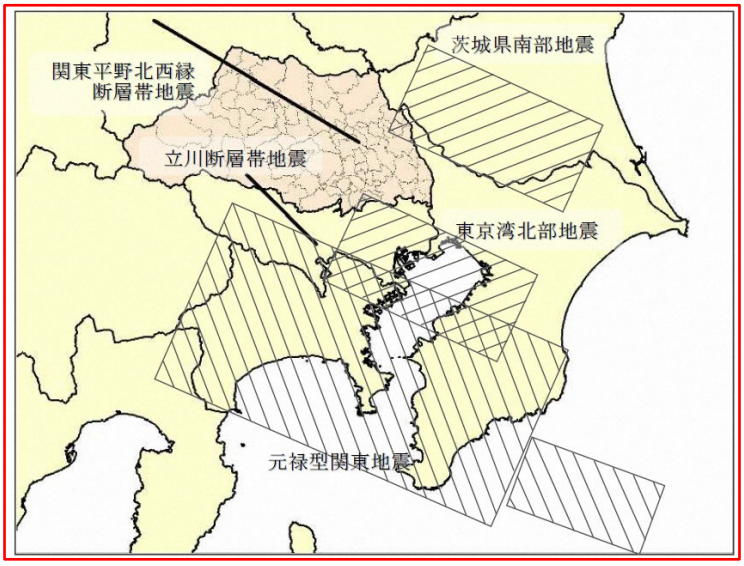
１：根小屋地点　２：普済寺地点　３：磯部地点　４：楊井地点　５：丸山地点　６：用土地点　７：中原地点　８：矢場地点　９：保美地点　10：本郷地点　11：北本地点　A－X：反射法弾性波探査測線
A－C：文献30　D：文献23　E：文献18　F：文献35　G：文献22　H：文献37　I：文献５　J：文献36　K：文献９　L：文献21　M：文献２　N：文献10　O：文献３　P：文献６　Q：文献18　R：文献38　S：文献39　T：文献24　U：文献21　V：文献21　W：文献２　X：文献２
◉：断層帯の北西端と南東端　⊕：活動区間の端部
断層の位置は文献３、７、11、16、20、29、31、32に基づく。基図は国土地理院発行数値地図200000「長野」「宇都宮」「甲府」「東京」を使用。

出典）地震調査研究推進本部「深谷断層帯・綾瀬川断層（関東平野北西縁断層帯・元荒川断層帯）の長期評価（一部改訂）」平成 27 年 4 月

長期評価によると、深谷断層帯は、関東平野北西部と関東山地との境界付近から関東平野中央部に延びる断層帯で、長さは約 69km の可能性があり、南西側が北東側に対して相対的に隆起する逆断層と推定される。本断層の南西には磯部断層、平井断層、神川断層、櫛挽断層、江南断層の北東側隆起の副次的な断層が分布する。深谷断層帯では、マグニチュード 7.9 程度、ずれの量 5m程度の地震が発生する可能性がある。綾瀬川断層は、関東平野中央部、大宮台地の北東縁付近をほぼ北西－南東方向に延びるとされる断層で、長さは約 38km の可能性がある。綾瀬川断層では、「鴻巣－伊奈区間」でマグニチュード 7.0 程度、ずれの量３～４ｍ程度、「伊奈－川口区間」でマグニチュード 7.0 程度、ずれの量２ｍ程度の地震が発生する可能性があるとされている。

また、深谷断層帯と綾瀬川断層が同時に活動する可能性もあり、その場合はマグニチュード 8.0 程度の地震が発生する可能性があると評価されている。なお、深谷断層帯における今後 30 年以内の地震発生確率はほぼ０％～0.1％となっている。

このような中、県では、平成 24～25 年の２か年で地震被害想定調査を実施し、５つの地震を想定地震としている。



出典）埼玉県「埼玉県地域防災計画」令和３年３月

本計画では、地震調査研究推進本部や県の情報を参考に、市に大きな影響が生じるおそれがある深谷断層帯と綾瀬川断層を一体の断層帯とした「関東平野北西縁断層帯地震」を想定地震とした。

想定地震の震源断層諸元を以下に示す。

≪想定地震の断層諸元≫

想定地震 / 項目	関東平野北西縁断層帯地震
マグニチュードM	8.1
モーメントマグニチュードMw	7.4
断層長さL(km)	38.0
断層幅W(km)	20.0
断層上端の地震基盤上面からの深さd(km)	5.0
走向θ(°)	121.0
傾斜δ(°)	60.0
巨視的震源パラメータ	深谷区間

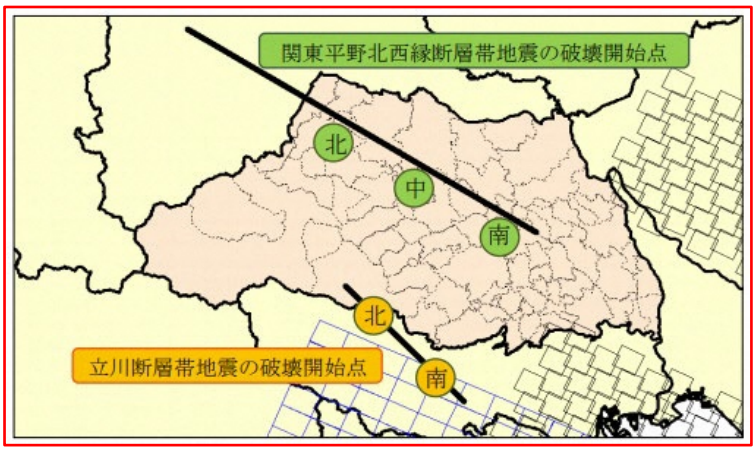
出典）埼玉県「平成 24・25 年度埼玉県地震被害想定調査報告書」

１．２ 想定結果

市に大きな被害を及ぼすと考えられる地震を想定し、被害状況を予測した結果は以下のとおりである。

市に最も大きな被害をもたらす地震は、「関東平野北西縁断層帯地震」と予測されている。（平成 24・25 年度埼玉県地震被害想定調査）しかし、活断層による地震動の推計に当たっては、地震による破壊開始の始まる位置の設定により、震度分布が大きく異なることを考慮し複数のパターンを想定している。関東平野北西縁断層帯地震は３点（北、中央、南）のパターンを設定しており、本計画では、北側から破壊開始したケースを想定地震とした。

≪破壊開始点パターン≫



出典）埼玉県「平成 24・25 年度埼玉県地震被害想定調査報告書」

「関東平野北西縁断層帯地震」が発生した場合、市における最大震度は震度７と予測されている。市の建物被害は、木造建物全壊が 4,862 棟、非木造建物全壊が 299 棟、焼失棟数（風速８m/s、冬 18 時の場合）が 151 棟、人的被害（冬５時の場合）は、死者 342 人、負傷者 1,393 人、うち重傷者 441 人で、避難所避難者数（１週間後、風速８m/s、冬 18 時の場合）は 9,890 人と予測されている。

ライフラインの被害については、上水道の断水世帯数が 35,781 世帯に及ぶ。下水道の被害延長は 81km、都市ガスの供給停止件数 7,358 件、電力の停電世帯数（冬 18 時）が 19,671 世帯、電話の支障回線数（冬 18 時）が 609 回線と予測されている。

被害想定の詳細を以下に示す。

≪被害想定結果≫

項目		予想内容	ケース	風速	関東平野北西縁断層帯地震（破壊開始点：北）
建物		全壊数	―	―	5,161
		半壊数	―	―	3,518
火災		焼失棟数	冬５時	3ｍ/ｓ	54
				8ｍ/ｓ	54
			夏 12 時	3ｍ/ｓ	68
				8ｍ/ｓ	68
			冬 18 時	3ｍ/ｓ	151
				8ｍ/ｓ	151
人的被害		死者数（人）	冬５時	3ｍ/ｓ	342
				8ｍ/ｓ	342
			夏 12 時	3ｍ/ｓ	145
				8ｍ/ｓ	145
			冬 18 時	3ｍ/ｓ	226
				8ｍ/ｓ	226
		負傷者数（人）	冬５時	3ｍ/ｓ	1,393（重傷者 441）
				8ｍ/ｓ	1,393（重傷者 441）
			夏 12 時	3ｍ/ｓ	1,152（重傷者 206）
				8ｍ/ｓ	1,152（重傷者 206）
			冬 18 時	3ｍ/ｓ	1,061（重傷者 263）
				8ｍ/ｓ	1,061（重傷者 263）
生活支障		避難所避難者数［１日後］（人）	冬 18 時	3ｍ/ｓ	7,893
				8ｍ/ｓ	7,893
		避難所避難者数［１週間後］（人）		3ｍ/ｓ	9.889
				8ｍ/ｓ	9,890
		避難所避難者数［１か月後］（人）		3ｍ/ｓ	8,516
				8ｍ/ｓ	8,516
		帰宅困難者数（人）	夏 12 時	―	16,867
ライフライン	電力	電柱被害数（本）	冬 18 時	3ｍ/ｓ	850
				8ｍ/ｓ	850
		停電世帯数［１日後］（世帯）		3ｍ/ｓ	19,671
				8ｍ/ｓ	19,671
	通信	電柱被害数（本）	冬 18 時	3ｍ/ｓ	376
				8ｍ/ｓ	376
		不通回線数（回線）		3ｍ/ｓ	609
				8ｍ/ｓ	609
	都市ガス	供給停止件数（件）	―	3ｍ/ｓ	7,358
	上水道	配水管被害数（箇所）	―	3ｍ/ｓ	669
		断水世帯数［１日後］（世帯）	―	3ｍ/ｓ	101,744
	下水道	管渠被害距離（km）	―	3ｍ/ｓ	81
		機能支障人口（人）	―	3ｍ/ｓ	20,341

出典）埼玉県「平成 24・25 年度埼玉県地震被害想定調査報告書」

第２　震災対策の基本的考え方

市の震災対策は、想定する地震による被害の内容及び規模等を可能な限り具体的に把握し、予想される被害の程度に応じた、より具体的な「予防計画」かつ実践的な「応急対策計画」を策定するものとする。

なお、計画の策定に当たっては、東日本大震災及び福島第一原子力発電所の事故のように、想定外の災害や、想定を超える災害に対しても、十分に視野に入れて対策を検討するものとする。

第３　震災対策の目標

３．１　県の応急対策の目標フレーム

県は、被害想定を行った５つの地震の中でも比較的切迫性が高いとされている「東京湾北部地震」の被害想定に基づき、防災関係機関等が具体的な応急対策を講じるフレームとして、救助、医療、避難生活の観点から対策の目標値を設定している。（参照「埼玉県地域防災計画　震災対策編（第２編-P. 10）」令和３年３月、埼玉県防災会議）

３．２　市の震災対策の目標フレーム

市の震災対策は、市に最も大きな影響を及ぼすと考えられる「関東平野北西縁断層帯地震」が発生した場合の被害程度を想定して策定するものとする。

減災目標は、以下に示すとおりである。

≪減災目標≫

○減災目標

『「関東平野北西縁断層帯地震」における死者・負傷者数を低減させる』

⇒目標を達成するための具体的取組み

- ●住宅耐震診断・木造住宅耐震化に対する補助による耐震改修の促進
- ●住宅の耐震改修工事に係る固定資産税の減額措置による耐震改修の促進
- ●家具類の転倒防止対策の推進
- ●自主防災組織、消防団の初期消火力の強化

第６章　風水害の災害特性

第１　水害危険区域

１．１ 河川氾濫の危険区域

洪水予報河川及び水位情報周知河川については、水防法第 14 条に基づき、想定しうる最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域、浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表するとともに、関係市町村長へ通知されることとなっている。現在、指定・公表されている洪水浸水想定区域のうち、市に関係する河川の浸水想定結果、及び河川別に洪水浸水想定区域内の要避難人口を集計した結果は、次のとおりである。

≪各河川の浸水想定について≫

資料名	前提となる降雨	作成主体	公表年月日
利根川水系利根川 洪水浸水想定区域図	利根川流域、 八斗島上流域の 72 時間総雨量 491mm	国土交通省関東地方整備局 利根川上流河川事務所 利根川下流河川事務所	平成 29 年 7 月 20 日
利根川水系小山川 洪水浸水想定区域図		国土交通省関東地方整備局 利根川上流河川事務所	
利根川水系烏川 洪水浸水想定区域図	烏川流域の 72 時間総雨量 579mm	国土交通省関東地方整備局 高崎河川国道事務所	平成 28 年 8 月 2 日
利根川水系神流川 洪水浸水想定区域図			
荒川水系荒川 洪水浸水想定区域図	荒川流域の 72 時間総雨量 632mm	国土交通省関東地方整備局 荒川上流河川事務所 荒川下流河川事務所	平成 28 年 5 月 30 日
利根川水系小山川流域 洪水浸水想定区域図・ 水害リスク情報図	小山川流域の 24 時間総雨量 636mm	埼玉県県土整備部 河川砂防課	令和２年 5 月 26 日
利根川水系福川 洪水浸水想定区域図・ 水害リスク情報図	福川流域の 24 時間総雨量 671mm		
利根川水系神流川 水害リスク情報図	烏川流域の 72 時間総雨量 579mm		
利根川水系御陣場川流域 水害リスク情報図	御陣場川流域の 24 時間総雨量 690mm		
荒川水系荒川上流域 水害リスク情報図	寄居地点上流域の 72 時間総雨量 1000mm		
荒川水系吉野川流域 水害リスク情報図	吉野川流域の 24 時間総雨量 690mm		

市は、洪水予報河川等に指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として住民、滞在者その他の者へ周知するものとする。

≪洪水浸水想定区域の浸水域内人口≫

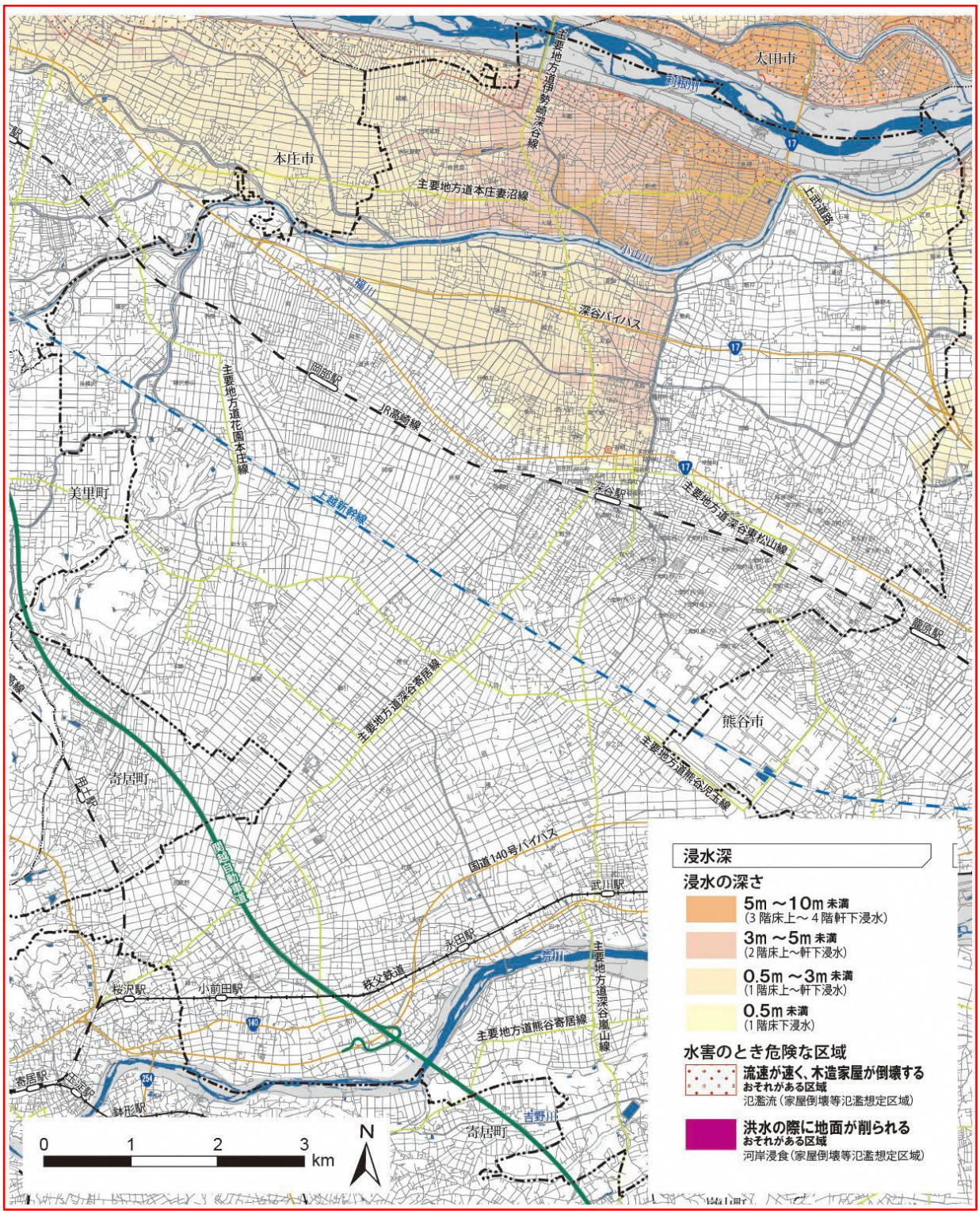
防災ブロック	ブロック人口（人）	浸水域内人口（人）							
		利根川	荒川	小山川	烏川神流川	福川	吉野川	御陣場川	最大包絡（※）
深谷	17,533	9,082	0	14,406	0	6,316	0	0	14,478
藤沢	10,239	0	0	84	0	0	0	0	84
幡羅	19,509	0	0	6,229	0	127	0	0	6,270
明戸	4,380	200	0	3,983	0	17	0	0	3,983
大寄	3,138	2,792	0	3,138	0	2,200	0	0	3,138
八基	3,533	3,522	0	3,270	3,531	0	0	0	3,533
豊里	4,029	3,985	0	4,029	3,985	0	0	0	4,029
上柴	19,571	0	0	4,155	0	0	0	0	4,155
南	17,525	75	0	36	0	0	0	0	75
岡部	18,292	0	0	984	0	24	0	0	1,079
川本	11,810	0	1,506	0	0	0	192	0	1,638
花園	13,302	0	288	0	0	0	0	0	292
計	142,861	19,656	1,794	40,314	7,516	8,684	192	0	42,754

洪水浸水想定区域図・水害リスク情報図（想定最大規模）の浸水域と人口分布（令和２年12月１日地区町別人口世帯表による）をもとに浸水域内に含まれる防災ブロックごとの人口（ブロック人口）を推計

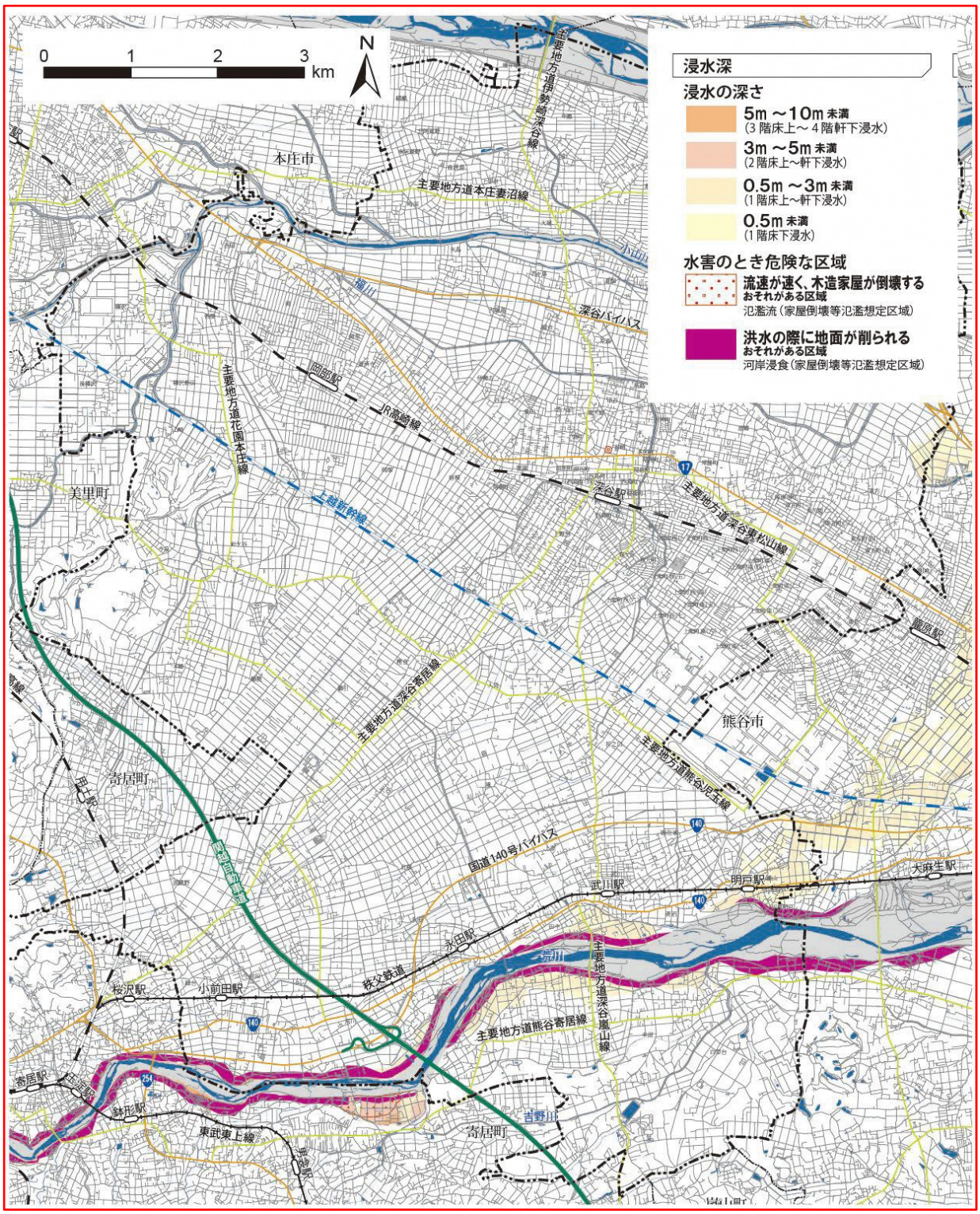
※）最大包絡とは、河川別の洪水浸水想定区域を重ね合わせ最大をとったもの。

１．２ 洪水浸水想定区域図・水害リスク情報図（想定最大規模）

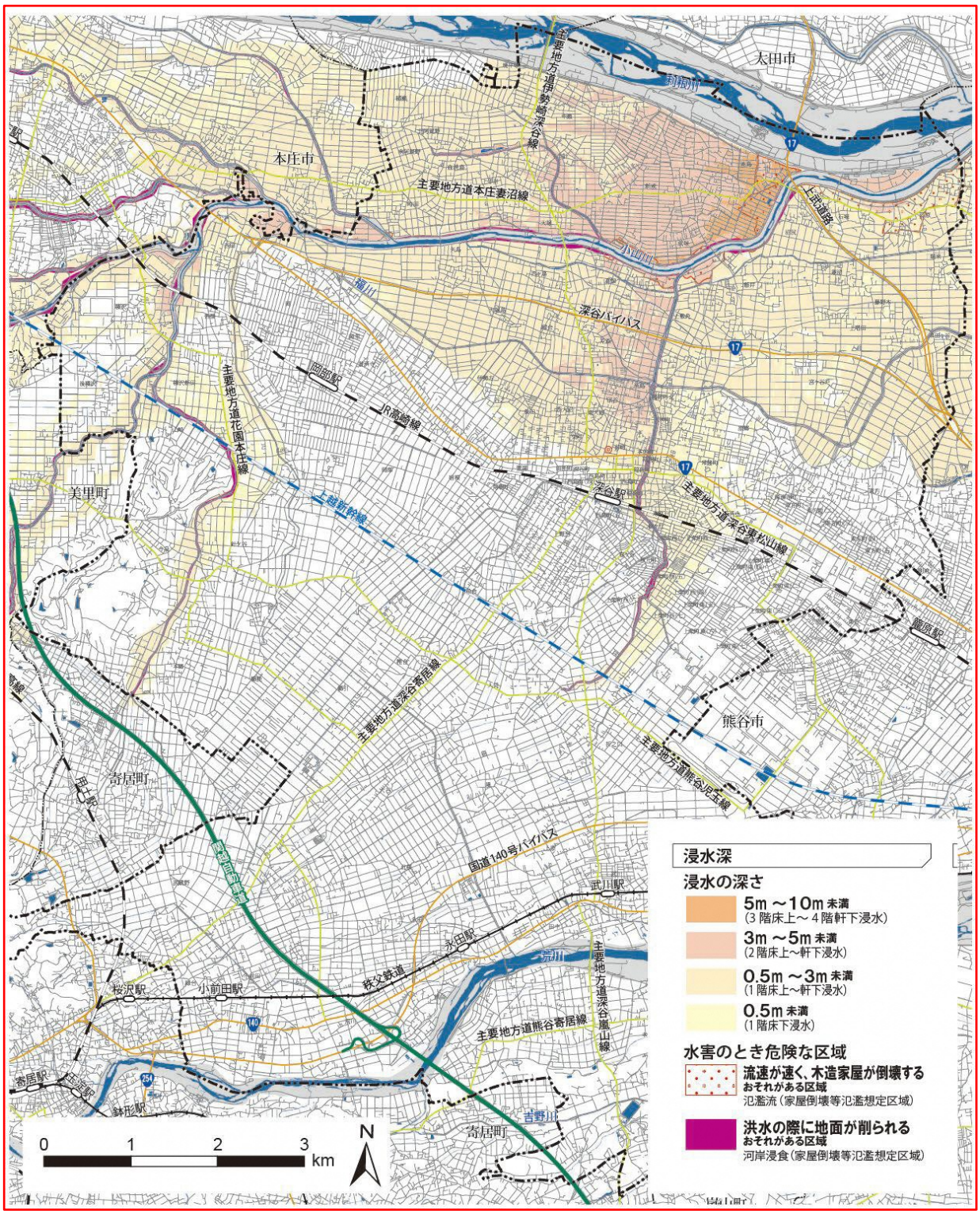
≪利根川水系利根川　洪水浸水想定区域図≫



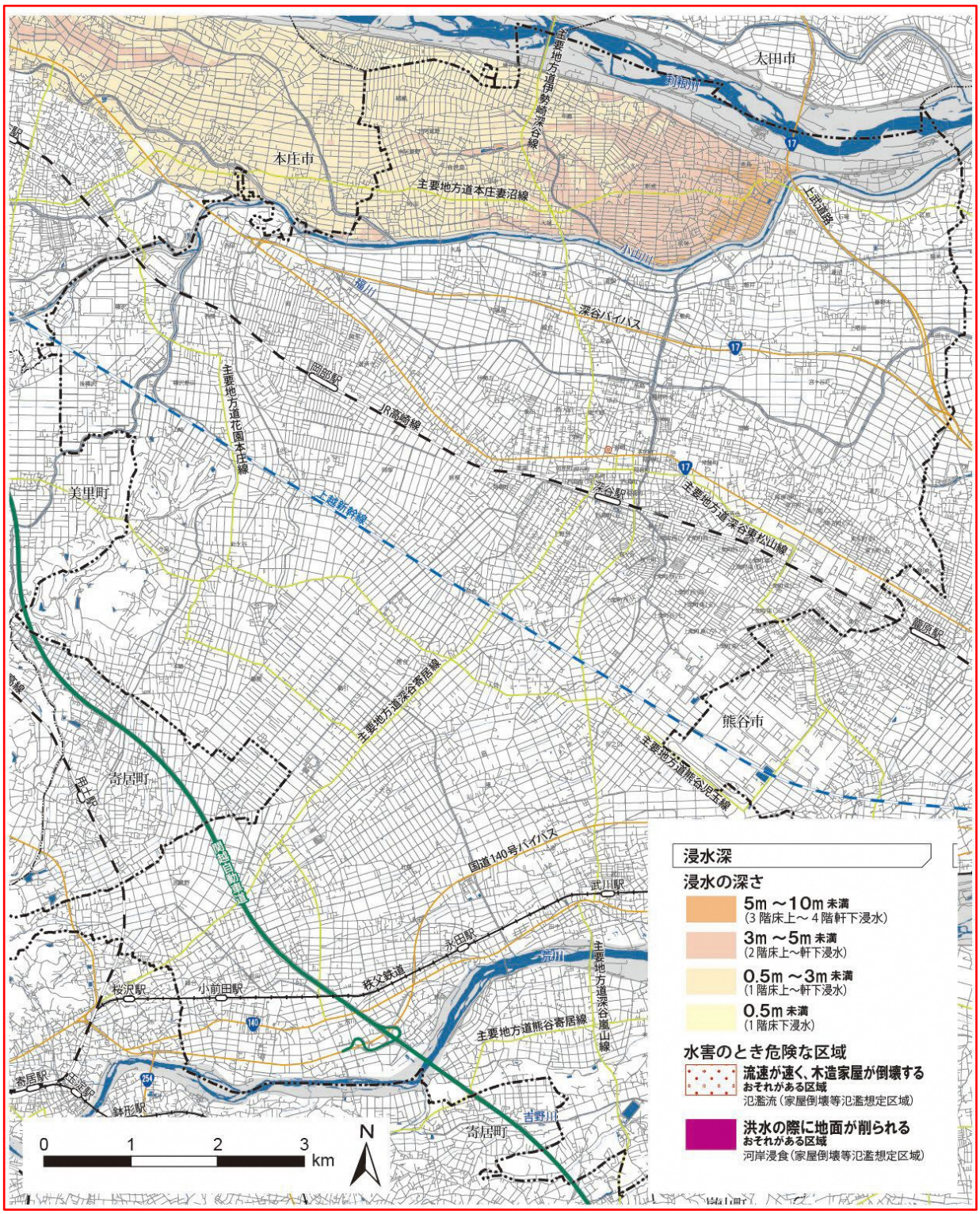
≪荒川水系荒川　洪水浸水想定区域図・荒川水系上流域　水害リスク情報図≫



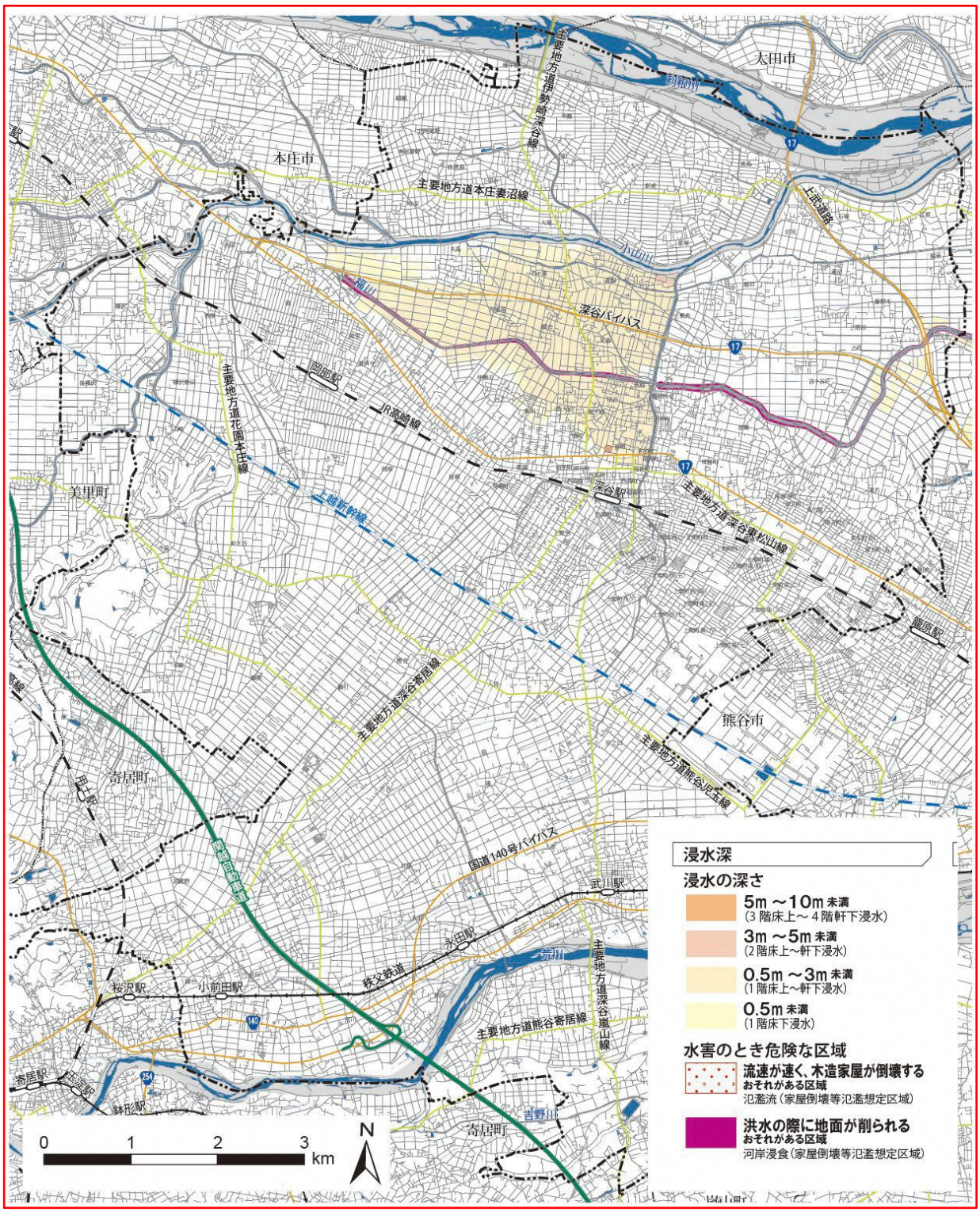
≪利根川水系小山川流域　洪水浸水想定区域図・水害リスク情報図≫



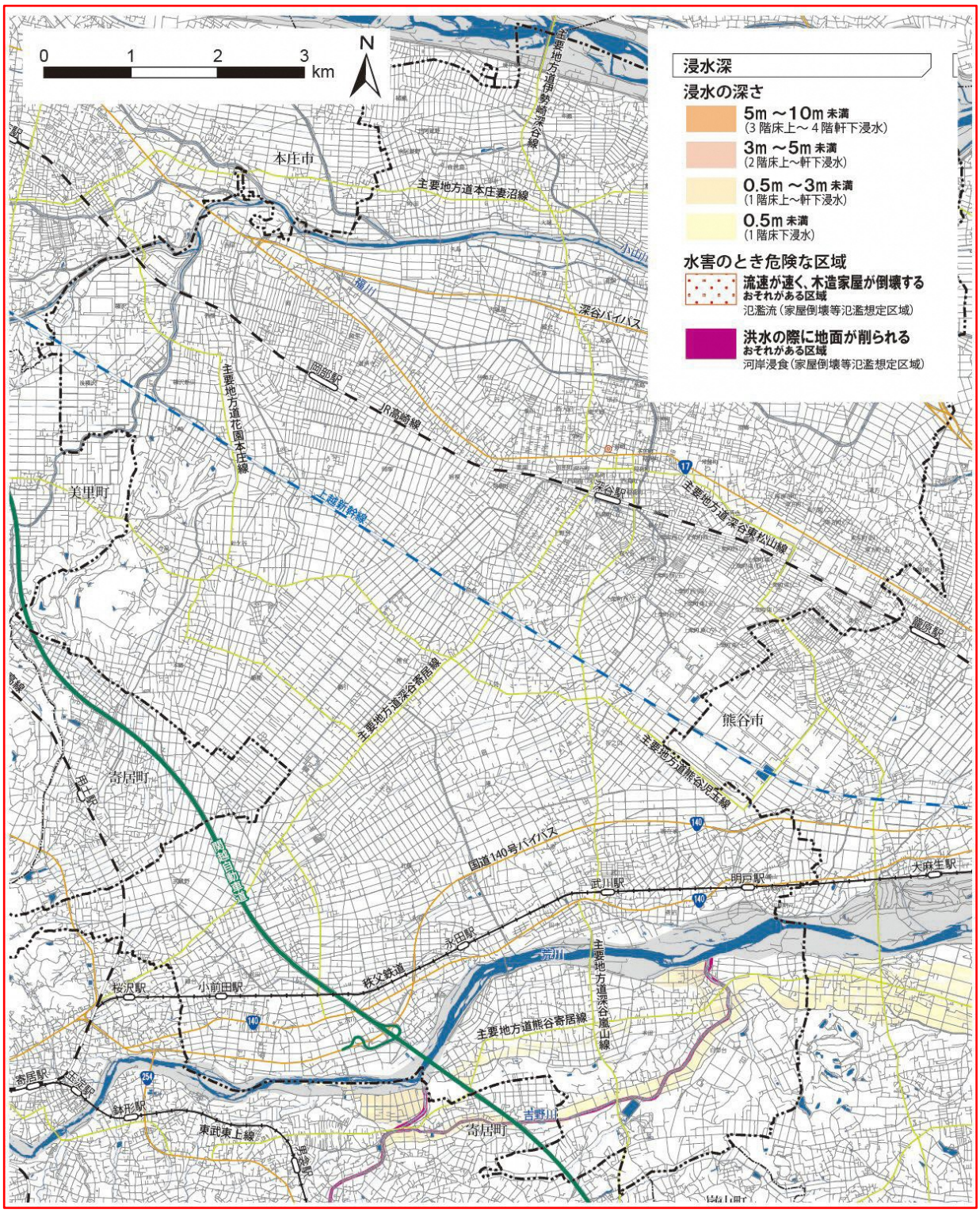
≪利根川水系烏川・神流川　洪水浸水想定区域図・利根川水系神流川　水害リスク情報図≫



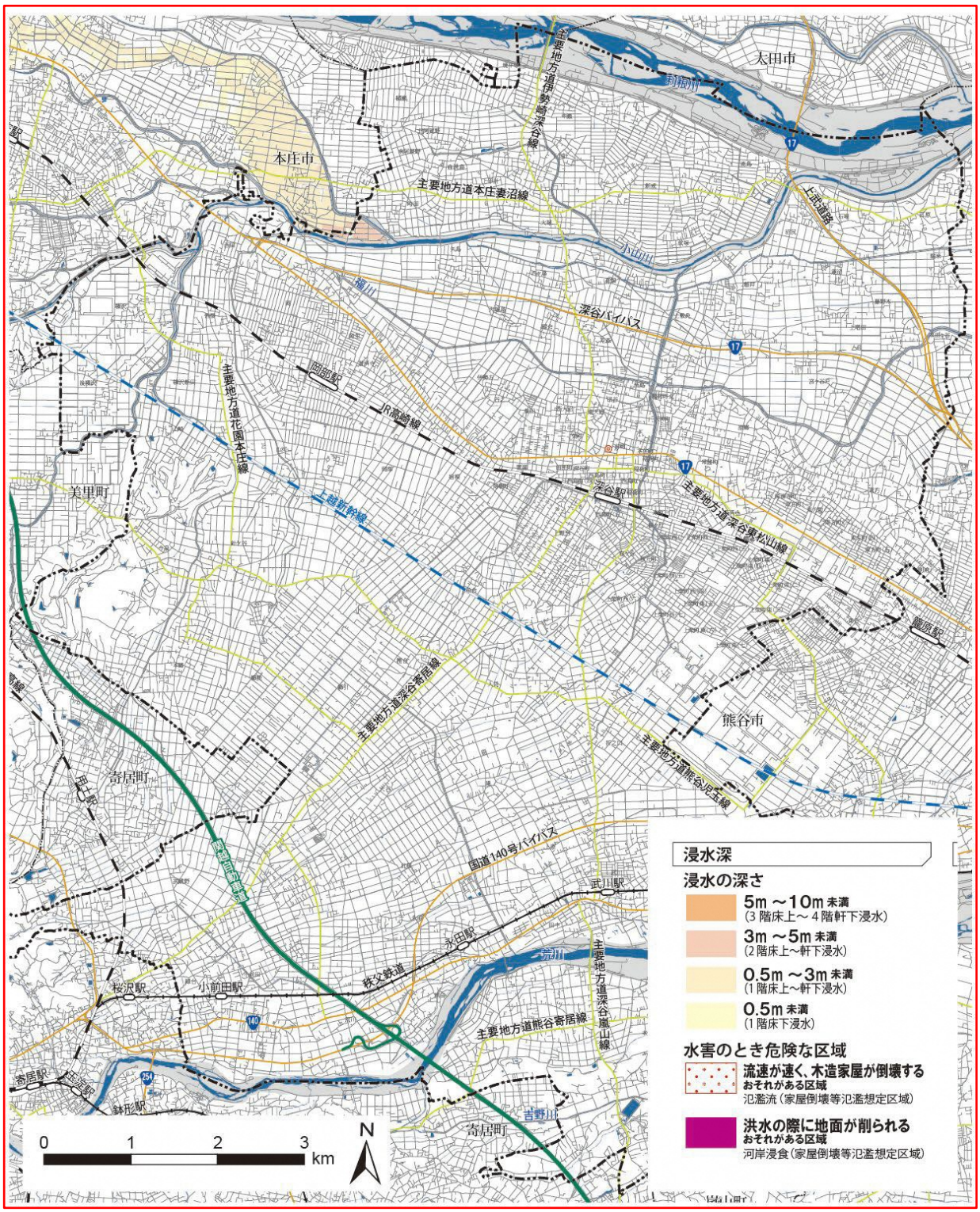
≪利根川水系福川　洪水浸水想定区域図・水害リスク情報図≫



≪荒川水系吉野川流域　水害リスク情報図≫



≪利根川水系御陣場川流域　水害リスク情報図≫



第７章　事故災害の災害特性

市域において市民の生命、身体若しくは財産に重大な被害を及ぼす事故等の突発的な事案が発生し、その情報収集、対策等のために開催される緊急事態連絡会議において、その原因が攻撃的な意図を持った破壊行為でないことが明らかになった場合、又は国から武力攻撃事態若しくは緊急対処事態の認定前で原因が特定できない場合、市は、以下に示す事故災害対策計画に従い、災害対策活動を実施する。

第１　事故災害の選定

市が策定する事故災害対策計画の対象とする事故災害は、県地域防災計画及び市の地域環境等を踏まえて以下のとおり選定する。

県計画に示されている事故災害について、市域における発生の有無、及び発生した場合の既存の地域防災計画による対応の可否について検討し、市に係る事故災害を選定した。

検討結果は、以下に示すとおりである。

≪深谷市に係る事故災害の選定≫

大区分	小区分	深谷市における発生の可能性		対応の可否
火災	大規模火災	震災対策計画における想定内容と同様と考えられる	○	震災・風水害対策の火災と同様だが、本編で改めて記載する
	林野火災	市域面積に比べ大規模な森林はない	×	－
危険物等災害	危険物等災害	市内に該当する事業所がある	○	震災・風水害対策と同様だが、本編で改めて記載する
	高圧ガス災害		○	
	火薬類災害		○	
	毒物・劇物災害		○	
	サリン等による人身被害	テロ行為による危険性は少ないがゼロとはいえない	△	国民保護法の対象として取り扱う
放射性物質事故災害	核燃料物質使用許可事業所における事故	市内に該当する事業所はない	×	－
	輸送事故	市内を通る関越自動車道路により核燃料物質が運ばれる	○	本編で事故災害として取り扱う
	市域外の原子力事故	2011.3.11 の福島第一原子力発電所の事故において、遠く離れた本市でも影響が出ている。	○	本編で事故災害として取り扱う
	人工衛星の落下等	発生する可能性はほとんど考えられない	×	－
農林水産災害	凍霜害	桑園、茶園はほとんど無い。	×	－
	暴風雨、豪雨、降雹、降霜、干ばつ、低温、降雪等による農林水産関係災害	農業の盛んな地域であり発生する可能性がある。	○	本編で事故災害として取り扱う

大区分	小区分	深谷市における発生の可能性		対応の可否
道路災害	地震や水害による道路災害	市内を関越自動車道、国道17号等の幹線道路が通る	○	本編で事故災害として取り扱う
	危険物積載車両の事故等による道路災害		○	
鉄道事故	鉄道事故	市内を上越新幹線、ＪＲ高崎線､秩父鉄道が通る	○	本編で事故災害として取り扱う
航空機事故	航空機事故	市に隣接して航空自衛隊熊谷基地があるが、滑走路はなく、部隊は主に教育隊である。ただし、毎年イベントが開催され、航空機の航過飛行が行われている	△	本編で事故災害として取り扱う
文化財災害	文化財火災	市には指定文化財がある	○	震災・風水害対策と同様だが、本編で改めて記載する
電力施設事故	電力施設事故	市には新岡部変電所がある。	○	震災・風水害対策と同様だが、本編で改めて記載する

注１）「深谷市における発生の可能性」の凡例は、以下のとおりである。
　　○：発生する可能性がある
　　△：発生する可能性は低いがある
　　×：発生する可能性はほとんど無い
注２）「対応の可否」欄の「－」は、「対応を特に考えない」を示す。

第２　市に係る事故災害

市において発生することが懸念される事故災害は、以下のとおりである。

≪深谷市において発生が懸念される事故災害≫

事故災害	内容
大規模火災	火災は、どこででも起きる可能性があり、特に住宅地では、火災の延焼が拡大すれば大規模な火災となる可能性がある。 市が対象とする大規模火災は、住宅地等における大規模火災とする。
危険物等災害	市における危険物等施設は、危険物取扱施設、高圧ガス施設、火薬類取扱施設、毒物・劇物取扱施設があり、これら施設の事故が考えられる。 市が対象とする危険物等災害は、市に存在するこれら危険物等の施設の災害とする。
放射性物質事故災害	核燃料物質の輸送については、ルートや時期は公開されていないものの、市にある関越自動車道路を利用して新潟県内にある原子力発電所へ核燃料物質が運ばれることから、輸送に伴う事故の発生が考えられる。 また、2011 年３月 11 日の福島第一原子力発電所の事故では、遠く離れた本市においても拡散した放射性物質の影響を受けたことから、日本国内の原子力発電所の事故が起きた際には、市でも放射性物質の影響が現れる可能性がある。 市が対象とする放射性物質事故災害は、核燃料物質の輸送及び原子力発電所事故に伴う放射性物質関連事故災害とする。
農林水産災害	市は利根川と荒川に挟まれた肥沃な土地を有し、首都圏にあるという地理的特性を生かして野菜や切り花や鉢物、植木、畜産など多種多様な農産物を生産している。 市が対象とする農林水産災害は、野菜や畜産、農業用施設などに関する農業災害とする。
道路災害	市には、関越自動車道と花園 IC、国道 17 号とそのバイパスである深谷バイパス及び上武道路等の幹線道路が通っている。 市が対象とする道路災害は、これら市内を通る幹線道路に対する災害を対象とする。
鉄道事故	市には、東日本旅客鉄道(株)の上越新幹線と高崎線、秩父鉄道(株)の各線が通っている。 市が対象とする鉄道事故は、これらの鉄道路線に対する事故を対象とする。
航空機事故	市上空には、航空自衛隊入間基地及び米軍横田基地の自衛隊航空機、民間航空機及び民間小型航空機が毎日通過している。 市が対象とする航空機事故災害は、これらの市上空を通過する航空機に係る航空機事故災害とする。
文化財災害	市には、指定文化財がある。 市が対象とする文化財災害は、市に存在する文化財の災害を対象とする。

事故災害	内容
電力施設事故	市には、新岡部変電所がある。 市が対象とする電力施設災害は、新岡部変電所に関する事故災害とする。

第２部　災害予防計画

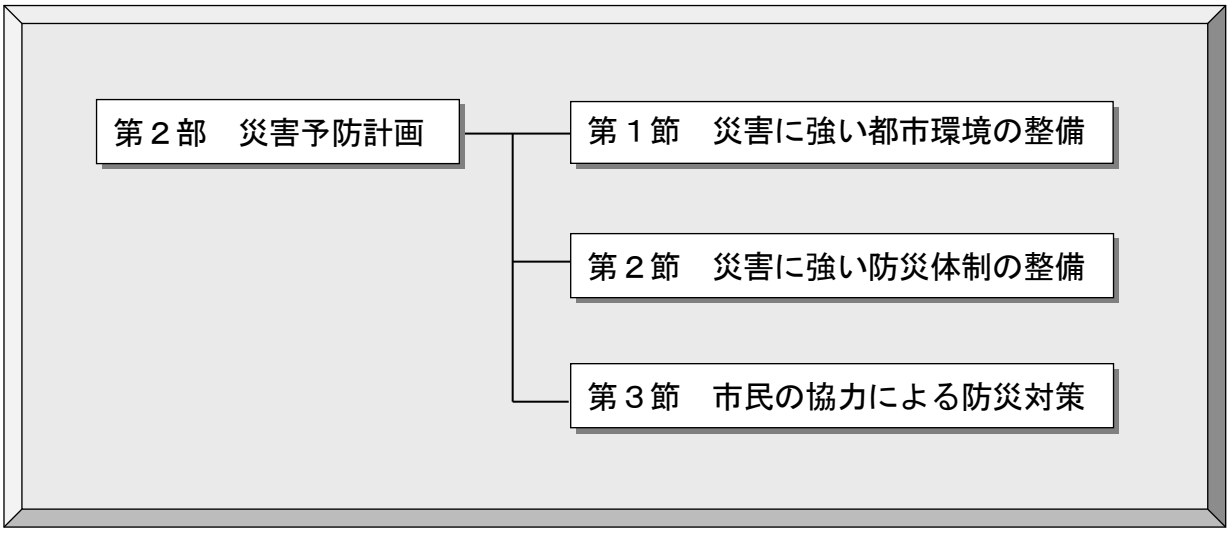
≪ 第２部　災害予防計画 ≫

市においては、北部に利根川、南部に荒川が流れ、その間に利根川水系の唐沢川、小山川、福川などの支川が貫流しており、沿川地域ではその氾濫による浸水や流出による被害が懸念されるところである。特に河川の合流点付近においては、氾濫流が貯留することで、深く、長く浸水することが想定されている。また、市においては、深谷断層帯が市内を横断しており、それによってM8.0 の地震が発生した場合には、市内で震度７の揺れが生じるなど、甚大な被害が想定されている。

こうした災害による被害の軽減に当たっては、各種施設の耐震化や補強、住宅密集地の解消等による災害被害の抑制のための対策に加え、安全な避難行動や災害応急活動が円滑に実施できるようにするための「災害に強い都市環境の整備」、及び災害時において適時適切に対応できるための活動体制を整備するとともに、飲料水や食料、生活必需品の備蓄等によって災害に備えるための「災害に強い防災体制の整備」を推進することが必要である。

災害による被害軽減のため、行政が上記のような対策を不断の努力で推進することは言うまでもないが、昨今の頻発化、激甚化する豪雨災害や地震災害にあっては、行政の対応力だけでは限界があると言わざるを得ない。市をはじめとする行政機関等による公助に加え、市民一人ひとりが「自分の身は自分で守る」という自助を原則とし、自助を前提に地域の安全を市民が互いに助け合って守る共助に努める、「市民の協力による防災対策」が必要不可欠である。

以上を踏まえ、市は、災害予防計画を以下の施策をもって推進するものとする。



第１節　災害に強い都市環境の整備

地震災害及び風水害等の自然災害による被害を最小限にするため、不燃化の促進や住宅密集地の解消を図るとともに、安全な避難行動や災害応急活動が円滑に行える都市空間の整備などにより、総合的かつ計画的な防災都市づくりを推進する。



第１　計画的なまちづくりの推進

市では、災害発生時に危険性が大きいと想定される区域の把握に努め、土地区画整理事業等による市街地の耐火の推進、延焼遮断帯となる道路や避難場所となる公園の整備等の事業を進め、安心して住めるまちづくりに向け、積極的な事業展開を図ってきたところである。

しかし、既成市街地においては依然として建築物の密集や老朽化が見られる地区もあり、建築物の倒壊、延焼による火災拡大などの被害を招く危険性をはらんでいる。

このため、市は今日までの事業の成果を踏まえつつ、それぞれの地域の災害特性に配慮した土地利用の誘導、開発抑制、移転の促進や避難に必要な施設の整備に加え、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）」及び「グリーンインフラ」の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強いまちの形成を図るものとする。

災害に強いまちづくりの推進のために必要な施策を以下に定める。

施策１．１　防災的土地利用計画の計画的推進

方策(1)　防災都市づくりの基本方針
方策(2)　市街地の整備等
方策(3)　不燃化等の促進

施策１．２　地盤災害の予防

方策(1)　危険区域の把握
方策(2)　液状化による危険区域
方策(3)　危険区域の周知
方策(4)　地下水採取の規制

施策１．３　土砂災害の予防

方策(1)　急傾斜地崩壊危険箇所の予防対策
方策(2)　山地災害危険地区の予防対策
方策(3)　土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進
方策(4)　土砂災害警戒区域等における対策
方策(5)　ハザードマップの作成、住民への提供・周知
方策(6)　大規模盛土造成地マップの作成・公表

施策１．４　防災空間の確保

方策(1)　都市公園の整備
方策(2)　農地の保全
方策(3)　防災グリーンゾーンの形成
方策(4)　仮設住宅用地の確保

１．１ 防災的土地利用計画の計画的推進

【都市整備部、消防本部】

(1) 防災都市づくりの基本方針

市、県及び国は、防災・まちづくり・建築等を担当する各部局の連携の下、地域防災計画や立地適正化計画等を踏まえ、住宅を安全な立地に誘導するなど、まちづくりにおける安全性の確保を促進するよう努めるものとする。

① 都市における震災予防のまちづくり

市は、県の都市における震災の予防に関する基本的な方針を踏まえ、各種事業を総合的に展開するとともに、防災に配慮した計画的な土地利用を図り、震災に強い防災都市づくりを推進する。

□都市における震災の予防に関する基本的な方針

1　基本的な考え方

地震による災害を最小限にするために、延焼の危険性、倒壊の危険性、避難の困難性、応急活動の困難性を改善し、防災機能の高い市街地にするとともに、日常的にも安全・安心でゆとりある快適なまちを目指す。

2　基本的方針

(1) 密集市街地の改善と拡大防止

防災上危険な市街地を把握し、課題に応じた適切な改善を図ると同時に、住宅・住環境の向上を目指す。

(2) 都市施設の整備

広幅員幹線道路、緑道などの延焼遮断帯や公園・広場などの避難地等を確保する。

(3) 市街地の防災性能の保全

適切な土地利用の規制・誘導や、計画的な都市基盤施設の整備などを行うことにより、防災性能の維持・保全に努める。

(4) 県と市町村の役割分担による震災予防対策の推進

県は、広域的な都市基盤の整備を担うとともに、情報提供や連絡調整など総合的な震災予防対策を推進する一方、地域の実情に応じた対策を進める市町村との連携、協力及び市町村に対する必要な支援を行う。

市町村は、必要に応じて都市における震災予防に関する基本的な計画の策定を行い、震災予防のまちづくりを総合的に推進する。

出典）埼玉県「埼玉県地域防災計画」令和３年３月

② 土地利用の適正化

防災都市づくりの基本である、市民が安全に暮らせるまちづくりを推進するため、防災面に配慮し、適正な土地利用を計画的に行う。

ア 土地利用の規制・誘導

市の都市計画に関する基本的な方針である都市計画マスタープランに基づき、計画的な土地利用を推進するとともに、都市計画法などの個別法を有機的に運用して、土地利用の適正な規制を行う。

また、立地適正化計画による都市のコンパクト化及び防災まちづくりの推進に当たっては、災害リスクを十分考慮のうえ、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置づけることを検討する。

イ 土地情報の整備

適正な土地利用により、自然と共生した防災対策を推進するため、土地の自然条件や土地利用の変遷、災害履歴及び植生等の土地情報を整備する。

(2) 市街地の整備等

災害に強い安全で快適な都市構造の形成を図るため、土地区画整理事業などを推進するとともに、各種都市計画の活用を図りながら、市街地の整備を行う。

① 土地区画整理事業

家屋が密集した既成市街地などで、道路、公園等の公共施設を一括して整備改善するとともに、老朽木造密集市街地の解消や宅地の利用増進を図り、安全で快適に安心して暮らせる良好な市街地を形成するため、土地区画整理事業を行う。

≪土地区画整理事業の実施状況≫

［令和２年３月 31 日　現在］

事業名	面積（ha）	事業予定期間
国済寺土地区画整理事業	38.6	平成７年～令和５年
中央土地区画整理事業	23.3	平成 10 年～令和 10 年

出典）「国済寺地区事業概要書、中央地区事業概要書」

② 地区計画等の活用

市が定める地区計画等を活用し、壁面の位置の制限、垣又は柵の構造の制限、建築物等の高さの最高限度等を定めることにより、防災性を備えた都市づくりを誘導する。

③ 地籍調査の推進

各種の市街地整備事業を計画的に行うとともに、災害発生時に迅速な復旧・復興対策を行うため、錯綜している土地の権利関係を明確にする地籍調査を、引き続き推進する。

(3) 不燃化等の促進

市街地が連続し、木造住宅が密集している地域では延焼の危険性が高いことから、不燃化対策を推進する。

① 防火・準防火地域の指定

市街地における火災の危険を防除するため、不燃性・難燃性の高い建築物を誘導する等、今後、用地地域の見直しに合わせて、防火地域・準防火地域の指定の拡大を検討する。

建物が密集し震災により多くの被害が生じるおそれのある地域においては、土地区画整理事業等により、火災に強いまちづくりを進める。

また、延焼防止機能を有する道路や公園の整備とあわせて、深谷駅周辺地区や、国道 17 号（旧中仙道）沿道に防火地域及び準防火地域を指定し、耐火建築物又は防火建築物の建築促進を図る。

現在の防火・準防火地域は以下のように指定されている。

≪都市計画防火・準防火地域≫

［令和２年４月１日　現在］

種別	面積（ha）
防火地域	－
準防火地域	126.8

出典）都市計画課

② 屋根不燃化区域の指定

防火・準防火地域以外の市街地における木造等の建築物の延焼火災を防止するため、建築基準法に基づき、屋根を不燃材料で造り又は葺かなければならない区域を指定している。

③ 建築物の防火の推進

建築物の新築や増改築の際に、建築基準法に基づき防火の指導を行うとともに、既存建築物については、建築基準法の特定建築物等定期調査報告制度に基づき、防火対策及び避難対策上の各種改善指導を行う。

④ 消火栓の拡充

火災発生時の消火活動を迅速に行うことや、大規模災害発生時に消火栓の一部が使用不能となる可能性を考慮し、消火栓の少ない地域においては、今後、消火栓の拡充や防火水槽の整備等を検討する。

１．２ 地盤災害の予防

【総務防災課、都市計画課、建築住宅課、環境課、道路河川課】

市の地形・地質条件等から危険区域について以下に示す。これら危険区域については、市民に対し、周知する必要がある。また、広域的な地盤沈下の原因である地下水の過剰揚水を規制し、地盤沈下の進行を防止する必要がある。急傾斜地や崩壊土砂流出危険地区では、土砂災害の予防対策を推進する必要がある。

(1) 危険区域の把握

地盤沈下、地震動及び大雨等により崩落の危険性が考えられる急傾斜地崩壊危険箇所が存在する。

なお、市域には砂防法や地すべり等防止法に定める危険区域はない。

※参照：資料編　Ⅰ「資料２－２　急傾斜地崩壊危険箇所・崩壊土砂流出危険地区・山腹崩壊危険地区一覧（深谷市）」

(2) 液状化による危険区域

地震が発生した場合、河川沿いの低地の広い範囲で液状化の危険性が高いと予測される。特に、岡部ブロックの一部では、液状化の危険性が極めて高いと予測される。

参照）埼玉県「平成 24・25 年度埼玉県地震被害想定調査」

(3) 危険区域の周知

地震動や液状化による危険区域については、ハザードマップ等により、市民に対し周知する。また、液状化による危険区域で構造物を建設する際には、県とともに各種の液状化対策工法の実施を指導していくものとする。

(4) 地下水採取の規制

市は、埼玉県生活環境保護条例によって地下水採取の規制を実施している地域（第二種指定地域）に該当しており、井戸の新設を規制している。

１．３ 土砂災害の予防

【総務防災課、都市計画課、道路河川課】

住民の生命、身体、財産等に被害が生じるおそれのある土砂災害に対し、あらかじめ危険箇所を指定するなど、災害を予防するための対策について定める。

危険箇所の指定については、あくまでも定められた基準や条件等によるものであることに注意する必要がある。

(1) 急傾斜地崩壊危険箇所の予防対策

急傾斜地崩壊危険箇所とは、地表面が水平面に対して 30° 以上の角度をなし、その高さが５ｍ以上の急傾斜で、人家に被害の及ぼすおそれのあるもの、及び人家は無いものの、今後新規の住宅立地等が見込まれる箇所をいう。

市内では、29 か所の急傾斜地崩壊危険箇所が指定されている。

市は、市内の急傾斜地崩壊危険箇所について、市民に対し周知するものとする。

※参照：資料編　Ⅰ「資料２－２　急傾斜地崩壊危険箇所・崩壊土砂流出危険地区・山腹崩壊危険地区一覧（深谷市）」

(2) 山地災害危険地区の予防対策

山地災害は、集中豪雨や台風による山腹崩壊、地すべり、崩壊土砂の流出等によりもたらされる。森林はこれらの災害を防ぐ機能を備えており、その役割が重要な森林は保安林に指定し、荒廃地や荒廃した森林に対しては、治山事業が実施されている。また、治山事業等は、災害発生危険度の高い地区から逐次実施し、既設工作物についても亀裂の発生等異常の早期発見に努めるとともに、有害行為の防止や住民に対し避難行動など自主的な防災活動が行えるよう普及啓発を行う。

市内では、山地災害危険地区のうち、１か所の山腹崩壊危険地区及び１か所の崩壊土砂流出危険地区が指定されている。

市は、市内の山地災害危険地区について、市民に対し周知するとともに、県に対し治山事業の推進を求めていくものとする。

※参照：資料編　Ⅰ「資料２－２　急傾斜地崩壊危険箇所・崩壊土砂流出危険地区・山腹崩壊危険地区一覧（深谷市）」

(3) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進

平成 13 年４月に施行された「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（以下「土砂災害防止法」という。）に基づき、県により基礎調査の実施及び土砂災害警戒区域等の指定が進められており、市は、指定された土砂災害警戒区域等において、警戒避難体制を定め、土砂災害に関する情報の伝達方法や避難地に関する事項を記載した印刷物の配布を行う。市内では 14 か所の急傾斜地の土砂災害警戒区域等が指定されている。

※参照：資料編　Ⅰ「資料２－２　急傾斜地崩壊危険箇所・崩壊土砂流出危険地区・山腹崩壊危険地区一覧（深谷市）」

(4) 土砂災害警戒区域等における対策

市は、以下の項目等に留意し、土砂災害警戒区域等の区域ごとの警戒避難体制の整備を図る。

①　土砂災害警戒区域等を含む自治会や住民に対し、土砂災害ハザードマップを配布・公表

し、住民等に対する土砂災害への危機管理意識の啓発に努める。
②土砂災害警戒区域等の区域内の住民を対象に、土砂災害を想定した防災訓練を開催する。
③土砂災害警戒区域等の区域内における要配慮者関連施設の避難の支援は、防災関連機関、福祉関連機関、自主防災組織等との連携の下、要配慮者に関する情報（名簿、連絡体制等）を通常時から把握し、施設ごとに具体的な避難支援計画を整備する。
④　土砂災害警戒区域等の地形変状を定期的に巡視・点検し、土砂災害の前兆現象の早期発見に努める。
⑤　大雨に関する注意報、警報及び土砂災害警戒情報について、住民に周知するとともに、緊急時に住民の避難を促す伝達手段を整備していく。

市防災会議は、土砂災害警戒区域等の指定があったときは、本計画において、少なくとも当該警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定める。

一　土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項
二　避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
三　災対法第 48 条第 1 項の防災訓練として市長が行う土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項
四　警戒区域内に、要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、当該要配慮者利用施設の名称及び所在地
五　救助に関する事項
六　前各号に掲げるもののほか、警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

上記 四に該当する施設については、本計画に、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における施設利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、上記 一に掲げる事項として土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項を定めるものとする。

上記 四に該当する施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、市長に報告しなければならない。また、計画に定めるところにより、施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保のために訓練を行わなければならない。

(5) ハザードマップの作成、住民への提供・周知

市は、土砂災害に対する円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項（土砂災害警戒区域等、土砂災害に関する情報伝達、避難場所、その他必要な事項）を印刷物（ハザードマップ）にまとめ、住民等に周知する。

□土砂災害の警戒避難体制に関して、ハザードマップに記載すべき事項

①土砂災害警戒区域等並びにこれらの区域における土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
- 土砂災害警戒区域等：土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域
- 自然現象の種類：急傾斜地の崩壊、土石流、地すべり

②土砂災害に関する情報の伝達方法
- 避難場所

③その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項（必要に応じて）
- 雨量情報
- 土砂災害警戒情報、警戒避難基準雨量（降雨指標値）
- 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保
- 土砂災害の特徴・前兆現象
- 避難時の心得・携行物
- 主要な避難路
- その他

(6) 大規模盛土造成地マップの作成・公表

市の大規模盛土造成地としては、上野台付近の谷埋め型盛土造成地が存在する。

市及び県は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップを作成・公表するとともに、宅地の安全性の把握及び耐震化を実施するよう努めるものとする。

> **※参考『大規模盛土造成地』**
> 面積 3,000 ㎡以上の谷埋め盛土、又は原地盤の勾配が 20 度以上かつ盛土高５ｍ以上の腹付け盛土がなされた造成地

１．４　防災空間の確保

【公園緑地課、農業振興課】

阪神・淡路大震災の大規模延焼地区の焼け止まり状況（延焼が止んだ箇所）を調査した結果、道路、空き地、耐火造・耐（防）火壁の存在、及び注水等の消火活動が、焼け止まり要因として報告されている。

これは、公園や緑地などが、子供の遊び場やレクリエーションの場、あるいは都市景観の構成要素として重要な役割を果たすだけでなく、災害時における延焼防止あるいは避難場所として防災上重要な役割を有しており、市街地における防災空間（オープンスペース）の確保が、災害に強いまちづくりを推進する上で基本的課題であることを示している。

市の深谷駅周辺及び旧中仙道沿いには、木造建築物が多数立地している。こうした地区を含む市街地等では、火災の延焼・拡大を防止するため、建築物そのものの不燃化を促進するとともに延焼の遮断、円滑な避難活動、救援活動を行うための道路、公園等の空間を確保する必要がある。

(1) 都市公園の整備

○都市公園の新設、既設公園の充実、再整備を図る。新設においては、災害時の避難地あるいは仮設住宅用地となることも想定し、水の確保、公園灯の設置等を行う。
○平常時においては市民に潤いを与え、火災時等には延焼防止の効果がある緑地の適正な維持管理に努める。
○住区基幹公園の防災機能の向上を図り、周辺住民に親しまれ、身近な避難地となる公園を効果的に整備等していく。

≪深谷市の公園整備状況≫

［各年４月１日　現在、単位：㎡］

区分		平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	令和２年	令和３年
都市公園	住区基幹公園	494,554	494,554	494,554	494,554	494,554
	都市基幹公園	307,055	307,055	307,055	307,055	307,055
	特殊公園	113,868	113,868	113,868	113,868	113,868
	都市緑地	8,121	8,121	8,121	8,121	8,121
その他公園		267,251	267,251	267,545	267,545	267,545
合計		1,190,849	1,190,849	1,191,143	1,191,143	1,191,143

出典）公園緑地課

(2) 農地の保全

農地の保全のうち、特に市街化区域内の農地は、火災の延焼防止に大きな効果があり、また井戸等の農業用施設の活用、被災者への生鮮食料の供給など重要な役割が期待されるため、今後とも保全を図っていくものとする。

≪深谷市の農地地目別面積の推移≫

［各年１月１日　現在、単位：ha］

区分	総数	田	畑
平成 28 年度	6,333.5	1,698.2	4,635.3
平成 29 年度	6,319.0	1,695.6	4,623.4
平成 30 年度	6,301.4	1,693.3	4,608.1
平成 31 年度（令和元年度）	6,285.0	1,688.9	4,596.1
令和２年度	6,250.4	1,678.2	4,572.2

出典）資産税課「土地課税台帳」

(3) 防災グリーンゾーンの形成

市街地は建築物が比較的密に立地しており、大規模災害の発生の際には、火災の延焼、家屋の倒壊や建物被害による人的被害の増大等が考えられる。

このため、こうした被害を抑制するために、基盤整備を行うとともに重点的に緑化を推進することにより災害に強い緑の映える市街地（防災グリーンゾーン）を形成する。

災害に強い市街地（防災グリーンゾーン）の形成は次の方針で行う。

① 街路樹植栽

今後整備をすすめる市街地における広幅員道路に耐火性の強い高木を植栽して、延焼防止及び建物倒壊抑制等を図る。

② 塀・垣の緑化

塀、垣の生け垣化を推進し、延焼及び倒壊を抑制する。

③ 小規模空間の確保

市街地に小広場を確保するほか、道路整備の際に沿道にポケットパークを確保するなどにより、市街地に小規模な空間を確保し、防災器具の設置、避難時の集合場所等とする。

④ 延焼遮断帯の形成

都市計画道路と沿道の防災空間、不燃化建築物等を一体化した整備を図り延焼遮断帯を形成する。

(4) 仮設住宅用地の確保

被災時の応急仮設住宅の建設を迅速に実施するために、市はあらかじめ公園やグラウンド等の応急仮設住宅用地を選定し、その確保に努める。

第２　都市施設の安全対策

防災上重要となる公共建築物、道路・交通施設、河川施設及びライフライン施設等の都市施設は、日常の市民生活において重要であるだけでなく、災害時の応急対策活動においても重要な役割を果たすものである。

このため、市及び関係機関は、発災後直ちにこれら都市施設の機能回復を図ることはもちろん、事前の予防措置として、施設ごとに耐震性の強化や被害軽減のため、以下に示す諸施策を実施し、被害を最小限に抑えるための対策を講ずるものとする。

都市施設の安全対策を推進するために必要な施策を以下に定める。

施策２．１　建築物の耐震化・不燃化

方策(1)　公共建築物の耐震化・不燃化
方策(2)　一般建築物の耐震化・不燃化
方策(3)　建築物、宅地の危険度判定に係る体制の整備
方策(4)　地震保険の加入促進

施策２．２　道路・交通施設の安全対策

方策(1)　現状
方策(2)　道路交通の安全のための情報の充実
方策(3)　安全な道路の整備
方策(4)　安全性の向上
方策(5)　液状化対策
方策(6)　排水機能の充実

施策２．３　河川施設の安全対策

方策(1)　安全性調査の実施
方策(2)　災害に対する安全性の向上
方策(3)　水防用資材の充実

施策２．４　倒壊物、落下物の安全対策

方策(1)　ブロック塀対策
方策(2)　落下物等対策
方策(3)　自動販売機の転倒防止
方策(4)　エレベーターの閉じ込め防止対策
方策(5)　天井の落下防止対策

施策２．５　ライフライン施設の安全対策

方策(1)　電力施設の安全対策
方策(2)　電気通信設備の安全対策
方策(3)　都市ガス施設の安全対策
方策(4)　上水道施設
方策(5)　下水道等施設
方策(6)　廃棄物処理施設

施策２．６　危険物等関連施設等の安全対策

方策(1)　消防法に定める危険物の保安対策
方策(2)　高圧ガス施設の保安対策
方策(3)　毒物劇物施設の保安対策
方策(4)　火薬類の保安対策

２．１　建築物の耐震化・不燃化

【総務防災課、自治振興課、都市計画課、建築住宅課、教育施設課、生涯学習スポーツ振興課、川本総合支所、関係各課】

建築物の耐震改修の促進に関する法律（耐震改修促進法）に基づき、県では「埼玉県建築物耐震改修促進計画」が策定された。市においても、市内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、平成 22 年３月に「深谷市建築物耐震改修促進計画」を策定し、上位計画等の改定に基づき随時改定を進めている。市は、深谷市建築物耐震改修促進計画及び、土地区画整備事業等を踏まえ、建築物の耐震不燃化を推進する。

なお、市は、平常時より、災害による被害が予測される空き家等の状況の確認に努めるとともに、所有者における空き家等の適正管理や解体、利活用を促進する。

(1) 公共建築物の耐震化・不燃化

公共建築物については、災害時には学校は避難所等として活用され、病院では災害による負傷者の治療が、国及び地方公共団体の庁舎では被害情報収集や災害対策指示が行われるなど、多くの公共建築物が応急活動の拠点として活用される。

このため、公共建築物に対しては、平常時における利用者の安全確保だけでなく、災害時の拠点施設としての機能確保の観点からも耐震性及び不燃性が求められるため、耐震化及び不燃化の促進に取り組む必要がある。

また、公共施設の耐震化・不燃化等工事を実施する場合は、同じ役割を担う施設（避難所に指定されている施設等）が確保できることを確認し、施設間で補完体制を確認しながら実施していく。工事期間中にその代替施設として期待される公共施設については、その管理者と連携し、不測の事態に備えた体制を整備する。

① 耐震化・不燃化対策

公共建築物については、新耐震基準を満たしていない場合、必要に応じて補強工事を検討するとともに不燃化についても検討を行う。特に本庁舎については、市の防災活動の中心となることから、令和２年７月に新庁舎が開庁し、防災拠点として使用されている。

また、公共施設においては、不燃化とともに防災機能の向上を図る。

(2) 一般建築物の耐震化・不燃化

① 耐震化・不燃化の責務

一般建築物の耐震化・不燃化等は、所有者又は使用者の責務で実施するものとし、市はそのための助言、指導及び支援に努める。

② 耐震化・不燃化対策

市は、建築物の所有者又は使用者に対し、耐震診断、耐震改修及び不燃化等の重要性について啓発を行い、一般建築物の耐震性・不燃化等の向上の促進を図るとともに、以下の耐震化・不燃化対策を講ずる。

○耐震化等に関する相談窓口の設置

耐震化等に関する市民等の相談に応じるため相談窓口を設置する。
また、広報ふかや及び市ホームページで窓口開設に関する情報を提供する。

○耐震化等に関する知識の普及・啓発

耐震化等に関し、資料の配布、説明会の開催等を通じ、市民への知識の普及に努める。

また、県が実施する耐震化・不燃化促進の取組み（各種支援策、啓発イベント等）を活用しながら、その情報提供や、制度の活用及びイベントへの参加促進を図る。

さらに、彩の国既存建築物地震対策協議会の活動やイベントに参加し、必要な情報を収集し市民の災害に対する知識の普及・啓発に努める。

○耐震改修に係る市の融資制度の普及

市の住宅耐震化に関する補助制度について、市ホームページ等によって広報を実施し、制度の活用促進を図る。また、勤労者住宅資金貸付制度についても、同様に市民への周知を図る。

○耐震改修に係る県等の融資制度の活用促進

建築物の耐震改修をするにあたり、県等では次のような融資制度があり、市はこれらの制度の活用促進を図る。

・県が民間金融機関と連携した「埼玉の家　耐震・安心リフォームローン」
・独立行政法人住宅金融支援機構が実施している耐震改修工事を含んだリフォームに対する「リフォーム融資制度」

○耐震改修に係る税制措置の情報提供

建築物の耐震化を促進するために、平成 18 年の税制改正により、耐震改修工事を実施した建物に対して固定資産税や所得税の減額措置が受けられる「住宅等に係る耐震改修促進税制」が創設された。これによって住宅の耐震改修を行った際、一定の税制による支援が受けられるようになったことから、この措置に関する情報提供に努め、耐震化の促進を図る。

○リフォームに併せた耐震化・不燃化の誘導

耐震改修は、建築物の構造部材の補強をするために内装工事を伴うことが多く、リフォームやバリアフリー工事と併せて耐震改修工事を実施することは、費用面や施工面において効率的である。また、燃えにくい素材等を使用することで、リフォーム等に併せた耐震化・不燃化の促進を図る。

○関係情報の公開

建築物の耐震化・不燃化のために必要な情報の提供を実施する。

---

(3) 建築物、宅地の危険度判定に係る体制の整備

地震時の被災建築物応急危険度判定や地震時及び大規模な豪雨時の被災宅地危険度判定は、災害により被害を受けた建築物及び宅地を調査し、建築物の倒壊や宅地の崩壊の危険性について判定することにより、人命にかかわる二次的災害を防止することを目的としている。

① 被災建築物応急危険度判定に係る体制の整備

市は、建築物の二次災害の防止のための判定や、防災上重要な建築物の利用の可否等について判定を行うとともに、被災後の応急復旧が順調に行われるように、あらかじめ近隣市町及び彩の国既存建築物地震対策協議会との協力体制により、被災建築物応急危険度判定体制の整備を図る。

② 被災宅地危険度判定に係る体制の整備

市は、地震や降雨等の災害により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握することにより二次災害を軽減、防止し、住民の安全の確保を図るため、速やかに被災宅地危険度判定を実施する。実施にあたり、被災宅地危険度判定士制度を活用することにより被災宅地危険度判定士を確保するものとする。

(4) 地震保険の加入促進

大規模な地震災害発生後の迅速な復旧を図るため、地震保険への加入を促進する必要があ

る。

このため、市は県と連携し、地震保険の保険料及び補償内容や、地震保険料の所得控除（地震保険料控除）等の特例措置についての情報提供に努める。

２．２ 道路・交通施設の安全対策

【道路管理課、道路河川課、農業振興課】

道路及び橋梁等の公共施設は、市民の日常生活及び社会活動、経済活動に欠くことのできないものであると同時に、災害発生時には応急対策、災害復旧の根幹となるべきものである。

災害によりトンネルの崩壊、橋梁の落下、斜面及び擁壁の崩落並びに落石等の道路構造物の大規模な被害が生じた場合、及び危険物を積載する車両の事故等により危険物等が流出した場合など、これら公共施設について事前の予防措置として施設ごとに耐震性を備えた設計指針を考慮し、耐震性の強化及び被害軽減のための諸施策を実施していく。

(1) 現状

各道路施設管理者は、災害の発生するおそれのある道路区間を、異常気象時の通行規制区間及び特殊通行規制区間としてあらかじめ設定し、道路利用者等に広報をするとともに、道路施設等の異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るため、道路パトロールを実施している。

(2) 道路交通の安全のための情報の充実

道路管理者は、熊谷地方気象台が発表する気象、地象、水象に関する情報を有効に活用するため、熊谷地方気象台からの情報を活用できる体制を整備しておくものとする。

また、道路施設等の異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るため、道路パトロールの実施等による情報の収集・連絡体制を整備するものとする。

さらに、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、通行止め等の対策を講じる旨を道路利用者に提供するための体制を整えるものとする。

(3) 安全な道路の整備

円滑な消防活動の実施やライフラインの安全性の向上、さらには避難の際の安全確保のため、広幅員の歩道や耐火性の高い街路樹の設置、電線の地中化により安全な道路の整備を推進する。また、災害による交通遮断等に対応できるよう、安全性・信頼性の高い道路ネットワーク整備を計画的かつ総合的に実施する。

緊急輸送道路及び主要な幹線道路については、沿道建物の耐震化・不燃化の促進と街路樹の適正配置により延焼遮断帯としての機能の充実に努める。

なお、幹線道路については、南北方向の動線が脆弱なため、市は、防災的な観点からも南北軸の強化を図る。

(4) 安全性の向上

道路施設の災害に対する安全性の向上を図るため、以下の対策を実施する。

① 道路防災点検調査

道路管理者は、道路、橋梁、盛土、擁壁などの道路施設の状況や、土砂崩れ等のおそれがある箇所を平常時に点検調査する。

また、必要に応じて、災害の発生するおそれのある道路区間を、異常気象時通行規制区間及び特殊通行規制区間として事前設定し、交通関係者並びに地域住民や道路利用者に広報するものとする。

② 安全化対策工事

道路防災点検調査の結果、危険と判定された箇所においては、速やかに対策工事を行う。

③ 橋梁部の耐震化

今後、改修、新設する橋梁等については、新たな耐震設計手法が確立されるまでは、阪神淡路大震災にともない旧建設省から通知のあった「橋、高架の道路等の新設及び補強に係る当面の措置」に基づき耐震対策を実施する。

④ 斜面地等の防災対策

法面等の斜面地保護のための防災対策を実施する。

⑤ 体制等の整備

道路施設等の安全を確保するため、必要な体制等の整備に努める。

⑥ 必要な資料及び資機材の整備

道路管理者は、災害が発生した際、道路施設等の被害情報の把握及び応急復旧活動を行うために必要な体制をあらかじめ備えておくとともに、災害からの円滑な復旧を図るために、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料の整備に努めるものとする。

また、被災した道路施設等の早期復旧を図るため、あらかじめ応急復旧用資機材を保有しておくものとする。

(5) 液状化対策

地盤の液状化による道路施設等土木構造物の機能障害を最小限に抑えるため、道路を占用する各施設の管理者等は、当該地盤の特性を考慮して、次のような液状化被害防止対策を行う。

① 道路防災点検調査の実施
② 締固め、置換、固結等有効な地盤改良の実施
③ 基礎杭

(6) 排水機能の充実

道路及び農地における冠水履歴のある箇所については、排水機能の充実に努める。

２．３ 河川施設の安全対策

【道路河川課】

市は、市の北部に利根川が、南部に荒川が流れ、また市の南北方向に唐沢川が流れているほか、複数の河川が流れており、豪雨や長雨により多くの被害を受けてきている。市には、堤防に接する地域や水門、樋管などの河川施設も多く、これらの河川施設付近の地域の安全確保が必要である。

(1) 安全性調査の実施

地盤の液状化にともない、堤防が沈下するおそれがあることから堤防の耐震点検を行うなどにより、低地河川の堤防の安全性について調査を行う。

(2) 災害に対する安全性の向上

堤防における耐震性の向上を図るため、必要に応じて地盤改良、ドレーン設置、押さえ盛土、鋼矢板打設等を組み合わせた対策を講じる。

また、耐震設計の行われている河川構造物の地震による被害は少ないことから、水門、樋管など河川構造物の改築、改良を優先的に行う。

(3) 水防用資材の充実

護岸崩壊が発生した場合の防水シート、その他水防用資材の備蓄の充実につとめる。

２．４ 倒壊物、落下物の安全対策

【都市計画課、建築住宅課、道路管理課】

ブロック塀は、安価で場所をとらないという点から手軽に用いられているが、震度５弱程度の地震でもブロック塀の倒壊による死傷者が発生することが 1978 年宮城県沖の地震で明らかになった。その後の地震においてもブロック塀の被害が発生しているが、被害の実態調査等から、全半壊したものの多くは建築基準法に適合しない粗悪な施工のものであることが分かっている。災害に対する安全性の向上という観点からも、新設ブロック塀の安全性については、建築確認行政の中で指導の強化を図る一方、既存のブロック塀についても安全対策を実施できるよう、既存のブロック塀の補強方法を含む適切な指導の徹底を図る。

また、市、県、国及び建築物の所有者等は、強風による屋根瓦の脱落・飛散防止を含む落下物の防災対策を図るものとする。

さらに、災害時における危険性のある落下物として、屋外広告物、屋根瓦、窓ガラス、タイル、外壁モルタル等の外装及び屋外空調機等がある。これら落下物、転倒物は、人身への被害とともに救出救助活動の障害ともなることから、安全性を確保していくものとする。特に、緊急輸送道路や避難路に指定された道路沿道のブロック塀や落下物についてはより徹底した指導を行うものとする。

(1) ブロック塀対策

○避難路、避難所及び通学路等を中心に市街地内のブロック塀（石塀を含む）の実態調査を行い、倒壊危険箇所の把握を行う。
○ブロック塀の安全点検及び安全性の確保の必要性についてパンフレットの配布、ポスター及び市広報紙等により広く住民に対し啓発を図るとともに、ブロック塀の造り方、点検方法及び補強方法等について知識の普及を図る。
○ブロック塀を設置している住民に対しては、点検を行うよう指導するとともに、実態調査に基づき、危険なブロック塀に対しては改修及び生け垣化等を奨励する。また、ブロック塀等撤去補助制度の周知をするなど、ブロック塀改修の推進に努める。
○地域のまちづくりである地区計画を定める場合、垣又は柵の構造は生け垣又は透視可能なフェンスとするよう努める。

(2) 落下物等対策

○窓ガラス、外壁タイル、看板等落下物の安全性確保の周知徹底
適宜、落下物等による被害を未然に防ぐための啓発を行い、安全性確保の周知徹底を行う。

○屋外広告物等の規制
屋外広告物法及び関係法令に基づき、設置者に対し、設置の許可申請及び設置後の維持管理に際し、改善指導を行っていく。

(3) 自動販売機の転倒防止

自動販売機の設置及び転倒防止については、日本工業規格（「自動販売機据付基準」（JIS B 8562-1996））で定められているほか、業界自主基準「自動販売機の屋内据付基準」も作成されている。

県では、これら基準を参考に自動販売機の転倒防止に係る実態調査を行い、自動販売機のメーカー、飲料メーカー及びたばこ等の関係団体に対して、必要に応じて改善の要請を行っている。

(4) エレベーターの閉じ込め防止対策

地震時においてエレベーターが緊急停止し、内部に長時間閉じ込められる事故が問題となっている。エレベーターには建築基準法による報告が義務付けられており定期検査及び定期報告の機会を捉え、所有者に対しエレベーターの閉じ込め防止対策を講ずるよう県と連携し指導するものとする。

(5) 天井の落下防止対策

東日本大震災では、建築物の天井の落下、特に大きなホールにおける天井の落下による被害が多数発生したことから、市は、国及び県並びに関係機関の今後の動向を踏まえ、振れ止めの設置や天井と壁とのクリアランスの確保等による天井材等の非構造部材の脱落防止のため、市有施設については必要な対策を検討するとともに、民間施設については必要な対策を講ずるよう県と連携し指導するものとする。

２．５ ライフライン施設の安全対策

【企業経営課、水道工務課、下水道工務課、環境衛生課、東京電力パワーグリッド(株)熊谷支社、東日本電信電話(株)埼玉事業部、埼玉ガス(株)】

電力、電話、ガス、上下水道、廃棄物処理施設等のライフライン施設は、災害発生時の応急対策活動において重要な役割を果たすものである。したがって、これらの施設について、災害発生後直ちに機能回復を図ることはもちろん、事前の予防措置を講じることはより重要で有効である。

このため、施設ごとに安全性を考慮した設計指針に基づき、耐震性の強化及び代替性の確保、系統多重化等被害軽減のための諸施策を実施するとともに、被害状況の予測、把握及び緊急時の供給について、あらかじめ計画を作成し、体制を整備することにより、被害を最小限に止めるよう万全の予防措置を講じていく。

また、県、電気事業者及び電気通信事業者は、倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努めるものとする。

(1) 電力施設の安全対策

【東京電力パワーグリッド(株)熊谷支社】

事業者に対して安全性の向上を図るよう要請するとともに、必要に応じてその対策に協力していく。詳しくは「県地域防災計画　第６編　第９節　電力施設応急対策計画」を参照する。

① 電力施設の現況

各電力施設については、次に従って施設の設計、建築、設置を行っている。

〇変電設備

最近の耐震設計では、地表面加速度 0.3G を設計地震力とし、必要に応じ地盤・基礎及び設備の応答特性を考慮している。

〇架空線

電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行っている。

〇地中線

油槽台設計については、鉄構設計基準により耐震設計を行っている。

〇配電設備

地震力の影響は、氷雪、風圧及び不平均張力による荷重に比べ小さいので、通産省令の電気設備技術基準により設計する。

② 事業計画

全体計画及び実施計画は「電力施設の現況」に準拠して実施するよう努める。

(2) 電気通信設備の安全対策

【東日本電信電話(株) 埼玉事業部】

事業者に対して安全性の向上を図るよう要請するとともに、必要に応じてその対策に協力していく。なお、事業者の災害対策は次のとおりである。

① 計画の方針

電気通信事業者は、災害時においても重要通信の確保ができるよう平常時から設備の防災構造化を実施し、かつ通信伝送路の整備拡充を図るとともに、災害が発生した場合においては、災害対策本部を設置し、要員、資材及び輸送力等を最大限に利用して通信の疎通と設備の早期復旧を図るものとする。

② 通信確保のための諸施策

災害が発生した場合、通信を確保するため、次により通信網の整備を行っている。

○公共機関等の重要通信を確保するため、加入ケーブルの２ルート化と回線の分散収容を推進する。
○通信が途絶する場合でも被災地には最小限の通信サービスが確保できるよう、特設公衆電話を設置する。
○指定の避難所等へ一般公衆通信として使用する特設公衆電話を設置する。
○災害による孤立地帯対策として移動無線車及び可搬型無線機等を主要地域に配する。
○架空ケーブルは災害時における二次的災害（火災等）を考慮し主要なケーブルについては、地中化を推進する。
○主要箇所について耐震、耐火性の強い施設へのケーブル収容を推進する。
○１７１（災害用伝言ダイヤル）・災害用伝言版及びｗｅｂ１７１（災害用伝言）のＰＲに努める。
○交換設備、電力設備及びその他、所内設備の倒壊を防止するために支持金物等で補強する。
○通信回線の応急回線・特設公衆電話等の作成用として可搬型無線機及び衛星車載局を常備している。
○その他復旧作業用として工事用車両無線機及び携帯無線機等を常備している。
○衛星携帯電話等の市町村役場等への貸出しによる通信確保の準備。
○商用電源が停電した場合の給電設備として、蓄電池、自家用発電機等を常備しているが、さらに移動電源設備、増強を行っている。
○防災の観点から設備管理を強化し、老朽又は弱体設備の計画的な補強取り替えを進める。
○平素から災害復旧用資材を確保しておく。

---

③ 防災訓練等

災害予防及び災害応急対策を円滑迅速に実施するため、平常時から災害対策施策をすすめるとともに、行政防災会議等が行う総合的な防災訓練に積極的に参加し、協力する。

(3) 都市ガス施設の安全対策

【埼玉ガス(株)】

ガスによる二次災害の発生を防ぎ、ガスの安全な供給を確保することを目的として、予防対策を実施する。

① 予防計画

ガス施設の安全性の強化及び被害の軽減のための諸施設を整備するとともに、次の事項を実施することにより災害防止に努める。

〇導網管ブロックの形成

・即時供給停止ブロック

大規模災害供給停止措置のための即時供給停止ブロックを形成する。埼玉ガス(株)の場合、全域を１ブロックとして即時供給停止ブロックを形成する。

・緊急措置ブロック

災害時の復旧のための緊急措置ブロックを形成する。埼玉ガス（株）の場合、全域を１ブロックとして緊急措置ブロックを形成する。また、中小規模災害時の対応及び大規模災害の復旧の対応のために中・小ブロックを形成する。

〇地震計の設置

地震の強さを知り緊急時の判断資料とするため地震計を設置する。

〇安全性の向上

ガス供給施設の災害に対する安全性の向上を図る。

〇広報

災害時におけるガスについての注意事項、協力のお願い、マイコンメーターの機能や復帰方法等についてチラシ、パンフレット、ガス展等を利用してＰＲに努める。

② 防災教育訓練計画

〇各事業所は、ガス供給設備又はガス供給上の事故による二次災害の防止を目的として、緊急事故対策及び災害など緊急時の非常措置について、日常の業務を通じて訓練を実施する。さらに、県及び消防本部等公共機関が実施する大規模な災害を想定した総合的な訓練計画に参加し、ガス施設に対する災害予防措置及び災害応急対策措置の訓練を行う。

〇訓練は動員、出動、応援体制、設備の応急修理及び通信連絡等について定期的に実施する。

(4) 上水道施設

【企業経営課、水道工務課】

企業経営課、水道工務課は、市内の地盤状況を考慮して各水道施設の安全性の強化を推進していくことにより、災害による被害を最小限にとどめる。

① 整備目標

各水道施設を強化するために、整備目標期間を緊急度に応じて次のＡ、Ｂ、Ｃの３種に分けて行う。

Ａ　できるかぎり早急に補強すべきもの
Ｂ　おおむね５年以内を目途に整備補強すべきもの
Ｃ　計画的に整備補強を進めるもの

② 耐震診断

震災時の給水確保を優先事項として水道施設の耐震診断を行う。

③ 安全強化策の実施

□安全化の優先順位

浄配水場施設、導・送・配水幹線など基幹施設の安全性強化を優先的にすすめる。また、部分的に被害を被っても断水等の影響を最小限にとどめること、復旧の容易さ、水道事業の実情等を配慮して施策の優先順位をきめる。

□システム全体の安定性の確保

基幹施設の二重化、相互連絡等のバックアップ機能の整備、配水ブロックの構築等によりシステム全体の安定性を強化する。

□その他の耐震強化策

各地域の地盤の状況等を考慮して次のような安全強化策を進めていく。
・老朽化した硬質塩化ビニール管等を耐震管への変更
・溶接化等配水管の取替
・施設の安全強化計画（施設整備計画）の樹立

④ 液状化の対策

地震が発生した場合、河川沿いの低地の広い範囲で液状化の危険性が高いと予測されるため、管路に耐震化の整備とともに液状化の対策を講じる。

⑤ 管理図面、台帳等の分散管理

庁舎の損壊、消失等を考慮して、管理図面、台帳は複製を作成し分散保管する。

⑥ 応援体制

非常時の応援体制（日本水道協会）や相互連絡管路の運用方法、消防水利の問題などについて関係機関、近隣自治体と事前調整を行う。

応急復旧の実施に備えて、復旧要員、資材、重機等の確保や応援について市、資機材メーカー、施工業者等の間で協定の締結に努める。

(5) 下水道等施設

【下水道工務課】

施設の安全化は、継続的に実施していくものであるが、被災を完全に防ぐことは難しい。処理場・幹線管渠の機能を確保し、公衆衛生と公共用水域の保全を図らなければならない。

① 施設の安全化の推進

下水道施設のシステムとしての耐震化を効果的・効率的に進めるため当面の対策を短期的及び長期的にわけて進めることが必要である。

□短期的計画

○各種施設基準に適合した施設の新設及び更新を進める。
○市浄化センターに自家用発電機を設置する。
○上水断水時におけるポンプ稼働のための水を確保するため、必要に応じて再生水製造装置の設置を進める。また、新設及び更新するポンプは無注水ポンプとする。
○処理水を活用し、雑用水や防火用水としての活用を図る。
○構造等の変化点における配管類の継ぎ手は可とう性及び伸縮性を有するものを使用する。
○液状化が想定される地質における、処理場・ポンプ場の増設工事は、液状化対策を講じる。
○軟弱地盤箇所における管渠の埋め戻し材料は、沈下対策に加え液状化も考慮する。
○既設の吐け口・伏越し区間は、側方流動が予想されるので安全性を確認し、必要があれば偏土圧対策を講じる。
○新設の管渠工事における人孔と管渠の接合箇所は可とう継ぎ手を考慮する。
○長距離圧送区間はバイパス等の対策を講じる。
○電気機器には振れ止め、移動防止、転倒防止の対策を講じる。

○重要な幹線管渠に対し、管更生及び耐震化を進める
○マンホールトイレについて検討する。

□長期計画

○単独公共下水道はネットワーク化など、機能確保のためのシステムとしての対策は難しい。このため流域下水道、単独公共下水道が管理者にとらわれず、一体となった機能確保システム対策の検討が必要である。
○光ファイバー敷設による情報通信網の向上を図る。

② 耐震診断

新耐震基準に適合しない施設を中心に、耐震診断を実施するとともに計画的に耐震補強工事を行う。

③ 資機材等の備蓄

災害発生時における応急活動を円滑に行うため、防災用の応急資機材等の備蓄を図る。応急資機材等は、想定される被害の内容を考慮し、平常時より備蓄、更新及びメンテナンスを行う。

④ 下水道台帳の整備

下水道台帳は、平常時の維持管理における技術的基礎資料であり、災害時には被害状況の調査及び復旧の作業を円滑に進め下水道の機能を速やかに確保する上で重要な資料である。

このため大規模な災害に備え、台帳の分散保管や他の公共団体等の支援がスムーズに受入れられるよう、様式の標準化等を行う。

(6) 廃棄物処理施設

【環境衛生課】

□予防対策

○施設の耐震化、不燃堅牢化を図る。
○施設における災害時の人員計画、連絡体制、復旧対策の作成及び施設等の点検手引き等を準備する。
○処理に必要な薬剤、予備冷却水、起動用非常用発電機等を必要に応じてあらかじめ確保すること。

２．６ 危険物等関連施設等の安全対策

【消防本部、県】

火災防止対策及び被害を最小限にとどめるために、危険物等の取扱施設の現況を把握し、消防法令及び関係法令等に基づく安全確保対策を推進するため、今後とも法令遵守の徹底を図るとともに、指導や普及啓発を通じて自主保安意識の高揚を図る。

そのためには、各危険物等取扱事業所等への災害に対するマニュアル（災害時に対する応急措置・連絡系統の確保など）作成指導を徹底するほか、消防本部及び関係機関等は、施設の立入検査徹底を図り、法令遵守に基づく危険物等関連施設の安全確保を推進するとともに、施設全体の安全性能の向上を図る。

(1) 消防法に定める危険物の保安対策

危険物等関連施設は消防法及び関係法令により細部にわたり規制基準が示されているため、この規制に基づき、事業所に対する指導を徹底する。

① 施設の保全及び安全化

危険物等関連施設の管理者は、危険物等関連施設等の位置、構造及び設備が、消防法の規定（消防法第 12 条及び第 14 条の３の２）による技術上の基準に適合した状態を維持し、危険物等関連施設の保全に努めるとともに、設置地盤の状況を調査し、安全化に努める。

② 改善・指導

一定規模以下のタンクについても、不等沈下、移動、配管の切断、亀裂等の事故防止のため、タンクの設置される箇所の地盤調査、工法等技術上の基準に基づき指導する。

また、既設タンクについては、事業所に対し常時沈下測定を行い基礎修正、及び各種試験による自主検査体制の確立について指導を行う。

③ 立入検査の実施

危険物等関連施設の位置、構造、設備の状況及び危険物の貯蔵、取扱方法が、危険物関係法令に適合しているか否かについて、立入検査の実施を推進するほか、施設管理者に対し、災害対策計画の確立や同計画に基づき、指導を行う。

④ 自主防災体制の確立

危険物等関連施設の管理者に対して、従業員等に対する保安教育や防災訓練を実施し、自主防災体制を整備するよう指導する。

⑤ 危険物運搬車両の安全化

石油類の輸送は、タンクローリー、運搬車両などにより行われるが、石油類を輸送する場合、走行中については、転倒、転落防止義務、警戒標識等の表示義務、応急措置に必要な資材及び危険物取扱者免状等の携帯義務について、定期的に検査を実施している。

今後も、違法輸送等の取締りを強化するとともに、走行中や常置場所において立入検査等を実施し、構造設備等の保安管理指導の徹底を図り、保安意識の高揚に努める。

⑥ 危険物取扱者制度の効果的な運用

ア　危険物保安監督者の選任、解任の届出を徹底させる。
イ　危険物の取扱いについて技術上の基準を遵守するよう指導する。
ウ　法定講習会等の保安教育を徹底する。

(2) 高圧ガス施設の保安対策

高圧ガス設備等の安全化を促進するため、次の対策を推進する。

① 県危機管理防災部化学保安課による対応

○高圧ガス製造事業所に対する立入検査、保安検査を行い、法令に定める技術上の基準に適合せしめるよう指導あるいは措置命令を行う。
○販売事業所に対する立入検査を行い、法令に定める技術上の基準に適合せしめるよう指導あるいは措置命令を行う。
○防災関係機関と定期的な連絡会議を行い、指導、取締方針の統一、情報交換を行い防災対策に万全を期す。

② 消防本部による対応

○施設の実態を把握し、防災対策について研究する。また教育訓練を行い、災害予防活動を推進する。
○立入検査を実施し、防火設備の保守管理等について指導するとともに、防火管理者等による自主的保安体制の確立を図る。
○火災等の災害については、その原因を調査し、防災上必要な資料を収集し防災対策を樹立する。
○ＬＰガスを使用している一般家庭に対し、容器の転倒防止措置等保安管理について認識を高めるための普及啓発活動を行う。

(3) 毒物劇物施設の保安対策

県及び事業者に対して予防対策を図るよう要請するとともに、必要に応じてその対策に協力していく。

① 消防本部による対応

○貯蔵、取扱施設の実態を把握し、それらの施設に対する総合的災害予防又は対策を研究する。
○防火管理者等に消防計画の整備を指導する。

② 熊谷保健所による対応

○毒物劇物営業者、業務上取扱者に対し、常に登録基準等に適合する施設を維持させる。
○取扱責任者に対し、毒物劇物によって住民の生命及び保健衛生上危害を生ずるおそれがあるときは、保健所、警察署又は消防機関に届出させるとともに、危害防止のための応急措置が講ずるよう指導する。
○業務上取扱者等に対する立入検査を実施し、毒物劇物の貯蔵量に対応する設備の指導を行う。
○毒物劇物を業務上使用するもののうち、シアン化合物、酸類等を大量に使用する業態を特に重点的に指導する。
○薬局等に対し、可燃性薬品、毒物劇物の保管設備について、耐震性を考慮した防災上適切な措置を講ずるよう指導する。

(4) 火薬類の保安対策

市には火薬類の倉庫が１か所あるため、消防本部及び県（危機管理防災部）は施設の責任者に対して以下の予防対策の実施を指導する。

○猟銃・火薬類の製造、販売、貯蔵、消費、その他の取扱いを武器等製造法及び火薬類取締法の基準に適合するよう指導又は措置命令を行い災害を防止し、公共の安全の確保を図る。
○県は経済産業大臣、警察及び消防機関と協調し、取締指導方針の統一、情報交換等を図るほか、必要に応じ関係機関の協力の下に防災上の指導を行う。
○県は埼玉県火薬類保安協会と連携して、火薬類取扱保安責任者講習会等を開催するとともに、公益社団法人全国火薬類保安協会の作成した事故事例を配布し、火薬類の自主保安体制の確立を図るなど防災上の指導と自主保安意識高揚を目的とした普及啓発を行う。

第３　防災拠点の整備

災害発生後の応急・復旧対策を円滑に進めていくためには、防災拠点に必要となる機能が集約されていることが重要である。

このため、市は防災拠点を整備するとともに、それら拠点を有機的に結びつけ、防災拠点のネットワーク化を図る。また、災害時には、家屋の倒壊、消失、ライフラインの途絶等被害を被った被災者及び延焼火災の拡大等、住民の避難を要する場合が多く出現すると予想されるが、これら住民の迅速かつ安全な避難を可能とするために、平常時から避難に必要な体制の整備を図るものとする。

防災拠点の整備は次の施策により推進する。

施策３．１　防災拠点のネットワーク化

方策(1)　防災拠点の区分
方策(2)　防災中枢拠点の設定
方策(3)　防災ブロック、防災地区拠点の設定

施策３．２　防災拠点施設の整備

３．１　防災拠点のネットワーク化

【総務防災課】

防災拠点は、災害が発生した場合には、市の防災活動の拠点として災害情報の収集伝達を行うことはもとより、市民の避難所、負傷者の救護場所としての役割を持つ。

これらの防災拠点は、地域の社会特性（人口、交通及び防災拠点施設等の整備状況、交通利便性等）や想定される被害特性を基に、市全体から見て適切な配置となるように、計画的に整備する必要がある。

また、災害時にはその地区の防災拠点が損壊して使用できない場合や、延焼火災等により他の安全な防災拠点に移動しなければならない場合等、二次的、三次的な避難の必要が生じることもある。この場合には、避難路が安全であるとともに、個々の防災拠点が有機的に結びついていることが重要である。

このため、市は、災害時の応急復旧対策を迅速かつよりきめ細かく実施するため、以下に示す防災拠点のネットワーク化を推進する。

(1)　防災拠点の区分

防災拠点を防災中枢拠点、防災地区拠点、避難所（屋内）と避難場所（屋外）に区分し、各防災拠点間の連携を図るようにする。

(2)　防災中枢拠点の設定

市役所を防災中枢拠点と位置づけ、市の統括的防災活動を担う。

このため、市役所の拠点機能を強化するとともに、防災関係機関との連携により、全市的な防災の中枢となる拠点の形成を行う。

(3) 防災ブロック、防災地区拠点の設定

市を４地区 13 ブロックに分け、ブロックごとに応急復旧対策の拠点となる防災拠点を設置し、防災中枢拠点の機能のバックアップを可能にする。特に川本地区は、荒川により南北に分断されるため２ブロックに区分した。

また、ブロックごとにブロック内の避難所を統括する拠点避難所を設けた。

≪防災ブロック区分と町丁目及び自治会≫

地区	防災ブロック	町丁目	自治会
深谷	深谷	深谷、深谷町、仲町、本住町、稲荷町１丁目、稲荷町２丁目、稲荷町３丁目、稲荷町北、田所町、天神町、西島、西島町１丁目、西島町２丁目、西島町３丁目、西島４丁目、西島５丁目、緑ケ丘、田谷、東大沼、栄町、西大沼、曲田、伊勢方、寿町	稲荷町、天神町、本住町、仲町、本町、相生町、田所町、西島町、緑ケ丘、田谷、東大沼、栄町、寿町、西大沼、錦町、伊勢方
	藤沢	人見、柏合、樫合、櫛引、大谷、境、折之口	人見第１、人見第２、人見第３、人見第４、柏合東部、柏合西部、樫合東部、樫合西部、櫛引東部、櫛引中部、櫛引西部、大谷第１、大谷第２、大谷第３、大谷第４、境西部、境東部、上折之口、中折之口、下折之口
	幡羅	東方（一部）、原郷、常盤町、国済寺、東方町１丁目、東方町２丁目、東方町３丁目、東方町４丁目、東方町５丁目、国済寺町、幡羅町１丁目、本田ケ谷	東方西部、東方北部、上宿、中宿、下宿、横町、南下郷、北下郷、篭原、下原、幡羅町、本田ケ谷、原郷東部、原郷北部、原郷中部、原郷西部第１、原郷西部第２、幸町、常盤町東部、常盤町西部、国済寺東部、国済寺西部
	明戸	明戸、宮ケ谷戸、上増田、蓮沼、藤野木、堀米、江原、石塚、沼尻、新井、前小屋	明戸西部、明戸東部、宮ケ谷戸、上増田西部、上増田東部、蓮沼、堀米、江原西部、江原東部、石塚、沼尻、新井西部、新井東部、旭町、前小屋
	大寄	上敷免、高畑、内ケ島、矢島、大塚島、起会、谷之、戸森	上敷免、高畑、内ケ島、矢島、大塚島、起会、谷之、戸森、
	八基	血洗島、南阿賀野、北阿賀野、横瀬、町田、上手計、下手計、大塚	血洗島、南阿賀野、北阿賀野、横瀬本村、横瀬新田、町田、上手計、川端、壁ヶ谷戸、宿、下手計明戸、下手計新田、大塚
	豊里	新戒、高島、成塚、中瀬	前川原、延命地、川岸、上中瀬、原、伊勢島、向島、上新戒、中新戒、下新戒、上高島、下高島、成塚
	上柴	上柴町東１丁目、上柴町東２丁目、上柴町東３丁目、上柴町東４丁目、上柴町東５丁目、上柴町東６丁目、上柴町東７丁目、上柴町西１丁目、上柴町西２丁目、上柴町西３丁目、上柴町西４丁目、上柴町西５丁目、上柴町西６丁目、上柴町西７丁目、秋元町、東方(一部)、上野台（一部）	上柴町西１丁目、上柴町西２丁目、上柴町西３丁目、上柴町西４丁目、上柴町西５丁目、上柴町西６丁目、上柴町西７丁目、上柴町東１丁目、上柴町東２丁目、上柴町東３丁目、上柴町東４丁目、上柴町東５丁目、上柴町東６丁目、上柴町東７丁目、小台、秋元町、下原前、南下原、BW 上柴
	南	萱場、見晴町、宿根、上野台(一部)、桜ヶ丘	見晴町、萱場、宿根、中通り、大台東、大台西、鼠、台坂、台天白、八幡台、桜ケ丘第１、桜ケ丘第２、泉台
岡部	岡部	岡、普済寺、岡部、岡里、榛沢、後榛沢、山崎、榛沢新田、沓掛、西田、本郷、今泉、針ヶ谷、山河、櫛挽、岡１丁目、岡２丁目	当後、岡上、岡下、岡新田、普済寺、岡部、南岡、岡里、榛沢、後榛沢、山崎、榛沢新田、沓掛、西田、本郷、今泉、針ヶ谷、山河、櫛挽
川本	川本北	上原、田中、長在家、菅沼、瀬山、川本明戸、武川	上原、田中第１、田中南、田中北、武川駅前、長在家西、長在家東、菅沼、瀬山、明戸、瀬山団地
	川本南	本田、畠山、白草台	本田第１、本田第２、本田中央、本田第４、本田第５、本田第６、畠山五所、畠山中央、畠山上郷、春日丘
花園	花園	武蔵野、小前田、荒川、黒田、永田、北根、緑台	武蔵野上郷、武蔵野上宿、武蔵野中宿、武蔵野下宿、武蔵野新田、武蔵野上の原、武蔵野流、武蔵野東林上、武蔵野東林下、武蔵野下郷、小前田上、小前田中、小前田下、小前田中央、小前田北、小前田西之皆戸、荒川、黒田、永田、北根

注）川本地区は荒川を境に南北２区分した。

出典）市民課、自治振興課

≪防災拠点のネットワーク≫



３．２ 防災拠点施設の整備

【総務防災課、関係各課】

災害時の応急対策を円滑に実施するためには、防災拠点に応急対策に必要となる機能ができる限り集約されていることが重要であり、物・人・情報の複合的な整備を進めていくことが必要である。

特に大規模災害が発生した際には、電力施設等が被災して長期的な停電が発生する可能性があることから、自家発電施設については、整備と機能の充実を図るものとする。また、各防災拠点施設（避難所、広域避難場所等）については、災害時に安定した機能を発揮できるよう、平時において施設の機能維持（老朽化部分の補強、長寿命化など）を図る。

市全体の防災活動の中心となる防災中枢拠点、本部と連携し各地区の防災地区拠点、長期の避難生活に耐えられる避難拠点や物資拠点等を以下に示す。

≪深谷市の各種防災拠点≫

拠点区分	活動拠点の役割	施設名等
防災中枢拠点	・災害対策本部拠点として各地区拠点への指示 ・各関係機関、県、自衛隊等との連絡調整	災害対策本部は、市役所本庁に設置する。 ただし、市役所本庁が被災した場合は、深谷市消防本部に設置する。
防災地区拠点	・防災中枢拠点との連携 ・各地区の応急対策の拠点 ・食料等の備蓄	防災拠点は以下のとおり。 ・深谷ブロック：深谷公民館 ・藤沢ブロック：藤沢公民館 ・幡羅ブロック：幡羅公民館 ・明戸ブロック：明戸公民館 ・大寄ブロック：大寄公民館 ・八基ブロック：八基公民館 ・豊里ブロック：豊里公民館 ・上柴ブロック：上柴公民館 ・南ブロック：南公民館 ・岡部ブロック：岡部公民館 ・川本北､南ブロック：川本公民館 ・花園ブロック：花園公民館
地区拠点避難所	・各地区の避難所との連携	拠点避難所は以下のとおり。 ・深谷ブロック：深谷公民館体育室 ・藤沢ブロック：藤沢公民館体育室 ・幡羅ブロック：幡羅公民館体育室 ・明戸ブロック：明戸公民館体育室 ・大寄ブロック：大寄公民館体育室 ・八基ブロック：八基公民館体育室 ・豊里ブロック：豊里公民館体育室 ・上柴ブロック：上柴公民館体育室 ・南ブロック：南公民館体育室 ・岡部ブロック：岡部公民館体育室 ・川本北ブロック：川本公民館 ・川本南ブロック：川本南小体育館 ・花園ブロック：花園公民館体育室
消防活動拠点	・火災の消火活動､傷病者の救急､救護活動	深谷市消防本部
自衛隊活動拠点	・自衛隊の活動拠点、臨時ヘリポート基地	深谷市浄化センター
避難拠点	・長期避難施設として飲料水、食料等の配給の拠点	○避難所：61 か所 ※参照：資料編　Ⅰ「資料４－１　避難所一覧」 ○避難場所：192 か所 ※参照：資料編　Ⅰ「資料４－２　避難場所一覧」 ○広域避難場所：1 か所 ※参照：資料編　Ⅰ「資料４－３　広域避難場所一覧」
防災備蓄倉庫	・非常用物資の備蓄 ・避難所への物資の供給拠点	○防災備蓄倉庫：19 か所
医療拠点	・傷病人に対する医療拠点	＜救急告示病院＞ ○深谷赤十字病院 ○深谷中央病院 ○医療法人社団優慈会佐々木病院 ○皆成病院

第４　安全避難の確保

風水害による家屋の浸水、地震時による建物の倒壊や同時多発的火災の発生と延焼の拡大等により、住民の避難を要する地域が数多く発生する可能性がある。こうした危険地域の住民を安全な場所へ避難させることにより、人的被害の発生を未然に防止するほか、倒壊・焼失等により住居を失った被災者を一時収容、保護するため、住民の安全な避難活動の実施に向けて適切な計画を樹立する。

また、市は、避難場所、避難所、避難経路等について、避難誘導標識等を整備し、外来者等地理不案内な者に対しても場所がわかるよう配慮するとともに、あらかじめ、次のことについて住民に周知を図っておくものとする。

○避難場所や避難所の場所、避難経路、災害危険箇所等（洪水浸水想定区域、土砂災害警戒区域等）の所在
○命に危険が迫る緊急避難の場合は、携帯品を、貴重品、若干の食料、最低限の身の回り品等、避難に支障を来たさない最小限度のものにすること。
○夜間又は停電時の避難に備え、日頃から懐中電灯、非常灯などを準備すること。

なお、避難指示等が発令された場合の避難行動としては、市指定の避難所・避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への移動を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、市民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、市は、日頃から市民等への周知徹底に努める。

安全避難の環境整備を推進するために必要な施策を以下に定める。

施策４．１　避難計画の策定

方策(1)　避難計画の策定
方策(2)　風水害時の避難計画の策定
方策(3)　個別避難計画の作成
方策(4)　避難確保計画の策定
方策(5)　避難所運営マニュアルの整備
方策(6)　重要施設の避難計画
方策(7)　学校等の避難計画

施策４．２　避難拠点の整備

方策(1)　避難所の整備
方策(2)　福祉避難所の指定
方策(3)　避難場所の整備
方策(4)　市民による空き地等の把握
方策(5)　広域避難場所の整備
方策(6)　県有施設の活用
方策(7)　隣接市町の避難所の利用

施策４．３　避難路の整備

方策(1)　避難路の指定
方策(2)　避難所標識の整備
方策(3)　避難路の整備
方策(4)　誘導体制の確立

施策４．４　遠方からの避難者の受入れ

４．１　避難計画の策定

【総務防災課、福祉健康部、教育委員会】

安全な避難活動を円滑に実施するために、あらかじめ以下に示す避難に関連する計画を策定する。

(1) 避難計画の策定

市は、避難計画を作成するとともに、自治会等を通じて避難組織の確立に努める。

また、緊急時に際し、危険区域内にある市民を安全区域に避難させるため、その事態に即応して迅速かつ的確な避難措置を講じ、人命被害の軽減と避難者の援護を図るものとする。

なお、避難の実施に当たっては、徒歩避難を原則とするが、要配慮者の避難等、状況に応じて車両避難についても検討する。

① 実施責任者

避難指示及び避難所の開設は、法第 60 条の規定に基づき市長が行う。

ただし、災害救助法が適用された場合は、原則として知事が行うが、その職権の一部を委任された場合、又は知事の実施を待つことができない場合は、市長が行う。

≪避難に係る実施責任者≫

区分	実施責任者	根拠法令	適用災害
避難指示	市長	災対法第 60 条	災害全般
	警察官	災対法第 61 条及び 警察官職務執行法第 4 条	災害全般
	自衛官	自衛隊法第 94 条	災害全般
	知事、その命を受けた県職員、水防管理者	水防法第 29 条	洪水・地すべり

② 避難の伝達方法

危険地域の住民に対する命令等の伝達は、防災行政無線(同報系）のほかサイレン、警鐘、広報車、エリアメール等を利用して迅速的確に行う。

なお、伝達の際は、できるだけ民心を恐怖におちいらせないようにするとともに火災の予防についても警告するものとする。

□避難指示の際の明示事項

○避難の対象地域　○避難指示の理由　○避難経路
○避難先　○その他必要事項

③ 避難の方法

避難は、市民が「自分の身は自分で守る」という意識を持ち、自らの判断で主体的に行動することを基本とする。

ただし、自力による避難が困難な場合や混乱が予想される場合等には、その状況に応じて市、警察、消防機関等により誘導を行う。

また、避難の実施に当たっては、徒歩避難を原則とするが、要配慮者の避難等、状況に応じて車両避難についても検討する。

(2) 風水害時の避難計画の策定

(1)の項目に加えて、風水害時には以下についても留意する。

市は、緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難について、河川管理者及び水防管理者等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や避難指示等を発令するために必要な判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成する。また、浸水や土砂災害等のリスクを考慮した上で、避難場所、避難所、避難路をあらかじめ指定し、日頃から住民への周知徹底に努めるものとするとともに、必要に応じて避難場所の開錠・開放を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を促進する。

① 洪水等に対する住民の警戒避難体制

市は、洪水予報河川等については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、洪水警報の危険度分布等により具体的な避難指示等の発令基準を策定することとする。また、安全な場所にいる人まで避難場所等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ等があることから、災害リスクのある区域に絞って避難指示等の発令対象区域を設定するとともに、必要に応じて見直すものとする。

② 土砂災害に対する住民の警戒避難体制

市は、土砂災害警戒情報等が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。また、面積の広さ，地形，地域の実情等に応じて市をいくつかの地域に分割した上で、土砂災害の危険度分布等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難指示等を発令できるよう、発令対象区域をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努めるものとする。

③ 局地短時間豪雨

市は、避難指示の発令の際には、避難場所を開放していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難指示を発令するものとする。

(3) 個別避難計画の作成

災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、地域の特性や実状を踏まえつつ、本計画に基づき、市関係各課、福祉専門職、(福)深谷市社会福祉協議会、民生委員・児童委員、市民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。

なお、市では、これまで避難支援プランとして作成してきたものを、必要事項を追記することで位置づけることとする。

(4) 避難確保計画の策定

市における洪水浸水想定区域内にある主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設に対しては、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある（水防法 15 条関連）。

そのため、市は、洪水浸水想定区域内にある要配慮者関連施設に対して高齢者等避難等の避難情報をＦＡＸ等により伝達するものとする。

※参照：資料編　Ⅰ「資料４－４　洪水浸水想定区域内の要配慮者関連施設」

(5) 避難所運営マニュアルの整備

円滑に避難所の運営ができるように、あらかじめ避難所の開設、運営、閉鎖等、管理運営上に関して定めたマニュアルを整備し、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、市民等への普及に当たっては、市民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。特に夏季には熱中症の危険性が高めるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努めるものとする。

また、避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。

なお、避難所における職員の配備についても、事前決定に努めるものとする。

(6) 重要施設の避難計画

病院、工場、危険物保有施設及びその他防災上重要な施設の管理者は、以下の事項に留意して避難計画を作成し、避難の万全を期する。

○病院において患者を他の医療機関又は安全な場所へ集団的に避難させる場合における、収容施設の確保、移送の実施方法等を留意する。
○高齢者、障害者及び児童施設においては、それぞれの施設の地域の特性等を考慮した上で避難の場所、経路、時期及び誘導並びに収容施設の確保、給食等の実施方法
○不特定多数の人々が出入りする都市施設では、周辺環境や状況に応じて避難所、経路、時期及び誘導並びに指示伝達の方法等を留意する。
○工場、危険物保有施設においては、従業員、市民の安全確保のための避難方法、市、警察署、消防署との連携等を留意する。

---

(7) 学校等の避難計画

学校等における避難は、多数の園児、児童及び生徒を混乱なく、安全に避難を実施し、身体及び生命の安全を確保するために、学校等の実態に即した適切な避難対策を立てる。

４．２　避難拠点の整備

【総務防災課、障害福祉課、長寿福祉課、農業振興課、公園緑地課、教育施設課、生涯学習スポーツ振興課、文化振興課】

避難所は、地震による家屋の倒壊や地震火災による家屋の焼失により生活の場を失ったり、集中豪雨等により河川氾濫の危険性や、延焼火災等により危険性の迫った地域の住民が、安全を確保する場所として、また、洪水による浸水被害や土砂災害による家屋の倒壊等により生活の場を失った被災者の避難生活の場として欠かすことのできないものである。

市は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策等を踏まえ、公民館、学校等の公共施設等を対象に、その管理者の同意を得たうえで、避難者が避難所生活を送るために必要十分な避難所をあらかじめ指定し、平常時から、避難所の場所、収容人数等について、市民への周知徹底を図るものとする。また、災害時に避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。

さらに、平常時には市民の防災及び地域コミュニティの活動場所として、災害時には被災者の収容、救援及び情報の伝達場所として整備を図る必要がある。

なお、避難場所と避難所は相互に兼ねることができるが、避難場所と避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努めるものとする。

※参考『避難所とは』

災害により生活の場を失ったり、災害による危険性の迫った地域の住民が安全な避難活動を行うための施設であり、かつ、救護・復旧等の活動を行うための地域拠点ともなるものをいう。避難所の指定基準はおおむね次のとおりとする。

（避難所の指定基準）

・原則として、自治会又は学区を単位として指定すること。
・原則として、耐震性・耐火構造の公共建物等（学校、公民館等）を指定すること。
・建築非構造部材の耐震化（天井材や照明器具の落下防止、外壁（モルタル、ALC 板等）の剥離・落下防止、ガラスの飛散等の防止、既存の書架等の転倒防止等）対策が行われていること。
・余震等による落下物（天井材、照明等）など、二次災害のおそれがない場所が確保できること。
・避難者等が長期滞在することも想定し、十分な面積を有する施設であること。
・発災後、被災者の受入れや物資等の配布が可能な施設であること。
・物資等の運搬に当たる車両の入・出庫が比較的容易な場所にあること。主要道路等との緊急搬出入アクセスが確保されていること。
・環境衛生上、問題のないこと。

注）浸水する可能性のある場所は水害時には避難所としないことを基本とし、そのことを平常時から住民に周知する。
注）指定管理施設が避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。

※参考『避難場所とは』

発災時に避難所へ避難する前に、避難者が一時的に集合して身の安全を確保し、状況の確認、集団を形成する場所である。

（避難場所の指定基準）

地震以外の災害を対象とする避難場所：次の a～c の条件を満たすこと
地震を対象とする避難場所：次の a～e の全ての条件を満たすこと
a) 災害発生時に迅速に避難場所の開放を行うことが可能な管理体制等を有していること
b) 他の法律等により指定される危険区域外に立地していること
c) 周辺等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのある物がない場所に位置すること
d) 耐震基準を満たしており、安全な構造であること
e) 地震に伴う津波や火災に対応するため、災害に対して安全な構造を有していること

※参考『広域避難場所とは』

主に震災時に大規模延焼火災が発生した場合に火の手から身を守るために避難する場所である。

(1) 避難所の整備

避難所については、避難した市民等に対し、災害情報や安否確認等の情報発信の場としても重要となることから、避難所の情報発信の場としての整備を推進する。

※参照：資料編　Ⅰ「資料４－１　避難所一覧」

＜避難所における生活環境の確保＞

○ 避難所に指定する建物は、耐震性を確保するとともに換気、照明、避難者のプライバシーの確保等避難生活が良好に保たれるよう配慮するものとする。

○ 避難所には、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等の備蓄に努める。また、備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、子供にも配慮するものとする。

○ また、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、テレビ、ラジオ、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。

○ 避難所は、避難の長期化に応じた避難所環境の整備に努めるとともに、電源や燃料容量の拡大や多重化（非常用電源の配備、系統電源以外の電源確保、再生可能エネルギーの導入など）を含む停電対策に努める。

○ 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、平常時から、避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、関係部局で連携して、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。

＜震　災＞

震災時に使用できる避難所の収容可能人数は 77,722 人と推計される。

市に最も大きな被害をもたらすと予想されている「関東平野北西縁断層帯地震」が発生した場合の避難者数の最大値は、地震発生から１日後で 13,155 人、１週間後で 19,779 人、１か月後で 28,386 人と予測されており、予測される避難者全員を避難所へ収容することが可能である。

＜風水害＞

風水害時は、避難所のうち洪水浸水想定区域外の避難所のみを開設するものとする。

洪水浸水想定区域内の避難所は、避難後の孤立や避難者の車両の水没などの問題が生じるため、２階、３階等まで浸水が到達しない施設であっても使用しない。

なお、洪水浸水想定区域内に含まれる人口は 42,754 人、洪水浸水想定区域外の避難所に収容できる人数は 43,486 人と推計されており、浸水人口全員の収容が可能である。

ただし、地区別でみると、利根川氾濫の場合、深谷、大寄、八基、豊里地区が、小山川流域での氾濫の場合、深谷、幡羅、明戸、大寄、八基、豊里地区が、烏川・神流川氾濫の場合、八基、豊里地区が、福川氾濫の場合、深谷、大寄地区が、浸水人口全員を地区内の避難所で収容できないため、周辺地区も含めた避難所への収容を検討する必要がある。

(2) 福祉避難所の指定

市は、避難所内の一般の避難スペースでは生活することが困難な要配慮者のため、必要に応じて、福祉避難所として避難所を指定するよう努めるものとする。

① 市は、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合

において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。

② 市は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。

③ 市は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整のうえ、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。

(3) 避難場所の整備

避難所へ避難する前に、避難者が一時的に集合して状況の確認、集団を形成する場所を、都市公園、学校の校庭（屋外運動場）等を利用して避難場所として指定する。

災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、避難場所を近隣市町村に設けるものとする。避難場所の誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるものとする。

市の避難場所の指定状況及び収容能力は、以下に示すとおりである。

市の避難場所全体（広域避難場所を含む）の収容能力は 330,487 人であり、市の人口 142,556 人（令和３年４月１日現在）に対して十分な収容能力がある。

なお、避難場所に指定されている都市公園については、今後、避難場所としての機能の充実を図る。

※参照：資料編　Ⅰ「資料４－２　避難場所一覧」

(4) 市民による空き地等の把握

地震や火災発生時に一時的に退避するための場所又は初期消火、救出、救護等の自主防災活動を始めるために集合する場所で、神社仏閣、団地の広場や緑地等を活用し、市民が自主防災活動を通じて把握する。

□把握する空き地の目安

〇高齢者・子どもを含む全ての人にとって避難が容易な場所であること。
〇自主防災活動に適した広さの場所であること。
〇市民によく知られた地域に密着した場所であること。

(5) 広域避難場所の整備

火災の延焼等に対し一時的に避難し安全を確保するため、以下の基準に基づき広域避難場所を指定している。

※参照：資料編　Ⅰ「資料４－３　広域避難場所一覧」

なお、広域避難場所の指定基準は以下のとおりである。

○面積 10ha 以上とする。（面積 10ha 未満の公共空地でも、避難可能な空き地を有する公共施設その他の施設の用に供する土地と一体となって面積 10ha 以上となるものを含む）
○避難者１人当たりの必要面積は、おおむね３㎡以上とする。
○要避難地区の全ての住民を収容できるよう配慮する。
○木造建築物の割合は、総面積の２％未満であり、かつ散在していなければならない。
○大規模ながけ崩れや浸水などの危険のないところとする。
○純木造密集市街地から 270m以上、建ぺい率５％程度の疎開地では 200m以上、耐火建築物からは 50m以上離れているところとする。この距離が保有できない場合は、火災の延焼を防止するため、特別消防警戒区域として定め、延焼防止のための防御対策を計画しておく。
○次の事項を勘案して避難地を区分けし、住民一人ひとりの避難すべき場所を明確にしておく。
・避難地区分けの境界線は、地区単位を原則とするが、主要道路、鉄道及び河川等を横断して避難することを避けるため、これらを境界とすることもできる。
・避難地区分けは、各地区の歩行負担及び危険負担がなるべく均等になるようにする。
・避難人口は、夜間人口にもよるが、避難地収容力に余裕をもたせる。

(6) 県有施設の活用

災害時に避難所として活用される可能性のある市内の県有施設の管理者等は、市が当該施設を災害時に迅速・円滑に避難所として管理・運営できるように、市と当該施設職員の応援体制、役割分担、通信連絡手段等について毎年度、協議をしておくものとする。

(7) 隣接市町の避難所の利用

本市は、熊谷市、寄居町、本庄市及び伊勢崎市と災害時における避難所の相互利用に関する協定を締結している。

そこで、市境周辺地域に住む住民が隣接市町への避難が望ましい場合、その逆の場合についても、それぞれの住民が円滑に避難できるように隣接市町との間で避難内容の確認等を行い、これを住民に周知する。

４．３　避難路の整備

【総務防災課、道路河川課、道路管理課】

安全な避難活動を実施するためには、避難所及び避難場所の整備に伴い、避難路の指定、標識の整備及び誘導体制の確立等避難誘導体制の整備を図る必要がある。

(1) 避難路の指定

避難路は被災地から避難所を結ぶ道路であり次の基準により指定する。

□避難路の要件

○避難路は、幅員 15m以上の道路又は幅員 10m以上の緑道とする。
○避難路は、相互に交差しないものとする。
○避難路沿いには、火災・爆発等の危険の大きな工場がないよう配慮する。
○避難路の選定に当たっては、住民の理解と協力を得る。
○避難路については、複数の道路を選定する等、周辺地域の状況を勘案して行う。

(2) 避難所標識の整備

安全な避難を実施するため、避難所標識の整備を以下の事項に従って実施する。なお、避難所標識とともに避難路標識についても設置を推進する。

□案内標識の整備

設置済みの標識の維持管理を実施するとともに、必要に応じて英語等の併記にする等外国人へ配慮した整備に努める。

□誘導標識の整備

適切な誘導ができるように、必要に応じて英語等の併記にする等外国人へ配慮した整備に努める。

□一覧標識の整備

一覧標識を用いて、市民や来訪者等に対し市内の避難所を周知するため、駅前等を中心に、市の施設案内や観光案内等との併記等を考慮して作成する。

(3) 避難路の整備

要配慮者のスムーズな避難のため、避難路についてはバリアフリー化を推進する。

また、学校の通学路については、避難路とも重複することが予想されることから、日頃から危険箇所を把握し、安全確保に努める。

(4) 誘導体制の確立

避難誘導は、避難措置のうちでも最も重要な部分であり、避難指示を実施した場合には、市民を安全な場所へ確実に誘導しなければならない。

市は、避難者の安全を確保するため、消防、消防団、警察、自衛隊、あるいは自主防災組織等の協力を得て、次の事項に留意して市民の避難誘導を行う。

□避難誘導の留意事項

○避難順位

災害の危険性の高い地域の居住者あるいは要配慮者を優先的に避難させるなど、避難順位をあらかじめ検討する。

○集団避難

避難は、できるだけ自治会等、地域ごとに集団で行う。

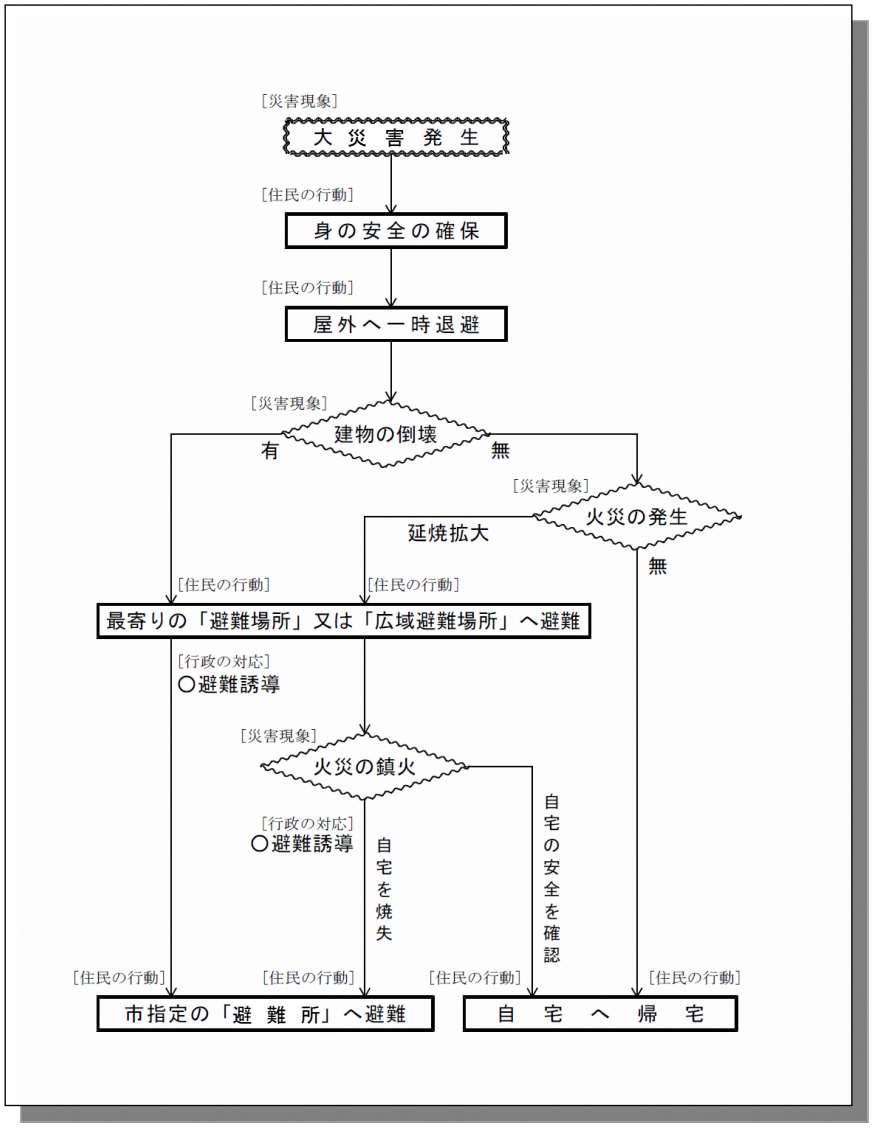
○誘導者の配置

集団避難時にあっては、誘導者が先頭と後尾につくこと。ただし、集団の規模あるいは危険度の高いときは、誘導者あるいはその補助者を増員して適宜に配置し、避難の安全を期すこと。

○避難行動要支援者の避難

避難は、各人が自力で行動することが原則であるが、避難行動要支援者に対しては、誘導者あるいはその補助者が、その家族に助力し必要に応じ担架、車両等によって移送すること。

≪避難行動のフロー≫



４．４　遠方からの避難者の受入れ

【総務防災課、福祉政策課】

県は、大規模災害時において、他都道府県知事から避難者の受入れについて要請があった場合は、県に避難してきた者を収容し保護するための県避難所を県有施設等の中から選定し、当該施設の所在する市町村と協議のうえ、確保するものとしている。

東日本大震災によって発生した福島第一原子力発電所の事故においては、市は避難所を開設して福島県の被災地から避難者を受け入れ、市内雇用促進住宅等の住宅のあっせんを行った。

市は、今後も、県又は被災地からの要請に応じて、遠方からの避難者の受入れを実施するものとする。

第５　文化財の災害予防

かけがえのない文化財を災害から保護するため、市は、国指定文化財、県指定及び市指定文化財について、消防法に基づく消防用設備等の設置を推進していくとともに、文化財の所有（管理）者に対しては、平常時においても、特に火災予防について充分な指導を図る。

また、建造物や史跡名勝天然記念物など屋外にある文化財については、特に自然災害による被害を受けやすいので、その予防に十分留意する。

施策５．１　文化財の災害予防
方策(1)　火災予防体制
方策(2)　防火施設の整備強化
方策(3)　その他
施策５．２　文化財の現況把握

５．１　文化財の災害予防

【教育委員会】

文化財の防火対策を強化するため、次の事項について徹底を期すものとする。

(1)　火災予防体制

①　防火管理体制の整備
②　文化財に対する環境の整備
③　火気使用の制限
④　火気の厳重警戒と早期発見
⑤　自衛消防と訓練の実施
⑥　火災発生時における措置の徹底

(2)　防火施設の整備強化

①　自動火災報知設備及び非常警報設備等の整備強化
②　消火器、消火栓、放水銃、スプリンクラー、ドレンチャー、動力消防ポンプ等の充実強化
③　避雷装置、消防用水、防火戸、防火壁、通路等の整備強化

(3)　その他

①　文化財に対する防災思想の普及徹底のための映画会、講習会等の広報活動
②　所有者に対する教育
③　管理保護についての助言と指導
④　防災施設に対する助成

５．２ 文化財の現況把握

【教育委員会】

市の文化財の指定状況については、資料編のとおりである。

※参照：資料編　Ⅰ「資料３－３　深谷市文化財一覧」

第６　水害予防計画

市においては、利根川や荒川をはじめとする一級河川の河川改修が進み大きな外水氾濫の危険性は低下したものの、市内には多くの中小河川が流れており、河川に沿って遊水機能を果たしていた田畑が宅地開発等による減少に伴い、台風や集中豪雨等によって内水氾濫が発生し大きな被害の発生が懸念される。

市はこのような水害の被害を最小限にとどめるため水害予防計画を策定する。

水害予防計画は以下の施策により推進する。

施策６．１　流域総合治水計画

方策(1)　治水整備の推進
方策(2)　洪水浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置
方策(3)　ハザードマップの住民への提供・周知
方策(4)　総合治水対策の推進
方策(5)　防災重点ため池ハザードマップの作成

施策６．２　河川・下水道の整備

方策(1)　河川・水路の整備
方策(2)　下水道の整備

施策６．３　地盤沈下対策

施策６．４　土地利用の適正化

施策６．５　水防用資機材の整備

６．１　流域総合治水計画

【総務防災課、道路河川課、下水道工務課、農業振興課】

治水水準をできるだけ早期に向上させるためには、河川及び下水道の整備に加えて、調節池の設置及び流域における雨水の貯留・浸透機能を増進する雨水流出抑制施設の普及等の総合的な治水対策が必要である。

(1)　治水整備の推進

河川の改修、排水機場や雨水調節池の整備等による河川治水施設の整備、及び管渠、雨水調整池の整備等による下水道施設整備を推進する。

(2)　洪水浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置

平成 13 年に水防法が改正され、国土交通大臣は、洪水予報を行う河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、水災による被害の軽減を図るため、利根川、荒川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、併せてその洪水浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深を公表した。

これら河川の氾濫による洪水浸水想定区域は、想定しうる最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に、浸水が想定される区域を表示したものである。

また、平成 17 年５月の水防法の改正により、洪水浸水想定区域の指定があった場合、市防災会議は、本計画において、洪水浸水想定区域ごとに次に掲げる事項について定める。

□定めておく事項

一　洪水予報等の伝達方法
二　避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
三　災対法第 48 条第１項の防災訓練として市長が行う洪水、雨水出水に係る避難訓練の実施に関する事項
四　洪水浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地
　イ　地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設（地下に建設が予定されている施設又は地下に建設中の施設であって、不特定かつ多数の者が利用すると見込まれるものを含む。）をいう。次条において同じ。）でその利用者の洪水時、雨水出水時（以下「洪水時等」という。）の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの
　ロ　要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）でその利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるもの
　ハ　大規模な工場その他の施設（イ又はロに掲げるものを除く。）であって国土交通省令で定める基準を参酌して市町村の条例で定める用途及び規模に該当するもの（大規模工場等）でその洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの（ただし、所有者又は管理者からの申出があった場合に限る。）
五　その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

市防災会議は、本計画に上記 四に掲げる事項を定めるときは、同計画に当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。また、本計画にその名称・所在地を定められた上記 四の施設の所有者又は管理者は、以下について実施義務又は努力義務がある。

□上記 四の施設の所有者又は管理者における実務義務又は努力義務

＜四のイ 地下街等＞
・単独又は共同で、国土交通省令で定めるところにより、施設利用者の洪水時等の避難確保及び浸水防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画の作成、市長への報告、公表（義務）。
・計画に基づく施設利用者の洪水時等の避難確保及び浸水防止のための訓練の実施（義務）
・自衛水防組織の設置（義務）

＜四のロ 要配慮者利用施設＞
・国土交通省令で定めるところにより、施設利用者の洪水時等の避難確保に必要な訓練その他の措置に関する計画の作成、市長への報告、公表（義務）
・計画に基づく施設利用者の洪水時等の避難確保のための訓練の実施、市長への報告（義務）
・自衛水防組織の設置（努力義務）

＜四のハ 大規模工場等＞
・国土交通省令で定めるところにより、施設利用者の洪水時等の浸水防止に必要な訓練その他の措置に関する計画の作成（努力義務）
・計画に基づく洪水時等の浸水防止のための訓練の実施（努力義務）
・自衛水防組織の設置（努力義務）
・計画を策定、自衛水防組織を設置した場合の市長への報告（義務）

(3) ハザードマップの住民への提供・周知

市は、国土交通省令で定めるところにより、本計画において定められた、定めておく事項の一～五に掲げる事項を住民、滞在者等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（洪水ハザードマップ）の配布その他の必要な措置を講じる。

ハザードマップの配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル４で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

また、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等についても定期的に確認するよう努めるものとする。

(4) 総合治水対策の推進

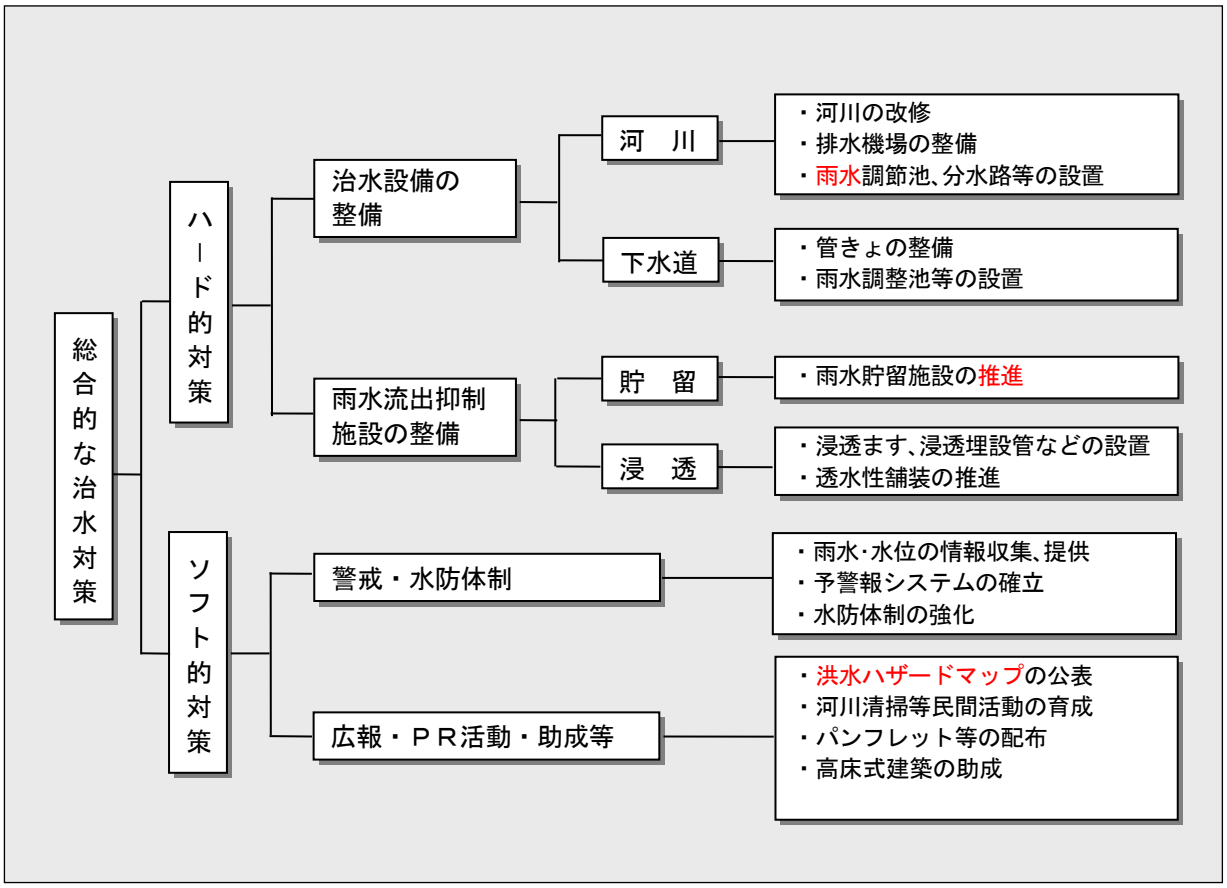
近年、流域における保水、遊水機能が低下した結果、多発している「都市型水害」や、降雨の範囲が非常に局所的な「集中豪雨」などへの対策が大きな課題となっている。

市の雨水排水施設は、深谷・岡部・川本地区では約 57 ㎜/時、花園地区では約 54 ㎜/時の雨量に耐えうる整備を行っているが、市内の浸水被害を軽減するため、雨水流出抑制施設などの充実を図る。

その方法として、公共施設などにおいては、貯留施設の設置に努めるとともに、一般住宅などにも浸透施設の普及に努めるものとする。

また、河川沿いの農地の遊水地としての機能を重視し、保全に努める。

≪総合的な治水対策の概念≫



(5) 防災重点ため池ハザードマップの作成

ため池は農業用水の水源である一方で、豪雨などによりため池が決壊した場合、大きな被害が発生することから、市民の生命・財産を守るため、ため池の防災対策が急務となっている。

このため、防災重点ため池のうち、対策が必要なため池については改修等を行うハード対策とハザードマップ作成配付等を行うソフト対策を効果的に組み合わせた防災対策を推進していく。

市及び県は、防災重点ため池のハザードマップの作成配付等を計画的に推進し、地域の安全性の確保を図る。

６．２ 河川・下水道の整備

【道路河川課、下水道工務課】

市域においては、流域の都市化の進展に伴い、内水氾濫の危険性が大きくなっていることから、今後ともより一層河川・下水道の治水施設の整備を促進する必要がある。

(1) 河川・水路の整備

市は、10 本の一級河川（利根川、小山川、福川、唐沢川、清水川、備前渠川、志戸川、藤治川、荒川、吉野川）、９本の準用河川（伊勢方川、深谷横瀬川、戸田川、上唐沢川、西川、岡部川、本郷排水路、高田堀川、橋屋川）及び４本の普通河川（谷田堀川、大堀川、押切川、前の川）を抱える。

市は、準用河川及び普通河川の改修を計画的に進めるとともに、一級河川については、改修の促進を関係機関に要望する。

(2) 下水道の整備

下水道管渠を計画的に点検、清掃することにより、機能確保と損傷の修繕を効率的に実施し、施設寿命の向上を図る。

６．３ 地盤沈下対策

【環境課】

広域的な地盤高の低下をもたらす地盤沈下は、水害の被害を増大させ、また、地盤沈下による建築物、土木構造物の耐久性を低下させる可能性があるため、広域的な地盤沈下の原因である地下水の過剰揚水を規制し、地盤沈下の進行の停止を図る必要がある。

そのため、県は、地下水位をリアルタイムで監視するテレメータシステムを平成 14 年に導入し、渇水時など地下水位が低下した際に、地下水汲み上げ量の抑制等を要請する「埼玉県地盤沈下緊急時対策要綱」を定めている。

なお、市においては、「埼玉県地盤沈下緊急時対策要綱」で定める対象地域ではなく、地盤沈下の影響も発生していない。

また、法律及び県生活環境保全条例による地下水の採取規制は、おおむねＪＲ八高線以東の 56 市町の地域で井戸（揚水設備）の揚水機の吐出口の断面積 21 ㎠を限度として許可若しくは届出により規制している。工業用水法では、工業用地下水の採取を規制し、建築物用地下水の採取の規制に関する法律（ビル用水法）では、冷暖房設備、水洗トイレ、洗車設備、一定規模以上の公衆浴場の用に供される地下水の採取を規制している。県生活環境保全条例では、工業用及び建築物用地下水の採取を規制しており、工業用については、水使用の合理化指導により、その揚水量の削減に努めている。市は、県生活環境保全条例による地下水の採取を規制する地域の第二種指定地域に該当する。

６．４　土地利用の適正化

【都市計画課】

河川の氾濫による浸水被害の軽減を図るため、低地部の水害危険区域における開発に際しては、都市計画法をはじめとする各種法令等により、適正な土地利用の誘導・規制を図る。

６．５　水防用資機材の整備

【総務防災課、道路河川課】

市は、水害時の水防活動に必要な水防資機材を整備し、その維持、管理に努めるものとする。

第７　雪害に強い都市環境の整備

雪害による被害を最小限にするために、防災活動の拠点となる施設や多数の市民が利用する施設について、雪害に対する安全性の確保に努めることにより、総合的かつ計画的な防災都市づくりを推進する。

施策７．１　都市施設の安全対策
方策(1)　施設の安全確保
方策(2)　新設施設等の耐雪構造化
方策(3)　老朽施設の点検及び補修
施策７．２　ライフライン施設の雪害予防
施策７．３　道路機能の確保
方策(1)　除雪の基本方針
方策(2)　関係機関との連携
方策(3)　道路管理者の情報収集
方策(4)　除雪の取り組み
施策７．４　農業被害に対する雪害予防

７．１　都市施設の安全対策

【関係各課】

防災上重要となる公共建築物、ライフライン施設等の都市施設は、日常の市民生活において重要であるだけでなく、災害時の応急対策活動においても重要な役割を果たすものである。

このため市及び関係機関は、発災後直ちにこれらの施設の機能回復を図るとともに、事前の予防措置として、施設ごとに被害軽減のための施策を実施する。

(1)　施設の安全確保

市は、防災活動の拠点施設、不特定多数の者が利用する施設、社会福祉施設や医療施設等要配慮者に関わる施設については、雪害に対する安全性の確保に配慮する。

(2)　新設施設等の耐雪構造化

施設設置者又は管理者は、新築又は増改築に当たっては、建築基準法に基づき、積雪実績を踏まえた耐雪性の確保を図るものとする。

(3)　老朽施設の点検及び補修

施設管理者は、毎年降雪積雪前に施設の点検を実施し、必要な箇所について補修又は補強を行う。

７．２ ライフライン施設の雪害予防

【水道工務課、下水道工務課】

ライフライン施設の管理者は、降積雪期におけるライフライン機能の継続を確保するため、必要な防災体制の整備を図るとともに、施設の耐雪化、凍結防止について計画的に整備する。

また、大雪による被害の状況、応急対策の実施状況を迅速かつ的確に情報提供できるよう、連携体制の強化を図る。

７．３ 道路機能の確保

【道路管理課、総務防災課】

道路及び橋梁等の公共施設は、市民の日常生活及び社会活動、経済活動に欠くことのできないものであると同時に、災害発生時には応急対策、災害復旧の根幹となるべきものである。

したがって、道路機能の確保及び被害軽減のため、諸施策を実施していく。

(1) 除雪の基本方針

道路機能を確保するため、除雪は、市民協働のもと、国、県などの関係機関と連携し、災害対応における拠点施設及び病院などの市民の命を緊急的・直接的に救助する施設、市民生活に著しい影響を与えるライフライン施設等が機能するために、広域幹線道路の確保を最優先に取り組む。

特に、集中的な大雪に対しては、人命を最優先に幹線道路上で大規模な車両滞留を徹底的に回避することを基本的な考え方として、車両の滞留が発生する前に関係機関と調整のうえ、計画的・予防的な通行規制を行い、集中的な除雪作業に努めるものとする。

(2) 関係機関との連携

国、県などの関係機関や、除雪等に資する資機材を保有する民間事業者と連携・協力し、効率的な除雪を行う。また、関係職員の派遣等、情報が共有化できる体制を整える。

(3) 道路管理者の情報収集

道路管理者は雪害に係る情報を収集し、体制移行や除雪場所、避難の決断のため、本部事務局との情報共有を密に行う。

(4) 除雪の取り組み

道路の除雪については、道路管理者が実施する。また、職員による除雪は、緊急性等を判断したうえで、公共施設、歩道等について行う。

本部長が必要と認めた場合に雪仮置き場を設置する。設置場所については、関係部署と協議のうえ、決定する。

７．４　農業被害に対する雪害予防

【農業振興課】

市で降雪、積雪があった場合、農業被害が発生することが想定される。

市は、雪害による農作物等の被害を未然に防止し、又は被害を最小限にするために、県、農業団体等と連携し、農業用施設の耐雪化や、被害防止に関する指導等、農業被害の軽減対策を推進する。

第８　竜巻・突風等への対策

竜巻や突風は局所的・突発的に発生し、その発生を事前に正確に予測することは現状では困難であるため、人的被害を防ぐためには、各個人が竜巻等に関する正しい知識を持ち、竜巻等に遭遇した場合の的確な身の守り方を会得しておく必要がある。

施策８．１　竜巻の発生、対処に関する知識の普及
　方策(1)　竜巻等突風に関する普及啓発の推進
　方策(2)　竜巻注意報等気象情報の普及
施策８．２　被害予防対策

８．１　竜巻の発生、対処に関する知識の普及

【総務防災課、教育委員会】

(1)　竜巻等突風に関する普及啓発の推進

市及び県は、竜巻の発生メカニズムや対処方法について、職員への研修や市民への普及啓発を行う。

また、各学校において竜巻対応マニュアルを作成するなど、竜巻発生のメカニズムや竜巻の特徴を理解させ、日頃から竜巻へ備える態度を育てる。竜巻から身を守る適切な避難行動の理解促進や安全管理体制の充実などの竜巻に対する知識や防災行動力を向上させる。

(2)　竜巻注意報等気象情報の普及

竜巻注意情報及び竜巻発生確度ナウキャストの適中率及び予測精度を踏まえつつ、これらの情報が発表されたときの対応について、広く市民に普及を図る。

８．２　被害予防対策

【総務防災課、関係各課】

重要施設や学校、公共交通機関等において、飛来物による施設の損傷やガラス破損に対する対策及び耐風対策を進める。

また、低コスト耐候性ハウス等の導入など、農業被害の軽減を検討する。

第２節　災害に強い防災体制の整備

阪神・淡路大震災や東日本大震災では、これまでの想定を上回る規模の地震であったため、職員の動員、情報の収集・伝達などの初動体制、消防活動、救援・救護及び医療をはじめとする災害応急対策活動、広域的な連携体制、物資等の備蓄及び受入れ・搬送など様々な面で混乱が生じた。

市においても、近年の都市化の進展に伴い、大規模な地震が発生した場合は、その被害規模は阪神・淡路大震災と類似した都市型の地震被害となる可能性が高いといえる。

さらに、市における風水害の危険性を見ると、利根川や荒川などの大河川が氾濫した場合は、その被害規模は甚大となる。

加えて、東日本大震災に見られる複合災害（地震後の降雨等の連続した災害の発生や、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）が発生する可能性を認識し、後発災害が懸念される場合には、応急対策に関して必要な体制を確立し、災害対応に当たる要員及び資機材等の投入量の判断に十分留意するとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めておく。

さらに、様々な複合災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努めるとともに、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実動訓練の実施に努める。

避難所の指定についても、複数の災害に対応できる避難施設の選定を進める。災害時には、各避難所周辺の状況を継続的に確認し、危険が生じる兆候があった場合は、速やかに避難者を他の安全な避難所へ移動させる処置を講じつつ、避難所の再配置を行うものとする。

このような平常時からの備えを充実しこれを継続することで、災害発生直後における市の緊急対応力の強化を図り、災害に強い防災体制を構築する。

災害に強い防災体制の整備は、以下の施策を柱として推進する。


第２節　災害に強い防災体制の整備
第１　災害活動体制の整備
第２　災害情報収集・伝達体制の整備
第３　非常用物資の備蓄
第４　消防体制の整備
第５　災害時医療体制の整備
第６　遺体の埋・火葬
第７　防疫対策
第８　緊急輸送体制の整備
第９　応急仮設住宅対策
第 10　文教・保育対策
第 11　帰宅困難者対策
第 12　その他の災害予防

第１　災害活動体制の整備

市において、関東平野北西縁断層帯地震が発生した場合、建物倒壊等の被害は広範囲にわたり、同時に多数の火災、救急救助事象が発生するとともに、交通混乱等が被害の拡大をもたらすと予想される。また、利根川等が氾濫した場合においても、被害規模は甚大となる可能性が高く、同様のことが予想される。

このため、初動体制を始めとした緊急対応体制の強化及び広域応援協力体制の強化による災害活動体制の整備を図る必要がある。

災害活動体制の整備は、以下の施策により推進する。

施策１．１　職員の初動体制の整備

方策(1)　初動配備体制の整備
方策(2)　緊急連絡機器の整備
方策(3)　本部設置体制の整備

施策１．２　動員計画等の整備

方策(1)　動員配備計画の作成
方策(2)　活動マニュアルの整備
方策(3)　職員の防災教育
方策(4)　業務継続計画の策定
方策(5)　災害活動のための人材確保
方策(6)　電源、非常用通信手段等の確保

施策１．３　広域応援協力体制の充実

方策(1)　市町村間の相互応援体制の整備
方策(2)　防災関係機関との協力体制の整備
方策(3)　事業者との協力体制の確立
方策(4)　受入体制の整備
方策(5)　受援体制の強化

１．１ 職員の初動体制の整備

【総務防災課、各部共通】

市では、特に、夜間・休日等の勤務時間外に災害が発生し、通信の輻輳により職員間の連絡が途絶した場合でも、あらかじめ災害の規模に応じた参集基準を定め、職員が独自の判断で自主参集し、速やかに情報収集や防災対策ができるよう初動体制の整備を行う。

(1) 初動配備体制の整備

阪神・淡路大震災では、交通網の途絶、通信の輻輳、職員自身の被災という悪条件のなかで、職員の参集が遅れ、初動対応に支障が生じた。

そのため、市は、災害の発生に際して、特に夜間・休日等の勤務時間外であっても速やかに対応できるように、自動的に防災体制を立ち上げるものとする。

地　震：震度４以上の地震
風水害：台風等による集中豪雨のおそれが予測される場合

---

(2) 緊急連絡機器の整備

市は、勤務時間外や休日における緊急連絡のため、職員の配備体制等の決定に関わる幹部職員や防災要員（警戒体制時に参集する職員）に対しては緊急連絡機器等を携帯させるなどの対応を図り、また、これら機器の整備拡充を図り、緊急時における円滑な参集体制の整備を推進するものとする。

(3) 本部設置体制の整備

災害対策本部は災害対策を実施する市の中核組織であるため、市庁舎のなかでも災害に対して最も安全な場所の確保が必要である。

そのため、災害対策本部室の設置を予定する場所の耐震診断及び補強等を行うとともに通信機材をはじめ情報収集の機器及び設置に必要な器材、文房具等、災害対策本部に必要なものを安全性の確保された場所に保管しておくことが必要である。

また、防災関係機関、団体や自主防災組織の代表者名簿等においては、平常時から、保管場所を統一しておき、災害発生時に速やかに活用できるようにしておく。

１．２ 動員計画等の整備

【総務防災課、各部共通】

応急対策活動を迅速かつ的確に実施するため、災害の程度に応じた職員の動員計画を定め、それに伴う活動マニュアルを作成するとともに、職員に対する防災教育を実施するものとする。

(1) 動員配備計画の作成

災害の発生が予想される場合、又は発生した場合は、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するために必要な人員を動員配備するため、職員の居住地、災害の種類規模を勘案し、より実効性の高い動員配備体制を整備しておくものとする。

各所属長は配備区分に応じた動員配備計画及び伝達計画（平常執務時、休日・退庁後）を作成し、市長に報告する。総務防災課は、この報告を基に職員の動員配備のための対応計画を定めるものとする。

(2) 活動マニュアルの整備

個々の職員が、災害発生直後の初動期、及びその後の状況の変化に応じて的確な対応ができるよう、各部において実践的な活動マニュアルを作成し、周知徹底を図る。

なお、活動マニュアルは機構改革や人事異動、地域防災計画の見直し等の状況の変化に応じて毎年検討を加え、必要があると認められる場合は修正する。

活動マニュアルに記載すべき主な内容を以下に示す。

□活動マニュアルの記載事項

○災害時における各職員が果たすべき役割（防災業務の内容）
○災害時における体制（動員・連絡体制等）
○防災関係機関の連絡リスト、施設・備蓄リスト
○個人別覚書（携帯品等）

(3) 職員の防災教育

市、県及び国は、応急対策全般への対応力を高めるため、研修制度・内容の充実、大学の防災に関する講座等との連携、専門家（風水害においては気象防災アドバイザー等）の知見の活用、防災士や被災宅地危険度判定士、埼玉県被災建築物応急危険度判定士等の防災に係る資格取得の推進、救急救命講習等の実施により、人材の育成を図るとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努めるものとする。

また、各所属長は、職員に対し防災対策要員としての自覚と知識の習熟を図る。特に、各部課の所掌事務を確認し、初動時の活動要領について重点をおくようにする。また、部課間の連携を強化し、円滑な災害活動の展開を図る。

□職員の防災教育

○方法及び機会

・新任研修
・職場研修
・見学、現地訓練等の実施

応急活動を想定した実地訓練、シミュレーション訓練等の各種訓練を継続的に実施する。
・防災活動手引き等印刷物の配布
各課で、職員に対し活動マニュアルの周知徹底を図る。

○習熟内容

・市の地域の災害特性
・地域防災計画及びこれに伴う各機関の防災体制と各自の任務分担
・初動時の活動要領
・気象、水象、地象その他災害発生原因についての知識及び災害の種別ごとの特性
・過去の主な被害事例
・防災知識と技術
・防災関係法令の運用
・その他の必要な事項

□防災担当職員の教育

総務防災課の職員は、防災要員として市の防災活動の中枢を担わなければならない。そのため、日ごろから地域防災計画に習熟することはもとより、防災関係の研修会等を実施することにより、防災に係る知識と技術、防災に係る関係法令の習得に努める。

(4) 業務継続計画の策定

「災害時に重要業務が中断しない」又は、「重要業務が中断したとしてもできるだけ短時間の内に再開する」ために、市の業務継続計画を策定する。

(5) 災害活動のための人材確保

発災後の応急対策や復旧・復興対策において、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努めるものとする。また、市職員の退職者の活用や民間の人材の任期付き雇用等による災害活動従事者の人材確保を必要に応じて検討する。

(6) 電源、非常用通信手段等の確保

市は、市庁舎を始めとする主な防災拠点において、ライフラインの長期途絶や石油系燃料の補給が不可能な事態に備え、商用電源以外の電源確保や非常用発電設備の燃料の多重化を進め、十分な期間（最低３日間）の発電が可能となるよう体制を整備する。併せて、再生可能エネルギーや蓄電池等の導入により、災害に強く環境負荷の小さい自立・分散型のエネルギー供給体制の構築に努める。また，物資の供給が相当困難な場合を想定した食料，飲料水，燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備や通信途絶時に備えた衛星通信等の非常用通信手段の確保を図るものとする。

併せて、大規模停電発生時に電源車の配備等、関係省庁、電気事業者等から円滑な支援を受けられるよう、あらかじめ病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量、燃料確保先、給油口規格等を収集・整理し、リスト化を行うよう努める。

１．３ 広域応援協力体制の充実

【総務防災課、消防本部】

市及びその周辺に大規模災害が発生した場合、市の通常の防災体制のみでは、発生災害の全てに対応できないことが予想される。

市は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、大規模氾濫減災協議会など既存の枠組みを活用することにより国や他の地方公共団体との協力体制の構築に努めるとともに、他の地方公共団体との応援協定を締結するなど、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。

このため、災害時に相互援助を目的として、他市町村及び防災関係機関と広域応援体制の整備を推進する。

(1) 市町村間の相互応援体制の整備

市内において災害が発生した際に、適切な応急措置を行うため、災対法第 67 条及び消防組織法第 39 条の規定等に基づく他市町村への応援要請を想定して、他市町村との応援協定の締結を図る。

なお、大規模災害の場合、被災地は本市に限らず、周辺都市にも大きな被害をもたらしていることが考えられるため、応援協定は、周辺市町村に限らず友好都市、関東地方内及び周辺市町村と締結するようにする。

≪災害時における相互応援協定≫

［令和３年６月４日　現在］

協定名	協定締結先	締結日	主な協定内容
災害時の相互応援に関する協定	熊谷市・寄居町	H8.3.1	・食料、飲料水、生活必需品の供給 ・救出、医療、施設の応急復旧等に必要な資機材、車両等の提供 ・救助及び応急復旧に必要な職員の派遣・ボランティアのあっせん ・被災者を一時収容するための施設の提供及び被災者に対する住宅の提供 ・応援を受けようとする側から特に要請のあった事項
災害時における伊勢崎市、本庄市及び深谷市との相互応援に関する協定	伊勢崎市・本庄市	H18.6.28	
災害時における相互応援に関する協定	新潟県南魚沼市	H18.8.1	
災害時における埼玉県内市町村間の相互応援に関する基本協定	埼玉県内市町村	H19.5.1	
災害時における相互応援に関する協定	静岡県藤枝市	H21.1.10	
大規模災害時における相互応援に関する協定	埼玉県志木市	H23.5.23	
大規模災害時における相互応援に関する協定書	群馬県富岡市	H25.3.28	
災害時における相互応援に関する協定書	福島県白河市	H25.5.28	

(2) 防災関係機関との協力体制の整備

防災関係機関への応援・協力要請等の手続が円滑に行えるように、あらかじめ要請手続、要請内容、経費負担等に関する協定の締結又は事前協議を行い、その内容をマニュアル化して職員への周知徹底を図るとともに、平常時からの訓練及び情報交換等を実施する。

なお、指定行政機関、指定地方行政機関、他都道府県等からの職員派遣要請に対応するため、以下に示すような整備を図るものとする。

□職員派遣要請に対応するための資料整備

職員の派遣要請を受けた場合において、直ちに派遣の措置が講じられるように、あらかじめ関係資料を整備しておく。

□職員派遣要請に対応するためのマニュアルの整備

職員の派遣要請を受けた場合において、直ちに派遣の措置が講じられるように、あらかじめ派遣職員のチーム編成、携帯資機材、使用車両、作業手順等、派遣の実施において必要となる基礎的な情報をマニュアル化しておく。

□長期的な職員派遣要請への対応強化

長期間の職員派遣要請にも対応できるよう、交代要員の確保や、被災地での業務の継続性の確保に努める。また、被災地のニーズのマッチングにも努めるものとする。

(3) 事業者との協力体制の確立

大規模災害時に市が行う応急対策業務の一層の充実を図るため、事業所等との必要な協定の締結を進める。

市と事業者との協力に関する協定の締結状況は、資料編のとおりである。

※参照：資料編　Ⅱ「資料　災害時相互応援協定等一覧」

(4) 受入体制の整備

各部は、他市町村からの応援部隊が効率的に応援活動を実施できるよう、災害時の受入窓口や指揮連絡系統、応援部隊の集結場所等を明確化し、関係職員への周知を図る。また、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。

さらに、必要に応じて広域的な応援受入れに対する訓練を実施する。

加えて、遠方からの避難者や疎開者の受入れについても、体制の強化、整備に努める。

□想定される応援

○自治体間相互応援協定に基づく人的・物的応援
○国によるプッシュ型の物的支援
○緊急消防援助隊、警察災害派遣隊、自衛隊の災害派遣部隊、海上保安庁の航空機等による応援
○総務省「応急対策職員派遣制度」による応援
○その他国が関与して全国的行われる人的応援…国土交通省の緊急災害対策派遣隊（TECFORCE）、総務省の災害時テレコム支援チーム（MIC-TEAM）、災害派遣医療チーム（DMAT）、保健師等支援チーム、災害派遣精神医療チーム（DPAT）、災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）、被災建築物応急危険度判定、下水道、水道、廃棄物処置 等
○防災関係機関等による応援…日本赤十字社による救護班、県医師会・県看護協会等による救護班 等
○公共的団体による応援
○ボランティア

□市が行う対策

○応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。
○消防、警察等の応援部隊が被災地で活動するための活動拠点や応援物資の受入拠点を定めるとともに、拠点の運営体制を整備する。
○情報伝達ルートの多重化及び情報交換のための収集・連絡体制の明確化に努める。
○市及び県は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。

※参考『応急対策職員派遣制度に基づく応援職員の派遣要請』

県は、県内自治体の相互応援だけでは、被災市町村において完結して災害対応業務を実施することが困難であると判断した場合、総務省の「応急対策職員派遣制度」に基づき、県外自治体による応援職員の派遣を要請する。同制度は、総務省が創設した全国一元的な応援職員派遣の仕組みであり、以下の２つの目的により応援職員の短期派遣を行うものである。

①避難所の運営、り災証明書の交付等の災害対応業務の支援
＜内容＞
・被災市区町村ごとに都道府県又は指定都市を原則として１対１で割り当てる「対口支援（カウンターパート）方式」により災害対応業務の支援を行う。なお、都道府県にあっては区域内の市区町村と一体で被災市区町村を支援する。
・被災都道府県内の地方公共団体だけでは災害対応業務に対応できない場合、「第１段階支援」として、被災地域ブロック管内の都道府県（管内の市町村を含む。）又は指定都市が被災市区町村の対口支援団体となり応援職員を派遣する。第１段階支援だけでは対応が困難な場合は、「第２段階支援」として、全国の地方公共団体による応援職員の派遣が行われる。
・応援対象の業務は、埼玉県・市町村人的相互応援制度と同様、避難所の運営やり災証明書の交付、物資拠点の運営等の災害対応業務であり、国等が関与して全国的に行われる仕組のある業務は含まれない。
＜第１段階支援の要請方法＞
・県は、関東ブロック幹事都県を通じて関東ブロック内の地方公共団体に対し、被災市町村への応援職員の派遣を要請する。
＜第２段階支援の要請方法＞
・第１段階支援における対口支援団体が県内被災市町村と協議のうえ、県に第２段階支援の必要性を連絡する。県は、県内被災市町村だけでは、災害対応業務を実施することが判断した場合は、総務省が設置した応援職員確保調整本部に第２段階支援の必要性を連絡する。

②被災市区町村が行う災害マネジメントの支援
＜内容＞
・総務省に登録された災害マネジメント総括支援員等による総括支援チームを被災市区町村に派遣し、首長への助言や幹部職員との調整等を行う。
＜要請方法＞
・被災市町村は、自ら行う災害マネジメントについて支援が必要な場合には、対口支援団体の決定前においては県を通じて応援職員確保調整本部に、対口支援団体の決定後においては対口支援団体に対し総括支援チームの派遣を要請する。

(5) 受援体制の強化

市が被災した際に、防災ボランティアを受入れ支援活動を活かすために、様々なボランティアを受け入れる環境や知恵（「受援力」）を強化する取組みを行う。

第２　災害情報収集・伝達体制の整備

大規模災害が発生した場合、市及び防災関係機関が応急復旧対策を実施するためには、多くの災害情報を迅速かつ的確に収集・伝達・処理するソフト、ハード両面の仕組みづくりが必要である。特に、通常の勤務時間外に災害が発生した場合でも、迅速かつ的確な災害情報の収集・伝達が可能な体制を整備する必要がある。効果的・効率的な防災対策を行うためには、ＡＩ、ＩｏＴ、クラウドコンピューティング技術、ＳＮＳの活用など、災害対応業務のデジタル化を促進する必要がある。デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図る必要がある。

東日本大震災時には、大規模な被害によって情報通信インフラが長期間途絶し、発災直後の情報空白期が長期間に及んだことから、初動活動の遅れとなった。そのため、大規模災害により情報通信インフラが途絶した場合や、市庁舎や市職員が被災したことによる自治体能力の低下した場合にも対応できる情報収集体制の整備を行う必要がある。さらに、発災直後の情報空白期においては、被災地全体が混乱し情報が容易に集まらないことが予想されることから、その空白時間をいかに短縮するかが重要となる。

このように、近年の情報通信技術の進展等の成果及び過去の災害の教訓等を踏まえ、各種情報システム及び情報通信施設をはじめとした情報収集・伝達体制を整備する。

災害情報収集・伝達体制の整備は以下の施策により推進する。

施策２．１　災害情報連絡体制の整備

方策(1)　災害情報ネットワークの構築
方策(2)　通信連絡体制の確立
方策(3)　情報伝達体制の整備
方策(4)　報道機関との連携
方策(5)　発生前の避難決定及び住民への情報提供
方策(6)　自宅療養者等への情報提供

施策２．２　被害情報の早期収集体制の整備

方策(1)　情報収集体制の強化
方策(2)　自主防災組織等からの情報収集
方策(3)　アマチュア無線等からの情報収集

施策２．３　通信施設の整備

方策(1)　防災行政無線の拡充
方策(2)　電話通信設備の整備
方策(3)　その他の情報通信設備の整備
方策(4)　通信施設の安全対策

施策２．４　震度情報ネットワークの整備

施策２．５　情報処理分析体制の整備

方策(1)　災害情報の種類
方策(2)　県の災害関連システムの活用

２．１　災害情報連絡体制の整備

【総務防災課、秘書室、企画課、消防本部、総合支所、防災地区拠点（地区ｾﾝﾀｰ・公民館）】

災害時における市及び防災関係機関相互の通信連絡を迅速・的確に行うための体制を整備する。

(1) 災害情報ネットワークの構築

市は、迅速に情報の収集・伝達を実施するのに必要な情報連絡体制の確立に努める。
なお、災害情報ネットワークにおける通信手段は、以下に示すとおりである。

□防災拠点の機能強化

各防災拠点が迅速に情報を収集し、防災中枢拠点である災害対策本部へ伝達することは、市が的確な意思決定を実施する上で極めて重要である。
このため、災害情報のネットワーク化を図るとともに、機器の整備を検討し、各防災拠点の機能強化に努める。

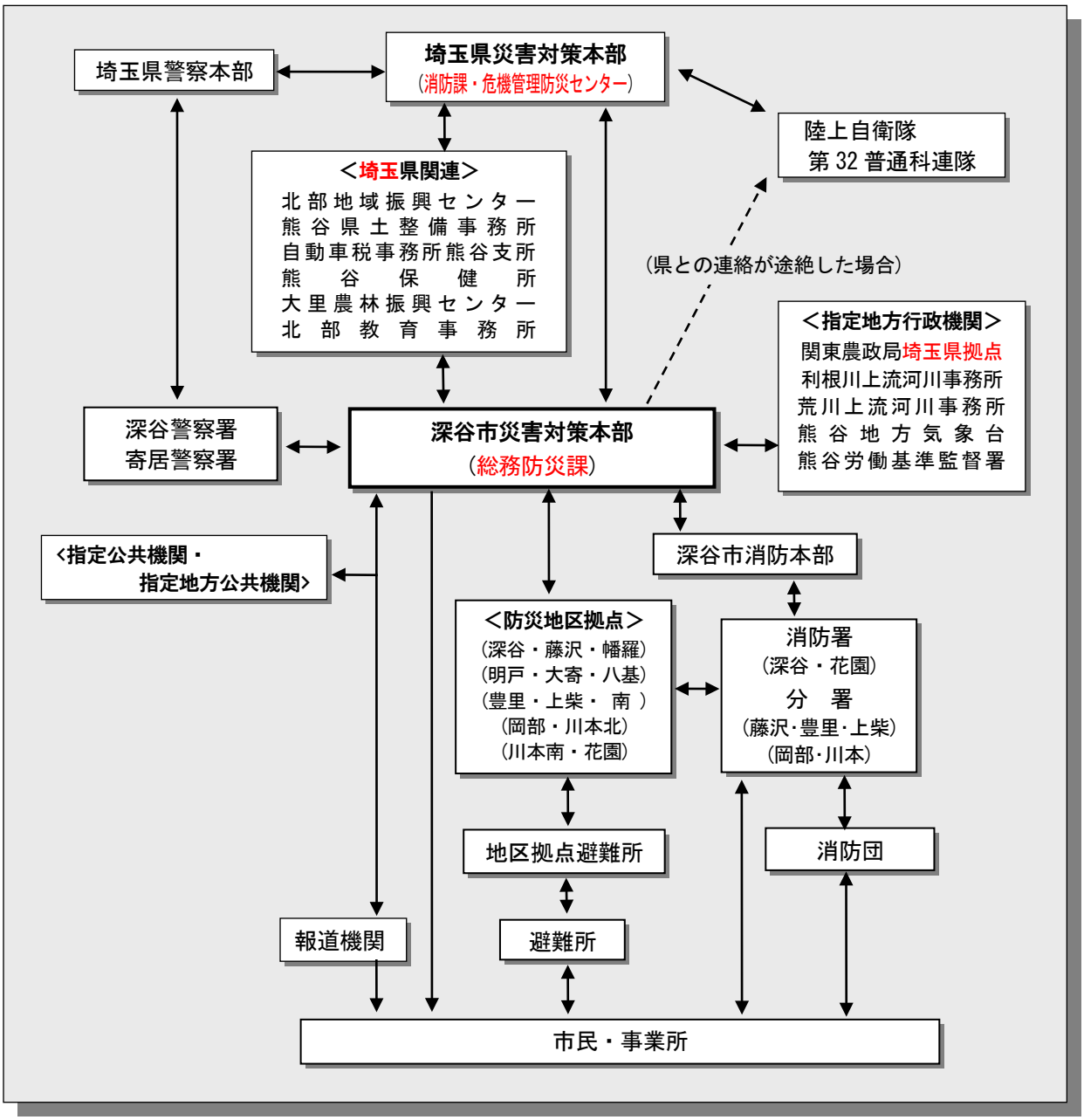
□防災機関との連携強化

市及び防災関係機関は、連絡責任者、連絡先（電話番号、ＦＡＸ番号等）を相互に通知し、災害時における通信連絡が、勤務時間外（夜間・休日等）を含め円滑に実施できるよう日ごろから連携を図る。

□情報源の優先順位の検討

複数の情報源が存在する場合には、情報の齟齬が発生するおそれがあることから、複数の情報源については、その優先順位を検討するものとする。

≪深谷市に係る情報連絡網≫



≪深谷市の主な通信手段≫

主な通信手段		主な通信区間
有線	一般加入電話	災害対策本部・防災関係機関との連絡
	災害時優先電話	
携帯電話	一般電話	災害対策本部・防災関係機関との連絡
	災害時優先電話	
無線	地域衛星通信ネットワーク	災害対策本部⇔全国自治体･防災関係機関等
	県防災行政無線	災害対策本部⇔県・近隣市町・防災関係機関
	市防災行政無線（同報系）	災害対策本部→市内各所
	ＩＰ無線	災害対策本部⇔防災拠点

(2) 通信連絡体制の確立

市及び防災関係機関は、保有する無線施設を中心に通信連絡体制を確立する。

そのため、通信連絡責任者を選任し、常時連絡体制の確保に努める。

(3) 情報伝達体制の整備

市、県及び防災関係機関は、避難所、地域機関、防災活動拠点、地域住民及び事業所等に対し災害情報等を迅速に伝達する体制を整備する。その際、防災行政無線（戸別受信機を含む)、アマチュア無線、タクシー無線、広報車、テレビ（ＣＡＴＶシステム、データ放送、ワンセグ放送を含む)、ラジオ（コミュニティＦＭ放送、ＦＭ文字多重放送を含む)、市ホームページ、深谷市メール配信サービス、緊急速報メール、ＳＮＳ（ツイッター、ツイッターアラート、フェイスブック)、Ｌアラート（災害情報共有システム)、道路情報表示板等を有効に活用する。

(4) 報道機関との連携

災害時においては、災害情報、被害状況、ライフラインの復旧状況等、市民が知りたい情報をより早く、的確に伝えることにより、社会的混乱を最小限にとどめる必要がある。この点において、テレビ・ラジオ等による情報伝達は、大きな効果が期待できる広報媒体である。

このことから、市は、災害時における各報道機関への連絡体制の整備を行う。

(5) 発生前の避難決定及び住民への情報提供

台風、豪雪、洪水、土砂災害等は、被災までに一定の時間があり、予見性が高い。市及び県は、熊谷地方気象台など専門機関からの情報に基づき、発災前の早い段階における避難決定や、住民避難に資する情報提供を実施するよう努める。

市民に対しては、情報の取得方法や活用方法、「自分の身は自分で守る」という意識を持ち自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性を周知し、理解と協力を得る。

市民は、最新の情報の取得方法を身に着け、災害時の適切な対処行動に活用できるようにする。

(6) 自宅療養者等への情報提供

市及び熊谷保健所は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から、連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるものとする。また、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努めるものとする。

２．２ 被害情報の早期収集体制の整備

【総務防災課、各部共通】

収集すべき災害情報の重要度別一覧及び収集した情報の報告系統の整備、民間等の協力体制の整備について計画する。

(1) 情報収集体制の強化

災害発生直後の交通路の遮断、電話の不通、商用電源の長期停電時等の対策として、バイク、自転車等を利用して被害状況等の情報収集・伝達をすることができるよう職員の積極的な情報収集体制及び装備機器等の整備を図るとともに、実践的訓練により活動能力の向上に努める。

(2) 自主防災組織等からの情報収集

災害発生直後に、地域的な災害情報の収集を円滑に行うことができるよう、自主防災組織との協力体制の整備を図る。

(3) アマチュア無線等からの情報収集

災害時に有線が途絶した場合の災害情報の収集対策として、アマチュア無線クラブ、タクシー無線局設置者等との協力体制を整備する。

２．３ 通信施設の整備

【総務防災課、各部共通】

市及び防災機関は、防災活動拠点、出先機関、避難所、地元住民及び事業所等に対し、被害情報等の収集、災害情報等の伝達を行うための体制を整備する。

(1) 防災行政無線の拡充

市は、防災行政無線（同報系）の整備を推進するとともに、防災情報伝達手段の多重化・多様化を進める。

① 防災拠点への配備

市は、防災行政無線の整備を進めており、平常時における行政放送、災害時における非常通信手段として、市民生活に密着した無線の整備を行ってきたが、今後、防災中枢拠点と防災地区拠点、拠点避難所等との通信を確実なものとするため、これらの施設への移動系防災行政無線の配備を検討する。

② 防災行政無線の配置見直し

避難情報等の災害情報や平常時の行政情報等を適時市民に提供するために、新たな宅地の形成動向を鑑み、防災行政無線（同報系）の配置箇所を適宜検討し、必要に応じて設置箇所の増設、移動等を行う。

また、防災地区拠点に位置づけられている各地区の施設には、防災行政無線を設置し、災害時に情報収集、連絡を行う。

③ 防災行政無線の可聴困難地域の解消

東日本大震災時において防災行政無線を使用した際には、無線の声が聞き取りづらい地域が発生した。このことから、市は、防災行政無線の可聴困難地域の解消のため防災行政無線の増設に努める。

(2) 電話通信設備の整備

① 災害時優先電話

一般有線電話の輻輳又は通話不能の場合は、災害時優先電話により通話を行う。このため、既設の電話番号をＮＴＴに登録し、「災害時優先電話」の承認を得ておくものとする。

② 庁内電話交換機の災害対応

災害時に、庁内電話交換機の自動回線切り替え装置をはずし、回線が生きていて輻輳が少ない通信会社の回線を手動で選択できるように整備する。

(3) その他の情報通信設備の整備

先端技術を防災対策に適用することが可能となってきたことから、こうした技術に基づく情報通信設備・機器の整備を進め、迅速な情報収集・連絡体制を構築する。また、業務継続計画の観点から、データバックアップ体制の見直し・強化を検討する。

① 情報発信・広報に活用する機器

同報通信機能を有するＦＡＸ通信

② 双方向の情報通信に活用する施設・機器

パソコン通信（インターネット・ホームページの整備）

③ 主として災害時に被災地情報を迅速に収集する機器

携帯情報端末

(4) 通信施設の安全対策

災害時に通信システムが十分機能し活用できる状態に保つために、次の安全対策を推進するものとする。

□通信施設の安全対策

〇非常用電源の確保

停電に備え、施設に応じた、無停電電源装置、バッテリー、自家発電設備及び移動携帯式電源等を確保するとともに、これらの定期的なメンテナンスを実施する。

〇通信回線のバックアップ化

防災行政無線の通信回線は、確実な通信連絡体制確保のため、常に多重化及びネットワーク化による連携を検討する。

バックアップシステムは、地理的に離れた別の場所に設置するよう努める。

〇転倒への備え

災害システム機器を設置する場所には、各種機器に転倒防止措置を施すものとする。

２．４ 震度情報ネットワークの整備

【県】

県は、大規模地震が発生した際に、的確な初動対応により地震被害を最小限にするため、各市町村の震度を県庁で集中的に把握するとともに、県内の震度分布から大きな被害が予想される地域を推定し、的確な応急対策活動を図っている。

県は、全市町村に、震度計（若しくは気象庁又は市設置の震度計からの震度データ分岐装置）を整備し、防災行政無線等により震度情報を集約しており、市にも震度計が設置してある。

また、県庁で集約された震度情報は、消防庁や熊谷地方気象台に配信している。

県は、震度の分布状況の把握に支障をきたし、初動対応に遅れが生じることのないよう、迅速かつ円滑な初動体制等の確立のために必要な地震計等観測機器及び震度情報ネットワークの維持・整備を図っている。

なお、震度情報ネットワークで使用する通信回線については、ＩＰ化を進める。

２．５ 情報処理分析体制の整備

【総務防災課】

市は、県の災害関連システムを活用し、情報処理分析体制の整備を行う。

(1) 災害情報の種類

- 災害情報
  - 災害時にとりかわされる情報
    - 観測情報……地震計等からの情報
    - 被害情報……物的被害、人的被害、機能的被害に関する情報
    - 措置情報……県、市町村、防災関係機関の行う対策に関する情報
    - 生活情報……ライフライン等生活に関する情報
  - 事前に準備すべき情報
    - 地域情報……地形、地質、人口、建物、公共施設等の情報
    - 支援情報……防災組織、対策手順、基準等の情報

(2) 県の災害関連システムの活用

○県及び防災関係機関は、日ごろから災害に関する情報を収集蓄積するとともに災害時に活用できるような災害情報データベースを整備する。

○災害情報データベースシステムは、地理情報システム（ＧＩＳ）として整備し、地形、地

質、災害履歴、建築物、道路、鉄道、ライフライン、避難所、防災施設等のデータを保有する。

○県及び防災関係機関は、上記のデータベースを活用した被害の想定、延焼、避難、救助救急、復旧及び意思決定等を支援するシミュレーションシステムを整備する。

○市は、県のこれらの災害関連システムの活用を図る。

第３　非常用物資の備蓄

市は、災害時の市民生活を確保するため、食料、飲料水、生活必需品、応急給水資機材及び防災用資機材等の備蓄を進めているが、今後は、より一層これら非常用物資の備蓄・調達・輸送体制の整備を推進し、必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システム等を活用し、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。

なお、市及び県は、平常時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努める。

また、地震発生の季節及び時間帯等は、現状では事前に特定できないため、最悪のケースにも対応できるよう品目を選定する必要がある。

さらに、食料、生活必需品の備蓄及び調達品目については、要配慮者に配慮した品目の補充にも積極的に努めるものとする。

非常用物資の備蓄等の整備を推進するための必要な施策を以下に定める。

施策３．１　食料供給体制の整備

方策(1)　給食用施設・資機材の整備
方策(2)　食料の備蓄
方策(3)　食料の調達
方策(4)　備蓄品の管理

施策３．２　給水体制の整備

方策(1)　行政備蓄
方策(2)　個人備蓄
方策(3)　井戸の活用

施策３．３　生活必需品供給体制の整備

方策(1)　生活必需品等の確保
方策(2)　災害時民間協力体制の整備
方策(3)　供給品目の検討

施策３．４　防災用資機材等の備蓄

方策(1)　防災用資機材等の備蓄

施策３．５　石油類燃料の調達・確保

方策(1)　石油類燃料の調達・確保

３．１　食料供給体制の整備

【総務防災課、教育委員会】

災害時は、市場流通の混乱・途絶が想定されることから、流通がある程度回復するまでの間の必要物資について、平常時から市と県でそれぞれ 1.5 日分（合計３日分）の備蓄を行うとともに、４日目以降の調達のため、業者と調達協定の締結等を行っておく。

備蓄必要量の把握とこれに対する備蓄量及び調達協定業者の緊急調達可能量の一覧表を作成するとともに、適切な市の備蓄を確保する。

(1) 給食用施設・資機材の整備

避難所となる市立小・中学校には給食用施設・資機材を配備する。

今後建設予定の市関係施設については防災倉庫を設置し、必要な給食用資機材を配備する。

(2) 食料の備蓄

① 備蓄量の推定

事前に市と県でそれぞれ 1.5 日分（合計３日分）の物資を備蓄しておき、４日目以降については、民間業者から速やかに調達することとし、状況により県等に応援を要請する。

なお、量及び品目が不足するときには、義援物資として広く援助を求める。

必要な備蓄量は、以下のような方法で定めていく。

□必要な備蓄量の推定

○備蓄目標：関東平野北西縁断層帯地震[破壊開始点：北、１日後、冬 18 時、風速８m/s]

（埼玉県「平成 24・25 年度埼玉県地震被害想定調査報告書」）

・避難者数は 13,155 人と予想されている。
・市が必要とする備蓄量の目標は以下のとおり。
　13,155 人×１日３食×1.5 日分＝59,198 食＝約 59,200 食

② 市の備蓄計画

令和３年４月１日現在の備蓄量は 71,703 食で、目標値を十分に満たしている。引き続き、必要な備蓄量を確保するとともに、不足する際には協定等による調達で対処するものとする。

また、乳児への粉ミルク及び缶ミルクについては、１日分は市が備蓄し、それ以降分については協定等による調達で対応する計画である。

③ 県の備蓄計画

県計画では、「東京湾北部地震」に基づき、避難者用を県と市でそれぞれ 1.5 日分（合計３日分）以上、県又は市の災害救助従事者用（自治体ごとに各自の分を備える）を３日分以上とするとともに、県内駅周辺の帰宅困難者用を県は１日以上備蓄する。

なお、市民備蓄は最低３日間（推奨１週間）分を目標とする。

(3) 食料の調達

食料の調達は、必要数量等を把握のうえ、あらかじめ市が備蓄する物資以外に、保存できないものについても検討し、調達数量、品目、調達先、輸送方法、その他必要事項等についての調達計画を策定する。

特に備蓄するには不適当なもの（主に保存できないもの）については、今後市内の生産者、農業協同組合、生活協同組合、その他販売業者等と十分協議し、その協力を得るとともに、

業者と物資調達に関する契約及び協定を締結するなど物資の確保に努める。

なお、食料等は、被災者だけでなく災害活動を実施する防災業務従事職員の分の確保にも努めるものとする。さらに、乳幼児用物資（ミルク、おむつ等）に関しては、十分な量の確保に努めるとともに、アレルギー対応食品に関しても備蓄又は確保に努める。

また、災害時に積極的な協力が得られるように、平常時からのコミュニケーションの強化に努める。

また、災害時の食料及び生活必需品等の物資の輸送拠点として、集積場所の整備を図るとともに市域の輸送業者と十分協議し、協定を締結するなど輸送力の確保に努める。

□食料調達の方法

○米穀　　：備蓄食料の活用（防災拠点からのアルファ化米等の供出）
　　関東農政局への要請（政府指定倉庫からの供出）
○乾パン　：備蓄食料の活用、関東農政局への要請
○おにぎり：学校給食室の利用
○パン、育児用調整粉乳：業者との協定締結及びそれに基づく流通在庫の活用
○副食　　：業者との協定締結及びそれに基づく流通在庫の活用

(4) 備蓄品の管理

備蓄品の点検を定期的に実施し、また、計画的な入れ替えを行い、品質管理及び機能の維持に努める。消費期限等により備蓄品の入れ替えを行う際には、防災訓練での使用など、有効な使用方法の検討を行う。

□備蓄品目（例示）

○主食品：アルファ米、包装米飯、乾パン、クラッカー等
○乳児食：粉ミルク、離乳食等
○その他：保存水（ペットボトル水）、缶詰、レトルト食品、カップ麺等

３．２ 給水体制の整備

【企業経営課、水道工務課、総務防災課】

大規模災害時には広範囲にわたって配水管の破損や停電による断水が避けられないことや、飲料水の汚染が予想されるため、平常時から水道設備及び災害時の応急給水体制について整備しておく。

(1) 行政備蓄

① 応急給水の対象者

応急給水活動の対象者は、り災者及び災害によって上水道施設が被害を受け、上水道の供給が停止した断水世帯及び緊急を要する医療機関等とする。

② 目標給水量

飲料水の給水量を以下に示す。

災害発生から３日間は１人１日３リットルを目途とする。その後は次第に水の需要が増

えるので、復旧の状況に応じ逐次給水を増量する。

≪一日当たりの給水目標≫

災害発生からの期間	目標水量	水量の根拠
災害発生から３日	3 ℓ/人･日	生命維持に最低限必要な水量
災害発生から 10 日	20 ℓ/人･日	炊事、洗面、トイレ等最低生活水準を維持するために必要な水量
災害発生から 21 日	100 ℓ/人･日	通常の生活で不便であるが、生活可能な必要水量
災害発生から 28 日	250 ℓ/人･日	ほぼ通常の生活に必要な水量

③ 飲料水の確保

災害時の飲料水を確保するため、浄・配水場施設の耐震化整備を推進する。

また、中高層住宅等においては、屋上や地下空間を利用した災害用貯水設備等の設置の推進に努める。医療施設等の重要給水施設については、供給する水道管の耐震化に併せ、井戸等の自己水源、適切な容量の受水槽の保有に努める。

④ 応急給水資機材の備蓄

災害時の飲料水の確保及び給水活動の円滑化を図るため、給水車、給水タンクなどの応急給水資機材の整備を推進するとともに、更新及びメンテナンスを行う。

⑤ 水質検査体制の整備

非常時利用に伴う井戸の水質検査や災害時における水道管の濁りに対する簡易水質検査や水道法に基づく水質検査を速やかに行える体制を整備する。

(2) 個人備蓄

各家庭において、日ごろから災害に備えて飲料水を備蓄し、また、生活用水として浴槽等に貯水するよう指導する。

(3) 井戸の活用

市民が所有する井戸で、災害時に開放できるものを、自治会や自主防災組織単位で利用できるように防災井戸としての指定を行い、災害時の市民の生活用水の確保を図るものとする。

また、市内の事業所が所有する井戸についても、災害時に活用できるよう協定の締結等を検討する。

３．３ 生活必需品供給体制の整備

【総務防災課】

災害時は、市場流通の混乱・途絶が想定されることから、流通がある程度回復するまでの間の必要物資を、業者との調達協定の締結等の方法により円滑に確保できる体制を整備しておく。

(1) 生活必需品等の確保

生活必需品の公的備蓄とともに、協定業者から速やかに調達することで対応し、状況により県等に応援を要請する。

なおかつ、不足するときは、義援物資の援助を広く求める。協定業者に要請する生活必需品に関しては、品目及び量についての計画を今後定めていく。

必要な量は、以下のような方法で定めていく。

□生活必需品の備蓄量の推定

○備蓄目標：関東平野北西縁断層帯地震[破壊開始点：北、１日後、冬 18 時、風速８m/s]
（埼玉県「平成 24・25 年度埼玉県地震被害想定調査報告書」）

・避難者数は 13,155 人と予想されている。
・毛布（公的備蓄）
　避難者数 13,155 人分の毛布の備蓄を目標とする。
・生活必需品等
　避難所等で一時的に生活するために必要な照明、燃料類、生活必需品等について 13,155 人分の応急分を備蓄する。

※現在の備蓄で対応できない分については、協定等により調達する。

(2) 災害時民間協力体制の整備

災害時必要物資は、災害時にどの程度のレベルの援護を実施するかによって質量共に大きく変わってくるが、物資の確保は基本的には緊急度、重要度の高いもの、即時調達の困難なものについて最低限の備蓄をする。

それ以外のものについては、次のような体制を整える必要がある。

□民間との協力体制

○あらかじめ関係団体（企業）との間に協定を締結する。
○在庫の優先的供給を受けることのできる量を毎年把握、確認する。
○災害発生時の生活必需品等の輸送手段や搬送場所についての確認を行い、訓練等により検証していく。
○物資の配送等において、専門能力やノウハウを有する民間事業者の活用を検討する。

(3) 供給品目の検討

災害救助法が適用された場合の生活必需品等の種類は、原則として定められているが、個々の品目についてはある程度変更することが可能とされている。

したがって、各市町村の災害時に必要とした品目や実際に供給した品目の事例を参考に、平常時から供給品目について検討しておく。

特に、トイレットペーパーやティッシュペーパーなど日常的に使用して不足しやすいものや、要配慮者に配慮した品（高齢者用に畳や洋式仮設トイレ、大人用おむつ等）、乳幼児用物

資（ミルク、おむつ等）、女性に配慮した物資（生理用品等）、避難所生活におけるプライバシーの確保に関した備品（仕切り板やテント等）等について、供給の検討を行う。

３．４ 防災用資機材等の備蓄

【総務防災課、関係各課】

災害時における救出救助活動等を迅速かつ適切に実施するために必要な資機材の備蓄を図るものとする。

(1) 防災用資機材等の備蓄

災害時における救出救助活動等を迅速かつ適切に実施するために必要な資機材について備蓄を図るものとする。

備蓄の数量については、各避難所の収容人員の計画値等を目標に計画する。

口備蓄品目

○浄水装置　○発電機　○炊飯器　○かまどセット　○非常用飲料水袋
○投光機　○懐中電灯　○防水シート　○簡易トイレ　○仮設トイレ
○移送用具（リヤカー、担架等）
○救助用資機材（バール、ジャッキ、のこぎり等）等
○道路、河川、下水道などの応急復旧活動に必要な資機材（土のう袋等）
○情報収集用の電池式ラジオ等
○土のう袋、ブルーシート、懐中電灯（電池を含む）

３．５ 石油類燃料の調達・確保

【総務防災課、関係各課】

東日本大震災においては、石油基地の被災や供給ルートの途絶等により、燃料の供給不足が生じ、ガソリンスタンドには長蛇の列が生じた。

そこで、大規模災害時における石油類燃料の調達・確保の体制整備を図るものとする。

(1) 石油類燃料の調達・確保

市は、災害時に特に重要な施設及び緊急車両への石油類燃料の供給体制について、平常時から関係機関と連絡調整を行い、災害時における石油類燃料の確保に努める。

市は、災害時に特に重要な施設で、市が指定する施設に対する石油類燃料の供給ができるよう石油元売業者との協定締結に努める。特に重要な施設の例は以下のとおり。

○病院、防災拠点など

また市は、燃料貯蔵設備の整備や、貯蔵施設の被災防止等による燃料の確保に努める。

第４　消防体制の整備

地震による被害の発生は、家屋の倒壊等による被害もさることながら、同時多発的に発生する火災による人的・物的被害が大きなものとなる。

このため、消防本部は、平常時から住民や事業者に対し、出火防止と初期消火の徹底について呼びかけを行うとともに、消防団を含めて、その全機能を挙げて延焼拡大防止に努め、災害状況に対応した防御活動を展開し、大地震時の火災から住民の生命及び財産を守らなければならない。

また、大規模な洪水等の発生時は、市の消防力では対応が困難となり、広域的な応援が必要になると予測されるため、他の防災関係機関と連携を図り、救援・救護に万全を期することが必要である。

大規模な災害が発生した場合は、広域的な災害になることが予想され、効果的な消防活動を展開する必要がある。このため消防機関は、人命の救助・救護活動を行い、被害を最小限にとどめるために必要な体制を整備するとともに、災害活動の根幹となる被害情報の正確かつ迅速な収集・伝達体制を整え、各活動部隊の効率的な運用をはじめとする消防機関の総力を挙げた活動体制を整備しなければならない。

災害時における消防活動体制の計画を以下に定める。

施策４．１　出火防止対策の推進

方策(1)　一般火気器具からの出火防止
方策(2)　石油等危険物施設からの出火防止
方策(3)　化学薬品からの出火防止
方策(4)　予防査察等の実施
方策(5)　市民への予防広報

施策４．２　初期消火体制の強化

方策(1)　消防用設備等の適正化
方策(2)　市民の防災行動力の向上
方策(3)　事業所の自主防災体制の強化
方策(4)　市民と事業所の連携

施策４．３　火災の拡大防止対策

方策(1)　消防活動体制の整備強化
方策(2)　消防水利施設の整備強化
方策(3)　消防施設、資機材の整備
方策(4)　消防団消防力の強化
方策(5)　自主防災会資機材の整備

施策４．４　救急救助体制の整備

方策(1)　救急救助体制の整備
方策(2)　傷病者搬送体制の整備
方策(3)　災害時広域医療搬送体制の整備

４．１ 出火防止対策の推進

【消防本部】

災害発生直後の出火要因には、ガス、石油、電気等の火気使用設備・器具の他に、危険物、化学薬品等からの出火がある。

そのため、出火防止対策として、出火の危険につながる要因についての安全化対策の推進、市民の防災知識の普及及び防火意識の高揚を図る等の施策を実施し、災害発生直後における出火をできる限り防止する。

市の出火防止対策は、以下の方策をもって推進する。

(1) 一般火気器具からの出火防止

現在、火気器具等は過熱防止装置、対震自動遮断装置、対震自動消火装置等の安全装置付きが普及しており、地震が起きた際には、まず身の安全の確保が第一となる。揺れがおさまった後、すばやく火の始末を行い、戸を開けて出口を確保した後、火が出た場合は初期消火に努める。

今後は、これらがまとめられた「地震から身を守るための 10 カ条」の普及啓発に努めるとともに、ライフラインの復旧に伴う電気器具等からの出火を防止するため、災害発生後、避難するときはブレーカーを落とす等の方法を含め、その普及啓発を積極的に推進する。また、火気器具等は過熱防止装置、対震自動ガス遮断装置等の安全装置付きが普及してきているが、今後ともこれらの器具の普及に努めるとともに、対震自動消火装置の管理の徹底について周知する。

住宅用火災警報器については、平成 20 年６月１日から全ての住宅に対して設置することが義務付けられたことから、住宅用火災警報器等の設置及びその普及啓発に努めるとともに、設置から 10 年以上経過したものは、正常に作動しないことが考えられるため、新しい機器に交換するよう推奨していく。

(2) 石油等危険物施設からの出火防止

市内にある危険物施設等からの出火防止を図るため、危険物取扱者や保安監督者を中心とした保安管理体制を確立し、施設の維持管理に努めるよう指導する。

また、随時、消防職員による立入検査を実施し、危険物の安全確保を図るため指導する。

(3) 化学薬品からの出火防止

学校、研究所及び事業所等で保有する化学薬品は、棚等から落下したり、容器が破損しての出火の危険性が大きいため、これらの安全策を講ずるとともに、特に混合混触による出火の危険性のある化学薬品は、分離して保管するなどの適切な維持管理をするように指導する。

(4) 予防査察等の実施

消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第４条及び第 16 条の５の規定に基づき、同法第 10 条に規定する危険物の製造所、貯蔵所及び取扱所、並びに消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号）に掲げる防火対象物及び危険物の規制に関する政令（昭和 34 年政令第 306 号）に掲げる指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱っている事業所等に立ち入って、当該防火対象物の位置、構造

及び設備並びに管理状況を検査し、火災予防上の不備・欠陥事項について是正指導を行う。
　また、一般家庭には各種訓練を通じて、出火防止、初期消火、安全避難等について指導する。

(5) 市民への予防広報

　市民の防災知識の普及、向上及び防災思想の高揚を図るため、市広報紙への掲載、立看板、懸垂幕、ポスター掲示、広報車等による巡回広報、市内の児童・生徒を対象とした防火ポスターコンクールを実施する。

４．２ 初期消火体制の強化

【総務防災課、消防本部】

　火災の延焼を防止するためには、出火の未然防止とともに、初期消火対策が重要である。このため、消防用設備の適正化、家庭、事業所及び地域における自主防災体制の充実強化並びに、防災教育、防災訓練を通し市民の防災行動力を高め、初期消火体制の確立を図る。

(1) 消防用設備等の適正化

　消防用設備等の適正な設置指導を行うとともに、防火対象物に設置された消防用設備等が、災害時に有効に機能するよう維持管理の徹底を図る。

(2) 市民の防災行動力の向上

　市民の防災意識・行動力等を調査分析して、初期消火等の防災行動力を把握するとともに、市民一人ひとりの防災行動力を高め、自治会等を単位として自主防災会の訓練指導を行い、組織的に災害に立ち向かう防災行動力の向上を図る。

(3) 事業所の自主防災体制の強化

　消防本部は、災害時における事業所の自主防災体制を強化するため、平時から、初期消火等にかかる対策計画の作成支援に努めるとともに、各種訓練、指導を通して防災行動力の向上を促進する。
　また、事業所相互間の協力体制を高めるとともに、保有する資機材を活用し、地域との共同体制づくりを推進する。
　防火管理者の選任が必要な事業所はもとより、選任の必要がない小規模事業所においては、職場の組織を機能的に活用して、出火防止に対する職場内の体制の確立を図る。

(4) 市民と事業所の連携

　計画的かつ効果的に防災教育、防災訓練を実施し、市民の防災行動力を一層高めるとともに、家庭、自主防災会及び地域の事業所等の協力・連携を促進し、地域における総合防災体制の充実、強化を図る。

４．３ 火災の拡大防止対策

【消防本部、総務防災課】

同時多発火災や大規模火災の際には、市民及び事業所等の協力により、出火防止と初期消火の徹底を図っても、各種の制約が発生し通常の消防活動を実施することが困難となり、相当数の延焼火災の発生が予想される。

そのため、万全な延焼防止のため、人命の安全確保を重点とした消防力の整備強化とともに、消防体制の整備を推進する。

(1) 消防活動体制の整備強化

大規模かつ多様化する火災や特殊災害における救急救助需要に対応するため、消防機動力、装備資機材及び通信資機材の充実を図る。また、救急救命士の養成及び救急医療機関との連携を図るとともに、隣接地域の市町との連携を深め、消防力の整備・増強を図る。

また、規模、地域別、風速別等火災の被害予測に対応した諸計画の見直しを行い、消防活動基準の整備、職員の訓練を行い、災害時の活動要領の習熟を図る。

(2) 消防水利施設の整備強化

災害発生直後は、水道管の破損等により消火栓の使用が制限されることから、耐震性貯水槽など消火栓以外の消防水利の整備を図るほか、地域の実情にあった消防水利の増設と機能の確保を図る。

□防火水槽の整備

学校、公民館、公園等の避難所、道路状況及び既設の防火水槽の配置状況等を勘案して増設を図る。

□自然水利の確保

河川、水路、ため池等については、災害時に消防用水として流水を活用できるよう、整備の検討及び公園等整備事業に併せたせせらぎ用水の確保や、雨水利用施設の公共施設等への設置を検討する。

(3) 消防施設、資機材の整備

消防施設の強化とともに、救助、救急等各種活動用車両、資機材（緊急消防援助隊を含む）の増強整備及び計画的な更新を図り、消防力の強化充実を図る。

特に、消防通信体制の強化を図るため、高機能消防指令センターを整備する。

(4) 消防団消防力の強化

災害時における消防団の初動体制の強化、常備消防隊との連携及び自主防災会等との協力体制の充実を図るとともに、災害時に常備消防隊と一体となって活動する地域の消防拠点としての消防団車庫の整備及び、火災、人命救助事案の多発に対処するため、簡易救助資機材の増強を図り、地域における消火、救助救援活動の充実を図る。

(5) 自主防災会資機材の整備

自主防災会へ資機材を配備し、自主防災会の消防活動力を強化することにより、災害時において消防本部等が通常の消防活動を実施することが困難になった場合、自主防災会による迅速な初期消火活動及び地域の実情にあった細やかな対応を図る。

また、地域住民により構成される自主防災会は、自らの活動に必要な資機材の整備、備蓄を図る。市では、その整備段階において資機材購入等に関する補助費用の助成を実施している。

４．４ 救急救助体制の整備

【消防本部、総務防災課】

大規模災害が発生した際には、けが人等多数の傷病者が発生することが予想される。傷病者を迅速に救助し、搬送するための体制の整備を推進する。

(1) 救急救助体制の整備

市及び消防本部は、消防署、消防団車庫及び自主防災組織における救急救出救助資機材の整備を行い、消防団員及び住民等に対する救急救助訓練を行って、消防団及び自主防災組織等を中心とした各地域における救急救助体制の整備を図る。

高層建築物等に関する救急救助活動については、消防法に定める防火管理者に対し、自衛体制の整備について指導を行い、その体制の強化に努める。

(2) 傷病者搬送体制の整備

① 情報連絡体制

傷病者を迅速かつ的確に後方医療機関へ搬送するためには、収容先医療機関の被害状況や、空き病床数等、傷病者の搬送先を決定するために必要な情報が把握できるよう、災害時医療情報体制を確立する。

② 搬送順位

あらかじめ地域ごとに、医療機関の規模、位置及び診療科目等を基に、およその搬送順位を決定しておく。災害後は、医療機関の被災情報や搬送経路など様々な状況を踏まえた上で、最終的な搬送先を決定する。

③ 搬送経路

災害により搬送経路となるべき道路が被害を受けた場合を考慮し、後方医療機関への搬送経路を検討しておく。

④ 効率的な出動・搬送体制の整備

災害時には、骨折、火傷等傷害の種類も多く、緊急度に応じた迅速かつ的確な判断と行動が要求される。このため、救急救命士の有効活用も含め、効率的な出動体制・搬送体制を整備させておく。

(3) 災害時広域医療搬送体制の整備

大規模災害が発生し、市や県内における医療救護能力を超える負傷者の発生や、医療機関

自体の被災による著しい医療機能の低下により、県内の医療機関だけでは、負傷者の受入・治療に十分対応できない事態が想定される。

　このような事態においても、負傷者への適切な治療を実施できるよう、災害時広域医療搬送計画に基づき、被災地外の医療機関に負傷者を迅速に搬送できる体制を整備する。

第５　災害時医療体制の整備

市では大規模災害が発生した場合、多数の負傷者に対し迅速かつ的確に救助や医療救護を実施する必要がある。また、これらの負傷者が、特定の医療機関に集中した場合は、医療機能の低下や医薬品の不足等も予想される。

このため、災害時における応急医療体制を確保するため、平常時より医療情報の連絡体制、初動及び後方医療体制、要配慮者に対する医療対策、医薬品等の確保について整備を図る必要がある。

医療体制の整備を推進するための必要な施策を以下に示す。

施策５．１　防災医療システムの整備

方策(1)　医療情報ネットワークの構築
方策(2)　通信機器の整備
方策(3)　災害医療コーディネーターの導入要請

施策５．２　初動医療体制の整備

方策(1)　医療救護所の設置
方策(2)　医療救護班の編成
方策(3)　救護医療機関の指定
方策(4)　トリアージタッグ（負傷者選別標識）の周知徹底
方策(5)　自主救護体制の整備

施策５．３　後方医療体制の整備

方策(1)　後方医療支援体制の確立
方策(2)　搬送体制の整備
方策(3)　臨時ヘリポートの設置

施策５．４　要配慮者に対する医療支援

方策(1)　在宅の要配慮者への対策
方策(2)　メンタルケア対策
方策(3)　透析患者への対策
方策(4)　ぼうこう又は直腸機能障害者への医療対策
方策(5)　在宅酸素療法者への対策

施策５．５　医薬品等の備蓄

施策５．６　医療保健応援体制の整備

５．１ 防災医療システムの整備

【総務防災課、保健センター】

災害時における市災害対策本部、救護所、救護医療機関及びその他関連する防災関係機関との十分な情報連絡機能を確保するため、医療情報の連絡体制の整備を図る。

(1) 医療情報ネットワークの構築

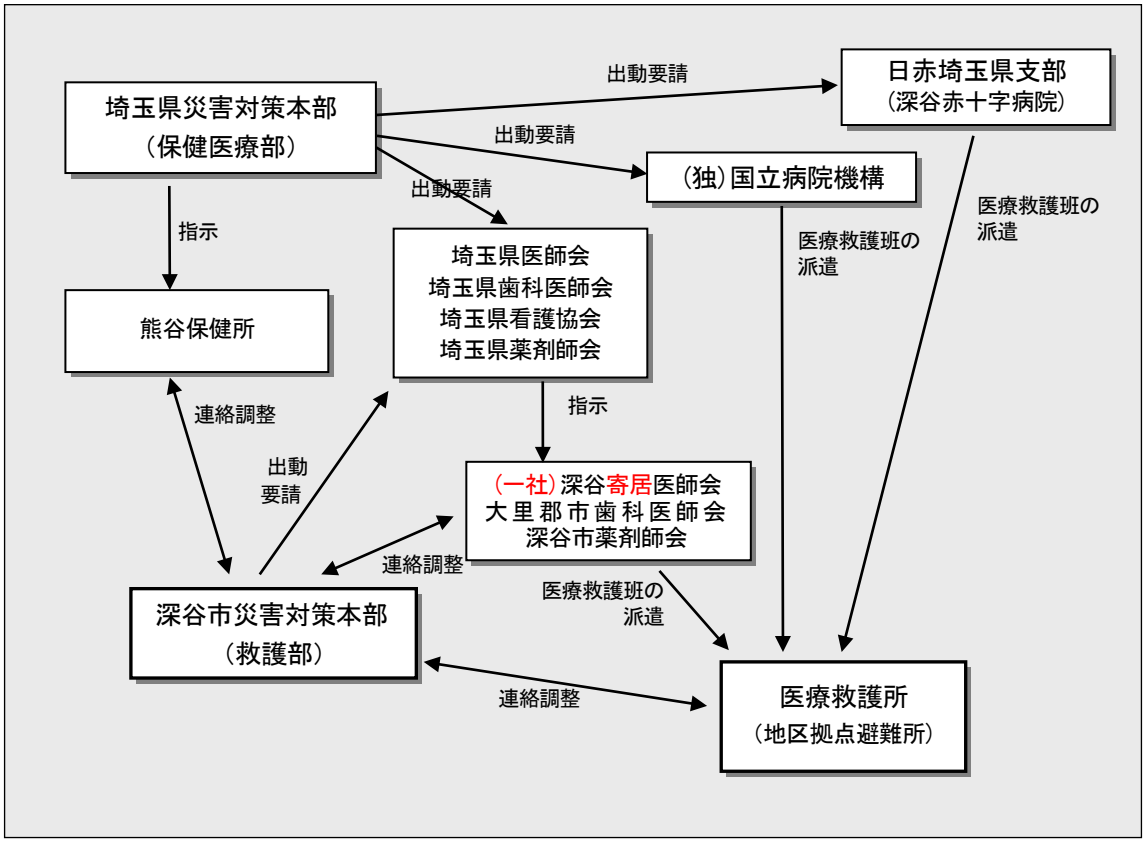
市災害対策本部、医療救護所、救護医療機関及び防災関係機関は、医療情報を迅速に収集・伝達するため、医療情報を共有化できる情報ネットワークの構築に努める。

医療情報の連絡網の全体構成は次頁のとおりである。

(2) 通信機器の整備

医療救護所及び救護医療機関を含めた災害時に医療情報を迅速かつ的確に収集・伝達ができる通信手段の整備を図る。

≪医療情報ネットワーク≫



(3) 災害医療コーディネーターの導入要請

災害医療コーディネーターとは、災害時医療に関する物的資源、人的資源などの協調や調整を行う災害医療のスペシャリストのことで、災害医療を効率的に実施するための職業である。

市は、県に対し災害医療コーディネーター制度の導入を要請していくものとする。

５．２ 初動医療体制の整備

【総務防災課、保健センター】

初動期の医療は、災害発生直後の負傷者あるいは災害により医療サービスを受けられなくなった者に対し、応急的な処置を実施するものである。このため、交通手段や通信網が途絶することを想定し、可能な限り被災地の周辺で救急医療が円滑に実施できるように、医療救護所の設置、医療救護班の編成などの初動医療体制の整備を図る。

(1) 医療救護所の設置

医師会、歯科医師会、薬剤師会、公的医療機関及び地域の自主防災組織との協議結果に基づき、初動期における医療活動を実施する医療救護所の設置に必要な予防対策を推進する。

□設置基準

設置場所は、被災地に近接する公民館・小中学校等とする。

□必要資機材

医療救護所には、無線系通信機器等の必要資機材の整備を図る。

(2) 医療救護班の編成

初動医療に従事する医療救護班の編成に必要な予防対策を推進する。

医療救護班の構成は、最低限、医師１人、看護師１人、助手１人の３人編成とし、災害規模に応じて編成員の増員確保に努める。

(3) 救護医療機関の指定

市は、災害時の初期救護医療機関を、医師会と協議し指定する。

なお、市を管轄する熊谷保健所管内の県指定救急告示医療機関は、資料編に示すとおりである。

※参照：資料編　Ⅰ「資料３－１　深谷市医療機関一覧」

(4) トリアージタッグ（負傷者選別標識）の周知徹底

市及び医療関係機関は、初動期における医療処置の迅速化を図るため、負傷程度に応じて優先度を色別表示したトリアージタッグの周知徹底を推進する。

(5) 自主救護体制の整備

自主防災組織等は、軽微な負傷者に対しては、避難所や医療救護所等においても応急救護活動を行えるように自主救護体制の整備に努める。

５．３ 後方医療体制の整備

【総務防災課、保健センター】

医療救護所や救護医療機関では対応できない重傷者や高度救命措置が必要な患者を、後方医療機関へ搬送する体制を整備する。

(1) 後方医療支援体制の確立

市は、医療救護所や救急医療機関では対応できない重傷患者や、高度救命措置が必要な患者等を、後方にて治療対応する広域後方医療支援の体制について、県との協議のうえ確立を図る。なお、県の災害拠点病院、救命救急センターは資料編のとおりである。

※参照：資料編　Ⅰ「資料３－１　深谷市医療機関一覧」

(2) 搬送体制の整備

医療救護所から市内の救急医療機関への負傷者の搬送（一次搬送）、あるいは市外への広域搬送（二次搬送）が必要な負傷者を想定して、市公用車、救急車、ヘリコプター等を利用した搬送手段について、事前に関係機関と協議・調整を図る。

なお、県には平成３年４月１日から運航を開始した埼玉県防災航空隊（防災ヘリ）があり、傷病者の搬送等にも活用されている。また、平成 19 年 10 月 26 日から埼玉医科大学総合医療センターでドクターヘリの運用が行われている。

□搬送順位

負傷者の搬送に当たっては、あらかじめ搬送順位の基準を定める。

□搬送経路

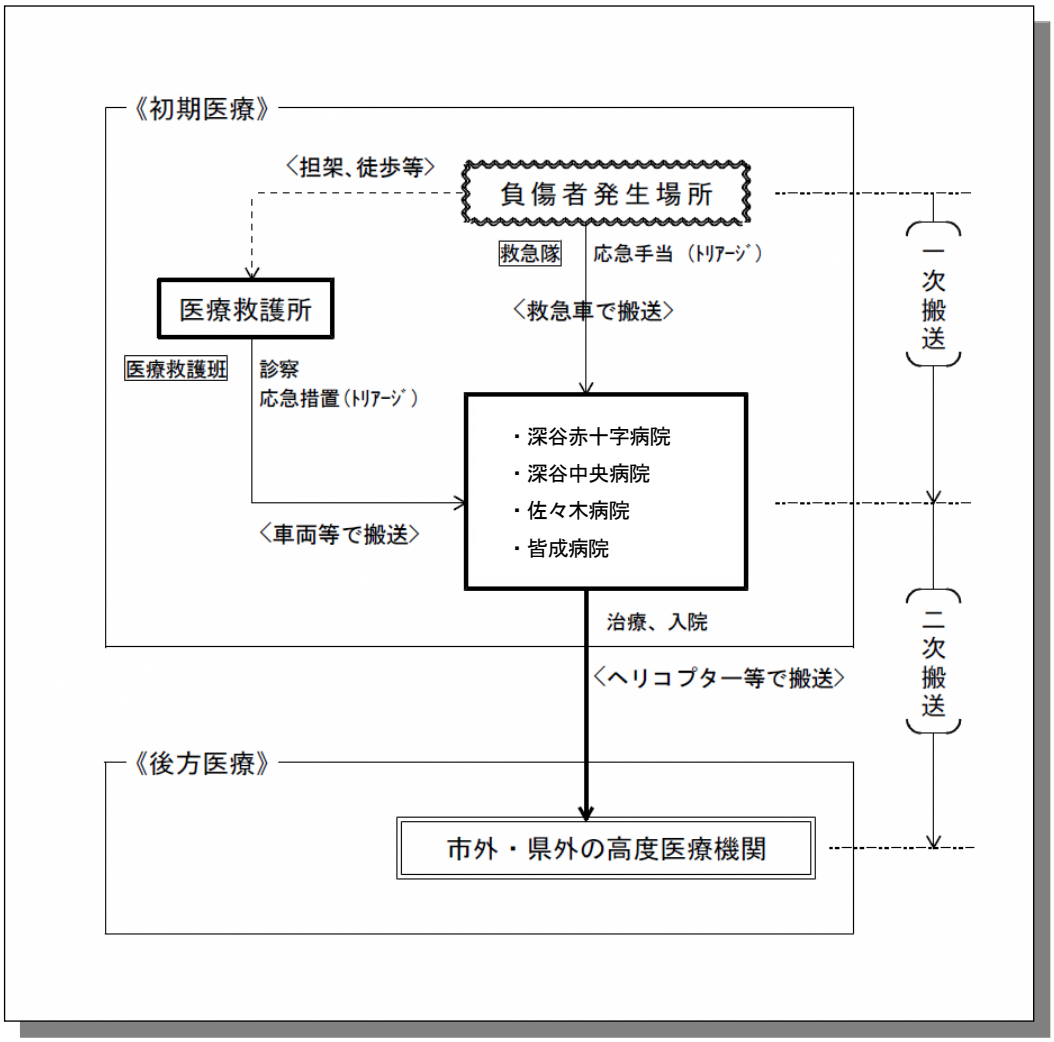
負傷者の搬送に当たっては、あらかじめ安全で迅速な搬送が可能な経路を定める。

(3) 臨時ヘリポートの設置

市では、交通途絶状況下での輸送力の確保のため、資料編に示す臨時ヘリポート基地を設置する。

※参照：資料編　Ⅰ「資料５－３　臨時ヘリポート指定地」

≪負傷者搬送体制の流れ≫



５．４　要配慮者に対する医療支援

【障害福祉課、長寿福祉課】

避難所や被災家屋での長期にわたる不自由な生活は、被災市民の心身に様々な影響を与えることが考えられる。特に、寝たきりの高齢者、身体障害者、知的障害者、傷病者等の要配慮者への影響が大きく、このため、心身への健康障害の発生や在宅の要配慮者の病状悪化等を防ぐための医療対策の推進に努める。

(1) 在宅の要配慮者への対策

① 在宅の要配慮者の情報整備

在宅の要配慮者の所在地、氏名、病状等に関する情報の整備を推進する。

② 巡回健康相談体制の整備

保健師等による在宅の要配慮者に対する巡回健康相談等を実施する体制の整備に努める。

(2) メンタルケア対策

被災のショックや長期の避難生活は、被災住民に大きなストレスを与えることとなるため、被災住民に対するメンタルケアが必要である。このため、医師会等関係機関と協力しメンタルケア体制の整備を図る。

(3) 透析患者への対策

透析患者の医療を確保するため、透析患者の把握、専門医療機関の受入体制、給水量の確保、患者の搬送などの協力体制について、医師会等関係機関と協議を行い整備を図る。

(4) ぼうこう又は直腸機能障害者への医療対策

ぼうこう又は直腸障害者に対するストーマ装具の提供が可能な体制を整える。

(5) 在宅酸素療法者への対策

在宅酸素療法者は、酸素と一緒に移動する必要があることから、災害時には、優先的に病院・施設へ避難させるなど体制の整備に努める。

５．５ 医薬品等の備蓄

【総務防災課、保健センター】

市は、災害時に医療救護班、医療機関が使用する医薬品等の備蓄、メンテナンス等を実施する体制を、医師会・薬剤師会等関係機関と協議のうえ整備する。

また、関東平野北西縁断層帯地震［破壊開始点：北、１日後、冬 18 時、風速８m/s］（埼玉県「平成 24・25 年度埼玉県地震被害想定調査報告書」）に基づく人的被害の量を目安とし、災害時の医療救護活動のための医薬品等の備蓄に努めるとともに、医薬品等の不足が生じることのないよう、医薬品卸売業者等との協定を締結し、医薬品等の調達に係る事項や連絡方法等を整備する。

５．６ 医療保健応援体制の整備

【総務防災課、保健センター】

災害時、多くの負傷者が広域に発生した場合、医師、歯科医師の不足及び医薬品や医療資機材の不足等の問題が生じる可能性がある。これら広域かつ多量の医療救護需要を賄うため、県では、県内他地域又は県外地域からの応援活動について、広域的医療協力を得るための調整及び整備を図っており、市においても県に協力して推進するものとする。

第６　遺体の埋・火葬

東日本大震災時には、火葬場の被災や燃料不足、多くの遺体が発生したことによる火葬場の処理能力を超えたことなどにより、一時的に土葬が行われた。このように、大規模災害が発生した際には、市の火葬場の処理能力を超える遺体処理が必要となることが予想されるため、対策を講ずる必要がある。

遺体の埋・火葬の体制整備を促進するための必要な施策を以下に示す。

施策６．１　埋・火葬のための資材、火葬場の確保

６．１　埋・火葬のための資材、火葬場の確保

【総務防災課、市民課】

市は、災害時に柩、ドライアイス等の埋・火葬資材が不足する場合、あるいは火葬場の処理能力を越える遺体処理の必要が生じた場合に備えて、あらかじめ関係業者あるいは他の市町村との協定を締結する等の事前対策を進める。

第７　防疫対策

発生した季節及び災害の規模に応じ、迅速に防疫活動ができるように体制及び防疫用資機材の備蓄及び確保を整備する必要がある。

防疫対策を促進するための必要な施策を以下に示す。

施策７．１　防疫活動体制の整備

施策７．２　防疫用資機材の備蓄及び調達

７．１　防疫活動体制の整備

【総務防災課、環境課】

市は、県の防疫活動組織に準じて組織表を作成し、被害の程度に応じ迅速適切に防疫ができるよう動員計画及び必要な資材の確保計画を樹立しておく。また、災害時に県及び自衛隊の応援を得られるように協力体制を整備しておく。

７．２　防疫用資機材の備蓄及び調達

【総務防災課、環境課】

市は、関係機関と連携し、発災時の防疫及び保健衛生用器材の調達・確保に努める。

第８　緊急輸送体制の整備

災害時に効率的な緊急輸送を実施するため、地域の状況に基づいて、あらかじめ県、近隣市町、防災関係機関及び関係団体と協議のうえ、市内の各防災拠点を結ぶ道路を選定し、緊急輸送道路として指定する必要がある。また、物資や人員の緊急輸送を効率的に実施するため、輸送車両の確保を図る必要がある。

緊急輸送体制の整備を促進するための必要な施策を以下に示す。

施策８．１　緊急輸送路の確保

方策(1)　緊急輸送道路の指定
方策(2)　道路啓開のための準備
方策(3)　道路交通情報の収集及び広報体制
方策(4)　応急復旧用資機材の整備
方策(5)　輸送施設・拠点の確保等

施策８．２　緊急車両の確保

方策(1)　輸送車両の増強
方策(2)　調達体制
方策(3)　緊急輸送車両等の事前届出の推進

８．１　緊急輸送路の確保

【道路河川課、道路管理課、総務防災課】

災害時において、救援・救護活動等に必要な人員と物資の輸送を、迅速かつ円滑に実施することは極めて重要である。

このため、市は、災害時に緊急輸送に用いる道路の指定を検討し、通行の禁止又は制限の実施及び緊急輸送道路の応急復旧資機材に関する整備を推進する。

(1)　緊急輸送道路の指定

①　市指定の緊急輸送道路

県が指定している広域的な観点からの緊急輸送道路とは別に、市域内での災害応急活動を円滑に行うため、主要な道路を災害時緊急輸送道路に指定する。

※参照：資料編　Ⅰ「資料５－１　深谷市指定の緊急輸送道路」

□緊急輸送道路の指定要件

〇市内で幹線道路になっている道路
〇県指定の緊急輸送道路及び下記に示す各施設を結ぶ道路

- 市役所
- 市の出先庁舎
- 市の関係機関施設
- 防災活動拠点
- 避難所、避難場所
- 備蓄倉庫
- 輸送の拠点となる施設
- 臨時ヘリポート

② 県指定の緊急輸送道路

県は、市域における災害時の緊急輸送道路を指定している。

※参照：資料編　Ⅰ「資料５－２　県指定緊急輸送道路（深谷市）」

③ 緊急輸送道路及び沿線の整備

市は、指定された緊急輸送道路の沿線地域の耐震化、不燃化を促進し、倒壊建築物や災害廃棄物等の障害物の発生を最小化するように努める。

さらに、各道路管理者と連携を図り、大きな障害等の発生箇所を調査、把握し、その解消に努め、必要に応じて関係機関に要請する。

④ 応急復旧時の活動体制の整備

市は、災害時の応急復旧作業が円滑に進められるよう、国土交通省、県、近隣市町、警察、自衛隊、建設業界等との協力体制をあらかじめ整備する。

⑤ 市民への周知

市は、緊急輸送道路の指定状況及び役割について、平常時より市民へ周知する。

また、災害時における緊急輸送道路の通行の可否、規制状況等を市民等に周知するため、防災行政無線・マスコミ等を利用した情報提供体制の整備を検討する。

(2) 道路啓開のための準備

市は、災害時の道路の障害物除去による道路啓開を迅速に行うため、道路啓開のための優先順位の決定や作業の割り当て等の計画をあらかじめ立案する。

(3) 道路交通情報の収集及び広報体制

市は、効果的な緊急輸送を実施するために、緊急輸送道路の応急復旧状況、交通規制の状況、交通量の状況等の情報を収集し、緊急輸送の実施者からの問い合わせ等に対して的確に情報伝達ができる体制を、県及び防災関係機関との連携のうえで整備に努める。

(4) 応急復旧用資機材の整備

市は、災害時の緊急輸送道路の応急復旧活動を迅速に実施するための人員及び資機材の確保を目的として、平常時から応急復旧用資機材の整備を推進する。

(5) 輸送施設・拠点の確保等

市及び県は、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき施設（道路、飛行場、臨時ヘリポート等）及び輸送拠点（トラックターミナル、卸売市場、展示場、体育館等）について把握・点検するものとする。また、市、国及び県は、これらを調整し、災害に対する安全性を考慮しつつ、関係機関と協議のうえ、県が開設する広域物資輸送拠点、市が開設する地域内輸送拠点を経て、各避難所に支援物資を届ける緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、指定公共機関その他の関係機関等に対する周知徹底に努めるものとする。

８．２ 緊急車両の確保

【議会事務局、総務防災課、総合支所】

災害時の応急対策において、人員及び物資の輸送をはじめとする災害応急対策を迅速かつ円滑に実施することは極めて重要である。このため、市はこれを効率的に実施するため、輸送車両等の確保及び調達体制の整備を推進する。

(1) 輸送車両の増強

災害時に物資等の輸送手段として使用する車両については、現在、市が保有している車両の円滑かつ効率的な運用を図るとともに、今後、輸送車両の増強について長期的な観点から検討を進める。

(2) 調達体制

市は、緊急輸送をはじめとする災害応急対策に活用が想定される車両及び燃料等を、災害時に迅速に調達できるよう、関係機関、関連企業等との協定締結等により協力体制を構築し、緊急輸送力の確保に努める。

(3) 緊急輸送車両等の事前届出の推進

市は、災害時に応急対策活動を円滑に実施するため、輸送車両等の埼玉県公安委員会への事前届出を推進する。

第９　応急仮設住宅対策

災害による被害等により、家屋を失い自らの資力で住宅を確保できないり災者に対しては、一時的な住居の安定を図るため、速やかに仮設住宅を建設することが必要である。

県は災害救助法が適用され必要と認められる場合には、応急仮設住宅を設置し、また市はその設置場所、入居者の選定、管理等について県に協力する。

そのため、被災者に対する指導・相談等を実施するとともに、あらかじめり災世帯数を想定し、迅速に応急仮設住宅が供給できるように設置場所、資機材の調達及び人員の確保体制を確立する。

また、要配慮者に配慮した応急仮設住宅の建設に必要な資機材の調達・供給体制を整備するものとする。

応急仮設住宅対策の整備を推進するための必要な施策を以下に定める。

施策９．１　応急措置等の指導、相談

施策９．２　応急仮設住宅の用地の確保

方策(1)　応急仮設住宅の建設戸数の検討
方策(2)　応急仮設住宅用地の選定

施策９．３　応急仮設住宅用資機材の確保

９．１　応急措置等の指導、相談

【都市計画課、建築住宅課】

市は、建築物の被災建築物応急危険度判定、被災宅地危険度判定及び被災度区分判定を行うための体制整備を図るとともに、倒壊のおそれのある建築物等による事故防止のため、住民への広報活動等を行う。また、被災建築物の応急措置及び応急復旧に関する技術的な指導、相談を行う等の運用体制の確立に努める。

９．２　応急仮設住宅の用地の確保

【都市計画課、建築住宅課】

市は、速やかに仮設住宅を建設するため、市有地等から応急仮設住宅建設予定地をあらかじめ確保しておくことが重要である。

仮設住宅の用地は、被害が大規模となることを想定して、より多くの予定地を選定しておく必要がある。

(1)　応急仮設住宅の建設戸数の検討

応急仮設住宅の建設戸数は、想定地震による被害想定結果から得られた木造建物及び非木造建物の全壊棟数、及び焼失棟数等を参考に検討する。

仮設住宅用地については、より多くの候補地を選定しておく必要がある。

≪建物被害想定結果≫

区分＼地震名			関東平野北西縁断層帯地震（破壊開始点：北）
建物被害	全壊	木造	4,862
		非木造	299
	焼失棟数		151

出典）平成 24・25 年度埼玉県地震被害想定調査報告書

(2) 応急仮設住宅用地の選定

市は、速やかに仮設住宅を建設するため、市有地等から応急仮設住宅建設の候補地をあらかじめ指定するものとする。

そのため、応急仮設住宅建設予定地の選定基準に従い、建設に適当な候補地を選定する。

※参照：資料編　Ⅰ「資料６－２　応急仮設住宅用地の候補地」

□候補地の選定基準

○飲料水が得やすい場所
○保健衛生上適当な場所
○交通の便を考慮した場所
○居住地域と隔離していない場所
○豪雨等による浸水被害や土砂災害等の被害のあわない場所
○電気・ガスの供給が出来る場所
○汚水排水処理に適している場所
○通風換気に適している場所　等

９．３ 応急仮設住宅用資機材の確保

【建築住宅課】

市は、(社)プレハブ建築協会、市建設業界及び関係団体等との協力体制の強化を図り、応急仮設住宅用資機材の調達が円滑に進むように努める。

第 10　文教・保育対策

災害時において、幼児、児童、生徒及び学生の生命及び身体の安全と教育活動の確保に万全を期すため、事前計画を策定する必要がある。

文教対策に必要な施策を以下に示す。

施策 10. 1　学校等の災害対策

方策(1)　市が行う対策
方策(2)　校長等が行う対策
方策(3)　学校の防災マニュアルの作成

10. 1　学校等の災害対策

【教育委員会、校長等、こども未来部】

(1)　市が行う対策

所管する学校を指導及び支援し、災害時の教育活動を確保するための応急教育計画の策定をはじめとする応急教育に関する事前対策を推進する。

教材用品の調達及び配給の方法については市教育委員会並びに学校において、あらかじめ計画を立てておくものとする。

私立学校に対しては、公立学校の例に準じて計画を作成するよう同様に指導及び支援していくものとする。なお、保育園に関しても、支援策を講じていく。

(2)　校長等が行う対策

学校の立地条件などを考慮したうえ、常に災害時の応急教育計画を樹立するとともに、指導の方法などにつき明確な計画を立てる。

校長及び園長等は災害の発生に備えて以下のような措置を講じなければならない。

○市の防災計画における学校の位置づけを確認し、学校の役割分担を明確にするとともに、災害時の対応を検討して、その周知を図る。
○児童・生徒等への防災教育や避難訓練の実施及び災害時における保護者との連絡方法等を検討して、その周知を図る。
○必要に応じて、児童生徒の保護者への引渡し方法についても事前に検討し、保護者との情報共有に努める。
○教育委員会、警察署、消防署（団）及び保護者への連絡網及び協力体制を確立する。
○勤務時間外における所属職員への連絡先や非常招集の方法を定め、職員に周知する。
○学校においては、不時の災害発生に対処する訓練を行うものとする。

(3)　学校の防災マニュアルの作成

校長等は、学校等の防災マニュアルを作成するよう努め、災害時の学校の防災対策について、保護者に対し周知を図るものとする。

第 11　帰宅困難者対策

平成 27 年国勢調査によると、市に常住する就業者・通学者のうち 34,016 人の市民が他市区町村に通勤・通学（県内へは 25,645 人、県外へは 8,089 人（都内 3,737 人、他県 4,352 人））しており、大規模地震が発生した場合には、多くの人が県内・外で帰宅困難になることが予想される。

そのため、市は市民に対し、帰宅困難になった場合の対処方法等について啓発するとともに、災害時における情報提供方法や帰宅行動への具体的な支援策を、県及び関係機関等と協議し、実施していく。

帰宅困難者対策を推進するための必要な施策を以下に示す。

施策 11．１　帰宅困難者の把握

方策(1)　帰宅困難者の定義
方策(2)　帰宅困難者数の把握

施策 11．２　帰宅困難者発生に伴う影響

方策(1)　地域の災害対応力の低下
方策(2)　非居住者の増加
方策(3)　都内帰宅困難者

施策 11．３　帰宅困難者への啓発等

方策(1)　市民への啓発
方策(2)　災害用伝言ダイヤルのＰＲ
方策(3)　事業所等への要請
方策(4)　関係機関との連携
方策(5)　徒歩帰宅訓練の実施
方策(6)　徒歩帰宅の心得７カ条
方策(7)　帰宅困難者用物資の確保

施策 11．４　企業等における帰宅困難者対策

施策 11．５　学校における帰宅困難者対策

11．１　帰宅困難者の把握

【総務防災課、商工振興課】

(1)　帰宅困難者の定義

地震などの大規模災害が発生した場合、鉄道やバス等の交通機関の運行が停止する等により、外出先で足止めされることとなる。

このため、徒歩により自宅に帰ろうとした場合、自宅までの距離が長距離であるために、帰宅が困難となる者をいう。

(2)　帰宅困難者数の把握

平成 24・25 年度埼玉県地震被害想定調査報告書によると、「関東平野北西縁断層帯地震」が発生した場合、市では、夏 12 時の帰宅困難者が最も多く、県内外あわせて 16,867 人にのぼると予測されており、そのうち、県外の帰宅困難者は 6,637 人、うち都内での帰宅困難者数は 3,981 人と予測されている。

また、平成 27 年国勢調査によると、本市から都内へ通勤・通学している者は 3,737 人であり、都内へ通勤通学する者のほとんどが帰宅困難になると考えられる。

11. 2 帰宅困難者発生に伴う影響

【総務防災課】

東日本大震災が発生した際には、都内では帰宅困難者が約 300 万人発生した。主要駅では混乱が生じ、道路では車や徒歩帰宅者によって大渋滞が発生した。深谷駅でも駅周辺で滞留者が発生した。帰宅困難者（「関東平野北西縁断層帯地震」を想定）の発生に伴い、次のような影響が考えられる。

(1) 地域の災害対応力の低下

平成 24・25 年度埼玉県地震被害想定調査報告書によると、夏 12 時では、16,867 人の市民が帰宅できなくなることから、大規模地震の発生直後は、地域の災害対応力が低下する。

(2) 非居住者の増加

平成 27 年国勢調査によると、鉄道の停止に伴い市内において帰宅困難となる人が発生し、市外から本市に就業・通学している 25,233 人も市内において帰宅困難者となることが考えられる。

(3) 都内帰宅困難者

平成 27 年国勢調査によると、本市から県外に就業・通学している 8,089 人の約半分の 3,981 人は都内で帰宅困難となるが、都内全体では 371 万人が帰宅困難になるものと推計されており、都内での大混乱に巻き込まれる。

11．３ 帰宅困難者への啓発等

【総務防災課】

(1) 市民への啓発

「自分の身は自分で守る」ことを基本とし、次の点を実行するよう啓発する。

○徒歩帰宅に必要な装備（帰宅グッズ）の準備、家族との連絡手段、徒歩帰宅経路の事前確認
○災害時の行動は、状況を確認して、無理のない計画を立案、実施すること

(2) 災害用伝言ダイヤルのＰＲ

災害用伝言ダイヤル１７１等を利用した安否等の確認方法についてＰＲする。

(3) 事業所等への要請

職場や学校あるいは大規模集客施設などで帰宅困難となった従業員や顧客等に対し適切な対応を行えるよう、次の点を要請する。

○施設の安全化、帰宅困難者対策計画の策定、水、食料や情報の入手手段の確保
○災害時の水、食料や情報の提供、仮泊場所等の確保

(4) 関係機関との連携

① 埼玉県石油業協同組合との協定

ガソリンスタンドを一時休憩所として徒歩帰宅者に利用させる内容の協定を締結していく。

② 徒歩帰宅支援者に対する支援の検討

徒歩帰宅支援者に対する支援について、関係機関との連携を検討していく。

※参考『「埼玉県震災時帰宅支援マップ」の配布』

県は、「埼玉県震災時帰宅支援マップ」を作成し、帰宅困難者支援の協定を締結している事業者の店舗において、帰宅困難者支援が確実に実施されるように関係各店舗に配布した。

(5) 徒歩帰宅訓練の実施

交通途絶状態を想定した徒歩帰宅訓練を実施するとともに、市民への啓発のほか、隣接している東京都や区、県内市町村との連携を図り、帰宅困難者に対する支援方策を検証・検討していく。

(6) 徒歩帰宅の心得７カ条

大地震が発生した直後の「むやみに移動を開始しない」の行動ルールとともに、日頃から帰宅経路のシミュレーションの実施や職場にリュックとスニーカーを準備するなどを内容とする「徒歩帰宅の心得７カ条」の普及を図る。

(7) 帰宅困難者用物資の確保

帰宅困難者が発生する場合に備え、一時滞在場所をあらかじめ確保するとともに、必要に応じて食料や水の確保に努める。

11. 4 企業等における帰宅困難者対策

企業等は、発災時に自社従業員等の安全確保、保護のため、一斉帰宅行動を抑制する必要がある。また、自社従業員等を一定期間留めるために、家族の安否確認や飲料水、食料等の備蓄や災害時のマニュアル作成など体制整備に努める。

また、企業等は、訪問者や利用者が事業所内で被災した場合において、自社従業員等同様な対応が取れるよう対策を検討する。

さらに、留まった従業員が可能な範囲で、地域の応急・復旧活動にも参加するよう努める。

11. 5 学校における帰宅困難者対策

【教育部】

学校は、発災時に児童・生徒等の安全確保、保護に万全を期すとともに、保護者が帰宅困難者となって、保護者による児童・生徒等の引き取りが困難な場合や、生徒等の帰宅が困難な場合に備えて、一定期間校舎内に留める対策を講じる必要がある。このため、災害時のマニュアル作成など体制整備に努める。

また、災害時における学校と保護者との連絡方法についてあらかじめ定めておく。

第 12　その他の災害予防

施策 12. １　孤立化地域対策
方策(1)　孤立のおそれがある地区の状況把握
方策(2)　救援実施に必要な体制整備
方策(3)　地域コミュニティによる支援機能の強化
方策(4)　長期孤立を想定した食料備蓄の奨励
施策 12. ２　り災証明書の発行体制の整備
方策(1)　発行体制の整備
方策(2)　支援システムの活用
施策 12. ３　がれき処理等廃棄物対策
方策(1)　災害廃棄物の仮置場候補地の選定
方策(2)　災害廃棄物等の適正処理の体制の確保
方策(3)　生活ごみ及びし尿の適正処理の体制確保
方策(4)　広域連携による廃棄物処理
施策 12. ４　被災中小企業支援
方策(1)　中小企業等の被害状況の把握に係る体制整備

12. １　孤立化地域対策

【総務防災課】

市は、大規模災害が発生した場合に孤立するおそれのある地域（以下「孤立化地域」という。）について、必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備する。

(1) 孤立のおそれがある地区の状況把握

市は、地理的特性等を参考に、孤立しやすい地区を選定し、あらかじめ地区の世帯数や連絡者（地区代表者等）の把握を行うものとする。

また、道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、市、県、国及び指定公共機関は、それぞれの所管する道路のほか、通信サービス、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、市及び県に連絡するものとする。また、市及び県は、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な要配慮者の有無の把握に努めるものとする。

(2) 救援実施に必要な体制整備

○　集落内に学校や駐在所等の公共機関及び防災関係機関がある場合には、それらの持つ連絡手段について事前に確認するとともに、災害時における活用について調整をしておく。
○　孤立するおそれのある地区においては、一般加入電話を災害時優先電話に指定するとともに、衛星固定電話及び衛星携帯電話の配置を検討する。
○　孤立するおそれのある地区においては、救助や物資輸送の際に必要となるヘリコプター離着陸のための適地を確保しておく。
○　気象警報等を基に、被災前に避難所を開設するなど、孤立集落を生まない取組を検討す

る。

(3) 地域コミュニティによる支援機能の強化

地区が孤立化した際は、安否確認や救援物資の受け渡し、高齢者世帯等の見回りなど地域での助け合いが重要になる。地域コミュニティの支援機能の強化に取り組む。

(4) 長期孤立を想定した食料備蓄の奨励

市及び県は、孤立するおそれのある地区については、最低７日間は外部からの補給がない場合でも自活できるよう、住民に対し、飲料水や食料の備蓄を奨励する。

12. 2　り災証明書の発行体制の整備

【資産税課、総務防災課】

市は、被災者支援を迅速に行えるようり災証明書の発行体制を整備する。

(1) 発行体制の整備

市は、災害時にり災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査やり災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入体制の構築等を計画的に進めるなど、り災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。

(2) 支援システムの活用

市は、効率的なり災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。

12. 3　がれき処理等廃棄物対策

【環境衛生課、総務防災課】

衛生環境の保全のため、災害廃棄物を適切に処分する体制を整備する。また、生活ごみ及びし尿の回収体制を発災直後から継続又は再構築する体制を整備する。

(1) 災害廃棄物の仮置場候補地の選定

○　市は、あらかじめ災害廃棄物の発生量の推計値及び既存施設での災害廃棄物の処理可能量を把握しておき、発生後、災害廃棄物の発生量又はその見込み量等に応じて仮置場を開設する。
○　仮置場として利用可能なオープンスペースを把握し、候補地の選定や利用方法の検討等により、直ちに仮置場が開設できるように準備をしておく。
○　仮置場の確保は平常時に選定した仮置場が基本となるが、落橋、がけ崩れ、水没等によ

る仮置場へのアプローチの途絶等の被害状況や発災後の復旧作業の進捗による災害廃棄物の種類の変化に応じて、見直しができるように選定場所以外の候補地の把握に努める。

(2) 災害廃棄物等の適正処理の体制の確保

○　仮置場での保管に際して、廃棄物が混合状態にならないよう分別排出、分別仮置きのための住民への広報や仮置場内での運営の体制を検討する。
○　仮置場を管理・運営するために必要となる資機材・人員を発災後確保できる体制を整備する。
○　応急対応時においても、今後の処理や再資源化を考慮し、可能な限りごみの選別を行うため、住民等の協力を得られるよう広報体制や人員・資機材配置を検討する。

(3) 生活ごみ及びし尿の適正処理の体制確保

○　避難所ごみを含む生活ごみは、仮置場に搬入せずに既存の施設において処理を行う体制とする。
○　生活ごみ及び仮設トイレ分を含むし尿の回収の収集・運搬・処理体制は、被災後も継続して実施する体制を整備する。

(4) 広域連携による廃棄物処理

市は、大規模水害時に人員・機材・処理能力が不足することに備え、他の地方公共団体や民間の廃棄物処理業者との間で協力関係を結ぶ等、広域的な対応の在り方をあらかじめ検討する。

また、災害廃棄物の分別排出・収集・運搬・中間処理・最終処分等に関する災害廃棄物処理について、計画の策定及び見直しを行う。

加えて、ボランティア、ＮＰＯ法人等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、(福)深谷市社会福祉協議会、ＮＰＯ等と協議し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。

12. 4　被災中小企業支援

【商工振興課】

被災中小企業の復興等、地域の自立的発展に向けて経済復興を支援する。

(1) 中小企業等の被害状況の把握に係る体制整備

市は、あらかじめ商工会・商工会議所等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めるものとする。

第３節　市民の協力による防災対策

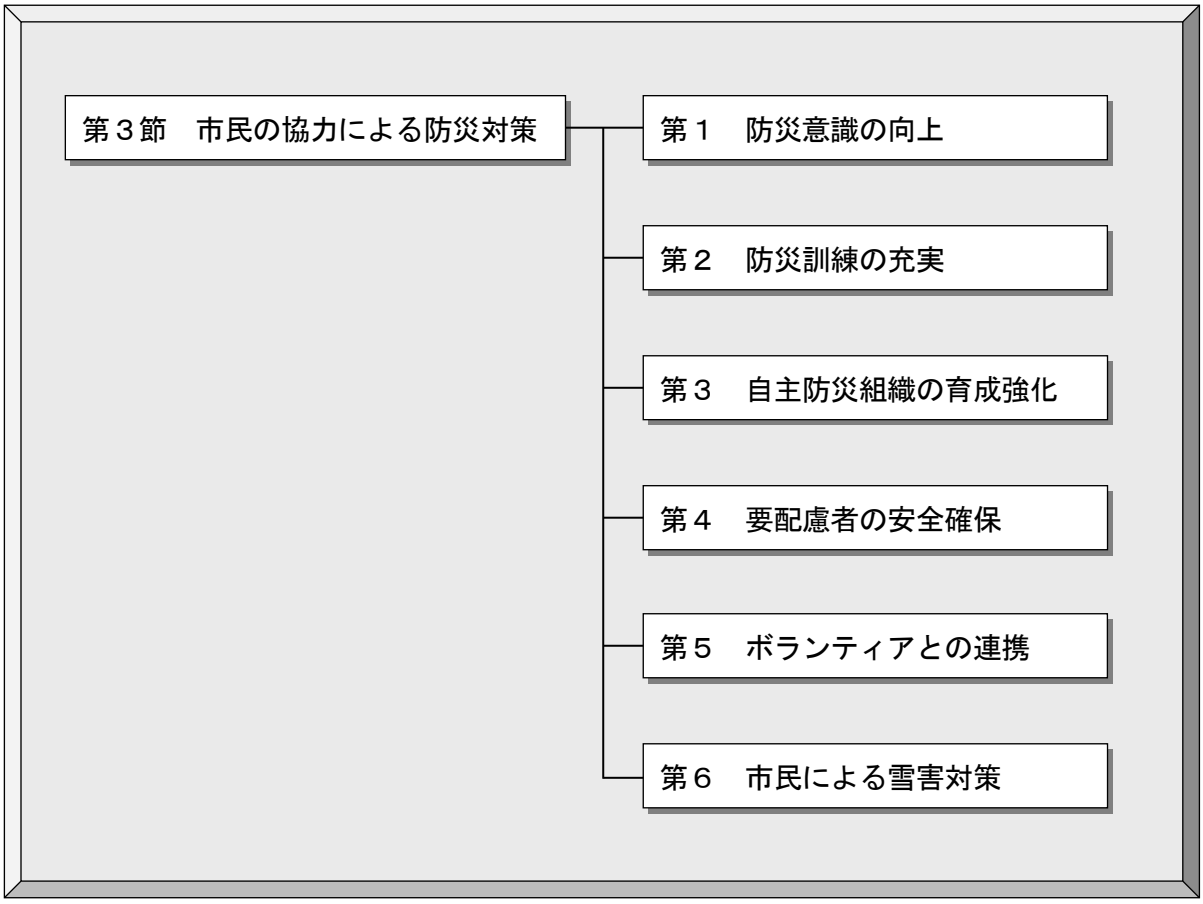
防災対策は、「自分の身は自分で守る」という自助を原則とし、自助を前提に地域の安全を地域住民が互いに助け合って守る共助に努め、さらに、市をはじめ、警察、消防、県、国といった行政機関、ライフライン各社などによる公助を行うことが基本である。

市民・地域・公的機関がそれぞれ役割を果たし、連携・協働して行うことが被害を最小限に抑えるために非常に重要であり、市民や事業所の日ごろの災害への備えと災害時の的確な対応が、被害を軽減する上で最も大きな力となる。

このことから、市は、自主防災組織の育成強化、市民の防災意識や防災知識の普及と啓発、ボランティア活動の環境整備等を図り、市民・事業所の連携による防災体制の構築を推進する。

また、災害時に被害を受けやすい要配慮者に配慮した防災体制の整備を推進する。

市が実施する市民の協力による防災対策に係る施策を以下に示す。



第１　防災意識の向上

災害による被害を未然に防止し軽減する上で、市民自らが果たす役割は極めて大きいことから、市は市民への防災に関する生涯学習を推進することで、市民の防災行動力の向上や地域を守る一員としての意識の醸成に努める。

市、県及び国は、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、専門家（風水害においては気象防災アドバイザー等）の知見も活用しながら、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するものとする。また、災害による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、警報等や避難指示等の意味と内容の説明など、啓発活動を住民等に対して行うものとする。

以下に、市民の防災意識の向上を促進するための必要な施策を定める。

施策１．１　啓発活動の推進

方策(1)　広報紙・ホームページ等による啓発
方策(2)　ＰＲ資料の作成配布
方策(3)　ハザードマップの周知徹底等
方策(4)　マスメディアの活用

施策１．２　防災教育の推進

方策(1)　市民への防災教育
方策(2)　学校教育（施設）における防災教育
方策(3)　社会教育（施設）における防災教育
方策(4)　事業所等の防災教育
方策(5)　防災上重要な施設における防災教育
方策(6)　市職員の防災教育
方策(7)　防災知識の普及における要配慮者等への配慮

１．１　啓発活動の推進

【総務防災課、各部共通】

市は、市民等を対象に各種防災広報を実施しており、今後ともＰＲ資料の作成配布、講演会・研修会の開催等を実施し、防災広報の充実を図り、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するなど、災害に対する知識の普及や防災意識の向上に努める。また、市の防災対策や防災備蓄品の状況等についても、市民に対し周知するよう努める。

(1)　広報紙・ホームページ等による啓発

市の広報紙やホームページ等に防災関連記事を随時掲載し、広く市民に防災知識の普及啓発を図る。

(2)　ＰＲ資料の作成配布

防災に関するポスター、リーフレット、小冊子、図書等のＰＲ資料を作成、配布し、防災知識の普及啓発を図る。

(3) ハザードマップの周知徹底等

地震ハザードマップ及び洪水ハザードマップの周知徹底に努め、地域・個人として災害時にどのように行動すべきか確認できるよう促す。

また、ハザードマップは必要に応じて、更新及び充実化を行うことを検討していく。

さらに、自治会等による地区別ハザードマップの作成を推進し、支援する。

なお、ハザードマップは想定されたシナリオの一つであることを、常に考慮しておくよう市民に対して周知していくものとする。

(4) マスメディアの活用

市は、テレビ、ラジオ及び新聞等の各種マスメディアを通じた広報活動を行い、市民の防災意識の向上を図る。

１．２ 防災教育の推進

【総務防災課、福祉健康部、教育委員会、消防本部】

市は、幼児・児童・生徒、各種社会教育団体や事業所の防災担当者、施設の防災対策要員等を対象に、学校教育の場や講演会等により防災教育を推進し、防災知識の普及啓発、実践的な防災行動力の向上に努める。なお、災害教訓を伝承することは、市民の責務である。また、各防災機関において防災教育を行うことは、努力義務である。

(1) 市民への防災教育

市は、火災予防運動、国民安全の日（７／１）、防災の日（９／１）、救急の日（９／９）、危険物安全週間等の行事を通じて、災害についての学識経験者、防災関係機関の担当者及び被災経験者等を講師として招き、講演会、研修会を開催し、防災知識を一般市民に広く普及させるものとする。

また、市は災害教訓を収集・整理・保存し、市民が災害の教訓を伝承することを支援する。

さらに、自治会及び自主防災組織を対象として、自主防災組織の結成及び活動の活性化、防災意識の向上のためのビデオの貸し出しを行い、防災知識を広く普及させるものとする。

自治会等地域による防災活動については、整備及び指導を推進していく。

①市民等に普及すべき防災知識

○ 自助・共助・公助の考え
○ 阪神・淡路大震災や東日本大震災、令和元年東日本台風等の災害教訓の伝承
○ 市民の災害時の行動、避難所や避難場所での行動、注意事項、必要な備蓄品目等
○ 避難所や避難場所
○ 安全な親戚・知人宅や職場、ホテル・旅館等の避難場所
○ 避難経路
○ 要配慮者や女性等への配慮の必要性
○ 災害時の声かけ行動の重要性
○ 受援力の強化
○ 支援物資の送り方やボランティア活動など被災地支援に関する知識
○ 地震や気象災害に関する情報

○ 生活再建に資する行動
○ その他必要事項

□家庭内の三つの取組の普及

市民は、特に次に掲げる事項について日頃から備え、自ら災害に備える取組を家庭内で実施する。市は、三つの取組を中心に、市民が日頃から発災時の行動を家族とよく話題にするよう働きかける。

①家具の配置を見直し、家具類の転倒・落下・移動を防止する。
②災害時に家族その他の緊急連絡を要する者との連絡手段として、災害用伝言ダイヤル等の手段を確保する。
③家庭内で備蓄を行う（最低３日間（推奨１週間）分を目標とする）。特に、飲料水や食料などを普段から多めに常備し、利用しながら買い足すことを繰り返す「ローリングストック法」を導入する。また、災害時にはトイレが使えなくなるため、携帯トイレの備蓄（推奨１週間分）を行う。

②適切な避難行動に関する普及啓発

ア 適切な避難行動

避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとることができるよう普及啓発を図る。

イ マイ・タイムラインの作成

水害はある程度予測可能な災害であることから、市民一人ひとりが早めに準備をし、的確な避難行動をとることで自らの命を守ることできる。このため、大雨や台風等が接近し水害の危険性が高まっているときに自らがとる行動をあらかじめ時系列で整理するマイ・タイムラインの作成など適切な避難行動に関する普及啓発を行う。

□マイ・タイムライン作成のポイント

１　事前の確認

①住んでいる場所の特徴
　住んでいる場所が浸水エリアや土砂災害区域等に入っているか市町村が作成するハザードマップで確認
②避難先の想定
　住んでいる場所と状況で避難行動は変わってくる。状況に応じて避難できるよう複数の避難場所を想定しておく。
・自宅で安全が確保できる場合は「在宅避難」‥‥自宅待機
・避難が必要な場合は「立退き避難」‥‥避難場所、安全な場所にある親戚・知人宅等
・避難が必要だが困難な場合は近隣への「立退き避難」若しくは「屋内安全確保」
　‥‥近隣の安全な場所：３階建て以上の強固な建物（浸水する深さ５ｍ未満の場合）、小高い場所
　‥‥家の中の相対的に安全な場所：上の階、がけから離れた部屋

２　情報の入手

気象情報や避難情報が避難の準備や避難開始のタイミングを決める目安となる。複数の情報入手手段を持つようにしておく。

３　早めの避難

警戒レベル４：避難指示までに危険な場所から必ず全員避難

出典）県作成「防災マニュアルブック（風水害・土砂災害編）

⑵ 学校教育（施設）における防災教育

学校は、体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努めるものとする。

市、県及び国は、地域の防災力を高めていくため、気候変動の影響も踏まえつつ、一般住民向けの専門的・体系的な防災教育訓練の提供、学校における防災教育の充実を図るものとする。特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めるものとする。

なお、安全教育の一環として学級活動や学校行事を中心に、教育活動の全体を通じて実施する。特に、発災時の危険及び避難時の安全な行動について、幼児・児童・生徒の学年に即した指導をする。

① 学校行事としての防災教育

防災意識の全校的な盛り上がりを図るため、地震や火災、風水害等の災害を想定した避難訓練等を実施する。

② 教科等による防災教育

各教科等を通じ、災害の発生の仕組みや火災、台風による被害等について学習する。現在の防災対策、災害発生時の正しい行動及び災害時の危険について教育を行う。学習の中では、自らの家庭、学校及び地域に関する防災マップの作成等のテーマを通じて、身の回りの環境を各種災害時の観点から見直すことにより、防災を身近な問題として認識させる。

③ 教職員に対する防災研修

災害発生時の教職員のとるべき行動とその意識、幼児・児童・生徒に対する指導の要領、負傷者の応急手当の要領、火災発生時の初期消火要領、被災した幼児・児童・生徒の心のケア及び災害発生時に、特に留意する事項等について研修を深め、その内容の周知徹底を図り、適切な対応ができる実践力を養う。

⑶ 社会教育（施設）における防災教育

公民館等の社会教育施設において防災教室等の市民への学習の場を設けるとともに、ＰＴＡ・婦人会等の各種社会教育団体の研修等において防災に関する意識の啓発に努める。

⑷ 事業所等の防災教育

事業所の防災担当者は、企業の社会的役割を十分に認識し、従業者に対して防災研修や防災教育を積極的に実施することが必要である。そのため、市は、事業所における防災教育の充実に向けて積極的な指導を行う。

① 事業者による従業員等の安全確保

事業者は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

⑸ 防災上重要な施設における防災教育

① 病院及び社会福祉施設における防災教育

病院及び社会福祉施設では、ひとたび災害が発生すると多くの犠牲者を生む危険性があるため、施設管理者は平常時から要介護者の把握、避難誘導の訓練等、十分な教育、訓練活

動を行う。
　夜間、休日の発災に備え、近隣住民との共同訓練等により、平常時より連携を深めておく。さらに、従業員、入所者に対し、十分な周知を図るとともに、日ごろから防災意識の向上に努める。

② その他不特定多数が集まる施設

　大規模小売店及びレクリエーション施設等、不特定多数の人々が集まる施設の管理者は、災害時に、避難誘導、情報伝達の他各施設の特徴に応じた対策を、迅速かつ的確に実施できるよう防災教育及び訓練を実施する。

(6) 市職員の防災教育

　市職員に対しては、防災意識の向上に努めるとともに、災害時の率先した行動、災害対応の強化、全庁挙げての防災への取組み強化等を実施する。
　また避難所運営担当職員に対しては、女性などへの配慮の必要性について、十分に認識させるものとする。

(7) 防災知識の普及における要配慮者等への配慮

　防災知識の普及を実施する際は、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、災害時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。
　また、自主防災組織のリーダー研修を実施するなど、自主防災組織の育成、強化を図る。その際は、女性の参画についても促進を図る。

第２　防災訓練の充実

市は、防災業務に従事する関係者の防災実務の習熟と実践的能力のかん養を図るとともに、行政と市民の連携した防災体制を強化し、併せて防災意識の向上を図るため、防災訓練を継続的に実施する。

市及び県は、地域の災害リスクに基づいた定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の災害時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

このため、防災訓練の充実、促進するための必要な施策を以下に定める。

施策２．１　総合防災訓練

施策２．２　市及び防災関係機関の訓練

方策(1)　消防訓練
方策(2)　避難・救助訓練
方策(3)　災害通信連絡訓練
方策(4)　非常参集訓練
方策(5)　緊急輸送路の応急復旧訓練

施策２．３　事業所、自主防災組織及び市民の訓練

方策(1)　事業所の訓練
方策(2)　自主防災組織等の訓練
方策(3)　市民の訓練

施策２．４　水防訓練

方策(1)　実施の時期
方策(2)　実施方法
方策(3)　訓練種目

施策２．５　防災訓練の充実・強化等

方策(1)　防災訓練の充実・強化
方策(2)　訓練の検証

２．１　総合防災訓練

【総務防災課、消防本部】

大規模災害の発生を想定し、災害時の応急復旧対策を網羅する総合的な訓練として総合防災訓練を実施する。訓練では、防災対策の習熟と防災関係機関相互の協力連携体制の確立、確認を図る。

① 実施の時期等

防災の日を中心とした日、又は訓練効果のある日を選び実施に努める。

② 実施場所

総合防災訓練に適した場所とする。

③ 実施方法

本市の主催又は県並びに他市町村との共催により、防災関係機関、関係団体及び市民の協力を得て実施する。

④ 訓練内容

□市が主とする内容

○災害対策本部等の設置運営訓練
○災害情報の伝達収集、広報訓練
○非常参集訓練
○災害現地調査訓練
○避難誘導訓練
○避難所、救護所運営訓練
○応援派遣訓練
○道路応急復旧訓練
○水防訓練
○自主防災組織等の活動支援訓練等

□防災関係機関が主とする内容

○消火訓練
○救出救助訓練
○救急救護訓練
○災害医療訓練
○非常参集訓練
○学校・福祉施設・大規模店舗・駅等における混乱防止訓練
○ライフライン等の生活関連施設応急復旧訓練
○救援物資輸送訓練
○交通規制訓練等

□自主防災組織・市民が主とする内容

○初期消火訓練
○応急救護訓練
○炊き出し訓練
○巡回点検訓練
○高齢者、障害者等の安全確保訓練
○避難訓練
○避難誘導訓練等

２．２ 市及び防災関係機関の訓練

【総務防災課、福祉健康部、こども未来部、都市整備部、教育委員会、消防本部】

市及び防災関係機関は、災害時の対策活動の中心的役割を的確に果たすため、それぞれの業務に応じた訓練計画を作成し実施する。

(1) 消防訓練

消防機関は、市民の生命、身体、財産を保護するため、災害形態に応じた実効性の高い研修、訓練を実施する。

□実施の時期等

災害時の対策活動の中心的役割を的確に果たすため、それぞれの業務に応じた訓練計画を作成し実施する。

□実施場所及び方法

市内の適当な場所において、消防職員、消防団員を中心として実施する。

□訓練内容

○初動出動対応訓練
○災害情報収集活動訓練
○遠距離中継送水訓練
○大規模災害対応訓練
○消防団、自主防災組織等との連携活動訓練
○非常参集訓練
○その他消防に関する訓練

(2) 避難・救助訓練

災害時における避難及び救助活動を迅速かつ的確に実施するため、次により避難救助訓練を実施する。

□実施の時期等

総合防災訓練等の訓練と併せて実施するほか、随時単独で実施する。

□実施の場所

学校、公民館、病院、工場、会社、事業所等収容人員の多い場所等、訓練効果のある場所とする。

□実施方法

○市による避難救助訓練

市が中心となり警察及びその他関係機関の参加のもと、自主防災組織及び市民の協力を得て実施に努める。

○保育所、幼稚園、小･中･高等学校、病院及び社会福祉施設等における訓練

施設管理者は、災害時の幼児、児童、生徒、傷病者、障害者及び高齢者等の災害対応力の比較的低い施設利用者の生命・身体の安全を図り、被害を最小限にとどめるため、避難訓練を中心とした防災訓練を実施する。

(3) 災害通信連絡訓練

災害時における関係機関の通信連絡を円滑、迅速、確実に行うために、次のような災害通信連絡訓練を実施する。

□実施の時期等

総合防災訓練と併せて実施するほか、定期的あるいは随時単独で実施する。

□実施方法

市の通信関係機関をはじめ防災関係機関の協力を得て実施する。

□実施事項

○災害に関する予測、警報の通知及び伝達
○被害状況報告
○災害応急措置についての報告及び連絡

□訓練内容

○通信連絡訓練
○非常無線通信訓練

(4) 非常参集訓練

防災関係機関は、非常参集訓練を実施するとともに、併せて本部運営訓練及び情報収集・伝達訓練を行い、災害時の即応体制の強化を図る。

□実施の時期等

総合防災訓練の際、又は効果のある日を選び実施する。

□実施方法

市防災計画及び防災関係機関の防災計画に定める方法により実施する。

(5) 緊急輸送路の応急復旧訓練

道路等の被災状況の情報収集、指揮命令等について、県、警察及び防災関係機関と連携して訓練を実施する。

２．３ 事業所、自主防災組織及び市民の訓練

【総務防災課、消防本部】

災害時に自らの命及び安全を確保するため、事業所、自主防災組織及び市民は、平常時からの訓練により災害時の行動に習熟する。また、関連する防災機関との連携を図る。

(1) 事業所の訓練

学校、病院、工場、事業所、興業場、百貨店及びその他消防法で定められた防火対象物の管理者は、その定める消防計画に基づき消火・通報及び避難訓練を実施する。

また、地域の一員として、市及び地域の防災組織の実施する防災訓練にも積極的に参加する。

(2) 自主防災組織等の訓練

自主防災組織等は、市民の防災行動力の強化、防災意識の向上、組織活動の習熟及び関連防災機関との連携を図るため、市及び消防機関等の指導の基に地域の事業所と連携して、年１回以上の組織的な訓練を実施する。

訓練項目は、消火訓練、避難訓練、通報訓練、救護訓練及びそれらを組み合わせた総合防災訓練を実施する。

なお、自主防災組織等から指導協力の要請を受けた防災関係機関は、関連する諸機関との連携を図り、積極的に自主防災組織等の活動を支援する。

(3) 市民の訓練

市民は、「自分の身は自分で守る」という認識に立ち、各種の防災訓練への積極的な参加や家庭での防災会議の実施等を継続的に行い、防災対策の強化に努める。

また、市及び防災関係機関は、防災訓練に際して広く市民の参加を求め、市民の防災知識の普及啓発、防災意識の向上及び防災行動力の強化に努める。さらに、市民に対して、日常的な防災訓練の実施を指導するとともに、自治会等の市民に身近な防災訓練の実施を指導する。

２．４ 水防訓練

【各部共通】

市は、梅雨期及び台風期の出水に備え、水防活動を迅速かつ的確に遂行するため、以下に示す内容で水防訓練を実施する。

(1) 実施の時期

洪水が予想される台風期前の最も訓練効果のある日を選び、年１回以上実施する。

(2) 実施方法

市の加入する大里郡利根川水害予防組合と協力して実施する。

(3) 訓練種目

次に掲げる訓練の一部又は全部について実施する。

① 水防工法訓練
② 避難誘導訓練
③ 水防資材輸送訓練
④ 通信、情報連絡訓練
⑤ 招集訓練
⑥ 広報訓練
⑦ その他水防上必要な訓練

２．５ 防災訓練の充実・強化等

【総務防災課、消防本部】

防災訓練には、最新の情報と災害の教訓を常に反映し、また行った訓練を検証して問題点を抽出し、次の訓練に反映させることが重要である。

(1) 防災訓練の充実・強化

○防災訓練における市民（特に女性及び要配慮者）の参加促進
○訓練内容の充実・強化
○実行力のある訓練の実施
○大規模広域災害に備え、関係機関と連携した実践型の防災訓練の実施
○防災訓練における要配慮者への配慮
○訓練による検証
○訓練による課題の把握

(2) 訓練の検証

訓練は、実災害を想定して計画を立て、災害の流れに合わせ実施し、評価及び検証を行う。

① 評価及び検証の方法

○訓練後の意見交換会
○アンケートによる回答
○訓練の打合わせでの検討

② 検証の効果

○評価や課題を整理し、地域防災計画の見直し資料とする。
○他の防災訓練に対する助言や参考資料とする。
○次期の訓練計画に反映する。

第３　自主防災組織の育成強化

大規模災害時には、電話の不通、道路、橋梁等の損壊によって、防災関係機関の活動が遅れたり、活動が阻害されることが予想される。

このような事態に対し、被害の防止又は軽減を図るため、「自分の身は自分で守る」をスローガンに、市民自ら出火防止、初期消火、被災者の救護、避難等を行うことが必要である。このため、自主防災組織等の育成、強化を図り、消防団等との連携を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図る。

また、地域の安全と密接な関連がある事業所は、自主的な防災組織（自衛消防組織等）を編成し、事業所内における安全確保はもとより、関係地域の自主防災会等とも密接な連携をとり、地域の安全に積極的に寄与するように努めなくてはならない。

このため、研修の実施等による防災リーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境の整備等により、これらの組織の活性化を促す。併せて、女性の責任者又は副責任者を置くことなど、女性参画の促進に努める。また、男女共同参画の視点を踏まえた知識・訓練を指導できる人材の育成に努める。

自主防災組織の育成強化を促進するための必要な施策を以下に定める。

施策３．１　自主防災組織の育成

方策(1)　自主防災組織整備の考え方
方策(2)　自主防災組織の整備
方策(3)　自主防災組織育成のための諸方策の推進

施策３．２　事業所等の防災組織の育成

方策(1)　事業所等の防災体制の充実
方策(2)　多数の人が出入りする施設の防災組織
方策(3)　危険物等関連施設等の防災組織
方策(4)　事業継続力強化支援計画の策定

３．１　自主防災組織の育成

【総務防災課、消防本部】

災害による被害の防止、軽減を図るためには、行政や防災関係機関とともに、市民が自主的に防災活動に参加し、地域で助け合っていくことが重要である。

そのため、災害時に円滑な救援活動が行えるよう平常時から各地域及び事業所における自主防災組織の整備を促進していく。

あわせて自主防災組織の活動環境の整備を積極的に行う。

(1) 自主防災組織整備の考え方

災害時、市は組織の全機能を挙げて防災活動を行うこととなるが、道路及び橋梁の損壊等により活動能力の低下又は阻害が予想される。また、災害が広域にわたる可能性が高く、こうした場合に市の限られた人員のみで災害に対処することは困難になることも予想される。

このため、住民及び事業所は行政の防災活動に協力するとともに、自分たちの地域は自分たちで守るという心構えをもち、災害発生初期における初期消火、人命救助、二次災害の防止や被害の軽減化、避難活動の推進など、自主的かつ組織的な防災活動が必要となる。

市は、市民の防災活動が各地域で効果的に行われるよう、地域ごとに自主防災組織の育成を図り、日頃から防災意識の向上と普及を進めていく。

(2) 自主防災組織の整備

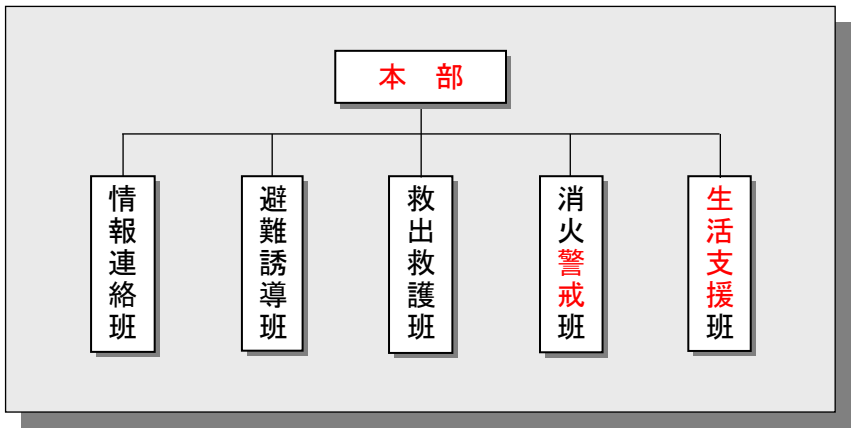
① 組織づくり

自主防災組織は、地域の連帯意識に基づいたコミュニティ活動の一環として位置づける。このため自主防災組織は、自治会やマンションの管理組合、防災に関するＮＰＯ等の組織で編成していくことが望ましい。

また、大規模災害に対処するために、各地区が協力連携して効果的な活動を行うように自主防災会等交流会を設置する。地域防災組織は、防災意識の高まりなど地域住民の組織づくりに関する意識が基本となることから、市は、当該地区の市民に対し情報や知識の提供など啓発活動を積極的に行い組織づくりを働きかける。また、自治会による自主防災組織としての組織作りの推進、自治会との連携強化を実施していくものとする。

自主防災組織の標準的な組織編成は次のとおりである。

≪自主防災組織の標準編成≫



≪活動内容≫

班区分	平常時	災害時
本　　部	・要配慮者を含めた地域住民のコミュニティの醸成 ・会の庶務及び経理	・対策本部の設置及び運営 ・各班との連絡、調整
情報連絡班	・防災知識の普及 ・情報の収集伝達体制の確立 ・情報伝達訓練の実施	・被害状況、災害情報の収集、報告、広報
避難誘導班	・避難誘導訓練の実施 ・要配慮者の把握	・人員確認、地域住民の避難誘導 ・避難所の設置協力
救出救護班	・救出救護訓練の実施 ・診療所、医療機関等との協議	・要配慮者の保護、安全確保 ・負傷者の救護、医療機関との連携 ・救援物資の受入、配分
消火警戒班	・消火訓練の実施 ・地区内の安全点検	・火災の初期消火 ・火災情報の対策本部及び関係機関への連絡
生活支援班	・地元商店等との協議 ・非常用物資の備蓄・管理	・食料、飲料水の調達、配分

※参考『市の自主防災組織の組織率（令和３年４月１日現在）』

81.48％

② 自主防災組織のリーダー発掘・育成

住民主体となって自主防災組織づくり及び運営を行うために、自主防災組織の市民リーダーの発掘・育成に努める。

□リーダー発掘・育成の事例

○地域の活動のリーダーの発掘

自主防災組織は、コミュニティ活動の一環であることから、地域の活動（バザーやお祭り、スポーツ・運動会等）における中心的人材を活用して地域防災のリーダーとして育成を図る。

○消防経験者等の育成

消防活動の経験者（消防団・消防職員のＯＢ等）や自主防災組織の必要性を認識している公務員ＯＢ等を組織のリーダーとして育成していく。

○専門分野の経験者の育成

看護師や大工、エンジニア等専門的知識や経験を活用して、自主防災組織の各分野におけるリーダーとして育成する。

○リーダー研修

自主防災組織のリーダー的立場にある者を対象に防災上の知識、技能の向上をはかることにより自主防災組織のリーダーとして育成することを目的としてリーダー研修を行う。

(3) 自主防災組織育成のための諸方策の推進

市民の組織活動への参加を促進するために防災訓練や防災知識の普及啓発、情報の提供、表彰制度の導入などの方策を推進する。

□育成のための諸方策の事例

○楽しみながら行える訓練や防災知識の啓発活動

ゲーム的要素やレクリエーション的要素をとりいれながら防災訓練や知識の啓発活動を行う。　例）防災施設ウォークラリー、深谷市防災フェア等

○防災訓練の機会を増やす

「いつでもどこでも訓練を実施する」というように、地区のお祭りや運動会など地域の人々が集まる機会に訓練や防災知識の啓発を織り込む。

○情報の提供

自主防災活動の紹介や参加を呼びかけるために、他市町村の自主防災組織の活動事例等を広く地域の人々に情報提供するとともに、自主防災組織のための広報誌・会報発行の支援を行う。

○表彰制度の創設

防災訓練に積極的に参加したり、家屋の耐震診断やブロック塀の点検を行うなど、活発に活動している自主防災組織に対して市長表彰を行い、自主防災組織の活性化に努める。また、表彰する対象事項をまちづくりと一体化して行う。

このほか、次のような支援策の実施を進める。

○市民に対する普及啓発
○防災資機材、防災訓練場所確保の支援
○防災に対する講習会、講演会等の推進
○救命講習の受講の推進
○防災関連機関の見学会の実施
○市内外の自主防災組織との情報交換会（友好団体の締結）の実施
○自主防災組織の手引き（活動ハンドブック）の作成

３．２ 事業所等の防災組織の育成

【総務防災課、消防本部、商工振興課】

大規模災害が発生した場合、事業所等における組織的な初期対応が被害の拡大を防止する上で重要となる。

特に市内には、深谷工業団地、御稜威ヶ原工業団地、春日丘工業団地が形成されており、こうした地区での災害発生の予防、被害軽減のためにも、各事業所等の自主防災組織の整備が必要である。

市は、商工団体を通じて各事業所等の自主防災組織と連携を図り、被害の拡大を防止する。

(1) 事業所等の防災体制の充実

各事業所は、災害時に事業所の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネ

ジメントの実施に努めるものとする。具体的には、各事業所において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（ＢＣＰ）を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメント（ＢＣＭ）の取組を通じて、防災活動の推進に努めるものとする。

特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する事業所等は、国及び地方公共団体が実施する事業所等との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努めるものとする。

また、各事業所が属する地域における防災力の向上を図るため、自主防災組織等の地域住民と共同し、防災訓練の実施や要配慮者の避難支援体制への協力等、自発的な防災活動の推進に努めるものとする。さらに、災害により屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

市は、事業所と地域が連携できるよう指導や助言を行っていく。

⑵　多数の人が出入りする施設の防災組織

学校や不特定多数の人が出入りする病院等の施設の管理者は、災害の防止及び軽減を図るため、防災組織を結成し防災対策を実施する。また市が実施する防災関連活動に積極的に協力していく。

市は、防火管理者を主体とした自主的な防災組織の育成指導の推進を図る。

⑶　危険物等関連施設等の防災組織

危険物等関連施設における予防規程及び防災組織の活動等に対し、必要な助言指導を行い、自主的な防災組織の充実を図る。

事業者は、危険物等関係施設が所在する地域の洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定の確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努めるものとする。

⑷　事業継続力強化支援計画の策定

市及び商工会・商工会議所は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

第４　要配慮者の安全確保

大規模災害の発生のおそれがあるとき、又は発生した場合、要配慮者が、適切な防災行動をとることは容易でなく、災害時、被害を受ける場合が多い。特に、要配慮者のうち、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に自ら避難することが著しく困難である避難行動要支援者に対しては、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るための支援が必要となる。

このため、市は、これら要配慮者に対する防災環境の整備や支援等に向けた防災対策を推進する。市の要配慮者の安全確保を推進するために必要な施策を以下に示す。

施策４．１　避難行動要支援者の安全対策

方策(1)　要配慮者の把握
方策(2)　避難行動要支援者の範囲の決定
方策(3)　避難行動要支援者名簿の作成
方策(4)　避難支援等関係者への名簿情報の提供
方策(5)　避難行動要支援者名簿の更新
方策(6)　名簿情報の適正管理
方策(7)　個別避難計画の作成
方策(8)　防災訓練の実施

施策４．２　要配慮者全般の安全対策

方策(1)　緊急通報システムの整備
方策(2)　防災基盤の整備
方策(3)　要配慮者に配慮した避難所運営体制等の整備
方策(4)　地域との連携
方策(5)　相談体制の確立
方策(6)　防災知識の普及・啓発

施策４．３　社会福祉施設等の要配慮者に対する安全対策

方策(1)　災害対策計画の策定
方策(2)　避難確保計画の策定
方策(3)　防災教育の充実
方策(4)　防災訓練の充実
方策(5)　地域との連携

施策４．４　外国人に対する安全対策

方策(1)　外国人の所在把握
方策(2)　防災知識の普及・啓発
方策(3)　防災訓練の実施
方策(4)　通訳・翻訳ボランティアの確保
方策(5)　誘導標識、避難所案内板等の設置

４．１　避難行動要支援者の安全対策

【総務防災課、福祉健康部】

市は、災害時に特別な配慮が必要な避難行動要支援者が正しい情報や支援を得て、適切な行動をとるために必要な対策を講ずるとともに、自主防災組織や地域住民による協力、連帯の体制の確立に努め、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。

(1) 要配慮者の把握

市は、避難行動要支援者名簿を作成するに当たり、市関係各課で把握している要介護高齢者や障害者等の情報を集約する。

(2) 避難行動要支援者の範囲の決定

避難行動要支援者の範囲は、居宅で生活し、自ら避難することが困難である者で、次の項目に該当する者とする。

□避難行動要支援者の範囲

○ひとり暮らしの 65 歳以上の方
○75 歳以上の高齢者のみの世帯の方（高齢者夫婦世帯等）
○介護保険で要介護４・５の認定を受けている方
○身体障害者手帳１・２級の方
○療育手帳マル A・A の方
○指定難病患者及び小児慢性特定疾病児童
○その他（自力で避難することが困難で、避難援助が必要な方）

(3) 避難行動要支援者名簿の作成

避難行動要支援者名簿の作成に当たっては、市関係部課で把握している情報を収集、集約し、次の記載事項に基づいて名簿を作成する。

□避難行動要支援者名簿の記載事項

○氏名
○生年月日
○性別
○住所又は居住
○電話番号その他の連絡先
○避難支援を必要とする事由
○前各項目に掲げるもののほか、避難支援の実施に関し、市長が必要と認める事項

(4) 避難支援等関係者への名簿情報の提供

市は名簿情報の提供について、本人の同意が得られた場合には、平常時から、次の避難支援等関係者に対して名簿情報を提供できるものとする。ただし、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、災対法の規定に基づき、同意の有無にかかわらず、提供できるものとする。

□避難支援等関係者

○消防機関
○埼玉県警察（深谷、寄居警察署）
○民生委員・児童委員
○(福)深谷市社会福祉協議会
○自治会
○自主防災組織
○その他市長が必要と認めた者

(5) 避難行動要支援者名簿の更新

避難行動要支援者の状況が常に変化しうることを踏まえ、市関係各課で把握している情報をもとに、定期的に、名簿の更新を行うものとする。

(6) 名簿情報の適正管理

避難支援等関係者に避難行動要支援者名簿を提供する際には、名簿情報の漏えいの防止等適切な情報の管理が図られるように求める。

(7) 個別避難計画の作成

① 個別避難計画の作成と管理

災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、地域の特性や実状を踏まえつつ、本計画に基づき、市関係各課、福祉専門職、(福)深谷市社会福祉協議会、民生委員・児童委員、市民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。

② 地区防災計画との整合

個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

なお、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

③ 個別避難計画の提供

本計画に定めるところにより、消防機関、県警察、民生委員・児童委員、(福)深谷市社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意がある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供するものとする。また、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。

なお、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。

(8) 防災訓練の実施

市は、防災訓練等を実施するに当たっては、避難行動要支援者と避難支援等関係者の参加を求め、情報伝達、避難支援等について実際に機能するか点検しておくよう努める。また、福祉事務所との連携や福祉避難所の開設訓練の実施に努める。

４．２ 要配慮者全般の安全対策

【総務防災課、福祉健康部】

市は、要配慮者全般の迅速な避難行動や避難所生活を支援するために必要な対策を講ずるとともに、自主防災組織や地域住民による協力、連帯の体制の確立に努める。

(1) 緊急通報システムの整備

市は、災害時における的確かつ迅速な救援活動を行うため、要配慮者に対する緊急通報システムの整備に努める。

今後とも、緊急通報システムを整備、拡充するとともに、高齢者（特に一人暮らし高齢者）及び障害者に対して、緊急通報システムの利用促進を図る。

(2) 防災基盤の整備

市及び県は、路面の平坦性や有効幅員を確保した避難路の整備、車いす使用者にも支障のない出入口のある避難地の整備、明るく大きめの文字を用いた防災標識の設置等、要配慮者を考慮した防災基盤整備を促進する。

また、市、県、その他の公共機関は要配慮者の避難誘導を想定した避難誘導計画の策定や施設整備を行うものとし、市、県は、その他の集客施設における取組を促進する。

(3) 要配慮者に配慮した避難所運営体制等の整備

市は、要配慮者への災害情報の伝達を有効に行うため、文字放送テレビやＦＡＸの設置、携帯電話の文字メールの活用、手話通訳者の確保等体制を整備する。また、要配慮者等に考慮した生活救援物資の備蓄及び調達先の確保等、要配慮者等に対して可能な限り配慮した避難所の生活が提供できるよう、避難所の運営計画を策定する。

(4) 地域との連携

① 役割分担の明確化

市は、市内をブロック化し、避難所や病院、社会福祉施設、訪問介護・居宅介護等の社会資源を明らかにするとともに、その役割分担を明確にし、平時から連携体制を確立してお

く。

② 社会福祉施設との連携

市は、災害時に介護等が必要な被災者を速やかに施設入所できるよう、平時から社会福祉施設等との連携を図っておく。また、災害時には、被災者に対する給食サービスや介護相談など施設の有する機能の活用も図っていく。

③ 見守りネットワーク等の活用

市は、高齢者、障害者等に対する近隣住民、民生委員・児童委員及びボランティアによる安否の確認などの見守りネットワーク等を活用し、災害時におけるきめ細かな支援体制を確立しておく。

(5) 相談体制の確立

市及び県は、災害時、被災者からの相談（金銭、仕事、住宅、福祉、医療、保険、教育、女性等）に的確に対応できるよう平時から相談体制を整備しておく。また、被災により精神的なダメージを受けた被災者に対してメンタルケア等が実施できるよう、医師、看護師、保健師、教育関係者、福祉関係者、相談援助職等の専門職員を確保しておく。

(6) 防災知識の普及・啓発

要配慮者及びその介護者、特に一人暮らし高齢者を対象に、パンフレット、ちらしなどを作成し、防災知識の普及・啓発に努める。

また、市は、普段の活動の中で在宅の高齢者宅を訪問する機会のある福祉専門職（ケアマネージャー・相談支援専門員等）、民生委員・児童委員等の福祉関係者等の協力を得ながら、高齢者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図るものとする。

□防災知識の例

○家庭における家具の固定等、身の回りの安全化
○食料・飲料水の備蓄
○要配慮者の福祉避難所の周知
○避難生活での心得の周知

４．３ 社会福祉施設等の要配慮者に対する安全対策

【総務防災課、福祉健康部】

各社会福祉施設の所管課は、避難行動要支援者の迅速な避難活動を支援するため、避難活動を支援するための体制づくりに努める。

特に、洪水浸水想定区域内にある社会福祉施設については、水害の発生が予想される場合、各施設の入所者の状況の把握に努め、総務防災課から伝達される洪水情報や高齢者等避難に応じて迅速な対応を行う。なお、各施設への水防情報の伝達方法は、ＦＡＸ等により行う。

また、市は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努め、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行うものとする。

(1) 災害対策計画の策定

施設管理者は、消防法に基づく消防計画の作成のほか、大規模災害の発生を想定した災害対策計画及び緊急時の職員の初期対応や、指揮系統を定めたマニュアルを作成し、職員及び入所者への周知徹底を図るものとし、市は、これを指導する。

① 緊急連絡体制の整備

□職員招集のための連絡体制の整備

施設管理者は、災害発生時に迅速に対応するため、緊急連絡網等を整備し、職員の確保に努める。

□安否情報の家族への連絡体制の整備

施設管理者は、災害時に、入所者の安否を確認し、職員及び入所者の家族と迅速に連絡がとれるよう緊急連絡体制を確立する。

② 避難誘導体制の整備

施設管理者は、災害時における避難誘導のため、非常口等避難路を確保し、入所者を所定の避難所への誘導や移送のための体制を整備する。

③ 施設間の相互支援システムの確立

市内の施設を地域ごとにブロック化して、災害時に施設の建物が破損した場合でも、地域内の施設が相互に支援できるシステムの確立に努める。

施設管理者は、これに伴い、他の施設からの避難者を受け入れることができるよう体制の整備を行う。

④ 社会福祉施設等の耐震性の確保

施設管理者は、災害時における建築物の安全を図るため、耐震診断、耐震改修に努める。

⑤ 食料、防災資機材等の備蓄

施設管理者は、以下に示す物資等を最低３日間（推奨１週間）分の備蓄に努める。

○非常用食料（特別食を含む）　○照明器具　○飲料水　○熱源
○常備薬　○移送用具（担架、ストレッチャー等）　○介護用品

(2) 避難確保計画の策定

水防法又は土砂災害防止法に基づき、洪水浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域等の区域内にある社会福祉施設等のうち、本計画にその名称と所在地が記載された施設は、避難確保計画を策定し、それに基づく訓練を実施する。なお、災害対策計画をすでに策定している場合は、水防法第 15 条の項目に基づく必要事項を追記することで、災害対策計画を避難確保計画に替えることができる。

(3) 防災教育の充実

施設管理者は、施設職員及び入所者に対し、防災に関する普及・啓発を定期的に実施するとともに、各施設が策定する災害対策計画について周知徹底に努める。

(4) 防災訓練の充実

施設管理者は、施設職員及び入所者に対し、消防署や地域住民等との合同訓練、夜間や職員が少なくなる時間帯等の悪条件を考慮した防災訓練を定期的に実施するように努める。

(5) 地域との連携

施設管理者は、災害発生直後の入所者の避難誘導又は職員が被災した場合の施設の運営及び入所者の生活の安定について、協力が得られるよう平常時から近隣の自治会やボランティア団体との連携に努める。

また、市は、施設管理者が災害時に県登録災害ボランティアへの派遣要請等の手続が円滑にできるよう協力する。

４．４　外国人に対する安全対策

【総務防災課、協働推進課、市民課】

市には、令和３年４月１日現在 2,263 世帯（総世帯数に占める割合は 3.7%）、3,145 人（総人口に占める割合は 2.2%）の外国人が在住している。

このため、市は、市内に在住する外国人の安全確保に必要な対策を推進する。

(1) 外国人の所在把握

災害時、外国人の安否確認等を迅速に行い円滑な支援が実施できるよう、平常時から外国人の所在の把握に努める。

(2) 防災知識の普及・啓発

外国語に翻訳した防災に関するパンフレットを作成、配布を行い、防災知識の普及・啓発に努める。

また、広報紙やホームページ等の広報媒体を通じて生活情報や防災情報など日常生活に係わる行政情報についての外国語による情報提供に努める。

(3) 防災訓練の実施

外国人の防災への行動認識を高めるため、外国人を含めた防災訓練の実施に努める。

(4) 通訳・翻訳ボランティアの確保

外国人が災害時にも円滑にコミュニケーションが図れるように、外国語通訳や翻訳ボランティアの確保に努める。

(5) 誘導標識、避難所案内板等の設置

誘導標識、避難所案内板等について、地図やアルファベットを併記するよう努める。

第５　ボランティアとの連携

ボランティアには、専門的な知識、経験や特定の資格を有するボランティアと避難所等における避難所運営支援や、支援物資の配布、炊き出し等の特別の資格を必要としないボランティアがあり、災害時におけるボランティア活動は、被災地の救援・救護活動に重要な役割を果たすことは阪神・淡路大震災で周知のとおりである。このため、市、県及び国は、防災ボランティアの活動環境として、ボランティアの自主性を尊重しつつ、埼玉県災害ボランティア団体ネットワーク（以下「彩の国会議」という。）等、行政・ＮＰＯ・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、研修や訓練の制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。

ボランティアとの連携協力の整備を推進するために必要な施策を以下に示す。

施策５．１　ボランティアの育成・確保

方策(1)　ボランティアの育成
方策(2)　普及・啓発活動の推進

施策５．２　ボランティア活動の環境整備

方策(1)　深谷市ボランティアコーディネート制度の創設
方策(2)　資機材の整備
方策(3)　補償
方策(4)　活動マップの作成
方策(5)　受援体制の強化

施策５．３　登録ボランティア

方策(1)　砂防ボランティア
方策(2)　被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士
方策(3)　災害時動物救護活動ボランティア
方策(4)　埼玉県地域防災サポート企業・事業所

５．１　ボランティアの育成・確保

【福祉政策課】

市は、(福)深谷市社会福祉協議会と連携して災害時に活動するボランティアの育成・確保に努める。

(1)　ボランティアの育成

ボランティアセンターと協力し、登録されているボランティア団体及び個人の理解を得て、災害時に活動するボランティアの育成、確保を図る。

(2)　普及・啓発活動の推進

ボランティアに対する市民や企業の関心を高めるため、ボランティア関係の講習会、ボランティアや市担当者との交流会の開催を検討する。また、学校教育への導入等も検討する。

５．２ ボランティア活動の環境整備

【福祉政策課、(福)深谷市社会福祉協議会】

市及び県は、災害時においてボランティアやボランティア団体等が、積極的な活動が展開できるよう彩の国会議、(福)深谷市社会福祉協議会等関係機関の協力による迅速かつ効果的な災害応急活動を行うことができる体制を整備する。

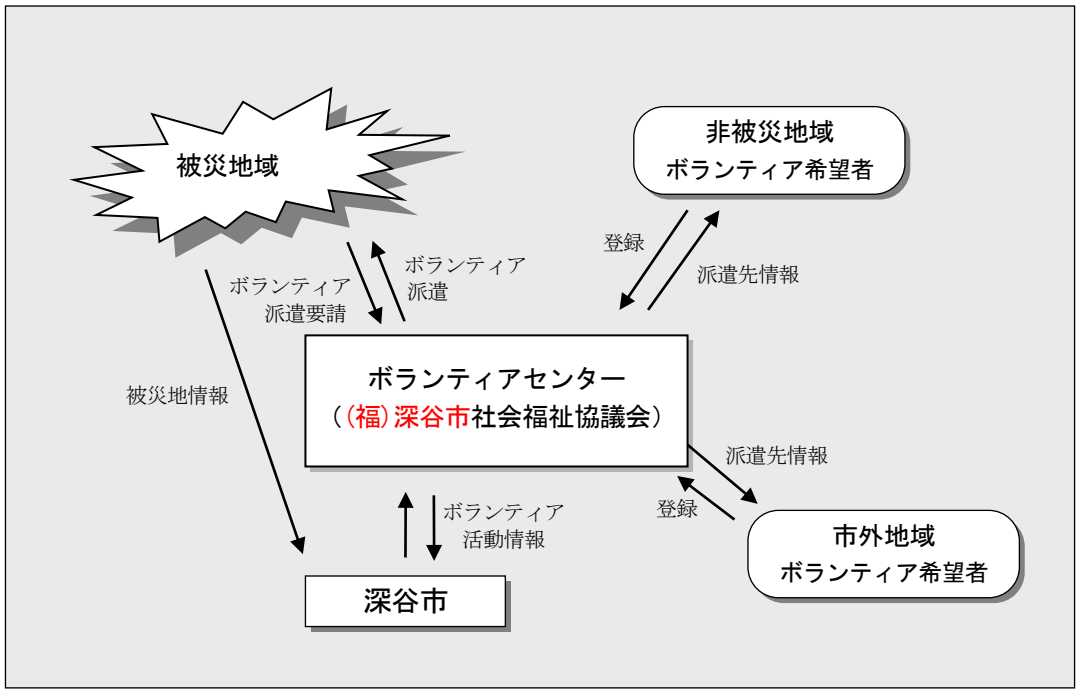
また、災害時に彩の国会議、(福)深谷市社会福祉協議会等関係機関と連携し、ボランティアを円滑に受け入れるための体制構築に努める。

(1) 深谷市ボランティアコーディネート制度の創設

① ボランティアコーディネート制度の概要

災害発生に伴い、県に登録していない団体、個人の多くのボランティアが被災地で活動することが予想され、災害時の混乱によりボランティア同士による業務の重複、競合等の事態が発生することが考えられる。このため、来訪したボランティア希望者を一箇所で登録を行い、ボランティア活動要請のある被災地にあっせんするボランティアコーディネート制度を創設する。

≪深谷市ボランティアコーディネート制度≫



② ボランティアセンター

市は(福)深谷市社会福祉協議会と協力し、災害時におけるボランティア活動の受入窓口となるボランティアセンターを(福)深谷市社会福祉協議会に設置する。災害時に活動が円滑に行われるようにボランティア希望者の登録、ボランティア活動の要請受付、ボランティアのあっせん等の機能を整備し、市と被災地情報や活動状況等の連絡を密に行うこととする。

(2) 資機材の整備

災害時にはボランティアに対して様々な業務が要求される。このため、ボランティアの作

業が円滑に行われるよう、非常用電話、ＦＡＸ、パソコン等通信機器等の資機材の整備の推進を図る。

(3) 補償

市及び(福)深谷市社会福祉協議会は、防災ボランティアの活動上の安全確保に努める。また、災害時のボランティア活動に対する補償は、(福)深谷市社会福祉協議会が取り扱うボランティア活動保険を利用する。

(4) 活動マップの作成

ボランティア活動支援のために災害時活動マップをあらかじめ作成し、災害時に配布する。災害時活動マップには、病院、市役所、消防、警察、避難所など、災害時の重要施設の所在地及びボランティア活動心得、事故の処置方法などはじめてその土地に来た人がボランティアを行う上で必要とされる情報を盛り込む。また、被災者ニーズ等のボランティアへの情報提供体制の整備を推進する。

(5) 受援体制の強化

防災ボランティアの支援を活かすために、被災地側がボランティアの支援に上手に寄り添う「受援力」が重要である。この受援体制を強化するために、市は、以下に掲げる市民の取組みを支援・強化する。

□受援体制を高めるための市民の平常時の取組み

○地域の防災マップをつくる。
○地域の防災訓練に参加する。
○支援が必要なときの窓口（相手）を決めて把握しておく。
○日頃から地域の人と人とのつながりを築いておく。

５．３ 登録ボランティア

【総務防災課、福祉政策課】

県は、専門性が必要とされるボランティア及び地域と連携して防災・救助活動等を実施する企業について、平常時から登録を行い、災害発生に備えるものとする。

市は、事業所等に対し、県の災害ボランティア登録制度の周知を図るとともに、登録の呼びかけに努める。

(1) 砂防ボランティア

県は、災害による土砂災害等の二次災害の防止のため、彩の国砂防ボランティア協会による砂防ボランティア活動を支援する。

砂防ボランティアの活動内容は、おおむね以下のとおりである。

□砂防ボランティアの活動内容

○地盤等に生じる土砂災害発生に関する変状の発見及び行政等への連絡
○土砂災害に関する知識の普及活動
○土砂災害時の被災者の援助活動

(2) 被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士

県は、ボランティアの被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の養成及び登録を行い、災害時には市町村の要請に基づいて被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の派遣を行う。

(3) 災害時動物救護活動ボランティア

県は、被災した犬・猫等の救護活動を行う災害時動物救護活動ボランティアを登録し、災害時における被災動物の適正な飼養管理について支援する。

□災害時動物救護活動ボランティアの活動内容

○避難所等に設置された飼育施設における被災動物の世話及び飼育施設の清掃
○飼い主が飼育困難となった被災動物の一時的な保護
○被災動物の適正飼育等に関する飼い主へのアドバイス
○支援物資の運搬

(4) 埼玉県地域防災サポート企業・事業所

県は、「埼玉県地域防災サポート企業・事業所登録制度」により、企業・事業所（以下「企業等」という。）が、災害時に県内の地域と連携して、防災・救助活動等を実施する体制を整備する。

□埼玉県地域防災サポート企業・事業所登録制度の概要

○県は、災害時に県内の地域と連携して、防災・救助活動等を実施する県内外の企業等の登録を受け付ける。
○県は、登録内容を市町村へ提供し、地域と企業等との間で防災協定等を締結するよう支援する。
○県は、登録企業等及び登録した活動内容をホームページ等により広く紹介する。
○県は、登録した企業等に対し、防災に関する研修会を実施する。
○登録企業等は、地域との防災協定等を締結するよう努める。
○登録企業等は、防災に関する研修会への参加等により、従業員に対する防災知識の普及に努める。
○登録企業等は、災害時に、人員、物品・資機材及び場所の提供等、事前に登録した活動を地域の要請又は自主的・自発的に実施する。
○この制度により、災害時に実施した登録企業等の活動に係る費用は、登録企業等が負担する。

第６　市民による雪害対策

大雪災害では、行政機関は切迫性の高い緊急事態から優先的に対応することになる。

また、除雪の進捗や融雪により深刻な被害を免れることもあるため、市民自らが一定期間を耐えるための備蓄や家屋等の耐雪化を進めるとともに、除雪や自家用自動車運転時に二次災害を生まない行動をすることが重要である。市は、集中的な大雪が予測される場合において、計画的・予防的な通行規制や不要・不急の道路利用を控えることが重要であることについて、周知に努めるものとする。

自分の身は自分で守るという自助の観点から、市民は飲料水や食料等の備蓄など、平常時から災害に対する備えを心がける。

施策６．１　市民による雪害対策

方策(1)　自助による雪害対策
方策(2)　市民との協力体制の確立

６．１　市民による雪害対策

【総務防災課】

(1)　自助による雪害対策

自分の身は自分で守るという自助の観点から、家屋等（カーポート、ビニールハウス等）の耐雪化、食料や飲料水等の備蓄、燃料の備蓄、除雪作業用資材の準備、点検など自ら雪害に備えるための方策を講ずるとともに、市が実施する防災活動に積極的に協力するものとする。

除雪作業を行う際は、足元や周囲に気を配り、転落防止対策等を講じるとともに、転倒及び屋根雪の落下にも十分注意するものとする。

雪道を運転する場合は、気象状況や路面状況の急変があることも踏まえ、車両の運転者は車内にスコップやスクレーパー、飲食料及び毛布等を備えておくよう心がけるものとする。

また、市民が安全な除雪作業を行えるよう、市は、技術指導や講習会を行うとともに、事故の防災に役立つ道具や装備品、これらの安全な使用方法等の普及の促進を図る。さらに、気温が上がって雪が緩みやすくなった時など、事故が起こりやすいタイミングに合わせて、安全対策の実施について注意喚起を図ることとする。

(2)　市民との協力体制の確立

積雪時における安全の確保及び雪害予防活動の推進のためには、市民、事業者等の自主的な取り組み及び防災活動への協力が不可欠であるため、大雪時の路上駐車禁止、自家用自動車の使用自粛、歩道等の除雪への協力等について、啓発及び広報に努めるものとする。

第３部　災害応急対策計画

≪ 第３部　災害応急対策計画 ≫

災害応急対策については、災害種別ごとで構成している。災害種別は、以下のとおりとする。

第１章	震災対策計画
第２章	風水害対策計画
第３章	事故災害対策計画
第４章	その他の災害対策計画

第１章　震災対策計画

大地震による災害の特徴は、その広域性及び同時多発性にある。埼玉県地震被害想定調査によると、関東平野北西縁断層帯地震が発生した場合、市の人的被害は死者 342 人、負傷者は約 1,393 人、建物被害は全壊棟数 5,161 棟、半壊棟数 3,518 棟と大きな被害が予想されている。

市は、災害対策の第一線に立つ組織として、多岐・広範囲にわたる応急対策活動を、迅速かつ同時並行的に実施する必要がある。さらに、このような応急対策活動は、対策組織の編成、情報の収集・伝達、人命救助、火災の消火等、発災後直ちに必要となる対策活動と、避難収容、給水、給食等の被害状況に応じて、発災後ある程度の時間を経て必要となる対策活動に分けられる。

そのため、市は大地震発生後の応急対策活動を迅速かつ効率的に実施するために、以下に定める諸施策を策定する。

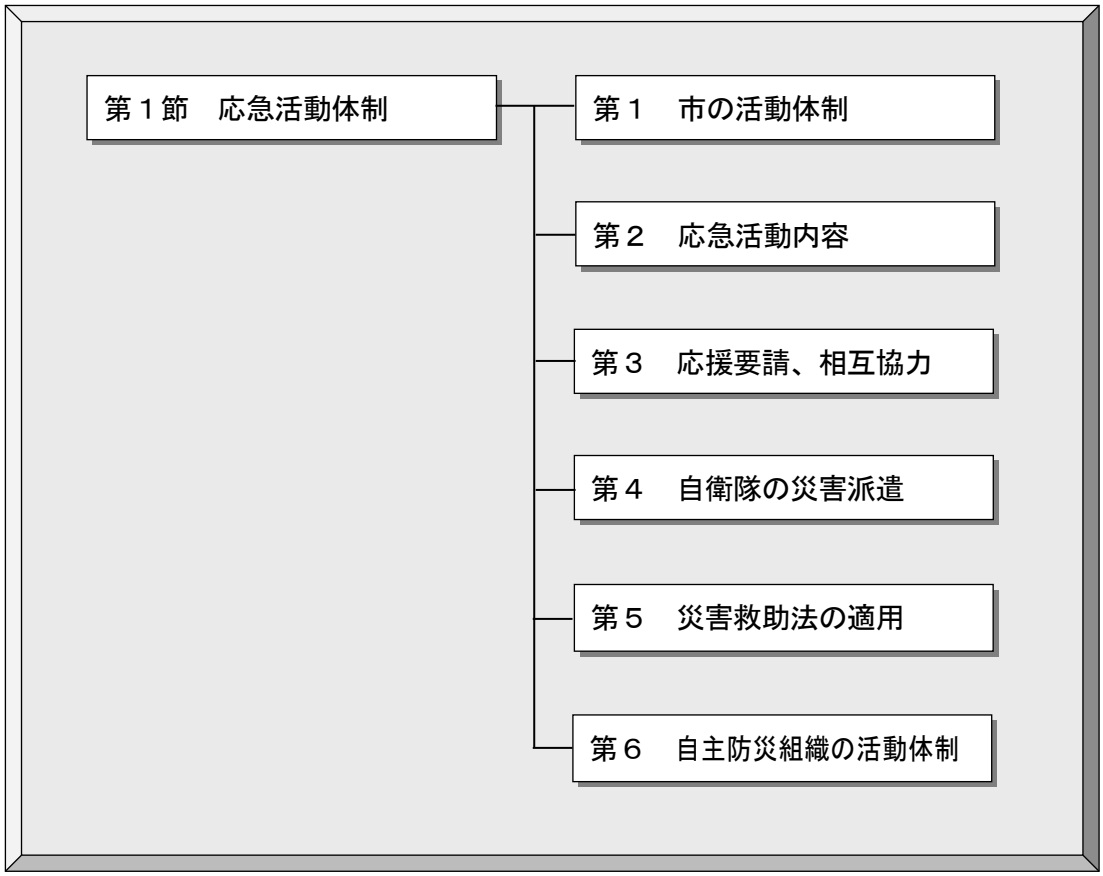

第１章　震災対策計画
第１節　応急活動体制
第２節　情報の収集・伝達
第３節　消防活動
第４節　救援・救護活動
第５節　都市施設の応急対策
第６節　交通対策
第７節　廃棄物対策
第８節　水防・土砂災害対策
第９節　文教・保育対策
第 10 節　帰宅困難者対策
第 11 節　南海トラフ地震臨時情報
発表に伴う対応措置

第１節　応急活動体制

大地震による災害が発生した場合に迅速な災害応急対策を実施するため、市の活動体制を整えるとともに、県、隣接市町等への応援要請又は相互協力体制を整え、被害の軽減に努める。

また、大規模地震時には自衛隊と連携し、住民の安全を図り、被災者の救助に努める。

応急活動体制の整備に必要な施策を以下に定める。



第１　市の活動体制

地震発生に伴い市がとる活動体制及び応急活動対策を行うための動員計画並びに活動の中核をなす災害警戒本部、災害対策本部の設置・運営について定める。

１．１　災害発生直前の未然防災活動
１．２　活動体制と配備基準
１．３　活動体制と動員計画
１．４　災害警戒本部の設置・運営
１．５　災害対策本部の設置・運営
１．６　市の行政機能の確保状況の報告

１．１　災害発生直前の未然防災活動

【総務防災課、各部共通】

市及び県は、必要に応じ、災害を未然に防ぐための応急対策を行うものとする。

(1) 重要施設における準備状況の確認

市は、大規模な災害発生のおそれがある場合には，災害応急対策に係る重要施設の管理者に対して、あらかじめ、燃料備蓄の補給状況等、災害に備えた事前の準備状況の確認を行うよう努めるものとする。

(2) 物資支援の準備

市及び県は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システム等を用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資拠点を速やかに開設できるよう、物資拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。

１．２　活動体制と配備基準

【各部共通】

市の活動体制と配備基準は、以下のとおりである。

≪活動体制と配備基準（震災対策）≫

体制			配備基準	活動内容	配備職員
準備体制	１号配備	必要人員を配備し、災害対策活動を推進する体制	○市域内で震度４の地震が発生した場合	主に地震及び被災情報の収集・伝達を任務として活動する体制	災害対応要員による対応(注)
	２号配備		○市域内で震度５弱の地震が発生した場合		「職員動員計画」に準ずる
警戒体制	３号配備	災害警戒本部を設置して災害対策活動を推進する体制	○市域内で震度５強の地震が発生した場合 ○市域内で局地的に災害が発生し、拡大のおそれがある場合 ○その他市長が必要と認めた場合	中規模の災害が発生し、被害の発生に対して、応急活動に即応できる職員を配備して活動する体制	
非常体制	４号配備	災害対策本部を設置して災害対策活動を推進する体制	○市域内で震度６弱以上の地震が発生した場合 ○大規模災害が発生した場合	激甚な災害が発生し、市の組織・機能の全てを挙げて救助その他の応急対策を推進する体制	

(注)災害対応要員は、総務防災課長が関係部課長と協議し決定する。
※市内に４か所の震度計が設置されているが、最高値を基準に活動体制を図る。
※各体制を敷いた場合は、消防本部（代表・571-0119）へ連絡をする。
※災害対策本部を設置した場合は、県（北部地域振興センター・524-1110）へ報告する。
※「南海トラフ地震臨時情報」が発表されたときは、上表にかかわらず、その内容により必要に応じた体制を決定する。

１．３　活動体制と動員計画

【各部共通】

職員動員計画を資料編に示す。

※参照：資料編　Ⅰ「資料１－７　職員動員計画」

１．４　災害警戒本部の設置・運営

【各部共通、総務防災課】

(1) 災害警戒本部の設置

① 設置基準

○市域内で震度５強の地震が発生した場合
○「南海トラフ地震臨時情報」が発表された場合
○市域内で局地的に災害が発生し、拡大のおそれがある場合
○その他市長が必要と認めた場合

② 設置場所

災害警戒本部は、本庁舎総務部内に設置する。

③ 実施責任者

災害警戒本部長は、副市長とし、不在の場合は総務部長とする。

④ 警戒体制より非常体制への移行

総務防災課長等の要請に基づき、市長、副市長、教育長、及び消防長が協議し、非常体制への動員配備を決定する。

⑤ 解散基準

○災害対策本部を設置した場合
○災害の発生が解消されたとき、又は災害応急対策がおおむね完了したときは、本部を解散する。

(2) 災害警戒本部の組織・運営

① 組織

本部長	副市長
副本部長	教育長、総務部長
本部員	各部長
組織	職員動員計画表による。

※参照：資料編　Ⅰ「資料１－７　職員動員計画」

② 災害警戒本部の事務分掌

○職員の動員に関すること
○報道機関に対する情報提供、協力要請及びその他の連絡に関すること
○防災行政無線の運用に関すること
○被害情報の収集及び応急措置に関すること
○被害状況の報告に関すること
○市民への情報窓口の開設に関すること
○災害対策本部への移行に関すること

１．５　災害対策本部の設置・運営

【各部共通、総務防災課】

(1) 災害対策本部の設置

① 設置基準

○市域内で震度６弱以上の地震が発生した場合
○大規模災害が発生した場合

② 設置場所

災害対策本部は、本庁舎内の災害対策本部室に置き、市役所正面玄関に「深谷市災害対策本部」の標識を掲げ、災害対策本部の設置場所を明示する。

ただし、本庁舎が被災し予定した場所に設置できない場合は、代替場所として市消防本部に設置するとともに参集した職員に周知する。

③ 実施責任者

災害対策本部長（以下「本部長」という。）は、市長とし、不在の場合は次の順位により代理する。

第１順位　　副市長
第２順位　　教育長
第３順位　　総務部長

④ 解散基準

本部長は、市内において災害の発生が解消されたとき、又は災害応急対策がおおむね完了したときは、本部を解散する。

⑤ 設置・解散の通知

災害対策本部を設置又は解散したとき、本部長は直ちに関係機関等に通知するものとする。

≪災害対策本部設置及び解散の通知≫

通知先	連絡担当	通知方法
市各部	総括部	庁内放送、市防災行政無線、電話、口頭　等
防災関係機関	総括部	市防災行政無線、県防災行政無線、電話、口頭　等
一般市民	総括部、渉外情報部	市防災行政無線、広報車　等
報道機関	渉外情報部	電話、口頭　等
隣接市町等	渉外情報部	電話、文書　等

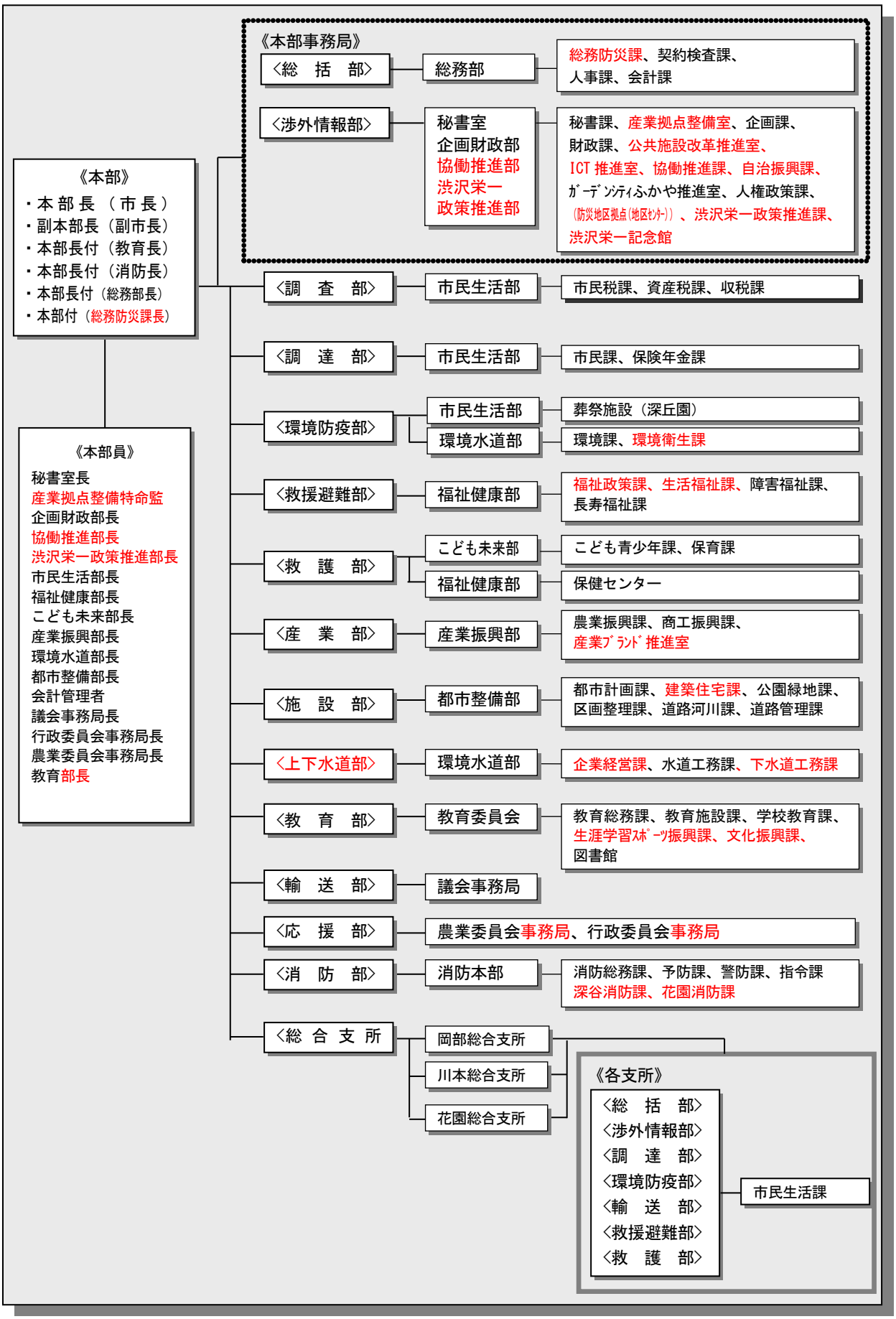
□災害対策本部に用意すべき備品

○電話及びＦＡＸ　○防災行政無線、消防無線　○災害対応用臨時電話
○複写機　○庁内放送設備　○テレビ、ラジオ
○災害処理表その他書類一式　○事務用品　○ハンドマイク
○災害時の市内応援協力者名簿　○防災関係機関一覧表　○懐中電灯
○被害状況図板、住宅地図及びその他地図類　○その他必要資機材

(2) 災害対策本部の組織編成、事務分掌

災害対策本部の組織編成及び各部の事務分掌は、次のとおりである。

≪災害対策本部の組織編成≫



≪災害対策本部各部の事務分掌≫

部		構成課	事務分掌
本部事務局	総括部	総務防災課 契約検査課 人事課 会計課	・本部開設・閉鎖に関すること ・本部の庶務に関すること ・本部長の命令伝達に関すること ・情報収集の総括に関すること ・備蓄物資の総括に関すること ・防災行政無線の管理及び運用に関すること ・公用車の配車の総括に関すること ・職員の動員に関すること ・動員職員の給与、公務災害、人事に関すること ・災害従事者の損害補償に関すること ・支払い等会計業務に関すること ・交通規制に関すること ・他の所管に属さないこと
	渉外情報部	秘書課 産業拠点整備室 企画課 財政課 公共施設改革推進室 ICT 推進室 協働推進課 自治振興課 ｶﾞｰﾃﾞﾝｼﾃｨふかや推進室 人権政策課 （防災地区拠点（地区ｾﾝﾀｰ・公民館）） 渋沢栄一政策推進課 渋沢栄一記念館	・本部長の秘書に関すること ・災害情報、避難情報等の広報に関すること ・報道機関との連絡及び調整に関すること ・被災状況等の写真撮影等による記録に関すること ・視察者、見舞者の応接に関すること ・災害対策予算及び資金調達に関すること ・公有財産の被害調査に関すること ・国･県への陳情､要請及び連絡調整に関すること ・他市町村及び関係機関への要請並びに連絡調整に関すること ・被災者相談、広聴に関すること ・外国人に対する情報提供及び相談に関すること ・地区の情報収集、避難民受入準備に関すること ・その他渉外に関すること
調査部		市民税課 資産税課 収税課	・り災証明書発行に関すること ・被害状況調査及び取りまとめに関すること ・市税の減免、徴収猶予及び納税相談に関すること ・その他応援に関すること
調達部		市民課 保険年金課	・食料、応急物資及び機材の調達に関すること ・救援物資等の受入れ及び配給に関すること ・安否情報の収集及び提供に関すること ・遺体の収容及び葬・火葬に関すること ・その他応援に関すること
環境防疫部		葬祭施設（深丘園） 環境課 環境衛生課	・処理施設の被害調査及び応急対策・復旧に関すること ・消毒、防疫、清掃及びし尿収集に関すること ・廃棄物処理に関すること ・動物愛護及び猛獣対策に関すること ・その他応援に関すること
救援避難部		福祉政策課 生活福祉課 障害福祉課 長寿福祉課	・各種福祉施設の被害調査及び応急対策・復旧に関すること ・被災者収容可能施設の情報収集に関すること ・避難誘導及び避難所の開設､運営に関すること ・被災者に対する生活保護の実施及び生業資金、更生資金等の貸付け等に関すること ・災害救助法による救助の実施に関すること ・災害見舞金、災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関すること ・要配慮者対策に関すること ・(福)深谷市社会福祉協議会等関係団体との連絡調整に関すること ・ボランティアに関すること ・義援金・品の募集及び支給に関すること

部	構成課	事務分掌
救護部	こども青少年課 保育課 保健センター	・児童福祉施設並びに学童保育室の被害調査及び応急対策・復旧に関すること ・応急保育に関すること ・応急救護所設置に関すること ・日本赤十字社との連絡調整に関すること ・医師会及び医療機関との連絡調整に関すること ・医療資機材等の確保及び供給に関すること ・その他医療に関すること
産業部	農業振興課 商工振興課 産業ﾌﾞﾗﾝﾄﾞ推進室	・農作物被害の調査に関すること ・農業施設の被害調査及び応急対策・復旧に関すること ・工場等の被害調査及び応急対策・復旧に関すること ・営業資金貸付等金融措置に関すること ・農協、商工団体等関係機関との連絡調整に関すること ・労務調達に関すること ・その他応援に関すること
施設部	都市計画課 建築住宅課 公園緑地課 区画整理課 道路河川課 道路管理課	・道路・橋梁・河川施設の被害調査及び応急復旧に関すること ・市営住宅の被害調査及び応急復旧に関すること ・公園施設の被害調査及び応急復旧に関すること ・区画整理地内の被害調査及び応急復旧に関すること ・被災建築物応急危険度判定及び被災宅地応急危険度判定に関すること ・被災建築物の調査及び応急修理に関すること ・応急仮設住宅に関すること ・避難場所の確保、整備及び維持管理に関すること ・被災者の住宅相談に関すること ・民間賃貸住宅のあっせんに関すること ・道路障害物の除去に関すること ・住居及びその周辺の障害物除去に関すること ・土木関係業者との連絡調整に関すること
上下水道部	企業経営課 水道工務課 下水道工務課	・水道施設の被害調査及び応急復旧に関すること ・応急給水及び給水計画に関すること ・応急給水に係る広報に関すること ・浄水場関連施設の保守・点検に関すること ・下水道施設の被害調査及び応急復旧に関すること ・農業集落排水施設の被害調査及び応急復旧に関すること ・その他応援に関すること
教育部	教育総務課 教育施設課 学校教育課 生涯学習ｽﾎﾟｰﾂ振興課 文化振興課 図書館	・幼児・児童・生徒の安全確保に関すること ・応急教育に関すること ・学用品の給与に関すること ・避難所の開設に関すること ・炊き出しの協力に関すること ・学校施設の被災建築物応急危険度判定及び被災宅地応急危険度判定に関すること ・学校施設の被災建築物の調査及び応急修理に関すること ・民間協力団体との連絡調整に関すること ・その他応援に関すること
輸送部	議会事務局	・議員の安否確認に関すること ・公用車、借用車両の調達・配車及び輸送に関すること ・その他応援に関すること
応援部	農業委員会事務局 行政委員会事務局	・その他応援に関すること

部	構成課	事務分掌
消防部	消防総務課 予防課 警防課 指令課 深谷消防課 花園消防課	・被災者の捜索及び救出に関すること ・災害情報の収集に関すること ・消防団の出動に関すること ・各種警報発令及び広報に関すること ・火災予防、警戒に関すること ・その他避難住民の誘導等に関すること ・県消防課などとの連絡調整に関すること

≪総合支所≫

部	担当	事務分掌
総　括　部 渉外情報部 調　達　部 環境防疫部 輸　送　部 救援避難部 救　護　部	市民生活課	・本庁の当該部に準ずる

(3) 災害対策本部の運営

災害対策本部の運営は、以下のとおり実施する。

① 災害対策本部会議

災害に関する情報を分析し、本部の基本方針を協議するため、本部長は随時本部員で構成する本部会議を開催する。本部長は議長を務める。

本部員に事故がある場合は、当該部の次席者が代理出席する。

□本部事務局

本部会議に、本部事務局を置く。本部事務局は、総括部と渉外情報部により構成され、本部と各部との相互連絡及び情報交換を行う。

□各部

市の各部は、非常体制における「災害対策本部の事務分掌」に従い業務を遂行する。

② 災害対策本部の職務

災害対策本部は、市全域的な被災状況に関する情報の収集を行い、状況を把握するとともに、以下の事項を協議、決定する。

□災害対策本部の協議、決定事項

○本部の設置及び廃止に関すること。
○重要な災害情報の収集及び伝達に関すること。
○避難指示等に関すること。
○「災害救助法」（昭和 22 年法律第 118 号）の適用に関すること。
○市町村の相互応援に関すること。
○県及び公共機関に対する応援要請に関すること。
○各部間の連絡及び調整に関すること。
○防災対策に要する経費の支弁に関すること。

１．６ 市の行政機能の確保状況の報告

【総括部】

震度６弱以上の地震を観測した場合は、所定の様式により速やかに、以下の事項について県（統括部）に報告する。

①トップマネジメントは機能しているか
②人的体制は充足しているか
③物的環境（庁舎施設等）は整っているか

※第１報は原則として発災後 12 時間以内、第２報以降は既に報告した内容に異動が生じた場合に速やかに報告する。県は市町村からの報告を取りまとめ、原則として発災後 12 時間以内（遅くとも 24 時間以内）に総務省（自治行政局市町村課）に報告する。県や国では、把握した情報を基に、市に対して応援職員の派遣などの必要な支援を行う。

第２　応急活動内容

地震災害時において市職員が実施すべき応急活動内容を次のように定める。

２．１ 職員の初動活動
２．２ 応急対策の流れ
２．３ 応急活動の留意点

２．１ 職員の初動活動

【各部共通】

(1) 地震直後の緊急措置

勤務時間内に地震が発生した場合（災害対策本部が設置される前）、地震直後の緊急措置として、職員は次の措置を行う。

○職員は、職場やその施設の被害状況を把握し、火災が発生した場合には、速やかに初期消火に努める。
○住民等来庁者の安全を確保し、火災発生、施設の破損により避難が必要と判断される場合には、安全な場所への避難誘導を行う。
○被害状況に応じて、施設の内部及び周辺において危険箇所の立入規制や薬物、危険物等に対して緊急に防護措置を講ずる。
○非常用自家発電施設や通信施設の被害状況を把握し、それぞれの機能を確保する。

(2) 職員の動員指令

市長は、災害が発生し又は災害が発生するおそれがある場合には、その発生した災害の規模、種類、発生時間等に応じて必要な防災体制をとるために職員に対して動員指令を発令するものとする。

(3) 勤務時間内の動員指令の伝達

① 伝達系統

動員指令が発令されたときは、あらかじめ定められた伝達系統等を経由して職員に配備内容を迅速かつ正確に伝達する。各部は、庁舎以外の施設で勤務している職員に対しても迅速に動員指令を伝達する。

② 動員人員

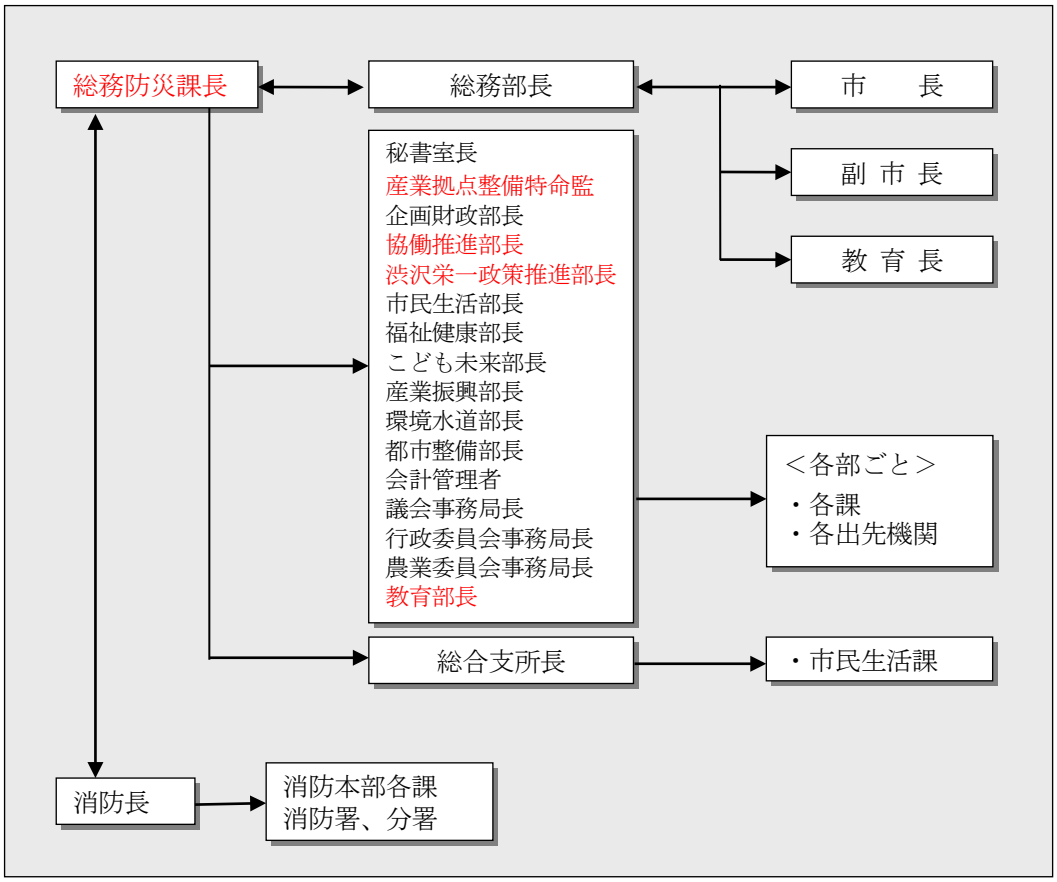
動員人員は、職員動員計画のとおりとする。

③ 職員の動員伝達の方法

職員への動員伝達の方法は、以下のとおりとする。

○庁内の放送設備及び電話による伝達
○口頭による伝達
○庁舎から離れて勤務をしている職員に対し、電話、無線、使送等による伝達

≪勤務時間内の動員伝達系統図≫



(4) 職員の服務

全ての職員は、動員指令が発令された場合、次の事項を遵守する。

○配備についていないときも、常に災害に関する情報、本部の指示に注意する。
○行事、会議、出張等を中止する。
○正規の勤務時間が終了しても、所属の長の指示があるまで退庁せずに待機する。
○勤務場所を離れる場合には、所属長と連絡をとり、常に所在を明らかにする。
○災害現場に出動する場合は、名札を着用する。
○自らの言動で市民に不安や誤解を与えないよう、発言には細心の注意を図る。

(5) 勤務時間外の動員

① 伝達系統

動員指令が発令されたときは、あらかじめ定められた非常時連絡網により職員に配備内容を迅速かつ正確に伝達する。

② 自主登庁

勤務時間外に地震が発生し、震度階級が４、５弱又は５強の場合、配備基準に従いあら

かじめ定められた防災要員は自主的に登庁する。震度階級６弱以上の場合は全職員が、動員発令を待つことなく自主的に登庁する。

③ 登庁が不可能な場合

市外在住者等交通等の断絶により登庁が不可能な者は、自宅待機とし、その後、災害状況の好転に伴い、登庁可能となった職員は、所定の参集場所に登庁する。

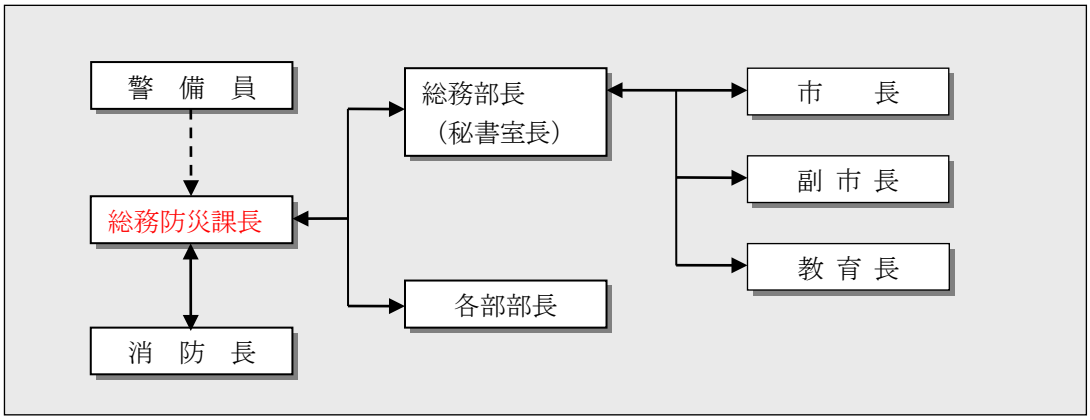
④ 登庁時の携行品等及び心得

職員は登庁時に次のものを携行及び着用する。

○身分証明書（名札）
○雨着・防寒着・軍手等
○作業がし易い服装
○自分用の食料・飲料水
○ラジオ・懐中電灯
○スマートフォン、カメラ等

また、登庁の途中においては、可能な限り被害状況その他必要と思われることに注意を払い、登庁後直ちにその状況を所属長に報告する。

≪休日及び勤務時間外の動員伝達系統図≫



注１）「警戒体制（災害警戒本部）」配備の場合は、防災要員への動員伝達を行う。
注２）「非常体制（災害対策本部）」配備の場合は、原則として全て自主登庁とする。

(6) 動員状況の報告

各部長及び地区活動拠点の長は、職員の動員状況を速やかに把握し、「総括部」に報告するものとする。「総括部」は動員状況を本部長へ報告する。

報告の時間は本部長が特に指示した場合を除き、１時間ごととする。

□報告事項

○部名、防災地区拠点名
○動員連絡済人員数
○動員連絡不能人員数及び同連絡不能地域
○登庁人員数
○その他（職員の被災状況）

２．２ 応急対策の流れ

【各部共通】

地震発生からの時間の経過に応じた応急活動の内容について、主要な応急活動項目ごとに以下に示す。

時間／項目	地震発生～24時間位まで	地震発生24時間位～３日目位まで	地震発生３日目位～１週間目位まで
被害情報の収集伝達	○参集職員による被害情報の収集伝達 ○消防部、消防団等からの被害情報の収集伝達 ○自主防災組織からの情報収集 ○防災関係機関からの被害情報の収集伝達	○建物等の被害情報の収集伝達 ○ライフライン被害情報の収集伝達 ○交通、公共施設等の被害情報の収集伝達 ○被災者への生活情報の収集伝達	○被災者の生活情報の収集伝達
市民への広報	○被害状況（特に火災発生）に関する情報 ○避難指示及び安全な避難所に関する情報 ○パニック防止を促す情報	○各種被害状況に関する情報 ○避難所に関する情報 ○救援救護に関する情報 ○行政の対応に関する情報	○ライフライン等の復旧状況に関する情報 ○避難所に関する情報 ○救援救護に関する情報 ○各種相談窓口開設に関する情報
避難対策	○避難所の開設、運営 ○避難人員及び避難状況の把握 ○特設公衆電話の設置	○避難所の運営 ○避難所への飲料水、食料、生活必需品などの供給 ○仮設トイレの設置及び衛生管理 ○特設公衆電話の増設	○避難人員、生活状況の実態把握
広域応援	○自衛隊の派遣要請と受入れ ○災害救助法の適用の要請 ○県、隣接市町等への応援要請	○広域応援の受入 ○救援物資の受入 ○ボランティアの受入	－
人命救助・医療活動	○生き埋め者等の救出活動 ○負傷者等の救急医療活動	○生き埋め者等の救出活動 ○負傷者等の救急医療活動 ○医療救護所の開設、運営 ○後方医療機関への搬送	○負傷者等の救急医療活動 ○メンタルケア
救援・救護活動	○飲料水、食料の確保及び供給 ○生活必需品の確保及び供給	○飲料水、食料の供給 ○生活必需品の供給	○水道復旧による生活用水の供給 ○救急物資の供給
交通規制・緊急輸送	○交通規制 ○緊急輸送路の確保	○交通規制 ○緊急輸送路の確保	○交通規制 ○緊急輸送路の確保
消火活動	○火災の初期消火 ○火災の延焼状況の予測 ○危険物等の火災防止対策	○火災の延焼防止 ○危険物等の火災防止対策	－
要配慮者への対応	○安否の確認、緊急介護 ○避難所でのケア	○安否の確認、緊急介護 ○避難所でのケア ○在宅要配慮者の施設への受入	－

時間／項目	地震発生～24時間位まで	地震発生24時間位～３日目位まで	地震発生３日目位～１週間目位まで
遺体捜索・埋火葬	―	○遺体の捜索、搬送 ○火葬場等の確保	○遺体の埋・火葬
ライフライン	○ライフラインの復旧	○ライフラインの復旧	○ライフラインの復旧
廃棄物対策	―	○仮設トイレの設置	○ごみ、し尿処理 ○災害廃棄物処理
生活再建	―	○被災建築物応急危険度判定の実施 ○被災宅地危険度判定の実施	○相談窓口の開設 ○り災証明書等発行の準備 ○応急仮設住宅建設の準備 ○被災建物応急修理の準備 ○学校再開の準備 ○建築物応急危険度判定の実施 ○宅地危険度判定の実施

２．３　応急活動の留意点

【本部事務局】

(1)　災害対策本部の弾力的運営

災害対策本部は、数多くの応急対策活動を同時並行的に行うことが要求されるにも係わらず、職員自身も被災者となり参集不能となりうる事態が予想される。

そのため、災害の状況によっては事務分掌にとらわれず、緊急性の高いものから優先的に要員を投入するなど、弾力的な要員の運用を図り、応急対策を迅速かつ効率的に実施する。

(2)　災害救助法の適用要請

本部長は、初動期の災害情報及びその後の被害調査から、市内の被害が災害救助法の適用基準に適合する場合は、速やかに知事に災害救助法の適用を要請し、応急対策に万全を期する。

(3)　災害対策要員の交代要員及び交代時期

大規模災害の場合は、災害対策が長期化することから、「本部事務局」は職員の健康管理に留意して災害対策要員の交代要員及び交代時期について基本方針を定める。これをもとに、各部長が事務分掌を考慮して決定する。

(4)　応援部隊等の受入れ

大規模災害の場合は、市の防災体制だけでは応急対策の全てには対応できないことも予想されるため、自衛隊、県、近隣市町、公共的団体等に応援を要請することとなる。また、市

内外から多くのボランティアが集まることも予想されるので、関係各部は、これらの応援部隊が円滑な活動ができるよう、受入体制を整える。

(5) 知事による応急措置の代行

知事は、災害が発生した場合において、当該災害により市長がその全部、又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、当該市の市長の実施すべき、次に掲げる応急措置の全部、又は一部を当該市長に代わって実施する。(災対法第 73 条、同法施行令第 30 条)

① 警戒区域を設定し、応急対策に従事する者以外に対して、立入りを制限し、禁止し、又は当該区域からの退去を命ずること。(災対法第 63 条第１項)
② 応急措置に必要な他人の土地、建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木、その他の物件を使用し、若しくは収用すること。(同法第 64 条第１項)
③ 応急措置に支障のある工作物等の除去。(同条第２項)
④ 市の区域内の住民又は応急対策を実施すべき現場にある者を応急措置の業務に従事させること。(同法第 65 条第１項)

(6) 感染症対策

災害現場では、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。

(7) その他の配慮

市、県及び国は、災害発生後に、避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・ＤＶの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図るものとする。

第３　応援要請、相互協力

市長は、地震の規模や災害の規模及び初動活動期に収集された情報に基づき、現有の人員、資機材、備蓄物資等では、災害応急対策又は災害復旧対策を実施することが困難であると判断したとき、関係する法律及び相互応援に関する協定等に基づき、県、他の地方公共団体及び防災関係機関等に対して職員の派遣、救援物資の調達等の応援を速やかに要請する。

応援要請、相互協力を行う組織、団体を以下に示す。

３．１　県への応援要請
３．２　隣接市町等への応援要請
３．３　防災関係機関への応援要請
３．４　派遣職員に関する資料の整備
３．５　広域避難
３．６　応援の受入れ
３．７　ボランティア団体等との相互協力
３．８　応援受入体制の確保
３．９　被災地支援

３．１　県への応援要請

【本部事務局】

市の能力では災害応急対策を円滑に実施することができない場合、市長は知事に対して応援又は応援のあっせんを求めることができる。

また、市長は、災対法に基づいて知事に応急措置等の実施を要請することができる。知事に対する応援又は応援のあっせん及び応急措置等の要請は、県（統括部）を経由して、次に掲げる事項について文書により処理する。

(1) 県に応急措置の実施又は応援を求める場合

○災害の状況
○応援を要請する理由、期間
○応援を希望する物資、資材、機械器具等の品名及び数量
○応援を必要とする場所
○応援を必要とする活動内容
○その他の必要事項

(2) 指定地方行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関に対する応援のあっせんを知事に求める場合

○災害の状況及び派遣を要請する理由
○派遣を希望する期間
○応援を希望する物資、資材、機械器具等の品名及び数量
○応援を希望する区域及び活動内容
○その他の必要事項

(3) 埼玉県・市町村人的相互応援制度に基づく応援要請

市が単独では災害対応業務を十分に実施できない場合、県に対し、県職員及び県内市町村職員による「彩の国災害派遣チーム」の派遣を要請することができる。

１次要請（県支部内支援）　想定：局地災害

被災市町村からの要請に基づき、被災市町村を所管する県災害対策本部支部（県受援支部）は県地域機関と管内市町村の職員を被災市町村に派遣する。

２次要請（全県支援）　想定：広域災害

１次要請だけでは対応できない場合は、県災害対策本部各部及び県受援支部以外の県災害対策本部支部（県応援支部）から応援職員を派遣する。

≪派遣対象業務≫

	期間	業務・職種	
対象	短期	災害対策本部運営、避難所運営、物資搬出入、住家被害認定、り災証明書交付、生活再建各種相談、ボランティア受付支援　等	
対象外	短期	国や関係団体によるルールのある職種	DMAT、DPAT、給水車・水道、下水道施設要員、保健師、管理栄養士、被災建築物応急危険度判定士、農地・農業用施設復旧、土木技術職員　等
	中長期		

注）派遣期間は原則８日間とし、初日と最終日の半日を交代の引継ぎに当てる。

なお、応援職員の派遣に当たっては、女性の視点からのニーズの把握や避難生活の課題改善のため、女性職員や男女共同参画担当部局の職員を積極的に派遣するよう努めるものとする。

また、市、県及び国は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。また、地方公共団体は、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。

(4) 県防災ヘリコプターの応援要請

市長等（含：消防の一部事務組合管理者及び消防を含む一部事務組合管理者）は、知事に対して、「埼玉県防災ヘリコプター応援協定」の定めるところにより応援要請を行うことができる。

３．２ 隣接市町等への応援要請

【本部事務局】

平常時から近隣市町との協力体制の確立に努めておくとともに、既に締結されている各種協定や法等の条項を活用し、応援要請が円滑に行われるよう手続の方法を明確にしておく。

□応援を求める場合の要領

応援を受けようとする被災市町は、応援市町に対して必要事項を明らかにし、電話等により要請を行う。

□知事の指示による応援協力

市長は、知事から関係市町村の実施する応急措置について、応急措置の実施について必要な指示又は応援すべきことの指示を受けた場合は、速やかに応援部隊を編成し派遣する。

３．３ 防災関係機関への応援要請

【本部事務局】

市は、災害の規模等必要に応じ、防災関係機関と連携し被害の軽減に努める。

(1) 防災関係機関の責務

防災関係機関及び防災上重要な施設の管理者等は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、法令・防災業務計画・県地域防災計画及び本計画の定めるところにより、その事務分掌に関わる災害応急対策を速やかに実施する。また、市の実施する災害応急対策が的確かつ円滑に行われるよう必要な措置を講ずる。

(2) 活動体制

① 組織等の整備

防災関係機関及び防災上重要な施設の管理者は、それぞれの責務を遂行するために必要な組織を整備するとともに、災害応急対策に従事する職員の配備及び服務基準を定めておく。

② 職員の派遣

本部長は、災害応急対策又は災害復旧対策のための必要があると認めるときは、指定地方行政機関の長に対して、その職員の派遣を要請する。

３．４ 派遣職員に関する資料の整備

【総括部】

市は、関係機関から職員の派遣要請を受けた場合において、直ちに派遣の措置が講じられるようあらかじめ関係資料を整備しておくものとする。

３．５ 広域避難

【本部事務局】

(1) 避難の要請

市は、災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、市の区域外への広域的な避難、避難所及び避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県内の市町村への受入れについては県内他市町村に直接協議し、他県の市町村への受入れについては県に対し他都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、知事に報告した上で、自ら他都道府県の市町村に協議することができる。

(2) 避難所の指定

市は、避難所及び避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

(3) 関係機関の連携

市、県及び国、指定行政機関、公共機関及び事業者は、避難者のニーズを十分把握するとともに、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ的確な情報を提供できるように努めるものとする。

３．６ 応援の受入れ

【本部事務局】

外部からの応援の受入れに当たっては、効果的な応援が行われるよう受援ニーズを的確に把握するとともに、応援団体が円滑に活動できるよう配慮する。

国や地方公共団体等及び防災関係機関による応援だけでは限界があるため、公共的機関やボランティア等とも連携する。

大規模災害時には様々な枠組みにより物的・人的応援が行われるため、市では、応援の受入れに関する庁内調整、受援に関するとりまとめ、調整会議の開催や応援職員への配慮など、受援に関する様々な対応が求められる。これらを円滑に行うため、災害対策本部の班ごとに置かれる業務担当窓口（受援）とは別に、受援に関するとりまとめ業務を専任する班（「受援班」）を設置するなど受援体制を整えるよう努める。

また、応援団体からのリエゾン（情報連絡員）や応援職員が円滑に活動できるよう県に準じた配慮を行う。

(1) 国からの応援受入れ

国は、大規模な災害に際しては、緊急に対応する輸送手段、専門性を有する医療などの活動資源を有し、又、その他必要な災害活動のあっせんを行う権限を有している。市及び県は、国の応援受入れに際しては、相互の連絡を密にし、災害時に協力体制が十分発揮できるよう体制の整備を図る。

〇受入体制の整備
- 情報伝達ルートの多重化及び情報交換のための連絡体制の明確化に努める。
- 応援部隊が被災地で活動するための活動拠点を選定する。

〇応援受入れの対応
- 受入窓口の設置
- 受け入れる支援の範囲又は区域
- 担当業務の伝達
- 受け入れる支援の内容の伝達

---

(2) 地方公共団体からの応援受入れ

他の地方公共団体の、専門的技術及び知識を有する職員や支援物資を受け入れるために、市及び県が連携し、体制を確立する。

〇受け入れる支援体制の種類
- 法律に基づく都道府県、市町村からの支援受入れ
- 全国市長会からの支援受入れ
- 協定等に基づく都道府県、市区町村、企業 からの支援受入れ

〇受け入れる支援活動の種類と機関
- 災害救助に関連する業務（例：消防、警察、自衛隊の輸送手段、交通路の提供、確保等）
- 保健医療の広域応援に関連する業務（例：医療班、航空機の提供等）
- 被災生活の支援等に関連する業務（例：物資の応援、応急危険度判定等）
- 災害復旧・復興に関連する業務（例：被災者の一時受入、職員の派遣〈事務の補助〉）

〇受入体制の整備

関係機関との相互協力により、受入窓口を設置し、他の地方公共団体の職員を円滑に受け入れる。
- 情報伝達ルートの多重化及び情報交換のための収集・連絡体制
- 他の地方公共団体と緊急輸送道路、備蓄状況などの情報の共有
- 他の地方公共団体と連携した防災訓練の実施

〇受入れへの対応
- 受入窓口の設置
- 支援を受け入れる範囲、区域及び制約条件
- 担当業務の伝達
- 受け入れる支援の内容の伝達
- 輸送手段及び輸送路の確保
- 応援隊宿舎の確保
- 支援物資集積拠点の開設及び配送計画

---

(3) 公共的団体からの応援受入れ

市及び県は、公共的団体の防災に関する組織の充実を図るための支援、指導を行い、相互の連絡を密にし、災害時に協力体制が十分発揮できるよう体制の整備を図る。

市は、その区域内又は所掌事務に関係する公共的団体に対して、応急対策等に対しその積極的協力が得られるよう協力体制を整えておく。

〇応援活動の例示

・異常現象、危険な場所等を発見したときに、関係機関に連絡すること。
・震災時における広報等に協力すること。
・出火の防止及び初期消火に協力すること。
・避難誘導及び避難所内での救助に協力すること。
・被災者の救助業務に協力すること。
・炊き出し及び救助物資の調達配分に協力すること。
・被害状況の調査に協力すること。

３．７　ボランティア団体等との相互協力

【救援避難部】

災害発生後にボランティア活動が円滑かつ効率的に実施できるよう、ボランティアセンターと密接な連携を図るとともに、ボランティアの受入れ及びボランティアの活動拠点の提供に努める。

(1) 実施体制

「救援避難部」は、(福)深谷市社会福祉協議会と連携して、ボランティアの受け付け及び被災地、避難所への派遣を実施する。

また、共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、(福)深谷市社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。

(2) 災害対策ボランティアセンターの設置

(福)深谷市社会福祉協議会において、各種ボランティアに対する受入窓口を設置し、参加申込みの受け付け及び登録を実施する。

① ボランティアの種別、及び受付窓口

種別	資格・機能		受付窓口
専門ボランティアＡ	特殊な資格、職能を有している者	○医師 ○看護師 ○被災建築物応急危険度判定士 ○被災宅地危険度判定士 ○砂防関連(砂防ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ)	(福)深谷市社会福祉協議会 (災害対策ボランティアセンター)
専門ボランティアＢ	資格、職能を有している者	○アマチュア無線技師 ○大型運転免許所有者 ○オペレーター ○外国語通訳 ○障害別の専門ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ(手話通訳他) ○建設作業員 ○ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱｺｰﾃﾞｨﾈｰﾄ業務 ○その他	
一般ボランティア (個人・団体を含む)	上記の資格、職能を有していない者		
福祉ボランティア	福祉ボランティアとして平常時より活動している個人・団体		

② 災害対策ボランティアセンターの設置場所

災害対策ボランティアセンターは、(福)深谷市社会福祉協議会に設置する。

③ 災害対策ボランティアセンターの役割

○ボランティアコーディネーターの確保
○ボランティアの登録、名簿作成
○ボランティアの証明書、名札の発行
○ボランティアの宿泊場の確保、あっせん
○ボランティアの派遣先、内容、人数・配置、派遣機関等の総合調整
○被災地、避難所におけるボランティア要望の把握等の情報収集
○県、(福)深谷市社会福祉協議会、民間ボランティア団体等の連絡調整
○県及び県災害ボランティア支援センターへのボランティア派遣等の支援の要請

※参考

東日本大震災においては、ある避難所では、避難所運営において、ボランティア依存する一方で、避難者にとって行政の顔が見えないということがあり、不安要素を与えたことがあった。また、責任者が不明確で対応に混乱が見られたケースもあったとのことである。

避難所運営においてボランティアに依存しすぎると、住民組織が育たず、ボランティア引き上げに伴い運営に支障が発生するおそれがある。また、避難者の気力が低下し、自立の芽が育たなくなることも懸念される。

したがって、必要な作業のうち、特にマンパワーの大きくかかる部分について、ボランティアの支援を期待するとともに、避難所運営がボランティア中心となる場合においても、少しずつ避難者の作業への参加を促し、避難者の自立を促すよう努めるものとする。

３．８ 応援受入体制の確保

【本部事務局】

(1) 受入施設の整備

市は他自治体等からの応援物資、資器材等を受入集積する拠点として防災拠点等を整備する。

(2) 長期にわたる場合の措置

応援受入れが長期にわたる場合、市は応援要員の宿泊のため、市有施設の提供、民間施設の借り上げ等の措置を講ずる。また、食料の調達、移動手段の確保、健康管理等にも配慮するものとする。

３．９ 被災地支援

【本部事務局】

協定を締結した市町村及びその他の被災市町村から応援を求められた場合、緊急性の高い応急措置について、正当な理由がない限り、応援を実施する。

応援に従事する者は、被災市町村の指揮の下に行動を行うとともに、活動に必要な食料・水・宿泊場所等はあらかじめ確保してから被災地に赴くものとする。

被災地支援の内容は以下のとおりである。

① 応援職員の派遣
② 食料・飲料水・生活必需品・その他必要な物資の提供
③ 被災者の受入れ（広域一時滞在）
④ 災害情報の提供
⑤ その他、被災地のニーズに沿った支援の提供

第４　自衛隊の災害派遣

市は、災害の規模が大きく、自力での災害応急対策活動が十分に行えず、被害拡大のおそれのある場合は、自衛隊法（昭和 29 年法律第 165 号）第 83 条の規定に基づき、直ちに自衛隊に災害派遣の要請を行う。

４．１　派遣要請
４．２　依頼要領
４．３　自衛隊の自主派遣
４．４　派遣部隊の撤収要請
４．５　経費の負担区分

４．１　派遣要請

【本部事務局】

本部長は知事に対して自衛隊の派遣要請を依頼する。

４．２　依頼要領

【本部事務局】

(1) 担当部署

自衛隊の派遣要請依頼に関する手続は「本部事務局」が行う。

(2) 依頼方法

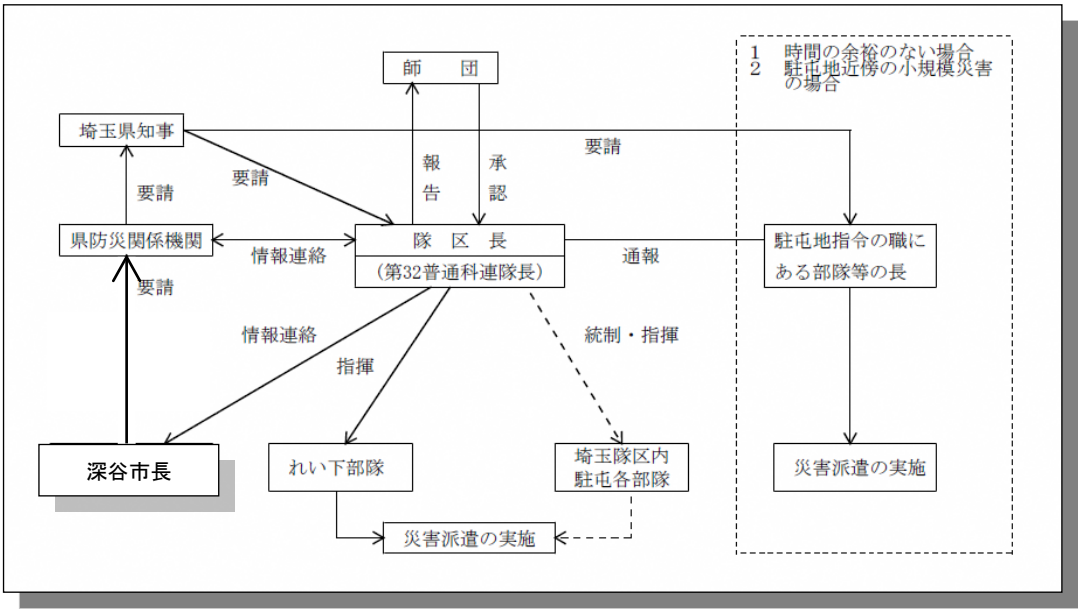
本部長が知事に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼しようとするときは、次の事項を明記した文書をもって行う。

ただし、緊急を要する場合は、電話等により行い、知事に要請を依頼する時間がないときは、直接最寄りの部隊に通報する。この場合は、事後、所定の手続を速やかに行う。

≪依頼要領≫

提 出 先	埼玉県 統括部
提出部数	３部
記載事項	・災害の状況及び派遣を要請する理由 ・派遣を必要とする期間 ・派遣を希望する人員、車両、船舶、航空機等の概要 ・派遣を希望する区域及び活動内容 ・その他参考となるべき事項
連 絡 先	・勤務時間内　災害対策課 電話　048-830-8170　　ＦＡＸ　048-830-8159 ・勤務時間外　危機管理防災部宿直 電話　048-830-8111　　ＦＡＸ　048-830-8119

≪陸上自衛隊災害派遣の要請及び通報連絡系統図≫



(3) 災害派遣要請の範囲

自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は、原則として人命及び財産の保護のため必要があり、かつ、その実態がやむを得ないと認めるもので、他に要員を確保する組織等がない場合とし、おおむね次のとおりとする。

≪自衛隊の災害派遣要請の範囲≫

項目	災害派遣要請の範囲
被災状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段による偵察
避難の救助	避難者の誘導、輸送等
避難者の捜索、救助	死者、行方不明者、傷病者等の捜索、救助、搬送 （ただし、緊急を要し、かつ他に適当な手段がない場合、他の救援作業等に優先して実施する）
水防活動	堤防護岸等の決壊に対する土のうの作成、積込み及び運搬
消防活動	消防活動利用可能な消防車、防火器具による消防機関への協力
道路又は水路等交通	施設の損壊又は障害物がある場合の啓開除去等

項目	災害派遣要請の範囲
路上の障害物の排除	（ただし、放置すれば人命財産の保護に影響があると考えられる場合）
診察、防疫、病虫害防除等の支援	大規模な感染症等の発生に伴う応急防疫等 （薬剤等は市準備）
通信支援	自衛隊の通信連絡に支障のない限度において支援
人員及び物資の緊急輸送	緊急を要し他に適当な手段がない場合、救急患者、医師、その他救難活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送 （航空機による輸送は特に緊急を要する場合に限る）
炊飯・給水支援	緊急を要し他に適当な手段がない場合
救援物資の無償貸付又は譲与	「防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する総理府令」（昭和 33 年１月総理府令１号）による。 （ただし、災害救助法又は水難救護法による救助を受けるものに対しては、これらの法律により受ける物品と同一の物品を譲与することはできない）
交通規制の支援	自衛隊車両の通行が輻輳する地点にある自衛隊車両を対象とする。
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去
予防派遣	風水害等を未然に防止するため緊急を要し、かつ他に適当な手段がない場合

(4) 派遣部隊等の受入

本部長は、自衛隊の派遣が決定したときは、速やかに自衛隊受入れの体制を整える。

市の自衛隊の受入場所は、市浄化センターとする。

４．３　自衛隊の自主派遣

【自衛隊】

自衛隊の災害派遣は、知事から要請することを原則とするが、要請による災害派遣を補完する措置として、次のような場合は、要請を待たないで部隊を派遣することがある。

この場合には、自衛隊の連絡員等により速やかに知事及び市災害対策本部へ部隊派遣に関する情報を伝達する。

○大規模な災害が発生した場合の情報収集のための部隊等の派遣
○通信の途絶等により県との連絡が不可能な場合、人命の救助のための部隊の派遣
○災害に際し、特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められる場合の部隊の派遣

４．４　派遣部隊の撤収要請

【本部事務局】

本部長は、応急・復旧対策の進行状況により、派遣部隊の撤収要請を依頼するときは、派遣部隊の長と協議のうえ、知事あてに依頼する。

４．５ 経費の負担区分

【本部事務局】

自衛隊の救助活動に要した経費は、原則として派遣を受けた市が負担するものとし、その内容はおおむね次のとおりとする。

○派遣部隊が救助活動を実施するために必要な資機材（自衛隊装備に係るものを除く）等の購入費、借上料及び修繕費
○派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
○派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話料金等
○派遣部隊の救助活動の実施の際生じた（自衛隊装備に係るものを除く）損害の補償

その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義ある場合は、自衛隊と市で協議する。

第５　災害救助法の適用

災害による被害の程度が一定の基準を越える場合は、災害救助法の適用を県知事に申請し、法に基づく救助の実施の決定を求める。

知事は、市域の被害が「災害救助法の適用基準」に該当する場合、同法を適用し、応急的に必要な救助を実施し、被災者の保護と社会秩序の保全を図る。

５．１　災害救助法の概要
５．２　災害救助法の適用及び実施
５．３　災害救助法が適用されない場合の措置

５．１　災害救助法の概要

【関係各部】

災害救助法は、災害により市町村単位で適用基準以上の被害が生じた場合、国の責任において、地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、災害に際しての応急救助を実施し、被災者の保護と社会秩序の保全を図ることを目的としている。

(1) 救助の実施機関

救助の実施については、都道府県知事に全面的に委任されており、知事は国の機関として救助の実施に当たることと定められている。

(2) 救助の種類

災害救助法に定める救助の種類は、以下に示すとおりである。

なお、災害救助法による救助は、災害直後の混乱状態下におけるり災者の保護、及び社会秩序の保全のための応急的救助であるため、救助対象者は経済上の生活困窮者であることを要件としていない。一方、その救助は混乱状態の平静化に伴い短期間に終了すべき性質のものである。

○収容施設（応急仮設住宅を含む）の供与
○炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
○被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
○医療及び助産
○被災者の救出
○被災住宅の応急修理
○学用品の給与
○埋葬
○遺体の捜索及び処理
○災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障をおよぼしている物の除去

(3) 救助の実施者

知事は、救助を迅速に実施するため必要があると認めるときは、救助の実施に関するその職権の一部を市長に委任することができる（災害救助法第 30 条）。

また、埼玉県災害救助法施行細則第 16 条により、次の救助に関する職権を、市長にあらかじめ委任している。なお、応急仮設住宅、医療・助産についても市長に委任することができる。

救助の種類と実施者は、以下のとおりである。

≪救助の種類と実施者≫

救助の種類	実施期間	実施者	本計画の該当箇所
避難所の設置及び収容	7 日以内	市	第３部第４節第２
炊き出し及び食品の給与	7 日以内	市	第３部第４節第７
飲料水の供給	7 日以内	市	第３部第４節第６
被服・寝具及び 生活必需品の給貸与	10 日以内	市	第３部第４節第７
医療及び助産	14 日以内 (但し､助産は分娩した日から 7 日以内)	医療救護班派遣： 知事及び日赤県支部 (委任したときは市)	第３部第４節第４
学用品の給与	教科書：１か月以内 文房具：15 日以内	市	第３部第９節第１
災害にかかった者の救出	3 日以内	市	第３部第３節第４､５
埋葬	10 日以内	市	第３部第４節第９
応急仮設住宅の供与	着工 20 日以内	対象者、敷地の選定：市長 建設：県（委任したときは市）	第３部第４節第８
住宅応急修理	完成１か月以内	市	第３部第４節第８
遺体の捜索	10 日以内	市	第３部第４節第９
遺体の処理	10 日以内	市	第３部第４節第９
障害物の除去	10 日以内	市	第３部第６節第２ 第３部第７節第１

注）期間については、全て災害発生の日から起算する。

(4) 費用

救助にかかる費用は、救助の実施に関する職権を委任されているものについて、市長はその費用を一時繰替支弁し、繰替支弁金の交付を知事に申請する。

□被災者台帳の作成

○本部長は、法による救助を必要と認める災害により、り災した者があるときは、その被害状況を調査のうえ「被災者台帳」を作成し、これに登録する。
○本部長は、り災者に対し、必要があると認めたときは、「被災者台帳」に基づき「り災証明書」を発行する。

５．２ 災害救助法の適用及び実施

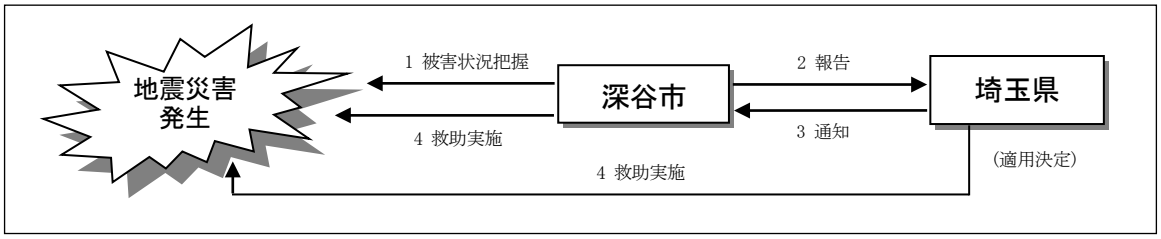
【本部事務局、救援避難部】

本法による救助は、市域を単位に、原則として同一原因の災害による市の被害が一定の程度に達した場合で、かつ、被災者が現に救助を要する状態にあるときに実施されるものである。

(1) 適用・実施の流れ

① 原則

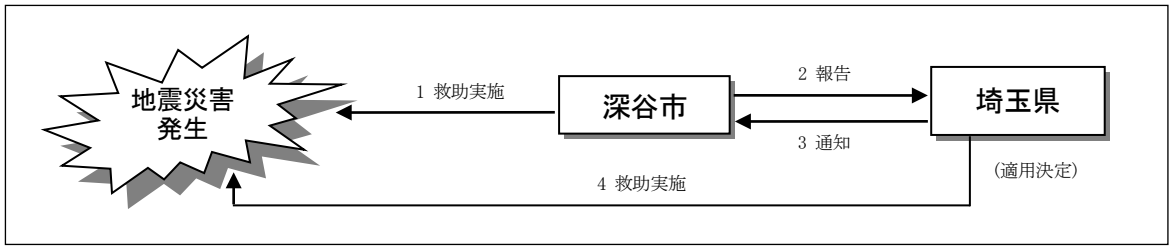
市長は、被害状況の調査、把握に努め、知事に報告する。知事は、市長からの報告に基づき、被害の程度が災害救助法の適用基準に達した場合、災害救助法の適用を決定する。



② 災害事態が急迫している場合

ア 災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、救助に着手することができる。

イ この場合は、直ちにその状況を知事に報告し、その後の措置について知事から指揮を受けなければならない。



(2) 適用基準

災害救助法による救助は、市の区域にかかる被害が次の各号の基準に該当するとき適用される。

①市の区域内の住家のうち滅失した世帯の数が 100 世帯以上であるとき。
②県の区域内の住家のうち滅失した世帯の数が 2,500 世帯以上であって、市の区域内の住家のうち滅失した世帯の数が 50 世帯以上であるとき。
③県の区域内の住家のうち滅失した世帯の数が 12,000 世帯以上であって、市の区域内の被害世帯数が多数であるとき。
④災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したこと。
⑤多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたこと。

(3) 被災世帯の算定

住家の「全壊（全焼、流失)」した世帯数を基準とする。

ただし、半壊については２世帯をもって１世帯と見なし、床上浸水又は土砂の堆積等によって一時的に居住出来なくなった世帯については３世帯をもって１世帯とみなす。

(4) 滅失住家の判定基準

住家が滅失した世帯数の算定に当たっては、次の被災世帯の算定基準による。

≪判定基準≫

住家の滅失	ｱ)住家の損壊、消失若しくは流失した部分の面積が、その住家の床面積の70%以上に達したもの。
	ｲ)住家の主要構造物の被害額がその住家の時価の 50%以上に達した程度のもの。
住家の 半壊・半焼	ｱ)住家の損壊又は焼失した部分の面積が、その住家の延床面積の 20%以上70%未満のもの。
	ｲ)住家の主要構造物の被害額がその住家の時価の 20%以上 50%未満のもの。
住家の床上浸水、 土砂の堆積	ｱ)浸水がその住家の床上に達した程度のもの。
	ｲ)土砂・竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの。

≪世帯及び住家の単位≫

世帯	生計を一にしている実際の生活単位をいう。
住家	現実に使用している建物をいう。 ただし、耐火構造のアパート等で、住居の用に供している部屋が、遮断・独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等については、それぞれをもって１住家として取り扱う。

(5) 県への報告

市長は、委任された職権を行使したときは、速やかにその内容を詳細に知事に報告しなければならない。

(6) 追加委任された場合の対応

知事が被害の程度や救助を迅速に実施するため、又はその他必要と認め、市に新たに救助を委任したときは、委任基準や委任事項、役割分担について、知事と調整を進め、相互の業務を明確にした上で実施する。

５．３ 災害救助法が適用されない場合の措置

【関係各部】

災害救助法の適用基準に満たない災害の場合は、同法に準じて市長が救助を実施する。

第６　自主防災組織の活動体制

自主防災組織は、市及び防災関係機関と緊密な連携を図り、避難誘導、救出・救護等の応急活動を実施する。

事業所は、防災コミュニティの一員として自主防災組織と協力し、地域における応急対策活動を展開する。

６．１　自主防災組織の活動

６．１　自主防災組織の活動

自主防災組織は、防災コミュニティの核となり、地域における防災活動で大きな役割を担う。そのため、自主防災組織は自らの災害対策本部を設置し、市災害対策本部と連携を図り、地域の安全確保、的確な応急活動に努める。

(1) 自主防災組織の動員

自主防災組織の会長は、災害が発生し又は発生のおそれがある場合、被害の規模等を考慮した上で、防災発令連絡網に従った連絡を実施する。

また、昼間だけでなく夜間においても必要最小限の人員の確保に努める。

(2) 災害対策本部の設置・運営

災害が発生し、かつ相当規模の災害が予想される場合、自主防災組織の会長は、被害状況の把握、設置場所の安全性の確認を行い、災害対策本部の設置を基本とする。

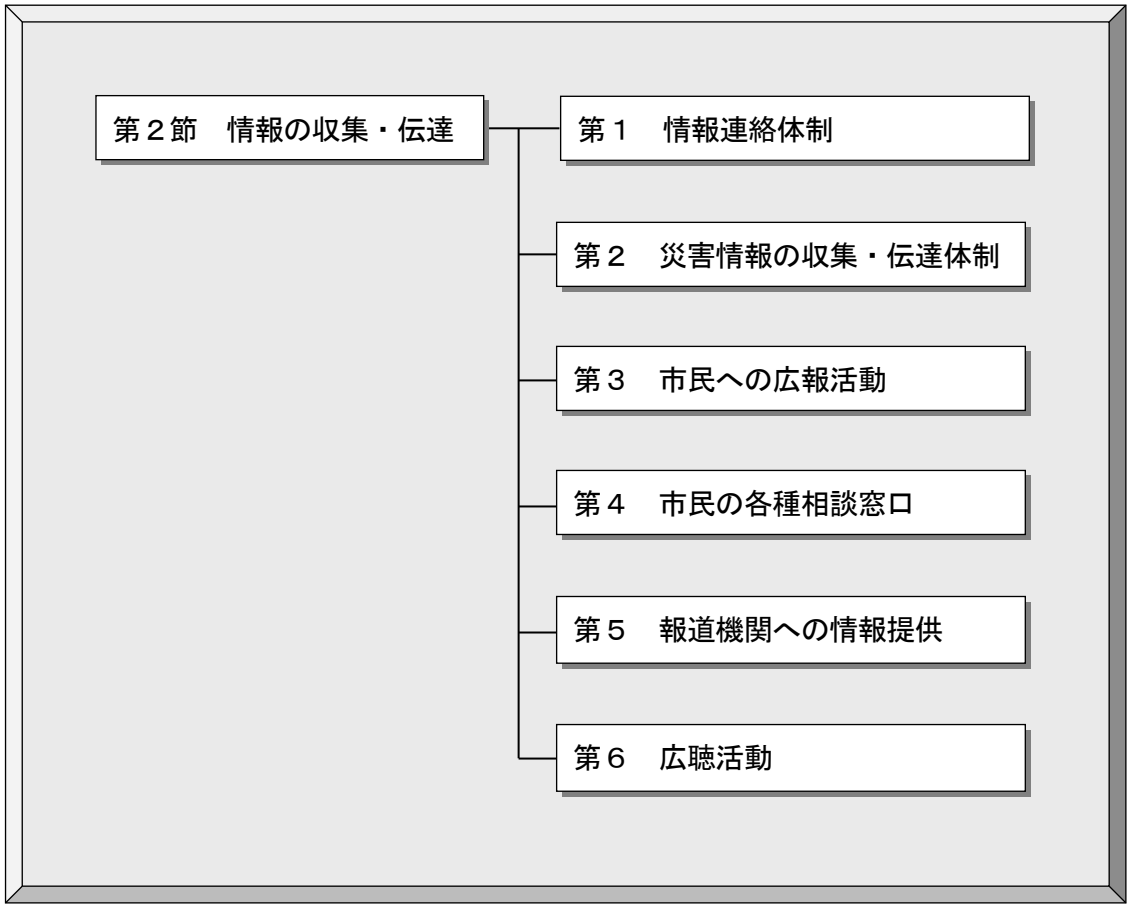
災害対策本部の実施責任者は、対策本部長（会長）とし、不在の場合は、副本部長（副会長、防災部長）等とする。また、災害対策本部を設置した場合は、市災害対策本部に報告する。

□自主防災組織災害対策本部の設置基準

○地域で相当規模の被害が予想される場合
○相当規模の災害が発生し、市の災害対策本部が設置された場合

第２節　情報の収集・伝達

市域において、大規模地震が発生した場合、災害応急対策を行うための情報の収集・伝達及び災害情報を市民へ迅速かつ的確に伝達するための広報、市民の相談を受け付ける窓口の設置、報道機関への情報提供等に関する計画を以下に定める。



第１　情報連絡体制

災害情報の収集・伝達について、これを迅速かつ的確に実施するための連絡系統及び連絡手段を以下に定める。

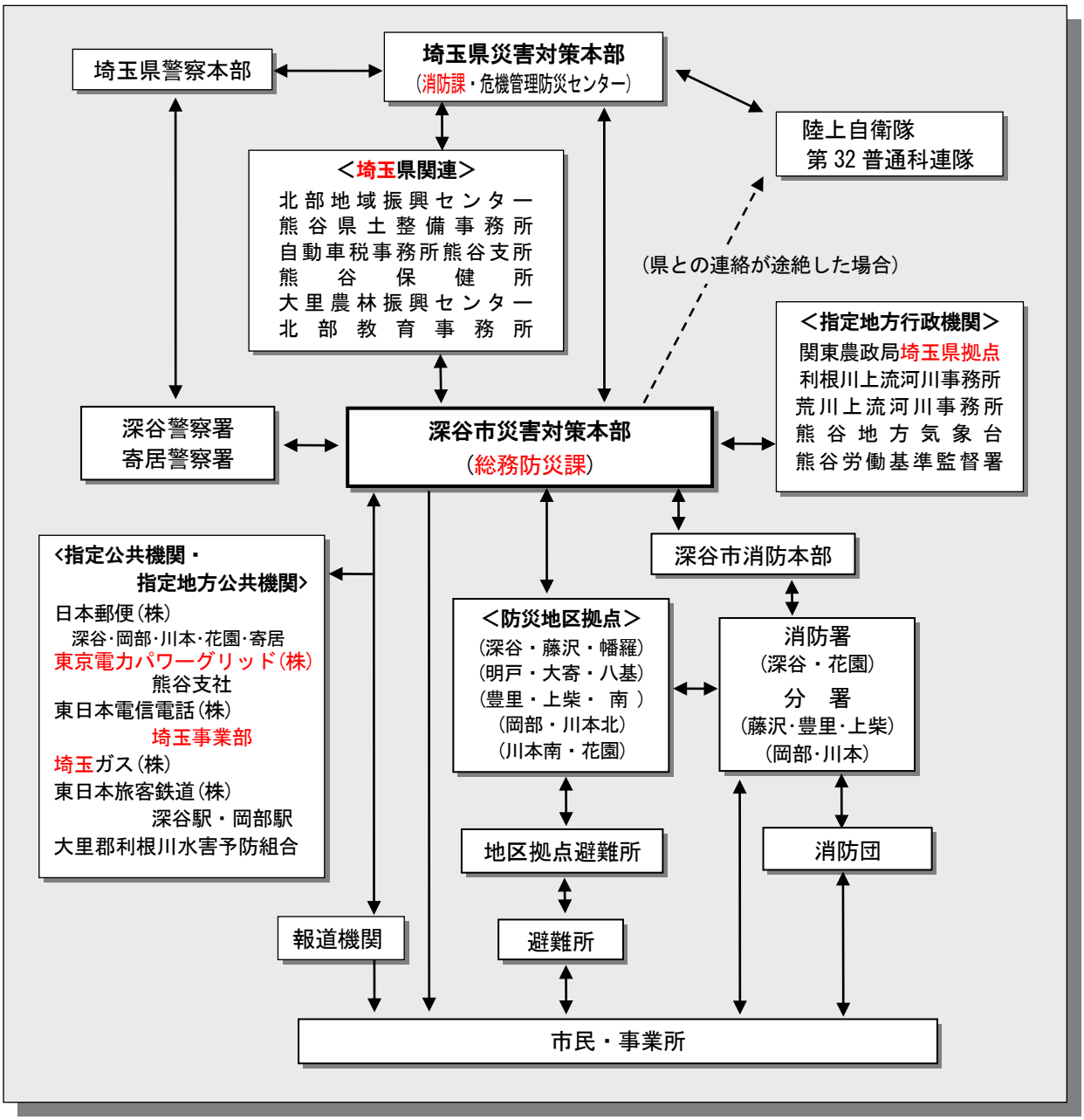
１．１ 情報連絡系統
１．２ 通信手段の確保

１．１ 情報連絡系統

【各部共通】

災害時における市災害対策本部を中心とした情報連絡系統は次のとおりである。

≪深谷市に係る情報連絡網≫



１．２ 通信手段の確保

【本部事務局】

災害時における各種情報の確実な伝達を図るため、各種通信手段の運用と通信施設の復旧対策について定める。

(1) 災害通信の運用方針

現在における主要な通信施設である有線電話の途絶でも対応できるよう、災害時の通信は、無線通信等の各種通信手段を使用して迅速かつ確実に実施するものとし、それぞれの通信手段の特性を活かして有効的かつ総合的に実施する。

(2) 市本部と市の各機関との通信手段

市の各機関との通信手段は、防災行政無線及び消防無線を活用する。

なお、消防無線は、消防活動の程度により可能な場合使用する。

各機関及び地区避難所との通信手段は有線を主体とするが、有線が途絶した場合は、移動系防災行政無線の設置、あるいは道路事情を考慮し、公用車、バイク、自転車、徒歩の方法を選択し迅速に情報を連絡する。

(3) 県との通信手段

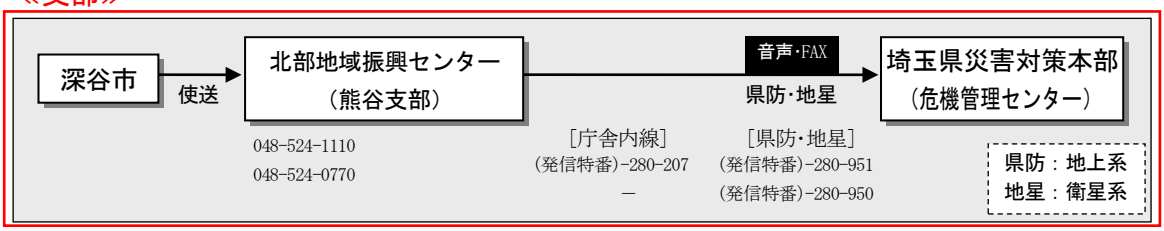
地域衛星通信ネットワーク、県防災行政無線を利用し交信を行う。

これらのルートが使用できない場合には、以下に示す他団体・他機関の通信回線を利用する非常通信（地方通信）ルートを活用する。

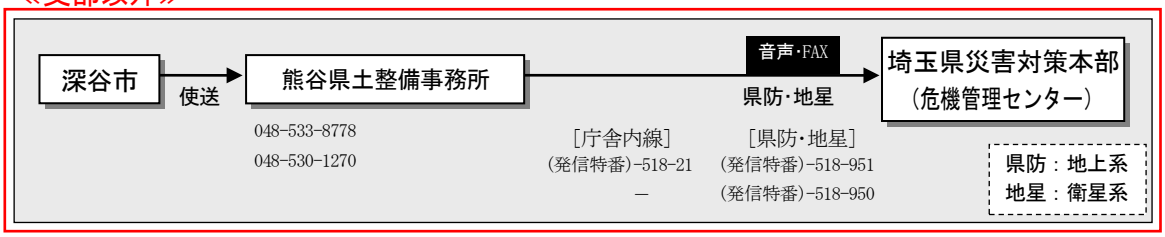
① 非常通信ルート（第１経路）

最寄りの県防災行政無線が使用できる機関を利用するルート

≪支部≫



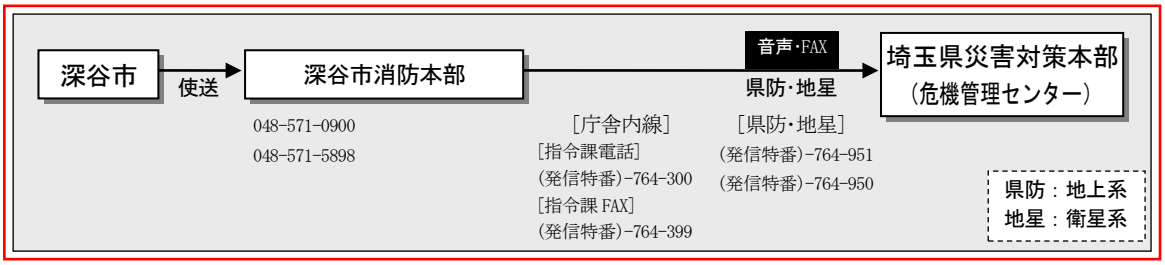
≪支部以外≫

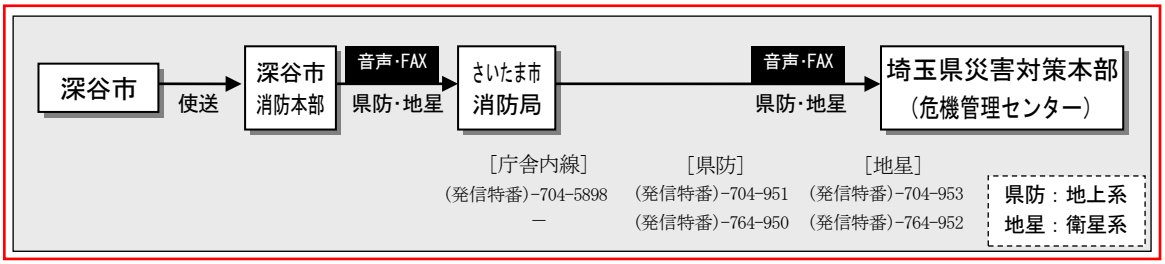


② 非常通信ルート（第２経路）

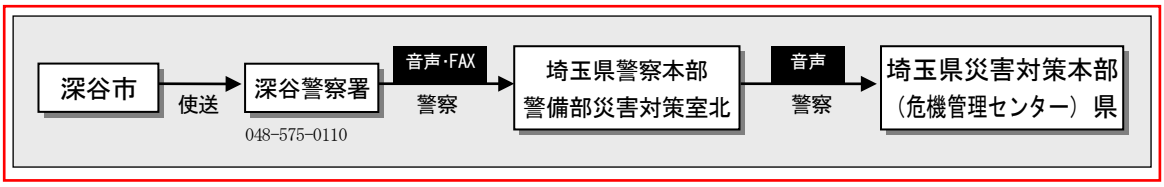
最寄りの他団体・他機関（消防･警察･電力機関等）を利用するルート（複数路作成する）

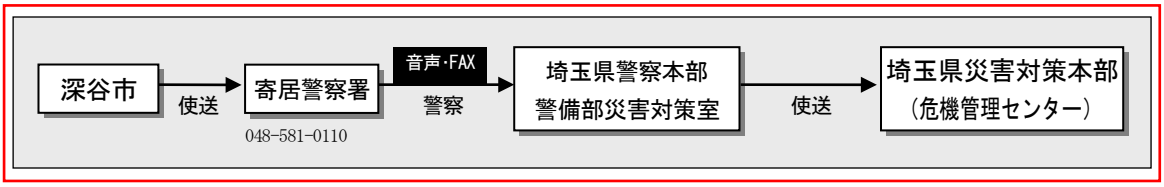
≪消防機関ルート≫



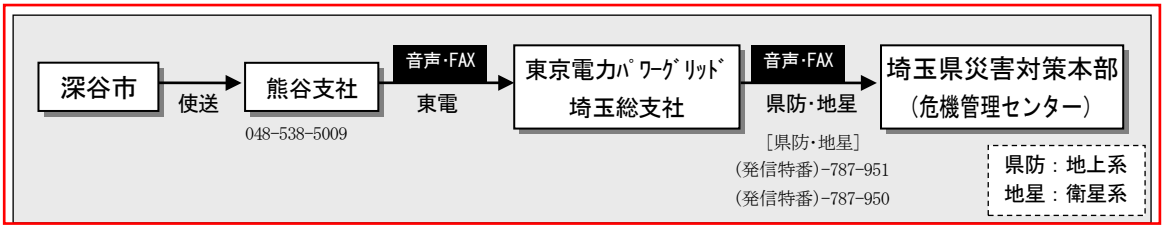


≪警察機関ルート≫





≪東京電力ルート≫



(4) 防災関係機関との通信手段

市と防災関係機関との通信手段は、有線電話、防災行政無線、災害応急復旧用無線電話、消防無線、ＦＡＸ、衛星携帯電話等を使用して通信連絡を実施する。

(5) 他団体への協力要請通信手段

有線電話の途絶した場合は、アマチュア無線局の協力を得るものとする。このため市にもアマチュア無線局を設置して災害情報の収集に努める。

(6) 非常通話及び非常電報の利用

災害の予防及び救護、交通、通信、若しくは電力の供給の確保、又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする市外通話又は電報については、他の市外通話に先立って接続し、電送及び配達することになっているので、これを活用する。

○水防機関相互間
○消防機関相互間
○災害救助機関相互間
○災害の予防又は救援に直接関係ある機関

(7) 緊急通話及び緊急電報

公共の利益のため、緊急を要する事項を内容とする市外通話又は電報については、他の市外通話又は電報に先だって接続し、又は伝送及び配達をすることになっているので、これを活用する。

○災害の予防又は救援に直接関係ある機関

(8) 災害情報通信のための通信施設の優先使用

災害に関する通知、要請、伝達又は警告について、緊急時において特別の必要があると認めたとき、又は災害が発生しその応急措置に必要な通信のため緊急かつ特別の必要があると認めたとき、通信施設を優先して使用することができる。

○警　　察	○鉄道事業者	○自衛隊
○消防機関	○鉱業事業者	○航空保安機関
○水防機関	○電気事業者	○気象業務機関

□優先する場合の注意事項

○緊急の場合に混乱が生じないようにあらかじめ当該設備の管理者と協議して連絡方法、連絡担当責任者、優先順位等の手続を定める。
○市が警察の専用電話又は無線施設を使用するときは、あらかじめ県警察本部長と協定する。

(9) 非常通信の利用

災害が発生し又は発生するおそれがあるときは、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保等のために有線通信を利用することができないとき又は著しく困難であるときは、電波法第 52 条に基づいて「非常通信」を利用する。

※参考

非常通信とは、電波法上、「地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通信を利用することができないか又はこれを利用することが著しく困難であるときに人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために行われる無線通信」（電波法第 52 条第４号）と規定されている。

また、「非常の場合の無線通信」については、同法第 74 条第１項において、「地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために必要な通信を無線局に行わせることができる」と規定されている。

(10) 通信施設の復旧対策

災害発生時、通信施設の所有者又は管理者は、速やかに施設を点検し、被害を受けた部分については復旧対策を実施し通信を確保する。

第２　災害情報の収集・伝達体制

市は、地震災害時には、各関係機関と緊密な連携を図り情報の交換を行い、管内又は所管業務に関する被害状況及び応急復旧状況等の災害情報を迅速かつ的確に把握する。

また、市域内に災害が発生したときは、速やかにその被害状況を取りまとめ、災害オペレーション支援システム(使用できない場合はＦＡＸ等)で県に報告するとともに、併せて災害応急対策に関する既に措置した事項及び今後の措置に関する事項について報告する。被害状況等の報告は、当該災害に関する応急対策が完了するまで続ける。

２．１　実施体制
２．２　初動期の情報収集体制
２．３　防災関係機関との情報収集体制
２．４　地震情報
２．５　火災情報
２．６　人的被害情報
２．７　一般建築物被害情報
２．８　公共土木・建築施設被害情報
２．９　ライフライン被害情報
２.10　交通施設被害情報
２.11　その他の被害情報
２.12　被害調査の報告

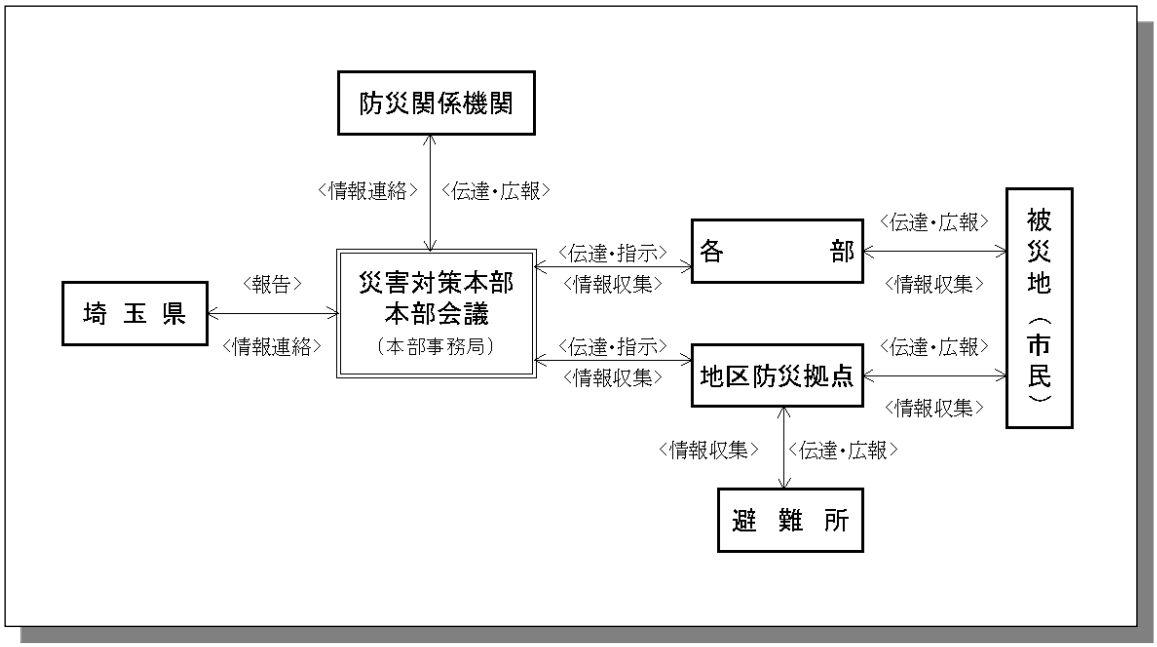
２．１ 実施体制

【各部共通、本部事務局】

各部において把握される被害状況及び応急復旧に関する情報は、次の実施体制により収集、整理及び伝達する。

○各部は、担当業務に関わる被害状況及び応急・復旧対策状況に関する情報を収集し、速やかに「本部事務局」へ報告する。
○「本部事務局」は、県、防災関係機関、市民及び各部から収集した災害情報を整理し、災害対策本部会議へ報告する。
○災害対策本部会議は災害情報を分析・判断し、「本部事務局」を通じて県、防災関係機関及び各部に伝達、指示する。
○「本部事務局」は、災害情報を県、防災関係機関及び市民に伝達・広報する。

≪災害情報の収集・伝達体制≫



(1) 災害情報の収集

○市は、災害情報の収集に当たっては、所轄警察署と緊密に連携するものとする。
○被害の程度の調査に当たっては、市の内部の連絡を密にし、調査漏れ及び重複のないよう留意し、相違ある被害状況については、報告前において調整しなければならない。
○被害世帯人員等については、現地調査のみでなく、住民登録とも照合し、その正誤を確認するようにしなければならない。
○全壊、半壊、死者及び重傷者等が発生した場合は、その住所、氏名、性別、年齢等を速やかに調査するものとする。
○特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市は、住民登録の有無にかかわらず、市域内で行方不明となった者について、所轄警察署等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努めるものとする。行方不明者として把握した者が他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）に連絡するものとする。

≪災害情報の収集≫

情報項目	被害対象	担当部
人的被害	死者、行方不明者、負傷者	総括部、消防部
一般建築物被害	全壊(全焼)、半壊(半焼) 一部損壊、床上・床下浸水	施設部、総合支所、 消防部
公共土木･建築施設等の被害･復旧	道路、河川、水路、橋梁等 市営住宅、公園施設等	施設部、総合支所
ライフライン施設の被害・復旧	上・下水道、ガス、電気、電話	上下水道部、施設部、 総合支所、総括部
社会福祉施設の被害・復旧	社会福祉施設、心身障害者福祉施設、老人福祉施設、児童福祉施設、 学童保育室	救援避難部、救護部、 総合支所
環境衛生施設の被害・復旧	ごみ施設、し尿施設	環境防疫部、総合支所
医療施設の被害・復旧	民間医療機関	救護部、総合支所
商工業・農業の被害・復旧	商工業施設等、農産物等	産業部、総合支所
火災等の被害・復旧	消防庁舎 火災及び危険物等による被害	消防部
学校施設の被害・復旧	市立学校、給食施設 市立学校以外の施設	教育部
社会教育施設の被害・復旧	公民館、文化財、図書館、体育館等	教育部、総括部
公共交通施設の被害・復旧	鉄道、バス等	総括部
その他（行政財産・施設）	市庁舎、総合支所庁舎等	渉外情報部、調査部、 総合支所

２．２ 初動期の情報収集体制

【各部共通、総括部】

災害発生直後の初動期の災害情報は、早期の災害応急対策の実施、自衛隊の災害派遣要請、及び相互応援要請等を判断するための情報として、特に重要である。

そのため、以下に示す方法により被害情報等を迅速かつ的確に収集する。

(1) 情報収集

原則として震度５弱以上の地震が発生したとき、又は発生したと思われるときには、「総括部」は、他部の協力を得て避難所及び情報収集手段の途絶えた地域の情報を収集する。

なお、情報収集の出動に当たっては、障害物等による途絶も想定されることから、オートバイ、自転車を利用することも考慮する。

(2) 防災拠点からの情報収集

市内の各防災拠点から、防災行政無線等により初動期災害情報を収集する。

(3) 消防団からの情報収集

消防団の編成に準拠して分団の管轄区域ごとに当該消防分団長が担当者となり、災害情報の収集活動を行い「消防部」がとりまとめ「総括部」に報告する。

(4) 自治会からの情報収集

「総括部」は、市内の自治会、自主防災組織等から市内各地域における災害情報を収集する。

(5) その他の情報収集

災害発生時の被害状況を早期に把握するため、アマチュア無線、タクシー無線及びその他の無線局設置者に協力を求めて災害情報を収集する。

また、市民の間の通信手段として広くインターネットが普及しており、この通信手段を活用して被災地の情報を収集する。

２．３ 防災関係機関との情報収集体制

【総括部】

大規模災害が発生した際には、関係機関との情報共有体制の強化及び支援協力体制の強化のため、関係機関に対し、リエゾン（情報連絡員）派遣の要請を行う。

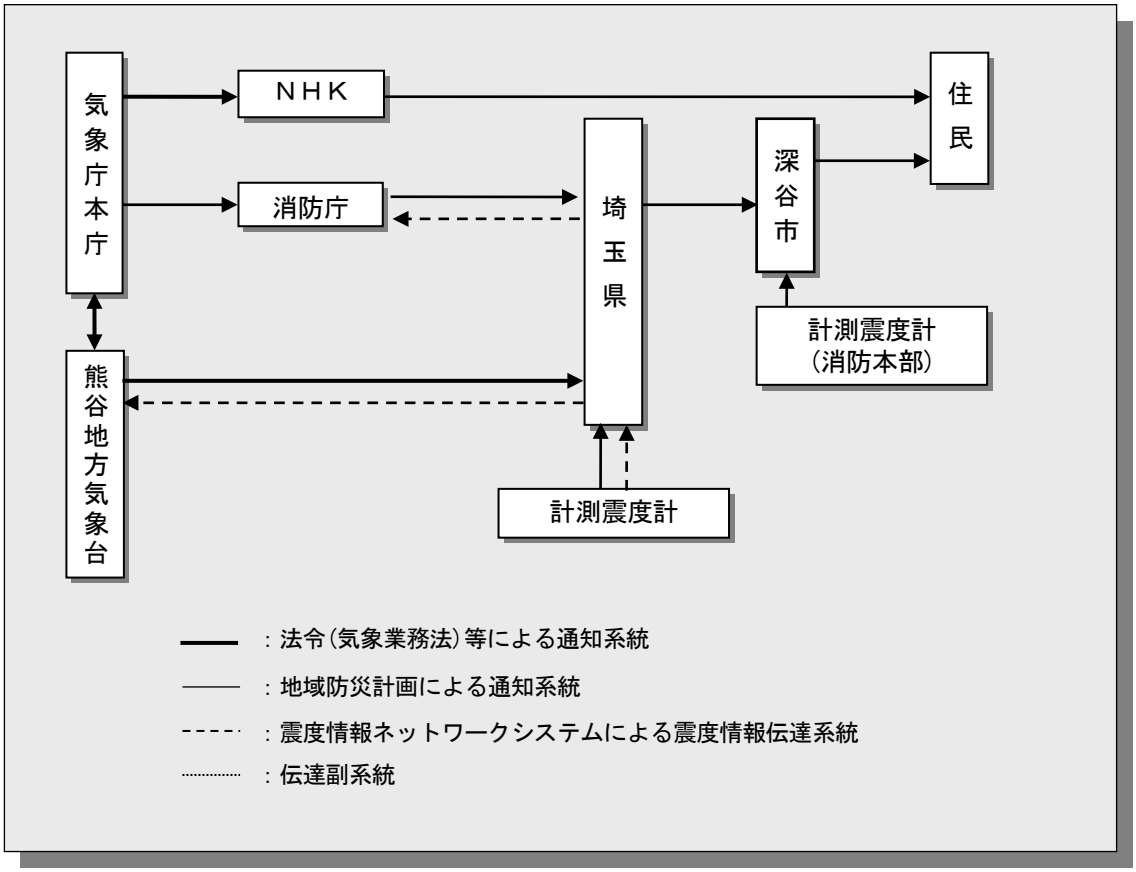
２．４ 地震情報

【総括部】

「総括部」は、市が消防本部に設置した震度計の確認及び県防災行政無線による地震情報等から、地震の規模と範囲の概況を把握する。

市が収集する地震情報の主たる流れは、「**地震情報の収集伝達体制**」のとおりである。

≪地震情報の収集伝達体制≫



注）市の計測震度計は、県設置の計測震度計が本庁舎に１か所、総合支所庁舎ごとに計３か所、市設置の計測震度計が消防本部庁舎に１か所、設置されている。

(1) 緊急地震速報の伝達

気象庁は、緊急地震速報を発表し、日本放送協会（ＮＨＫ）に伝達する。また、緊急地震速報は、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む）、全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）経由による市区町村の防災行政無線等を通して住民に伝達する。

市は、住民への緊急地震速報等の伝達に当たっては、防災行政無線を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努めるものとする。

２．５ 火災情報

【消防部】

地震火災の特徴である同時多発火災が発生し、又は発生するおそれがある場合、その警戒、鎮圧、被害の拡大防止に努めるため、火災の出火及び延焼拡大の危険性に関する情報収集を行う。

(1) 初動期の火災情報の収集・伝達

災害時の火災防止では、初動期の消火活動が被害拡大防止に重要である。ここでは、災害発生直後の火災発生情報の収集と収集内容について示す。

□消防本部等の情報収集

○災害発生直後、直ちに署所からの伝達情報、パトロールによる状況把握、参集者の途上の情報、１１９番受信時の情報、駆け込み情報、加入電話での災害通報等により積極的な情報把握に努める。
○情報収集班による初動期災害情報の伝達を受ける。
○県に防災ヘリコプターの派遣要請を行い、空からの情報収集に努める。
○防災関係機関からの情報収集を行う。

□火災情報の分析と伝達

○指令課に近い場所に警防本部を設け、情報の分析、活動方針の決定と指揮、防災関係機関との連絡調整及び市民に対する広報等を行う。
○収集した情報は、初動期の情報として災害対策本部へ伝達し、また他消防機関及び自衛隊等への応援要請のための判断情報の一部とする。
○他消防機関からの応援消防隊、自衛隊、防災関係機関や警察等の応援部隊への災害情報の伝達及び密接な連携のもとに消防活動を行う。

□火災等の国及び県への報告

火災が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防機関への通報が殺到する災害の場合、その状況を直ちに電話等により県及び消防庁に報告する。

□火災情報の内容

火災の発生、救急救助事案の発生、危険物等の流出事故等により消防隊の出動が必要とされる事案について、次のような災害情報を収集する。

・事故発生場所
・被害発生の対象物名
・被害の規模
・被害の拡大危険性と増強隊の必要性
・死傷者の有無と性別、年齢別人数

□部隊の運用に関する情報

○消防部隊の編成及び非常招集状況
○道路被害や交通停滞状況
○死傷者の収容に必要な情報（病院、遺体安置所）
○消防水利に必要な水道等の情報

□生活の安全確保に関する情報

○避難指示に伴う避難先、人数、医師等の派遣の必要性についての情報
○電気、ガス、水道の被害及び復旧の目途
○消防本部以外の防災関係機関の活動状況
○その他、救助物資等に関する情報

(2) 二次災害防止情報

火災の延焼拡大、二次災害防止等に必要な下記の情報を迅速かつ的確に収集する。

□二次災害防止情報

○災害発生地域での二次災害防止啓発関連情報
○災害発生地域におけるパトロールの強化等の継続、出火情報の早期収集
○道路復旧情報と交通渋滞に関する情報
○ライフラインの復旧状況
○消防水利に必要な水道の復旧情報

２．６　人的被害情報

【各部共通】

災害発生直後は、広域的あるいは局地的に多数の傷病者が発生すると予想される。また、医療機関も被災し、道路の通行にも支障が出ると考えられるので、これらの状況に即して医療機関の選定や搬送路の決定に柔軟に対応することが重要となる。

人命救助活動は、災害発生直後からの初動期に最も必要とされ、そのためには初動期の迅速かつ的確な情報収集・伝達と情報分析が重要である。

各部は、担当業務の被害調査に関連し速やかに人的被害を収集する。「本部事務局」は、各部からの情報、警察署及び防災関係機関からの報告に基づき、人命救助に関する情報を遺漏がないように把握する。また、収集情報に基づいて、人的被害の情報図を作成し被害の発生状況を把握する。

(1) 人的被害の情報源

人的被害に関する情報源は、次のものがあり、これら情報の錯綜・混乱が生じないように十分留意して把握する。

□人的被害の情報源

○参集した職員からの情報
○市役所、消防署等への市民からの通報
○避難所からのり災者情報
○各地区の自治会、自主防災組織等の住民組織からの報告
○医療機関からの負傷者救護状況報告
○「調達部」及び「救護部」からの死傷者の収容状況の報告
○警察署、消防署、防災関係機関からの報告

(2) 人的被害情報の内容

人的被害に関する情報内容は、次に示すとおりであり、情報別にわかりやすく整理する。

□人的被害情報の内容

○死者の情報
○建物倒壊等による生き埋め情報
○傷病者発生情報
○要配慮者に係る情報
○火災情報
○搬送路選定のための道路情報
○医療機関の開設情報
○避難所にいる被災者情報、在宅避難者など避難所以外の被災者情報
○市外、県外避難者情報

２．７　一般建築物被害情報

【各部共通】

一般建築物の被害に関する情報は、初動期における災害応急対策の実施のうえで重要である。このため、市域全体の被害状況を速やかに把握する。

(1) 初動期の建物被害調査

災害発生直後の初動期において、市域の建物被害を正確に把握することは困難と予想される。このため、防災地区拠点及びその周辺地域の被害を重点的に調査あるいは情報収集し、その被害状況から市域の全体被害を推測する。

(2) 初動期以降の建物被害調査

市は、被災した建物外観の被害状況を目視により全棟被害調査を実施し、建物被害状況図を作成する。

また、市は、被災建物による二次災害防止のため県及び関係団体に対して被災建築物応急危険度判定士の派遣を要請し、被災建物の危険度判定を行い必要に応じて建物の保全の指導を実施する。

(3) 空き家対策

市は、災害時に、適切な管理のなされていない空き家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空き家等の全部又は一部の除却等の措置を行うものとする。

２．８ 公共土木・建築施設被害情報

【施設部、教育部、渉外情報部】

市が管理する公共施設の被害については、基本的には施設管理者が速やかに被害調査を実施し本部事務局に連絡する。被害状況は、写真等により記録する。

また、国、県等の管理する公共施設の被害については、各関係機関から災害情報を収集する。

２．９ ライフライン被害情報

【上下水道部、本部事務局】

ライフライン被害のうち、上、下水道については「上下水道部」が被害状況調査を実施し、主要な被害状況は、現地写真等により記録する。その他のライフラインについては、「本部事務局」が各事業者から被害状況を把握する。

ライフラインの復旧情報については、復旧時期・復旧場所・復旧規模等を明らかにして市民への情報提供ができるように、「本部事務局」が各事業者から復旧情報を把握する。

２．10 交通施設被害情報

【施設部、本部事務局】

交通施設被害については、「施設部」が被害状況調査を実施する。広域的な交通の運行状況等は、テレビ等の報道機関から情報を得る。

また、国、県、東日本高速道路株式会社、東日本旅客鉄道株式会社及び秩父鉄道株式会社等が管理する交通施設については、「本部事務局」が関係機関から被害状況を収集する。

(1) 道路被害

初動期の道路交通の確保は、被災者の救出、初期消火等、被害拡大の防止のために非常に重要である。

※参照：資料編　Ⅰ「資料５－２　県指定緊急輸送道路（深谷市）」

□道路被害情報

○市は、市域内の緊急輸送道路の被害及び道路上の障害物の状況を調査し、速やかに県に報告する。また、復旧状況及び交通規制状況等を把握する。
○市は、県がとりまとめた緊急輸送道路被害の状況を収集し、災害応急対策を実施するとともに、防災関係機関に連絡する。

(2) 鉄道被害

車両の転覆等により重大事故の発生時の情報収集を、鉄道施設の管理者等から行う。

□鉄道被害情報

○鉄道における重大事故とは、おおむね次のような事態が発生した場合を言う。
・旅客列車の脱線又は転覆により多数の死傷者を生じたとき。
・列車及び施設に火災が発生したとき。
・災害により施設に甚大な被害が生じたとき。
○事故の状況を把握し、次の事項を連絡する。
・発生時期　　・死傷者数及び被害程度
・発生場所　　・復旧の見込み
・列車番号　　・必要物件及び人員の応援協力

２.11 その他の被害情報

【産業部】

その他の被害（商業、工業、農業等）の情報収集は、基本的には「２．８　公共土木・建築施設被害情報」の情報収集と同様の方法により、関係機関、関係団体等から把握する。

２.12 被害調査の報告

【総括部】

市域で発生した被害報告は次のとおりとする。

(1) 市災害対策本部への報告

登庁した職員、関係各部及び防災関係機関等において把握された被害状況に関する情報は、「本部事務局」へ報告する。

(2) 県への報告（法第 53 条第１項）

県への報告は、災害の発生と経緯に応じて県災害オペレーション支援システムにより報告するものとする。県災害オペレーション支援システムが使用できない場合は、以下の方法で行う。

① 被害速報

被害速報は、発生速報と経過速報とに分け県の所定の様式を用いて報告する。

□発生速報

「発生速報」を用いて、その概要について被害発生直後に行う。

※参照：資料編　Ⅲ「様式 01　発生速報」

□経過速報

「経過速報」を用いて、被害状況の進展に伴い、収集した被害について逐次報告するものとし、特に指示する場合のほか２時間ごとに行う。

※参照：資料編　Ⅲ「様式 02　経過速報」

② 確定報告

被害の判定基準を参考とし、「被害状況調」を用いて災害のあった日から７日以内に報告する。

なお、全壊、半壊、死者及び重傷者等が発生した場合は、本籍、住所、氏名、年齢、性別、障害の程度を附記すること。

※参照：資料編　Ⅲ「様式 03　被害状況調」
※参照：資料編　Ⅰ「資料１－４　被害報告判定基準」

≪県への連絡先（災害オペレーション支援システムが使用できない場合）≫

被害速報		確定報告
県災害対策課 （勤務時間内）	TEL　048-830-8181 FAX 048-830-8159 防災行政無線　（発信特番）-200-6-8181	県災害対策課
県危機管理防災部当直 （勤務時間外）	TEL　048-830-8111 FAX 048-830-8119 防災行政無線（発信特番）-200-6-8111	
北部地域振興センター	TEL　048-524-1110 FAX 048-524-0770 防災行政無線　（発信特番）-280-207	

(3) 消防庁への報告

市が県に報告できない場合は、消防庁へ直接報告する（法第 53 条第１項括弧書）。

また、市域において震度５強以上の地震が発生した場合は、県だけでなく消防庁へも報告する。

≪消防庁への連絡先≫

報告先	通信手段	番号	
応急対策室 〔平日（9:30～18:15）〕	ＮＴＴ回線	電話	03(5253)7527
		FAX	03(5253)7537
	消防防災行政無線	電話	TN-90-49013
		FAX	TN-90-49033
	地域衛星通信 ネットワーク	電話	TN-048-500-90-49013
		FAX	TN-048-500-90-49033
宿直室 〔上記以外〕	ＮＴＴ回線	電話	03(5253)7777
		FAX	03(5253)7553
	消防防災行政無線	電話	TN-90-49102
		FAX	TN-90-49036
	地域衛星通信 ネットワーク	電話	TN-048-500-90-49102
		FAX	TN-048-500-90-49036

注）　TN は、各地方公共団体固有の衛星回線選択番号を示す。

第３　市民への広報活動

地震発生時には、被災地や隣接地域の市民に対し、地震災害や生活に関する様々な情報を提供する必要がある。このため、渉外情報部は、適切かつ迅速な広報活動を実施する。

広報の際には、要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者、在日外国人、訪日外国人に配慮して行うものとする。被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることに鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報についてはチラシの張り出し、配布等の紙媒体や広報車でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるものとする。

広報内容については、その文案、優先順位をあらかじめ定めておく。

３．１　広報活動の方針
３．２　災害広報資料の収集
３．３　初動期の広報
３．４　生活再開時期の広報
３．５　要配慮者への広報

３．１　広報活動の方針

【本部事務局】

災害時における市民の混乱や不安をなくすため、被害の状況、災害応急対策状況等を市民に対し迅速かつ的確に周知するよう努める。また、二次災害の発生を防止するために必要な措置等についても同様に、市民に周知するように努める。

(1) 広報ルートの一元化

広報活動における情報の不統一を避けるために、広報ルートの一元化を図る。

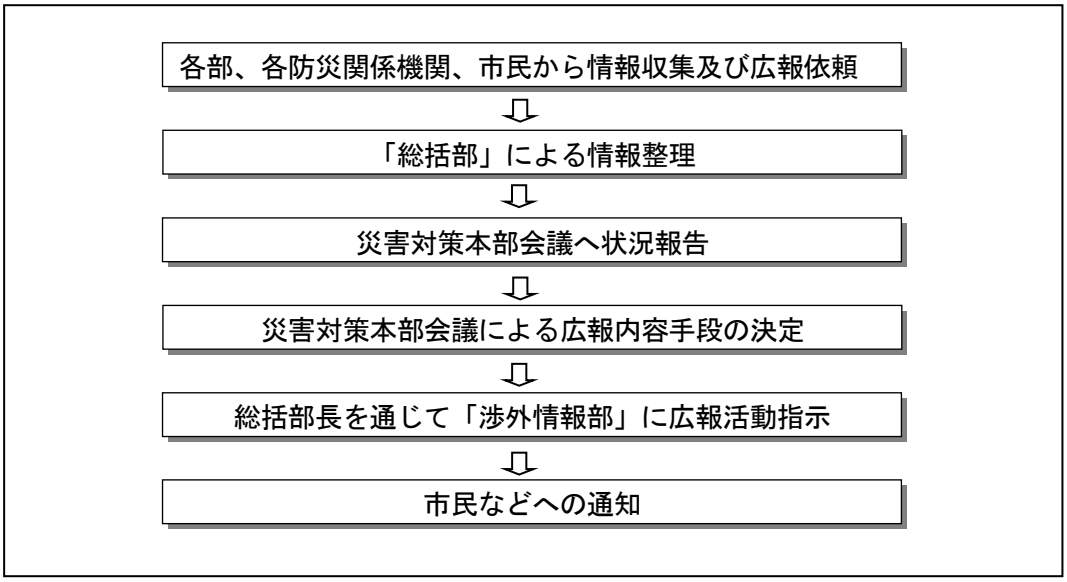
広報活動は、原則として「総括部」による広報事項の収集・整理、災害対策本部会議による広報内容の審査・決定、「渉外情報部」による広報の実施となる。

(2) 災害広報の方法

市民への広報は、防災行政無線及び広報車、インターネット（ホームページ、深谷市メール配信サービス、ＳＮＳ等）等を活用して実施する。

また、災害時の広報は、時間の経過とともに変化する市民の要望や被災者を取り巻く状況の変化に対応した情報を、効果的な広報手段を用いて、市民等（避難者・避難所外の被災者・市外避難者等）に周知するよう努める。被害状況により必要と認められる場合は、県に対し広報の協力を要請する。

≪広報活動の流れ≫



３．２　災害広報資料の収集

【渉外情報部】

災害広報活動を行うために必要な資料として、被害報告によるもののほか、次に掲げるものを作成、又、関係機関等の協力を得て収集する。

①　渉外情報部の撮影記録係を派遣して撮影した災害写真、災害ビデオ
②　県、報道機関その他の機関及び住民等が取材した写真及びビデオ
③　報道機関等による災害現地の航空写真
④　水防及び救助等応急対策活動を取材した写真、その他

３．３　初動期の広報

【渉外情報部】

災害発生直後の広報は、市からの直接的な広報（呼びかけ）が市民の混乱を防止する上で極めて重要である。このため、できるだけ迅速に広報を行うとともに、あらゆる手段を用いて広報に努める。

(1) 初動期の広報の内容

災害発生直後の広報としては、下記に示す市民の混乱防止情報、生存関連情報を中心に実施する。

○市災害対策本部の災害対策状況
○市民に対する避難指示等に関する事項
○災害救助活動状況
○被害状況と被害拡大防止に関する情報
○県、警察、自衛隊等の関係機関の震災対策状況
○公共交通機関の運行状況及び道路交通規制状況
○その他、帰宅困難者に対する広報（災害用伝言ダイヤル１７１等を用いた安否確認の促進広報等）
○電話の通話状況
○支援情報（避場所、救護所、救援物資の配布、給水・給食、その他避難生活情報）
○電気、ガス、水道等の状況
○流言、飛語の防止に関する情報
○物資の買占め防止の広報

(2) 初動期の広報手段

初動期の広報は、下記の手段により市民に混乱を与えないよう十分に配慮する。

○防災行政無線による広報
○市の広報車
○テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関への情報提供による広報
○インターネット（ホームページ、深谷市メール配信サービス、ＳＮＳ等）

３．４　生活再開時期の広報

【渉外情報部】

市民生活の再開の程度は様々な段階があり、それぞれの段階で提供する情報と各種の広報手段を組み合わせて、それぞれの対象者に広報を実施する。

(1) 生活再開時期の広報の内容

広報の内容の時間的流れは次のとおりである。

時期	期間	広報内容
第１時期	３日～ １週間程度	災害発生直後の生存関連情報から、避難生活や通常生活のための情報が必要となり、初動期広報の項目に加え、被災者生活再建支援に関する情報、生活関連情報、各種行政施策について避難所を中心に広報する。 ・電気、ガス、水道等の復旧状況 ・電気、ガス等の復旧による火災等の二次災害防止に関する情報 ・スーパーマーケット、ガソリンスタンド等に関すること ・公共交通機関の復旧情報 ・生活の基礎情報（商店･風呂等の生活情報､行政サービス情報） ・安否情報 ・相談窓口開設の情報 ・物資の買占め防止に関する情報 ・誤情報に基づく風評被害、誤解防止のための情報 ・流言飛語の防止に関する情報 ・防犯に関する情報
第２時期	２～３週間目	ライフラインの復旧が進むにつれて、被災が軽微であった市民は通常生活を再開することから、これらの市民に対する通常の行政サービスに関する情報を広報する。
第３時期	４週間目以後	避難所での避難生活から仮設住宅での個別の生活を開始するなど、大部分の市民が通常生活を送るような時期になり、被災者向け情報とそれ以外の市民向け情報を提供する。 ・災害関連の行政施策情報 ・通常の行政サービス情報

(2) 生活再開時期の広報の手段

この時期に提供する行政関連情報は、行政施策に関連する手続等、複雑な内容となるため、保存可能な文字情報としての広報紙による広報を中心に、様々な広報手段を用いて、迅速かつ的確に広報する。特に広報紙は、被災者にとって特別な装置等を必要としない重要な情報入手手段として貴重である。

□避難所の市民への広報

○広報紙、臨時広報紙の配布
○防災行政無線による伝達
○広報車による広報
○掲示板への掲出（広報紙、臨時広報紙、伝達情報等）
○インターネット（ホームページ、深谷市メール配信サービス、ＳＮＳ等）

□避難所外の市民への広報

○公民館等の公共施設での広報紙の配布及び伝達情報等の掲出
○報道機関への情報提供による広報
○インターネット（ホームページ、深谷市メール配信サービス、ＳＮＳ等）

□市外避難者への広報

○ＦＡＸ
○報道機関への情報提供による広報
○インターネット（ホームページ、深谷市メール配信サービス、ＳＮＳ等）

３．５　要配慮者への広報

【渉外情報部、救援避難部】

聴覚・視覚障害者や外国人等の要配慮者に対しては、適切に情報が伝達されるよう十分に配慮のうえ、広報に努める。

(1) 障害者への広報

聴覚障害者に対しては、文字情報（広報紙）やテレビでの文字放送等により広報に努める。

視覚障害者に対しては、テレビ、ラジオで繰り返し情報を提供する。

また、各種障害者支援団体、ボランティア団体と連携し、それらの団体への情報提供を通じて広報する。

(2) 外国人への広報

被災外国人への情報伝達のため、外国人団体、ボランティア等と連携し、広報内容の多言語化を図りつつ広報する。

また、報道機関へも外国語放送の協力を要請し、広報が行き届くよう努める。

第４　市民の各種相談窓口

被災住民からの相談、要望、苦情等、市民から寄せられる生活上の不安の解消を図るため、関係各部と相互に連携して市庁舎等に相談窓口を設け、相談活動を実施する。

また、外国人に対してもボランティア通訳等を配置し、相談に応じる。

４．１　各種相談窓口の設置
４．２　相談の内容

４．１　各種相談窓口の設置

【渉外情報部】

被災市民からの要望、相談等の早期解決を図るため、関係各部及び関連機関と協力し、次のような各種相談窓口を設置する。

□相談窓口の設置

○市役所、公民館等での相談窓口の設置
○各避難場所の巡回相談
○電話相談窓口の設置
　照会、連絡や相談窓口の設置状況等の連絡については、電話及びＦＡＸ等で対応する。
○他機関（国、県、防災関係機関等）との共同相談窓口の設置
　市、県、国等による支援事業についての相談並びにあっせんについて実施する。

４．２　相談の内容

【渉外情報部】

相談の内容は次のとおりとする。

(1)　生活再建相談

生活再建のための経済援助、手続等の相談は次の項目について実施する。

○り災証明書の発行
○義援金の配分、災害弔慰金等の支給、資金の貸付け等
○倒壊家屋の撤去
○住宅の応急修理、仮設住宅の入居、公営住宅のあっせん
○その他生活相談

(2)　事業再建相談

事業再建のための、市、県及び国による支援事業についての相談及びあっせんを行う。

また、県、国による支援事業については、関係機関との共同窓口を設ける。

○中小企業関係融資
○農業関係融資
○その他融資制度

---

(3) 個別専門相談（法律、医療）

① 法律相談

被災に伴って生じる借地、借家等の法律問題や住宅応急修繕、再建等の相談は、弁護士会等法律関係団体及び建築関係団体等の協力を得て行う。

② 医療相談

心身の健康に係わる医療問題など、医療関係団体等の協力を得て相談を実施する。特に震災による悲しみや恐怖、不安、ストレス等の心の悩みを受け止め、問題解決の一助とするため、専門のカウンセラーによる電話相談、面接相談を行う。また、必要に応じて、女性専用相談窓口を設置する。

(4) ライフライン相談

ライフラインの被災、復旧状況についての相談を実施する。
電気、ガス等については関係機関との共同相談窓口を設ける。

(5) 消費生活相談

災害発生直後から、災害に伴う悪質商法により、契約、解約等に関するトラブルが発生することが考えられるため、相談業務を速やかに始める。相談処理や事業者の指導に当たっては、県、警察、弁護士会等の関係機関に協力を求める。

また、消費者被害の未然防止・拡大防止のため、市の広報紙や報道機関等の広報により、悪質商法への注意を啓発する。

(6) 安否情報

安否情報は、同居の家族や市内の住民の間だけでなく、市外に居住する家族、縁者、知人、仕事関係者等も広く関心を寄せる事項であり、迅速で的確な情報の提供を行う。特に、被災者が集まる避難所でも、安否情報の提供を行う。

第５　報道機関への情報提供

被災地の市民が、適切な判断により行動がとれるように、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関との連携を図り、災害情報の迅速で的確な広報を実施する。

５．１ 災害情報の提供
５．２ 災害情報の報道依頼

５．１ 災害情報の提供

【渉外情報部】

(1) 災害情報の内容

報道機関に対して次の事項を中心に災害情報を提供する。
個人情報の公開については、十分に配慮のうえ実施する。

〇地域の被害状況等に関する情報
〇避難に関する情報
- 避難指示に関すること
- 避難施設に関すること

〇地域の応急対策活動の状況に関する情報
- 救護所の開設に関すること
- 交通機関及び道路の復旧に関すること
- 電気、水道等の復旧に関すること

〇その他市民生活に必要な情報（二次災害防止情報を含む）
- 給水及び給食に関すること
- 電気、ガス及び水道による二次災害防止に関すること
- 防疫に関すること
- 各種相談窓口の開設に関すること

(2) プレスセンターの開設

「渉外情報部」は、報道機関等に提供するためのプレスセンターを庁舎内に開設し、一定時間ごとに情報を発表する。

また、その際に提供した資料を保管し、他機関からの問い合わせ等に対応する。

５．２ 災害情報の報道依頼

【渉外情報部】

「渉外情報部」は災害に関する情報を広報するため、テレビ（ＮＨＫ埼玉放送局、テレビ埼玉)、ラジオ（ＦＭ ＮＡＣＫ５（エフエムナックファイブ））などの報道機関へ依頼する。

ただし、報道機関へ依頼する場合は、原則として県を通じて行うものとし、やむを得ない場合は、市から直接ＦＡＸ又はメールを用いて行うものとする。

第６　広聴活動

被災者の状況、要望、苦情等を把握するため、関係機関と協力して広聴活動を実施する。

６．１ 被災者に対する広聴活動の実施
６．２ 活動手順
６．３ ホームページの開設
６．４ 県の災害情報相談センターへの協力
６．５ 関係機関の連携確保

６．１ 被災者に対する広聴活動の実施

【渉外情報部】

市は、個別聴取又はアンケート調査員を派遣し、応急対策全般の実施状況を把握するとともに、防災関係機関と連携を図りながら、被災者の要望、苦情等の収集を行う。必要があれば県に広聴活動の協力を要請する。

６．２ 活動手順

【渉外情報部】

震災後速やかに
○被災地での個別聴取（１回目）
○市ホームページ上に「深谷市震災コーナー」を開設
○災害情報相談センターの設置
○震災相談連絡会議の開設

↓

５日後　被災地での個別聴取（２回目）

↓

10 日後　被災地でのアンケート調査（１回目）

↓

２週間後　震災相談窓口の見直し

↓

20 日後　被災地での個別聴取（３回目）

↓

１か月後　震災相談窓口の見直し

↓

その他当分の間　定期的に個別聴取、アンケート調査を実施

※被災者以外に対しても、アンケート調査を実施する。

６．３ ホームページの開設

【渉外情報部】

市は、市ホームページ上に速やかに「特設コーナー」を開設し、これを各種広報媒体を通じて広報する。「特設コーナー」の担当者は、随時、全般の応急対策の実施状況を把握するとともに、被災者の要望、苦情等の把握・分析を行い、災害活動に反映させる。

また、市は、必要に応じて、「埼玉県震災コーナー」にアクセスし、被災者の要望、苦情等の把握・分析を行う。

６．４ 県の災害情報相談センターへの協力

【渉外情報部】

市は、情報収集や提供等、県の設置する災害情報相談センターの業務に協力する。

６．５ 関係機関の連携確保

【渉外情報部】

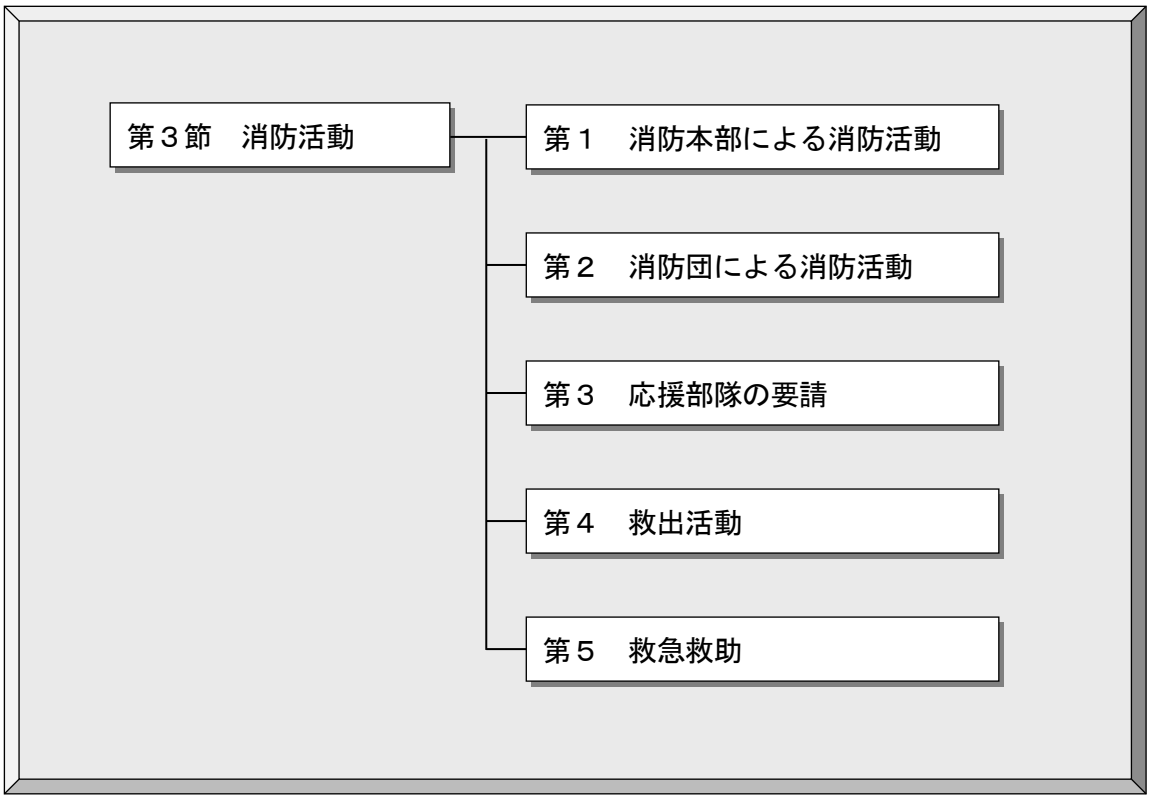
市、県及び関係団体は、震災後の連携体制を強化するため、震災後早期に、県の災害情報相談センターにおいて、震災相談連絡会議を開催する。震災相談連絡会議では、災害情報相談センターと関係団体の相談窓口分担、相談体制、情報入手方法、伝達方法等を確認するとともに、相談のたらい回しを防止するため、相談窓口一覧表や「災害情報相談センターマニュアル」を作成する。

第３節　消防活動

地震による被害の発生は、家屋の倒壊等による被害もさることながら、同時多発的に発生する火災による被害が、人的にも、物的にも最も大きい。

そのため、消防本部は、平常時から住民や事業者に対し、出火防止と初期消火の徹底について呼びかけを行うとともに、消防団を含めて、その全機能を挙げて延焼拡大防止に努め、災害状況に対応した防御活動を展開し、大地震時の火災から住民の生命及び財産を守らなければならない。

以下に、市消防本部及び消防団による地震災害時における消防・救出活動を示す。



第１　消防本部による消防活動

大規模地震の発生に伴い市消防本部は、直ちに以下の消防活動に当たるものとする。

１．１　情報収集及び伝達
１．２　初期活動
１．３　消火活動
１．４　救急及び救助活動

１．１　情報収集及び伝達

【消防部】

(1) 被災情報の把握

迅速な消防・救急救助活動を実施するために、高所カメラをはじめ、あらゆる手段を利用し、被害状況の早急かつ的確な把握に努める。

≪被災情報の把握≫

初動活動	必要情報	収集先
消防活動	①火災の発生状況 ②延焼地域の状況 ③水道施設の被害状況 ④危険物の流出等の状況 ⑤道路の被害状況	・消防署 ・市の各機関 ・警察署 ・消防団・自主防災組織 ・市民からの通報、駆け込み ・参集職員 ・テレビ等の映像情報
救急救助活動	①救急救助事案の発生状況 ②病院等医療施設の被害状況 ③道路の被害状況 ④建物の倒壊状況	

(2) 情報の伝達

消防本部は災害の状況を本部長に対して報告し、応援要請等の手続に遅れのないよう対処する。

１．２ 初期活動

【消防部】

○初動体制の強化を図るとともに、被災状況の把握に努める。
○庁舎並びに車両の被害状況の調査と応急措置に当たる。
○広報車等を出動させ、避難予定路線、出火頻度及び延焼拡大のおそれが著しい木造密集地域を優先して出火防止、出火時の措置及び避難上の指示について広報する。
○非常参集者からの災害状況報告、また通行人等から情報の提供をうけ、その災害状況を早期に把握し、状況により調査確認させる。

１．３ 消火活動

【消防部】

消防機関における消火活動は、消防本部及び消防団において別に定める「消防計画」等による。なお、同時多発火災が発生した場合は、以下の原則による。

○避難地及び避難路確保優先の原則
延焼火災が多発し拡大した場合は、人命の安全を優先とした避難地及び避難路確保の消防活動を行う。

○重要地域優先の原則
同時に複数の延焼火災を覚知した場合は、重要かつ危険度の高い地域を優先に消火活動を行う。

○消火可能地域優先の原則
同時に複数の延焼火災が発生した場合は、消火可能地域を優先して消火活動を行う。

○市街地火災消防活動優先の原則
大規模危険物貯蔵・取扱施設等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災の消防活動を優先とし、それらを鎮圧した後、部隊を集中して消防活動に当たる。

○重要対象物優先の原則
重要対象物周辺と他の一般市街地から同時に出火した場合は、重要対象物の防護に必要な消防活動を優先する。

○火災現場活動の原則
・出動隊の指揮者は、災害の様態を把握し、人命の安全確保を最優先とし、転戦路を確保した延焼拡大阻止及び救助・救急活動の成算等を総合的に判断し、行動を決定する。
・火災規模と対比して消防力が優勢と判断したときは、積極的に攻撃的現場活動によって火災を鎮圧する。
・火災規模と対比して消防力が劣勢と判断したときは、住民の安全確保を優先とし、道路、河川、耐火造建物、空き地等を活用し、守勢的現場活動により延焼を阻止する。

１．４ 救急及び救助活動

【消防部】

(1) 活動方針

救助隊及び救急隊は、人命の救急及び救助活動を優先して実施する。

(2) 事前措置

消防長は、救助・救急業務の推進に当たり、管内の各医療機関及び警察等関係機関と常に必要事項について研究検討し、災害発生時の積極的活動の方策を講じるとともにその徹底に努めるものとする。

(3) 活動要領

□基本方針

○重傷者優先の原則

救急及び救助活動は、救命の措置を必要とする傷病者を優先とし、その他の傷病者はできる限り自主的な処置を行わせる。

○幼児・高齢者優先の原則

傷病者多数の場合は、幼児・高齢者等の体力の劣っている者を優先する。

○火災現場付近優先の原則

延焼火災が多発し、同時に多数の救急事象が併発している場合は、火災現場付近を優先する。

○救助・救急の効率重視の原則

同時に小規模救助・救急事象が併発している場合は、救命効果の高い事象を優先する。

○大量人命危険対象物優先の原則

延焼火災が少なく、同時に多数の救助・救急事象が併発している場合は、多数の人命を救護できる事象を優先に、効率的な救助・救急活動を実施する。

□活動内容

災害事故現場における救出、救急活動は次のとおりとする。

・傷病者の救出活動
・傷病者の応急処置
・傷病者の担架搬送及び輸送
・救急医療品、資機材及び医療救護班（医師、看護師）等の緊急輸送
・仮設救護所より常設医療機関への輸送
・重傷病者等の緊急避難輸送

□活動体制

○発災初期の活動体制

地震発災当初（被害状況が把握されるまでの間）は原則として、署所周辺の救助・救急を行い、積極的に大規模救助事象の発見及び医療機関等の受入体制を把握し、広域救助・救急体制に移行する。

○火災が少ない場合の体制

火災が少なく、救助・救急事象が多い場合は、早期に部隊編成順位の下位の隊から順次切り替えて災害現場に投入し、救助・救急体制を確保する。

※災害発生状況によって現場に指揮本部を設置し、災害現場における救助・救急体制の確立を図る。

(4) 実施要領

□救助・救急事象の把握

救助事象は高所見張りでは発見が困難なので、警戒派遣署隊、参集職員、消防団員、自主防災組織、通行人、警察官等のあらゆる情報媒体を活用して、把握に努める。

□救出

倒壊家屋等のため自力で脱出できない傷病者を各種救助用資機材及び人員を活用し、その危険を排除、生命及び身体の安全を確保する。

□応急救急処置

被災傷病者に対する止血、創傷部位の保護、気道の確保、呼吸の維持、人工呼吸並びに緊急処置等、必要な治療を受けるまで、傷病悪化進展防止のため必要とする一般的救急処置を実施する。

□現場救護所の設置

傷病者が多数発生している災害現場には、現場救護所を設置して救護活動を行う。現場救護所の要員は、初期においては先着救急隊を中心に当て、その災害状況に応じて順次後着救急隊の隊員をもって増強するとともに、直近の医師又は地域防災計画に基づき編成される医療救護班の派遣を求める。

□担架搬送並びに輸送

救出された傷病者及び救護処置を施した傷病者を担架隊により救護所等への緊急分散輸送を行う。また、傷病者の救急輸送に当たっては、軽傷者等の割り込みにより救急車が占有されることのないよう、き然たる態度で活動する。なお、このような気配がある場合は、現場の警察官等に協力を依頼し、混乱を避ける。

□医療救護班及び医療品資材等の緊急輸送

被災傷病者収容施設において、医師、看護師等の不足を生じたとき並びに手術上必要な医薬品、血液、血清等の緊急配備要請による輸送を行う。

□消防団員、自主防災組織、一般住民への協力要請

救出した負傷者は救急隊に引き継ぐことを原則とするが、これができない場合は、消防団員、自主防災組織、及び付近住民に指示し、現場付近の仮救護所又は医療機関に搬送させるか、医師の派遣を要請する。

※参考『消防活動の問題点（阪神・淡路大震災の場合）』

① 消防無線の輻輳（全国共通１波）
② 消火栓の開閉キャップの不一致
③ 患者搬送病院先が不明（医療機関の被災、近隣府県の医療情報の不足）
④ １１９番通報の殺到（緊急性のない問い合わせ等が多い）
⑤ 通過車両によるホースの破損
⑥ 消火優先か救出優先か
⑦ 交通渋滞
⑧ 情報収集・管理を行う後方部隊の必要性
⑨ 非常用電源の不足
⑩ 応援部隊の指揮命令系統が不明確
⑪ 応援要請ルートの複数化（県知事経由では時間がかかる）
⑫ 応援部隊の拠点は災害周辺都市へおく
⑬ 非常招集の困難
⑭ ヘリコプターの一元管理
⑮ 消火栓の断水
⑯ 常備消防の限界

第２　消防団による消防活動

消防団は、災害時には市消防本部と連携して以下に示す活動を行う。

２．１ 初期活動
２．２ 消防活動
２．３ その他の活動

２．１ 初期活動

【消防部、消防団】

○各分団は、災害時には、直ちに分団車庫に参集し、消防車等を屋外に搬出して建物倒壊に備えるとともに、ホースの増強及び救助資機材等を積載して出動準備を行う。
○高層建築物等を利用して高所見張りを実施し、情報の収集に努めるとともに、地域内の巡回を行い、出火防止等の広報に当たる。

２．２ 消防活動

【消防部、消防団】

(1) 出火防止

地震の発生により、火災等の災害発生が予測された場合は、居住地付近の住民に対し、出火防止（火気の使用停止、ガスの元栓閉鎖、電気のブレーカー遮断等）を広報するとともに、出火した場合は住民と協力して初期消火を図る。

(2) 消火活動

地域における消火活動や主要避難路確保のための消火活動を、単独若しくは消防本部及び市民や自主防災組織と協力して行う。

また、倒壊家屋、留守宅での通電時の出火等の警戒活動を行う。

２．３ その他の活動

【消防部、消防団】

(1) 救急救助

消防本部による活動を補佐し、要救助者の救出救助と負傷者に対しての応急処置を実施し、安全な場所に搬送する。

(2) 避難誘導

避難指示が発令された場合は、これを住民に伝達するとともに、関係機関と連絡をとりながら住民を安全に避難させる。

(3) 情報の収集

消防本部による活動を補佐し、早期の災害情報の収集を行う。

(4) 応援隊の受入準備

応援隊の受入準備及び活動地域の案内等を消防本部と協力して行う。

第３　応援部隊の要請

本部長又は消防長は、被害その他の状況により判断して他の消防機関からの応援が必要と認めるときは、応援要請を行うものとする。

３．１　応援の要請
３．２　受援の対応

３．１　応援の要請

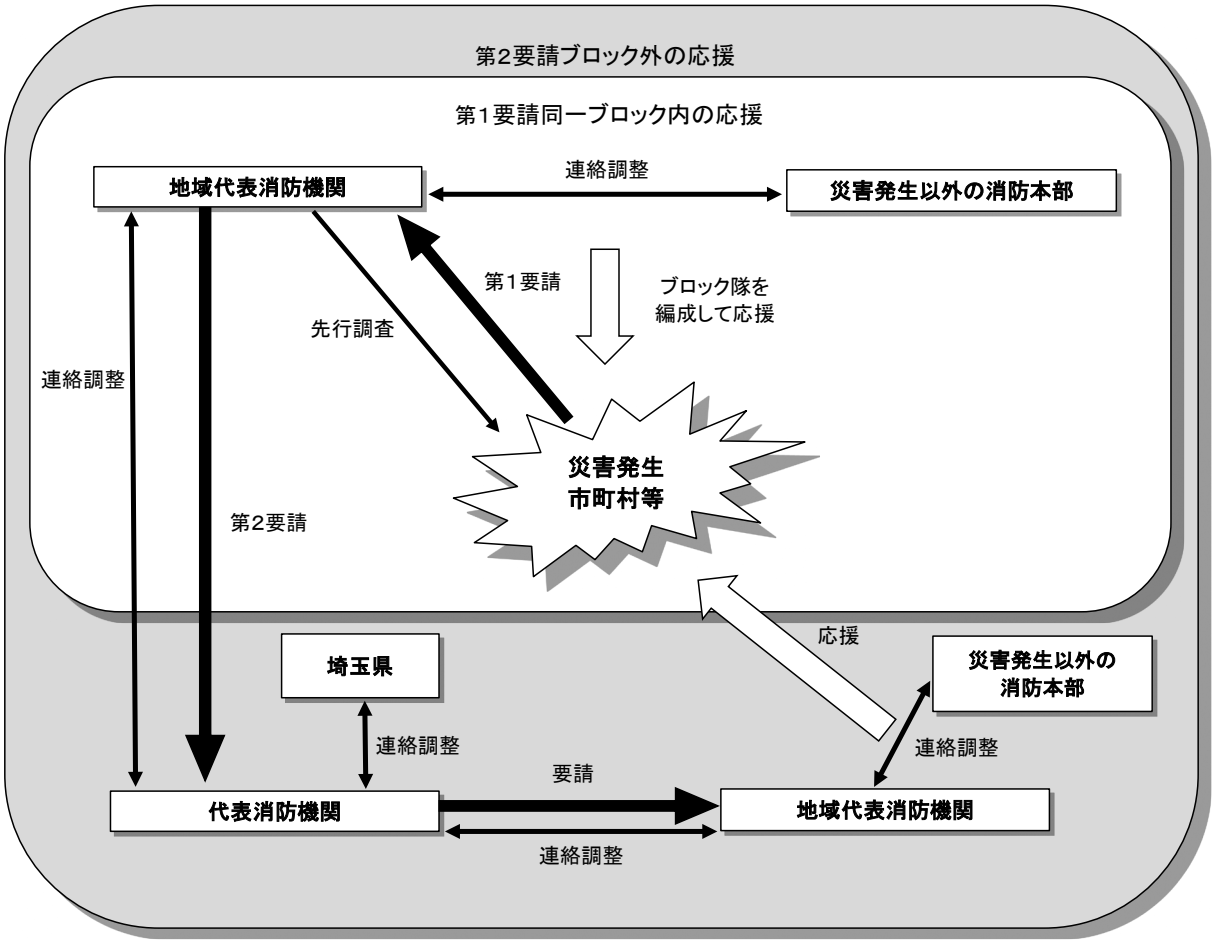
【本部事務局、消防部】

震災が発生し、市の消防力だけでは対応することが困難であると判断した場合、消防長は消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 39 条の消防相互応援協定に基づく応援、本部長は第 44 条に基づく緊急消防援助隊の応援要請を行うものとする。

(1) 県下における応援の要請

県下における消防機関の応援要請手順、及び緊急消防援助隊に係る応援要請手順を示す。

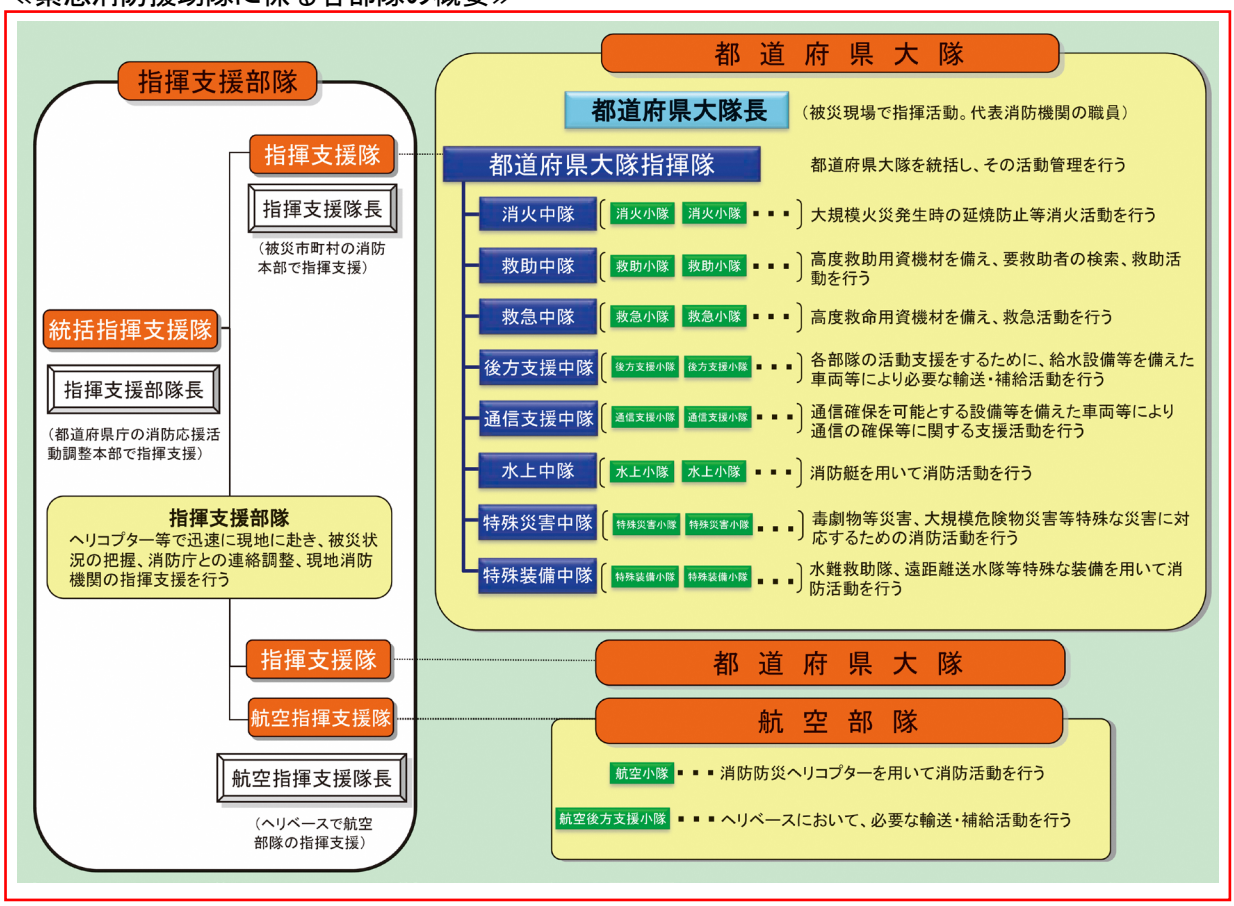
≪埼玉県下における応援の要請≫



(2) 緊急消防援助隊と応援の要請

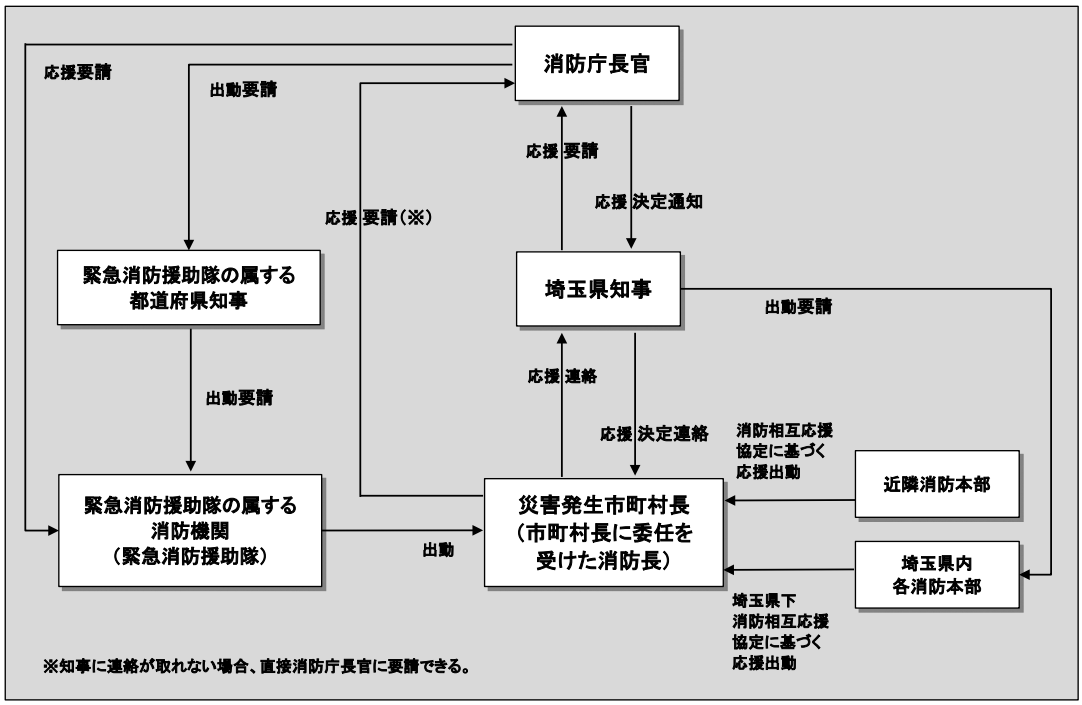
緊急消防援助隊の概要とその応援要請の手順は以下のとおりである。

≪緊急消防援助隊に係る各部隊の概要≫



出典）総務省消防庁「消防白書」令和２年度版

≪緊急消防援助隊に係る応援要請の流れ≫



３．２ 受援の対応

【本部事務局、消防部】

他の消防機関からの応援を受けた場合の対応は、受援計画に定めるところによる。

第４　救出活動

地震発生後、倒壊家屋の下敷きになるなどの被災者に対し、救出活動を実施することは、初動活動の中で最優先されるべき活動である。

したがって、消防、警察及び防災関係機関はともに連携して、迅速かつ効果的な救出活動を推進していくものとする。

また、震度７クラスの地震では、消防、警察、自衛隊等だけでの救出は難しく、付近住民、自主防災組織及び企業等からの人員の提供及び土木業者等からは重機等の貸与を受けて、全ての力を結集して、救出活動に当たる必要がある。

４．１　救出活動の基本方針
４．２　要救出現場に対する人員の確保
４．３　要救出現場に対する救出用資機材の投入
４．４　救出従事機関同士の連絡調整・地域分担・役割分担
４．５　その他注意事項

４．１　救出活動の基本方針

【本部事務局、消防部】

救出活動に当たる際は、以下に留意する。

○要救出現場の早期把握
○要救出現場に対する人員の確保
○要救出現場に対する救出用資機材の投入
○救出従事機関間の連絡調整・役割分担・地域分担

４．２　要救出現場に対する人員の確保

【本部事務局、消防部】

要救出現場に対する人員の確保は以下の手順により実施する。

①消防職員の確保

②消防団員の確保

③警察職員の派遣要請

④自衛隊派遣を要請

緊急に救出を要する住民が多数であり、救出隊において救出困難と認められる時は、自衛隊の派遣要請を「渉外情報部」に依頼する。

⑤緊急消防援助隊及び広域緊急援助隊（警察）の受入れ

⑥その他機関等からの人員の投入

災害の被害の程度が大きく、従来の救出機関等での対応が困難な場合は、付近住民、企業、各種団体等から人員の提供を受ける。

・「施設部」及び「産業部」は、企業、各種団体等に提供依頼をする。
・「渉外情報部」は、報道機関や広報車等で住民への協力の呼びかけを行う。

⑦医療機関との連絡協調

救出業務を実施するに当たり、疾病者を受け入れるべき医療機関との連絡協調については、(一社)深谷寄居医師会を通じ警防本部と随時連絡協調を図り、協力体制の確立を期するものとする。

４．３　要救出現場に対する救出用資機材の投入

【本部事務局】

「本部事務局」は、災害発生後直ちに建設団体等に救出用資機材の貸与依頼を行い、救出従事機関等からの提供要望に対応できる体制にしておくこと。

４．４　救出従事機関同士の連絡調整・地域分担・役割分担

【本部事務局、消防部】

○消防本部及び警察署は互いに調整し、自衛隊等を含めた救出活動の地域分担を決定する。
○各救出従事機関は、不足人員や資機材を融通しあうとともに「本部事務局」に提供要請を行う。
○各救出従事機関は、自ら救出活動地域内において、消防団、住民、企業等の協力を積極的に求めていくこと。
○各救出従事機関は、その管轄区域の救出方法を決定する。ただし、特殊技術を要する場合は、消防本部に対し必要な救出隊の派遣を要請する。
○救出活動の重複を避けるため検索済みのところはわかるように印をつけておく。
○必要に応じて、消防、警察、自衛隊等の総括指揮機関を検討する。

４．５ その他注意事項

【本部事務局、消防部】

○救出した負傷者は直ちに救急車でその症状に適合した救急病院等へ搬送する。負傷者多数の場合は、その状況を本部に通報し、さらに救急車の派遣を要請するものとするが、救急車の派遣が得られない時は、一般車両の協力要請を本部と協議して決定する等適宜、臨機応変の処置を行うものとする。
○救出のために派遣出動を命ぜられた隊は、その主目的の活動が完了した場合は、別災害地への出動体制を速やかにとるものとする。
○救助・救急関係職員の活動中の安全確保に努める。

第５　救急救助

大規模地震の発生時は、多数の傷病者の発生が予想されるため、消防機関等は、救急救助活動の万全を期する。

５．１ 救急救助における出動
５．２ 救急救助における活動
５．３ 応援要請
５．４ 災害救助法が適用された場合の費用等

５．１ 救急救助における出動

【消防部】

救急救助の必要な現場への出動は、救命効果を高めるため、救急隊と他の隊が連携して出動する。

救助活動を必要としない現場への出動は、原則として救急隊のみとし、救命の処置を要する重傷者を優先して出動する。

５．２ 救急救助における活動

【消防部】

救急処置及び救助は、救命の処置を必要とする負傷者を優先とし、その他の傷病者はできる限り自主的な処置を行わせるとともに、他の防災機関と連携のうえ、救急救助活動を実施する。

延焼火災が多発し、同時に多数の救急救助が必要となる場合は、火災現場付近を優先して救急救助活動を行う。

延焼火災が少なく、同時に多数の救急救助が必要となる場合は、多数の人命を救護できる現場を優先して、効果的な救急救助活動を行う。

同時に小規模な救急救助が必要となる場合は、救命効率の高い現場を優先して救急救助活動を行う。

５．３ 応援要請

【消防部】

救急救助における応援要請は、「第３部　第１章　第３節　第３　応援部隊の要請」を参照とする。

５．４ 災害救助法が適用された場合の費用等

【本部事務局、救援避難部】

災害救助に要した経費は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成 13 年埼玉県告示第 393 号)」の範囲内において市が県に請求できる。

第４節　救援・救護活動

地震災害時には被災者の生命の安全の確保をするとともに、人心の安定を図るために、迅速な救援・救護活動を実施する必要がある。

救援・救護活動に係る計画を以下に示す。



第１　行方不明者の捜索

市は、速やかに行方不明者の安否を確認する。

１．１ 安否確認
１．２ 捜索活動

１．１ 安否確認

【調達部、消防部、警察署】

建物の倒壊や火災等により多数の行方不明者が発生した場合、「調達部」は、行方不明者に関する相談窓口（「行方不明者相談所」）を設置し、情報提供及び相談に応じる。捜索が必要とされる者の住所、氏名、年齢、性別、身長、着衣その他の必要事項を聴取・記録のうえ、消防署、警察署等に部員を派遣するなど防災関係機関と緊密に連携し、的確な情報の把握に努める。

□行方不明者の安否確認

○相談窓口を一本化するとともに、同じ窓口でパソコン等を用いた安否確認も併せて行えるよう、情報の一元化（誰が行方不明捜索願を出したか、誰が安否の確認を行ったか等）を図る。
○安否確認の届出及び受付時の事務手続の要領や様式について定めておく。
○行方不明者の確認は、住民基本台帳と照合のうえ行う。

１．２ 捜索活動

【本部事務局、消防部、警察署】

行方不明者の捜索は、警察、消防等の防災機関、状況により自衛隊等の協力も得て実施することとなるので、捜索体制について、これらの機関との役割分担を定めておかなければならない。

「本部事務局」は、行方不明者の捜索、救出活動又は後方活動に関する情報を本部長に報告するとともに、必要に応じ、関係各部に対して各種協定等に基づく関係機関、業者、団体等の協力を要請する。

救出活動に当たっては、消防団、消防署、警察、自衛隊派遣部隊等の防災関係機関が連携を密にし、それぞれの立場から迅速に実施する。

「本部事務局」は、災害対策調整会議を逐次開催して捜索関係機関との連携を密にする。

また、救出活動に必要な資機材の備蓄・調達並びに関係団体からの建設重機等の借り上げについて検討しておく。

第２　避難対策

大地震による家屋の損壊、大規模な市街地火災が発生した場合は、市民の人命及び身体の保護又は災害の拡大防止のため、特に必要がある場合は、市民に対して避難指示を行う。

さらに、避難が必要な場合は、住民を安全かつ迅速に避難所まで誘導しなくてはならない。

避難所の開設担当者は、いち早く開設の準備を進めて、避難者の初期生活が円滑に行われるように努めるものとする。

また、大規模災害時には、遠方からの多数の避難者受入れを想定し、避難者の一時的な生活を確保し、避難生活を適切に支援する。

さらに、避難者の健康状態の悪化や避難生活が原因でなくなる災害関連死を防ぐため、避難所避難者や避難所外避難者が良好な生活環境を確保できるよう努めるものとする。

２．１　要避難状況の把握
２．２　避難指示
２．３　警戒区域の設定
２．４　避難誘導及び移送
２．５　避難所等の開設
２．６　避難所の運営
２．７　避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策
２．８　普通生活への復帰・避難所の縮小

２．１　要避難状況の把握

【本部事務局、消防部】

災害発生後は、人命の危険が予想される地域の把握に努め、早期に避難指示等の対策が実施できるようにしておく。

≪危険地域の把握≫

必要情報	収集先
①崩壊危険地域 ②堤防等の破壊による水害危険地域 ③河川等のせきとめ等に伴う土石流の危険地域 ④延焼火災危険地域 ⑤危険物災害の危険地域 ⑥建物倒壊の危険 ⑦宅地崩壊の危険（クラックやずれ､のり面崩壊等）	・庁舎等からの高所視察 ・消防署 ・市の各機関 ・警察署 ・消防団 ・市民からの通報、駆け込み ・参集職員 ・テレビ等の映像情報

２．２　避難指示

【本部事務局、消防部、警察署】

市街地火災、がけ崩れ、ガス等の流出拡散等から人命、身体を保護し、災害の拡大防止のため特に必要がある場合は、地域の住民に対して避難指示を行う。

(1) 避難指示の発令

災害が発生し、又は発生のおそれのあるときに、本部長は、避難を要する地区の住民に対し「避難指示」を発令する。

□避難指示を発令する場合の目安

○気象台から災害に関する警報が発せられ避難を要すると判断されるとき
○県本部長から避難についての指示の要請があったとき
○延焼火災が拡大し、又は拡大のおそれがあるとき
○建物が大きな被害を受け、居住を継続することが危険なとき、又は建物の倒壊により周囲に影響を及ぼすとき
○ガス等の危険物の漏出により周辺の住民に危険が及ぶおそれがあるとき
○がけ崩れ等の発生により建物等が被災するおそれがあるとき
○堤防等が破損し、浸水等のおそれがあるとき
○その他住民の生命・身体を保護するため必要と認められるとき

≪避難指示等の実施責任者と要件≫

実施責任者	要件	根拠法令
本部長（市長） 知事※１	○市民等の生命、身体に危険を及ぼすと認められるとき	災対法第 60 条
警察官	○市長が避難の指示ができないと認められ、しかも指示が急を要するとき ○市長から要求があったとき	災対法第 61 条
自衛官	○災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官が、危険な事態が生じ、かつ警察官がその場にいないとき	自衛隊法第 94 条
知事又は その命を受けた職員、 水防管理者	○洪水等により著しい危険が切迫していると認められるとき、必要と認める区域の住民に対して行う。	水防法第 29 条 地すべり等防止法第 25 条
消防長、消防署長又はその委任を受けた消防吏員、消防団員	○ガス、火薬等の漏えい、流出等の事故が発生し、火災が発生する恐れが大であり、かつ火災が発生した場合、人命等に著しい被害を与えるおそれがあると認められるとき。	消防法第 23 条の２

※１：市長が事務を行うことができない場合

(2) 避難指示の内容、伝達及び周知

① 内容

避難指示は、以下の内容を明示して行う。

〇避難対象地域
〇避難の理由
〇避難先及び必要に応じて避難経路
〇その他避難に当たっての注意事項
- 火気等危険物の始末
- ２食程度の食料、水及び最小限の肌着、救急薬品等の携帯
- 素足を避け、必ず帽子、ヘルメット等の着用
- 隣近所そろって避難すること等

② 避難指示の伝達

避難指示を行った場合は、おおむね次により必要な事項を関係機関へ通知する。

□市長の措置

市長から県知事（消防課）へ速やかにその旨を報告する

□警察官の措置（法に基づく措置）

警察官　→　市長　→　県知事（消防課）

□自衛官の措置

自衛官　→　市長　→　県知事（消防課）

□報道機関への措置

〇伝達ルート
- 原則として、「本部事務局」から県及び放送局双方へ同時に情報を伝達するルートを確保する。
- 県を経由した伝達ルートも確保する。この場合、できる限り、情報が遅延しないように配慮する。

〇伝達手段
- 所定の様式により、県及び放送事業者にＦＡＸ及びメールで情報伝達を行う。
- 確実性を図るため、ＦＡＸ及びメールで伝達したことを県及び放送事業者に電話連絡する。

〇伝達する情報の種類
- 災対法に基づく、避難指示（解除を含む）。

※法的並びに制度根拠のない自主避難の呼びかけは、報道機関への情報提供の対象外とする。ただし、放送事業者から電話等で取材を行う場合はある。

③ 住民への周知

市は、自ら避難指示を行った場合、あるいは他機関からその旨の通知を受けた場合は、速やかにその内容を住民に対して周知する。その際、障害者、外国人や居住者以外の者に対しても、迅速かつ的確な周知が行われるように留意する。

また、緊急の避難が必要な場合は、「正常化バイアス」を打ち消す適度な避難を促す広報を実施する。

なお、避難の必要がなくなった場合も同様とする。また、必要に応じて隣接市へもあわせて連絡を行う。

(3) 避難指示の解除

当該住民の身辺から災害による直接の危険が去ったと認められる時とする。

> **※参考『災対法第 60 条（市長村長の避難の指示等）の５』**
> 市町村長は、避難の必要がなくなったときは、直ちに、その旨を公示しなければならない。

２．３ 警戒区域の設定

【本部事務局、消防部、警察署 】

災害が発生し、又は発生のおそれがある場合、応急措置の一つとして、警戒区域を設けて応急対策従事者以外の者の立入りを制限、禁止し、又はその区域から退去を命ずることができる。

(1) 設定権者

災対法等による警戒区域の設定権者は次のとおりである。

≪警戒区域の設定権者と要件≫

設定権者	要件
市長	①市民等の生命、身体に危険を及ぼすと認めるとき。（災対法第 63 条）
警察官	①市民等の生命、身体に危険を及ぼすと認める場合でかつ市長若しくは委任を受けた吏員がそばにいないとき。（災対法第 63 条） ②市長若しくは委任を受けた吏員から要求があったとき。（災対法第 63 条）
自衛官	①市民等の生命、身体に危険を及ぼすと認める場合でかつ市長若しくは委任を受けた吏員がそばにいないとき。（災対法第 63 条）
消防長、消防署長又はその委任を受けた消防吏員、消防団員（消防法第 23 条の 2） 消防吏員又は消防団員（消防法第 28 条）	①災害の現場において、安全及び活動の確保を主目的として設定する。（消防法第 23 条の 2、第 28 条）

(2) 伝達及び報告

警戒区域を設定した場合の伝達・報告方法は、避難指示の伝達方法を準用する。

２．４　避難誘導及び移送

【救援避難部、教育部、消防部、消防団】

「救援避難部」、警察官、消防職員、消防団員等は協力して避難所、一時避難所及び広域避難場所へ市民を避難誘導及び移送する。

(1) 避難の誘導者

避難の誘導は原則として、市長又は知事の命を受けた職員、警察官、消防職員、消防団員、自衛官等が行うものとし、地区ごとに責任者及び誘導員を定めておくものとする。誘導に当たっては色腕章を付け、又は懐中電灯を所持する。

(2) 避難順位

避難順位は、緊急避難の必要がある地域から行うものとし、通常の場合は、次の順位による。

①傷病者、障害者及びこれらの介護者、寝たきりの高齢者
②高齢者、妊産婦、乳幼児、児童等及びこれらの介護者
③一般市民
④防災従事者

(3) 誘導方法及び輸送方法

避難所又は避難場所への誘導方法及び輸送方法は以下のとおりである。

○避難経路の指示
○避難経路中の危険箇所の事前伝達
○避難経路中の危険箇所に誘導員を配置
○夜間においては、可能な限り投光機、照明器具を使用
○出発、到着の際の人員点検
○自力立退きが不可能な避難者に対する車両輸送（状況により県へ応援要請を行う）
○警察官、消防職員、消防団員等による現場警戒区域の設定

(4) 要配慮者に対する避難誘導

要配慮者については、介助人の不在、補装具の破損、避難所案内の不備（特に知的・視覚・聴覚障害者）等によって、避難所への移動に支障を来すことが予測される。避難誘導者は、事前に把握した要配慮者の居住地について付近住民や自主防災組織等に協力を呼びかけ、要配慮者の安否確認及び誘導に努める。

２．５ 避難所等の開設

【救援避難部、関係各部】

避難の必要が生じた場合は、避難所の開設担当者は、いち早く避難者が集合し始める前に開設の準備を行う。

なお、広域避難による被災住民の受入に伴う避難所の開設を行う際にも、同様とする。

□避難所開設の基準

災害により現に被害を受け、又は受けるおそれがあり、避難しなければならない者を一時的に収容し保護するため、避難所を開設する。また、災害発生の不安により、当該地域の住民からの要請があった場合、避難所を開設する。

ただし、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。

(1) 避難施設

避難所の開設については、あらかじめ指定している施設を利用することを原則とするが、災害の状況によってはテント等により仮設するものとする。

なお、野外テントについては自衛隊へ設営の依頼を行う。

(2) 収容対象者

□災害によって現に被害を受けた者

○住家が被害を受け、居住の場所を失った者

全壊（焼）、流出、半壊（焼）、床上浸水等の被害を受け、日常起居する場所を失った者

○現実に災害を受けた者

自己の住家の被害に直接関係はないが、現実に災害に遭遇し、速やかに避難しなければならない者（例、宿泊施設の利用者、一般家庭の来訪客、通行人等）

□災害によって現に被害を受けるおそれがある者

○避難指示等が発令された場合
○避難指示等は発令されないが、緊急避難の必要がある場合

※避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無に関わらず適切に受け入れることとする。

(3) 開設の担当者

避難所等の開設は、施設の管理者又はあらかじめ事前指定している職員が実施する。（担当者は、複数指定しておくものとする）

(4) 開設手順

市は、あらかじめ策定したマニュアルに基づき、避難所を開設する。

避難所の開設手順を以下に示す。

①避難所の被災状況を目視し、避難所の外観、内部について、崩壊の危険がないか判断し、安全が確認できた後、開設準備に移るものとする。
②電話、無線等により避難所開設を災害対策本部に報告する。
…開設の日時、場所、施設名、収容人員等
③施設の門を開ける(既に避難者がいるときはとりあえず広い部屋へ誘導する)。
④避難所内に避難所の管理・運営事務を行うための事務室を設置する。
…事務室には、避難者からよく判るように「事務室」の標示を行い、避難所を開設した以降は、事務室に必ず職員を常時配備しておくこと。また、事務室には、避難所の運営に必要な用品（避難者カード、事務用品等）を準備する。
⑤避難者の受入れスペースを指定する。
…スペースを指定するときは、おおむね１人当たり 3.0 ㎡以上の面積を基本とし、床面にテープ又は掲示等で標示する。この際、個人のプライバシーの確保、男女のニーズの違い等に配慮するものとする。
⑥既に避難している人を指定のスペースへ誘導を行う。

※市は、災害の規模にかんがみ、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努めるものとする。
※避難所だけでは、施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努めるものとする。特に、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、ホテル・旅館等を実質的に福祉避難所として開設するよう努めるものとする。
※特定の避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努めるものとする。

(5) 県への報告

市長（「渉外情報部」）は、避難所を設置した場合には、直ちに避難所開設の目的、日時、場所、箇所数及び収容人員及び開設期間の見込みを知事に報告する。

２．６ 避難所の運営

【救援避難部、関係各部】

避難所の運営は、市の職員が中心となり、ボランティアや避難者自身の協力を得ながら実施する。なお、女性と男性の双方のニーズに配慮した避難所運営を行うため、運営組織には複数の女性を参加させるよう配慮する。また、特定の活動（例えば食事づくりや片付け等）が特定の性別に偏るなど、役割を固定化しないように配慮する。避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。

(1) 管理責任者

避難所の管理責任者は、原則としてあらかじめ事前指定している職員が担当する。

なお、長期化した場合については、教育委員会、学校、住民等の関係者と協議のうえで管理責任者を決定するとともに以下の点に注意すること。

□学校が運営主体

授業再開までに限る必要がある。

□行政が運営主体

○配置する職員数に限りがあるため、極力ボランティア、住民自治組織との連携を密にする。
○極力その地域に密着した職務の者を配置する。

□ボランティアが主体

○避難住民に対して、ボランティアグループに運営を委ねること、その責任の範囲、最終責任は行政が負うことを説明しておく。
○避難者にとって行政が見えないと不安になるおそれがあることに注意する。
○継続的に任務を遂行するグループと単純労働提供グループに分ける。

□住民自治組織が主体

○地区混合型の避難所の場合には、早期にリーダーを決定する。
○市は、情報の提供、避難所を退去にいたるまでのプランを提示する。
○要配慮者に配慮する。
○男女のニーズの違いなど、男女双方の視点等に配慮する。
○部屋割は、自治会単位で行う。

(2) 運営の手順

① 避難者名簿及び職員避難所勤務状況の作成及び報告

名簿は、避難者各人が記入した避難カードを基に作成する。自分で記入ができない場合は、他の避難者の協力を依頼するか、「救援避難部」で記入する。以上の情報は「本部事務局」に報告する。

また、職員避難所勤務状況についてもあわせて作成し、「本部事務局」に報告する。

② 居住区域の割り振り

部屋の割り振りは、可能な限り地区ごとにまとまりがもてるように行う。

各居住区域は、適当な人員（30 人程度が目安）で構成し、居住区域ごとに代表者を選定して、以後の情報連絡等の窓口になるように要請する。

□代表者の役割

○「救援避難部」からの指示、伝達事項の周知
○避難者数、給食者数、物資の必要数の把握と報告
○物資の配布の指示
○各避難者の要望の取りまとめ

③ 食料、生活必需品の請求、受け取り、配給

避難者名簿を基に、各避難所の食料・物資の需要を把握する。

避難所ごとに集約した食料や生活必需品のうち、そこでの調達が不可能なものについては、「調達部」へ要請する。

市内において、食料等の不足が見込まれる場合は、県、近隣市町村等に応援要請する。

また、到着した食料や物資を受け入れ、配布する。この際、物品の受け払い簿に記入する。

④ 運営状況の報告
避難所の運営について、毎日正午までに「本部事務局」に報告する。

⑤ 避難所日誌の作成
避難所の運営記録として、避難所日誌を記録する。

⑥ 業務スペースの確保
避難所においては、要配慮者、医療、会議、本部等に使用するスペースを確保する。

⑦ 駐車対策
避難所の長期運営上欠かせないスペースであるグラウンド等には、車を駐車させないようにする。

⑧ トイレの設置・管理
避難所の状況に応じて仮設トイレやマンホールトイレ等を設置管理する。その確保が困難な場合、県があっせんを行うこととする。なお、避難所の衛生状態を保つため、清掃、し尿処理等についても、必要な措置を講じるものとする。

⑨ その他
避難所以外に避難している住民についても同様とする。

(3) 避難生活の長期化対策

市は、避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、段ボールベッド、パーティション等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、避難者が健康状態を悪化させないことに対する配慮を行う。

なお、避難所生活の長期化に備えて以下の対策の実施を検討する。

□避難生活の長期化対策

○温かい食事、汁物、野菜の提供（炊き出しの実施）
○入浴対策（仮設風呂・温水シャワーの設置、銭湯情報の提供、障害者等に対する移動入浴車の巡回等）
○燃料の確保（ボンベ、コンロの調達）
○下着類の洗濯
○食品衛生対策（保健所による巡回指導）
○心身リフレッシュ対策（演劇・音楽鑑賞等）
○要配慮者への配慮（医療・福祉施設への移送、情報提供、軟らかい食品等）
○男女のニーズの違いに対する配慮（更衣室・授乳室の設置、仮設トイレ・物干し場の設置場所等の配慮、女性相談員の配置等）
○子育て家庭への配慮
○プライバシーの確保（仕切り板や家族用テント等）
○避難所運営に関する役割分担の明確化と、被災者に過度の負担がかからないための配慮
○防犯対策（パトロール、ガードマンの雇上げ）

○医療相談、診療
○ボランティア活動に対する支援
○避難住民の要望把握、要望への対応方策の検討（避難所生活における避難者のニーズの変化への対応）
○必要に応じてホテル・旅館等への移動

(4) 避難所の開設期間

避難所は、災害がおさまり、かつ避難する必要もなく、被災者のための応急仮設住宅等による生活再建の目処が立った時点で閉鎖するものとする。なお、避難所を閉鎖した場合は、その旨を速やかに県その他関係機関に報告する。

ただし、災害救助法の適用を受けるときは、同法の規定により避難所の開設期間は、７日間とする。また、状況により期間を延長する場合は県知事の事前承認を受ける必要がある。

(5) 被災者の移送

① 他市区町村への移送

被害が甚大なため市内の避難所に被災者を収容できないときは、「本部事務局」へその旨報告し、他市区町村への移送を要請する。

市内の避難所に収容余力がないときは、「渉外情報部」は県災害対策本部に対して、移送を要請する。

② 他市区町村からの受入

「救援避難部」は、災害対策本部から他市区町村からの被災者の受入れ指示された場合は、速やかに必要な措置を講じる。

また、災害対策本部は、県災害対策本部から他市町村の被災者の受入れを指示された場合は、県計画の定めるところにより積極的に協力する。

(6) 避難所外避難者への支援等

自然に被災者が集まることで、市の避難所以外に避難所ができた場合は、不足物資の供給及び避難者の安全確保を行うとともに、必要に応じて市の避難所への避難者の移動を行うものとする。また、在宅避難者や、やむを得ず車中等に避難している被災者に係る情報の把握に努めるとともに、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、情報の提供等必要な支援を実施し、生活環境の確保を図るものとする。特に車中泊の被災者に対しては、エコノミークラス症候群の予防のため、健康相談や保健指導、弾性ストッキングの配布等を実施する。

(7) 要配慮者や女性、性的少数者への配慮

① 要配慮者や女性等に配慮した避難所の設営

要配慮者や女性に配慮し、男女別更衣室、男女別トイレ、授乳場所、クールダウンスペース（障害者等が気持ちを落ち着かせることが出来る空間）等を開設当初から設置できるように努める。

② 女性に配慮した避難所の運営管理

避難所の運営管理に当たっては、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するも

のとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営管理に努めるものとする。

③ 性暴力・ＤＶの発生防止のための対策

市は、避難所等における女性や子供等に対する性暴力・ＤＶの発生を防止するため、仮設トイレ設置の際には女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・ＤＶについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。

④ 女性や要配慮者のニーズの把握

女性の相談員、福祉相談員を配置若しくは巡回させ、女性や要配慮者のニーズの変化に対応できるように配慮する。なお、女性に対する相談員の配置や相談窓口の開設・運営等に当たっては男女共同参画推進センターや民間団体を積極的に活用する。

⑤ 性的少数者のプライバシーの確保

ＬＧＢＴＱなど性的少数者から相談を受ける場合はプライバシーを確保するとともに、アウティング(性的少数者本人の了解なしに性的少数者であることを他人に暴露してしまうこと)をしないよう注意を要する。

(8) 災害救助法が適用された場合の費用等

災害救助法が適用された場合の避難所設置の費用は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成 13 年 埼玉県告示第 393 号)」の範囲内において県に請求できる。

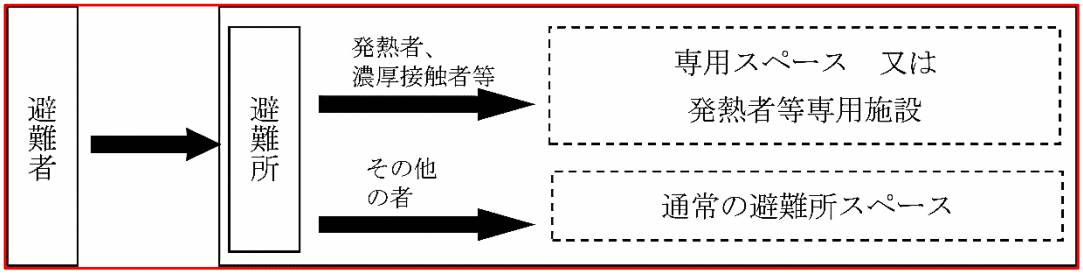
避難所開設に伴う費用は、人夫費、消耗器材費、建物及び器物の使用謝金、燃料費並びに仮設の炊事場及びトイレの設置費として、県の基準に準ずるものとする。

２．７ 避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策

【本部事務局、救援避難部、救護部、関係各部】

新型コロナウイルス感染症の伝播のおそれがある場合でも、災害の危険性が高まった際に、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する必要がある。避難所に避難すべき住民が躊躇なく避難できるよう、「避難所の運営に関する指針（新型コロナウイルス感染症に対応したガイドライン)」（令和２年５月埼玉県作成）に沿って、関係部局等が連携し、主に以下の対策を取るものとする。

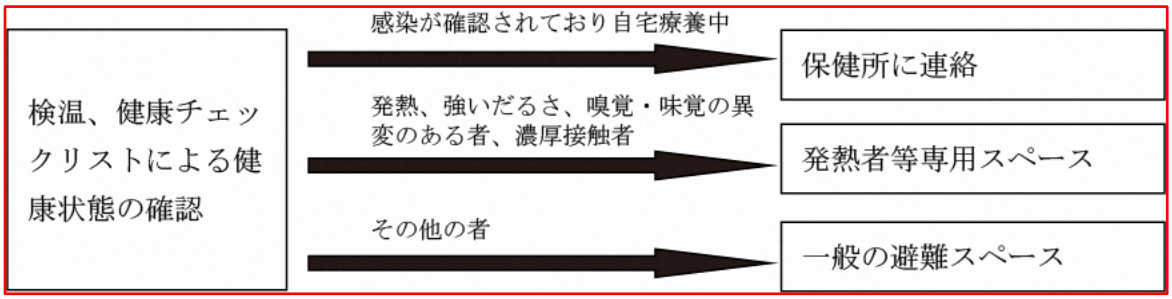
① 健康状態に合わせた避難場所の確保



② 十分なスペースを確保するための避難所の確保・開設

- 体育館が避難所となる学校施設等では空き教室の活用など臨時的なスペースの確保、開設を検討する。
- 地域の実情に応じて県有施設やホテル・旅館等の活用を検討する。

③ 避難所受付時のフロー



④ 避難所レイアウトの検討

- 世帯間でおおむね２ｍの間隔を確保するレイアウトを検討する。

⑤ 避難者の健康管理

- 避難所等に保健師等を巡回させるなど、避難者の感染症予防等を図るための体制を整備する。
- 感染症の疑いがある者が発生した場合に備え管轄の保健所と連絡体制を整備する。

⑥ 発熱者等の専用スペースの確保

- 発熱等の症状がある者及び感染が確認されている者の濃厚接触者（以下「発熱者等」という。）のための専用スペース又は専用の避難施設を確保する。
- 発熱者等の専用スペースは可能な限り個室とするとともに専用のトイレを確保する。やむを得ず複数の発熱者等を同室にする場合は、パーティション等により空間を区切る。
- 発熱者等の専用スペースやトイレは、その他の避難者とはゾーン、動線を分けるよう検討する。

⑦ 物資・資材

- マスク、消毒液、非接触型体温計、スタッフ防護用ガウン、パーティション、段ボールベッドなど感染症対策に有効と考えられる物資を可能な限り準備する。

⑧ 自宅療養者の対応

- 自宅療養者には、災害時に避難が必要な場合は保健所に連絡するよう事前に管轄の保健所から周知する。
- 避難が必要な場合は保健所の指示によりホテル等の宿泊療養施設に避難する。
- 自宅療養者が避難所に避難する可能性を考慮し、関係部局間で避難所の運営に必要な情報を共有する。

⑨ 住民への周知

- 広報誌、自治体ホームページ、ＳＮＳ等を活用し以下の事項等を住民に周知する。
- 自宅で安全を確保できる場合は在宅避難を検討すること。
- 安全が確保できる親戚や知人宅等への避難を検討すること。
- マスク、消毒液等の衛生用品等避難生活において必要な物資を可能な限り持参して避難すること。

⑩ 感染症対策、避難所の衛生管理

- 手洗い、マスクの着用など基本的な感染症対策を徹底する。
- 定期的な清掃を実施する（トイレ、ドアノブ等は重点的に）。
- 食事時間をずらして密集・密接を避ける。

⑪ 発熱者等の対応

- 避難者の体調が悪化した場合、医師に連絡し必要に応じて医師の診察を受けさせる。診察の結果、新型コロナウイルス感染症が疑われ、検査を受ける場合、結果が出るまで当面の間の当該避難者の処遇は医師の指示に従う。
- 避難者が新型コロナウイルス感染症に感染したことを確認した場合、当該避難者や避難所スタッフ等の対応は保健所の指示に従う。

⑫ 車中泊（車中避難）等への対応

- 車中泊（車中避難）を行う避難者がいる場合は、エコノミークラス症候群予防のため軽い運動やストレッチの実施、こまめな水分補給等について周知する。

２．８ 普通生活への復帰・避難所の縮小

【本部事務局、救援避難部】

避難所の多くは学校や公民館等の公共施設であり、いずれ本来業務を再開しなければならない。そのため、市は、被災家屋の応急対策による避難者の帰宅や仮設住宅の建設等の復興政策と連動して避難所を縮小していくものとする。

避難所の統廃合や避難者の自立を促進するために、市は避難所開設当初から確かな情報を基に方針・方向性・指針等を打ち出し、それに向けて行政、ボランティア及び被災住民が三位一体となって作業を進めていく。

□被災住民の移動を実施する場合の注意点

○避難所を閉鎖し他への移動を住民に求める場合は、その建物に近く、なるべく同一地域内の施設を準備すること。
○移動先施設の生活環境のレベルを現状以上のものとすること。
○早めに方針を打ち出し、被災者組織と十分に協議すること。
○一旦行政と住民との信頼関係が壊れると、再び信頼を取り戻すには相当の時間とエネルギーを必要とするので、常に相手の立場に立った応対をすること。

第３　要配慮者の安全確保

地震災害時における要配慮者等の安全を確保する。

３．１　避難行動要支援者等の避難支援
３．２　避難生活における要配慮者支援
３．３　社会福祉施設入所者等の安全確保対策
３．４　在住外国人の安全確保

３．１　避難行動要支援者等の避難支援

【本部事務局、救援避難部、救護部、消防部】

災害発生時において、要配慮者を安全に避難させる。

(1) 避難のための情報伝達

在宅や避難場所等にいる避難行動要支援者等に対して情報を提供するため、ＦＡＸによる情報提供、手話通訳者の派遣による情報提供、音声情報の提供等を実施する。

また、避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿を活用して着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるよう、避難情報の発令及び伝達に当たっては、特に配慮する。

(2) 避難行動要支援者の避難支援

市は、避難行動要支援者名簿や個別避難計画を活用し、避難行動要支援者が地域の支援者等によって安全に避難できるよう措置する。

災害時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努めるものとする。

① 避難支援等関係者は、平常時から名簿情報を避難支援等関係者に提供することに同意した避難行動要支援者の避難支援については、名簿情報に基づいて実施する。
② 避難行動要支援者名簿の平常時からの提供に不同意であった者についても、現に災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を保護するために特に必要があるときには、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に名簿情報を提供できる。
③ 市は、発災時に本人同意の有無に関わらず、緊急に名簿情報を外部提供する場合、提供を受けた者が情報の適正管理を図るよう、名簿情報の廃棄・返却等、情報漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう努める。
④ 避難行動要支援者及び名簿情報は、避難支援者関係者から避難場所等の責任者に引き継ぎ、避難所生活後の生活支援に活用する。

(3) 避難行動要支援者等の安否確認及び救助活動

① 安否確認

避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を活用し、民生委員・児童委員、(福)深谷市社会福祉協議会等の協力を得ながら避難行動要支援者の安否を確認する。

また、保護者のいない児童等の実態把握に努め、関係機関及び地域の市民等と協力して、保護、生活支援、心のケア等必要な措置を講ずる。

② 救助活動の実施

市及び県は、救助活動の実施及び受入先への移送について、自主防災組織及びボランティア団体等の協力を得ながら、次のとおり対応する。

○ 住民の協力を得ながら避難行動要支援者等の救助を行う。
○ 避難行動要支援者等を福祉避難所、医療施設、社会福祉施設等に収容する。また、搬送車両を確保し、自主防災組織及びボランティア団体等の協力を得て移送する。

(4) 名簿に掲載されていない要配慮者の避難支援・安全確保

妊産婦や乳幼児は永久的な状態ではないため、事前の把握が困難である。そのため、避難行動要支援者名簿に掲載されないことが考えられる。

市は、妊産婦や乳幼児の事前把握の方法を検討するとともに、妊産婦や乳幼児は、避難に時間と支援を要することが多いことを考慮し、優先的な避難等を実施するなど安全を確保する。

一方、外国人や旅行者等は、日本語や地理の理解に困難を伴うため、主に情報発信に係る支援を実施する。

３．２ 避難生活における要配慮者支援

【本部事務局、救援避難部、救護部】

避難生活等に困難を伴う要配慮者を支援する。

(1) 生活救援物資の供給

市は、要配慮者の被災状況を把握し、要配慮者向けの食料、飲料水、生活必需品等の備蓄物資を調達及び供給する。配布を実施する際には、配布場所や配布時間を一般被災者とは別に設ける。

(2) 避難所における要配慮者への配慮

① 区画の確保

避難所内に、要配慮者のために区画されたスペースを提供するなど配慮する。

② 物資調達における配慮

要配慮者のために必要と思われる物資等は、速やかに調達できる体制を整備するよう努める。

③ 巡回サービスの実施

職員、民生委員・児童委員、介護職員及び保健師等により巡回班を編成し、避難所で生活する要配慮者の状況及びニーズを把握し、介護、メンタルケア等の巡回サービスを実施する。

また、性犯罪や配偶者間暴力等を防ぐため、避難所には、女性相談窓口を設け、女性相談員、福祉相談員を配置若しくは巡回させる。

④ 福祉避難所の活用

市及び県は、社会福祉施設等を福祉避難所として活用し、避難所での生活が困難である要配慮者を入所させ、医療や介護など必要なサービスを提供する。

併せて、ホテル・旅館等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。

⑤ 相談窓口の開設

「救援避難部」は「本部事務局」と協力して市役所や公民館等に相談窓口を開設する。各相談窓口には、職員、福祉関係者、医師及び相談援助職等を配置し、総合的な相談に応じる。

(3) 避難所外も含めた要配慮者全般への支援

① 情報提供

市及び県は、在宅や避難所等にいる要配慮者に対し、手話通訳者の派遣、音声情報の提供等を行うほか、ＦＡＸや文字放送テレビ等により情報を随時提供していく。

② 相談窓口の開設

市及び県は、支所や保健所等に相談窓口を開設する。各相談窓口には、職員、福祉関係者、医師、相談援助職等を配置し、総合的な相談に応じる。

③ 巡回サービスの実施

市及び県は、職員、民生委員・児童委員、介護職員、保健師などにより、チームを編成し、在宅、避難所、仮設住宅等で生活する要配慮者のニーズを把握し、介護、メンタルケア等の巡回サービスを実施する。

④ 物資の提供

在宅の要配慮者へ生活支援物資を供給する。確実に供給できるよう配布手段、方法を確立させる。

⑤ 福祉避難所の活用

市及び県は、社会福祉施設等を福祉避難所として活用し、自宅での生活が困難である要配慮者を入所させ、医療や介護など必要なサービスを提供する。

(4) 応急仮設住宅提供に係る配慮

市は、入居者の選定に当たって、要配慮者を優先的に入居させるなどの配慮に努める。

３．３ 社会福祉施設入所者等の安全確保対策

【救援避難部、救護部】

地震災害時に機敏に行動できない高齢者や障害者等の被害状況や安否について、近隣住民や家族の協力を得て把握・確認し、安全確保に必要な措置を的確に実施する。

「救援避難部」は､施設管理者と連携し、社会福祉施設の入所者の安全を確保する。

(1) 社会福祉施設等入所者の安全確保

① 施設職員の確保

施設管理者は、あらかじめ整備した緊急連絡網を活用し、職員の動員・参集を迅速に実施して緊急体制を確保する。

② 避難誘導の実施

施設管理者は、避難確保計画に基づき、入所者の救助及び避難誘導を迅速に行う。

また、市は、施設入所者の救助及び避難誘導を援助するため、近隣の社会福祉施設、自主防災組織、ボランティア団体等に協力を要請する。

③ 受入先の確保及び移送

「救援避難部」は、医療施設及び社会福祉施設等の受入先や搬送車両を確保し、施設入所者の移送を援助する。

④ 物資の供給

施設管理者は、食料、飲料水、生活必需品等の備蓄物資を入所者に配布するとともに、不足が生ずる場合は、市及び県に協力を要請する。

⑤ ライフライン優先復旧

市は、社会福祉施設機能の早期回復を図るため、ライフライン関係機関に対し、水道、電気、ガス等の優先復旧について「本部事務局」を通じて要請する。

⑥ 巡回サービスの実施

市は、自主防災組織及びボランティア団体等の協力を得ながら巡回班を編成し、被災した入所者の状況やニーズを把握し、必要な援助を実施する。

３．４ 在住外国人の安全確保

【本部事務局】

言葉の支障により、災害時の必要な情報を得にくい在住外国人の被害状況や安否を近隣住民から把握し、安全確保に必要な措置を的確に実施する。

(1) 安否確認の把握及び避難誘導の実施

① 避難誘導の実施

「本部事務局」は、避難指示を発令した場合には、広報車や防災行政無線を活用して外国語による広報を実施し、外国人に対して速やかな避難誘導を実施する。

② 安否確認の実施

「本部事務局」は、自主防災組織、防災関係組織等の情報を基に、外国人登録者名簿等を活用し、外国人の安否を確認する。その調査結果を、県に報告する。

(2) 情報提供及び相談窓口の開設

① 情報提供

「本部事務局」は、広報紙、テレビ、ラジオ、ガイドブック、パソコン通信等を活用し、外国語による情報提供を実施する。また、ボランティア通訳等の協力を得ながら、チラシ、情報誌等の発行による生活情報を随時提供する。

② 各種相談

「渉外情報部」は「本部事務局」と協力して相談窓口を開設し、職員やボランティア通訳者等の協力を得ながら、外国人に対して総合的な相談に応じる。

③ 通訳・翻訳ボランティアの確保

「渉外情報部」は県とともに、外国人が災害時にも円滑にコミュニケーションが図れるように外国語通訳や翻訳ボランティアなどの確保を図る。

第４　医療救護

市は、地震災害のため医療機関が混乱し、被災地の市民が医療及び助産の途を失った場合は、応急的に医療及び助産の処置を行い、り災者の保護の万全を図る。

４．１ 医療情報の収集・伝達
４．２ 初動医療体制
４．３ 負傷者等の搬送体制
４．４ 後方医療体制

４．１ 医療情報の収集・伝達

【救護部】

傷病者等を迅速かつ的確に後方医療機関へ搬送するためには、収容先医療機関の被災状況や、空き病床数等、傷病者の搬送先を決定するために必要な情報が把握できるよう、災害時医療体制を確立する。

そのため、市は、応急救護所及び後方医療施設である病院に無線等の資機材を設置し、連絡体制を整備することにより、的確な搬送を行う。

４．２ 初動医療体制

【救護部】

初動医療は、負傷者あるいは災害によって医療サービスが受けられなくなった者に対し、応急的な医療を実施するものである。災害直後は交通や通信が遮断されることを想定し、できる限り被災地の周辺で医療活動ができるよう、避難所等に応急救護所を開設し、関係機関により編成された医療救護班が応急医療活動を実施する。

(1) 初動医療体制の整備

「救護部」は、初動医療体制として医師会、日本赤十字社及び保健所等の協力を得て、医療救護班の編成を行う。

特に、大規模災害により多数の傷病者が発生した場合、原則として傷病者の救護は、市内の病院、診療所及び助産所等の施設を利用して行う。軽傷病者については避難所等に設置された応急救護所をもって充て、医療救護班を派遣する。

また、市の応急救護の能力を超えた医療救護が必要となった場合は、県及びその他の関係機関に協力を要請する。

(2) トリアージ（負傷者選別）の実施

医療救護班は、災害により多くの負傷者が発生し、応急医療能力を上回ったとき、又は上

回ると予想されたときは、トリアージを実施する。

① 救急隊の活動内容

消防本部の救急隊は、災害現場でトリアージを実施し、病院で治療の必要がある傷病者を市内救護医療機関まで搬送する。また、必要に応じて自主防災組織等に救護医療機関への搬送の協力を依頼する。

② 医療救護班の活動内容

医療救護班は、消防本部や必要に応じて自衛隊等の機関と連携をとって医療活動を行い、傷病者が重傷の場合等は、後方医療機関に速やかに搬送する。

○診察
○医薬品等の支給
○応急処置及びトリアージ
○看護
○後方医療機関等への搬送要請

(3) 医薬品等の調達

「救護部」は、医療及び助産に必要な医薬品及び医療器材を、災害の規模に応じて市医師会、薬剤師会等の協力を得て、卸売組合・業者等から調達する。

□医薬品等の調達

○医薬品等の搬送

医薬品等の搬送は、応急救護所の設置とあわせて「救護部」が行う。

○血液の供給

医療救護活動において血液が必要な場合、市長は、県あるいは赤十字血液センターに要請する。

(4) 精神科救急医療の確保

市及び県は、被災者向けの相談窓口の開設や巡回サービス等の対策活動を通じ、環境の急変等から病状が悪化し、緊急に入院が必要な精神障害者が認められた場合は、県内の精神科医療機関の協力を得ながら、適切な診療体制を確保する。

(5) 災害救助法が適用された場合の費用等

災害救助法が適用された場合、災害の事態が急迫して知事による医療・助産活動の実施を待つことができず、市が医療・助産活動に着手しているときに要した経費は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成 13 年埼玉県告示第 393 号）」の範囲内において県に請求できる。

４．３ 負傷者等の搬送体制

【救護部、消防部】

負傷者等の救護医療機関への一次搬送並びに後方医療機関への二次搬送は次のとおりとする。

(1) 一次搬送方法

大規模な災害による被害が発生した場合、傷病者の搬送に困難が生じるため原則として次の方法の順で一次搬送を実施する。

①「救護部」が消防本部に緊急度の高い傷病者の搬送を要請する。
②公用車、市内救護医療機関又は各応急救護所の班員が使用している自動車により搬送する。
③各応急救護所の班員、消防職員、その他市の職員により担架やリヤカーで搬送する。
④自主防災組織、事業所等の協力を得て搬送する。

(2) 救護医療機関の受入要請

「救護部」及び「消防部」は、協力して救護医療機関の被災状況と収容可能ベッド数を速やかに把握し、各医療機関に収容スペース確保等の受入れ体制の確立を要請する。

また、負傷者が一医療機関に集中しないように配慮する。

(3) 二次搬送体制

次の体制により二次搬送を実施する。

○市内救護医療機関で対応できない傷病者の市外・県外の高度医療機関への搬送は、「救護部」、「消防部」及び救護医療機関等が協力して実施する。
○必要に応じて県にヘリコプター輸送の要請を行い、ヘリコプター（防災ヘリ）による搬送を実施する。
○平成 19 年 10 月 26 日から県内でもドクターヘリ（埼玉医科大学総合医療センター）の運用が開始され、県防災ヘリと同様に必要に応じ「消防部」から県へ要請する。
なお、市の臨時ヘリポート指定地は、資料編のとおりである。

※参照：資料編　Ⅰ「資料５－３　臨時ヘリポート指定地」

(4) 後方医療機関への受入要請

本部長は、県及び相互応援協定を締結している市町等へ要請し、市外及び県外の収容可能な医療機関を把握し、救護医療機関に必要な情報を伝達する。

(5) 遺体の移動

大規模災害が発生した際、病院での遺体の集中を防ぐため、市の指定する遺体安置所を開設した場合は、病院の遺体を遺体安置所に移動し、安置するものとする。

４．４　後方医療体制

【救護部、消防部】

市は、病院等を後方収容施設としてあらかじめ指定し、体制の整備を行う。

また、応急救護所からの搬送ルートの整備を行い、応急救護所間あるいは応急救護所と病院との間の密接な情報交換を行う。

(1) 搬送体制

市は、応急救護所では対応できない重傷者や特殊医療を要する患者については、県により位置づけられた後方医療機関に搬送する。

(2) 広域医療協力体制

市は、多数の負傷者の対応による医師の不足及び医薬品や医療資機材の不足等の諸問題に対し、県内他地域及び県外地域からの広域医療協力体制により対応すべく整備を進める。

第５　防疫及び保健衛生

被災地においては、衛生条件が悪化することにより、感染症等がまん延するおそれや、長期にわたる避難生活により健康状態が悪化するおそれがあるため、感染症等の防止措置や被災者に対する防疫及び保健衛生活動を実施する。

また、被災時に飼育が困難になるペットや管理が必要な危険動物について、保護対策を実施する。

５．１　防疫活動
５．２　保健衛生活動
５．３　動物愛護

５．１　防疫活動

【環境防疫部】

水道の断水、汚水の溢水等により感染症がまん延するおそれがあるときは、被災地の予防措置及び消毒等の防疫活動を実施する。

≪被災時の防疫活動≫

活動内容＼実施主体	県の活動	市の活動
検病疫学調査	○	△
健康診断	○	△
清掃・消毒作業		○
そ族・昆虫の駆除		○
法※により入院を必要とする感染症患者の収容	○	△
予防接種	○	△

注）○：実施主体、△：市が協力
※感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

(1) 実施体制

「環境防疫部」は、保健所の指示のもと、防疫活動を実施する。

(2) 実施期間

災害発生日から起算しておおむね７日間とするが、被災状況に応じて適宜判断する。

(3) 活動内容

① 消毒・清掃

「環境防疫部」は、被災地において感染症が発生し又は発生するおそれのある区域を重点的に、消毒作業及び清掃作業を実施する。

□消毒・清掃の対象

○給水給食施設
○家屋
○トイレ
○ごみ溜、溝渠

□そ族、昆虫等の駆除

「環境防疫部」は、災害の性質や程度、感染症のまん延のおそれ等の状況を勘案し、県の指示に基づき、薬剤によるそ族、昆虫等の駆除を選択的かつ重点的に実施する。

② 収容・消毒

「環境防疫部」は、被災地において感染症患者又は病原体保有者を確認したときは診療医師と協力して収容するとともに、患者の家屋付近の消毒活動を行う等の予防措置を講ずる。

なお、診療医師は直ちに保健所へ報告する。

また、避難所における感染症の予防のため、被災者に防疫指導を行うとともに、感染症の早期把握に努める。

(4) 県に対する要請

本部長は、市が実施する防疫活動の実施が困難な場合は、県へ要請する。

(5) 県が実施する防疫活動への協力

被災状況や感染症の発生状況に応じて、保健所が実施する被災地における検病調査、健康診断、臨時予防接種及び感染症防止対策等の予防措置に協力する。

５．２ 保健衛生活動

【県、救護部】

「救護部」は県及び保健所との連携のもと、食品衛生監視、栄養指導及びメンタルケア対策を次のとおり実施する。

(1) 食品衛生監視

□食品衛生監視活動内容

○救護食品の監視指導
○飲料水の簡易検査
○その他食品に起因する被害発生の防止

(2) 栄養指導

□栄養指導活動内容

○被災者に対する栄養相談
○災害時の影響・食生活支援の情報提供

(3) メンタルケア対策

メンタルケアを行う活動班を編成し、避難場所、応急仮設住宅等への巡回等により、次のメンタルケア対策を実施する。

□精神保健活動内容

○発症あるいは症状が悪化した精神障害者の相談
○精神科医療機関の紹介
○医療機関等への搬送手段について調整
○精神科医療機関、社会福祉施設との連絡調整
○被災者の精神保健福祉相談

(4) 保健指導

「救護部」は次の保健指導を実施する。

□活動内容

○避難所における給食施設の衛生管理を徹底するため、保健衛生上の注意事項等について啓発を行う。
○パンフレット及びリーフレット等により、被災地における衛生環境の確保に関する注意事項を被災者に対し周知する。
○保健師による訪問衛生相談等を実施するなど、あらゆる機会をとらえ被災者に対する衛生指導を実施する。

５．３ 動物愛護

【環境防疫部】

災害時には、負傷又は逸走状態の動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。

市は関係機関と協力して、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼養に努めるものとする。

(1) 被災地域における動物の保護

市は、県、獣医師会及び動物関係団体により構成される県動物救援本部と協力して、所有者不明の動物、負傷動物等を、動物保護施設等へ搬送する。

(2) 避難所における動物の適正な飼養

市は、県、獣医師と協力して、飼い主とともに避難した動物に関して、適正飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。

避難者と共に避難した動物（盲導犬、聴導犬、介助犬を除く）の取扱いについて、避難所では様々な価値観を持つ人が共同生活を営むことに鑑み、居室への動物の持ち込みは原則禁止とし、敷地内の屋外に飼養専用スペースを設置し飼養させることとする。ただし、施設に別棟の倉庫等があるなど収容能力に余裕がある場合には、当該避難所に生活する避難者の同意のもとに、居室以外の部屋に専用スペースを設け飼養させる。

動物への給餌、排泄物の清掃等の飼育・管理は、当該動物を連れてきた者が全責任を負うものとする。また、居室以外の部屋の専用スペースで飼養した場合、撤去後に当該動物を連れてきた者が施設を現状復旧させる全責任を負うものとする。

(3) 情報の交換

市は、県や獣医師、その他関係機関等と連携して、次の情報を収集し、提供する。

○各地域の被害及び避難所での動物飼育状況
○必要資機材、獣医師の派遣要請
○避難所から動物保護施設への動物の預け入れ希望
○他都道府県市への連絡調整及び応援要請

(4) その他

「埼玉県動物の愛護及び管理に関する条例」に規定する危険な動物等が逸走した場合は、動物園及び警察の協力を得て収容、管理する。

第６　応急給水

市は、地震災害に伴い飲料水の供給が途絶えたり、汚染等により市民が飲料に適する水を得ることができない場合は、最小限度必要な飲料水の応急給水を行い、併せて水道施設の応急復旧活動を実施する。

６．１　給水需要の把握
６．２　給水方針の決定
６．３　給水の実施
６．４　給水施設の応急復旧

６．１　給水需要の把握

【上下水道部、本部事務局】

災害による避難者数や飲料水の供給管断裂等による断水戸数に対し、現に飲料水を利用できない市民の数を把握する。

６．２　給水方針の決定

【本部事務局、上下水道部】

給水量、給水方法、給水施設の応急復旧順位は、給水需要の程度や給水施設の被害状況・復旧見込み、場所、施設の重要度を鑑み、その都度本部長が指示する。

(1) 実施責任者

被災者に対する飲料水の応急供給の実施は原則として市長が行う。

ただし、市で対応が困難な場合は、県災害対策本部食料部及び日本水道協会に応援の要請及び資機材等の借入あっせん要請を行う。

(2) 給水対象者

災害のため現に飲料に適する水を得ることができない者全員に対して行う。

なお、要配慮者（特に乳幼児や高齢者等）への飲料水の給水には十分な配慮を行う。

(3) 給水量

給水量は、災害発生から３日までは、１人１日約３リットル、４日目以後は約 20 リットルを目標とする。これは飲料水及び炊事のための水を合計したものである。

(4) 供給の方法

供給の方法は、容器による搬送給水や仮設共用水栓の設置、給水車からの水の供給等現場に応じた適宜な方法により行う。

また、震災対策指定井戸等を活用する（衛生上の確認をすること）。

６．３ 給水の実施

【上下水道部】

(1) 給水方法

給水は以下の方法に従って実施する。

○浄配水場内の応急給水栓及び市内消火栓から供給するが、市全体が断水の場合は県と協議して定めた給水地点にて応急給水を行う。
○市内の企業及び個人所有の震災対策指定井戸、県災害対策本部食料部及び隣接市、日本水道協会から応援給水を受けるものとする。
○医療機関等（重要給水拠点）の給水については優先する。
○市は、震災時等給水に関する覚書を締結している場合、対象給水拠点において、自ら給水できる。

---

(2) 給水所の設置

主な給水所の設置場所は以下のとおりである。

○避難所
小中学校体育館、公民館体育室、ビッグタートル、コミュニティセンター他
○避難場所
小中学校・高等学校グラウンド、公園
○病院・社会福祉施設
○その他給水要請のあった場所

---

(3) 周知・広報

「上下水道部」は、給水所の設置状況について「渉外情報部」を通じて被災市民に広報活動を行うとともに、指定場所及びその周辺に「給水所」と大書きした掲示物を表示する。

(4) 応援の要請

①　必要に応じて、自衛隊及び日本水道協会、深谷市指定水道工事店等に応援要請を行う。
②　給水用資機材に不足が生じたら以下の機関に要請する。

○県災害対策本部食料部、日本水道協会、隣接市町…給水車、給水タンク、ポリ袋等
○自衛隊…浄水セット、ヘリコプター出動要請等
○民間企業…ペットボトルによる水の配付

---

(5) 災害救助法が適用された場合の費用等

飲料水の供給に要した経費は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成 13 年埼玉県告示第 393 号)」の範囲内において市町村が県に請求できる。

６．４ 給水施設の応急復旧

【上下水道部】

水道施設が被災した場合、市指定給水装置工事事業者等の協力を得て、直ちに復旧作業に着手し、早期復旧を目指す。

なお、復旧のための資材及び技術者が不足する場合は、市長（「本部事務局」）を通じて知事・日本水道協会に要請する。復旧に当たっては、防災拠点となっている施設（災害対策本部、病院、避難所等）を優先する。

≪給水機器一覧表（深谷市保有分）≫

［令和３年３月 31 日　現在］

給水機器	保有数量
加圧式給水車	１台　３ｔ
給水タンク	１基（２ｔ）　６基（１ｔ）　飲料水用簡易水槽（1,000ℓ）４個
ポリ容器	６個（20ℓ容器）　114 個（10ℓ容器）
ポリ袋	1,220 枚（10ℓ袋）　3,310 枚（4ℓ袋）　220 枚（6ℓ袋）

≪給水拠点≫

［令和元年　現在］

名称	１日最大取水能力 (m^3/日)	施設能力 (m^3/日)	受・配水池	
			数	容量(m^3/池)
皿沼浄水場	17,088	21,800	3	12,000
前川原浄水場	6,768	5,450	1	1,800
新仙元山配水場	0	5,000	1	4,000
岡部浄水場	7,128	33,300	4	17,000
今泉配水場	0	2,342	1	1,200
川本浄水場	1,814	6,500	2	3,123
花園第１配水場	0	5,400	2	2,840
花園第２配水場	0	200	2	3,000
前小屋浄水場	46	45	1	72
本田配水場	0	2,906	1	1,500
計	32,844	82,943	18	46,535

出典）「令和元年度深谷市水道事業年報」

第７　食料・生活必需品の供給

地震災害時に、食料及び生活必需品の供給や販売が一時的に麻痺することが予想されることから、被災者に対しては、速やかに食料及び生活必需品を供給できる措置を講ずる。

７．１ 緊急食料供給体制の確立
７．２ 緊急生活必需品供給体制の確立
７．３ 救援物資供給体制の確立

７．１ 緊急食料供給体制の確立

【調達部】

災害によって、日常の食事に支障を生じた者及び応急対策活動に従事する者に対し、炊き出しその他によって食料を確保する。

(1) 給食需要の把握

下表を参考に、避難者数、調理不能施設（ガス供給停止等による）数、防災要員数を早期に把握する。

この場合、ミルクを必要とする乳児の数及びアレルギー対応食品の必要数についても把握する。

□供給対象者

○避難所に収容された者
○在宅での避難者
○住家に被害を受けて炊事のできない者
○住家に被害を受けて一時縁故先等に避難する必要がある者
○通常の配給機関が一時的に麻痺し、主食の配給が受けられない者
○旅行者等で現に食を得ることができない状態にある者
○応急活動に従事する者
○応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者
○所在を把握できる広域避難者（ただし、自力での物資の調達が困難な者）

(2) 給食能力の把握

市内の小、中学校等の給食能力を有する施設の被害状況を把握する。

(3) 給食方針の決定

給食方針は、(1)及び(2)の状況把握に基づき決定する。

① 実施責任者

被災者に対する炊き出しその他による食料の供給は、市長が行う。

ただし、市で対応が困難な場合は、食料品のあっせん要請を県災害対策本部食料部に行う。

② 給食基準

○食品の給与は、被災者が直ちに食することができる現物によるものとする。
○配給品目は米穀を原則とするが、実情等により乾パン及び麦製品とする。
○知事が定める配給数量は、炊き出しとして配給する場合、被災者１食当たり精米 200ｇ以内、応急供給受給者１人１日当たり精米 400ｇ以内、災害救助従事者１食当たり精米 300ｇ以内である。
○副食品の数について制限しない。
○一時、縁故先へ避難する者については、３日分以内を現物により支給する。

③ 給食の方法

○食料供給機能の停滞により生命の危険がおよぶ可能性のある要配慮者に対し優先的に実施する。
○現場ごとにそれぞれ実施責任者を定め、炊き出し及び食料の給与を実施する。
○速やかに炊き出しが行われるよう給食可能設備を有する施設を調査し、協力を要請するなどにより、炊き出し体制の確立を図る。
○状況により、地域の団体、自衛隊又はボランティア等の協力を得て実施する。
○野外炊飯に備えて、移動炊飯器による野外炊飯も考慮する。
○要配慮者に対応した給食方法の検討（軟らかい食事､栄養の考慮等）
○可能な限りアレルゲン表示に配慮した食品を選択する。

(4) 給食

① 食料等の調達

□主な食料の調達方法

○米穀
市長は、応急配給の必要があると認めた場合は知事に申請し、指定米穀販売業者から調達する。

○ビスケット、クラッカー
米穀の方法に準ずる。

> **※参考『（阪神・淡路大震災の場合）乾パン』**
> ○口の中が乾く食べ物として、被災者から歓迎されない。
> ○高齢者にとって固い食品は不向き。
> ○初動期に限定すべきである。

○副食品
必要に応じ市内販売業者から調達する。
地域内で調達不能の場合は、知事にあっせんを依頼する。

○生鮮野菜（事前にカットしておく。避難所での調理は当初は困難）
ＪＡグループ、卸売市場の協力を得る。

〇牛乳、乳製品
　販売業者からの購入
〇簡易ガスコンロの調達
　ガス供給の停止により、調理不能な状況にあるものについては、状況により、簡易ガスコンロを貸与する。
〇大型の鍋釜・コンロ（炊き出しに備える）
　販売・製造業者からの購入・貸与
〇電気炊飯器、電磁調理器の調達
　販売・製造業者からの購入・貸与
〇県備蓄物資の要請
食料が不足した場合、県に食料の供給要請を行う。

② 食料の輸送
「調達部」は、市において調達した食料及び県から支給を受けた食料について、広域集積地や輸送拠点から避難所及び被災地等へ輸送する。（広域集積地、輸送拠点までは原則として県、業者が輸送する）

> **※参考**
> 市での搬送が不可能な場合は、食品配送のノウハウをもっている業者に委託することも検討する。

③ 食品の配付
避難者等への食品の配付を行う。なお、ライフラインと流通機能が回復して事態がある程度落ち着いた段階では、給食対象者を避難所収容者に限定し、給食需要の明確化を図る必要がある。ただし、必要がある場合は、自宅避難者等に対しても食品の提供に努める。

④ 炊き出し（温かい食事・汁物・サラダの提供）
避難所の弁当や配給食は、「塩辛い」、「油もの」、「肉製品」、「同じ献立の繰り返し」、「冷たい」、「ご飯が硬い」、「野菜・魚の不足」等の傾向がある。
被災者の健康維持と精神安定の観点からも、炊き出しについては「簡易キッチンによる避難所での調理」や「食事の献立化」を図り、提供する食事形態の一つとして計画的に位置づけていく。
また、作業の担い手としては、農協、ボランティア及び避難所住民を組織して活用を図る。

⑤ 災害救助法が適用された場合の費用等
炊出し等による食品の給与に要した費用は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成 13 年埼玉県告示第 393 号）」の範囲内において市町村が県に請求できるものとする。

７．２ 緊急生活必需品供給体制の確立

【調達部、救援避難部】

災害によって、生活上必要な被服や寝具、その他日常用品等を喪失、又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して、生活必需品を供給する。

(1) 生活必需品需要の把握

「調達部」は、「救援避難部」等から生活必需品の供給対象者数を把握する。
なお、供給数等は被災程度で異なることから、住家被害程度別に被害者数を把握する。

□供給対象者

住家の全焼、全壊、流出、半焼、半壊又は床上浸水等によって、生活上必要な家財を喪失、又はき損し、しかも物資の販売機構の混乱により資力の有無にかかわらず、これらの家財を直ちに入手することができない状態にあり、直ちに日常生活を営むことができない者

(2) 公的備蓄、業者調達可能量の把握

市の備蓄倉庫及び市内業者の被災状況を確認し、生活必需品の調達可能量を確認する。

(3) 生活必需品供給方針の決定

(1)、(2)の状況把握に基づき決定する。

① 実施責任者

被災者に対する衣料、生活必需品、その他、物資の供給計画の樹立及び実施は、災害救助法の基準に準じて市長が行う。

災害救助法が適用された場合の被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与は、市長が実施する。

② 供給する主な生活必需品

被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行う。

○寝　　具	…	毛布、タオルケット、布団、簡易ベッド等
○外　　衣	…	洋服、作業衣、子供服等
○肌　　着	…	シャツ、パンツ等の下着類
○身の回り品	…	タオル、手拭い、靴下、サンダル、傘等
○炊事用具品	…	鍋､炊飯器､包丁､バケツ､カセットコンロ､洗剤､ガス器具等
○食　　器	…	茶碗、皿、はし等
○日　用　品	…	懐中電灯、乾電池、石鹸、ちり紙、歯ブラシ、歯磨粉等
○光熱材料品	…	マッチ、ロウソク、ＬＰガス等
○そ　の　他	…	紙おむつ、風邪薬等医薬品、ＡＭ/ＦＭラジオ、マスク、消毒液等

※参考『(阪神・淡路大震災の場合）生活必需品』

上記 ② で示されている品目の中では、毛布等の寝具が直ちに必要となり（要配慮者の体調悪化の防止)、次に手拭き用のウェットティッシュ（給水停止による）や生理的に必要となるもの（紙おむつ、下着、生理用品等）のニーズが高まった。

③ 供給方法

被害程度及び世帯構成人員に応じて配給するものとし、地区民生委員・児童委員やボランティア等の協力を得て、迅速かつ正確に実施するものとする。

(4) 生活必需品の供給

① 生活必需品の調達

生活必需品は、事前の備蓄物資で対応するが、不足する場合、速やかに業者等からの調達に努める。それでもなお不足する場合は、県に対し、供給を要請する。

② 生活必需品の輸送

「調達部」は、市において調達した生活必需品及び県から支給を受けた生活必需品について、広域集積地、輸送拠点から避難所、被災地等へ輸送する。

（広域集積地、輸送拠点までは原則として県、業者が輸送する）

③ 生活必需品の配付

供給方針に基づき配付する。

④ 災害時応援協定に基づく物資の調達供給

関係機関は、物資・資機材の供給や物資の調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システム等を活用し情報共有を図り、相互に協力するよう努める。市は、備蓄物資又は他市町村、民間事業者（団体）等との災害時応援協定等に基づく調達物資を被災者へ供給する。

⑤ ニーズに留意した物資の調達

被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。

⑥ 災害救助法が適用された場合の費用等

生活必需品の給与又は、貸与に要した費用は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成 13 年埼玉県告示第 393 号）」の範囲内において市町村が県に請求するものとする。

７．３ 救援物資供給体制の確立

【調達部、救援避難部】

大規模な災害が発生した際には、救援物資が短時間のうち大量に搬送され、集積場所に滞留して、避難所等の必要な場所に届かないことが懸念される。そこで、民間物流事業者等のノウハウ、マンパワー、物流施設を活用した救援物資管理システムを活用し、救援物資を迅速かつ円滑に供給する。

(1) 救援物資の集積地

救援物資の集積地は、市庁舎とし、そこから各避難所へ輸送するものとする。

(2) 品目別の物資の受入れ

救援物資の協力を申し出る者には、品目別の物資の発送を要請し、あらかじめ、品目ごとに指定した倉庫に救援物資を受け入れ、保管する。

(3) 必要な物資に関する情報の逐次発信

不足している救援物資がある場合は、品目や数量、配送先の倉庫などの情報をインターネット上に公開し、また、マスコミに情報提供を行うなどして、タイムリーな情報を発信する。

(4) 要員の確保

救援物資の受入れ等に際し、要員が不足する場合は、ボランティアの要請や協定先の自治体への要員確保の要請を行う。

第８　住宅の確保

災害により住宅が滅失又は損傷を受け、自らの資力で住宅の再建あるいは応急修理ができないり災者に対し、応急仮設住宅等の設置などによる住宅の給与を講ずるとともに、被災住宅の応急修理を実施するなど居住の安定を図る。

８．１　危険度判定の実施
８．２　応急仮設住宅の設置
８．３　被災住宅の応急修理
８．４　既存住宅の利用
８．５　災害復旧用材の調達等

８．１　危険度判定の実施

【施設部】

災害時には、建築物や宅地が被災することにより居住者等の安全対策を実施する必要がある場合、被災建築物や被災宅地の二次災害を防止するため、被災建築物の応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を実施する。

なお、建物所有者は応急危険度判定が実施された後等に、必要に応じて、建築構造技術者と契約し被災度区分判定を行う。被災度区分判定とは、被災建築物の復旧を目的として、建築構造技術者がその建築物の内部に立ち入り、当該建築物の沈下、傾斜及び構造躯体の損傷状況を調査することにより、その被災度を区分するとともに、継続使用のための復旧の要否とその程度を判定するものである。

(1) 被災建築物応急危険度判定

① 被災建築物応急危険度判定とは

応急危険度判定は、被災した建築物の余震等による倒壊の危険性及び落下物の危険性等を災害発生直後の段階で判定し、二次的な災害を防止することを目的としたもので、主として外観目視等によって判定するものである。

② 被災建築物応急危険度判定方法

判定は、災害で被災した建築物の崩壊・落階及び傾斜等の危険度を目視等により調査・判定し、ランクに応じ建物に「危険：赤」「要注意：黄」「調査済：緑」のステッカーを貼付する。

判定結果は、建築物の見やすい場所に表示され、居住者はもとより付近を通行する歩行者などに対してもその建築物の危険性について情報提供する。

(2) 被災宅地危険度判定

① 被災宅地危険度判定とは

建築物の応急危険度判定と同様に、造成された宅地に対しても、災害時の応急対策として、その危険度を判定するもので、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し判定することに

より、二次災害を軽減・防止するものである。

② 被災宅地危険度判定方法

判定は、擁壁、地盤、のり面、排水施設等を対象に、クラックやずれ、崩壊等、損傷の程度を調査し、配点表により機能喪失の度合いを数値化して判定する。判定結果は、被災建築物と同様に、「危険宅地：赤」「要注意宅地：黄」「調査済宅地：青」に区分して表示する。判定ステッカーは、所有者や使用者、近くを通る者等に注意喚起を促すため見やすい場所に貼付する。

(3) 応急措置に関する相談及び広報

危険度判定士その他防災関係機関の職員が協力して、住宅の応急修理に関する指導・相談を行う。

① 基本事項

住宅の応急修理に関する基本事項は、以下のとおりである。

○応急修理は、災害発生から１か月以内とする。
○災害により住宅が半壊、半焼、若しくは準半壊の被害を受け、自己の資力では応急修理ができない者又は、大規模半壊の被害を受けた者に対して、居室、トイレ、炊事場等日常生活に不可欠な部分について応急的に修理する。

② 応急措置に対する指導・相談

□落下等の危険防止

倒壊のおそれのある建築物及び外壁等のはく離、脱落等のおそれのある屋外取り付け物等の危険防止に関する相談、指導を行うとともに、落下等による事故防止のための注意を喚起するため、住民に広報する。

□電気、ガス等の設備事故防止

電気、ガス等の建築設備による事故防止のため、関係機関と連絡調整を図るとともに住民への広報を依頼する。

③ 復旧に関する指導・相談

被災建築物の復旧に関する技術的な指導及び相談を行うため、必要に応じて「渉外情報部」と協力して相談窓口を設置し、以下に示す相談を行う。

○復旧に関する技術的指導及び相談を行う。
○復旧の助成に関する相談を行う。

８．２ 応急仮設住宅の設置

【施設部】

既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援による応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。なお、応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮するものとする。

(1) 仮設住宅の建設

災害のため住家に被害を受けた者で、自己の資力では住宅を得ることができない者、又は応急修理をすることができない者について、応急仮設住宅を設置し、その援護の万全を期する。

① 実施責任者

応急仮設住宅の設置は市長が行う。

ただし、災害救助法が適用された場合の応急仮設住宅の設置は、原則的に知事の責任において実施する。

また、知事が直接設置することが困難な場合には、市にその建築を委任することがある。委任を受けた市は、その請負契約書、設計及び代金支払い証明書類等を整理し保管する。

② 設置戸数

応急仮設住宅の設置戸数は、原則として次のとおりとする。

□仮設住宅の設置戸数

全焼、全壊、又は滅失戸数の３割以内

③ 設置場所

仮設住宅の設置場所は、市有地とするが、状況により私有地に設置する場合は、所有者と市との間に賃貸契約を締結する。

□場所の条件

○飲料水が得やすい場所
○保健衛生上適当な場所
○交通の便を考慮した場所
○居住地域と隔離していない場所
○電気・ガスの供給が出来る場所
○汚水排水処理に適している場所
○通風換気に適している場所　等

※なお、大雨による浸水被害等の被害の生じない場所についても検討する。

④ 建物の構造及び規模

災害応急仮設住宅建築工事設計書を作成する。

建物の構造、規模、設置予定数及び単位並びに建設完了予定日数、供与期間等は、災害救助法を適用した場合に準じて行う。

なお、仮設住宅を建設する際には、玄関や浴槽での段差解消や手すりの設置など、要配慮者に配慮する。

口仮設住宅の設置基準

〇応急仮設住宅は、災害発生の日から 20 日以内に着工する。
〇その供与期間は、２年以内とする。
〇建物の形式は、軽量鉄骨組立式とする。

⑤ 応急仮設住宅資機材等の調達

応急仮設住宅資機材の調達については、県及び仮設住宅の建設請負契約業者が行うが、市は必要に応じて県に協力するものとする。

(2) 仮設住宅の入居

仮設住宅への入居者の選定については、住民の不公平感のないように努める。

① 入居者の選定

口選定基準

〇住家が全焼、全壊、又は滅失した者であること。
〇居住する家がない者であること。
〇自らの資力では、住家を確保することができない者であること。
・生活保護法の被保護者及び要配慮者
・特定の資産のない高齢者、障害者等
・上記に準ずる者

② 要配慮者の入居優先

市は、高齢者、障害者等の要配慮者を優先的に入居させる。

(3) 仮設住宅の管理

仮設住宅での生活が長期化すると、生活環境における住民の種々の不満が発生するため、入居者相談窓口等を設置し、住民の仮設住宅での生活環境の向上に努める。

(4) 災害救助法が適用された場合の費用等

知事が直接設置することが困難な場合で、その設置等を市長に委任した場合の応急仮設住宅の設置費用は「災害救助法による救助の程度、方法、及び期間並びに実費弁償の基準(平成 13 年埼玉県告示第 393 号)」の範囲内において市が県に請求できる。

８．３ 被災住宅の応急修理

【施設部】

災害のため住家が半壊、半焼、若しくは準半壊の被害を受け、自らの資力で応急修理ができない者又は、大規模半壊の被害を受けた者に対して居室、トイレ、炊事場等日常生活に欠くことのできない部分に対し必要最小限の応急修理をする。

(1) 実施主体

住宅の応急修理は、災害救助法適用後は県が行い、市はこれに協力する。

ただし、災害救助法が適用されない場合、その他で本部長（市長）が特に必要と認めた場合は、市において実施するものとする。

(2) 修理の対象

修理の対象は、災害により住家が半壊、半焼、若しくは準半壊の被害を受け、自らの資力では、応急修理ができない者又は、大規模半壊の被害を受けた者とする。

(3) 修理の基準

修理は、日常生活に必要欠くことのできない部分に対し、最小限度の応急修理を行うものとする。

(4) 修理住宅の選定

① 県が修理住宅の選定を行う場合、「施設部」においてり災証明発行時の被災調査をもとにした被害程度の把握、その他選定に協力する。

② 市が実施する場合は、「施設部」において被害程度を調査のうえ、修理住宅の選定を行う。

(5) 災害救助法が適用された場合の費用等

住宅の応急修理の費用は「災害救助法による救助の程度、方法、及び期間並びに実費弁償の基準（平成 13 年埼玉県告示第 393 号）」の範囲内において市が県に請求できる。

８．４ 既存住宅の利用

【施設部】

(1) 公的住宅の利用

公営住宅等の空き家や公的宿泊施設を一時的に供給する。

① 公的住宅の確保

市は震災時に、市営住宅や県営住宅等の空き家の確保に努め、被災者に提供する。

② 入居資格

次の各号の全てに該当する者のほか、市長が必要と認めるものとする。
ただし、使用申込は一世帯一か所とする。

○住宅が全焼、全壊又は流出した者
○居住する住居のない者
○自らの資力では住宅を確保することができない者

---

③ 入居者の選定

市は、確保した空き家の募集計画を策定し、入居者の募集及び選定を行う。

(2) 民間賃貸住宅の利用

① 民間賃貸住宅の確保

市は、関係団体等に対し震災時の協力について働きかけを行い、借上げ又はあっせんの方法により民間賃貸住宅が提供できるように努める。

② 入居資格

原則として上記(1)の公的住宅に準ずる。

③ 入居者の募集・選定

市は、提供可能な住宅について入居者の募集を行い、市が定める基準を基に申込者から入居者を選定する。

④ 入居者管理

市は、市が定める基準を基に入居者管理を行う。

８．５ 災害復旧用材の調達等

あらかじめ協定を締結している関係団体等と連絡調整を行い、応急仮設住宅建設のための資材調達が円滑に進むよう努める。

なお、市が実施する住宅応急修理について、資材不足が発生した場合は県に資材調達の協力要請を実施する。

第９　遺体の取扱い

災害により死亡又は現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の状況から考えて既に死亡していると推定される行方不明者等を捜索し、又は災害の際に死亡した者について遺体識別等の処理を行い、かつ遺体の埋・火葬を実施する。

遺体の捜索、処置及び埋・火葬は、以下に示すように市長が行う。

また、災害救助法が適用された後の遺体の処置についても市長が行う。

なお、市のみで実施が不可能な場合は、近隣市町、県、国その他の関係機関の応援を得て実施する。

９．１　遺体の捜索
９．２　遺体の処理
９．３　遺体の埋・火葬

９．１　遺体の捜索

【調達部、消防部】

「調達部」及び「消防部」は、捜索隊を編成し、警察、自衛隊等と協力し、遺体の捜索を行う。

(1) 捜索の依頼、届出の受付

所在の確認できない市民に関する問い合わせや行方不明者の捜索依頼、届出の受付は以下のとおり実施する。

□捜索の依頼、届出の受付

○市庁舎内に「行方不明者相談所」を設置する。
○行方不明者の詳細情報を聞き取る。
　・住所、 氏名、年齢、性別、着衣その他の特徴
○避難場所の収容者リスト等を確認する。
○災害対策本部で把握している災害の規模、被災地の状況、安否情報等により既に死亡していると推定される者の名簿を作成する。

(2) 捜索対象者

遺体及び災害により行方不明の状態にあり、かつ周囲の状況から考えて、場合によっては死亡していると推定される者とする。

(3) 捜索の方法

災害による行方不明者で、既に死亡していると推定される者、死亡者の遺体については、消防署、警察署、自衛隊等の関係機関が一致協力して遺体の発見に努める。

発見した遺体や、その他事故遺体は、災害発生に伴い、開設された遺体安置所に収容する。

(4) 関係市町への要請

市のみの捜索が困難であり、近隣市町の応援を要する場合、又は遺体が流出等により他市町村に漂着していると思われるときは、漂着が予想される市町村に対し捜索の依頼を要請する。要請に当たっては、次の事項を明らかにする。

□関係市町への要請

○遺体が埋没又は漂着していると思われる場所
○遺体数及び氏名、性別、容ぼう、特徴、着衣等
○応援を要請する人員又は船艇、器具等の種別

(5) 費用及び期間

① 費用

費用は、捜索のための機械器具の借上費、修繕費、輸送費及び人夫賃として当該地域における通常の実費とする。

② 期間

期間は、災害の発生の日から 10 日以内とする。

９．２ 遺体の処理

【調達部、消防部】

遺体の処理は市が行う。

(1) 実施者

遺体の収容及び処理は、「調達部」が対応する。

(2) 遺体の届出

遺体を発見した場合は、直ちに警察に連絡届出を行い、検視（見分）を受けた後処置を行う。

(3) 遺体の処理

遺体の処理は、次のことに留意して行う。

○警察は、遺体の検視（見分）並びに撮影等を行ったのち、身元不明又は引取人のない遺体については、市長に引き渡す。
○「消防部」は遺体を、警察機関等の協力を得て遺体収容所へ輸送し、収容する。
○「調達部」は、警察より引き渡しを受けた遺体を洗浄、縫合、消毒等の所定の処置を施し、身元の判明した場合は、遺族、親族に引き渡す。
○遺体の身体識別のため、相当の時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短時間に埋・火葬ができない場合は、遺体収容所（安置所）に一時保存する。

(4) 身元確認

身元の確認に当たっては、次のことに留意して行う。

□身元確認に当たっての留意事項

○身元不明者の身元確認には、警察、地元住民の協力を得て行う。
○身元確認を終えた遺体は、遺体処理票及び遺留品処理票を作成し、納棺する。また、埋葬許可証を交付する。
○縁故者による遺体引き取りの申し出があった場合には、十分調査のうえ引き渡す。

(5) 遺体の収容（安置）・一時保存

遺体の収容・一時保存に当たっては、次のことに留意して行う。

□遺体の収容等に当たっての留意事項

○延焼火災他により身元不明遺体が多く発生した場合には、身元確認に長期間を要する場合も考えられることから、寺院等に集中安置所を設定し、身元不明遺体を収容する。
○「調達部」は、死者数、行方不明者数を早期に把握し、必要な棺、ドライアイス等を用意する。
○遺体の収容と同様に、遺留品等の整理も行う。

(6) 費用及び期間

① 費用

支給できる費用については、「災害救助基準」を参照する。

※参照：資料編　Ⅰ「資料１－５　災害救助基準」

② 期間

期間は、災害の発生の日から 10 日以内とする。

９．３ 遺体の埋・火葬

【調達部、深丘園】

災害の際の死亡者で、本部長が必要と認めた場合、応急的に埋・火葬を行う。

(1) 対象

その遺族が被災し、埋葬を実施することが困難な場合又は死亡した者の遺族がいない場合とする。

(2) 費用

① 支給対象

次の範囲内において、なるべく棺又は棺材の現物をもって実際に埋葬を実施する者に支給する。

○棺（付属品を含む）
○埋葬又は火葬
○骨壺又は骨箱

② 支給額

支給できる費用については、「災害救助基準」を参照する。

※参照：資料編　Ⅰ「資料１－５　災害救助基準」

(3) 期間

期間は、災害の発生の日から 10 日以内とする。

(4) 埋・火葬の手続

① 事故死等による遺体は、警察より引き渡しを受けた後、埋・火葬する。
② 身元不明の遺体は、警察、その他関係機関に連絡し、その調査にあたる。この場合の取扱いは「行旅病人及行旅死亡人取扱法」に準じて行う。

(5) 埋・火葬の方法

① 埋・火葬は、関係機関と連携して市が行い、原則として火葬とする。
② 市の火葬能力を超える遺体が発生したときは、周辺市町に応援を要請することができる。
③ 身元の確認が出来ない遺骨は、遺留品とともに納骨堂又は寺院等に一時保管を依頼し身元が判明次第、遺族に引き渡す。
④ 災害応急埋葬場は、市内の適切な場所を選定し埋葬する。

(6) 埋・火葬の調整及びあっせん

身元が判明している遺体の埋・火葬は、原則として、その遺族・親戚縁者が行うものとするが、火葬場の損傷、葬祭業者の被災、柩やドライアイス等埋・火葬資材の不足等から埋・火葬が行えないと認める場合、市は業者や火葬場等の調整及びあっせんを行う。

なお、火葬場の処理能力を大幅に超える数の遺体が発見・収容された場合には、他市町村等の協力を得て、火葬を実施する。その際の火葬場までの遺体の搬送については市が負担するものとする。

第 10　要員の確保

災害時において、応急対策を実施する際に不足する労力については、熊谷公共職業安定所を通じて要員を確保し、労力供給の万全を図る。

(1) 実施責任者

市長

(2) 災害救助法を適用した場合の実施基準

① 市長の対応

災害救助法を適用した場合の、応急救助のために要員の雇上げによる労力の供給は、応急仮設住宅の供与及び医療･助産に要するものを除き市長が実施する。

ただし、県知事の職権の一部を市長が実施することとして通知された場合、又は県知事の実施を待つことができない場合は、市長が実施する。

② 労働力の内容

応急救助の実施に必要な労力の供給は、次の救助を実施するものに必要な最小限度の要員の雇上げによって実施する。

○り災者の避難
○医療及び助産における移送
○り災者の救出
○飲料水の供給
○救助用物資の整理配分及び輸送
○遺体の捜索
○遺体の処置

(3) 費用

応急救助のために支出できる資金は、当該地域における通常の実費とする。

なお、災害救助法が適用された場合、応急救助のための人夫費として要する費用については、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成 13 年埼玉県告示第 393 号)」の範囲内において市が県に請求できる。

第 11　警備対策

平常時における準備に万全を期し、大震災の発生に際しては、防災関係機関の連携のもとに、個人の生命、身体、財産の保護、各種犯罪の予防検挙その他公共の安全と秩序を維持する。

11. １　警備措置
11. ２　警備体制
11. ３　警備任務

11. １　警備措置

【警察署】

東日本大震災においては、避難した後の無人家屋・店舗等に対する侵入窃盗や、全国で義捐金名目の詐欺、悪質商法等震災に便乗した悪質な犯罪が散見された。そこで、大地震発生の際には、これらの窃盗・詐欺等に対して特に注意して警戒に当たるとともに、市民に対しても注意を促す。

11. ２　警備体制

【警察署】

県内に大規模な地震が発生した場合は、警察本部長を長とする埼玉県警察震災警備本部及び警察署長を長とする警察署震災警備本部をそれぞれ設置する。

11. ３　警備任務

【警察署】

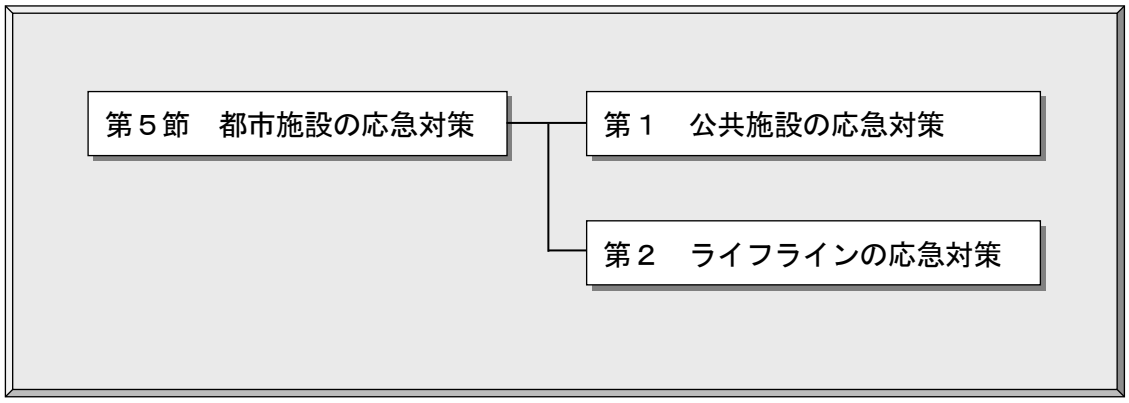
大規模地震の発生直後における警備活動は、おおむね次のとおりとする。

○情報の収集
○被害の実態の把握
○被災地域居住者等の避難所への避難誘導
○危険にさらされている者及び負傷者の救出、救助
○交通の混乱防止のための交通規制措置並びに避難誘導路、緊急交通路の確保
○行方不明者の捜索及び遺体の見分、検視（見分）
○被災地及び避難所の警戒
○各種犯罪の予防検挙
○食料倉庫、救助物資集積所等の警戒
○防災関係機関との連絡協調
○その他必要な警察活動

第５節　都市施設の応急対策

都市生活の基盤をなす道路、交通、ライフライン等の都市施設が、地震により被災した場合、都市機能が麻痺し、住民の生活や社会活動に極めて大きな影響を与える。このため、各防災機関においては相互に連携を図り、災害応急対策及び広報活動を迅速に実施する。

以下に、都市施設の応急対策の計画を示す。



第１　公共施設の応急対策

庁舎、道路、橋梁、河川、鉄道等の公共施設が災害により被災した場合は、災害応急対策活動に重大な支障を及ぼすことから、防災関係機関と協力して迅速な応急・復旧対策を実施し、災害応急対策の実行に万全を図る。

１．１　公共建築物
１．２　道路及び橋梁
１．３　河川及び水路
１．４　鉄道
１．５　その他の施設

１．１　公共建築物

【施設部、教育部】

公共建築物は、災害応急対策の活動拠点等の防災拠点となることから、平常時より災害に対する安全性を高め、万一被災した場合には、優先的に復旧し、災害応急対策上支障のないよう努める。

(1) 安全性の調査

「施設部」は、「教育部」との連携のもと、被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定並びに被災度区分判定調査により建築物の安全性を調査し、二次災害の防止を図り、拠点として使用が可能であるか判断を行う。なお、学校施設の危険度判定等については、「教育部」が実施する。

※参考『被災度区分判定調査』

被災度区分判定調査は、地震による建物の耐震性能の劣化度を調査・判定し、建物の継続使用に際しての補修や補強の要否を検討するときの基礎資料となるものである。

各施設管理者からの被害状況報告に基づき、必要に応じ地方公共団体建築技術者、学識経験者、建築士団体、建設業関係団体等の協力を求め、被災度区分判定調査を実施する。

(2) 優先復旧

調査の結果、応急措置により使用可能な建築物については、災害応急対策上拠点となるため、優先的に復旧を行う。

(3) 応援協力

応急措置を行うにあたり、人員、資機材が不足する場合は、県災害対策本部に要請を行う。

１．２ 道路及び橋梁

【施設部、警察署】

道路及び橋梁は、災害応急対策上、消防、救援・救護はもとより、物資、対策要員の輸送施設として重要な役割を果たす。

また、災害応急対策に際しては、緊急輸送路となる道路を優先的に行う。

(1) 国、県道

指定地方行政機関（国土交通省関東地方整備局大宮国道事務所熊谷国道出張所）、及び熊谷県土整備事務所に通報し、災害応急対策を速やかに実施するよう要請する。

(2) 市道

① 道路のパトロール、道路被害状況の把握

市道のパトロール等により道路の被害状況を把握し、道路の亀裂・陥没、損壊等の箇所について速やかに応急措置を講ずる。パトロール要員が不足するときは、市内の建設業関連の業者に応援要請を行う。

被害状況の調査方法、判定基準については、県災害対策本部と調整する。

② 応援の要請

指定地方行政機関に対し橋梁等構造物の危険度を判定できる技術者の派遣を要請する。（災対法第 29 条）

③ 応急対策

口基本方針

○管内道路について災害時活用路線図を作成し、救助活動の円滑な運営に資する。
○救助活動のための道路及び避難者の通路に当たる道路は、優先的に復旧する。
○道路に被害を受けた場合には、速やかに県災害対策本部に報告し、直ちに排土作業、盛土作業、アスファルト舗装作業等その他被害状況に応じた応急復旧作業を行い、交通路の確保に努める。
○被害の状況により応急措置ができない場合は、所轄警察署等関係機関と連絡のうえ、通行止め若しくは交通規制の標示等の必要な措置を講ずる。
○上下水道・電気・ガス・電話等道路占用施設の被害が発生した場合には、当該施設の管理者に通報する。
○復旧資材、材料に不足が生じたときは、適宜関係業者の協力を求めて確保するものとする。

□市道の応急対策

○路面の亀裂、地割れについては、土砂、砕石等を充填する。なお、状況によっては仮舗装を行う。
○路面の大きな陥没については、土砂、砕石等により盛土する。
○路面やのり面の崩壊については、土のうや杭打等の工法により行う。
○がけ崩れによって通行が不能となった道路については、重機械（ブルドーザー、ショベル等）により崩壊土の排土作業を行う。
○落下した橋梁若しくはその危険があると認められた橋梁又は被害状況により応急復旧ができない場合は、所轄警察署等関係機関と連絡のうえ、通行止め若しくは交通規制の標示等の必要な措置を講ずる。なお、応急復旧は、現場の状況を判断し復旧に努める。

④ 広報

「施設部」は「渉外情報部」を通して通行不能箇所、迂回路、復旧見込み等の広報を行う。

(3) 交通信号応急対策

県警察は、交通信号機が倒壊、傾斜又は断線等によりその修復を要する場合には、以下の順序により復旧する。

①県指定の第１次特定緊急輸送道路、第１次緊急輸送道路、第２次緊急輸送道路を優先して復旧する。
②前記①の道路に設置された信号機が復旧したのちにおける信号機の復旧順位については、県警備本部長が破損等の状況、当該道路の交通回復の優先度等諸般の状況を総合的に判断した上決定する。

１．３ 河川及び水路

【施設部】

災害によって河川施設に被害が生じたときは、直ちに応急復旧を実施する。

(1) １級河川

市内を流れる 10 の一級河川について堤防及び護岸が被害を受けた場合、管轄河川に応じて国土交通省関東地方整備局利根川上流河川事務所（八斗島出張所）、同荒川上流河川事務所（熊谷出張所）及び熊谷県土整備事務所に通報し、必要に応じ応急措置を講ずる。

(2) 市管理河川

① 河川のパトロール、河川被害状況の把握

パトロール要員、車両（自転車、オートバイが有効）が不足するときは「調達部」に確保依頼をするとともに、市内の建設業防災協会、業者に応援要請を行う。

被害状況の調査方法、判定基準については、県災害対策本部と調整する。

② 河川施設の災害応急対策

市管理の河川施設の水門及び排水機等が、破損あるいは故障・停電等により運転が不能になった場合、土のう、矢板等により応急に締切を実施し、移動ポンプ車等を動員して内水の排除を実施する。

復旧資機材、材料に不足が生じたときは、適宜関係業者の協力を求めて確保するものとする。

(3) 広報

「施設部」は、「渉外情報部」を通して被害箇所、復旧見込み等の広報を行う。

１．４ 鉄道

【本部事務局】

鉄道施設が被災した場合については、東日本旅客鉄道(株)深谷駅、岡部駅又は秩父鉄道(株)運転課に通報し、災害応急対策の実施を依頼する。

また、当該路線による輸送が望めない場合は、復旧対策と平行して列車の折り返し運転又は自動車輸送等の対策を講ずる。

１．５ その他の施設

【関係各部】

(1) 不特定多数の人が利用する公共施設

○施設利用者等を、あらかじめ定められた避難所に誘導し、混乱防止及び安全確保に万全を期す。
○施設ごとに再開計画を策定し、早急に再開する。

(2) 畜産施設等

市長は災害が発生した場合、家畜及び畜産施設等の被害状況を「熊谷家畜保健衛生所」に報告する。

(3) 医療救護活動施設

○施設ごとにあらかじめ策定した計画に基づき、患者の生命保護を最重点に対応する。
○施設の責任者は通信手段の確保に努めるとともに、状況に応じて必要な措置をとり万全を期するものとする。

(4) 社会福祉施設

○社会福祉施設は、被災後速やかに施設内外を点検し、必要な場合には応急修理を行い、安全を確保する。
○施設の責任者は、職員の状況、施設建物の被害状況を把握し、必要に応じ施設の応急計画を策定する。
○施設独自での復旧が困難である場合は、関係機関に連絡し、援助を要請する。
○被災しなかった施設は、援助を必要とする施設に積極的に協力し、入所者の安全を確保する。

第２　ライフラインの応急対策

ライフライン被害は、都市機能そのものを麻痺させることから、市及び各事業所は相互に連携を図り、災害応急対策並びに二次災害の防止などの活動を迅速に実施する。必要に応じて、現地のライフライン事業者の事業所等で実動部隊の詳細な調整を行うための現地作業調整会議を開催するものとする。

２．１　上水道施設
２．２　下水道施設
２．３　都市ガス施設
２．４　電力施設
２．５　電気通信設備

２．１　上水道施設

【上下水道部】

災害による応急給水が長期に及ぶことは、衛生対策上、住民生活に重大な影響を与える。そのため、「上下水道部」は速やかに導配水施設及び浄水施設等の応急復旧について対策を講ずる。

(1) 被害状況の調査

上水道施設の被害状況を速やかに調査し、その実態を把握して的確な復旧計画を策定する。

(2) 技術者及び作業員の確保

災害復旧業者へ復旧作業を要請するとともに建設業者の応援を求める。また、技術者が不足する場合は、県及び日本水道協会に要請する。

(3) 宿舎等の手配

復旧作業に従事する要員の宿舎、食料及び寝具等の手配を行う。

(4) 復旧用資材の確保

被害状況調査により復旧用資材の所要量を把握し、備蓄資材の手配と不足資材の発注を行う。また、資材が不足する場合は、県及び日本水道協会に要請する。

(5) 施工

被害状況、作業の難易度及び復旧用資材の調達状況を考慮し、緊急度に応じ応急工事を実施するが、原則として浄・配水場に近い配水管路から工事を行い、１週間以内に完了するように努める。なお、被害状況により速やかな復旧が困難な時には、県と連携し、応急給水体制を維持しつつ、応急復旧を行う。

(6) 災害時の広報

災害時の応急給水、応急復旧対策等の実施状況や活動状況を、市民に適時に情報を広報する。

□広報手段と広報事項

○市民に対する広報は、広報車による巡回のほか、防災行政無線、メール、ツイッターや、テレビ、ラジオ等の報道機関に協力を要請して実施する。
○主な広報事項は、水道施設の被害状況、供給支障の状況、応急給水・応急復旧の現状と見通し、拠点・指定給水場所の状況等とする。

２．２　下水道施設

【上下水道部】

災害により下水道施設が被害を受けた場合、「上下水道部」は速やかに下水道施設の緊急点検を行い、被害の状況、周辺施設等への影響を把握する。
また、必要に応じて緊急措置を講ずる。

(1) 活動体制

応急復旧は、「上下水道部」において実施し、必要に応じ民間業者の協力及び相互応援協定を締結している市町等に応援を要請する。

(2) 緊急点検

道路管理者、河川管理者、電気、水道等他の道路占用者など他機関からの情報、市民等からの情報、被害発生想定場所等を考慮し、優先順位を決定後、重要な幹線等の緊急点検を実施する。

点検場所及び点検内容は次のとおりとし、被害の程度はメジャー等での計測等簡易な範囲で把握し、必要に応じ写真撮影、スケッチ等により記録する。

≪緊急点検場所及び点検内容≫

点検場所	点検内容
マンホールポンプ	○ポンプ、操作盤等異常の有無 ○下水の流入状況の異常（流量、土砂の流入、石油等危険物の流入）の有無
マンホール	○下水の流出の有無 ○マンホール蓋、口金の変形等異常の有無 ○周辺路面の異常の有無 ○マンホール内の異常の有無［路上からの目視による］ （躯体、管渠接合部、堆積物、下水流下状況（流量、石油等危険物の流下）等）
伏越	○マンホール内の異常の有無［路上からの目視による］ （躯体、管渠接合部、下水流下状況、堆積物、ゲート等） ○管渠埋設場所（河川等）での下水の流出の有無 ○管渠埋設場所の地表の異常の有無
水管橋	○構造物の変形等異常の有無 ○下水の流出の有無
管渠埋設道路の路面等	○路面、地表の異常の有無（陥没、隆起、亀裂、波打ち、噴出等）

(3) 緊急措置

緊急措置については、道路、周辺へ与える影響を考慮し、二次災害の発生を防ぐのに最低限必要な措置、施設の保護に必要な措置に限定し、早急に実施する。

□緊急措置の内容

○安全柵、標識等の設置	○土のうによる浸水防止
○段差部のすり付け	○通行規制
○陥没部への土砂等による埋め戻し	○下水道の使用制限
○排水ポンプの設置	○その他

(4) 災害時の広報

関係機関と連携を図り、下水道施設の被害状況、復旧の状況等を市民に広報する。

２．３ 都市ガス施設

【埼玉ガス(株)】

災害により都市ガス施設に被害の発生のおそれのあるとき、又は発生した場合において、都市ガス施設の防護措置又は応急措置を講ずる必要がある場合、「渉外情報部」は埼玉ガス(株)に通知し、速やかな措置を要請する。

埼玉ガス(株)が実施する応急、復旧対策は、次のとおりである。

□災害応急、復旧対策(埼玉ガス(株))

○応急対策

- 市内事業所などからの被害状況等の情報収集
- 供給所及び整圧所の受入量、送出量の調整、停止。
- 供給所、受入ステーション、ガバナステーション等の圧力監視、調整
- ガス施設、需用家等の被害状況によるガス供給の地域的な遮断
- 被害状況及び措置に関する関係各機関、付近住民への広報
- その他状況に応じた適切な措置

○応急復旧対策

- 市災害対策本部の通知に基づき、埼玉ガス(株)災害対策本部は速やかにガス施設の応急復旧に当たる。
- 施設を点検し、機能や安全性を確認するとともに、必要な調整修理を行う。
- 供給停止地区では供給系統の切り替え等を行い、速やかにガス供給再開に努める。
- 復旧措置に関して、付近住民や関係機関等への広報に努める。
- その他、現場の状況により適切な措置を講ずる。

２．４ 電力施設

【東京電力パワーグリッド(株)】

災害により電力施設に被害の発生のおそれのあるとき、又は発生した場合において、電力施設の防護措置又は応急措置を講ずる必要がある場合、「渉外情報部」は東京電力パワーグリッド(株)埼玉総支社、熊谷支社に通知し、速やかな対応を要請する。

東京電力パワーグリッド(株)が実施する応急、復旧対策は、次のとおりである。

詳しくは「県地域防災計画　第６編　第９節　電力施設応急対策計画」を参照する。

□災害応急対策（東京電力パワーグリッド(株)）

○目的

台風、雪害、洪水、地震その他の災害に対し、各設備の被害を防止するとともに被害の早期復旧を図るものとする。

○非常態勢の組織

非常災害に際し、管内の事前対策、被害の把握、災害復旧等を迅速かつ円滑に推進するため、組織を編成しておくものとする。

○職員の動員

非常災害対策編成表により、所要の職員を動員するものとする。

○市民への呼びかけ

災害により電線が切れたり、住家の周囲の樹木、その他のものが電線に触れているときは東京電力パワーグリッド(株)に連絡するものとする。

出典）東京電力パワーグリッド(株)「災害対策資料『電力施設災害応急対策計画』の要約」

２．５　電気通信設備

【東日本電信電話(株)】

災害のために、電気通信設備に著しい被害が発生し、又は発生のおそれのあるときにおいて、電気通信設備の防護措置又は災害応急措置を講ずる必要がある場合には、「渉外情報部」は、東日本電信電話(株)埼玉事業部に通知し、速やかな対応を要請する。

東日本電信電話(株)が実施する応急、復旧対策は、次のとおりである。

(1) 応急対策

① 災害時の活動体制

ア 災害対策本部の設置

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害の迅速かつ適切な復旧を図るため、社内規定により、埼玉事業部に災害対策本部を設置し対応する。

イ 情報連絡

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、市対策本部、その他関連各機関と密接な連絡をとると共に、気象情報・報道機関等の情報等に留意し、被害の状況、その他各種情報の把握に努める。

② 応急措置

電気通信設備に災害が発生した場合は、次の各号の応急措置を講ずる。

ア 重要回線の確保

行政や災害救助活動等を担当する機関の通信を確保するため、応急回線の作成、網措置等そ通確保の措置を講ずる。

イ 特設公衆電話の設置

災害救助法が適用された場合等には、避難所等にり災者が利用する特設公衆電話の設置に努める。

ウ 通信の利用制限

通信の、そ通が著しく困難となり、重要通信を確保する必要がある時は、利用制限等の措置を行う。

エ 災害用伝言ダイヤル等の提供

災害発生により著しく通信の輻輳が発生した場合には、安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言ダイヤル等を速やかに提供する。

③ 応急復旧対策

災害に伴う電気通信設備等の応急復旧は、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、迅速・適切に実施する。

ア 被災した電気通信設備の復旧は、サービス回復を第一義として速やかに実施する。

イ 必要と認めるときは、災害復旧に直接関係ない工事を優先して、復旧工事に要する要員・資材及び輸送の手当てを行う。

ウ 復旧に当たっては、行政機関、ライフライン事業者と連携し、早期復旧に努める。

④ 災害時の広報

ア 災害時における通信量の増加を抑制するため、災害時の不要不急な通信は控えるよう周知に努めるものとする。

イ 通信のそ通状況、利用制限措置を行った場合は措置状況及び被災した電気通信設備等の応急復旧状況の広報を行い、通信のそ通ができないことによる社会不安の解消に努める。

ウ テレビ・ラジオ・新聞等の報道機関を通じて広報を行うほか、必要に応じて広報車による巡回広報及びホームページ等により、直接当該被災地へ周知する。

エ 災害用伝言ダイヤル等を提供した場合、避難所等での利用案内を実施するほか、必要に応じて報道機関、自治体との協力体制により、テレビ・ラジオ等で利用案内を実施する。

(2) 復旧対策

① 復旧要員計画

ア 被災地の支店等要員のみでは短時間による復旧が困難な場合は、他支店等からの応援措置を講じる。

イ 被害が甚大で社内措置のみでは復旧が困難な場合は、社外復旧要員の応援措置を講ずる。

② 移動無線機、衛星車載局及び移動電源設備等の発動

③ 被災状況の把握

早期復旧に対処するため、電気通信設備の被災状況を迅速に把握し、直接連絡回線・携帯無線等の利用のほかバイク隊等による情報収集活動等を行う。

④ 通信の輻輳対策

通信回線の被災等により、通信が輻輳する場合は、臨時通信回線設定の考慮及び対地別の規制等の措置を講ずる。

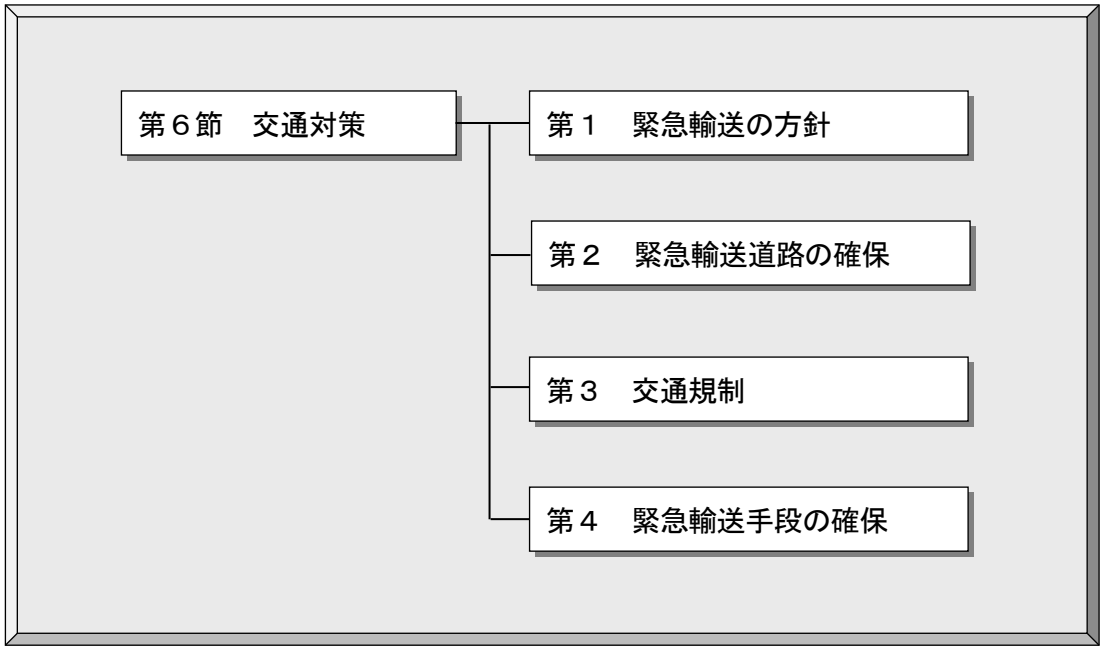
⑤ 復旧工事は応急対策に引き続き、災害対策本部の指揮により実施する。

第６節　交通対策

地震による災害が発生した場合、道路交通を中心とした交通混乱の発生が予測される。

この混乱状態のなかで、被害者の救出救助、避難誘導、行方不明の捜索、緊急輸送道路の確保、社会的混乱等の防止など市民の安全を確保するため、総合的な交通対策を迅速かつ的確に実施する必要がある。

交通対策に係る計画を以下に示す。



第１　緊急輸送の方針

１．１　目標
１．２　基本方針
１．３　輸送対象

１．１　目標

【調達部、施設部、輸送部】

震災時の応急対策活動を効率的に行うため、緊急輸送道路の機能を迅速に回復するとともに、輸送手段を的確に確保し、活動人員や救援物資の円滑な輸送を行う。

１．２　基本方針

【調達部、施設部、輸送部】

緊急輸送は、原則として次の順位により行うものとする。

①市民の安全を確保するために必要な輸送
②被害の拡大を防止するため必要な輸送
③災害応急対策を円滑に行うために必要な輸送

なお、緊急輸送に当たっては、防災基地等の防災活動拠点とそれらを結ぶ緊急輸送ネットワークを主たる輸送路として活用した効率的な輸送を実施する。そのため、県、市は相互に連携して輸送業務の調整を行う。

また、災害発生時に必要とする車両等が調達不能となった場合、市は県に対して調達のあっせん、また人員及び物資の輸送を要請する。

１．３ 輸送対象

【調達部、施設部、輸送部】

各段階における輸送対象は、おおむね次のとおりである。

<table>
<tr><th>第１段階
（被災直後）</th><th>第２段階
（おおむね被災から１週間後まで）</th><th>第３段階
（おおむね被災から１週間後以降）</th></tr>
<tr><td colspan="3">①救助・医療活動の従事者及び医薬品等の物資
②消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員及び物資
③政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、補助通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の災害対策に必要な人員、物資等
④医療機関へ搬送する負傷者等
⑤緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2">①食料、水等生命の維持に必要な物資
②疾病者及び被災者の被災地外への輸送
③輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td>災害復旧に必要な人員及び物資
生活必需品</td></tr>
</table>

第２　緊急輸送道路の確保

道路の応急復旧を、制約された条件下で効果的に行うため、迅速に被害状況を把握し、他の道路より優先的に応急復旧を行い、緊急輸送道路の確保に努める。

２．１　道路の被害状況の把握
２．２　交通障害物の除去
２．３　除去作業上の留意事項

２．１　道路の被害状況の把握

【施設部】

県及び市は、緊急輸送道路として、災害による負傷者の救急救命活動、食料や救援資機材の輸送等に必要な緊急輸送車両の通行する道路を指定している。

「施設部」は、緊急輸送道路内の被害状況、障害物の状況を速やかに調査する。また、緊急交通路の応急復旧状況、交通規制状況、交通渋滞状況等の情報を把握する。

２．２　交通障害物の除去

【施設部】

「施設部」は、各道路管理者及び防災関係機関と連携を図り、道路上の破損物、倒壊建物や看板、電柱等の障害物を除去し、緊急車両の交通の確保を図る。

(1)　応急復旧作業の順位

応急復旧作業を実施するに当たっては、各道路管理者が警察署、自衛隊等の各関係機関とそれぞれ連絡を迅速かつ的確に実施し、被害の状況に応じた救急・救援活動等を考慮して優先順位を定め、効率的に実施する。

(2)　実施方法

①　市道における障害物の除去

「施設部」は、「消防部」の協力を得て作業班を編成してこれにあたり、必要に応じ、深谷市建設業協会への協力要請、さらに市長は知事に対して自衛隊の派遣を要請する。

応急復旧作業は、できる限り二車線の車両通行が確保できるように、通行上の障害物を除去し、道路面に生じた陥没、亀裂等は、緊急車両の通行に支障がない程度に応急復旧を実施する。

放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、自ら車両の移動等を行う。

② 各道路・河川管理者との連携

国道又は県道に障害物が堆積し通行不能になった場合、又は河川に障害物が滞留し、溢水のおそれがある場合は、この旨を各管理者に通報し、これらの障害物の除去を要請する。

≪各管理者への連絡先≫

道路・河川		連絡先	電話
国道		国土交通省関東地方整備局 大宮国道事務所熊谷国道出張所	048-532-3680
県道		埼玉県熊谷県土整備事務所　道路環境担当	048-533-8774
河川	直轄河川	国土交通省関東地方整備局 利根川上流河川事務所	0480-52-3952
		荒川上流河川事務所	049-246-6371
	一級河川 （若しくは県管理河川）	埼玉県熊谷県土整備事務所　河川砂防担当	048-533-8416

③ ライフライン施設の破損

上水道、電話、電気等の道路占有施設に障害や危険箇所を発見したときは、直ちに危険防止の措置を講じ、各事業者に連絡する。

(3) 人員及び資機材等の確保

応急復旧を迅速に行うための人員及び資機材の確保を目的として、建設業協会等との協力体制の強化を図る。

２．３ 除去作業上の留意事項

【施設部】

障害物の除去作業に当たっては、次の点について、十分に注意して実施する。

○他の所有者の敷地内で作業が必要な場合は、可能な限り管理者、所有者の同意を得るものとする。
○交通を確保するため、倒壊建物等を除去する場合は、できる限り管理者、所有者の同意を得るものとする。
○除去作業は、緊急やむを得ない場合を除き、再度の輸送や事後の復旧活動等にできる限り支障のないように配慮する。
○応急復旧により発生した除去物の集積所となる候補地は次のとおりである。

≪障害物集積所の候補地≫

名　称	所在地	集積可能面積
パティオ北側駐車場	柏合 889－1 ほか	3,600 ㎡

第３　交通規制

地震発生直後の市民の避難路及び緊急輸送道路を確保するため、道路管理者及び交通管理者は、道路法、道路交通法及び災対法に基づいて交通規制を実施する。

３．１　発災直後の交通規制の実施要領
３．２　交通規制の方法
３．３　交通規制の実施時期と法適用
３．４　交通規制の法的根拠

３．１　発災直後の交通規制の実施要領

【施設部】

市は、災害発生直後に避難路及び緊急輸送道路を優先的に確保するため、直ちに次のような交通規制等の措置を実施する。

(1) 交通規制実施要領

○交通要員にあっては、広報、検問、交通整理等、多目的任務を含めて実情に応じた要員を配置する。
○規制路線にあっては、通行止め用の道路標識を設置するほか、ロープ、セーフティコーン、照明器具等の装備資機材も活用する。
○緊急輸送道路において被災者と緊急通行車両が競合した場合は、原則として緊急通行車両を優先して誘導する。その他の道路においては、被災者を優先して誘導する。

(2) 市民への自動車使用の自粛及び交通規制の周知

市は、避難等に際して自動車を利用しないよう、強く市民に呼びかけ、車両の通行抑制と自粛措置を講ずる。

また、緊急輸送道路の指定等の幹線道路の交通規制について周知し、交通の混乱防止に努める。

(3) 市内の交通規制

市は、市内の道路が次のような場合、交通規制を実施し、警察署長及び関係機関に報告するものとする。

○市内の道路破損、欠壊
○除去できない障害物がある場合
○沿道の建物に倒壊のおそれがあり、交通に危険を及ぼすおそれがあると認められた場合
○その他の事由により交通が危険であると認められた場合
○市内の緊急輸送道路を確保する場合

(4) 被災地区への流入抑制

○道路交通の混乱防止及び緊急輸送道路を確保するため、被災区域への流入抑制のための交通整理、交通規制等を実施する。
○県は、流入抑制のための交通整理、交通規制等を実施する場合は、関係都道府県と連携を取りつつ実施する。

３．２ 交通規制の方法

【施設部】

交通規制の方法には、次のような場合がある。

(1) 災対法に基づいて標識を設置して実施する場合

災対法に基づく標識の設置については、交通規制の区域又は区間の入口や交差点付近に設置し、車両の運転者に対して交通規制の内容を周知する。

(2) 道路交通法により実施する場合

緊急を要するため、標識を設置するいとまがない場合又は標識を設置して実施することが困難な場合は、現場警察官の指示により実施する。

(3) 道路法による市道の交通規制の場合

① 標識を設置して実施する場合

市道において道路法による交通規制を実施した場合、警察署長に連絡のうえ、規定の規制標識を設置する。

② 現場職員等の指示により実施する場合

緊急のため規定の標識を設置することが困難又は不可能な場合、通行を禁止又は制限したことを明示するとともに、適当な迂回路を設定して、職員等をもって現場において誘導する。

３．３　交通規制の実施時期と法適用

【施設部】

(1) 災害発生直後の交通規制（災害発生直後から１週間程度）

災害発生直後は、人命の救助、混乱の防止等を目的として、交通規制を実施する。

災害発生直後の時期は、道路交通は混乱し、被害が拡大するおそれがある。このような混乱状況の中では、市民などの安全かつ迅速な避難、負傷者の救援救護、消防車等のための緊急輸送道路の確保が中心となるので、道路被害の状況に応じて交通規制を迅速に実施する。

(2) 復旧期の交通規制（災害発生から１週間後以降）

① 交通規制法の切り替え

復旧期に入ると、被災者への生活物資の補給、復興物資の輸送、ライフラインの復旧等の活動が本格化し、道路の補修も進み、道路交通利用者も増大することから、応急対策を中心とした災対法による交通規制から道路交通法による交通規制に切り替える。

② 交通規制の緩和等の見通し

災害の復旧状況及び被災地域のニーズを把握し、復旧期の輸送事情に対応した交通規制の強化又は段階的な規制緩和等の見直しを実施する。

③ 交通規制の解除

復旧活動のための優先交通が必要でなくなったときは規制を解除する。規制の解除は、災害の規模、被災状況及び道路の復旧状況に応じて弾力的に運用する。

３．４　交通規制の法的根拠

【施設部】

交通規制の法的根拠は、次に示すとおりである。

根拠法令	実施者	範囲
災対法 （第 76 条～第 76 条の４）	公安委員会 警察官 自衛官 消防吏員	災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるとき
道路交通法 （第４条～６条）	公安委員会 警察署長 警察官	交通の安全と円滑を図り又は交通公害その他の道路の交通に起因する障害を防止するため必要があると認めるとき
道路法（46 条）	道路管理者	道路の破損、欠壊その他の事由により交通が危険であると認められる場合又は道路に関する工事のためやむを得ないと認める場合

第４　緊急輸送手段の確保

災害時の応急対策に必要な人員、及び物資の輸送並びにり災者の避難を、迅速かつ円滑に実施するため、必要な車両等の緊急輸送手段を確保し、輸送の万全を期す。

４．１ 緊急輸送車両の確保
４．２ 緊急輸送車両の管理と運用
４．３ 緊急輸送車両の確認
４．４ その他の輸送手段
４．５ 災害救助法を適用した場合の応急救助のための輸送

４．１ 緊急輸送車両の確保

【総括部、調達部、輸送部】

「総括部」、「調達部」及び「輸送部」は、災害時において、り災者の避難のための輸送並びに救助の実施に必要な人員及び救助物資の輸送を迅速かつ円滑に実施するため、所要の車両を確保し、万全を期す。

(1) 実施の方法

市有車両の全面的な活用を行うとともに市内の輸送業者及び市民の協力を依頼し、輸送力の確保を図る。各部への車両種別ごとの供給数及び供給方法については、各部と緊密な連絡を取り、災害応急対策に必要な物資緊急輸送その他の応急措置に対する支障をきたさないように万全を期す。

(2) 緊急通行車両の確認申請

「総括部」は、交通規制が実施された場合に備え、市が使用する緊急車両について、事前届出を県公安委員会に申請する。

(3) 応援要請

車両が不足する場合に、相互応援協定を締結している市町及び県に対して応援を要請する。

４．２ 緊急輸送車両の管理と運用

【輸送部】

(1) 車両の管理

災害対策本部が設置されたときは、公用車及び調達した車両は、全て「輸送部」が集中管理する。

(2) 車両の運用

① 「輸送部」は、各部の要請に基づき使用目的にあわせ適正な配車、車両の運用を実施する。

② 「輸送部」は、配車状況を把握して各部の要請に対応する。

４．３ 緊急輸送車両の確認

【総括部】

(1) 緊急通行車両の証明書の発行

知事又は公安委員会は、緊急通行車両の実施責任者及び当該車両の使用者に対し、標章及び証明書を交付する。

(2) 緊急通行の確認対象車両

○警報の発令及び伝達並びに避難指示に関するもの
○消防、水防その他の応急措置に関するもの
○被災者の救援、救助その他の保護に関するもの
○災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関するもの
○施設及び設備の応急復旧に関するもの
○清掃、防疫その他の保健衛生に関するもの
○犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関するもの
○前号に掲げるもののほか、災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置に関するもの

４．４　その他の輸送手段

【渉外情報部】

(1) 航空輸送

市長は、緊急を要するときは、知事に対しヘリコプターの派遣を要請する。

○緊急患者等の輸送
○救急及び救助用資機材（医薬品、食料、毛布等）の輸送
○災害対策従事者の輸送
○その他の緊急輸送

※参照：資料編　Ⅰ「資料１－５　臨時ヘリポート指定地」

(2) 鉄道輸送

市長は、応急対策に必要な人員、資機材等の輸送について車両の増発等を、東日本旅客鉄道(株)及び秩父鉄道(株)に要請する。

４．５　災害救助法を適用した場合の応急救助のための輸送

【調達部、輸送部】

災害救助法による応急救助のための輸送力の確保は、次の基準により実施するものとする。

(1) 輸送力確保の基準

災害救助法による応急救助のための輸送力の確保は次の基準により実施する。

① 輸送の範囲

被災者の避難、医療及び助産、被災者の救出、飲料水等の供給、救助用物資、遺体の捜索及び遺体の処理のための人員資材の輸送とする。

② 費用

応急救助のための輸送の費用は、「災害救助法による救助、方法及び期間並びに実費弁償について（昭和 40 年埼玉県告示第 603 号)」の範囲内において市が県に請求できる。

③ 期間

応急救助のための輸送を認められる期間は、当該救助の実施が認められる期間とする。

(2) 救助物資等の輸送

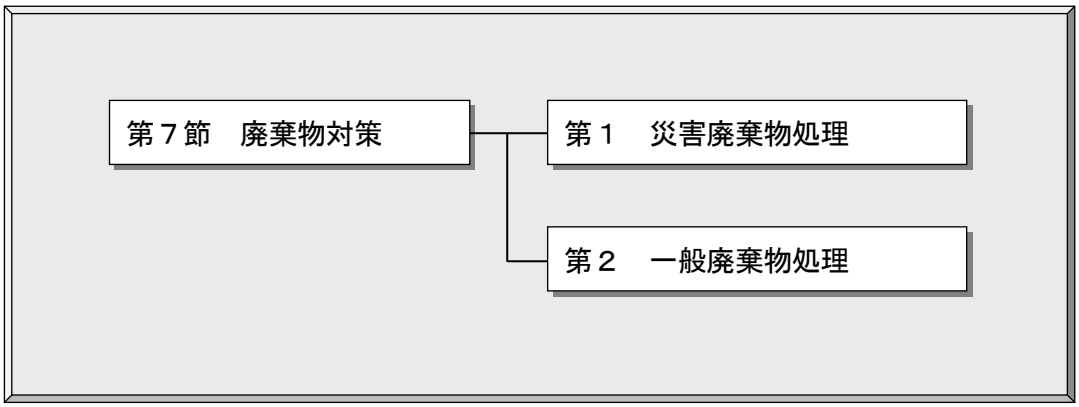
救助物資等の輸送は、あらかじめ知事から職権を委任されている救助に関する輸送についてや、知事の救助を待つことができないときは、市長が行う。

第７節　廃棄物対策

地震による災害が発生した場合、市及び県は、地震災害に伴って発生した倒壊家屋等の廃棄物（以下「災害廃棄物」という。）、並びに災害におけるごみ及びし尿を迅速に処理し、もって被災地の環境保全を図る必要がある。

市は、災害発生後直ちに一般廃棄物処理施設の緊急点検を行い、被害状況の把握と応急復旧を行うものとする。

廃物物対策に係る計画を以下に示す。



第１　災害廃棄物処理

災害時においては、倒壊家屋等の大量の災害廃棄物が発生するため、市は、関係機関と連携を図り、廃棄物処理に必要な体制や仮置き場の確保を図る。

災害廃棄物処理に当たっては、一般廃棄物処理施設のほか民間産業廃棄物処理施設、セメント製造施設等の利用を調整する。

１．１ 住宅関係障害物の除去
１．２ 災害廃棄物の処理

１．１ 住宅関係障害物の除去

【環境防疫部、施設部】

住宅関係障害物除去とは、災害救助法でいう「災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、木材等で、日常生活に著しい障害を及ぼしているものの除去」をいい、地震による家屋等の破壊後のがれき等とは異なる。

なお、必要に応じて、熊谷県土整備事務所に応援要請を行うものとする。

(1) 活動方針

○障害物の除去は、市長が行うものとする。
○一時的には市保有の器具及び機械を使用して実施する。
○労力又は機械力が不足する場合は県（県土整備事務所）に要請し、隣接市町からの派遣を求めるものとする。
○労力又は機械力が相当不足する場合は、建設業界からの資機材、労力等の提供を求める。
○効果的に除去作業を進めるために、建設業界との事前の協定締結等により、協力体制を整備しておく。

(2) 災害救助法を適用した場合の実施基準

① 対象

住家に運び込まれた土石、竹木等の障害物の除去は、以下の条件に該当する住家を早急に調査のうえ実施する。

○障害物のため、当面の日常生活が営み得ない状態にあるもの。
○障害物が日常生活に欠くことのできない場所に運びこまれたもの。
○自らの資力をもってしては、障害物の除去ができないもの。
○住家が半壊又は床上浸水したものであること。
○原則として、当該災害により直接被害を受けたもの。

② 対象者の選定

障害物除去対象者の選定は市で行う。

また、障害物除去戸数は半壊、床上浸水家屋の数量を把握したうえで算定する。
（選定基準は仮設住宅入居者資格基準の例示を準用する）

③ 期間
災害発生の日からできるだけ早い時期に完了するものとし、市長は、その結果を県へ報告する。

１．２ 災害廃棄物の処理

【環境防疫部、施設部】

災害時には、災害廃棄物が大量に発生することが予想される。
そのため、市は、以下に示す計画に従い廃棄物処理に必要な体制や仮置場の確保を図る。

(1) 災害廃棄物処理計画の策定

被害想定では、地震による建物倒壊等で発生する災害廃棄物は、以下のとおりである。
また、災害時でも平常時と同様に排出される一般廃棄物についても併せて処理する必要がある。これらの廃棄物の処理を円滑に行うため「災害廃棄物処理計画」を策定し、随時必要な見直しを行う。

≪災害廃棄物予測結果≫

災害廃棄物（万トン）	災害廃棄物（万㎥）
80.9	52.2

出典）埼玉県「平成 24・25 年度埼玉県地震被害想定調査報告書」

(2) 処理体制の確保

① 実施体制
がれき等解体ごみ及び片付けごみ等の災害廃棄物の処理は、原則として次の要領で実施する。

≪災害廃棄物の処理要領≫

対象	処理要領
住宅・建築物系（個人・中小企業）	原則として建物の所有者が解体・処理を実施するものとし、市は処理・処分に関する情報の提供を実施する。
大企業の事業所等	大企業は自己で処理する。
公共施設	施設の管理者において処理する。

□災害廃棄物の排出

倒壊家屋から、モルタル、コンクリートブロック、瓦等がかなり排出されるので、自治会単位等の地域別に排出場所を指定し収集する。廃棄物の排出場所と方法について市民に広報する。

② 処理の推進と調整
市は、国、県及び関係者と協力して、災害廃棄物の処理状況の把握、搬送ルートや仮置場及び最終処分場の確保を図る。

(3) 処理対策

① 仮置場の確保

倒壊家屋からの廃物、焼失家屋の焼け残り等の廃棄物を最終処分するまでの間の仮置場は以下を基本とし、災害の規模や落橋、がけ崩れ、水没等による仮置場へのアプローチの途絶等の被害状況により仮置場が不足する事態に備え、あらかじめ候補地を選定し、その確保に努める。

≪廃棄物仮置場≫

名　称	所在地	集積可能面積
パティオ北側駐車場	柏合 889－1 ほか	3,600 ㎡

② 災害廃棄物の処分方法

「環境防疫部」は、災害廃棄物はリサイクルを考慮して、可能な限り現場において分別し、仮置場に搬入する。その後、分別した種類ごとに、最終処理を実施する。

≪分別処理の方法≫

区分	処理方法
木質系廃物	木造家屋等から発生する木質系廃棄物は、木材、金属、不燃物等の荒分別を実施した後、仮置場に搬入する。
コンクリート系廃物	コンクリート系廃棄物は、コンクリート塊、金属、可燃物の荒分別を実施した後、仮置場に搬入する。

□最終処理方法

○可燃物のうち柱材等は、できるだけリサイクルするとともに、その他可燃物は焼却する。市の処理能力を超える廃棄物が排出された場合には、相互応援協定を締結している市町に処分を要請する。
○不燃物のうちコンクリート塊・金属等はできるだけリサイクルするとともに、その他不燃物は最終処分場に搬送する。

③ 環境汚染が懸念される廃棄物の処理

市は、有害物質を含む廃棄物の飛散防止対策や有害物質取扱事業所からの混入を防止し、適正な処置に務めるものとする。

④ 損壊家屋の解体

市は、損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の地方公共団体への協力要請を行うものとする。

⑤ 石綿飛散防止対策の実施

建築物の倒壊等により石綿の飛散及びばく露が懸念されるため、県及び大気汚染防止法政令市・事務移譲市は、災害の規模及び被害状況に応じた石綿飛散防止対策を行う。県は、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（埼玉県）」に基づき、対応する。

○ 注意喚起：発災直後に必要に応じて救護活動や障害物撤去を行う従事者等に対して石綿飛散に係る注意喚起を行う。
○ 石綿露出状況等の調査の実施：吹付け石綿等を使用している可能性のある建築物等を対象に石綿露出状況等の調査 を実施する。
○ 応急対策の実施：石綿露出状況等の調査の結果、吹付け石綿等の露出や石綿飛散のおそれがある状況が確認された場合は、建築物等の所有者又は管理者に連絡し、石綿飛散・

ばく露防止の応急対策（ビニールシート等による養生、散水・薬液散布、立入禁止）を指示する。

○ 石綿モニタリング：石綿の大気中濃度を把握するため、避難所周辺等の石綿モニタリングを実施する。

⑥ その他処理における注意事項

市は、危険なもの、通行上の支障のあるもの、腐敗性廃棄物等を優先的に収集運搬するものとする。また、市の意図しない場所に片付けごみ等が集積される状況が見られる場合は、適宜巡回し、計画的に収集運搬を行う。選別・保管のできる仮置場の十分な確保を図るとともに、大量のがれき等の最終処分までの処理ルートを確保する。

なお、応急対応時においても、住民等の協力を得ながら、がれき等解体ごみ及び片付けごみの分別区分を徹底し、今後の処理や再資源化を図る等適切な処理に努めるものとする。

⑦ 費用の負担

阪神・淡路大震災では、解体・処理に公費負担が国の制度として設けられた。

市長は、災害の規模や状況によっては、り災者の経済的負担の軽減を図るため、県及び国に対して公費負担の措置を要請する。

第２　一般廃棄物処理

地震災害時には、家屋の倒壊、被災等により大量のごみの排出や下水処理施設の被災に伴うし尿の処理不能な状態が予想される。

このため、これらのごみ及びし尿を迅速に処理し、被災地の環境衛生を保全する。

２．１　ごみ処理
２．２　し尿処理

２．１　ごみ処理

【環境防疫部】

災害時には、通常のごみに加え、一時的に家具等の大量の粗大ごみが排出されるため、家庭系、事業系ともに、通常のごみと倒壊家屋等の廃棄物類と分別して排出させ、ごみの排出場所を分ける等の措置を講ずる。

(1) 実施体制

災害時におけるごみ収集及び処理を実施する。なお、市の処理能力を超えるごみが排出された場合は、県、相互応援協定を締結している市町及び民間の廃棄物処理業者等の協力を得て、ごみ処理施設の確保を図る。

(2) 施設の応急措置

災害発生直後に建物及びプラント被害や液状化、不等沈下等の地盤災害の状況などの被害を調査把握し、必要な応急措置を講ずる。

(3) ごみ収集の方法

① ごみの収集計画の広報

ごみの収集の曜日や排出区分のルールを守るよう、ごみ収集の計画等を市民に対して自治会又は報道機関を通じ、協力を呼びかける。

② 腐敗性の高いごみ

腐敗性の高い可燃ごみは、被災地における防疫上、委託業者等の協力を得て最優先で収集、運搬し、処理施設等へ搬入する。

③ ごみの分別

ごみの分別は、適正処理できるよう分別する。なお、分別収集に当たっては、適切な広報により、市民に分別排出を呼びかける。

④ 夜間の収集

道路交通の状況によっては、夜間のごみの収集も実施する。

⑤ 避難所のごみ対策

避難所では、保健衛生面から毎日収集等を実施し、段ボール、梱包材料等、一時的大量

に排出されるものは、再利用とリサイクルを図る。

(4) ごみの仮置場

「施設部」と連携を図り、処理施設での処理能力を超える大量のごみが発生した場合は、周辺の環境、交通の利便、被災地の状況等に留意し、仮置場を確保する。

(5) ごみの処理・処分

① ごみの処理施設での処理

ごみの処理施設が受入れ可能となった時点から、仮置場に一時的に集積したごみを含め、処理施設に搬入し、順次処理・処分する。

② 隣接市町へのごみ処理の要請

市長は、処理しきれないほど多量のごみが排出された場合、あるいはごみの処理施設が被害を受け稼働しない場合、相互応援協定を締結している隣接市町へ、ごみの処理を要請する。

２.２ し尿処理

【環境防疫部、調達部】

災害時には、電気・水道等のライフラインが一時的にストップし、また、交通障害などにより、し尿の適正処理が不可能となることが予想されることから、緊急時におけるし尿の適正な処理を迅速かつ的確に実施する。

(1) 実施体制

災害時のし尿収集が市の処理能力を超える場合は、浄化槽清掃等許可業者の協力を得るほか、近隣市町及び県へ応援を要請する。

(2) 施設の応急措置

地震発生直後に建物及びプラント被害や液状化、不等沈下等の地盤災害の状況などの被害を調査把握し、必要な応急措置を講ずる。

(3) 収集方法

被災地域の状況に応じて市の委託及び許可業者と緊密な連絡を図り、避難所など被災集中地区を重点的に処理する。

(4) 処理等の方法

収集したし尿は、下記の処理場において処理するが、処理場が被害を受け処理ができなくなった場合は、市長は、近隣市町に処理の応援を要請する。

≪し尿処理施設≫

名称	所在地	電話
深谷市衛生センター	樫合 742	048-571-4920

(5) 仮設トイレの設置・管理

① 避難所への仮設トイレの設置

被害状況、避難者数及び水洗トイレの使用の可否等について、避難所の状況を判断し、応急仮設トイレを設置する。

② 在宅者のための仮設トイレの設置

ライフラインの被害により、水洗トイレが使用不可能な被災者のために、公園等の拠点に仮設トイレを設置し、既設の公衆トイレと併せてし尿を処理する。

(6) 仮設トイレの調達

市が備蓄している仮設トイレが不足したとき、仮設トイレの調達を次の要領で実施する。

① 流通在庫の調達

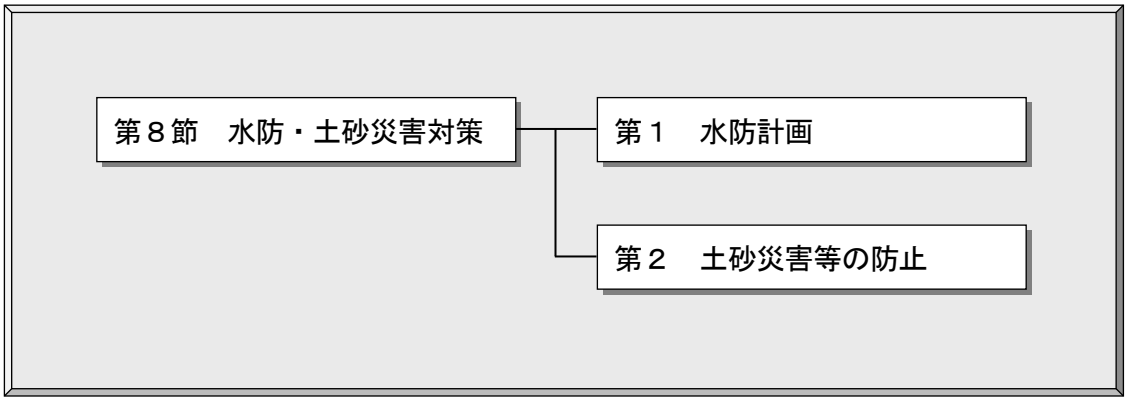
仮設トイレの流通在庫を関係業者から調達する。

② 県及び隣接市町等への要請

県及び相互応援協定を締結している隣接市町等へ、備蓄してある仮設トイレの借上げを要請する。

第８節　水防・土砂災害対策

地震の発生に伴う、河川施設の損壊による浸水被害や、砂防・治山施設等の損壊による土砂災害を防止するため、応急対策を講ずる。



第１　水防計画

埼玉県水防計画に基づく重要水防区域及び水害事例、自然条件及び河川管理施設状況などをもとに、重点的に水防対策を実施すべき地域をあらかじめ調査検討し、事前配備体制などを充実する。

１．１　水防組織の確立
１．２　水防活動

１．１　水防組織の確立

【施設部】

埼玉県水防計画に基づいて、必要な水防体制をとるものとする。

１．２　水防活動

【施設部】

① 監視・警戒活動

市は、出動命令を出した時から水防区域の監視及び警戒を厳にし、現在の被害箇所、その他、特に重要な箇所を中心とした堤防の表側、天端及び裏側を巡回し、異常を発見した場合は直ちに当該河川の管理者及び県土整備事務所長に報告するとともに、水防活動を開始する。

② 資機材の備蓄及び水防措置の実施

水防用器具、資材の備蓄に努めるとともに、監視及び警戒により水防措置が必要と認められる場合には、関係機関と協力し、水防措置を実施する。

第２　土砂災害等の防止

地震や地震後の雨に伴う土砂災害の発生を防止するため、以下の対策を実施する。

２．１ 応急対策

２．１ 応急対策

【施設部、産業部】

地震により河川、砂防及び治山施設が、破壊、崩壊等の被害を受けた場合は、次のような応急復旧を行う。

① 河川施設応急対策

堤防及び護岸の破壊等については、クラック等に雨水の浸透による増破を防ぐため、ビニールシート等を覆うとともに速やかに復旧計画を立てて復旧する。また、水門及び排水機等については、故障、停電等により、運転が不能になることが予測されるので、土のう、矢板等により応急に締切を行い、移動ポンプ車等を動員して内水の排除に努める。

② 砂防施設等応急対策

砂防施設、急傾斜地崩壊防止施設については、速やかに被害状況を把握し、施設の安全確保に努める。

③ 治山施設応急対策

治山施設については、速やかに被害状況を把握し、市内で関係する施設の安全確保に努める。

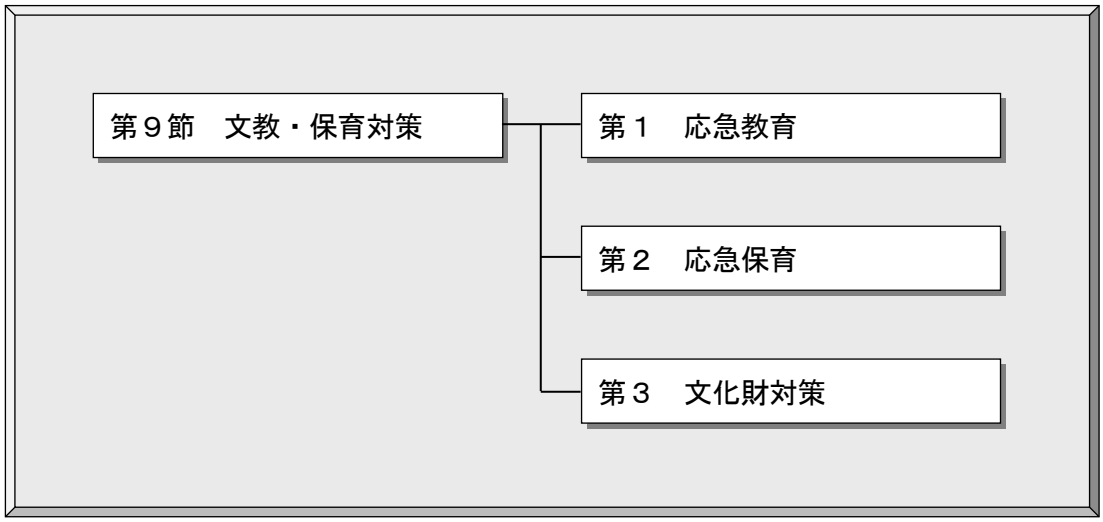
④ ため池施設

ため池施設については、速やかに被害状況を把握し、施設の安全確保に努める。

第９節　文教・保育対策

災害のため、平常の学校教育の実施や福祉施設での保育が困難となった場合、「教育部」及び私立学校設置者、並びに「救護部」は、関係機関の協力を得て幼児・児童・生徒の安全を確保するとともに、応急教育の実施を図るものとする。

教育福祉対策の計画を以下に示す。



第１　応急教育

児童・生徒の安全確保を最優先にするとともに、教育活動を確保し、学校教育の目的を達成するため、早期再開に必要な応急措置を迅速かつ的確に実施する。

１．１　児童・生徒の安否確認
１．２　学校施設の応急復旧
１．３　応急教育の実施
１．４　教材・学用品の調達・支給

１．１　児童・生徒の安否確認

【教育部】

校長は、災害発生直後における児童・生徒等の安否の確認を次の要領で実施する。

(1)　勤務時間内で地震が発生した場合

①　児童・生徒の安全確保と被害状況の把握

校長は、災害発生直後、児童・生徒の安全を確認するとともに、学校施設及び周辺の被害状況等を速やかに把握し、教育委員会へ報告する。

②　児童・生徒等の避難

校長は、学校施設の損壊や火災発生等により、児童・生徒に危険が及ぶと判断したとき、あるいは消防職員から避難の指示がある場合、児童・生徒及び教職員を安全な避難所等へ速やかに避難させる。

③　臨時休業等の措置

校長は、被害の状況に応じ、臨時休業等の適切な措置を講ずる。

また、あらかじめ定めた方法により保護者へ連絡し、その措置内容について教育委員会へ速やかに報告する。

(2)　勤務時間外に災害が発生した場合

①　被害状況の把握

災害発生後、校長及び非常招集した教職員は、施設設備の被害状況及び周辺状況を速やかに把握し、教育委員会へ報告する。

②　児童・生徒等の安全確認

非常招集した教職員は、児童・生徒等及び教職員の安全確認を電話等の方法により確認する。

③　臨時休業等の措置

校長は、被害の状況に応じ、臨時休業等の適切な措置を講じ、あらかじめ定めた方法により保護者へ連絡し、その措置内容について教育委員会へ速やかに報告する。

１．２ 学校施設の応急復旧

【教育部】

校長は、災害発生後速やかに教育活動が再開できるよう必要な措置を講ずる。

(1) 学校の応急措置

校長は、教職員を非常招集し、あらかじめ定めた方法により危険防止のために必要な応急措置を講ずる。

(2) 避難所となった場合の措置

学校施設は教育を優先する。このため避難所としての施設指定は、①体育館（指定済）、②特別教室、③教室の順とする。

また、学校が避難所となった場合の措置は、**「第３部　第１章　第４節　第２　避難対策」**による。

(3) 施設の応急復旧

○災害発生後は速やかに被災建築物及び被災宅地応急危険度判定を、施設部との連携のもと実施する。
○災害による被害が軽微な場合は、各学校において速やかに応急措置を講じ、教育を再開する。
○施設使用に支障がある場合は、残存の安全な教室、特別教室及び屋内運動場等を転用し、状況に対応した臨時の体制で教育を再開する。
○応急修理では使用できない程の被害の場合には、一時的に施設を閉鎖し、完全復旧するまで管理監督するとともに応急仮設校舎を建設する。
○上記の応急復旧に努めるほか、できる限り教室を確保するため、次の方策を講ずる。
・近隣校との協議、調整を実施し、教室を確保する。
・学校施設以外の教育施設、公共施設及び適当な民間施設等を教室として利用する。
○避難所に学校を提供したため、学校が長期間使用不能の場合には、教育委員会に連絡し、他の公共施設等の確保を図り、早急に授業を再開する。

１．３ 応急教育の実施

【教育部】

教育委員会は、応急教育を実施するため、次に示す事項について対策を実施する。

(1) 応急教育の開始

応急教育の開始に当たっては、校長は教育委員会に報告するとともに、決定次第保護者及び児童・生徒等に速やかに周知徹底を図る。

(2) 応急教育の区分

通常の授業が行えない場合は、学校施設の確保状況に応じて、次の区分に基づいて応急教育を実施する。

○臨時休業	○合併授業	○分散授業
○短縮授業	○二部授業	○複式授業
○又は上記の併用授業		

(3) 教職員等の確保

教員の被災等により通常の授業が実施できない場合には、教育委員会は、次の方法により教員の確保の応急措置を実施する。

○各学校において、教員の出勤状況に応じ、一時的な教員組織体制を整える。
○県教育委員会と協議し、臨時講師等を任用する。
○県教育委員会と協議し、出張指導による補充教育の措置を講ずる。

(4) 学校給食の措置

教育委員会は、学校再開に併せて速やかに学校給食ができるよう努める。

ただし、被災状況等により、完全給食の実施が困難な場合には、調理を要しない食品等による簡易給食を実施する。

□学校給食の一時中止条件

○避難所となった学校において学校給食施設で炊き出しを実施する場合
○感染症等の危険の発生が予想される場合
○災害により給食物資が入手困難な場合
○給食施設が被災し、給食の実施が不可能な場合
○その他給食の実施が適当でないと認められる場合

(5) その他、生活指導等

① 登下校時の安全確保

教育活動の再開に当たっては、特に登下校時の安全確保に留意する。

② 心身の健康の保持

被災した児童・生徒に対しては、その被災状況により、保健指導やカウンセリング等を実施し、心身の健康の保持、安全教育及び生徒指導に重点を置いて指導する。

③ 避難した児童・生徒の指導

避難した児童・生徒等に対しては、教職員の分担を定め、地域ごとに状況の把握に努め、避難先を訪問するなどして、心身の健康の保持、生活指導等の指導を実施するように努める。

④ その他

災害のため、多数の児童・生徒が他の地域に避難した場合は、必要に応じて就学する学校の指定、指導要録の取扱い及び３学期においては卒業証書の取扱いについて、弾力的な対応を実施するように国及び県に対し要請する。

１．４ 教材・学用品の調達・支給

【教育部】

市長は、災害救助法が適用された場合、教科書・学用品等を次の要領で調達・支給する。

(1) 支給の対象

教科書・学用品を喪失、又はき損し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒並びに高等学校等生徒に対し、被害の実状に応じ、教科書（教材を含む）、文房具及び通学用品を支給する。

※小学校児童：義務教育学校前期課程の児童及び特別支援学校の小学部児童を含む
※中学校生徒：義務教育学校後期課程の生徒、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中等部生徒を含む
※高等学校等生徒：高等学校（定時制及び通信制の課程を含む）、中等教育学校の後期課程（定時制及び通信制の課程を含む）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう

(2) 支給の実施

① 教科書の調達・配分

教科書については、県が市教育委員会、県立学校長及び私立学校長からの報告に基づき、教科書供給所から一括調達し、その配給の方途を講じるものとする。

② 学用品の調達・配分

学用品の調達、配分等は、市が行うものとする。ただし、市において調達することが困難と認めたときは、県が調達し、市に供給するものとする。

(3) 災害救助法が適用された場合の費用等

学用品の給与に要した費用は「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成 13 年埼玉県告示第 393 号）」の範囲内において市が県に請求できる。

(4) 支給の時期

災害発生の日から、教科書（教材を含む）の支給の時期は１か月以内、文房具及び通学用品の支給の時期は 15 日以内とする。

第２　応急保育

市立福祉施設の応急措置並びに保育所の児童及び保護者のいない児童の生命及び身体の安全確保に必要な応急措置を講ずる。

２．１　福祉施設の応急措置
２．２　保育園の応急措置
２．３　放課後児童クラブの措置
２．４　要保護児童の応急保育

２．１　福祉施設の応急措置

【救援避難部、救護部】

福祉施設等の要配慮者を受け入れている施設の管理者は、災害発生後に入所者及び利用者の被害状況並びに施設の被害状況を把握し、的確な応急措置を講ずる。

(1) 安否確認・所在の把握

災害発生直後、福祉施設の管理者は、あらかじめ定めた避難誘導方法に従い、入所者、利用者の安全を速やかに確保する。

また、入所者、利用者及び職員の安否を確認し、所在を把握する。

(2) 施設の応急措置

施設管理者は、災害発生直後に施設の被害、液状化や不等沈下等の地盤災害などを調査・把握し、必要な応急措置を講ずる。

また、施設の被害状況及び応急措置の内容を速やかに「救援避難部」に報告する。

(3) 要配慮者の受入れ

被災地に隣接する地域の福祉施設等の管理者は、施設の機能を低下させない範囲内で援護の必要性の高い被災者を優先し、施設の受入れに努める。

(4) り災福祉施設等への支援要請

○り災した福祉施設の管理者は、水、食料、生活必需品や介護要員等の不足数について把握し、近隣施設に支援を要請する。また、県や近隣市町村等への要請は、災害対策本部を通じて実施する。
○多数のり災者受入れにより、水、食料、生活必需品や介護要員等の不足を生じる場合、前項に準じて支援を要請する。

(5) 福祉施設等への市の支援

○被災したライフラインの復旧が優先的に実施されるように各事業者へ要請する。
○ライフライン復旧までの間、水、食料、生活必需品の確保のための措置を講ずる。
○県ボランティアセンターへの情報提供により不足する介護要員等の確保に努める。

２．２ 保育園の応急措置

【救援避難部、救護部】

保育園長（民間保育園長を含む）は、災害時における保育園児童の生命及び身体の安全確保を図るため、以下に示すような応急措置を講ずる。

(1) 災害時の対応

○園長は、災害の状況に応じてあらかじめ定められた緊急避難の措置を速やかに講ずる。
○園長は、まず、児童及び職員の安否確認を行うとともに、施設等の被害状況を把握し、その結果を「救護部」に連絡する。さらに、職員を指揮して災害応急対策を実施し、保育園の安全を確保する。

(2) 応急保育の体制

○園長は、保育園児童のり災状況を調査する。
○「救護部」は、情報及び指令の伝達について万全の措置を講ずるものとし、園長は、職員及び保護者にその指示事項の徹底を図る。
○園長は、応急保育計画に基づき、受入れ可能な児童を保育園において保育する。
○保育園を避難所等に提供したため、長期間保育園として使用できないときは、「救護部」と協議して早急に保育ができるよう措置する。
○園長は、災害の推移を把握し、「救護部」と緊密な連絡のうえ、平常保育の再開に努め、その時期を早急に保護者に連絡する。

(3) 育児用品の確保

「救援避難部」は「調達部」と連携し、関係団体を通じて、粉ミルク、哺乳瓶、ポット、ベビーベッド、紙おむつ、幼児用肌着等の育児用品を確保する。また、県及び国を通じて関係業者に供出等を要請する。

なお、認可外保育施設についても、「救護部」と連携し、育児用品を支援するよう努めるものとする。

２．３ 放課後児童クラブの措置

【救援避難部、救護部】

① 「施設長」は、災害発生直後、火災の防止、児童の避難誘導等児童の安全を確保するための必要な措置を講ずる。
② 「施設長」は、児童の被害状況等を確認し速やかに「救護部」に報告し、必要な指示を受ける。
③ 「施設長」は、あらかじめ定められた方法により保護者に連絡し、保護者同伴で帰宅させる。また、その措置内容を学校等関係機関に報告する。
④ 「救護部」は、災害の状況により臨時休室等の適切な措置を講ずる。

２．４ 要保護児童の応急保育

【救援避難部、救護部】

「救護部」は、要保護児童が確認された場合、保護及び応急保育の措置を講ずる。

(1) 要保護児童の把握等

保護者のいない児童の把握は、次の方法により速やかに実施する。

① 避難所の責任者は、次の要保護児童について「救護部」へ通報する。

○児童福祉施設及び学童保育室から避難所へ避難した児童
○保護者の疾患等により発生する要保護児童

② 台帳、名簿等による把握

○住民基本台帳による犠牲者の確認からの把握
○災害による死亡者への義援金の受給者名簿からの把握

③ 市民の通報による把握

④ 広報等による保護者のいない児童の発見

「救援避難部」及び「救護部」は、「本部事務局」を通じて広報等の活用、報道機関の協力、インターネットなどの活用により、保護者のいない児童を発見した場合の保護及び児童相談所等に対する通報への協力を呼びかける。

(2) 親族等への情報提供

「救援避難部」及び「救護部」は、保護者のいない児童の実態を把握し、その情報等を親族等に速やかに提供する。

(3) 要保護児童の保護と支援

「救護部」は、保護者のいない児童を確認した場合は、保護・支援等の措置を講ずる。

① 保護者のいない児童の保護

○親族による受入れの可能性を打診する
○児童相談所と連携し児童養護施設での保護
○児童相談所と連携し里親への委託保護

② 支援等の措置

○母子及び寡婦福祉資金貸付制度の手続
○社会保険事務所における遺族年金の早期支給手続

(4) 児童のメンタルケア

「救護部」は、り災児童の精神的不安定に対応するため、児童相談所及び医療機関等の関係機関の協力を得てメンタルケアを実施する。

第３　文化財対策

「教育部」は、文化財及び収蔵・保管施設に震災被害が生じた場合には、次の措置を迅速かつ的確に実施する。

３．１ 情報の収集・伝達
３．２ 入館者の安全対策
３．３ 収蔵・保管施設の応急対策
３．４ 文化財の応急対策

３．１ 情報の収集・伝達

【教育部】

○被害情報の迅速な把握に努め、県教育委員会等の関係機関へ報告し、指示を受けるとともに、所有者・管理者に必要な指示を伝達する。
○将来の復旧対策・予防対策を見据えて、被害状況を記録する。

３．２ 入館者の安全対策

【教育部】

○展示施設では入館者の避難誘導等を行い、入館者の安全を確保する。
○負傷者には応急手当を施すとともに、消防部及び救護医療機関との連携のもと適切な対応を行う。

３．３ 収蔵・保管施設の応急対策

【教育部】

○収蔵・保管施設の安全点検を行い、被災状況に応じた応急措置を講ずる。
○災害の拡大を防止し応急対策が円滑に実施できるように危険物や障害物等を撤去する。

３．４ 文化財の応急対策

【教育部】

「教育部」は、国、県及び市指定文化財に被害の発生を確認したときは、次の措置を講ずる。

□文化財への対策

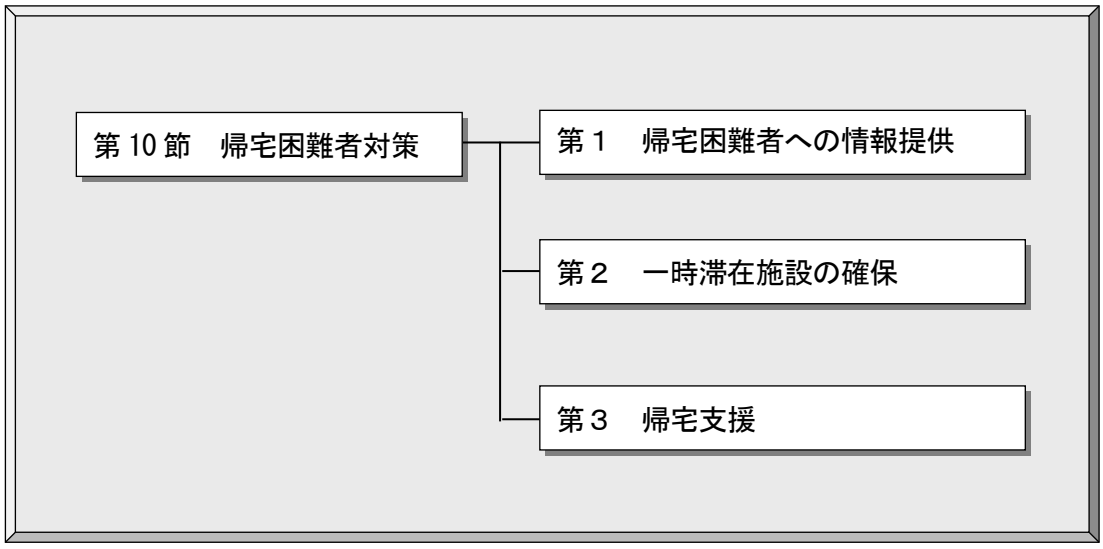
○国、県指定文化財は、県教育委員会に報告する。管理者又は所有者は、県教育委員会の指示に従い、応急措置を講じ、被害の拡大を防ぐ。
○上記のことを進めるに当たっては被害の状況に応じ、覆い屋の仮設、支柱、筋かい等の補修を行うほか、防護柵等を設け、指定文化財であることを明示する。
○市指定文化財に当たっては、管理者又は所有者が市教育委員会に報告し、その指示を受けながら上記内容に準じて措置する。
○移動可能な指定文化財に被害が生じると判断されたときは、所有者は管理者の理解を得て管理体制の整った公共施設に一時的に保管する。

第 10 節　帰宅困難者対策

地震が発生した直後は、火災や余震による落下物等で非常に危険な状況である。さらに鉄道が停止し、外出先から人々が一斉に帰宅した場合、主要駅などで大きな混乱が生じる。このため、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知・徹底を図り、家族等への安否確認の連絡体制、企業や学校などでの一時的滞在、主要駅周辺での一時滞在施設の確保などの対策を実施する。

また、都内に通勤、通学をしている県民は、毎日 100 万人以上にのぼる。このため、首都圏で大規模地震が発生した場合には、多くの人が東京など県外で帰宅困難になることが予想される。帰宅困難となった通勤、通学者等に対し、適切な情報の提供、保護・支援、代替交通手段の確保などの対策を実施する。

帰宅困難者対策を以下に示す。



第１　帰宅困難者への情報提供

【本部事務局】

帰宅困難者にとって必要な交通情報や市内の被害状況等の情報を伝達するとともに、安否を気づかう家族への連絡体制を確保する。

□帰宅困難者に伝える情報例

○被害状況に関する情報
震度分布、建物被害、火災、人的被害、ライフライン被害等

○鉄道等の公共交通機関に関する情報
路線ごとの運行状況、復旧見通し、代替交通機関の情報等

○帰宅に当たって注意すべき情報
通行不能箇所、大規模火災箇所、規制情報等

○支援情報
帰宅支援ステーションの開設状況、一時滞在施設の開設状況等

□市による情報伝達手段例

○徒歩帰宅者の誘導、簡易地図等の配布
○ホームページ、メール、ＳＮＳ、防災行政無線等による情報提供
○緊急速報メールによる情報提供

第２　一時滞在施設の確保

２．１ 駅周辺における一時滞在施設の確保
２．２ 一時滞在施設での飲料水・食料等の提供
２．３ 災害救助法の適用の検討

２．１ 駅周辺における一時滞在施設の確保

【本部事務局】

地震の発生により、鉄道等が運行停止し、駅周辺に滞留者が発生した場合、駅周辺の混乱を防止し、帰宅が可能となるまで待機場所が無い者を一時的に滞在させるための施設を確保する。一時滞在施設は、公共施設や民間施設を問わず、幅広く安全な施設を確保するよう努める。

また、駅周辺から一時滞在施設まで安全に誘導するため、警察署の協力を得る。

なお、一時滞在施設の受入能力には限りがあるため、要配慮者の受入れを優先する。

２．２ 一時滞在施設での飲料水・食料等の提供

【本部事務局】

一時滞在施設に受け入れた帰宅困難者に対し、必要に応じ飲料水、食料等を提供する。このため、一時滞在施設に必要な物資を備蓄する。なお、一時滞在施設に備蓄を確保できない場合には、防災倉庫等からの備蓄物資の提供方法をあらかじめ決めておく。

２．３ 災害救助法の適用の検討

【本部事務局】

大量の帰宅困難者が発生し、一時滞在施設等において、飲料水・食料等の提供を行う必要が生じた場合には、災害救助法の適用を検討する。

第３　帰宅支援

３．１　帰宅活動への支援
３．２　帰宅途上における一時滞在施設の確保

３．１　帰宅活動への支援

【本部事務局】

帰宅行動を支援するために、以下の対策を実施する。

○一時滞在施設の提供
公共施設等の一部を休憩所・トイレとして開放

○飲料水、食料等の配布
一時滞在施設等において、飲料水、食料の配布

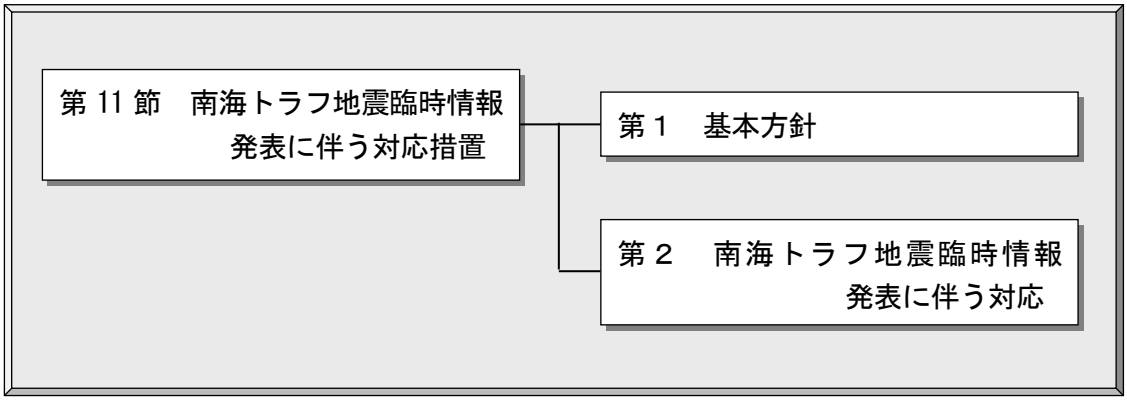
○一時休憩所提供の要請
ガソリンスタンド、コンビニエンスストア、ファミリーレストラン等の休憩所としての利用を要請

３．２　帰宅途上における一時滞在施設の確保

【本部事務局】

多数の徒歩帰宅者に対して、帰宅途上の道路沿いに休憩する場所が必要となる。地域の避難所は、地元の避難者で満員になる可能性が高いため、可能な限り地域の避難所とは別に徒歩帰宅者の一時滞在施設の確保に努める。

第 11 節　南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応措置



第１　基本方針

南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応措置計画について、計画策定の趣旨について記す。

１．１ 計画策定の趣旨

１．１ 計画策定の趣旨

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 25 年 12 月施行）は、南海トラフ地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、南海トラフ地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）の指定や南海トラフ地震防災対策推進基本計画の策定など、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進を図ることを目的としている。

同法に基づき、平成 26 年３月 28 日現在で、１都２府 26 県 707 市町村が推進地域に指定されている。県内においては、推進地域には指定されていないが、平成 24 年８月に内閣府が発表した南海トラフで発生しうる最大クラスの地震において、震度５弱から５強程度が推計されている。

南海トラフ地震の発生の可能性が通常と比べて相対的に高まったと評価された場合に、気象庁が南海トラフ地震臨時情報を発表することになるが、人口が集中している県南部でかなりの被害が発生することが予想されるとともに、臨時情報発表に伴う社会的混乱も懸念される。

このため、「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン」（内閣府（防災担当））を参考に、南海トラフ地震臨時情報の発表に伴う対応措置を定めるものである。

第２　南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応

南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合等に、気象庁から「南海トラフ地震臨時情報」や「南海トラフ地震関連解説情報」が発表され、直ちに県から関係部局及び市町村、防災関係機関に伝達される。

このため、南海トラフ地震臨時情報発表に伴う社会的混乱を防止する観点から実施すべき必要な措置について定める。

２．１ 南海トラフ地震臨時情報の伝達
２．２ 市民、企業等への呼びかけ

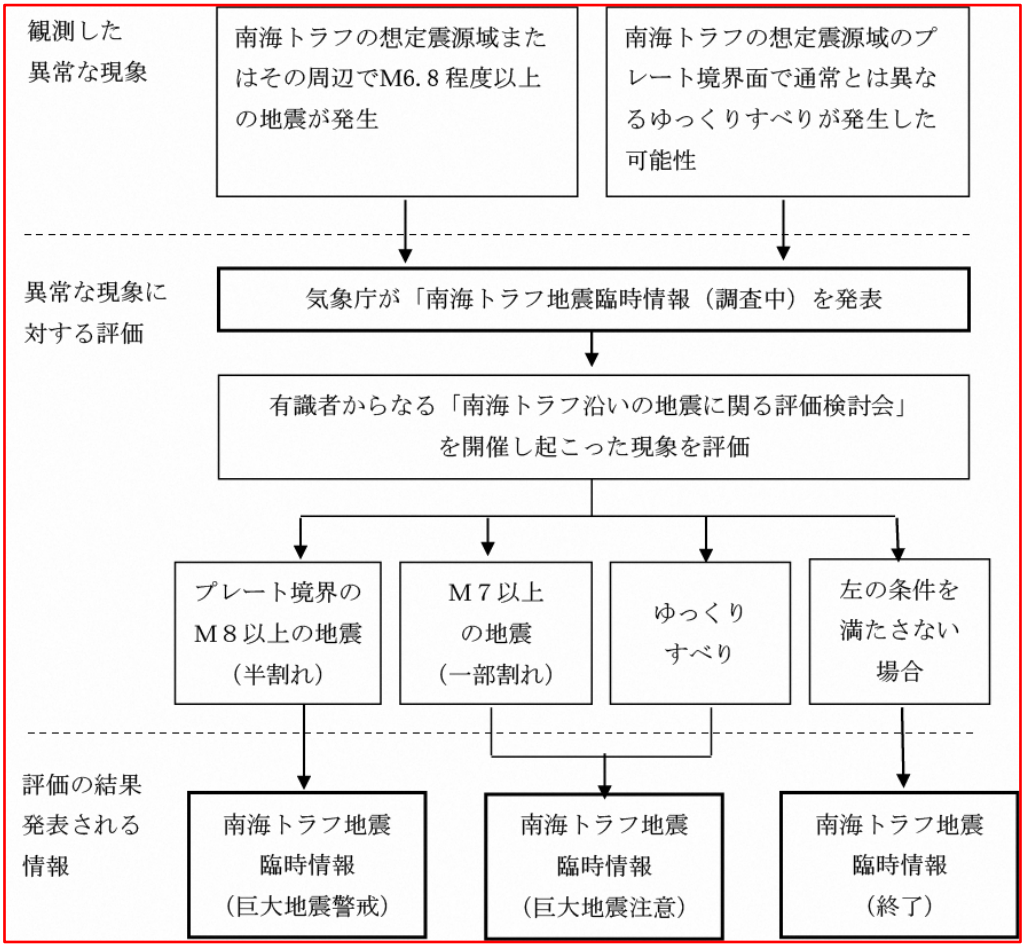
２．１ 南海トラフ地震臨時情報の伝達

【総務防災課、各部共通】

県から防災行政無線等により南海トラフ地震臨時情報が伝達されたときは、直ちに庁内、防災関係機関及び市民に対して、次の伝達系統により伝達する。

南海トラフ臨時情報発表までの流れは、次の図に示すとおりである。

≪南海トラフ地震臨時情報発表までの流れ≫



２．２ 市民、企業等への呼びかけ

【本部事務局】

市及び県は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒又は巨大地震注意）」の連絡を受けた場合は、市民に対して、日頃からの地震への備えの再確認をするとともに、一定期間、できるだけ安全な行動をとるなど、適切に対応するよう呼びかける。

また、企業等に対しても適切な防災対応をとるよう呼びかける。

□市民へ呼びかける防災対応の内容

○日常生活を行いつつ、日頃からの地震への備えの再確認等、一定期間地震発生に注意した行動をとる。

（例）

家具の固定状況の確認、非常用持ち出し袋の確認、避難場所や避難経路の確認、家族との安否確認方法の確認 等

○日常生活を行いつつ、一定期間できるだけ安全な行動をとる。

（例）

高いところに物を置かない、屋内のできるだけ安全な場所で生活、すぐに避難できる準備（非常用持出品等）、危険なところにできるだけ近づかない 等

□企業等の防災対応

○日頃からの地震への備えの再確認等、警戒レベルを上げることを中心とした防災対応を実施したうえで、できる限り事業を継続する。

（例）

安否確認手段の確認、什器の固定・落下防止対策の確認、食料や燃料等の備蓄の確認、災害物資の集積場所等の災害拠点の確認、発災時の職員の役割分担の確認 等

第２章　風水害対策計画

風水害時における応急対策を迅速かつ効率的に実施するために、以下に定める諸施策を策定する。

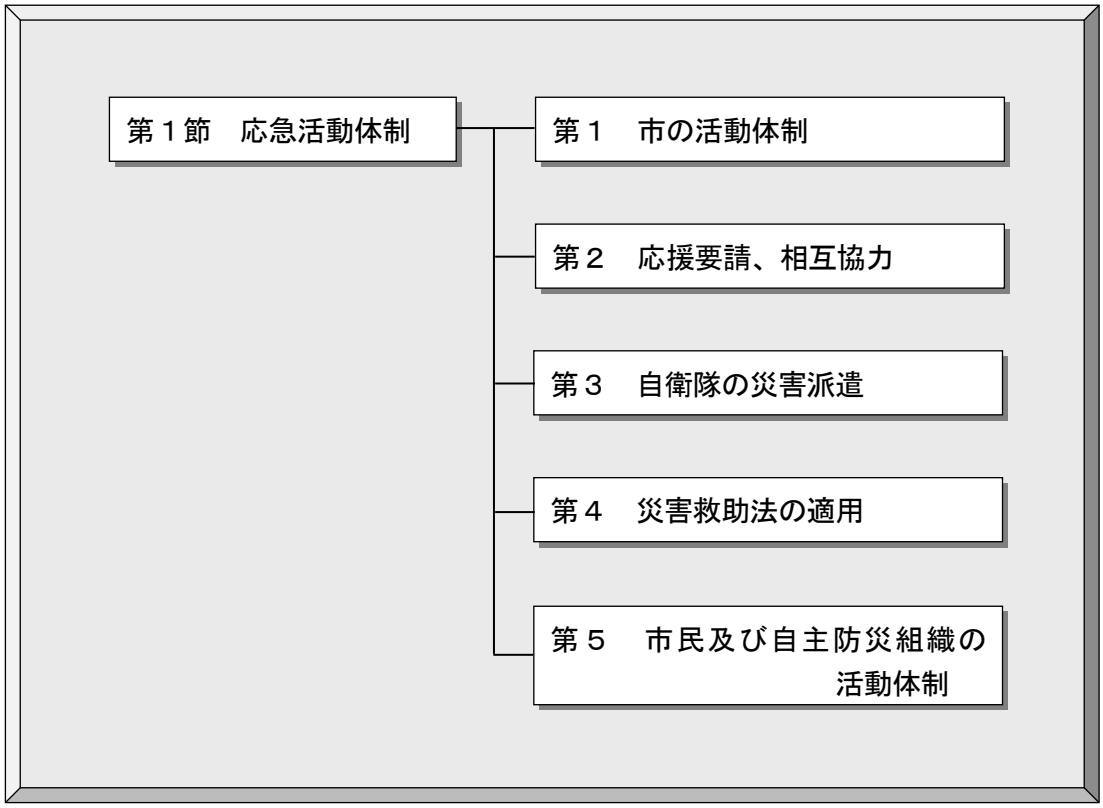


第１節　応急活動体制

風水害が発生、又は発生するおそれがある場合に、迅速な災害応急対策活動を実施するため、市の活動体制を整えるとともに、県、隣接市町等への応援要請又は相互協力体制を整え、被害の軽減に努める。

また、大規模災害時には自衛隊と連携し、住民の安全を図り、被災者の救助に努める。

応急活動体制の整備に必要な施策を以下に定める。



第１　市の活動体制

災害の発生のおそれのある場合、又は発生した場合、市がとる活動体制及び応急活動対策を行うための動員計画並びに活動の中核をなす災害警戒本部、災害対策本部の設置・運営について定める。

１．１　災害発生直前の未然防災活動
１．２　活動体制と配備基準
１．３　活動体制と動員計画
１．４　災害警戒本部の設置・運営
１．５　災害対策本部の設置・運営
１．６　応急活動の留意点

１．１　災害発生直前の未然防災活動

【総務防災課、各部共通】

「第３部　第１章　震災対策計画－第１節－第１－１．１」を準用する。

１．２　活動体制と配備基準

【各部共通】

市の活動体制と配備基準は、以下のとおりである。

≪活動体制と配備基準（風水害対策）≫

活動体制		配備基準	活動内容	配備職員
準備体制（注１） 本部を設置せず通常の組織をもって警戒準備に当たる体制	１号配備	○大雨注意報又は洪水注意報が発表され、かつ国、県水防警報（待機）が発表された場合 ○その他総務部長が必要と認めた場合	連絡調整 情報の収集・報告	災害対応要員による対応（注２）
	２号配備	○氾濫注意情報が発表された場合 ○国、県水防警報（出動）が発表された場合 ○その他総務部長が必要と認めた場合	情報収集・伝達 水防活動等 高齢者等避難の発令準備 避難所開設準備	「職員動員計画」に準ずる
警戒体制（注３） 警戒本部を設置して警戒に当たる体制	３号配備	○大雨警報又は洪水警報が発表され、かつ氾濫警戒情報が発表された場合 ○その他市長が必要と認めた場合	高齢者等避難の発令（注４） 避難指示の発令準備 警戒活動等	
非常体制 災害対策本部を設置して災害対策活動を推進する体制	４号配備	○氾濫危険情報が発表された場合 ○土砂災害警戒情報が発表された場合 ○その他市長が必要と認めた場合	避難指示の発令（注４） 市の組織及び機能の全てを挙げて災害対策活動を実施	

（注１）準備体制は、総務部長が体制を決定する。
（注２）災害対応要員は、総務防災課長が関係部課長と協議し決定する。
（注３）警戒体制は、総務部長が副市長に上申し、体制を決定する。
（注４）避難指示等の発令判断は、表内の活動体制に基づき原則実施するが、気象状況等により早まる可能性もある。
※各体制を敷いた場合は、消防本部（代表・571-0119）へ連絡をする。
※災害対策本部を設置した場合は、県（北部地域振興センター・524-1110）へ報告する。

１．３　活動体制と動員計画

【各部共通】

職員動員計画を資料編に示す。
また、動員指令の伝達は以下のとおりである。

※参照：資料編　Ⅰ「資料１－７　職員動員計画」

(1) 職員の動員指令

市長は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合には、その発生した災害の規模、種類、発生時間等に応じて必要な防災体制をとるために、職員に対して動員指令を発令するものとする。

職員の動員は、総務防災課から各部長（各課長）を通じて配備要員に伝達する。

動員指令は、勤務時間外（夜間・休日等）における迅速な伝達を図るため、あらかじめ伝達経路を定めておくとともに、電話不通時における確実な伝達を図るため、防災行政無線等を利用した伝達手段に熟知しておくものとする。

(2) 動員指令の伝達

動員指令が発令されたときは、あらかじめ定められた伝達系統等を経由して職員に配備内容を迅速かつ正確に伝達する。

□勤務時間内の伝達

①動員指令の伝達系統

動員指令が発令された場合、各部は庁舎以外の施設で勤務している職員に対しても迅速に動員指令を伝達する。

②職員の動員伝達の方法

職員への動員伝達の方法は、以下のとおりとする。

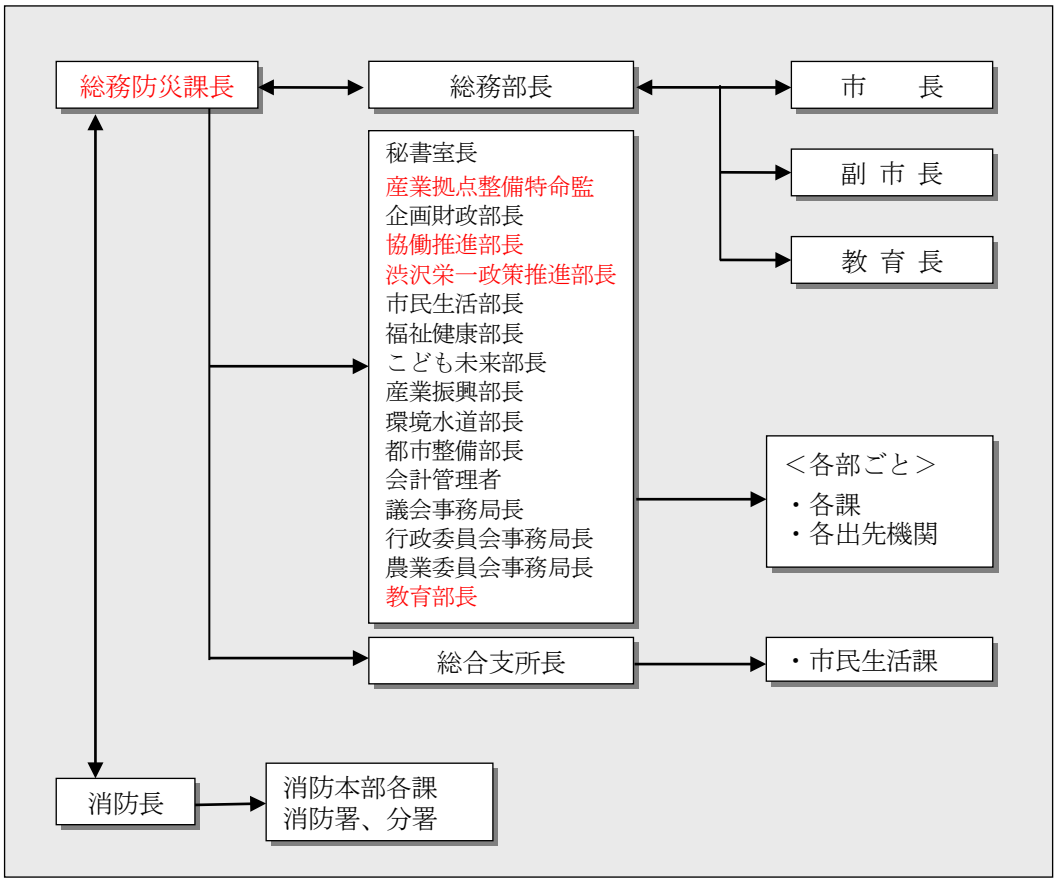
・庁内の放送設備及び電話による伝達
・口頭による伝達
・庁舎から離れて勤務をしている職員に対し、電話、無線、使送等による伝達

③職員の服務

全ての職員は、動員指令が発令された場合、次の事項を遵守する。

・配備についていないときも、常に災害に関する情報、気象情報、本部の指示に注意する。
・行事、会議、出張等を中止する。
・正規の勤務時間が終了しても、所属長の指示があるまで退庁せずに待機する。
・勤務場所を離れる場合には、所属長と連絡をとり、常に所在を明らかにする。
・災害現場に出動する場合は、名札を着用する。
・自らの言動で市民に不安や誤解を与えないよう、発言には細心の注意を図る。

≪勤務時間内の動員伝達系統図≫



□勤務時間外の動員

①動員召集

勤務時間外に災害が発生した場合、「非常時連絡網」に従い一般加入電話を用いて配備要員に伝達する。

②自主登庁

勤務時間外に大雨、洪水注意報、大雨、洪水警報等が発令された場合、あらかじめ定められた配備要員は、配備基準に従って自主的に登庁するものとする。

③登庁が不可能な場合

交通等の断絶により登庁が不可能となった場合は、自宅待機とする。災害状況等により自らの判断により行動する場合においては、必ず所属長に連絡する。

また、災害状況の好転に伴い、登庁可能となった職員は所定の参集場所に登庁する。

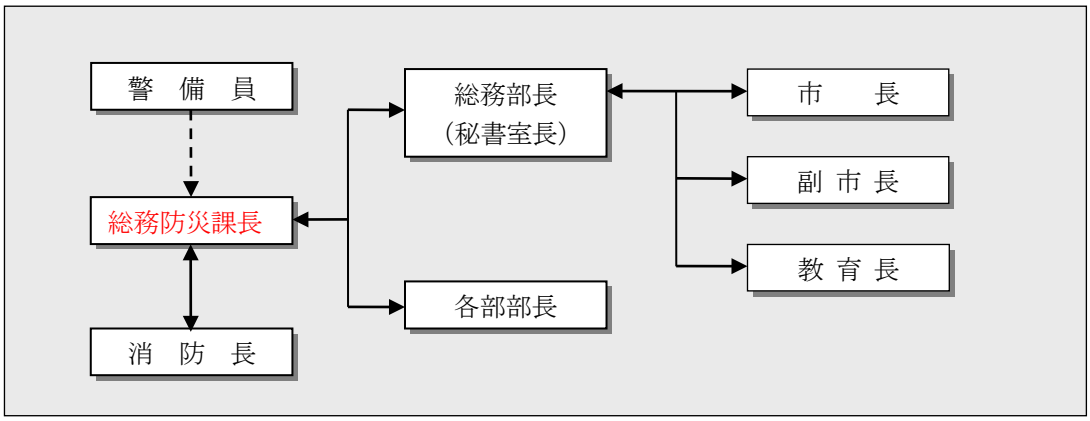
④登庁時の携行品等及び心得

職員は登庁時に次のものを携行及び着用する。

・身分証明書（名札）
・雨着・防寒着・軍手等
・作業がし易い服装
・自分用の食料・飲料水
・ラジオ・懐中電灯
・スマートフォン、カメラ等

※また、登庁の途中においては、可能な限り被害状況その他必要と思われることに注意を払い、登庁後直ちにその状況を所属長に報告する。

≪休日及び勤務時間外の動員伝達系統図≫



(3) 動員状況の報告

「本部事務局」及び各部長は、職員の動員状況を速やかに把握し、本部長に報告するものとする。

また、報告の時間は本部長が特に指示した場合を除き１時間ごととする。

□報告事項

○部課名
○動員連絡済人員数
○動員連絡不能人員数及び同連絡不能地域
○登庁人員数
○登庁不能のため最寄りの出先機関等に非常参集した人員
○その他（職員の被災状況）

１．４　災害警戒本部の設置・運営

【各部共通、総務防災課】

(1) 警戒体制の決定

総務防災課長の要請に基づき、副市長、秘書室長、企画財政部長、総務部長、福祉健康部長、都市整備部長、環境水道部長及び消防長が協議し、災害警戒本部を設置するとともに警戒体制の動員配備を決定する。

ただし、緊急を要し当該協議を行ういとまがないときは、これを省略することができる。

(2) 災害警戒本部の設置

① 設置基準

○大雨警報又は洪水警報が発表され、かつ氾濫警戒情報が発表された場合
○その他市長が必要と認めた場合

② 設置場所

災害警戒本部は、本庁舎総務部内に設置する。

③ 実施責任者

災害警戒本部長は、副市長とし、不在の場合は総務部長とする。

④ 解散基準

○災害対策本部を設置した場合
○災害の発生が解消されたとき、又は災害応急対策がおおむね完了したときは、本部を解散する。

(3) 災害警戒本部の組織・運営

① 組織

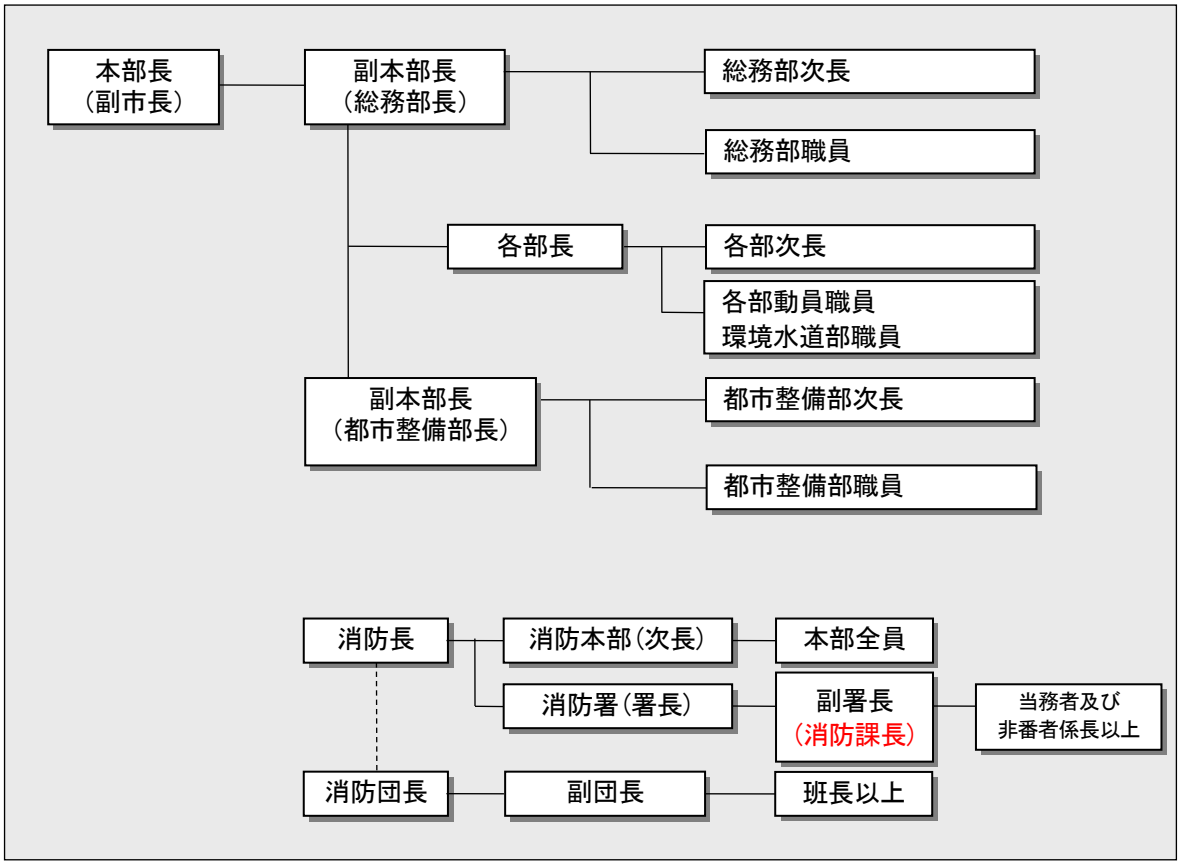
本部長	副市長
副本部長	総務部長、都市整備部長
本部員	秘書室長、企画財政部長、福祉健康部長、環境水道部長、消防長
組織	職員動員計画表による。

※参照：資料編　Ⅰ「資料１－７　職員動員計画」

② 災害警戒本部の事務分掌

○職員の動員に関すること
○報道機関に対する情報提供、協力要請及びその他の連絡に関すること
○防災行政無線の運用に関すること
○被害情報の収集及び応急措置に関すること
○被害状況の報告に関すること
○市民への情報窓口の開設に関すること
○災害対策本部への移行に関すること

≪災害警戒本部（２号配備）の組織編成≫



１．５　災害対策本部の設置・運営

【各部共通、総務防災課】

(1)　災害対策本部の設置

市長、副市長、教育長及び総務部長が協議し、市長が非常体制（３号配備又は４号配備）の動員配備を決定する。ただし、緊急を要し協議を行ういとまがないときには、協議を省略して配備体制を決定する。

①　設置基準

○氾濫危険情報が発表された場合
○土砂災害警戒情報が発表された場合
○その他市長が必要と認めた場合

②　設置場所

災害対策本部は、本庁舎内の災害対策本部室に置き、市役所正面玄関に「深谷市災害対策本部」の標識を掲げ、災害対策本部の設置場所を明示する。

ただし、本庁舎が被災し予定した場所に設置できない場合は、代替場所として市消防本部に設置するとともに参集した職員に周知する。

③　実施責任者

災害対策本部長（以下「本部長」という。）は、市長とし、不在の場合は次の順位により代理する。

第１順位　　副市長
第２順位　　教育長
第３順位　　総務部長

④ 解散基準

本部長は、市内において災害の発生が解消されたとき、又は災害応急対策がおおむね完了したときは、本部を解散する。

⑤ 設置・解散の通知

災害対策本部を設置又は解散したとき、本部長は、直ちに関係機関等に通知するものとする。

≪災害対策本部設置及び解散の通知≫

通知先	連絡担当	通 知 方 法
市各部	総括部	庁内放送、市防災行政無線、電話、口頭　等
防災関係機関	総括部	市防災行政無線、県防災行政無線、電話、口頭　等
一般市民	総括部、渉外情報部	市防災行政無線、広報車　等
報道機関	渉外情報部	電話、口頭　等
隣接市町等	渉外情報部	電話、文書　等

□災害対策本部に用意すべき備品

○電話及びＦＡＸ	○防災行政無線、消防無線	○災害対応用臨時電話
○複写機	○庁内放送設備	○テレビ、ラジオ
○災害処理表その他書類一式	○事務用品	○ハンドマイク
○災害時の市内応援協力者名簿	○防災関係機関一覧表	○懐中電灯
○被害状況図板、住宅地図及びその他地図類		○その他必要資機材

(2) 災害対策本部の組織編成、事務分掌

「第３部　第１章　震災対策計画－第１節－第１－１．５－(2)」を準用する。

(3) 災害対策本部の運営

「第３部　第１章　震災対策計画－第１節－第１－１．５－(3)」を準用する。

１．６ 応急活動の留意点

【本部事務局】

「第３部　第１章　震災対策計画－第１節－第２－２．３」を準用する。

第２　応援要請、相互協力

市長は、災害の規模及び初動活動期に収集された情報に基づき、現有の人員、資機材、備蓄物資等では、災害応急対策又は災害復旧対策を実施することが困難であると判断したとき、関係する法律及び相互応援に関する協定等に基づき、県、他の地方公共団体及び防災関係機関等に対して職員の派遣、救援物資の調達等の応援を速やかに要請する。

応援要請、相互協力を行う組織、団体を以下に示す。

２．１　県への応援要請
２．２　隣接市町等への応援要請
２．３　防災関係機関への応援要請
２．４　派遣職員に関する資料の整備
２．５　広域避難
２．６　応援の受入れ
２．７　ボランティア団体等との相互協力
２．８　応援受入体制の確保
２．９　被災地支援

「第３部　第１章　震災対策計画－第１節－第３」を準用する。

第３　自衛隊の災害派遣

市は、災害の規模が大きく、自力での災害応急対策活動が十分に行えず、被害拡大のおそれのある場合は、自衛隊法（昭和 29 年法律第 165 号）第 83 条の規定に基づき、直ちに自衛隊に災害派遣の要請を行う。

３．１　派遣要請
３．２　依頼要領
３．３　自衛隊の自主派遣
３．４　派遣部隊の撤収要請
３．５　経費の負担区分

「第３部　第１章　震災対策計画－第１節－第４」を準用する。

第４　災害救助法の適用

災害による被害の程度が一定の基準を越える場合は、災害救助法の適用を県知事に申請し、法に基づく救助の実施の決定を求める。

知事は、市域の被害が「災害救助法の適用基準」に該当する場合、同法を適用し、応急的に必要な救助を実施し、被災者の保護と社会秩序の保全を図る。

４．１　災害救助法の概要
４．２　災害救助法の適用及び実施
４．３　災害救助法が適用されない場合の措置

「第３部　第１章　震災対策計画－第１節－第５」を準用する。

第５　市民及び自主防災組織の活動体制

風水害の発生のおそれがあるとき又は発生した場合、市民は速やかに避難のための活動を実施する。また、自主防災組織は、市及び防災関係機関と緊密な連携を図り、避難誘導、救出・救護等の応急活動を実施する。

事業所は、防災コミュニティの一員として自主防災組織と協力し、地域における応急対策活動を展開する。

５．１ 市民の行動
５．２ 自主防災組織の活動

５．１ 市民の行動

風水害の初期段階から時間の経過に応じて市民のとるべき行動を以下に示す。

(1) 情報の入手

市民は、台風や集中豪雨等による避難活動を迅速に行うため、また、浸水等による家屋損壊等の被害を軽減するため、ラジオ・テレビなどにより気象情報を入手するとともに、市や消防本部が行う防災行政無線等による情報の入手に努める。

近所に要配慮者が住んでいる場合は、入手情報の伝達など声掛けを行う。

(2) 家財道具等の避難

浸水被害が発生する前の準備として、特に浸水のおそれがある地域の住民は、以下のような対策を実施し、災害による被害の軽減に対処する。

□浸水対策

○畳は高い台の上に積み重ねたり、押入の上段を利用する。
○タンスは引き出しを抜き、高いところに置く。
○押入の下段のものは上段に移す。
○ガスの元栓を閉め、電源を切る。
○溝や下水は流れを良くしておく。

(3) 建物家屋の補修

台風等の到来に際しては、事前に自宅の屋根や塀等の修理、飛来物の撤去・固定及び排水側溝の清掃等を実施する。

□飛来物対策

○窓ガラスが割れないように雨戸をしっかり閉めて保護する。
○たるんだ電線はあらかじめ電力会社に連絡しておく。
○風で折れたりするおそれのある枝や木は切り倒しておく。

(4) 二次的災害の防止対策

市民は、二次災害の発生を防止するため、以下に示す災害予防の実施を図る。

□二次的災害防止活動

○破損した電気器具類、引き込み線、屋内配線からの漏電に対する注意
○危険物施設等での配管の破損、危険物の漏えいに対する注意
○倒壊のおそれのある建物及び周辺地域の立入禁止
○盗難、事故等の注意

(5) 浸水被害の後始末

台風や集中豪雨により浸水被害を受けた市民は、浸水に伴う危険性を充分に考慮して被災家屋等の後始末を行う。特に、道路冠水により、マンホール、窪地、水路等が不明確なため転落の可能性があることに十分に注意する。

また、要配慮者に対しては、家財道具の後片付けなどを含め、地域住民が協力して手助けする。

□浸水被害の後始末

○家の中の水を掃き出すこと。
○消毒、汲み取りを依頼すること。
○家中を開け放し、通風を良くして乾燥させ、石灰を散布する。
○床板、柱等は水洗いし、クレゾール水で拭く。
○水をかぶった食品は絶対に食べない。
○衣類を洗濯し、漂白できるものは次亜塩素酸ソーダで漂白する。
○水につかった畳は腐るので、取り替える。
○消毒薬での手洗いを行う。

５．２　自主防災組織の活動

「第３部　第１章　震災対策計画－第１節－第６－６．１」を準用する。

第２節　情報の収集・伝達

市域において、風水害が発生した場合、災害応急対策を行うための情報の収集・伝達及び災害情報を市民へ迅速かつ的確に伝達するための広報、市民の相談を受け付ける窓口の設置、報道機関への情報提供等に関する計画を以下に定める。



第１　情報連絡体制

災害情報の収集・伝達について、これを迅速かつ的確に実施するための連絡系統及び連絡手段を以下に定める。

１．１ 情報連絡系統
１．２ 通信手段の確保

「第３部　第１章　震災対策計画－第２節－第１」を準用する。

第２　災害情報の収集・伝達体制

市は、風水害時には、各関係機関と緊密な連携を図り情報の交換を行い、管内又は所管業務に関する被害状況及び応急復旧状況等の災害情報を迅速かつ的確に把握する。

また、市域内に災害が発生したときは、速やかにその被害状況を取りまとめ、災害オペレーション支援システム(使用できない場合はＦＡＸ等)で県に報告するとともに、併せて災害応急対策に関する既に措置した事項及び今後の措置に関する事項について報告する。被害状況等の報告は、当該災害に関する応急対策が完了するまで続ける。

２．１　気象予報・警報等情報
２．２　雨量と水位情報
２．３　水防情報
２．４　防災関係機関との情報収集体制
２．５　人的被害情報
２．６　一般建築物被害情報
２．７　公共土木・建築施設被害情報
２．８　ライフライン被害情報
２．９　交通施設被害情報
２.10　その他の被害情報
２.11　被害調査の報告

２．１　気象予報・警報等情報

【各部共通】

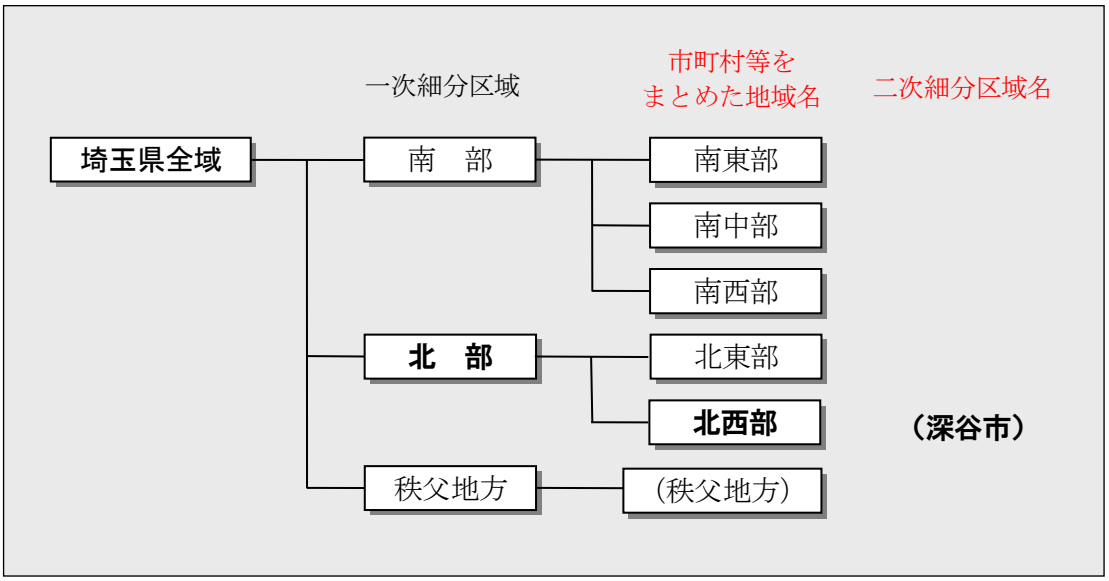
大雨や強風などの気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」が、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」が、現象の危険度と雨量、風速、潮位等の予想値を時間帯ごとに明示して、県内の市町村ごとに発表される。また、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水･氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等については、実際に危険度が高まっている場所が「危険度分布」等で発表される。なお、大雨や洪水等の警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町村をまとめた地域の名称を用いる場合がある。

(1) 注意報・警報・特別警報等の種類及び発表基準等

① 対象地域

注意報・警報・特別警報等は、市町村単位（二次細分区域）に区分して発表する。また、発表に当たっては市町村をまとめた地域（６地域）を用いることもある。

≪埼玉県の地域細分≫



② 注意報・警報・特別警報の種類と発表基準

熊谷地方気象台が発表する注意報・警報・特別警報等の種類及び発表基準は、以下のとおりである。

≪注意報・警報・特別警報の概要≫

種類	概要
注意報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報
警報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮によって重大な災害の起こるおそれがある場合、その旨を警告して行う予報
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報

≪注意報・警報・特別警報の種類及び発表基準≫（一次細分区域：北部、二次細分区域：深谷市）

種　　類		発　表　基　準
注意報	風雪注意報	平均風速が 11m／ｓ以上で、雪を伴い、被害が予想される場合
	強風注意報	平均風速が 11m／ｓ以上で、主として強風による被害が予想される場合
	大雨注意報	かなりの降雨があって被害が予想される場合。その基準は次の条件に該当する場合 表面雨量指数基準：10 土壌雨量指数基準：105
	大雪注意報	大雪によって被害が予想される場合。その基準は次の条件に該当する場合 12 時間の降雪の深さが 5 ㎝以上と予想される場合
	濃霧注意報	濃霧のため、交通機関等に著しい支障を及ぼすおそれのある場合。その基準は次の条件に該当する場合 濃霧によって視程が 100m以下になると予想される場合
	雷注意報	落雷等により被害が予想される場合
	乾燥注意報	空気が乾燥し、火災の危険が大きいと予想される場合。その基準は次の条件に該当する場合 最小湿度が 25%以下で、実効湿度が 55%以下になると予想される場合
	着氷・着雪注意報	着氷・着雪が著しく、通信線や送電線等に被害が起こると予想される場合
	霜注意報	最低気温が早霜・晩霜期に４℃以下になると予想される場合
	低温注意報	夏期：低温のため農作物等に著しい被害が予想される場合 冬期：気象官署所在地で気温がー６℃以下になると予想される場合
	洪水注意報	洪水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合。その基準は次の条件に該当する場合 流域雨量指数基準：福川流域=6.6、小山川流域=23.4、清水川流域=3.5、藤治川流域=5.7 複合基準*：福川流域=（５，6.6）、小山川流域=（５，23.4）、清水川流域=（５，3.5）、藤治川流域=（５，5.7） 指定河川洪水予報による基準：利根川上流部［八斗島］，荒川［熊谷］
警報	暴風警報	平均風速が 20m／ｓ以上で、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合
	暴風雪警報	平均風速が 20m／ｓ以上で、雪を伴い、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合
	大雨警報	大雨によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、その基準は次の条件に該当する場合 （浸水害）表面雨量指数基準：24 （土砂災害）土壌雨量指数基準：146
	大雪警報	大雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、その基準は次の条件に該当する場合 12 時間の降雪の深さが 10 ㎝以上と予想される場合
	洪水警報	洪水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、その基準は次の条件に該当する場合 流域雨量指数基準：福川流域=8.8、小山川流域=29.3、清水川流域=4.6、藤治川流域=7.4 複合基準：－ 指定河川洪水予報による基準：烏川流域［岩鼻］、利根川上流部［八斗島］、荒川［熊谷］
特別警報	大雨特別警報	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合
	暴風特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
	暴風雪特別警報	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
	大雪特別警報	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合
記録的短時間大雨情報		１時間雨量 100㎜

注）

1　発表基準欄に記載した数値は、埼玉県における過去の発生状況と気象条件との関係を調査して決めたものであり、災害発生を予想する際の具体的な目安である。

2　注意報及び警報は、その種類にかかわらず、新たな注意報又は警報が行われたときに切り替えられるものとし、又は解除されるときまで継続されるものとする。

3　注意報・警報文の構成
- 標題：発表する注意報・警報の種類、及び発表地域名を示す。
- 発表年月日時分、発表気象官署名
- 注意警戒文：いつ・どこで・何が、で組み立てた気象現象の予測、及び防災上の注意・警戒事項を、二重括弧で囲み 100 文字以内で示す
- 本文：二次細分区毎に注意報や警報の発表・解除・継続の状況を明記し、特記事項には、警報に切り替える可能性や土砂災害や浸水害への警戒事項を記述する。また、二次細分区毎に注意・警戒すべき期間、現象のピーク、量的な予想の最大値を記述する。付加事項には、防災上留意すべき事項を記述する。

4　*複合基準：（表面雨量指数，流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表している。

③ 各種気象情報

ア 気象情報

気象の予報等について、注意報・警報・特別警報に先立って注意を喚起する場合や、注意報・警報・特別警報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表される。

イ 大雨警報・洪水警報の危険度分布等

下表に示すとおりである。

種類	概要
大雨警報(土砂災害)の危険度分布 (土砂災害警戒判定メッシュ情報)	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で１km四方の領域ごとに５段階に色分けして示す情報。２時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・「非常に危険」（うす紫）、「極めて危険」（濃い紫）：避難が必要とされる警戒レベル４に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル３に相当。 ・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２に相当。
大雨警報(浸水害)の危険度分布	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で１km四方の領域ごとに５段階に色分けして示す情報。 １時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。
洪水警報の危険度分布	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路をおおむね１kmごとに５段階に色分けして示す情報。３時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・「極めて危険」（濃い紫）：重大な洪水災害がすでに発生しているおそれが高い極めて危険な状況。 ・「非常に危険」（うす紫）：避難が必要とされる警戒レベル４に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル３に相当。 ・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２に相当。
流域雨量指数の予測値	水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時10分ごとに更新している。

ウ 早期注意情報（警報級の可能性）

５日先までの警報級の現象の可能性が［高］、［中］の２段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（埼玉県南部など）で、２日先から５日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（埼玉県など）で発表される。大雨に関して、明日までの期間に[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル１である。

エ 記録的短時間大雨情報

県内で大雨警報発表中に、数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)したときに、府県気象情報の一種として発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害や浸水害、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような稀にしか観測しない雨量の雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所について、警報の「危険度分布」で確認する必要がある。

オ 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、一次細分区域単位で発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が一次細分区域単位で発表される。

この情報の有効期間は、発表からおおむね１時間である。

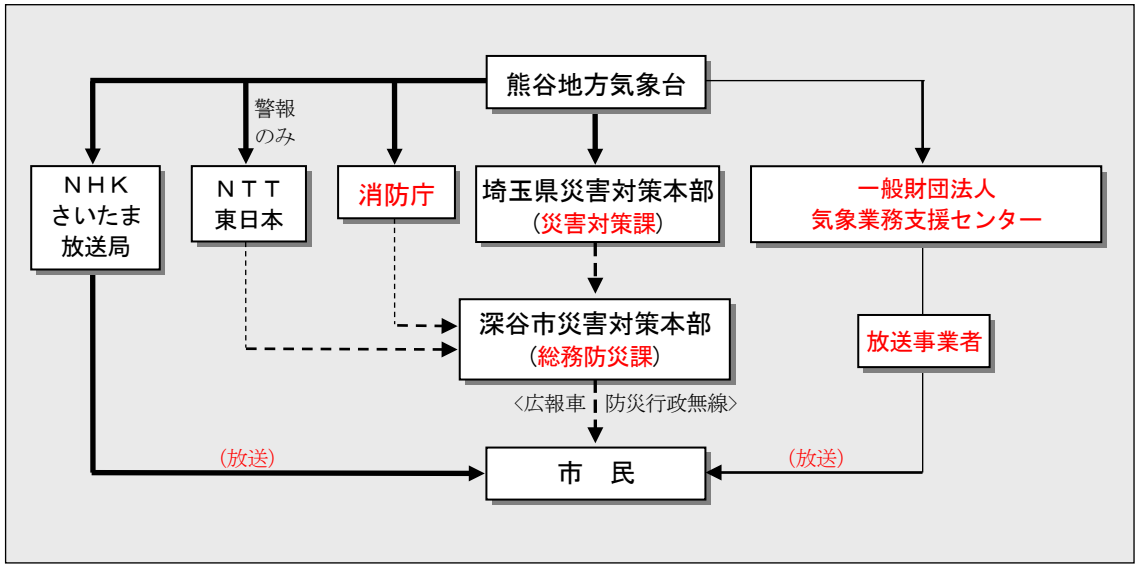
カ その他の気象情報

台風に関する情報、大雨に関する情報、低気圧に関する情報、早期天候情報、少雨に関する情報、高温に関する情報などがある。

(2) 注意報・警報・特別警報等の伝達系統

熊谷地方気象台が発表する注意報・警報・特別警報等が伝達される系統図を以下に示す。

≪注意報・警報・特別警報等の伝達系統図≫



凡例
- 気象業務法による伝達又は周知経路（義務）
- 気象業務法による伝達又は周知経路（努力義務）
- うち、特別警報が発表された際に、通知若しくは周知の措置が義務付けられる伝達経路
- 地域防災計画、行政協定等による伝達経路

(3) 通信途絶時の代替経路

障害等により、通信経路が途絶した場合は、状況により可能な範囲で、加入電話、無線設備設置機関、その他関係機関の相互協力により伝達するよう努める。

(4) 気象業務法、災対法に基づく土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、県と熊谷地方気象台から共同で発表される。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報）で確認することができる。避難が必要とされる警戒レベル４に相当。

① 発表対象地域（43 市町村）

土砂災害の危険の認められない市町を除く、43 市町村（深谷市を含む）を対象とする。

② 発表及び解除

発表及び解除は、それぞれ次の項目のいずれかに該当する場合に県と熊谷地方気象台が協議して行う。

ア 発表基準

大雨警報発表中に、降雨の実況値及び数時間先までの降雨予測値をもとに作成した指標が発表基準に達した場合

イ 解除基準

降雨の実況値をもとに作成した指標が発表基準を下回り、かつ短時間で再び発表基準を超過しないと予想される場合

③ 伝達系統

伝達系統は、注意報・警報・特別警報等の伝達系統による。

(5) 異常な現象発見時の通報

災対法第 54 条に基づき、災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者の通報は次の要領による。

① 発見者の通報

災害の発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なくその旨を市長又は警察官に通報しなければならない。（災対法第 54 条）何人も、通報が最も迅速に到達するように協力しなければならない。（同条第２項）

通報を受けた警察官はその旨を速やかに市長に通報しなければならない。（同条第３項）

② 市長の通報及びその方法

前項の通報を受けた市長は、この計画の定めるところにより気象庁その他の関係機関に通報しなければならない。

③ 前項通報のなかで気象庁に行う事項

□気象に関する事項

著しく異常な気象現象（例：竜巻、強い雹（ひょう）等）

□地震・火山に関する事項

○火山関係
　噴火現象及び噴火以外の火山性異常現象
○地震関係
　数日間にわたり頻繁に感ずるような地震

④ 気象庁機関の通報先
熊谷地方気象台

⑤ 現象の説明

□噴火現象

噴火（爆発、熔岩流、泥流、軽石流、熱雲流）及びそれに伴う降灰砂等

□噴火以外の火山性異常現象

①火山地域での鳴動の発生
②火山地域での地震の群発
③火山地域での山くずれ、地割れ、土地の上昇、沈下、陥没等の地形変化
④火口、火口の新生拡大、移動、噴気、噴煙の量・色・温度あるいは昇華物等の顕著な異常変化
⑤火山地域での湧泉の新生あるいは枯渇・量・味・臭・濁度・温度の異常等顕著な変化
⑥火山地域での顕著な地温の上昇、地熱地帯の新生・拡大あるいは移動及びそれらに伴う草木の立枯れ等
⑦火山付近の湖沼、河川の水の顕著な異常変化、量・臭・色・濁度等の変化、発泡、温度の上昇、軽石・魚類等の浮上等

(6) 消防法に基づく火災気象通報及び火災警報

① 火災気象通報
消防法の規定により、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに熊谷地方気象台が県知事に対して通報し、県を通じて市や消防本部に伝達される。

□通報実施基準

熊谷地方気象台が定めた「乾燥注意報」及び「強風注意報」と同一の基準に該当又は該当するおそれがある場合に、通報を実施する。
ただし、実施基準に該当する地域・時間帯で降水（降雪含む）が予想される場合には、通報を実施しないときがある。

② 火災警報
市長が火災気象通報を受けたとき、又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるとき発表する。

(7) 注意報・警報・特別警報等の伝達の責任者

注意報・警報・特別警報等の伝達の責任者は、市長とする。

(8) 勤務時間外における注意報等の伝達

① 当直者の配置

市は、夜間・休日の初動対応機能の確保を目的として、当直者として市職員を配置する。

② 関係各課の担当者への連絡等

当直者は、注意報・警報・特別警報が伝達された場合は、あらかじめ指定された職員に連絡する。なお、大雨洪水注意報及び各種警報が伝達された場合、市職員の当直者は、初動対応者等が登庁するまでの間、必要に応じ情報収集、連絡等を行う。

２．２ 雨量と水位情報

【道路河川課、総務防災課】

市役所本庁舎及び消防本部庁舎に雨量計を設置するとともに、市内の主要河川に設置された水位計によって、雨量と水位情報の収集伝達を行い迅速な水害応急活動を実施する。

２．３ 水防情報

【道路河川課、総務防災課】

(1) 水防活動用警報・注意報

水防活動の利用に適合する警報・注意報の発表基準は以下のとおりである。

水防活動の利用に適合する警報・注意報	一般の利用に適合する警報・注意報	発表基準
水防活動用気象警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
水防活動用洪水警報	洪水警報	河川の上流域での降雨や降雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
水防活動用高潮警報	高潮警報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	高潮特別警報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
水防活動用気象注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
水防活動用洪水注意報	洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。

(2) 洪水予報及び水防警報

水防法（昭和 24 年法律第 193 号）及び気象業務法に基づく洪水予報は、県内を 3 区域 6 地域に細分して熊谷地方気象台が発表するものと、国土交通大臣が指定した河川について国土交通省と気象庁とが共同で発表するものとがある。

水防警報は、洪水等によって災害が起こるおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表であり、国土交通大臣あるいは県知事が指定した河川について実施することとなっている。

以上のうち、市に関係するものは、次のとおりである。

① 国土交通大臣と気象庁長官が共同して発表する洪水予報

≪洪水予報の種類≫

分類	種類	解　説	警戒レベル
洪水注意報	氾濫注意情報	氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。 ハザードマップ等により、災害想定されている区域や避難先、避難経路を確認する必要がある。	警戒レベル２相当
洪水警報	氾濫警戒情報	氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、避難判断水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。 高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる高齢者等避難の発令の判断の参考とする。災害が想定されている区域等では、自治体からの高齢者等避難の発令に留意するとともに、高齢者等以外の方も避難の準備をしたり自ら避難の判断する必要がある。	警戒レベル３相当
	氾濫危険情報	氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているときに発表される。 危険な場所からの避難が必要とされる避難指示等の発令の判断の参考とする。災害が想定されている区域等では、自治体からの避難指示の発令に留意するとともに、避難指示が発令されていなくても自ら避難の判断をする必要がある。	警戒レベル４相当
	氾濫発生情報	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要がある。	警戒レベル５相当

≪洪水予報を行う河川（水防法 10 条第２項及び気象業務法第 14 条の２第２項）≫

予報区名	河川名	区　域		基準水位観測所	氾濫注意水位(m)	避難判断水位(m)	氾濫危険水位(m)
利根川上流部	利根川	左岸	群馬県伊勢崎市柴町字小泉 1555 番地先から茨城県猿島郡境町字北野 1920 番地先まで	八斗島	1.90	3.90	4.80
		右岸	群馬県佐波郡玉村町大字小泉字飯玉前 70 番 6 地先から江戸川分派点まで				
	小山川	左岸	埼玉県深谷市高島字前久保 50 番 3 地先新明橋下流端から利根川への合流点まで				
		右岸	埼玉県深谷市石塚字住殿 621 番 2 地先新明橋下流端から利根川への合流点まで				
烏川流域	烏川	左岸	群馬県高崎市並榎町 637 番 1 地先から利根川への合流点まで	岩鼻	3.30	4.10	4.60
		右岸	群馬県高崎市下豊岡町字下北久保 860 番 2 地先から利根川への合流点まで				
神流川	神流川	左岸	群馬県藤岡市浄法寺字平 954 番 1 地先から烏川への合流点まで	若泉	3.00	6.70	7.00
		右岸	埼玉県児玉郡神川町大字新宿字渕ノ上 133 番地先から烏川への合流点まで				
荒川	荒川	左岸	埼玉県深谷市荒川字下川原 5 番の 2 地先から海（旧川を除く）まで	熊谷	3.50	5.00	5.50
		右岸	埼玉県大里郡寄居町大字赤浜字後古沢 218 番の 18 地先から海（旧川を除く）まで				

② 国土交通大臣の行う水防警報（水防法 16 条）

≪河川名及びその区域≫

水系	河川名	観測所名	水防警報区域		発表を行うもの
利根川	利根川	八斗島	左岸	自：群馬県伊勢崎市柴町字小泉 1555 番地先 至：同県太田市古戸町 75 番 1 地先	利根川上流河川事務所
			右岸	自：群馬県佐波郡玉村町大字小泉字飯玉前 70 番 6 地先 至：埼玉県熊谷市俵瀬チ通 780 番 1 地先	
	小山川	八斗島	左岸	自：埼玉県深谷市高島字前久保 50 番の 3 地先 新明橋下流端 至：幹川合流点	
			右岸	自：埼玉県深谷市石塚字住殿 621 番 2 地先 新明橋下流端 至：幹川合流点	
	烏川	岩鼻	左岸	自：群馬県高崎市倉賀野町字乙大通南 3250 番 1 地先 至：利根川合流点	高崎河川国道事務所
			右岸	自：鏑川合流点 至：利根川合流点	
	神流川	若泉	左岸	自：群馬県藤岡市浄法寺字平 954 番の 1 地先 至：烏川合流点	
			右岸	自：埼玉県児玉郡神川町大字新宿字渕ノ上 113 番地先 至：烏川合流点	
荒川	荒川	熊谷	左岸	自：埼玉県深谷市荒川字下川原 5 番の 2 地先 至：同県上尾市大字平方横町 434 番 1 地先	荒川上流河川事務所
			右岸	自：埼玉県大里郡寄居町大字赤浜字後古沢 218 番の 18 地先 至：同県川越市大字中老袋字田島 289 番 1 地先	

≪水防警報の対象となる基準観測所≫

河川名	観測所名	地先名	水防団待機水位(m)	氾濫注意水位(m)	避難判断水位(m)	氾濫危険水位(m)	計画高水位(m)
利根川 小山川	八斗島	群馬県伊勢崎市八斗島	0.80	1.90	3.90	4.80	5.28
烏　川	岩　鼻	群馬県高崎市岩鼻町	1.00	3.30	4.10	4.60	4.79
神流川	若　泉	埼玉県児玉郡神川町渡瀬	2.00	3.00	6.70	7.00	－
荒　川	熊　谷	埼玉県熊谷市榎町	3.00	3.50	5.00	5.50	7.51

③ 知事が実施する水位情報及び水防警報（水防法第 13 条及び第 16 条）

≪河川名及びその区域≫

河川名	観測所名	水防警報区域		延長(m)
小山川	栗崎	左岸	自：児玉郡美里町大字下児玉 1256 地先　東橋下流端 至：深谷市榛沢字西河原 295-2 地先	13,655
		右岸	自：児玉郡美里町大字下児玉 1095 地先　東橋下流端 至：深谷市西田 591 地先　志戸川合流点	
	内ヶ島	左岸	自：深谷市榛沢字西河原 295-2 地先 至：深谷市高島 50-1 地先新明橋下流端	
		右岸	自：深谷市西田 591 地先　志戸川合流点 至：深谷市石塚 629-1 地先　新明橋下流端	
女堀川	今井大橋	左岸	自：本庄市今井 205-19 地先 至：深谷市西田地先（小山川合流点）	6,300
		右岸	自：本庄市四方田 143-2 地先 至：深谷市西田地先小山川合流点	
唐沢川	新東橋	左岸	自：深谷市西島 650-10 地先(JR 高崎線唐沢川橋梁下流端) 至：深谷市成塚地先小山川合流点	3,370
		右岸	自：深谷市西島 490-3 地先(JR 高崎線唐沢川橋梁下流端) 至：深谷市成塚地先小山川合流点	

≪水防警報の対象となる基準観測所≫

河川名	観測所名	地先名	水防団待機水位(m)	氾濫注意水位(m)	避難判断水位(m)	氾濫危険水位(m)	HWL(計画高水位)(m)
小山川	栗崎	本庄市栗崎	Y.P.60.45	Y.P.61.15	－	Y.P.61.65	Y.P.61.690
	内ヶ島	深谷市大塚	Y.P.35.60	Y.P.36.50	Y.P.38.00	Y.P.38.70	Y.P.38.860
女堀川	今井大橋	本庄市今井	Y.P.66.50	Y.P.67.45	－	Y.P.67.50	Y.P.69.500
唐沢川	新東橋	深谷市西島町	Y.P.36.54	Y.P.37.48	－	Y.P.37.73	Y.P.38.614

④ 水位の種類

水位危険度レベル	水位の名称等	解　説	左記に伴う水防活動
レベル５	氾濫の発生	堤防の決壊や越水により氾濫が発生している状況 ［求める行動の段階］ ・氾濫水への警戒を求める段階 【警戒レベル５相当】	－
レベル４	氾濫危険水位 ［洪水特別警戒水位］	洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。市町村長の避難指示等の発令判断の目安となる水位である。水位周知河川においては、法第 13 条第１項及び第２項に規定される洪水特別警戒水位に相当する。 ［求める行動の段階］ ・いつ氾濫してもおかしくない状態 ・避難等の氾濫の発生に対する対応を求める段階 【警戒レベル４相当】	出動 指示等
レベル３	避難判断水位	市町村長の高齢者等避難発令の目安となる水位であり、住民の氾濫に関する情報への注意喚起となる水位をいう。 ［求める行動の段階］ ・避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階 【警戒レベル３相当】	－
レベル２	氾濫注意水位 〔警戒水位〕	水防団待機水位（通報水位）を超える水位であって、洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべきものとして都道府県知事が定める水位（法第 12 条第２項に規定される警戒水位）をいう。水防団の出動の目安となる水位である。 ［求める行動の段階］ ・氾濫の発生に対する注意を求める段階 【警戒レベル２相当】	準備 出動等
レベル１	水防団待機水位 〔通報水位〕	量水標の設置されている地点ごとに都道府県知事が定める水位で、各水防機関が水防体制に入る水位（法第 12 条第１項に規定される通報水位）をいう。 ［求める行動の段階］ ・水防団が体制を整える段階 【警戒レベル１相当】	待機 準備等
（参考）	計画高水位	堤防の設計・整備などの基準となる水位で、計画上想定した降雨から算出された流量をダムなどの流量調節施設と組みあわせて各地点の計画流量を決定し、それに対する水位として決定したもの。 ※河川の計画上の水位であり、堤防が未完成の場合、これより低い水位であっても、氾濫など発生する可能性がある。	－

注１）〔　〕内の名称は従来用いられていた名称である。

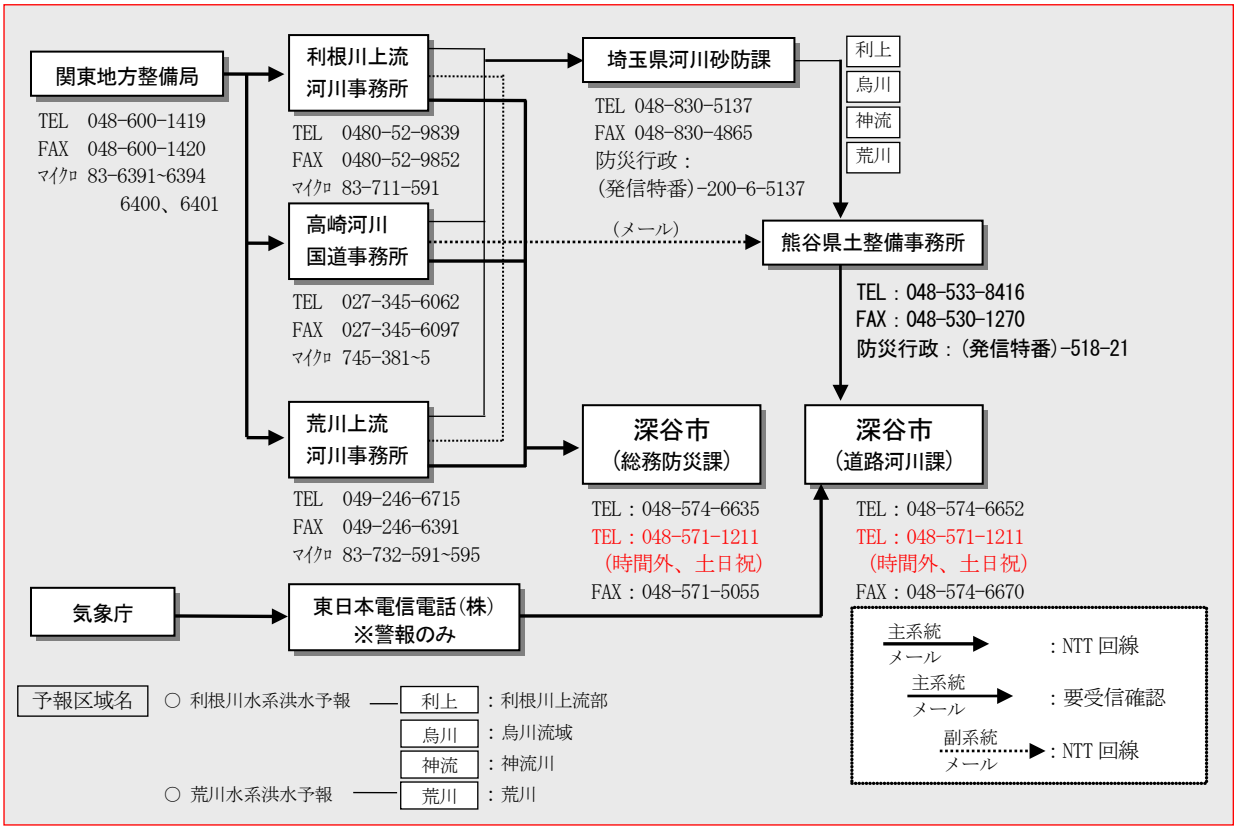
⑤ 水防警報の種類と発表基準

種類	内容	発表基準
待機	1. 出水あるいは水位の再上昇が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの。 2. 水防機関の出動期間が長引くような場合に出動人員を減らしてもさしつかえないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	気象予・警報等及び河川状況により、特に必要と認めるとき
準備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量その他の河川状況により必要と認めるとき。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	氾濫注意情報等により、又は水位、流量その他の河川状況により、氾濫注意水位（警戒水位）を越えるおそれがあるとき。
指示	出水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水、漏水、法崩れ、亀裂等河川の状況を示しその対応策を指示するもの。	氾濫注意情報等により、又は既に氾濫注意水位（警戒水位）を越え、災害のおこるおそれがあるとき。
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	氾濫注意水位（警戒水位）以下に下降したとき、又は水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。

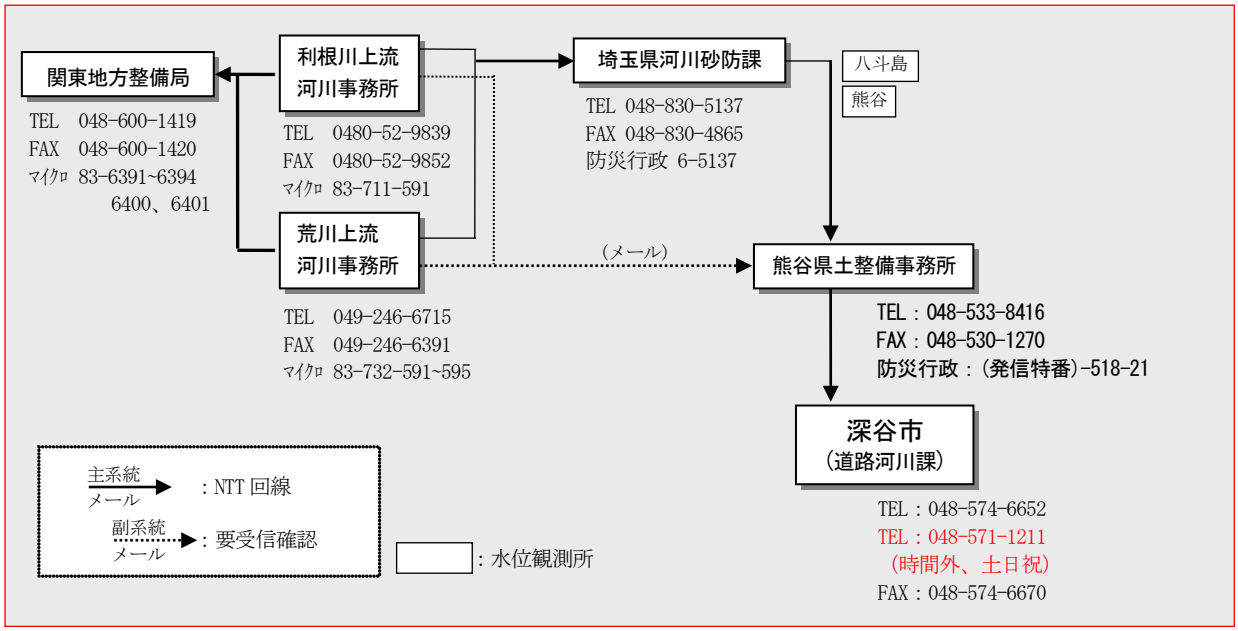
(3) 洪水予報及び水防警報の伝達系統

① 国土交通大臣と気象庁長官が共同して発表する洪水予報伝達系統

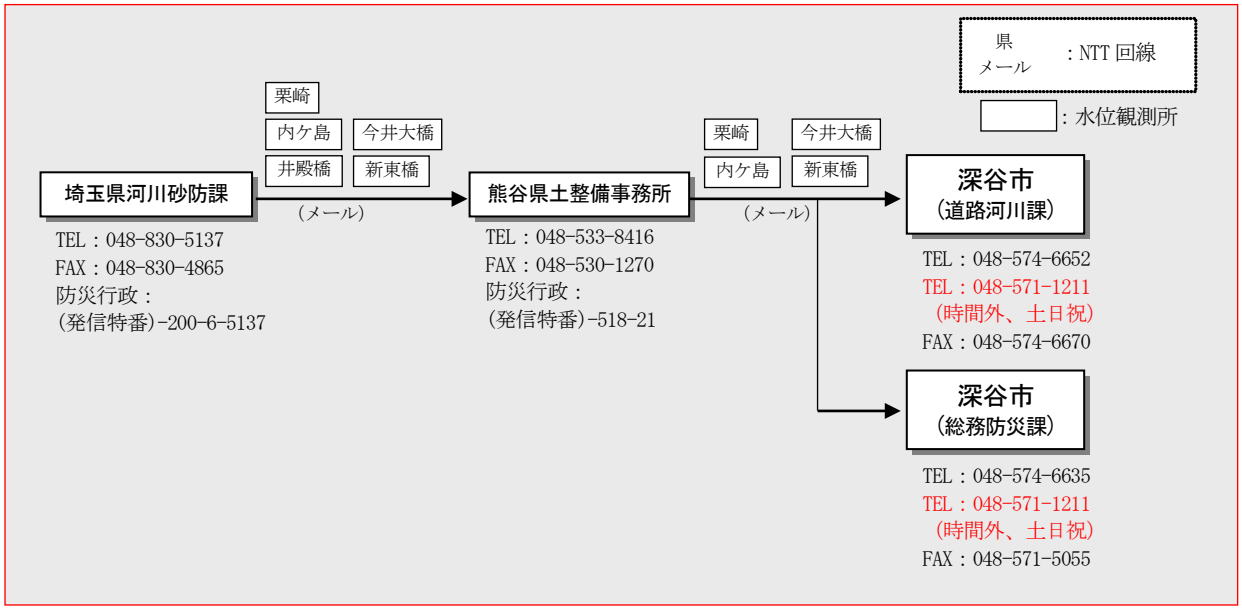
（水防法第 10 条第２項、第３項）



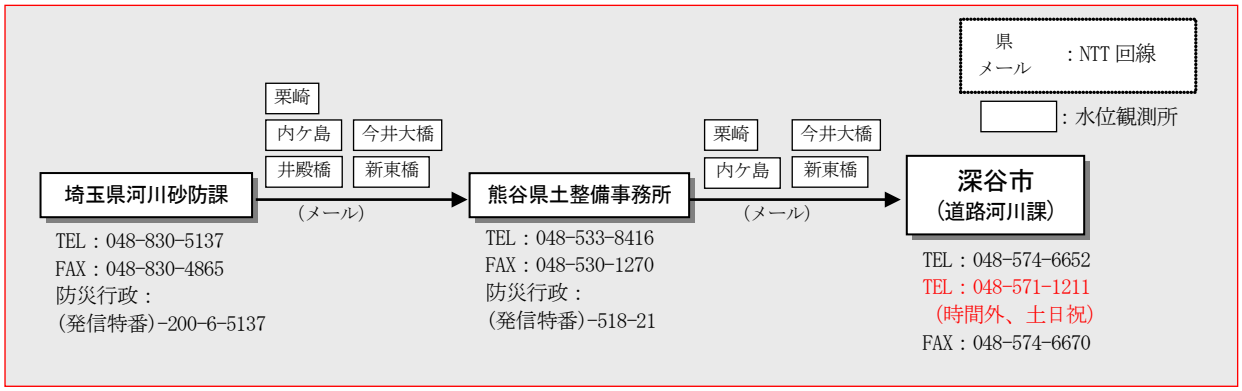
② 国土交通大臣が発表する水防警報伝達系統（水防法第 16 条関連）



③ 埼玉県知事が発表する水位情報の通知及び周知伝達系統（水防法第 13 条関連）



④ 埼玉県知事が発表する水防警報伝達系統（水防法第 16 条関連）



２．４ 防災関係機関との情報収集体制

【総括部】

「第３部　第１章　震災対策計画－第２節－第２－２．３」を準用する。

２．５ 人的被害情報

【各部共通】

大規模な風水害発生時には、広域的あるいは局地的に、多数の傷病者が発生すると予想される。また、医療機関も被災し、道路の通行にも支障が出ると考えられるので、これらの状況に即して、医療機関の選定や搬送路の決定に柔軟に対応することが重要となる。

各部は、担当業務の被害調査に関連し、速やかに人的被害を収集する。「本部事務局」は、各部からの情報、警察署及び防災関係機関からの報告に基づき、人命救助に関する情報を遺漏がないように把握する。

また、収集情報に基づいて、人的被害の情報図を作成し被害の発生状況を把握する。

(1) 人的被害の情報源

「第３部　第１章　震災対策計画－第２節－第２－２．６－(1)」を準用する。

(2) 人的被害情報の内容

「第３部　第１章　震災対策計画－第２節－第２－２．６－(2)」を準用する。

２．６ 一般建築物被害情報

【各部共通】

一般建築物の被害に関する情報は、災害応急対策の実施のうえで重要であるため、市域全体の被害状況を速やかに把握することが求められる。

(1) 空き家対策

「第３部　第１章　震災対策計画－第２節－第２－２．７－(3)」を準用する。

２．７ 公共土木・建築施設被害情報

【施設部、教育部、涉外情報部】

「第３部　第１章　震災対策計画－第２節－第２－２．８」を準用する。

２．８ ライフライン被害情報

【上下水道部、本部事務局】

「第３部　第１章　震災対策計画－第２節－第２－２．９」を準用する。

２．９ 交通施設被害情報

【施設部、本部事務局】

交通施設被害については、「施設部」が被害状況調査を実施する。広域的な交通の運行状況等は、テレビ等の報道機関から情報を得る。

また、国、県、東日本高速道路株式会社、東日本旅客鉄道株式会社及び秩父鉄道株式会社等が管理する交通施設については、「本部事務局」が関係機関から被害状況を収集する。

(1) 道路被害

初動期の道路交通の確保は、被災者の救出等、被害拡大の防止のために非常に重要である。

※参照：資料編　Ⅰ「資料５-２　県指定緊急輸送道路」

□道路被害情報

○市は、市域内の緊急輸送道路の被害及び道路上の障害物の状況を調査し、速やかに県に報告する。また、復旧状況及び交通規制状況等を把握する。

○市は、県がとりまとめた緊急輸送道路被害の状況を収集し、災害応急対策を実施するとともに、防災関係機関に連絡する。

(2) 鉄道被害

「第３部　第１章　震災対策計画－第２節－第２－２．10－(2)」を準用する。

２．10 その他の被害情報

【産業部】

「第３部　第１章　震災対策計画－第２節－第２－２．11」を準用する。

２．11 被害調査の報告

【総括部】

市域で発生した被害報告は次のとおりとする。

(1) 市災害対策本部への報告

各部において把握された被害状況に関する情報は、市災害対策本部（「本部事務局」）へ報告する。

(2) 県への報告（法第 53 条第１項）

「第３部　第１章　震災対策計画－第２節－第２－２.12－(2)」を準用する。

(3) 消防庁への報告

市が県に報告できない場合は、消防庁へ直接報告する（法第 53 条第１項括弧書）。

≪消防庁への連絡先≫

報告先	通信手段	番号	
応急対策室 〔平日（9:30～18:15）〕	ＮＴＴ回線	電話	03(5253)7527
		ＦＡＸ	03(5253)7537
	消防防災行政無線	電話	TN-90-49013
		ＦＡＸ	TN-90-49033
	地域衛星通信 ネットワーク	電話	TN-048-500-90-49013
		ＦＡＸ	TN-048-500-90-49033
宿直室 〔上記以外〕	ＮＴＴ回線	電話	03(5253)7777
		ＦＡＸ	03(5253)7553
	消防防災行政無線	電話	TN-90-49102
		ＦＡＸ	TN-90-49036
	地域衛星通信 ネットワーク	電話	TN-048-500-90-49102
		ＦＡＸ	TN-048-500-90-49036

注）　TN は、各地方公共団体固有の衛星回線選択番号を示す。

第３　市民への広報活動

風水害発生時には、被災地や隣接地域の市民に対し、風水害や生活に関する様々な情報を提供する必要がある。このため、渉外情報部は、適切かつ迅速な広報活動を実施する。

広報の際には、要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者、在日外国人、訪日外国人に配慮して行うものとする。被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることに鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報についてはチラシの張り出し、配布等の紙媒体や広報車でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるものとする。

広報内容については、その文案、優先順位をあらかじめ定めておく。

３．１　広報活動の方針
３．２　災害広報資料の収集
３．３　初動期の広報
３．４　生活再開時期の広報
３．５　要配慮者への広報
３．６　ダム放流に伴う住民等に対する広報

３．１　広報活動の方針

【本部事務局】

「第３部　第１章　震災対策計画－第２節－第３－３．１」を準用する。

３．２　災害広報資料の収集

【渉外情報部】

「第３部　第１章　震災対策計画－第２節－第３－３．２」を準用する。

３．３　初動期の広報

【渉外情報部】

「第３部　第１章　震災対策計画－第２節－第３－３．３」を準用する。

３．４　生活再開時期の広報

【渉外情報部】

「第３部　第１章　震災対策計画－第２節－第３－３．４」を準用する。

３．５　要配慮者への広報

【渉外情報部、救援避難部】

「第３部　第１章　震災対策計画－第２節－第３－３．５」を準用する。

３．６　ダム放流に伴う住民等に対する広報

【渉外情報部】

県及び関係機関は、ダムの放流に伴い、下流河川の水位が急激に上昇する場合は、電話等により関係機関へ通知するとともに、サイレン、拡声器及び警報車により沿岸住民に周知徹底を図ることになっている。

市に関するダムの設置状況は下表のとおり。

ダム名	関係河川名	所在市町村	管理者
二瀬ダム	荒川	秩父市	国土交通省
浦山ダム	荒川	秩父市	水資源機構
玉淀ダム	荒川	寄居町	東京発電(株)

第４　市民の各種相談窓口

被災住民からの相談、要望、苦情等、市民から寄せられる生活上の不安の解消を図るため、関係各部と相互に連携して市庁舎等に相談窓口を設け、相談活動を実施する。

また、外国人に対してもボランティア通訳等を配置し、相談に応じる。

４．１　各種相談窓口の設置
４．２　相談の内容

「第３部　第１章　震災対策計画－第２節－第４」を準用する。

第５　報道機関への情報提供

被災地の市民が、適切な判断により行動がとれるように、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関との連携を図り、災害情報の迅速で的確な広報を実施する。

５．１　災害情報の提供
５．２　災害情報の報道依頼

「第３部　第１章　震災対策計画－第２節－第５」を準用する。

第６　広聴活動

被災者の状況、要望、苦情等を把握するため、関係機関と協力して広聴活動を実施する。

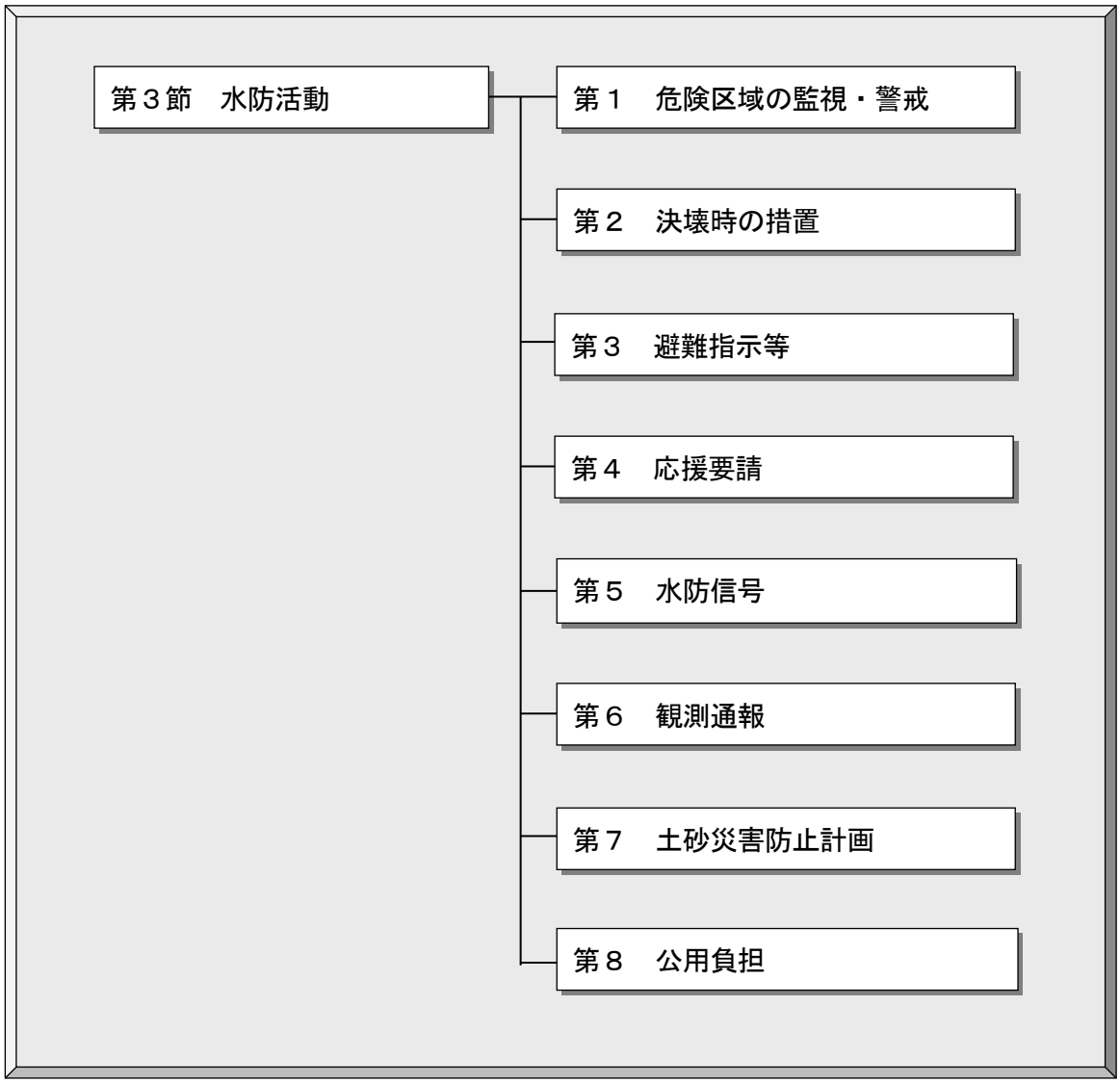
６．１　被災者に対する広聴活動の実施
６．２　県の災害情報相談センターへの協力

「第３部　第１章　震災対策計画－第２節－第６－６．１及び６．４」を準用する。

第３節　水防活動

市は、気象状況等から市の区域内に浸水被害の発生が予想される場合に、各水防機関と協力し、水防上の監視警戒、通信連絡を行い、被害の軽減を図るための水防活動を実施する。

なお、市は、唐沢川、清水川、福川、小山川、志戸川、籐治川、吉野川及び荒川の水防管理団体である他、熊谷市と大里郡利根川水害予防組合を結成し、水防に関する事務を共同処理している。



第１　危険区域の監視・警戒

１．１ 水防に関する活動体制
１．２ 活動内容
１．３ 重要水防区域

１．１ 水防に関する活動体制

【施設部、消防団】

市は水防法に基づく水防管理団体として、管内において浸水被害のおそれがある場合は以下に示す水防組織を設置し、危険区域の監視・警戒に当たる。なお、危険を伴う水防活動に従事する場合は、身の安全の確保を図るものとする。

市の水防組織及び配備基準は、以下に示すとおりである。

□水防組織

○水防組織の統轄は、水防管理者である市長が行う。
○水防の実務は、「施設部」及び「消防団」が行う。
○水防組織は、その水害について災害対策本部が設置されるまでの間、又は災害対策本部を設置する必要がない程度の水害に対処するための組織とし、災害対策本部が設置されたときは、当該本部に統合される。

□配備基準

○管内に、「第３部　第２章　第１節　第１　１．２ 活動体制と配備基準」に定める配備基準の１号配備に相当する警報が発令されたとき。
○大雨等により市内を流れる幹線水路の水量が増加し、洪水等の被害が予想されるとき。
○県水防本部から指示があったとき又は市長が必要と認めたとき。

１．２ 活動内容

【施設部、消防団】

水防組織等の活動は、県水防計画に定めるもののほか、おおむね次のとおりである。

□活動内容

○幹線水路を随時巡視し、水防上危険があると認めた場合は、直ちにその管理者に通報し、必要な措置を求めること。
○水防上又は住民の安全のため緊急の必要がある場合に、警戒区域を設定し、部外者の立入りを禁止若しくは制限し、又はその区域からの撤退を勧告すること。
○幹線水路が決壊し、又は家屋等が浸水した場合等において、被害の拡大を防止するため、施設の管理者と共同して、有効な工法による水防作業を実施すること。
○巡視に当たっては、次の機関等と緊密な連絡を保ち、実施するものとする。
・国土交通省利根川上流及び荒川上流河川事務所
・埼玉県熊谷県土整備事務所
○調査及び指導等のため、現場に赴く職員は身分証明書を所持しなければならない。

１．３ 重要水防区域

【施設部】

市に係る重要水防箇所は、利根川・小山川・唐沢川・荒川・藤治川にあり、資料編のとおりである。

※参照：資料編　Ⅰ「資料２－３　重要水防箇所」

第２　決壊時の措置

２．１ 決壊時の処置
２．２ 避難のための立退き
２．３ 水防解除

２．１ 決壊時の処置

【本部事務局、施設部、消防部、消防団】

(1) 通報

水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、堤防その他の施設が決壊したとき、直ちにその旨を熊谷県土整備事務所長及び氾濫が予想される方向の隣接水防管理者に通報しなければならない。

また、通報を受けた県土整備事務所長はこれを知事、関係各警察署、その他必要な箇所に連絡するものとする。この事態が国土交通省直轄管理区域のとき又はその区域に影響する箇所のある場合は、水防管理者は所轄河川事務所長にも通報しなければならない。

(2) 警察官の出動要請

堤防等が破堤又は、これに準ずべき事態が予想されるときは、水防管理者は警察署長に対して警察官の出動を要請することができる。

(3) 居住者等の水防義務

水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防のため、必要がある時はその区域内に居住する者、又は水防現場にいる者を水防作業に従事させることができる。

２．２ 避難のための立退き

【本部事務局、消防部、消防団】

⑴ 立退き

知事及び水防管理者は洪水により著しい危険が切迫し、その必要があると認めたときは、立退きを指示することができる。

⑵ 立退予定地等の居住民への周知

指定水防管理団体にあっては、その水防計画で、その他の水防管理団体にあっては管理者が立退き予定地、経路及び可能なる処置を設定し、あらかじめ居住民に周知徹底させておくものとする。

⑶ 立退きの通知

水防管理者が指示する場合においては、水防管理者は直ちに知事及び関係各警察署長に通知しなければならない。

２．３ 水防解除

【本部事務局、消防部、消防団】

水防管理者は、自らの区域内の水防活動の必要がなくなったと認めたときは、配備の解除を発令するとともに、住民その他関係機関に通知するものとする。

なお、配備の解除を発令したときは、知事に報告するものとする。

第３　避難指示等

避難指示等の市民の避難を促す情報の発令については、人命又は身体の保護のため、できる限り迅速かつ効果的に実施するものとする。

３．１　活動体制
３．２　警戒区域の設定
３．３　避難指示等の発令基準及び伝達方法
３．４　関係機関の相互連絡
３．５　避難誘導

３．１　活動体制

【本部事務局、消防部、警察署、自衛隊】

市長は、住民等の生命又は身体の保護のため、又は災害の拡大防止のために特に必要があると認められるときは、避難指示等を発令する。

避難指示を発すべき権限のある者は、それぞれの法律により定められているが、災害応急対策の第１次的な実施責任者である市長を中心として、相互に連携をとり実施する。

広報活動の実務は、「本部事務局」が県・報道機関に伝達し、防災行政無線、広報車等を用いて実施する。

≪避難指示等の実施責任者と要件≫

実施責任者	要件	根拠法令
本部長（市長） 知事※１	○市民等の生命、身体に危険を及ぼすと認められるとき	災対法第 60 条
警察官	○市長が避難の指示ができないと認められ、しかも指示が急を要するとき ○市長から要求があったとき	災対法第 61 条
自衛官	○災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官が、危険な事態が生じ、かつ警察官がその場にいないとき	自衛隊法第 94 条
知事又は その命を受けた職員、 水防管理者	○洪水等により著しい危険が切迫していると認められるとき、必要と認める区域の住民に対して行う。	水防法第 29 条 地すべり等防止法 第 25 条
消防長、消防署長又はその委任を受けた消防吏員、消防団員	○ガス、火薬等の漏えい、流出等の事故が発生し、火災が発生する恐れが大であり、かつ火災が発生した場合、人命等に著しい被害を与えるおそれがあると認められるとき。	消防法第 23 条の２

注）※１：市長が事務を行うことができない場合

３．２ 警戒区域の設定

【本部事務局、消防部、警察署、自衛隊】

市長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民等の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めたときは、警戒区域を設定し災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限、若しくは禁止又は当該区域からの退去を命ずることができる。

なお、警察官は、市職員が現場にいない場合又はこれらから要請があった場合は、この職権を実施することができる。

また、自衛官は、市職員及び警察官がその場にいない場合に限り、警戒区域の設定並びにそれに基づく立ち入り制限・禁止及び退去命令の措置を講じることができる。

ただし、当該措置を講じたときは直ちにその旨を市長に通知しなければならない。

≪警戒区域の設定権者及びその内容≫

設定権者	内　容	根拠法令
本部長（市長）	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入を制限し、若しくは禁止し、又は当該区域から退去を命ずることができる。	災対法第 63 条
水防団長、水防団員又は消防機関に属する者	水防上緊急の必要がある場所においては、警戒区域を設定し、同様の措置をとることができる。	水防法第 21 条
消防吏員 又は消防団員	火災の現場において、消防警戒区域を設置して、命令で定める以外の者に対してその区域からの退去を命じ、又はその区域への出入りを禁止若しくは制限することができる。	消防法第 28 条
警察官	市長若しくはその委任を受けた市長の職権を行う市職員及び水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、この職権を行うことができる。なお、災対法第 63 条の職権を行使した場合実施後直ちにその旨を市長等に通知しなければならない。	災対法第 63 条 水防法第 21 条
災害の派遣を命じられた自衛官	危険な事態が生じかつ、市長若しくは市長の権限を行うことができる者がその場にいないとき、この職権を行うことができる。	災対法第 63 条
消防長、消防署長又はその委任を受けた消防吏員、消防団員	ガス、火薬又は危険物の漏えい、飛散、流出等の事故が発生した場合において、当該事故により火災が発生するおそれが著しく大であり、かつ、火災が発生したならば人命又は財産に著しい被害を与えるおそれがあると認められるときは、火災警戒区域を設定して、その区域内における火気の使用を禁止し、又は命令で定める者以外の者に対してその区域からの退去を命じ、若しくはその区域への出入りを禁止し、若しくは制限することができる。	消防法 第 23 条の２

３．３ 避難指示等の発令基準及び伝達方法

【本部事務局、施設部】

(1) 避難情報と警戒レベル

令和３年の災対法の改正により、同法第 60 条で規定されていた避難勧告が廃止され、避難指示に一本化された。また、平成 31 年３月より、住民が災害発生の危険度を直感的に理解し、的確に避難行動ができるようにするため、風水害時における避難情報等を５段階の「警戒レベル」を用いて伝えることとなった。

５段階の警戒レベル及び避難情報等について、市町村長が発令する情報は「【警戒レベル３】高齢者等避難」、「【警戒レベル４】避難指示」、「【警戒レベル５】緊急安全確保」であり、各情報に応じて居住者等がとるべき行動等については、以下のとおりである。

避難情報等	居住者等がとるべき行動等
【警戒レベル３】 高齢者等避難	**●発令される状況：災害のおそれあり** **●居住者等がとるべき行動：危険な場所から高齢者等は避難** ・高齢者等は危険な場所から避難する。ここでいう高齢者等とは、避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者を指す。 ・具体的にとるべき行動は「立退き避難」を基本とするが、風水害においては、ハザードマップ等により身の安全を確保できるか等を確認したうえで、居住者等の自らの判断で「屋内安全確保」することも可能である。 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせる、避難の準備を行う、自主的に避難するタイミングである。地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。 **●関連条文：災対法第 56 条第２項**
【警戒レベル４】 避難指示	**●発令される状況：災害のおそれ高い** **●居住者等がとるべき行動：危険な場所から全員避難** ・危険な場所から全員が避難する。 ・具体的にとるべき行動は「立退き避難」を基本とするが、風水害においては、ハザードマップ等により身の安全を確保できるか等を確認したうえで、居住者等の自らの判断で「屋内安全確保」することも可能である。 **●関連条文：災対法第 60 条第１項**
【警戒レベル５】 緊急安全確保	**●発令される状況：災害発生又は切迫（必ず発令される情報ではない）** **●居住者等がとるべき行動：命の危険　直ちに安全確保！** ・避難場所等への立退き避難をすることがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 ・ただし、本行動は、本来は立退き避難すべきであったが避難し遅れた居住者等がとる次善の行動であるため、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らないことに留意する必要がある。 **●関連条文：災対法第 60 条第３項**

(2) 避難指示等の発令基準

市において洪水浸水想定区域がかかる河川は、洪水予報河川では利根川、小山川、荒川、烏川、神流川、水位周知河川では小山川、女堀川、唐沢川があり、これら河川については、氾濫危険水位等の水防情報が伝達される。また、国管理河川については、洪水の危険度分布（水害リスクライン）が発表されるほか、風水害時には各種防災気象情報が発表され、警戒レベル相当情報として位置づけられている。

上記を踏まえ、避難指示等の発令は、次の基準及び方法により住民等に伝達する。

また、避難の必要がなくなった場合は、速やかに同様の方法で伝達する。

≪避難指示等の発令基準≫

種別	発令基準
【警戒レベル３】 高齢者等避難	○以下の河川（観測所）の水位が避難判断水位に達し、さらに水位の上昇が予測されるとき ・利根川、小山川（八斗島）：避難判断水位　3.90m ・荒川（熊谷）：避難判断水位　5.00m ・烏川（岩鼻）：避難判断水位　4.10m ・神流川（岩泉）：避難判断水位　6.70m ・小山川（内ケ島）：避難判断水位　Y.P. 38.00m ○国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「避難判断水位の超過に相当（赤）」になったとき ○堤防に軽微な漏水・侵食等が発見されたとき ○大雨警報（土砂災害）（警戒レベル３相当情報）が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布が「警戒（赤）（警戒レベル３相当情報）」となったとき ○警戒レベル３高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想されるとき（夕刻時点で発令） ○要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生する可能性が高まったとき
【警戒レベル４】 避難指示	○以下の河川（観測所）の水位が氾濫危険水位に達し、さらに水位の上昇が予測されるとき ・利根川、小山川（八斗島）：氾濫危険水位　4.80m ・荒川（熊谷）：氾濫危険水位　5.50m ・烏川（岩鼻）：氾濫危険水位　4.60m ・神流川（岩泉）：氾濫危険水位　7.00m ・小山川（内ケ島）：氾濫危険水位　Y.P. 38.70m ・小山川（栗崎）：氾濫危険水位　Y.P. 61.65m ・女堀川（今井大橋）：氾濫危険水位　Y.P. 67.50m ・唐沢川（新東橋）：氾濫危険水位　Y.P. 37.73 ○国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「氾濫危険水位の超過に相当（紫）」になったとき ○警戒レベル４避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想されるとき（夕刻時点で発令） ○警戒レベル４避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立ち退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想されるとき ○堤防に異常な漏水・侵食等が発見されたとき ○土砂災害警戒情報（警戒レベル４相当情報）が発表されたとき ○土砂災害の危険度分布が「警戒（うす紫）（警戒レベル４相当情報）」となったとき ○土砂災害の前兆現象が発見されたとき ○火災が拡大するおそれがあるとき ○その他人命に危険があると認められるとき
【警戒レベル５】 緊急安全確保	・利根川、小山川（八斗島）、荒川（熊谷）、烏川（岩鼻）、神流川（岩泉）、小山川（内ケ島）、女堀川（今井大橋）、唐沢川（新東橋） ○国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「氾濫している可能性（黒）」になったとき ○大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル５相当情報）が発表されたとき ○堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まったとき ○樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるをえないとき ○堤防の決壊や越水・溢水が発生したとき ○土砂災害の発生が確認されたとき

① 避難指示等の伝達

市民に対し、避難指示等を伝達する際には、次の内容を明らかにし、避難の必要性が伝わるよう配慮する。

また、市内の各地域、駅・集会所等不特定多数の者が集まる場所等にいる市民に対して迅速かつ確実な伝達が行われるように努める。

□災害の発生状況等に関する情報

○避難情報と警戒レベルに示す状況にあること
　場所や時刻などの具体的な状況が把握できている場合には、それらを明示する。
○予測される災害状況の進展や拡大等、今後の見通し

□災害への対応を指示する情報

○危険地区住民への避難指示等
○避難誘導や救助・救援への住民の協力要請
○周辺河川や斜面状況への注意・監視
○誤った情報に惑わされないこと
○冷静に行動すること

３．４ 関係機関の相互連絡

【本部事務局】

市が避難の措置を実施した場合は、県にその内容について報告するとともに報道機関に情報提供しなければならない。

県及びその他の機関が避難の措置を実施した場合も同様に相互連絡を行う。

□避難の措置を実施した場合の県等への報告事項

○災害の様態及び被害の状況
○避難対象地域、住民数
○避難指示等を発した日時
○避難所

３．５ 避難誘導

【救援避難部】

避難誘導は要配慮者を優先して行うものとし、避難誘導の方法及び優先順位は、おおむね次のとおりとする。

なお、これらの内容は、あらかじめ住民に周知しておくものとする。

□避難誘導の方法

○避難誘導は、「救援避難部」が、消防本部、警察、消防団員、自治会及び自主防災会等の協力を得て実施するものとする。
○誘導者は、できる限り危険な道路、橋、堤防、その他新たな災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定し、避難先へ誘導する。また、危険な地点には、表示、縄張り等を実施する。
○誘導に当たっては、できるだけ自治会単位の集団避難を行うものとする。
○病弱者、傷病者、障害者又は歩行困難者は、状況により適当な場所に集合させ、車両等により輸送する。
○携帯品は、貴重品、若干の食料、最低限の身の回り品等、円滑な立退きに支障をおこさない最小限度のものとする。

□避難順位

①要配慮者及びこれらの介護者
②一般市民
③防災従事者

第４　応援要請

４．１ 水防管理団体相互の協力応援
４．２ 自衛隊に対する出動要請

４．１ 水防管理団体相互の協力応援

【本部事務局】

(1) 協力応援

水防管理団体は水防に関する水防機関の相互協力応援に関して必要な事項をあらかじめ協定しておくものとする。

水防機関の相互協力応援について、水防法第 23 条第１項に基づき水防管理者又は消防長が他の水防管理者から応援を求められたときは、応援を求められた水防管理者は自己の防衛区域に危険のない限り相互に応援する外、水防資材等についても、当該区域において調達することの不可能な資材については、努めて併用の便を計るものとする。

(2) 県土整備事務所の指導

県土整備事務所は管内水防管理団体の相互協力応援について、適切な指導を行い必要に応じて統制と活動の利便を図るものとする。

(3) 費用の負担

協力応援のために要した費用の負担については、相互間の協議により定めるものとする。但し協議が整わない場合は、知事がこれを調整する。

４．２ 自衛隊に対する出動要請

【本部事務局】

自衛隊法及び自衛隊法施行令に基づき、県において発生する各種の災害に際し、市民の生命財産を保護するため、自衛隊に対する災害派遣要請、及び自衛隊との連絡を実施する。

第５　水防信号

【消防部】

水防信号等により消防団員を招集し、必要な活動に当たらせる。

「消防部」は、水防活動を迅速に行うために必要な情報を、水防信号、防災行政無線等により伝達する。

≪水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 20 条に基づく水防信号≫

信号	警鐘信号	サイレン信号	発するとき	措置事項
第１信号	○休止 ○休止 ○休止	約 5 秒 15 秒 5 秒 15 秒 5 秒 15 秒 ○―休止　○―休止　○―休止	氾濫注意水位（警戒水位）に達したことを知らせるもの	通報水位に達したことを知らせるもの
第２信号	○―○―○ ○―○―○	約 5 秒 6 秒　5 秒　6 秒　5 秒　6 秒 ○―休止　○―休止　○―休止	水防団員及び消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの	水防団員及び消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの
第３信号	○―○―○―○ ○―○―○―○	約 10 秒 5 秒　10 秒 5 秒　10 秒 5 秒 ○―休止　○―休止　○―休止	当該水防管理団体の区域内に居住する者が出動すべきことを知らせるもの	当該水防管理団体の区域内に居住する者が出動すべきことを知らせるもの
第４信号	乱打	約 1 分 5 秒　1 分 5 秒 ○―休止　○―休止	必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるもの	必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くことを知らせるもの

※地震による堤防の漏水・沈下等の場合は、上記に準じて水防信号を発する。

備考）

１　信号は、適宜の時期継続するものとする。

２　必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用することを妨げないこと。

３　危険が去ったときは、口頭伝達により周知させるものとする。

出典）埼玉県「水防計画」令和３年度

第６　観測通報

６．１ 雨量の通報
６．２ 水位の通報

６．１ 雨量の通報

雨量観測所の管理者は次の要領により迅速確実に雨量の通報連絡を行わなければならない。

① 水防本部及び県土整備事務所は必要に応じ水防管理団体、その他各機関に通報するものとする。

② 気象庁・国土交通省・県は必要に応じ相互に通報する。

６．２ 水位の通報

【本部事務局、施設部】

市は、市が管理する河川水位について、必要に応じて県及び関係機関に水位を通報する。

第７　土砂災害防止計画

７．１　土砂災害警戒情報
７．２　情報の収集・伝達
７．３　避難誘導
７．４　二次災害の防止

７．１　土砂災害警戒情報

【本部事務局】

土砂災害警戒情報については、「第３部　第２章　第２節　第２　２．１　気象予報・警報等情報」による。

(1) 土砂災害の警戒避難体制

① 避難指示等の発令基準

「第３部　第２章　第３節　第３　３．３　避難指示等の発令基準及び伝達方法」による。

② 土砂災害警戒区域等

市内では 14 か所の急傾斜地の土砂災害警戒区域等が指定されている。

出典）埼玉県「地域防災計画　資料編」令和３年３月

※参照：資料編　Ⅰ「資料２－２　土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域の指定区域一覧」

③ 避難単位

土砂災害警戒区域等に係る各箇所単位とする。

７．２　情報の収集・伝達

【本部事務局】

① 県、市は局地的な降雨等の情報把握に努めるとともに、土砂災害の前兆現象及び発生時における災害状況の早期把握に努める。この場合、住民の安全に関する情報を最優先に収集、伝達するものとする。
② 県、市は土砂災害の発生が予想される場合は、住民及びライフライン関係者、交通機関関係者等に対し、早急に注意を喚起し、又は警戒避難等の指示、伝達を行うものとし、特に、具体的に危険が予想される危険区域の住民等に対しては、戸別伝達に努めるものとする。
③ 市は、土砂災害警戒区域等を含む自治会長や要配慮者利用施設管理者等に対し、土砂災害警戒情報等が発令された場合、県及び市で把握している時間雨量と累加雨量等の情報をＦＡＸ、電話等により伝達する。
④ 市は、提供した情報が警戒避難体制や避難行動に反映されるよう、土砂災害警戒情報や各種情報について、適時適切なタイミングで情報提供を行う。

７．３ 避難誘導

【本部事務局、救援避難部】

市は、具体的に危険が予想される危険箇所周辺の住民等に対しては、人命の安全を第一義とし、迅速かつ沈着な行動をとり、避難するよう具体的な指導を行う。

また、要配慮者については、関係施設の管理者のほか、自主防災組織、近隣居住者の協力を得て、迅速かつ適切な避難誘導に努めるものとする。

避難所の開設・運営については、「第３部　第２章　第５節　第２　２．６　避難所の運営及び２．７　避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策」による。

７．４ 二次災害の防止

【本部事務局、施設部】

県、市は、二次災害の発生に対処するため、次の事項に留意して必要な措置を講ずるものとする。

① 降雨等の気象状況の十分な把握、崩壊面及び周辺斜面、堆積土砂等について、安全に留意した監視の実施。
② 安全が確認されるまで崩壊危険箇所周辺の居住者の避難指示を継続するとともに、警戒区域の設定、立ち入り規制等の実施。
③ 降雨継続時における崩壊危険箇所及びその周辺へのシート被覆、応急排水路の設置、安全に留意した再崩壊防止措置の実施。
④ 市は、人的被害の状況、建築物の被害等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡する。
⑤ 市は、発災後の降雨等による土砂災害の発生の防止・軽減を図るため、土砂災害危険箇所の点検を行う。その結果、危険性が高いと判断された箇所については関係機関や住民に周知を図り、適切な警戒避難体制の整備などの応急対策を行う。
⑥ 市は、気象、被害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの生活関連情報、交通規制等被害者等に役立つ正確かつきめこまやかな情報を適切に提供する。その際、要配慮者に配慮した伝達を行う。

第８　公用負担

【施設部、消防部】

水防法第 28 条（公用負担）の規定により、水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、次の権限を行使することができる。

□公用負担の行使

○必要な土地の一時使用
○土石、竹木、その他資材の使用
○車両、その他運搬具又は器具の使用
○工作物、その他障害物の処分

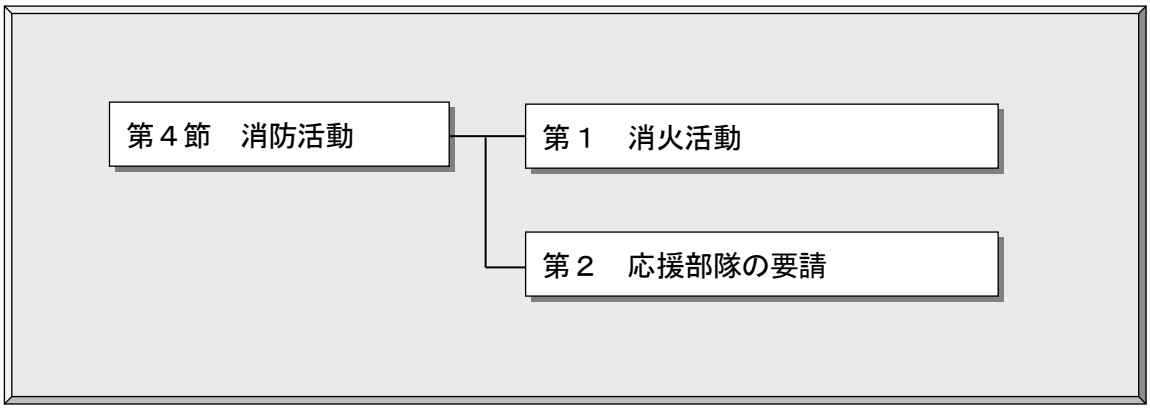
備考）１．公用負担の権限を行使する者は、公費負担権限証明書を携帯し、必要がある場合は、これを提示しなければならない。
２．市は公用負担の行使により損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。
３．公用負担の権限を行使する際は、原則として水防管理者発行の命令票を目的物の所有者又は管理者、若しくはこれに準ずべき者に手渡すものとする。（※参照　資料編様式集）

第４節　消防活動

風水害が発生した場合には、家屋や施設の流失、損壊等、河川氾濫や土砂災害による直接的な被害のほか、損壊家屋等からの火災の発生、暴風による延焼の拡大等についても懸念されるところである。

このため、風水害時にあって火災が発生した場合においても、市民の生命と身体の安全、被害の軽減を図るため、消防機関の活動態勢や災害応急対策の確立が必要である。

災害時における消防活動態勢の計画を以下に定める。



第１　消火活動

１．１ 消火活動上の基本方針
１．２ 住民・自主防災組織の活動
１．３ 事業所の活動

１．１ 消火活動上の基本方針

【消防部】

次の点に留意して、安全かつ効果的に消火活動を行う。

○風向き、市街地の建物分布等を考慮し、最も効果的に消防力を投入する。
○延焼火災の少ない地区は、集中的に消火活動を実施し、安全地区として確保する。
○延焼火災が発生している地区は、直ちに住民の避難を開始し、必要に応じ、避難路の確保等を最優先として行う。また、安全な方向への避難誘導を呼びかける。
○危険物の漏えい等のおそれがある地区は、立入り禁止措置をとり、安全な避難誘導に努める。
○病院、避難所等、幹線道路、防災拠点となる施設等の火災防御を優先して行う。
○住民等が実施する初期消火活動との連携及び指導に努める。

１．２ 住民・自主防災組織の活動

【消防部】

住民及び自主防災組織は、火災が発生した場合に初期消火活動を行い、消防機関が到着した場合にはその指示に従う。

１．３ 事業所の活動

【消防部】

事業所は、火災が発生した場合は、出火防止措置及び初期消火活動を行う。また、火災の拡大、爆発等が発生するおそれがあるときは、次の措置をとる。

○消防署、警察署等、最寄りの防災機関への通報
○自衛消防隊等による初期消火及び延焼防止活動
○必要に応じ、従業員、顧客等の避難
○周辺地域の住民等に対する必要な情報の伝達
○立入禁止措置等の実施

第２　応援部隊の要請

本部長又は消防長は、被害その他の状況により判断して他の消防機関からの応援が必要と認めるときは、応援要請を行うものとする。

２．１　応援の要請
２．２　受援の対応

「第３部　第１章　震災対策計画－第３節－第３」を準用する。

第５節　救援・救護活動

災害時には、被災者の生命の安全の確保をするとともに、人心の安定を図るために迅速な救援・救護活動を実施する必要がある。

救援・救護活動に係る計画を以下に示す。



第１　人命救助活動

災害のため、生命や身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者に対しては、捜索・救助を行い、保護を図る。

１．１　人命救助活動
１．２　行方不明者の捜索活動

１．１　人命救助活動

【本部事務局、施設部、消防部】

災害発生後、被災者の救出活動を実施することは、初動活動の中で最優先されるべき活動である。

したがって、消防、警察及び防災関係機関はともに連携して、迅速かつ効果的な救出活動を推進していくものとする。

また、大規模災害時には、消防、警察、自衛隊等だけでの救出は難しく、付近住民、自主防災組織及び企業等からの人員の提供及び土木業者等からは重機等の貸与を受けて、全ての力を結集して、救出活動に当たる必要がある。

(1) 救出活動の基本方針

「第３部　第１章　震災対策計画－第３節－第４－４．１」を準用する。

(2) 要救出現場に対する人員の確保

「第３部　第１章　震災対策計画－第３節－第４－４．２」を準用する。

(3) 要救出現場に対する救出用資機材の投入

「第３部　第１章　震災対策計画－第３節－第４－４．３」を準用する。

(4) 救出従事機関どうしの連絡調整・地域分担・役割分担

「第３部　第１章　震災対策計画－第３節－第４－４．４」を準用する。

(5) その他注意事項

「第３部　第１章　震災対策計画－第３節－第４－４．５」を準用する。

１．２ 行方不明者の捜索活動

【本部事務局、調達部、消防部、警察署】

市は、速やかに行方不明者の安否を確認する。

(1) 安否確認

「第３部　第１章　震災対策計画－第４節－第１－１．１」を準用する。

(2) 捜索活動

「第３部　第１章　震災対策計画－第４節－第１－１．２」を準用する。

第２　避難対策

災害時に、危険区域にある市民を安全地域に避難させ、人命被害の軽減と避難者の援護を図る。

避難所の開設担当者は、いち早く開設の準備を進めて、避難者の初期生活が円滑に行われるように努めるものとする。

また、大規模災害時には、遠方からの多数の避難者受入れを想定し、避難者の一時的な生活を確保し、避難生活を適切に支援する。

さらに、避難者の健康状態の悪化や避難生活が原因で亡くなる災害関連死を防ぐため、避難所避難者や避難所外避難者が良好な生活環境を確保できるよう努めるものとする。

２．１　要避難状況の把握
２．２　避難指示等
２．３　警戒区域の設定
２．４　避難誘導及び移送
２．５　避難所等の開設
２．６　避難所の運営
２．７　避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策
２．８　普通生活への復帰・避難所の縮小

２．１　要避難状況の把握

【本部事務局、消防部】

風水害発生後は、洪水浸水想定区域図や土砂災害警戒区域図等を参照して人命の危険が予想される地域の把握に努め、早期に避難指示等の対策が実施できるようにしておく。

≪危険地域の把握≫

必要情報	収集先
①崩壊危険地域 ②堤防等の破壊による水害危険地域 ③河川等のせきとめ等に伴う土石流の危険地域 ④延焼火災危険地域 ⑤危険物災害の危険地域 ⑥建物倒壊の危険 ⑦宅地崩壊の危険（クラックやずれ、のり面崩壊等）	・庁舎等からの高所視察 ・消防署 ・市の各機関 ・警察署 ・消防団 ・市民からの通報、駆け込み ・参集職員 ・テレビ等の映像情報

２．２ 避難指示等

【本部事務局、消防部、警察署】

大雨による洪水や土砂災害等から人命、身体を保護し、災害の拡大防止のため特に必要がある場合は、地域の住民に対して避難指示等を発令する。避難指示等及び警戒レベルに応じた状況や居住者等がとるべき行動、発令基準については、「第３部　第２章　第３節　第３　３．３　避難指示等の発令基準及び伝達方法」による。

なお、避難指示等が発令された場合の避難行動としては、市指定の避難所・避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、市民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、市は、市民等への周知徹底に努める。

(1) 避難指示等の発令権者

市長は、住民等の生命又は身体の保護のため、又は災害の拡大防止のために特に必要があると認められるときは、避難指示等を発令する。

避難指示を発すべき権限のある者は、それぞれの法律により定められているが、災害応急対策の第１次的な実施責任者である市長を中心として、相互に連携をとり実施する。

≪避難指示等の実施責任者と要件≫

実施責任者	要件	根拠法令
本部長（市長） 知事※１	○市民等の生命、身体に危険を及ぼすと認められるとき	災対法第 60 条
警察官	○市長が避難の指示ができないと認められ、しかも指示が急を要するとき ○市長から要求があったとき	災対法第 61 条
自衛官	○災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官が、危険な事態が生じ、かつ警察官がその場にいないとき	自衛隊法第 94 条
知事又は その命を受けた職員、 水防管理者	○洪水等により著しい危険が切迫していると認められるとき、必要と認める区域の住民に対して行う。	水防法第 29 条 地すべり等防止法 第 25 条
消防長、消防署長又はその委任を受けた消防吏員、消防団員	○ガス、火薬等の漏えい、流出等の事故が発生し、火災が発生する恐れが大であり、かつ火災が発生した場合、人命等に著しい被害を与えるおそれがあると認められるとき。	消防法第 23 条の２

注）※１：市長が事務を行うことができない場合

(2) 避難指示等の伝達及び周知

① 避難指示等の伝達

避難指示等を行った場合は、おおむね次により必要な事項を関係機関へ通知する。

□市長の措置

市長から県知事（消防課）へ速やかにその旨を報告する

□警察官の措置（法に基づく措置）

警察官　→　市長　→　県知事(消防課)

□自衛官の措置

自衛官　→　市長　→　県知事（消防課）

□報道機関への措置

○伝達ルート
・原則として、「本部事務局」から県及び放送局双方へ同時に情報を伝達するルートを確保する。
・県を経由した伝達ルートも確保する。この場合、できる限り、情報が遅延しないように配慮する。

○伝達手段
・所定の様式により、県及び放送事業者にＦＡＸ及びメールで情報伝達を行う。
・確実性を図るため、ＦＡＸ及びメールで伝達したことを県及び放送事業者に電話連絡する。

○伝達する情報の種類
・災対法に基づく、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保（それぞれ解除を含む）。

※法的並びに制度根拠のない自主避難の呼びかけは、報道機関への情報提供の対象外とする。ただし、放送事業者から電話等で取材を行う場合はある。

② 住民への周知

市は、自ら避難指示等を行った場合、あるいは他機関からその旨の通知を受けた場合は、速やかにその内容を住民に対して周知する。その際、障害者、外国人や居住者以外の者に対しても、迅速かつ的確な周知が行われるように留意する。

また、緊急の避難が必要な場合は、「正常化バイアス」を打ち消す適度な避難を促す広報を実施する。

なお、避難の必要がなくなった場合も同様とする。また、必要に応じて隣接市へもあわせて連絡を行う。

(3) 避難指示等の解除

当該住民の身辺から災害による直接の危険が去ったと認められる時とする。

> **※参考『災対法第 60 条（市長村長の避難の指示等）の５』**
> 市町村長は、避難の必要がなくなったときは、直ちに、その旨を公示しなければならない。

２．３　警戒区域の設定

【本部事務局、消防部、警察署 】

「第３部　第１章　震災対策計画－第４節－第２－２．３」を準用する。

２．４　避難誘導及び移送

【救援避難部、教育部、消防部、消防団】

「第３部　第１章　震災対策計画－第４節－第２－２．４」を準用する。

２．５　避難所等の開設

【救援避難部、関係各部】

「第３部　第１章　震災対策計画－第４節－第２－２．５」を準用する。

２．６　避難所の運営

【救援避難部、関係各部】

「第３部　第１章　震災対策計画－第４節－第２－２．６」を準用する。

２．７　避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策

【本部事務局、救援避難部、救護部、関係各部】

「第３部　第１章　震災対策計画－第４節－第２－２．７」を準用する。

２．８　普通生活への復帰・避難所の縮小

【本部事務局、救援避難部】

「第３部　第１章　震災対策計画－第４節－第２－２．８」を準用する。

第３　要配慮者の安全確保

市は、自治会及び自主防災組織等と協力して、要配慮者に対する安全を確保する。

３．１　避難行動要支援者等の避難支援
３．２　避難生活における要配慮者支援
３．３　社会福祉施設入所者等の安全確保対策
３．４　在住外国人の安全確保

「第３部　第１章　震災対策計画－第４節－第３」を準用する。

第４　医療救護

市は、災害のため医療機関が混乱し、被災地の市民が医療及び助産の途を失った場合は、応急的に医療及び助産の処置を行い、り災者の保護の万全を図る。

４．１　医療情報の収集・伝達
４．２　初動医療体制
４．３　負傷者等の搬送体制
４．４　後方医療体制

「第３部　第１章　震災対策計画－第４節－第４」を準用する。

第５　防疫及び保健衛生

被災地においては、衛生条件が悪化することにより、感染症等が蔓延するおそれや、長期にわたる避難生活により健康状態が悪化するおそれがあるため、感染症等の防止措置や被災者に対する防疫及び保健衛生活動を実施する。

また、被災時に飼育が困難になるペットや管理が必要な危険動物について、保護対策を実施する。

５．１　防疫活動
５．２　保健衛生活動
５．３　動物愛護

「第３部　第１章　震災対策計画－第４節－第５」を準用する。

第６　応急給水

市は、災害に伴い飲料水の供給が途絶えたり、汚染等により市民が飲料に適する水を得ることができない場合は、最小限度必要な飲料水の応急給水を行い、併せて水道施設の応急復旧活動を実施する

６．１　給水需要の把握
６．２　給水方針の決定
６．３　給水の実施
６．４　給水施設の応急復旧

６．１　給水需要の把握

【上下水道部、本部事務局】

「第３部　第１章　震災対策計画－第４節－第６－６．１」を準用する。

６．２　給水方針の決定

【本部事務局、上下水道部】

「第３部　第１章　震災対策計画－第４節－第６－６．２」を準用する。

６．３　給水の実施

【上下水道部】

(1)　給水方法

給水は以下の方法に従って実施する。

○浄配水場内の応急給水栓及び市内消火栓から供給するが、市全体が断水の場合は県と協議して定めた給水地点にて応急給水を行う。
○市内の企業及び個人所有の震災対策指定井戸、県災害対策本部食料部及び隣接市、日本水道協会から応援給水を受けるものとする。
○医療機関等（重要給水拠点）の給水については優先する。

(2)　給水所の設置

「第３部　第１章　震災対策計画－第４節－第６－６．３－(2)」を準用する。

(3) 周知・広報

「第３部　第１章　震災対策計画－第４節－第６－６．３－(3)」を準用する。

(4) 応援の要請

「第３部　第１章　震災対策計画－第４節－第６－６．３－(4)」を準用する。

(5) 災害救助法が適用された場合の費用等

「第３部　第１章　震災対策計画－第４節－第６－６．３－(5)」を準用する。

６．４ 給水施設の応急復旧

【上下水道部】

「第３部　第１章　震災対策計画－第４節－第６－６．４」を準用する。

第７　食料・生活必需品の供給

災害時に、食料及び生活必需品の供給や販売が一時的に麻痺することが予想されることから、被災者に対しては、速やかに食料及び生活必需品を供給できる措置を講ずる。

７．１　緊急食料供給体制の確立
７．２　緊急生活必需品供給体制の確立
７．３　救援物資供給体制の確立

「第３部　第１章　震災対策計画－第４節－第７」を準用する。

第８　住宅の確保

大規模な風水害により住宅が流出、焼失又は破損することが予想され、その場合、自らの資力で住宅の再建あるいは応急修理ができないり災者に対し、応急仮設住宅の設置などによる住宅の給与を講ずるとともに、被災住宅の応急修理を実施するなど居住の安定を図る。

８．１　危険度判定の実施
８．２　応急仮設住宅の設置
８．３　被災住宅の応急修理
８．４　既存住宅の利用
８．５　災害復旧用材の調達等

「８．１　危険度判定の実施」は、「第３部　第１章　震災対策計画－第４節－第８－８．１－(2) ～(3)」を準用する。
「８．２　応急仮設住宅の設置」～「８．５　災害復旧用材の調達等」は、「第３部　第１章　震災対策計画－第４節－第８」を準用する。

第９　遺体の取扱い

災害により死亡又は現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の状況から考えて既に死亡していると推定される行方不明者等を捜索し、又は災害の際に死亡した者について遺体識別等の処理を行い、かつ遺体の埋・火葬を実施する。

遺体の捜索、処置及び埋・火葬は、以下に示すように市長が行う。

また、災害救助法が適用された後の遺体の処置についても市長が行う。

なお、市のみで実施が不可能な場合は、近隣市町、県、国その他の関係機関の応援を得て実施する。

９．１　遺体の捜索
９．２　遺体の処理
９．３　遺体の埋・火葬

「第３部　第１章　震災対策計画－第４節－第９」を準用する。

第 10　要員の確保

「第３部　第１章　震災対策計画－第４節－第 10」を準用する。

第 11　災害警備計画

11. １ 基本方針
11. ２ 警備体制の種別
11. ３ 平常時の措置
11. ４ 災害警備実施

11. １ 基本方針

【警察署】

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、住民の生命、身体及び財産の保護、交通秩序の維持、各種犯罪の予防検挙、その他公共の安全と秩序維持に必要な諸対策を実施して、治安の万全を期するものとする。

11. ２ 警備体制の種別

【警察署】

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の警備体制の種別は、次の各号に掲げる区分のとおりとする。

(1) 準備体制

災害が発生するおそれはあるが、相当の時間的余裕がある場合にとる体制

(2) 警戒体制

洪水、山くずれ、地震、大火災等の災害が発生し、又は発生が予想される場合にとる体制

(3) 非常体制

大規模な災害が発生し、又は正に発生が予想される場合にとる体制

11. ３ 平常時の措置

【警察署】

(1) 防災意識の高揚

警察本部長及び警察署長は、平常時から避難措置、危険物の保安、犯罪の予防、交通の規制等に関する広報を行い、防災思想の普及に努めるものとする。

(2) 装備資機材の整備等

警察職員は平常時から災害警備実施に必要な装備資機材の点検、整備及び開発、改善等に努めるものとする。

11. ４ 災害警備実施

【警察署】

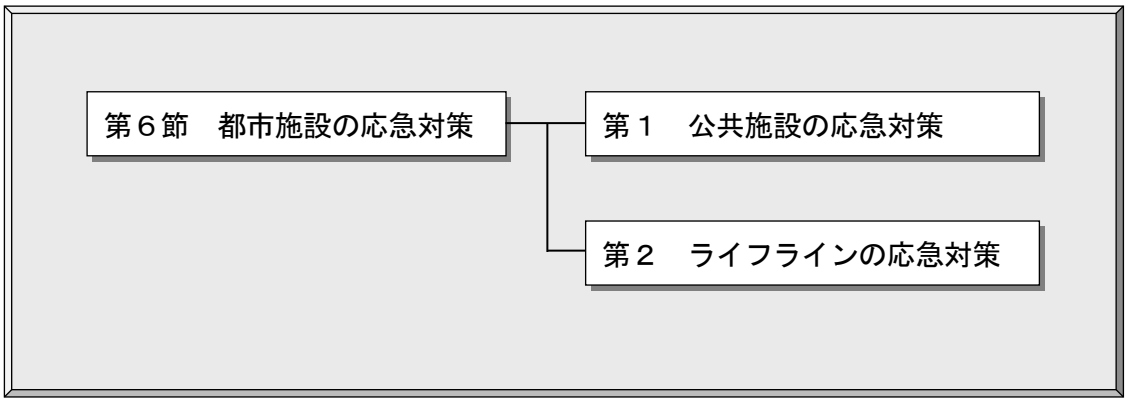
災害警備実施は、国、県、市、消防機関、その他の関係機関と緊密に連携して、次の各号に掲げる活動を行うものとする。

① 情報収集、伝達及び広報
② 警告及び避難誘導
③ 人命の救助及び負傷者の救護
④ 交通秩序の維持
⑤ 犯罪の予防検挙
⑥ 行方不明者の捜索と検視（見分）
⑦ 漂流物等の処理
⑧ その他の治安維持に必要な措置

第６節　都市施設の応急対策

都市生活の基盤をなす道路、交通、ライフライン等の都市施設が、風水害により被災した場合、都市機能が麻痺し、住民の生活や社会活動に極めて大きな影響を与える。このため、各防災機関においては相互に連携を図り、災害応急対策及び広報活動を迅速に実施する。

以下に、都市施設の応急対策の計画を示す。



第１　公共施設の応急対策

庁舎、道路、橋梁、河川、鉄道等の公共施設が大規模災害により被災した場合は、災害応急対策活動に重大な支障を及ぼすことから、防災関係機関と協力して、迅速な応急・復旧対策を実施し、災害応急対策の実行に万全を図る。

１．１　公共建築物
１．２　道路及び橋梁
１．３　河川及び水路
１．４　鉄道
１．５　その他の施設

「第３部　第１章　震災対策計画－第５節－第１」を準用する。

第２　ライフラインの応急対策

ライフライン被害は、都市機能そのものを麻痺させることから、市及び各事業所は相互に連携を図り、災害応急対策並びに二次災害の防止などの活動を迅速に実施する。必要に応じて、現地のライフライン事業者の事業所等で実動部隊の詳細な調整を行うための現地作業調整会議を開催するものとする。

２．１　上水道施設
２．２　下水道施設
２．３　都市ガス施設
２．４　電力施設
２．５　電気通信設備

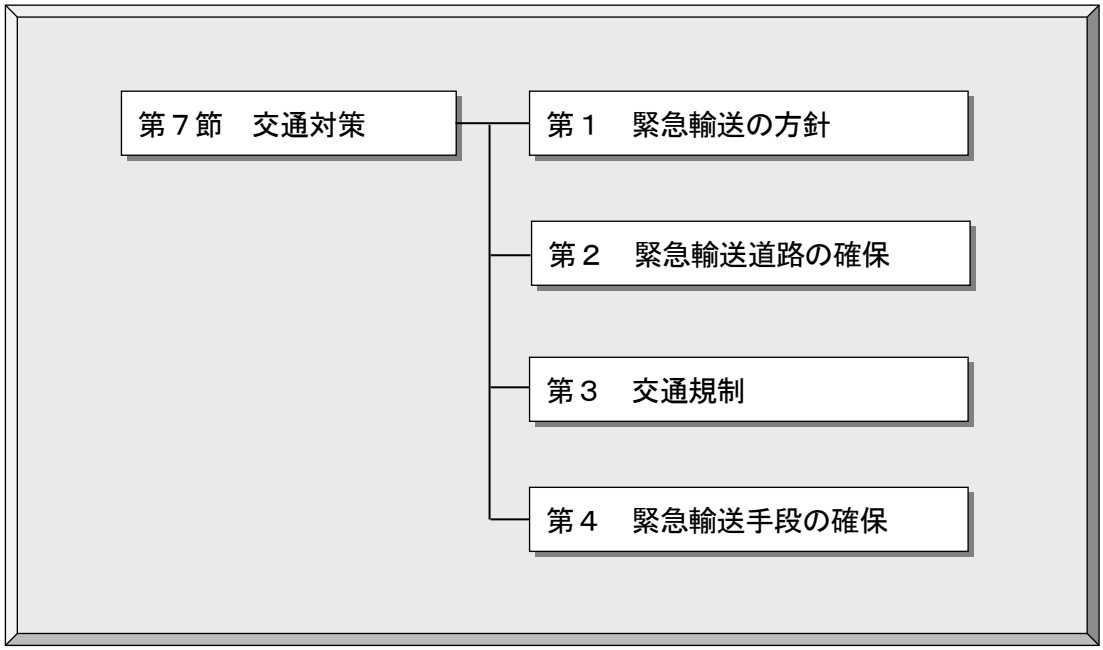
「第３部　第１章　震災対策計画－第５節－第２」を準用する。

第７節　交通対策

大規模災害が発生した場合、道路交通を中心とした交通混乱の発生が予測される。

この混乱状態のなかで、被害者の救出救助、避難誘導、行方不明の捜索、緊急輸送道路の確保、社会的混乱等の防止など市民の安全を確保するため、総合的な交通対策を迅速かつ的確に実施する必要がある。

交通対策に係る計画を以下に示す。



第１　緊急輸送の方針

１．１　目標
１．２　基本方針
１．３　輸送対象

「第３部　第１章　震災対策計画－第６節－第１」を準用する。

第２　緊急輸送道路の確保

道路の応急復旧を、制約された条件下で効果的に行うため、迅速に被害状況を把握し、他の道路より優先的に応急復旧を行い、緊急輸送道路の確保に努める。

２．１　道路の被害状況の把握
２．２　交通障害物の除去
２．３　除去作業上の留意事項

「第３部　第１章　震災対策計画－第６節－第２」を準用する。

第３　交通規制

災害時の市民の避難路及び緊急輸送道路を確保するため、道路管理者及び交通管理者は、道路法、道路交通法及び災対法に基づいて交通規制を実施する。

３．１　発災直後の交通規制の実施要領
３．２　交通規制の方法
３．３　交通規制の実施時期と法適用
３．４　交通規制の法的根拠

３．１　発災直後の交通規制の実施要領

【施設部】

「第３部　第１章　震災対策計画－第６節－第３－３．１」を準用する。

３．２　交通規制の方法

【施設部】

「第３部　第１章　震災対策計画－第６節－第３－３．２」を準用する。

３．３　交通規制の実施時期と法適用

【施設部】

(1) 交通規制の予告

道路管理者は、降雨予測等から通行規制範囲を広域的に想定して、できるだけ早く通行規制予告を発表するものとする。その際、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用し、日時、迂回経路等を示すものとする。また、降雨予測の変化に応じて予告内容の見直しを行うものとする。

(2) 災害発生直後の交通規制（災害発生直後から１週間程度）

「第３部　第１章　震災対策計画－第６節－第３－３．３－(1)」を準用する。

(3) 復旧期の交通規制（災害発生から１週間後以降）

「第３部　第１章　震災対策計画－第６節－第３－３．３－(2)」を準用する。

３．４　交通規制の法的根拠

【施設部】

「第３部　第１章　震災対策計画－第６節－第３－３．４」を準用する。

第４　緊急輸送手段の確保

災害時の応急対策に必要な人員、及び物資の輸送並びにり災者の避難を、迅速かつ円滑に実施するため、必要な車両等の緊急輸送手段を確保し、輸送の万全を期す。

４．１　緊急輸送車両の確保
４．２　緊急輸送車両の管理と運用
４．３　緊急輸送車両の確認
４．４　その他の輸送手段
４．５　災害救助法を適用した場合の応急救助のための輸送

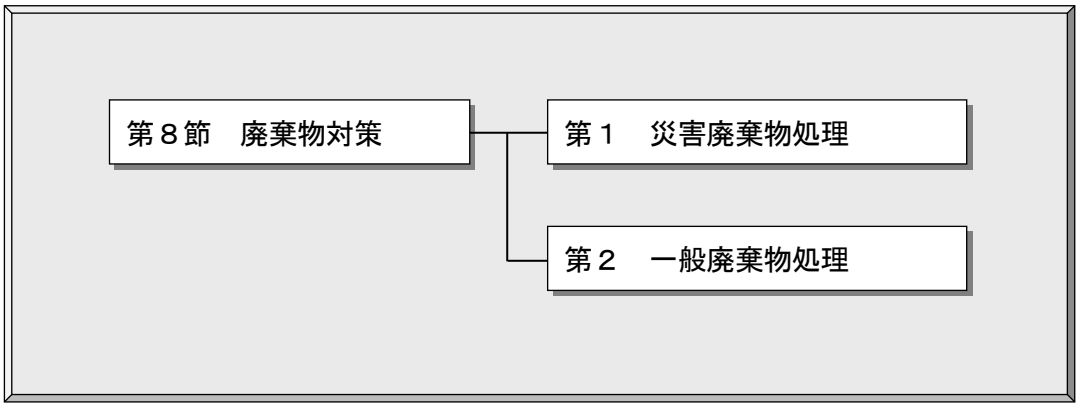
「第３部　第１章　震災対策計画－第６節－第４」を準用する。

第８節　廃棄物対策

洪水により浸水被害を受けた場合、水が引いた後には多量の障害物やごみが排出される等、生活を営む上で様々な面で不都合が生じる。

市は、被災地の住民が当分の間の生活に支障のないよう清掃、障害物の除去等を迅速に行い、もって被災地の環境の保全を図る。

廃物物対策に係る計画を以下に示す。



第１　災害廃棄物処理

大規模災害時においては、倒壊家屋等の大量の災害廃棄物が発生するため、市は、関係機関と連携を図り、廃棄物処理に必要な体制や仮置き場の確保を図る。

災害廃棄物処理に当たっては、一般廃棄物処理施設のほか民間産業廃棄物処理施設、セメント製造施設等の利用を調整する。

１．１　住宅関係障害物の除去
１．２　災害廃棄物の処理

１．１　住宅関係障害物の除去

【環境防疫部、施設部】

「第３部　第１章　震災対策計画－第７節－第１－１．１」を準用する。

１．２　災害廃棄物の処理

【環境防疫部、施設部】

災害時には、災害廃棄物が大量に発生することが予想される。

そのため、市は、以下に示す計画に従い廃棄物処理に必要な体制や仮置場の確保を図る。

(1)　災害廃棄物発生量の推定

大規模災害時においては、倒壊家屋などの大量の災害廃棄物が発生するため、その発生量を事前に予測し、必要な機材や仮置場の確保を図る。

なお、災害廃棄物の算出基準は次のとおりである。

≪災害廃棄物算出基準≫

区　分		被災世帯１戸当たり（ｔ）
木造建築物倒壊	全壊	30.0
	半壊	15.0
延焼		20.0

(2)　処理体制の確保

「第３部　第１章　震災対策計画－第７節－第１－１．２－(2)」を準用する。

(3)　処理対策

「第３部　第１章　震災対策計画－第７節－第１－１．２－(3)」を準用する。

第２　一般廃棄物処理

大規模災害時には、家屋の倒壊、被災等により大量のごみの排出や下水処理施設の被災に伴うし尿の処理不能な状態が予想される。

このため、これらのごみ及びし尿を迅速に処理し、被災地の環境衛生を保全する。

２．１　ごみ処理
２．２　し尿処理

２．１　ごみ処理

【環境防疫部】

「第３部　第１章　震災対策計画－第７節－第２－２．１」を準用する。

２．２　し尿処理

【環境防疫部、調達部】

災害時には、電気・水道等のライフラインが一時的にストップし、また、交通障害などにより、し尿の適正処理が不可能となることが予想されることから、緊急時におけるし尿の適正な処理を迅速かつ的確に実施する。

(1) 実施体制

「第３部　第１章　震災対策計画－第７節－第２－２．２－(1)」を準用する。

(2) 施設の応急措置

風水害発生直後に建物及びプラント被害や不等沈下等の地盤災害の状況などの被害を調査把握し、必要な応急措置を講ずる。

(3) 収集方法

「第３部　第１章　震災対策計画－第７節－第２－２．２－(3)」を準用する。

(4) 処理等の方法

「第３部　第１章　震災対策計画－第７節－第２－２．２－(4)」を準用する。

(5) 仮設トイレの設置・管理

「第３部　第１章　震災対策計画－第７節－第２－２．２－(5)」を準用する。

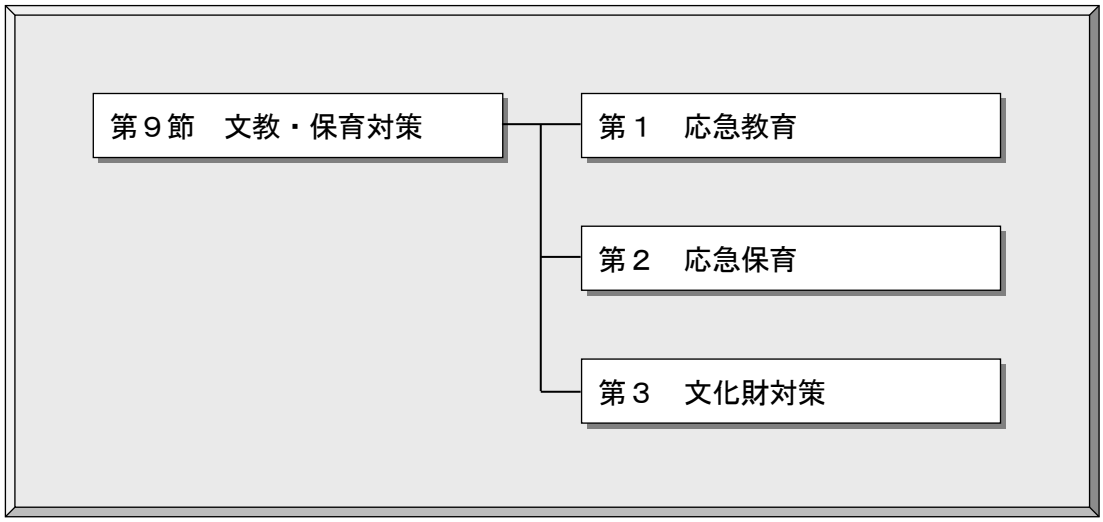
(6) 仮設トイレの調達

「第３部　第１章　震災対策計画－第７節－第２－２．２－(6)」を準用する。

第９節　文教・保育対策

災害のため、平常の学校教育の実施や福祉施設での保育が困難となった場合、「教育部」及び私立学校設置者、並びに「救護部」は、関係機関の協力を得て幼児・児童・生徒の安全を確保するとともに、応急教育の実施を図るものとする。

教育福祉対策の計画を以下に示す。



第１　応急教育

災害時に児童・生徒の安全確保を最優先にするとともに、教育活動を確保し、学校教育の目的を達成するため、早期災害に必要な応急措置を迅速かつ的確に実施する。

１．１　児童・生徒の安否確認
１．２　学校施設の応急復旧
１．３　応急教育の実施
１．４　教材・学用品の調達・

１．１　児童・生徒の安否確認

【教育部】

校長は、災害発生直後における児童・生徒等の安否の確認を次の要領で実施する。

(1) 勤務時間内で災害が発生した場合

「第３部　第１章　震災対策計画－第９節－第１－１．１－(1)」を準用する。

(2) 勤務時間外に災害が発生した場合

「第３部　第１章　震災対策計画－第９節－第１－１．１－(2)」を準用する。

(3) 風水害の発生することが予想される場合

台風や注意報・警報等により風水害の発生することが予想される場合は、あらかじめ授業の休止や臨時休業等の措置を検討するものとする。

１．２　学校施設の応急復旧

【教育部】

「第３部　第１章　震災対策計画－第９節－第１－１．２」を準用する。

１．３　応急教育の実施

【教育部】

「第３部　第１章　震災対策計画－第９節－第１－１．３」を準用する。

１．４　教材・学用品の調達・支給

【教育部】

「第３部　第１章　震災対策計画－第９節－第１－１．４」を準用する。

第２　応急保育

市立福祉施設の応急措置並びに保育所の児童及び保護者のいない児童の生命及び身体の安全確保に必要な応急措置を講ずる。

２．１　福祉施設の応急措置
２．２　保育園の応急措置
２．３　放課後児童クラブの措置
２．４　要保護児童の応急保育

２．１　福祉施設の応急措置

【救援避難部、救護部】

福祉施設等の要配慮者を受け入れている施設の管理者は、災害発生後に入所者及び利用者の被害状況並びに施設の被害状況を把握し、的確な応急措置を講ずる。

(1)　安否確認・所在の把握

「第３部　第１章　震災対策計画－第９節－第２－２．１－(1)」を準用する。

(2)　施設の応急措置

施設管理者は、災害発生直後に施設の被害、不等沈下等の地盤災害などを調査・把握し、必要な応急措置を講ずる。

また、施設の被害状況及び応急措置の内容を速やかに「救援避難部」に報告する。

(3)　要配慮者の受入れ

「第３部　第１章　震災対策計画－第９節－第２－２．１－(3)」を準用する。

(4)　り災福祉施設等への支援要請

「第３部　第１章　震災対策計画－第９節－第２－２．１－(4)」を準用する。

(5)　福祉施設等への市の支援

「第３部　第１章　震災対策計画－第９節－第２－２．１－(5)」を準用する。

２．２ 保育園の応急措置

【救援避難部、救護部】

「第３部　第１章　震災対策計画－第９節－第２－２．２」を準用する。

２．３ 放課後児童クラブの措置

【救援避難部、救護部】

「第３部　第１章　震災対策計画－第９節－第２－２．３」を準用する。

２．４ 要保護児童の応急保育

【救援避難部、救護部】

「第３部　第１章　震災対策計画－第９節－第２－２．４」を準用する。

第３　文化財対策

「教育部」は、文化財及び収蔵・保管施設に風水害による被害が生じた場合には、次の措置を迅速かつ的確に実施する。

３．１ 情報の収集・伝達
３．２ 入館者の安全対策
３．３ 収蔵・保管施設の応急対策
３．４ 文化財の応急対策

「第３部　第１章　震災対策計画－第９節－第３」を準用する。

第３章　事故災害対策計画

市において発生が懸念される大規模災害であり、かつ本計画で策定した震災対策計画及び風水害対策計画を準用することでは対応できないと考えられる事故災害について、対策計画を以下のとおり策定する。

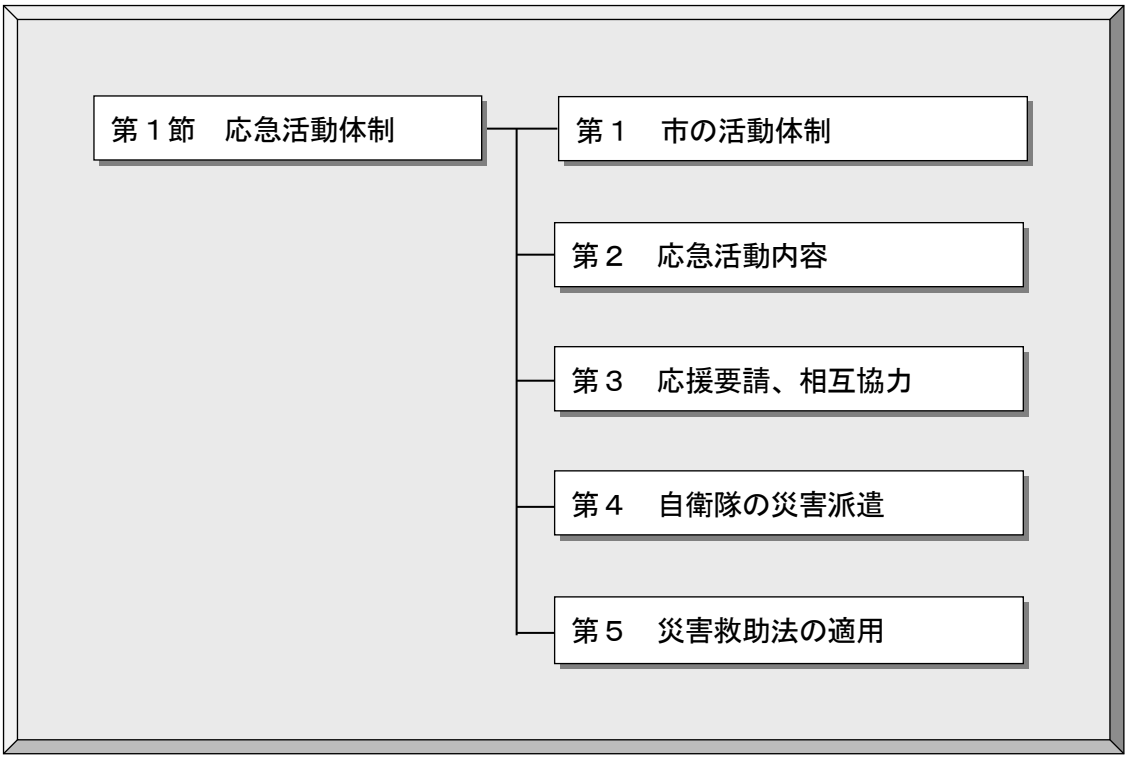


第１節　応急活動体制

事故災害が発生した場合に迅速な応急対策を行うため、市の活動体制を整えるとともに、県、隣接市町等への応援要請又は相互協力体制を整えて、応急対策活動を実施する。

また、事故災害発生時には必要に応じて自衛隊と連携し、住民の安全を図り、被災者の救助に努める。

応急活動体制の整備に必要な施策を以下に定める。



第１　市の活動体制

事故災害の発生に伴い市がとる活動体制、応急活動対策を行うための動員計画、及び活動の中核をなす災害対策本部の設置・運営について定める。

１．１　活動体制と配備基準
１．２　活動体制と動員計画
１．３　災害対策本部の設置・運営

１．１　活動体制と配備基準

【各部共通】

市の活動体制と配備基準は、以下のとおりである。

≪活動体制と配備基準（事故災害対策）≫

体制			配備基準	活動内容	配備職員
非常体制	３号配備	警戒本部を設置して警戒に当たる体制	○市域内で局地的に災害が発生し、拡大のおそれがある場合 ○その他市長が必要と認めた場合	災害の要因が発生した場合において、主として情報の収集、警報等の伝達及び報告並びに軽微な災害が発生した場合の応急対応の実施、状況を判断して非常体制への移行に備える。	「職員動員計画」に準ずる。
	４号配備	災害対策本部を設置して災害対策活動を推進する体制	○大規模災害が発生した場合	市の組織及び機能の全てを挙げて救助その他の災害対策活動を実施する。	

１．２　活動体制と動員計画

【各部共通】

「第３部　第１章　震災対策計画－第１節－第１－１．３」を準用する。

１．３ 災害対策本部の設置・運営

【各部共通、総務防災課】

(1) 災害対策本部の設置

① 設置基準

○市域内で局地的に災害が発生し、拡大のおそれがある場合
○市域内で大規模災害が発生した場合
○その他市長が必要と認めた場合

② 設置場所

災害対策本部は、本庁舎内の災害対策本部室に置き、市役所正面玄関に「深谷市災害対策本部」の標識を掲げ、災害対策本部の設置場所を明示する。

ただし、本庁舎が被災し予定した場所に設置できない場合は、代替場所として市消防本部に設置するとともに参集した職員に周知する。

③ 実施責任者

災害対策本部長（以下「本部長」という。）は、市長とし、不在の場合は次の順位により代理する。

第１順位　　副市長
第２順位　　教育長
第３順位　　総務部長

④ 解散基準

本部長は、市内において災害の発生が解消されたとき、又は災害応急対策がおおむね完了したときは、本部を解散する。

⑤ 設置・解散の通知

災害対策本部を設置又は解散したとき、本部長は直ちに関係機関等に通知するものとする。

≪災害対策本部設置及び解散の通知≫

通知先	連絡担当	通知方法
市各部	総括部	庁内放送、市防災行政無線、電話、口頭　等
防災関係機関	総括部	市防災行政無線、県防災行政無線、電話、口頭　等
一般市民	総括部、渉外情報部	市防災行政無線、広報車　等
報道機関	渉外情報部	電話、口頭　等
隣接市町等	渉外情報部	電話、文書　等

□災害対策本部に用意すべき備品

○電話及びＦＡＸ
○複写機
○災害処理表その他書類一式
○災害時の市内応援協力者名簿
○被害状況図板、住宅地図及びその他地図類
○防災行政無線、消防無線
○庁内放送設備
○事務用品
○防災関係機関一覧表
○災害対応用臨時電話
○テレビ、ラジオ
○ハンドマイク
○懐中電灯
○その他必要資機材

(2) 災害対策本部の組織編成、事務分掌

「第３部　第１章　震災対策計画－第１節－第１－１．５－(2)」を準用する。

第２　応急活動内容

災害時において市職員が実施すべき応急活動内容を次のように定める。

２．１ 職員の初動活動
２．２ 応急活動の留意点

２．１ 職員の初動活動

【各部共通】

(1) 職員の動員指令

「第３部　第１章　震災対策計画－第１節－第２－２．１－(2)」を準用する。

(2) 勤務時間内の動員指令の伝達

「第３部　第１章　震災対策計画－第１節－第２－２．１－(3)」を準用する。

(3) 職員の服務

「第３部　第１章　震災対策計画－第１節－第２－２．１－(4)」を準用する。

(4) 勤務時間外の動員

① 伝達系統

動員指令が発令されたときは、あらかじめ定められた非常時連絡網により職員に配備内容を迅速かつ正確に伝達する。

② 登庁が不可能な場合

市外在住者等交通等の断絶により登庁が不可能な者は、自宅待機とし、その後、災害状況の好転に伴い、登庁可能となった職員は、所定の参集場所に登庁する。

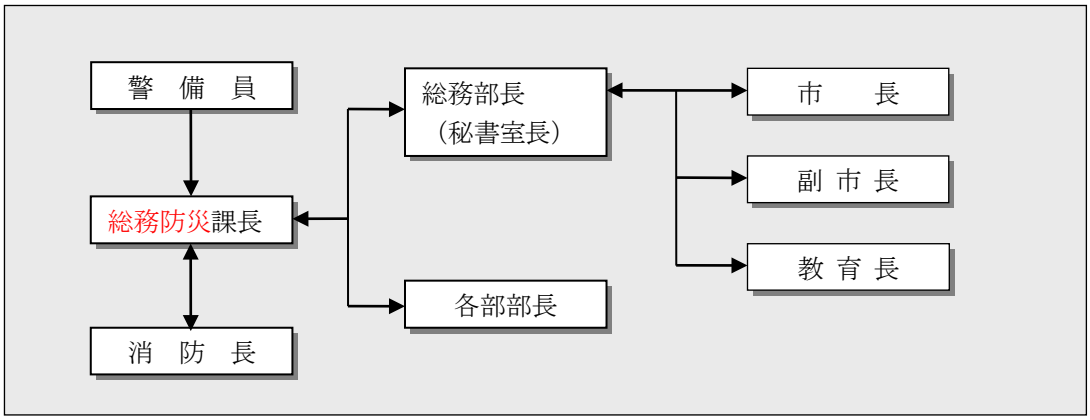
③ 登庁時の携行品等及び心得

職員は登庁時に次のものを携行及び着用する。

○身分証明書（名札）
○雨着・防寒着・軍手等
○作業がし易い服装
○自分用の食料・飲料水
○ラジオ・懐中電灯
○スマートフォン、カメラ等

また、登庁の途中においては、可能な限り被害状況その他必要と思われることに注意を払い、登庁後直ちにその状況を所属長に報告する。

≪休日及び勤務時間外の動員伝達系統図≫



注１）「警戒体制（災害警戒本部）」配備の場合は、防災要員への動員伝達を行う。
注２）「非常体制（災害対策本部）」配備の場合は、原則として全て自主登庁とする。

(5) 動員状況の報告

「第３部　第１章　震災対策計画－第１節－第２－２．１－(6)」を準用する。

２．２ 応急活動の留意点

【本部事務局】

「第３部　第１章　震災対策計画－第１節－第２－２．３」を準用する。

第３　応援要請、相互協力

市長は、事故の規模及び初動活動期に収集された情報に基づき、現有の人員、資機材、備蓄物資等では、災害応急対策又は災害復旧対策を実施することが困難であると判断したとき、関係する法律及び相互応援に関する協定等に基づき、県、他の地方公共団体及び防災関係機関等に対して職員の派遣、救援物資の調達等の応援を速やかに要請する。

応援要請、相互協力を行う組織、団体を以下に示す。

３．１　県への応援要請
３．２　隣接市町等への応援要請
３．３　防災関係機関への応援要請
３．４　派遣職員に関する資料の整備
３．５　広域避難
３．６　応援の受入れ
３．７　ボランティア団体等との相互協力
３．８　応援受入体制の確保
３．９　被災地支援

「第３部　第１章　震災対策計画－第１節－第３」を準用する。

第４　自衛隊の災害派遣

市は、事故の規模が大きく、自力での災害応急対策活動が十分に行えず、被害拡大のおそれのある場合は、自衛隊法（昭和 29 年法律第 165 号）第 83 条の規定に基づき、直ちに自衛隊に災害派遣の要請を行う。

４．１　派遣要請
４．２　依頼要領
４．３　自衛隊の自主派遣
４．４　派遣部隊の撤収要請
４．５　経費の負担区分

「第３部　第１章　震災対策計画－第１節－第４」を準用する。

第５　災害救助法の適用

事故災害による被害の程度が一定の基準を越える場合は、災害救助法の適用を県知事に申請し、法に基づく救助の実施の決定を求める。

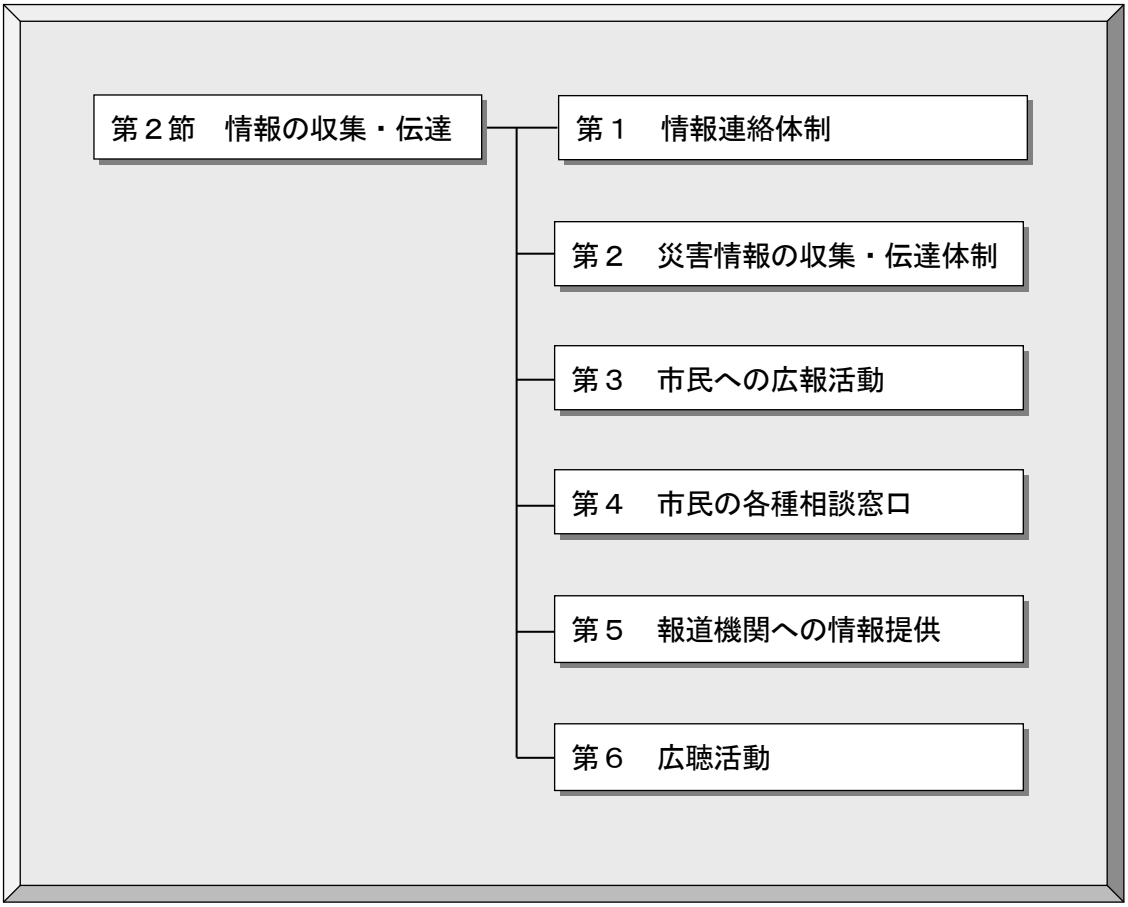
５．１ 災害救助法の概要
５．２ 災害救助法の適用及び実施
５．３ 災害救助法が適用されない場合の措置

「第３部　第１章　震災対策計画－第１節－第５」を準用する。

第２節　情報の収集・伝達

市域において、事故災害が発生した場合、災害応急対策を行うための情報の収集・伝達及び災害情報を市民へ迅速かつ的確に伝達するための広報、市民の相談を受け付ける窓口の設置、報道機関への情報提供等に関する計画を以下に定める。

市は、市域内に災害が発生したときは、速やかにその被害状況を取りまとめ、災害オペレーション支援システム(使用できない場合はＦＡＸ等)で県に報告するとともに、併せて災害応急対策に関する既に措置した事項及び今後の措置に関する事項について報告する。被害状況等の報告は、当該災害に関する応急対策が完了するまで続ける。



第１　情報連絡体制

災害情報の収集・伝達について、これを迅速かつ的確に実施するための連絡系統及び連絡手段を以下に定める。

１．１ 情報連絡系統
１．２ 通信手段の確保

「第３部　第１章　震災対策計画－第２節－第１」を準用する。

第２　災害情報の収集・伝達体制

市は、事故災害時には、各関係機関と緊密な連携を図り情報の交換を行い、管内又は所管業務に関する被害状況及び応急復旧状況等の災害情報を迅速かつ的確に把握する。

２．１　実施体制
２．２　初動期の情報収集体制
２．３　防災関係機関との情報収集体制
２．４　火災情報
２．５　人的被害情報
２．６　一般建築物被害情報
２．７　公共土木・建築施設被害情報
２．８　ライフライン被害情報
２．９　交通施設被害情報
２.10　その他の被害情報
２.11　被害調査の報告

２．１　実施体制

【各部共通、本部事務局】

「第３部　第１章　震災対策計画－第２節－第２－２．１」を準用する。

２．２　初動期の情報収集体制

【各部共通、総括部】

災害発生直後の初動期の災害情報は、早期の災害応急対策の実施、自衛隊の災害派遣要請、及び相互応援要請等を判断するための情報として、特に重要である。

そのため、以下に示す方法により被害情報等を迅速かつ的確に収集する。

(1)　情報収集

事故災害が発生したときには、「総括部」は、他部の協力を得て避難所及び情報収集手段の途絶えた地域の情報を収集する。

なお、情報収集の出動に当たっては、障害物等による途絶も想定されることから、オートバイ、自転車を利用することも考慮する。

(2)　防災拠点からの情報収集

「第３部　第１章　震災対策計画－第２節－第２－２．２－(2)」を準用する。

(3) 消防団からの情報収集

「第３部　第１章　震災対策計画－第２節－第２－２．２－(3)」を準用する。

(4) 自治会からの情報収集

「第３部　第１章　震災対策計画－第２節－第２－２．２－(4)」を準用する。

(5) その他の情報収集

「第３部　第１章　震災対策計画－第２節－第２－２．２－(5)」を準用する。

２．３ 防災関係機関との情報収集体制

【総括部】

「第３部　第１章　震災対策計画－第２節－第２－２．３」を準用する。

２．４ 火災情報

【消防部】

同時多発火災や大規模火災が発生し、又は発生するおそれがある場合、その警戒、鎮圧、被害の拡大防止に努めるため、火災の出火及び延焼拡大の危険性に関する情報収集を行う。

(1) 初動期の火災情報の収集・伝達

「第３部　第１章　震災対策計画－第２節－第２－２．５－(1)」を準用する。

(2) 二次災害防止情報

「第３部　第１章　震災対策計画－第２節－第２－２．５－(2)」を準用する。

２．５ 人的被害情報

【各部共通】

「第３部　第１章　震災対策計画－第２節－第２－２．６」を準用する。

２．６　一般建築物被害情報

【各部共通】

「第３部　第１章　震災対策計画－第２節－第２－２．７」を準用する。

２．７　公共土木・建築施設被害情報

【施設部、教育部、渉外情報部】

「第３部　第１章　震災対策計画－第２節－第２－２．８」を準用する。

２．８　ライフライン被害情報

【上下水道部、本部事務局】

「第３部　第１章　震災対策計画－第２節－第２－２．９」を準用する。

２．９　交通施設被害情報

【施設部、本部事務局】

「第３部　第１章　震災対策計画－第２節－第２－２.10」を準用する。

２.10　その他の被害情報

【産業部】

「第３部　第１章　震災対策計画－第２節－第２－２.11」を準用する。

２.11　被害調査の報告

【総括部】

市域で発生した被害報告は次のとおりとする。

(1)　市災害対策本部への報告

「第３部　第１章　震災対策計画－第２節－第２－２.12－(1)」を準用する。

(2) 県への報告（法第 53 条第１項）

「第３部　第１章　震災対策計画－第２節－第２－２.12－(2)」を準用する。

(3) 消防庁への報告

市が県に報告できない場合は、消防庁へ直接報告する（法第 53 条第１項括弧書）。

≪消防庁への連絡先≫

報告先	通信手段	番号	
応急対策室 〔平日（9:30～18:15）〕	ＮＴＴ回線	電話	03(5253)7527
		ＦＡＸ	03(5253)7537
	消防防災行政無線	電話	TN-90-49013
		ＦＡＸ	TN-90-49033
	地域衛星通信 ネットワーク	電話	TN-048-500-90-49013
		ＦＡＸ	TN-048-500-90-49033
宿直室 〔上記以外〕	ＮＴＴ回線	電話	03(5253)7777
		ＦＡＸ	03(5253)7553
	消防防災行政無線	電話	TN-90-49102
		ＦＡＸ	TN-90-49036
	地域衛星通信 ネットワーク	電話	TN-048-500-90-49102
		ＦＡＸ	TN-048-500-90-49036

注）　TN は、各地方公共団体固有の衛星回線選択番号を示す。

第３　市民への広報活動

事故災害発生時には、被災地や隣接地域の市民に対し、災害や生活に関する様々な情報を提供する必要がある。このため、渉外情報部は、適切かつ迅速な広報活動を実施する。

広報の際には、要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者、在日外国人、訪日外国人に配慮して行うものとする。被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることに鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報についてはチラシの張り出し、配布等の紙媒体や広報車でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるものとする。

広報内容については、その文案、優先順位をあらかじめ定めておく。

３．１　広報活動の方針
３．２　災害広報資料の収集
３．３　初動期の広報
３．４　生活再開時期の広報
３．５　要配慮者への広報

「第３部　第１章　震災対策計画－第２節－第３」を準用する。

第４　市民の各種相談窓口

被災住民からの相談、要望、苦情等、市民から寄せられる生活上の不安の解消を図るため、関係各部と相互に連携して市庁舎等に相談窓口を設け、相談活動を実施する。

また、外国人に対してもボランティア通訳等を配置し、相談に応じる。

４．１　各種相談窓口の設置
４．２　相談の内容

「第３部　第１章　震災対策計画－第２節－第４」を準用する。

第５　報道機関への情報提供

被災地の市民が、適切な判断により行動がとれるように、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関との連携を図り、災害情報の迅速で的確な広報を実施する。

５．１　災害情報の提供
５．２　災害情報の報道依頼

「第３部　第１章　震災対策計画－第２節－第５」を準用する。

第６　広聴活動

被災者の状況、要望、苦情等を把握するため、関係機関と協力して広聴活動を実施する。

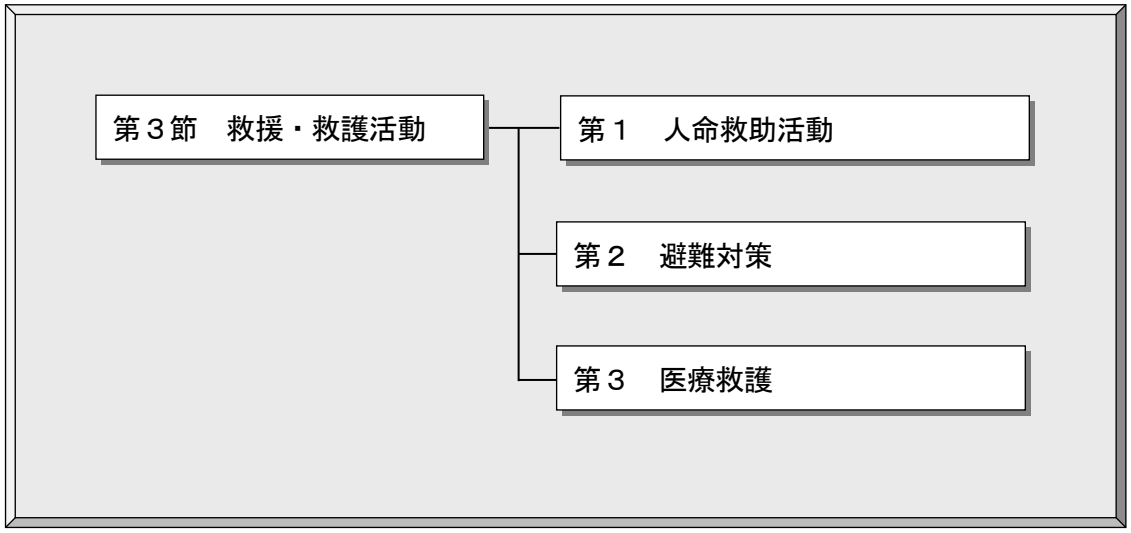
６．１　被災者に対する広聴活動の実施
６．２　県の災害情報相談センターへの協力

「第３部　第１章　震災対策計画－第２節－第６－６．１及び６．４」を準用する。

第３節　救援・救護活動

大規模災害時には被災者の生命の安全の確保をするとともに、人心の安定を図るために、迅速な救援・救護活動を実施する必要がある。

救援・救護活動に係る計画を以下に示す。



第１　人命救助活動

事故災害のため、生命や身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者に対しては、捜索・救助を行い、保護を図る。

１．１　人命救助活動
１．２　行方不明者の捜索活動

１．１　人命救助活動

【本部事務局、施設部、消防部】

災害発生後、被災者の救出活動を実施することは、初動活動の中で最優先されるべき活動である。

したがって、消防、警察及び防災関係機関はともに連携して、迅速かつ効果的な救出活動を推進していくものとする。

また、大規模災害時には、消防、警察、自衛隊等だけでの救出は難しく、付近住民、自主防災組織及び企業等からの人員の提供及び土木業者等からは重機等の貸与を受けて、全ての力を結集して、救出活動に当たる必要がある。

(1) 救出活動の基本方針

「第３部　第１章　震災対策計画－第３節－第４－４．１」を準用する。

(2) 要救出現場に対する人員の確保

「第３部　第１章　震災対策計画－第３節－第４－４．２」を準用する。

(3) 要救出現場に対する救出用資機材の投入

「第３部　第１章　震災対策計画－第３節－第４－４．３」を準用する。

(4) 救出従事機関どうしの連絡調整・地域分担・役割分担

「第３部　第１章　震災対策計画－第３節－第４－４．４」を準用する。

(5) その他注意事項

「第３部　第１章　震災対策計画－第３節－第４－４．５」を準用する。

１．２ 行方不明者の捜索活動

【本部事務局、調達部、消防部、警察署】

市は、速やかに行方不明者の安否を確認する。

(1) 安否確認

「第３部　第１章　震災対策計画－第４節－第１－１．１」を準用する。

(2) 捜索活動

「第３部　第１章　震災対策計画－第４節－第１－１．２」を準用する。

第２　避難対策

事故災害による家屋の損壊、大規模な市街地火災が発生した場合は、市民の人命及び身体の保護又は災害の拡大防止のため、特に必要がある場合は、市民に対して避難指示を行う。

さらに、避難が必要な場合は、住民を安全かつ迅速に避難所まで誘導しなくてはならない。

避難所の開設担当者は、いち早く開設の準備を進めて、避難者の初期生活が円滑に行われるように努めるものとする。

また、大規模災害時には、遠方からの多数の避難者受入れを想定し、避難者の一時的な生活を確保し、避難生活を適切に支援する。

さらに、避難者の健康状態の悪化や避難生活が原因でなくなる災害関連死を防ぐため、避難所避難者や避難所外避難者が良好な生活環境を確保できるよう努めるものとする。

２．１　要避難状況の把握
２．２　避難指示
２．３　警戒区域の設定
２．４　避難誘導及び移送
２．５　避難所等の開設
２．６　避難所の運営
２．７　避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策
２．８　普通生活への復帰・避難所の縮小

２．１　要避難状況の把握

【本部事務局、消防部】

「第３部　第１章　震災対策計画－第４節－第２－２．１」を準用する。

２．２　避難指示

【本部事務局、消防部、警察署】

市街地火災、ガス等の流出拡散等から人命、身体を保護し、災害の拡大防止のため特に必要がある場合は、地域の住民に対して避難指示を発令する。

(1)　避難指示の発令

「第３部　第１章　震災対策計画－第４節－第２－２．２－(1)」を準用する。

(2)　避難指示の内容、伝達及び周知

「第３部　第１章　震災対策計画－第４節－第２－２．２－(2)」を準用する。

(3) 避難指示の解除

「第３部　第１章　震災対策計画－第４節－第２－２．２－(3)」を準用する。

２．３ 警戒区域の設定

【本部事務局、消防部、警察署 】

「第３部　第１章　震災対策計画－第４節－第２－２．３」を準用する。

２．４ 避難誘導及び移送

【救援避難部、教育部、消防部、消防団】

「第３部　第１章　震災対策計画－第４節－第２－２．４」を準用する。

２．５ 避難所等の開設

【救援避難部、関係各部】

「第３部　第１章　震災対策計画－第４節－第２－２．５」を準用する。

２．６ 避難所の運営

【救援避難部、関係各部】

「第３部　第１章　震災対策計画－第４節－第２－２．６」を準用する。

２．７　避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策

【本部事務局、救援避難部、救護部、関係各部】

「第３部　第１章　震災対策計画－第４節－第２－２．７」を準用する。

２．８　普通生活への復帰・避難所の縮小

【本部事務局、救援避難部】

「第３部　第１章　震災対策計画－第４節－第２－２．８」を準用する。

第３　医療救護

市は、事故災害のため医療機関が混乱し、被災地の市民が医療及び助産の途を失った場合は、応急的に医療及び助産の処置を行い、り災者の保護の万全を図る。

３．１　医療情報の収集・伝達
３．２　初動医療体制
３．３　負傷者等の搬送体制
３．４　後方医療体制

「第３部　第１章　震災対策計画－第４節－第４」を準用する。

第４節　大規模火災対策計画

密集市街地や大規模施設での火災や、延焼範囲の広い火災が発生した場合、多数の死傷者等が発生し、地域の社会経済基盤の喪失につながることが予想される。

そこで、大規模火災に対する大規模火災対策を推進する。

１．１　消防活動
１．２　救出活動
１．３　救援・救護活動
１．４　施設・設備の応急復旧活動
１．５　被災者への的確な情報伝達活動

１．１　消防活動

【本部事務局、消防部、消防団】

消防本部は、平常時から住民や事業者に対し、出火防止と初期消火の徹底について呼びかけを行うとともに、消防団を含めて、その全機能を挙げて延焼拡大防止に努め、災害状況に対応した防御活動を展開し、大規模火災から住民の生命及び財産を守らなければならない。

(1) 消防本部による消防活動

「第３部　第１章　震災対策計画－第３節－第１」を準用する。

(2) 消防団による消防活動

「第３部　第１章　震災対策計画－第３節－第２」を準用する。

(3) 応援部隊の要請

「第３部　第１章　震災対策計画－第３節－第３」を準用する。

１．２ 救出活動

【本部事務局、施設部、消防部】

災害発生後、倒壊家屋の下敷きになるなどの被災者に対し、救出活動を実施することは、初動活動の中で最優先されるべき活動である。

したがって、消防、警察及び防災関係機関はともに連携して、迅速かつ効果的な救出活動を推進していくものとする。

また、事故災害時では、消防、警察、自衛隊等だけでの救出は難しく、付近住民、自主防災組織及び企業等からの人員の提供及び土木業者等からは重機等の貸与を受けて、全ての力を結集して、救出活動に当たる必要がある。

(1) 救出活動の基本方針

「第３部　第１章　震災対策計画－第３節－第４－４．１」を準用する。

(2) 要救出現場に対する人員の確保

「第３部　第１章　震災対策計画－第３節－第４－４．２」を準用する。

(3) 要救出現場に対する救出用資機材の投入

「第３部　第１章　震災対策計画－第３節－第４－４．３」を準用する。

(4) 救出従事機関どうしの連絡調整・地域分担・役割分担

「第３部　第１章　震災対策計画－第３節－第４－４．４」を準用する。

(5) その他注意事項

「第３部　第１章　震災対策計画－第３節－第４－４．５」を準用する。

１．３ 救援・救護活動

【本部事務局、救援避難部、教育部、施設部、消防部、消防団】

(1) 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

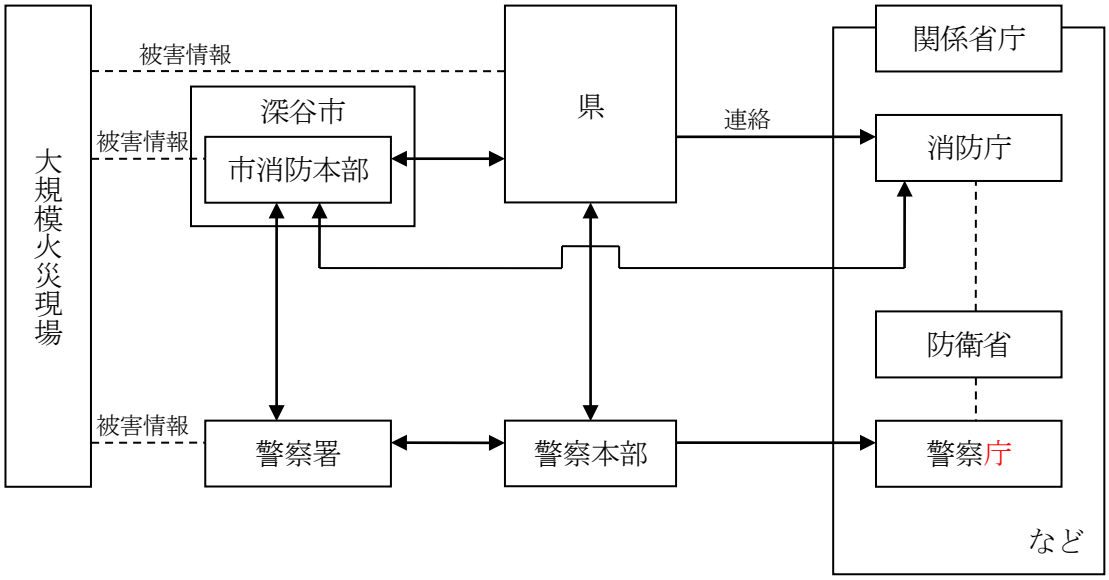
① 災害情報の収集・連絡

ア 大規模火災発生直後の被害情報の収集・連絡

市は、火災の発生状況、人的被害状況等の被害情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するものとする。

イ 大規模火災情報の収集・連絡系統

大規模火災情報の収集・連絡系統は以下のとおりとする。



ウ 応急対策活動情報の連絡

市は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡するものとする。

市及び関係機関は、応急対策活動情報に関し、必要に応じて相互に情報交換を行うものとする。

② 通信手段の確保

市及び防災関係機関は、災害発生後直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。また電気通信事業者は、市、県及び防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行うものとする。

(2) 活動体制の確立

市は、発災後速やかに職員の非常参集を行い、被害情報の収集活動に努めるとともに、災害応急対策を検討し、必要な措置を講じるものとする。

また、市は、大規模な災害が発生した場合には、災害対策本部を設置し、速やかに県に対し設置状況等を報告するとともに、県及び関係機関等との連携のもと、災害応急活動を円滑に行う体制を整えるものとする。

(3) 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

① 緊急輸送活動

県及び市は、車両やヘリコプター等による輸送手段を状況に応じ確保し、被害の状況、緊急度、重要度を考慮し、的確かつ効果的な緊急輸送活動を行うものとする。

② 交通の確保

道路管理者及び警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握するものとする。

警察は道路管理者と連携を保ち、緊急輸送を確保するため、道路及び交通状況を迅速に把握し、直ちに一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うものとする。

(4) 避難対策

大規模火災に伴う避難対策については、「第３部　第３章　第３節　第２　避難対策」に準ずる。

１．４ 施設・設備の応急復旧活動

【施設部】

市、県及び公共機関は、専門技術をもつ人材等を活用するなどして、それぞれの所管する施設・設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、ライフライン及び公共施設等の応急復旧を速やかに行うものとする。

１．５ 被災者への的確な情報伝達活動

【本部事務局】

(1) 被災者等への情報伝達活動

市及び防災関係機関は、大規模火災の状況、安否情報、ライフラインや交通施設等公共施設の復旧状況、医療機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンド等の生活関連情報、それぞれの機関が講じている対策に関する情報、交通規制の状況等の正確かつきめ細やかな情報を適切かつ迅速に提供するものとする。

また、情報提供に当たっては、掲示板、広報誌、広報車等によるほか、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て行うとともに、要配慮者に対して十分に配慮するものとする。

(2) 市民への的確な情報の伝達

県及び市は、市民に対し、大規模火災の状況、安否情報、道路施設等の復旧状況等の情報を積極的に伝達するものとする。

(3) 関係者等からの問い合わせに対する対応

県及び市は、必要に応じ、発災後速やかに住民や関係者等からの問い合わせに対応する窓口を設置するとともに、必要な人員の配置等体制の整備を図るものとする。また、効果的・効率的な情報の収集・整理及び提供に努めるものとする。

第５節　危険物等災害対策計画

危険物質による災害の発生及び拡大を防止するため、関係機関と連携して保安体制の強化、適正な施設の維持管理の保安措置を講ずるために保安教育及び防火思想の啓発等の徹底を図る。

市は県及び危険物施設管理者と密接な連携を保ち、災害の防止を図る。

１．１　危険物災害応急対策計画
１．２　高圧ガス災害応急対策計画
１．３　火薬類災害応急対策計画
１．４　毒物・劇物災害応急対策計画

１．１　危険物災害応急対策計画

【警察署、施設管理者】

(1) 活動方針

消防法により規制を受ける危険物施設に災害が発生し、又は危険な状態になった場合、施設管理者は災害防止のための措置を講じるとともに、直ちに消防機関又は警察署等に通報する。通報を受けた者は、直ちに関係機関に通報するとともに連携して災害防止の緊急措置を講じる。

(2) 応急措置

施設管理者は、現場の消防、警察、関係機関との連絡を密にし、次の措置を講じる。

①　危険物の流出及び拡散の防止
②　流出した危険物の除去、中和等
③　災害を免れた貯蔵施設等の応急点検及び必要な応急措置
④　その他災害の発生又は拡大防止のための応急措置

１．２ 高圧ガス災害応急対策計画

【消防部、県、警察署、施設管理者】

(1) 活動方針

高圧ガス保安法により規制をうける高圧ガス施設に災害が発生し、又は危険な状態になった場合、二次的災害を起こすおそれがあることから、施設管理者は、作業を速やかに中止する。

あわせて、必要に応じガスを安全な場所に移すか又は放出させ、住民の安全を確保するため退避させる等の措置を講ずるとともに、直ちに消防機関又は警察署等に通報する。通報を受けた者は、直ちに関係機関に通報するとともに連携して災害防止の緊急措置を講じる。

(2) 応急措置

① 高圧ガス災害については、必要に応じ「埼玉県高圧ガス事故災害応急対策要領」に基づき、警察、消防、防災事業所その他の関連機関と協力して応急措置を実施する。

② 施設等の管理者は、現場の消防、警備責任者等と連絡を密にして速やかに次の措置を講ずる。

ア 製造作業を中止し、必要に応じ設備内のガスを安全な場所に移し、又は放出し、この作業に必要な作業員以外は退避させる。

イ 貯蔵所又は充てん容器が危険な状態になったときは、直ちに充てん容器を安全な場所に移す。

ウ 上記ア、イに掲げる措置を講ずることができないときは、従業者又は必要に応じて付近の住民に退避するよう警告する。

エ 充てん容器が外傷又は火災を受けた場合には、充てんされている高圧ガスを安全な場所で廃棄し、又はその充てん容器とともに損害を他に及ぼすおそれのない水中に沈め、若しくは地中に埋める。

③ 知事は、災害の防止又は公共の安全の維持のため必要がある場合には高圧ガス保安法により緊急措置命令を発する。ただし、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に規定される液化石油ガスの供給設備及び消費設備については、市町村長が基準適合命令を発する。

１．３　火薬類災害応急対策計画

【総括部、消防部、警察署、施設管理者】

(1) 活動方針

火薬類取締法により規制を受ける火薬類施設に火災が発生し、又は危険な状態になった場合、二次的災害を起こすおそれがあることから、施設管理者は、住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、応急の措置を講ずるとともに、直ちに消防機関又は警察署等に通報する。通報を受けた者は、直ちに関係機関に通報するとともに連携して災害防止の緊急措置を講ずる。

(2) 応急措置

施設の管理者は、現場の消防、警備責任者等と連絡を密にして速やかに次の措置を講ずる。

① 保管又は貯蔵中の火薬類を安全地域に移す余裕がある場合は、速やかにこれを安全な場所に移し、見張人をつけて、関係者以外の者が近づくことを禁止する。

② 道路が危険であるか又は搬送の余裕がない場合は、火薬類を付近の水溝等の水中に沈める等安全な措置を講ずる。

③ 搬出の余裕がない場合は、火薬庫にあっては、入口窓等を目張り等で完全に密閉し、木部には消火措置を講じ、爆発により災害を受けるおそれのある地域は全て立入禁止の措置をとり、危険区域内の住民等を避難させるための措置を講ずる。

１．４　毒物・劇物災害応急対策計画

【消防部、熊谷保健所、警察署、施設管理者】

(1) 活動方針

毒物・劇物取扱施設に係る災害が発生し、不特定、又は多数の者について保健衛生上の危害が生ずるおそれがあるときは、施設管理者が、直ちに、その旨を保健所、警察署又は消防機関に届出ることとし、保健衛生上の危害を防止するために必要な応急の措置を講ずる。

また、届出を受けた者は直ちに関係機関に通報すると同時に災害防止の緊急措置を講ずる。

なお、特殊な災害に対処するために、特別の必要があると認められる場合には、消防庁長官の要請による緊急消防援助隊の特殊災害中隊(毒劇物等対応小隊)により、応急措置を講ずる。

(2) 応急措置

施設管理者は、現場の消防、警備責任者等と連絡を密にしてすみやかに次の措置を講ずる。

① 毒物・劇物の流出等の防止措置及び中和等の除外措置を講ずる。

② 災害を免れた貯蔵設備等の応急点検及び必要な災害防止措置を講ずる。

③ 毒物劇物による保健衛生上の危害を生ずる災害発生時の中和、消火等の応急措置及び緊急連絡、要員、資材確保等活動体制を確立する。

第６節　放射性物質及び原子力発電所事故災害対策計画

市における放射性物質事故発生現場としては、核燃料物質等の輸送中が想定される。

また、医療機関等の放射性同位元素使用施設における火災等についても想定される。

このうち、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づく許可を受けた核燃料物質使用事業所においては、その許可及び使用数量等から勘案すると、事故発生の場合に放出される放射線による周辺環境への影響は、輸送中における事故のそれと比較して小さいものと考えられる。そのため、対策を定めるに当たっては、輸送中の事故によるものを中心とし、その他の場合にあってはこれを援用するものとする。

なお、市を通過する核燃料物質の輸送物は専ら低濃縮ウランや六フッ化ウランなどのＡ型輸送物であるが、対策を定めるに当たり、Ｂ型輸送物をも視野に入れたものとする。

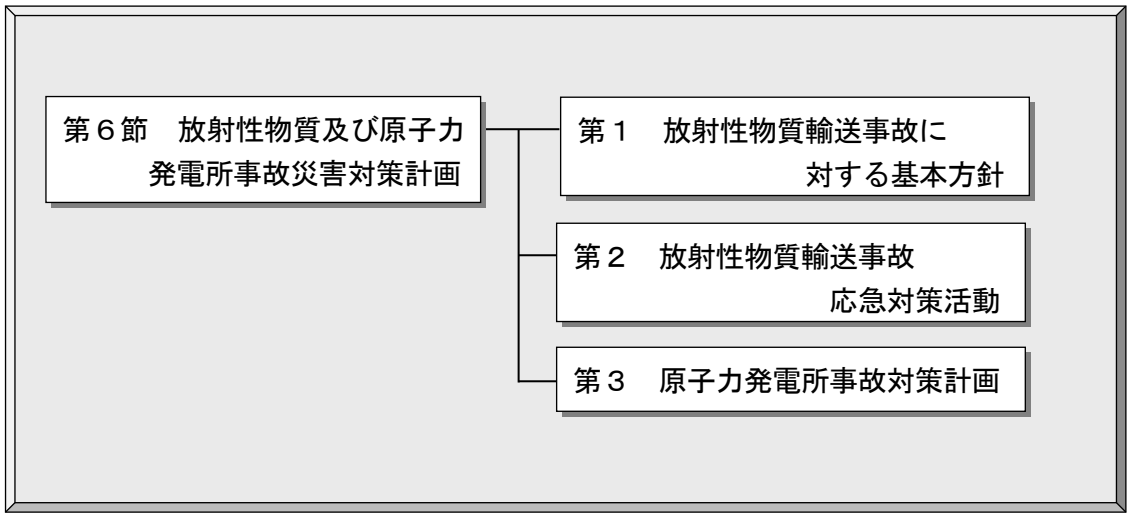
県内及び市内には原子力施設が存在せず、また、他県にある原子力施設に関して「防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲（Emergency Planning Zone）（以下「EPZ」という。）」に県及び市の地域は含まれていない。また、防災基本計画に記載されている予防的防護措置を準備する区域（Precautionary Action Zone）（以下「PAZ」という。）や、原子力災害対策指針に基づく緊急時防護措置を準備する区域（Urgent Protective action Planning Zone）（以下「UPZ」という。）にも、市及び県の地域は含まれていない。

このことから、国内の原子力施設において、原子力緊急事態が発生した場合において、市は、市民の避難等の対応を迫られるものではない。しかし、2011 年３月 11 日の東日本大震災に伴い発生した福島第一原子力発電所事故では、飛散した放射性物質が原子力発電所周辺のみならず、東北、関東、新潟県等、広大な範囲に影響を及ぼしており、市においても、放射性物質に対して不安を抱く市民が多く発生した。この経験を踏まえ、国内の原子力発電所での事故発生時に関しても対策を定めることにする。

また、これら対策を講ずる場合にあっては、県及び国などが行う主体的な対策と密接に連携し行うものとする。

※参考『輸送容器の種類』

我が国の安全規制では、放射性輸送物（輸送容器に核燃料物質等が収納された状態のもの）の区分は、収納する核燃料物質等の比放射能（単位質量当たりの放射能）にしたがって、少ないほうからＬ型、Ａ型、Ｂ型に分けられる。Ａ型で輸送されるものの例としては、低濃縮の六フッ化ウランや二酸化ウラン、ウランの新燃料集合体などがある。


第６節　放射性物質及び原子力発電所事故災害対策計画
第１　放射性物質輸送事故に対する基本方針
第２　放射性物質輸送事故応急対策活動
第３　原子力発電所事故対策計画

第１　放射性物質輸送事故に対する基本方針

核燃料物質の輸送については、ルートや時期は公開されていないものの、新潟県内にある原子力発電所へ核燃料物質を運ぶため、市を通る関越自動車道路が利用されており、市においても核燃料物質の輸送に伴う放射性物質関連事故災害の発生が考えられる。

なお、日本では、これまでに放射性物質の漏えいを伴うような車両、船舶に係る事故は１件も発生していない。

輸送事故の想定内容は以下のとおりである。

１．１ 想定した事故
１．２ 想定した事故の条件
１．３ シミュレーションの結果

１．１ 想定した事故

最悪の事態における各機関の対応を検討するため、核燃料物質運搬中の事故としては、発電所用低濃縮ウラン等の新燃料の陸上輸送中の事故を想定する。

なお、核燃料物質は化学的な爆発性がないので、輸送途中で爆発を起こすことはない。

また、使用済核燃料も、輸送容器と同様に化学的に不活性である。

１．２ 想定した事故の条件

○六フッ化ウランを運搬中に他の車両との接触事故が起き、車両の爆発・炎上により容器が破損し、漏出した。この事故のレベルは３である。
○輸送容器は非常に堅牢であるため拡散しにくく、付近の住民が避難しなければならないような事態が発生することは考えにくい。しかし、放射線モニタリングチームが文部科学省及び経済産業省等から派遣されるまでの予防的な屋内退避又は避難指示もあり得る。

１．３ シミュレーションの結果

輸送事故の場合、容器の破損によって核燃料物質が露出した状態になった時点で、レベル３（深層防護の喪失による重大な異常現象）以上となる。

しかし、輸送容器は試験条件が厳格であり、物理的に堅牢であることから、漏出する放射線はアルファ線及びベータ線が主であり、放射線量は低いものであると予測される。

その影響範囲は、発災場所を中心とした半径 15m の円形であるが、応急対策の作業領域として道路上で影響範囲の前後 85m を確保することが必要である。

第２　放射性物質輸送事故応急対策活動

市を通る関越自動車道路において、発電所用低濃縮ウラン等の核燃料物質の運搬中に発生した事故に対する応急対策活動を以下に示す。

２．１ 輸送事故発生直後の情報の収集・連絡
２．２ 活動体制の確立

２．１ 輸送事故発生直後の情報の収集・連絡

(1) 事故情報の収集・連絡

① 核燃料物質等輸送時の事故情報等の連絡

原子力事業者（原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律 156 号）（以下「原災法という。」）第２条第１項第３号に定める者。以下「事業者」という）の原子力防災管理者は、核燃料物質等（原子力基本法第３条第２号に定める物質及びそれに汚染された物質）輸送中に核燃料物質等の漏えい等の事故が発生し、それが「特定事象（原災法第 10 条前後の規定に基づき通報を行うべき事象）」に該当する事象である場合、直ちに原災法施行規則に定める「第 10 条通報」様式により、また、その後は以下の事項について、最寄りの消防機関、最寄りの警察署に通報するとともに、県、事故（事象を含む）発生場所を管轄する市町村及び安全規制担当省庁等に通報するものとする。

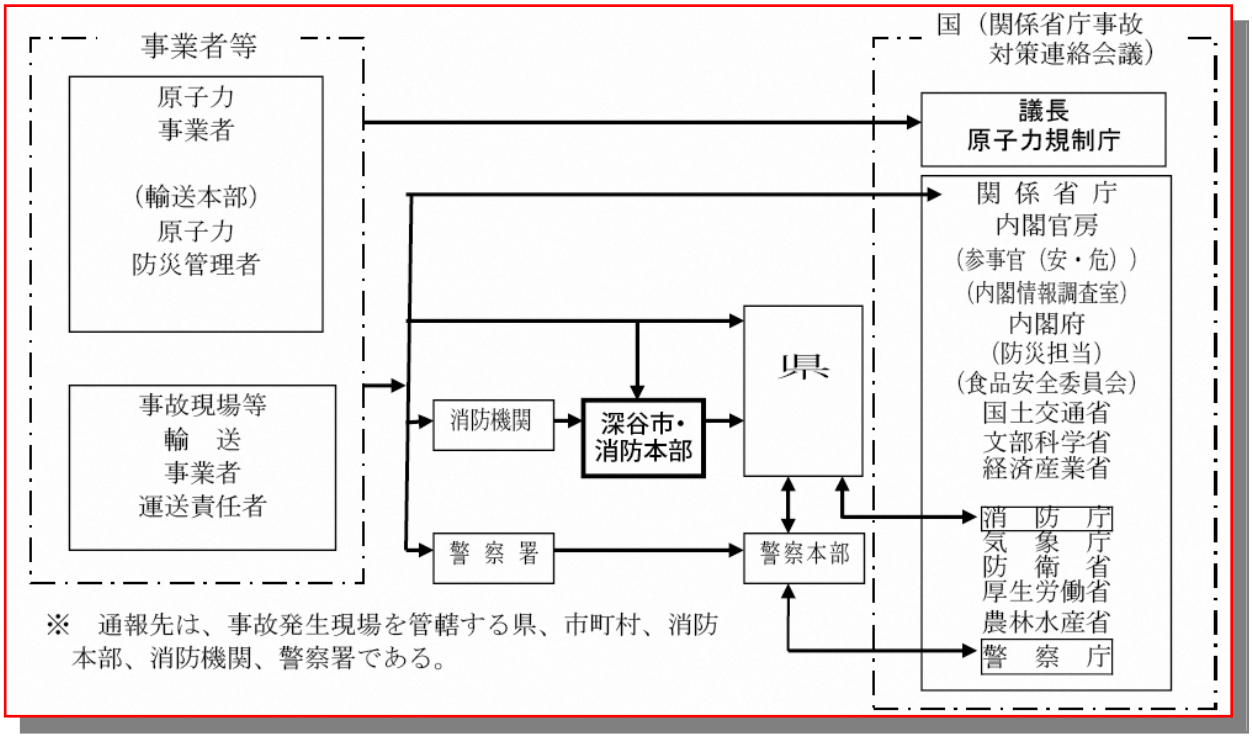
□収集する事故情報

○特定事象発生の場所及び時刻
○特定事象の種類
○検出された放射線量、放射性物質の状況及び放出状況
○気象状況（風向・風速など）
○周辺環境への影響
○輸送容器の状況
○被爆者の状況及び汚染拡大の有無
○応急措置
○その他必要と認める事項

② 核燃料物質等輸送時の事故情報等の収集・連絡系統

核燃料物質等輸送時の事故情報の収集・連絡系統は以下のとおりである。

≪核燃料物質等輸送時の事故（特定事象）発生に係る連絡系統≫



③ 核燃料物質等による事故の影響の早期把握のための活動

県は、原子力事業者等が行う緊急時モニタリング（国、原子力事業者及び国の委託を受けて県が行う放射線量等の測定を「モニタリング」という）の結果について、その通報を受けるなど、核燃料物質等による環境への影響について把握するものとする。

また、知事は、国、関係機関に対し緊急時モニタリングの実施、要員及び資材の派遣について、必要に応じて、要請するものとする。

④ 応急対策活動情報の連絡

事業者の原子力防災管理者は、県、市町村及び国に対し、応急対策の活動状況等を連絡するものとする。

市は、県に応急対策の活動状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡するものとする。

また、県は、県が実施する応急対策の活動状況等を市町村に連絡するとともに、国などに応急対策の活動状況等を随時連絡する。

(2) 通信手段の確保

市は、事故発生後直ちに事故情報連絡のための連絡体制を確保するものとする。

また、電気通信事業者は、市、県及び防災関係機関の通信を含めた重要通信の確保を優先的に行うものとする。

２．２ 活動体制の確立

【関係各部】

(1) 事業者等の活動体制

事業者及びその委託を受けて核燃料物質等を輸送する者（以下「事業者等」という。）は、事故の拡大防止のため、必要な応急措置を迅速に講じるものとする。

核燃料物質等輸送中に事故が発生し、その影響が周辺に及んだ場合、又は及ぶおそれがある場合には、速やかに関係職員の非常参集、情報収集連絡体制等の必要な体制をとるとともに、これらの活動の実施に当たっては、国の協力の下、主体的に行い、その活動状況等を県、市町村及び防災関係機関に随時連絡するものとする。

また、事業者等は、事故発生後直ちに人命救助、消火、汚染防止、立入制限（事故発生現場の半径 15m以内について、立入制限をする）等事故の状況に応じた応急措置を講じるものとし、警察官又は消防吏員の到着後は、必要な情報を警察官又は消防吏員に提供するものとする。

(2) 消防機関の対応

核燃料物質等輸送事故の通報を受けた最寄りの消防機関は、直ちにその旨を県及び市町村に報告するとともに、事故災害の状況把握に努め、状況に応じて、火災の消火、延焼の防止、警戒区域の設定、救助・救急等の必要な措置を講じるものとする。

> **※注意『警戒区域の設定に係る留意事項』**
>
> 警戒区域（応急対策を行うために必要な区域）として、原子力事業者が立入制限を行った事故発生現場の半径 15m以内の立入制限区域を含め、道路上で事故発生現場の前後おおむね 100m を確保する。

(3) 県の活動体制

① 情報収集等

県は、事故発生後速やかに、被害状況等の情報収集活動に努めるとともに、応急対策を検討するものとする。

② 国への連絡及び協力要請

県は、国との連絡調整を図りつつ、専門的知識を有する職員の派遣、必要な人員及び資機材の提供など事故対策についての支援・協力を要請するものとする。

③ 自衛隊の災害派遣要請

知事は、事故の規模や収集した被害情報から判断し、必要があると認める場合には、自衛隊の災害派遣要請を行うものとする。

市町村長は、応急措置を実施するために必要があると認めるときは、知事に対し自衛隊の災害派遣要請を行うものとする。

(4) 市の活動体制

市は、事故の状況に応じて速やかに職員の非常参集、情報収集連絡体制及び災害対策本部の設置等、必要な体制をとるものとし、機関相互の連携を図るものとする。

① 情報の入手

県や文部科学省をはじめとする関係機関との連携を図り、また退避・避難誘導の検討を行うため、以下の情報を入手する。

□情報収集のポイント

○発生時刻
○発生場所
○事故災害の状況
○気象状況（風向・風速）
○放射性物質の放出（漏えい等）に関する情報
○予想される災害の範囲及び程度等
○その他必要と認める事項

② 被害の報告

被害等の情報を収集したら、直ちに県に報告する。

なお、一定規模以上の火災・災害については「火災・災害等即報要領（平成 16 年 9 月 17 日改正)」により、第１報等について県と併せて国（総務省消防庁）に報告する。

≪総務省消防庁への直接即報基準≫

種別	災害･事故の種類	直接即報基準
火災等即報	交通機関の火災	・列車火災
	原子力災害	・原子力施設での爆発､火災(そのおそれがあるものを含む) ・放射性物質の漏えい ・放射性物質輸送車両の火災(そのおそれがあるものを含む) ・核燃料物質など運搬中の事故(その通報があった場合) ・基準以上の放射線の検出(その通報があった場合)
	危険物施設災害	・影響範囲 500 ㎡程度以上(そのおそれがあるものを含む) ・河川への危険物等の流出(そのおそれがあるものを含む) ・大規模タンクからの危険物等の漏えい ・タンクローリーの事故に伴う火災 ・危険物等の漏えい事故
救急・救助事故即報	列車の衝突､転覆等､バスの転落等ﾊｲｼﾞｬｯｸ及びﾃﾛ等	・死者及び負傷者の合計が 15 人以上発生した救急・救助事故

③ 警戒区域の設定

市は、輸送事業者からの事故情報、緊急時モニタリングの結果、専門家の助言等に基づき、予測線量当量が基準線量に達するか、又はおそれがあると予測される地域について屋内退避、避難を行う区域（警戒区域）を指定する。

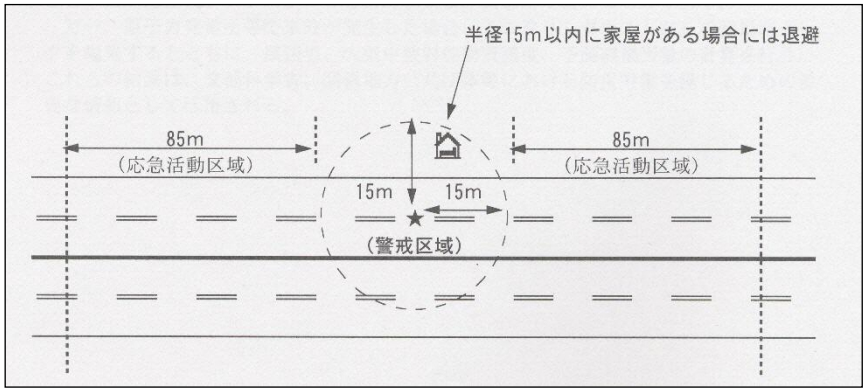
≪屋内退避・避難の判断基準≫

［単位：mSv（ﾐﾘｼｰﾍﾞﾙﾄ)］

屋外にいる場合に予測される被ばく線量(予測線量当量)		防護対策の内容
外部全身線量	甲状腺等の臓器ごとの組織線量	
10 ～ 50	100 ～ 500	住民は自宅等の屋内に退避。 その際､窓を閉め気密性に配慮する。
50 以上	500 以上	住民は避難

注）防護対策の内容の詳細は以下のとおりである。
屋内退避…住宅等の屋内に退避することにより、その建物の持つ遮蔽効果及び気密性によって放射線からの防護を図るもの。
退避…被ばくをより低減できる地域へ移動するもの。

≪警戒区域と応急活動区域（ ★：事故現場 ）≫



④ 退避・避難等の実施

市長は、「③の屋内退避・避難の判断基準の表」により、屋内退避対象地域の住民に対しては、自宅等の屋内に退避するなど、必要な指示をするものとする。また、避難対象地域の住民に対しては、避難指示を行うものとする。

⑤ 避難所の開設

避難所の開設については、「第３部　第３章　第３節　第２　２．５ 避難所等の開設」に準ずる。

⑥ 市民等への情報伝達活動

ア 周辺住民への情報伝達活動

市、県及び防災関係機関は、核燃料物質等事故・災害の状況、安否情報、交通施設等の復旧状況、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている対策に関する情報、放射線量等の測定結果、交通規制の状況等の正確かつきめ細やかな情報を適切かつ迅速に提供するものとする。

また、情報提供に当たっては、掲示板、広報誌、広報車等によるほか、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て行うとともに、要配慮者に対して十分に配慮するものとする。

イ 市民への的確な情報の伝達

県及び市は、市民に対し、安否情報、道路施設等の復旧状況等の情報を積極的に伝達するものとする。

ウ 住民等からの問い合わせへの対応

県及び市は、必要に応じ、速やかに住民等からの問い合わせに対応する窓口を設置するとともに、必要な人員の配置体制等を整備するものとする。また、効果的・効率的な情報の収集・整理並びに提供に努めるものとする。

⑦ 感染症対策の実施

新型コロナウイルス感染症を含む感染症の流行下において、原子力災害が発生した場合、住民等の被ばくによるリスクとウイルスの感染拡大によるリスクの双方から、国民の生命・健康を守ることを最優先とする。具体的には、避難又は一時移転を行う場合には、その過程又は避難先等における感染拡大を防ぐため、避難所・避難車両等における感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。

⑧ 各種規制措置と解除

ア 飲料水・飲食物の摂取制限等

県及び市は、警戒区域を設定した場合など、事業者の原子力防災管理者からの事故の情報、緊急時モニタリングの結果及び国の指導、助言又は指示に基づき、必要に応じ、当該区域等における飲料水・飲食物の摂取制限等を行うものとする。

これらの措置についての暫定規制値は、次の表のとおりである。

対象	放射性ヨウ素（混合核種の代表核種：Ⅰ-131）
飲料水	3×102 ベクレル／キログラム以上
飲料水（乳児）	1×102 ベクレル／キログラム以上
牛乳・乳製品	3×102 ベクレル／キログラム以上
野菜類（根菜・芋類を除く）	2×103 ベクレル／キログラム以上

対象	放射性セシウム
ミネラルウォーター類 （水のみを原料とする清涼飲料水をいう）	10 ベクレル／キログラム以上
原料に茶を含む清涼飲料水	10 ベクレル／キログラム以上
飲用に供する茶	10 ベクレル／キログラム以上
乳児の飲食に供することを目的として販売する食品（乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（昭和 26 年厚生省令第 52 号）第２条第１項に規定する乳及び同条第 12 項に規定する乳製品並びにこれらを主要原料とする食品（以下この表において「乳等」という。）であって、乳児の飲食に供することを目的として販売するものを除く）	50 ベクレル／キログラム以上
上記以外の食品（乳等を除く）	100 ベクレル／キログラム以上

イ 解除

県、市、原子力事業者等及び消防機関等は、環境モニタリング等による地域の調査等が行われ、問題がないと判断された後は、国及び専門家の助言を踏まえて、又は原子力緊急事態宣言解除宣言があったときは、交通規制、避難・退避の指示、警戒区域、飲料水・飲食物の摂取制限などの各種制限措置の解除を行うものとする。

⑨ 住民の健康調査等

県及び市は、退避・避難した地域住民に対して、必要に応じ健康調査及びスクリーニングを実施し、住民の健康維持と民心の安定を図るものとする。

また、緊急被ばく医療が必要と認められる者に対しては、医療機関と連携を図り、収容等を行うものとする。なお、この場合において、搬送等を行う場合は、二次汚染に十分配慮し、実施するものとする。

⑩ 収束・安全宣言についての広報

○文部科学省に対して収束・安全に関する情報を収集する

放射線は、体感することができないので、適切な対応を行うためには専門的な知識や特別な装備が必要である。専門的な組織、予算、人員を要する文部科学省に対し、放射線量の測定や収束・安全に関する情報の提供を求める。

○収束・安全宣言を広報する

文部科学省から得た収束・安全に関する情報を住民に広報し、心理的な不安を軽減するようにする。

(5) 応援要請

県は必要に応じて、被災市町村に対する応援を、他の市町村に対して指示するとともに、他の地方公共団体に対しても応援を求めるものとする。

※注意

退避・避難措置は、次のような場合にとられる。

①原子力災害対策特別措置法に基づき、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出し、内閣総理大臣から屋内退避又は避難に関する指示があったとき。

②核燃料物質等からの放射線の放出に伴う放射線被ばくから地域住民を保護するために必要があると判断するとき。ただし、本県には、原子力災害対策特別措置法でいう原子力事業者が存在しないことから、こうした事態に及ぶことはないと考えられる。

第３　原子力発電所事故対策計画

【関係各部】

活動体制については、「第３部　第３章　第６節　第２　２．２(4)市の活動体制」に準ずる。
ただし、警戒区域の設定の範囲については、緊急時モニタリング及び県・市による放射線量の測定の結果等を踏まえて検討を行うものとする。

(1) 放射線量等の測定

① 市民及び他県からの避難住民の外部被ばく程度を確認するための簡易測定

県は、市民及び他県からの避難住民に対し、その要望により、必要に応じて避難所、保健所、医療機関等において外部被ばくの程度を確認するための簡易測定を実施するとともに、保健所に健康相談の窓口を開設するものとする。

市は、県に協力して、市民及び他県からの避難住民に対し、外部被ばく程度を確認するための簡易測定を実施する。

② 生活空間における放射線量の測定

ア 生活空間における放射線量目標

市では、生活空間における、追加被ばく線量の目標を年間１ミリシーベルト（毎時0.23マイクロシーベルト）以下とする。

イ 公共施設等の放射線量測定

公共施設等で空間放射線量の測定を実施し、放射線量の分布を把握する。
なお、放射線量の測定については、以下のとおり優先順位を設けて実施していく。

①子ども（児童・生徒を含む、以下同じ）を長時間預かる施設
・幼稚園、小学校及び中学校
・保育園及び学童保育室
②子どもが比較的長時間、屋外で遊ぶ場所
・公園
③上記①②で掲げた施設以外の道路、庁舎及びその他の施設

放射線量の測定方法は、「深谷市における放射線測定及び除染に関する基本方針（平成23年11月14日、深谷市）」及び「公共施設における放射線量測定方法に関するガイドライン（平成23年11月18日、深谷市）」に基づいて、実施する。

ウ 一般住宅等の放射線量測定

一般住宅等の放射線量測定については、その管理者が実施する。なお、測定器については、必要に応じて市が貸し出しを行う。

③ 飲料水及び農畜水産物の放射性物質測定

県は、飲料水及び農畜水産物の安全性を確保するとともに風評被害を防ぐため、「原子力施設等の防災対策について」（昭和55年６月、原子力安全委員会）及び「環境放射線モニタリング指針」（平成20年３月、原子力安全委員会）等に基づき国と緊密な連携を取りながら、飲料水、農畜水産物及び飼料等の放射性物質の測定を実施し、市民に迅速かつ的確な情報を提供するとともに、必要に応じて「第３部　第３章　第６節　第２　２．２(4)市の活動体制」に準じて飲食物及び食品等の摂取制限等を行うものとする。

④ 浄水発生土及び下水道汚泥等の放射性物質測定体制の整備

県及び市は、浄水発生土及び下水道汚泥等に含まれる放射性物質を測定することで、放射能濃度に応じた適切な管理を行うものとする。

(2) 放射線量の基準値を超過した場合の対策

放射線量の測定の結果、毎時 0.23 マイクロシーベルトを超える測定地点があった場合、施設管理担当課は、以下の対策を実施する。

○基準を超えた範囲が小さく、施設管理担当課において軽微な除染作業が可能な場合は、除染作業を行う。又、除染を行わない場合は、立入禁止等の処置を行う。
○軽微な除染作業では対応ができない場合は、早急に県及び関係機関に状況を報告し、決定した指示に従う。

なお、除染の実施については、「深谷市　公共施設における放射線量低減のための除染ガイドライン（平成 23 年 11 月 18 日　深谷市)」に準ずる。

(3) 放射線に関する情報提供

測定結果及び基準を超過した場合の処置の実施等については、市民に対し、ホームページ等で公表する。

(4) 他県からの避難住民の受け入れについて

他県において原発事故が発生した場合の市における避難住民の受け入れについては、「第３部　第１章　震災対策計画」と同様に実施する。

第７節　農林水産災害対策計画

この計画は、暴風雨、豪雨、降雹（ひょう）、降霜、干ばつ、低温、降雪等による農林水産関係災害に関し、その災害予防、災害発生時の的確・円滑な災害対策の実施を図るため、必要な活動体制及び措置については、他の法令等によるもののほか、この計画に定めるところによる。

１．１　実施計画
１．２　農業災害対策

１．１　実施計画

【本部事務局、産業部】

(1)　実施責任者

農業災害の応急対策は、農業関係機関と連携し市が実施する。
ただし、市のみで対処できないときは、他市町村又は県に応援を要請する。

(2)　注意報及び警報の伝達

市は、県から気象注意報及び警報等の伝達を受けたとき、又は大里農林振興センターからこれに関する必要な指導を受けた場合、必要に応じて、電話等により速やかに関係団体に情報の伝達、注意の呼びかけを行う。

≪伝達する注意報・警報等の種類≫

区分	種類
警報	暴風、暴風雪、大雨、大雪、洪水
注意報	強風、大雨、大雪、雷、霜、低温、洪水
埼玉県気象情報	大雨、洪水、台風、低温に関する埼玉県気象情報等

１．２　農業災害対策

【産業部】

(1)　被害状況の把握

市は、農業協同組合等関係機関と連携を図り、速やかに被害状況の把握に努める。

(2)　農業用施設応急対策

市は、市所管の農業用施設が災害により被害を受けた場合は、速やかに応急復旧を実施する。また、施設の損傷により危険が生じたときは、関係機関の協力を得て適切な処置をとるとともに、被害の影響が及ぶ付近住民に対しても通報し、農作物の被害及び人的被害の防止を図る。

(3) 農作物応急対策

① 災害対策技術の指導

農作物の被害を最小限にくい止めるため、大里農林振興センター等の協力を得て、対策及び技術の指導を行う。

② 病害虫の防除

病害虫が発生した場合には、大里農林振興センター等の指導、協力を得て、薬剤等を確保して適期防除に努める。

③ 風水害対策

台風、季節風及び集中豪雨等により倒伏又は浸冠水の被害を受けたときは、圃場内の早期排水対策、早期収穫など栽培技術の指導に努める。

(4) 畜産対策

① 被害状況の調査

市は、災害が発生した場合には、速やかに家畜及び家畜施設の被害調査を実施し、被害状況を熊谷家畜保健衛生所に報告する。

② 家畜伝染病発生時の措置

災害に伴い家畜伝染病が発生し、又は発生のおそれがある場合は、熊谷家畜保健衛生所、畜産関係団体の協力を得て、被害地域の畜舎施設並びに病畜及び死亡獣畜に対し薬剤散布を実施するとともに、防疫方法の指導及び防疫薬剤の散布を行う。

③ 飼料対策

畜産農家は、災害時において手持ち飼料が流出し、また供給機関からの供給が途絶えた場合には、市に飼料の確保を要請する。

市は、県に必要な飼料のあっせんを要請するなどして飼料の確保に努めるとともに、災害時における飼料の品質管理の徹底等の指導を行うものとする。

第８節　道路災害対策計画

道路構造物の崩壊及び多数の車両の関係する事故などにより、多数の死傷を伴う道路災害の発生を予防するとともに、事故発生時における応急救助対策並びに復旧等の諸対策について定めるものとする。

なお、本節において道路管理者とは、国土交通省関東地方整備局、県、市、東日本高速道路株式会社を示す。

１．１　発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保
１．２　活動体制の確立
１．３　消火活動
１．４　緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動
１．５　危険物の流出に対する応急対策
１．６　道路施設・交通安全施設の応急復旧活動
１．７　被災者等への的確な情報伝達活動
１．８　道路災害からの復旧

１．１　発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

【本部事務局、施設部】

(1) 災害情報の収集・連絡

① 事故情報等の連絡

□道路管理者

道路管理者は、道路構造物の被災等により大規模な事故が発生した場合には、速やかに県、市町村、関係都県及び国（国土交通省）と相互に連絡を取り合うものとする。

□県

県は、国（国土交通省）及び道路管理者から受けた情報を、関係市町村、警察及び各関係機関等へ連絡するものとする。

② 災害発生直後の被害情報の収集・連絡

□市

市は、人的被害状況等の被害情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、収集した被害情報を直ちに県に連絡するものとする。

□道路管理者

道路管理者は、被害状況を県、市町村、関係都県及び国（国土交通省）と相互に連絡を取り合うものとする。

□県

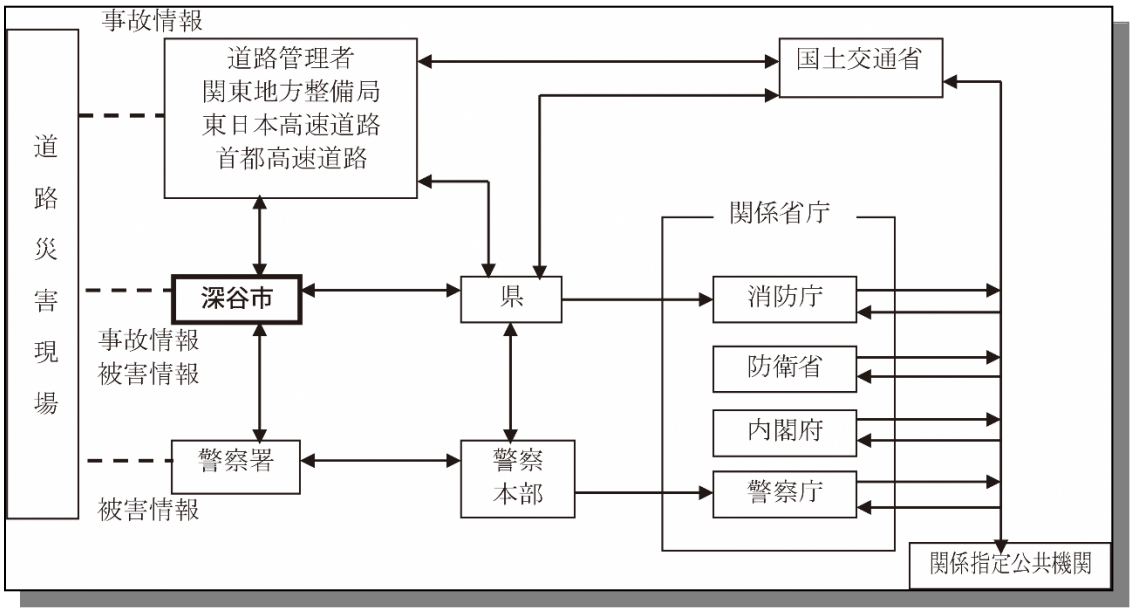
県は、必要に応じてヘリコプター等による目視、撮影等による被害情報の収集を行うものとする。

また、市町村等から被害情報を収集するとともに、映像情報等の被害規模に関する概括的な情報を把握し、これらの情報を道路管理者、市町村、関係都県、警察及び国（国土交通省・消防庁）に報告するとともに、必要に応じ関係省庁に連絡するものとする。

③ 道路災害情報の収集・連絡系統

道路災害情報の収集・連絡系統は次のとおりとする。

≪道路災害情報の収集・連絡系統≫



④ 応急対策活動情報の連絡

□市

市は、県に応急対策活動の実施状況、対策本部設置状況等を連絡するとともに、応援の必要性を連絡するものとする。

□道路管理者

道路管理者は、国（国土交通省）に応急対策活動の実施状況、対策本部設置状況等を連絡するものとする。

□県

県は、自ら実施する応急対策活動の実施状況等を市町村に連絡するとともに、国（国土交通省・消防庁）に応急対策活動の実施状況等を随時連絡するものとする。

(2) 通信手段の確保

市及び防災関係機関は、災害発生後は直ちに、災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。また電気通信事業者は、市、県及び防災関係機関の通信を含めた重要通信の確保を優先的に行うものとする。

１．２　活動体制の確立

【本部事務局、施設部】

(1) 市の活動体制

市は、発災後速やかに職員の非常参集を行い、被害情報等の収集活動に努めるとともに、応急対策を検討し、必要な措置を講じるものとする。

また、市は、大規模な災害が発生した場合には、災害対策本部を設置し、速やかに県に対し設置状況等を報告するとともに、県及び関係機関等との連携のもと、応急対策活動を円滑に行う体制を整えるものとする。

市長は、応急措置を実施するために必要があると認めるときは、知事に対し自衛隊の派遣要請を行うものとする。なお、自衛隊の災害派遣要請については、「第３部　第３章　第１節　第４　自衛隊の災害派遣」に準ずる。

(2) 県の活動体制

県は、発災後速やかに職員の非常参集を行い、被害状況等の収集活動に努めるとともに、応急対策を検討し、必要な措置を講じるものとする。また、消防庁等の関係機関との間で、緊密な連携の確保に努めるものとする。

(3) 道路管理者の活動体制

道路管理者は、発災後速やかに災害の拡大の防止のため必要な措置を講ずるとともに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び対策本部の設置等必要な対策を講じるものとする。

１．３　消火活動

【施設部、消防部】

(1) 道路管理者

道路管理者は、県、警察及び市町村等の要請を受け、迅速かつ的確な初期消火活動に資するよう協力するものとする。

(2) 消防機関

消防機関は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うとともに、必要に応じて消防相互応援協定等に基づき、他の消防機関に消火活動の応援要請を行うものとする。

１．４　緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

【本部事務局、施設部】

(1) 緊急輸送活動

市は、車両やヘリコプター等による輸送手段を状況に応じ確保し、被害の状況、緊急度、重要度を考慮し、的確かつ効果的な緊急輸送活動を行うものとする。

(2) 交通の確保

道路管理者及び警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握するものとする。警察は道路管理者と連携を保ち、緊急輸送を確保するため、道路及び交通状況を迅速に把握し、直ちに、一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うものとする。交通規制に当たっては、道路管理者及び警察は、相互に密接な連絡を取るものとする。緊急輸送活動については、被害の状況、緊急度、重要度を考慮し、的確かつ効果的に行うものとする。

１．５　危険物の流出に対する応急対策

【施設部、消防部】

(1) 道路管理者

道路管理者は、危険物の流出が認められた場合、関係機関と協力し、直ちに除去活動、避難誘導活動を行い、危険物による二次災害の防止に努めるものとする。

(2) 消防機関

消防機関は、危険物の流出が認められた場合、直ちに防除活動を行うとともに、避難誘導活動を行うものとする。

１．６　道路施設・交通安全施設の応急復旧活動

【施設部】

道路管理者は、迅速かつ的確な障害物の除去、道路施設等の仮設等の応急復旧活動を行い、早期の道路交通の確保に努めるものとする。また、道路施設の応急復旧活動に際し、類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設について緊急点検を行うものとする。

１．７　被災者等への的確な情報伝達活動

【本部事務局】

(1) 被災者等への情報伝達活動

市、県及び防災関係機関は、相互に連携を図り、道路災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている対策に関する情報、交通規制の状況等の正確かつきめ細やかな情報を適切かつ迅速に提供するものとする。

また、情報提供に当たっては、掲示板、広報誌、広報車等によるほか、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て行うとともに、要配慮者に対して十分に配慮するものとする。

(2) 市民への的確な情報の伝達

市は、市民に対し、道路災害の状況、安否情報、道路施設等の復旧状況等の情報を積極的に伝達するものとする。

(3) 関係者等からの問い合わせに対する対応

市は、必要に応じ、発災後速やかに住民や関係者等からの問い合わせに対応する窓口を設置するとともに、必要な人員の配置等の整備を図るものとする。

また、効果的・効率的な情報の収集・整理並びに提供に努めるものとする。

１．８　道路災害からの復旧

【施設部】

道路管理者は、関係機関と協力し、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災した道路施設の復旧事業を行うものとする。

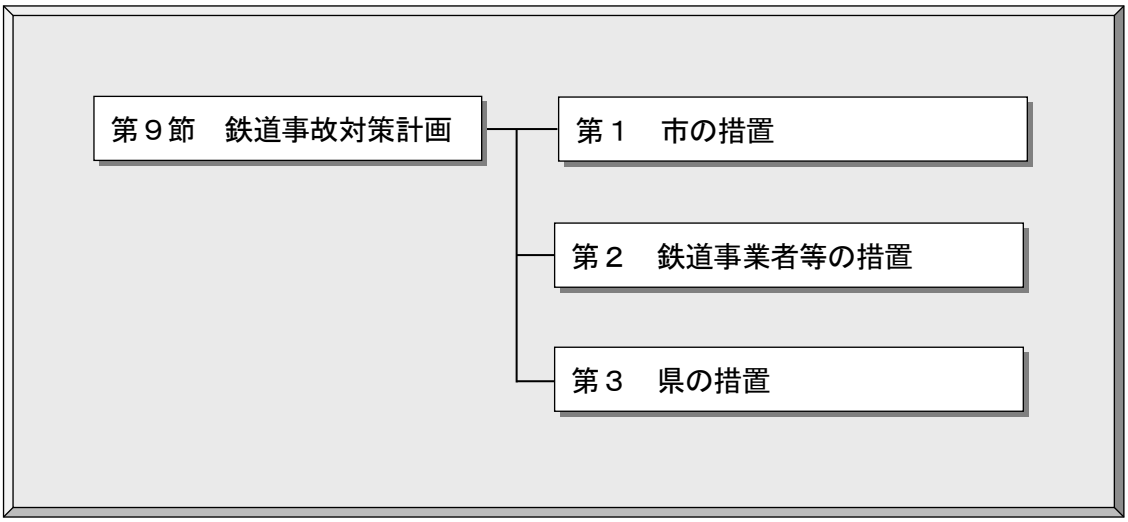
道路管理者は、復旧に当たり、可能な限り復旧予定時期を明示するものとする。

第９節　鉄道事故対策計画

この計画は、市内において列車の衝突、脱線、転覆その他の事故により、多数の死傷を伴う鉄道災害の発生を予防するとともに、事故災害発生時における応急救助対策並びに復旧等の諸対策について定める。

鉄道事業者は、災害時のみならず日常においても、適切な情報収集及び旅客への情報提供など、適切な予防、応急対策が行われている。今後は、それぞれの事業者が持っている情報を相互に交換することにより、効果的な活動が行えるようにする必要がある。

大規模鉄道事故発生時の応急措置は、特に次に掲げる項目について万全を期する。



第１　市の措置

１．１　活動体制
１．２　情報収集
１．３　避難誘導
１．４　災害現場周辺の住民への避難指示
１．５　救出・救助
１．６　消火活動
１．７　応援要請
１．８　医療救護

１．１　活動体制

【総務防災課、消防部】

市内で大規模な鉄道事故が発生した場合においては、県、他の市町村及び指定地方行政機関並びに区域内の公共的団体及び住民等の協力を得て、事故災害応急対策を実施する。

鉄道事業者は、事故発生後直ちにその所掌事務に係る事故災害応急対策を実施するとともに、関係機関への通報、人命救助、消火、被害拡大の防止措置、立入制限等事故の状況に応じた応急措置を講じる。

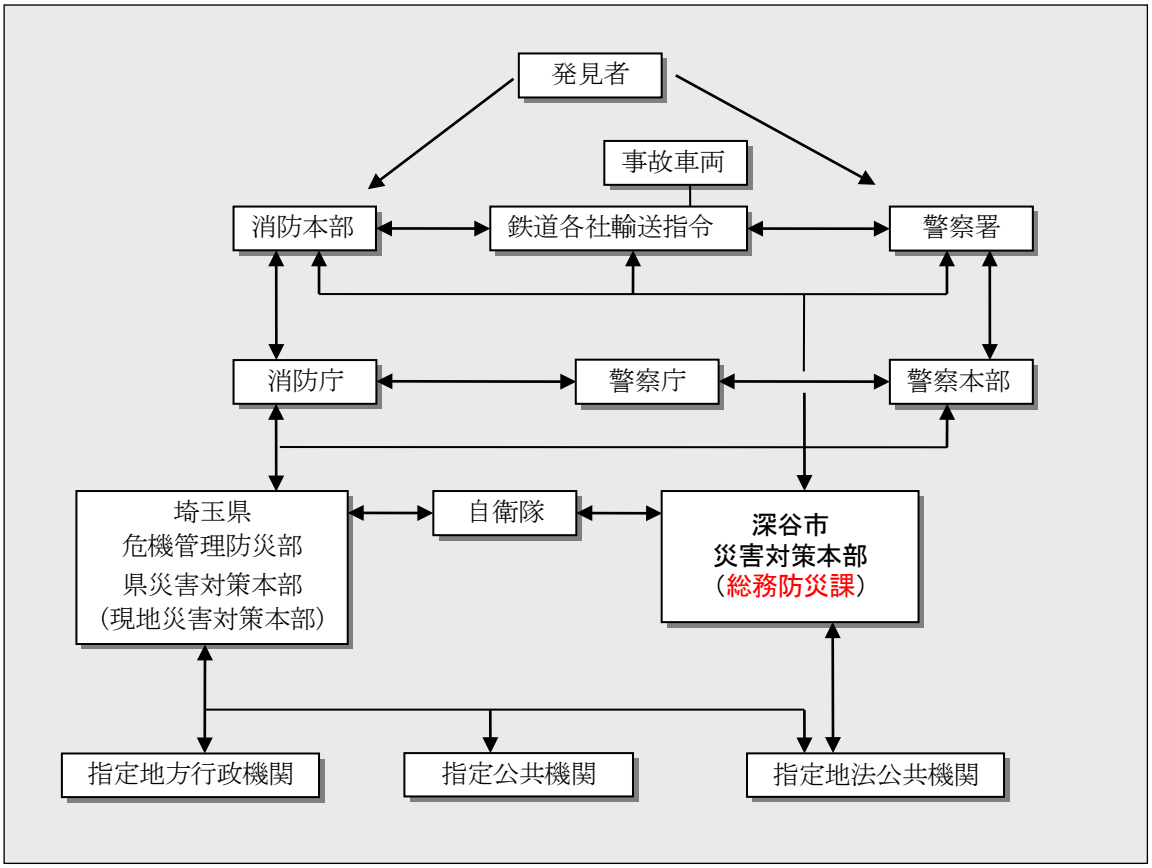
市内に相当規模以上の鉄道事故が発生した場合、「第３部　第３章　第１節　第１　市の活動体制」に準じて災害対策本部を設置し、応急活動にあたる。

１．２　情報収集

【総務防災課、消防部】

市内に大規模な鉄道事故が発生したときは、「第３部　第３章　第２節　情報の収集・伝達」に準じ、速やかにその被害状況を把握するとともに、県へ報告する。

≪鉄道事故の通報連絡体制≫



１．３　避難誘導

【総務防災課、消防部】

大規模な鉄道事故が発生し、乗客等の生命に危険が及ぶ場合は、避難誘導を行う。なお、避難誘導の際は、要配慮者を優先して行う。

鉄道事業者は、鉄道事故が発生した場合は、列車内又は駅構内等の乗客を速やかに安全な場所に避難誘導する。また、警察、消防本部は、鉄道事故が発生した場合は、事業者、消防機関と協力し、列車内又は駅構内等の乗客等を速やかに安全な場所に避難誘導するとともに、現場一帯の立入り禁止等の措置を講じる。

１．４　災害現場周辺の住民への避難指示

【総務防災課、消防部】

大規模な鉄道事故が発生し、災害現場周辺の住民の生命財産に危害が及ぶ場合、市長、警察官等は、「第３部　第３章　第３節　第２　避難対策」と同様に、避難指示を行う。

１．５　救出・救助

【消防部、警察署】

「第３部　第３章　第３節　第１　人命救助活動」に準じ、消防部を主体とした救出、救助活動を実施するとともに、協力者の動員を行う。

１．６　消火活動

【消防部】

大規模な鉄道事故では、多数の死傷者の発生が予想され、市街地での脱線、転覆等の場合には火災面積が広域に及ぶ危険性があるので、消防本部が主体となって、人命救助、救出活動を他のあらゆる消防活動に優先して実施する。

１．７　応援要請

【総務防災課、消防部】

大規模な鉄道事故発生時には、各地方公共団体及び関係機関の相互の応援協力により適切な応急救助を実施する。他機関への応援要請は「第３部　第３章　第１節　第３　応援要請、相互協力」に、また自衛隊への応援要請は「第３部　第３章　第１節　第４　自衛隊の災害派遣」に準ずる。

１．８　医療救護

【救護部、消防部】

市内で大規模な鉄道事故が発生した場合、「第３部　第３章　第３節　第３　医療救護」に準じて、県、その他関係機関と緊密に連携協力して、医療救護活動を実施する。

第２　鉄道事業者等の措置

事業者等は、事故発生後直ちにその所掌事務に係る事故災害応急対策を実施するとともに、関係機関への通報、人命救助、消火、被害拡大の防止措置、立入制限等事故の状況に応じた応急措置を講じるものとする。警察官又は消防吏員の到着後は、必要な情報を提供し、その指示に従い適切な処置を実施するものとする。

第３　県の措置

県は、県内に鉄道事故が発生したときは、法令又は県防災計画の定めるところにより、県の他の執行機関、防災関係機関の協力を得て、その所掌事務に係る事故災害応急対策を速やかに実施するとともに、区域内の市町村及び指定地方公共機関が処理する事故災害応急対策の実施を助け、かつ、総合調整を行う。

県は、県内に鉄道事故が発生したときは、市町村及び関係機関と緊密に連絡して応急対策にあたるものとする。

○ヘリコプターによる被害状況の把握

県防災航空隊のヘリコプターにより、上空からの被害状況の把握を行う。また、上空で撮影した映像をヘリコプターテレビ映像伝送システムにより県庁にリアルタイムで送り、応急対策活動に活用する。

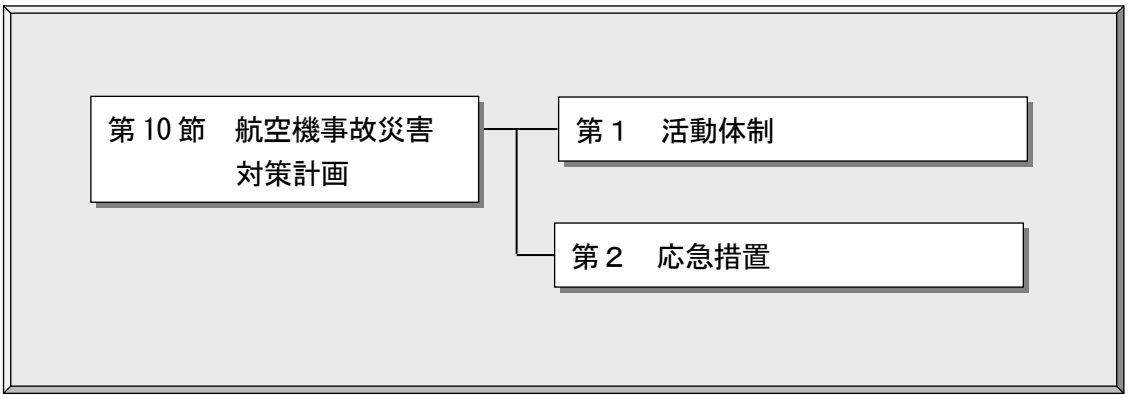
○現地調査班の派遣

現地における的確な被害状況を把握するため、本部（県庁）及び現地災害対策本部支部（地域機関）の職員、又は鉄道事故対策専門家からなる現地調査班を編成し、現地調査にあたらせるものとする。

また、事故災害現場の状況を遠隔地で把握し適切な応急体制をとるため、事故災害現場の映像情報を携帯電話又はデジタル回線を通じて県庁（災害対策本部）に伝送できるシステムを整備する。

第 10 節　航空機事故災害対策計画

この計画は、県内に航空機の墜落、衝突その他の事故により、多数の死傷者を伴う航空機事故が発生した場合に、県の区域を管轄し、又は管轄区域内の事故災害応急対策について責任を有する機関が迅速かつ強力に事故災害応急対策を推進し、法令及び防災計画並びに当該機関の防災に関する計画に定める災害対策本部等の組織に必要な職員を動員配備して、その活動体制に万全を期するため定めるものとする。



第１　活動体制

市域に航空機事故が発生した場合においては、県、他の市町及び指定地方行政機関並びに区域内の公共的団体及び住民等の協力を得て、事故災害応急対策の実施に努める。

特に、市域に相当規模以上の航空機事故が発生した場合、「第３部　第３章　第１節　第１市の活動体制」に準じ、災害対策本部を設置し、応急活動にあたる。

事故機を所有する事業者は、航空機の墜落、衝突又は火災等の航空機事故が発生した場合には、東京空港事務所に速やかに通報するものとする（航空法第 76 条）。

１．１ 事業者の措置
１．２ 県の措置
１．３ 市の措置

１．１ 事業者の措置

事故機を所有する事業者は、航空機の墜落、衝突又は火災等の航空機事故が発生した場合には、東京空港事務所に速やかに通報するものとする。（航空法第 76 条）

警察官又は消防要員の到着後は、必要な情報を提供し、その指示に従い適切な処置を実施するものとする。

１．２ 県の措置

(1) 責務

県は、県内に航空機事故が発生したときは、法令又は県防災計画の定めるところにより、県の他の執行機関、防災関係機関の協力を得て、その所掌事務に係る事故災害応急対策を速やかに実施するとともに、区域内の市町村及び指定地方公共機関が処理する事故災害応急対策の実施を助け、かつ、総合調整を行う。

(2) 航空機事故対策における災害対策本部の設置

県地域防災計画に準じ、以下の基準による。

○県内に相当規模以上の航空機事故が発生した場合、県は事故発生地域の管轄市町村を担当する支部、又は支部に代えて現地災害対策本部を設置し、応急活動にあたる。
○県内に航空機事故が発生し、又は発生するおそれのある場合で、事故災害が極めて局地的と思われる場合、県は、埼玉県危機対策会議を設置、開催し、応急活動にあたる。

(3) 配備体制

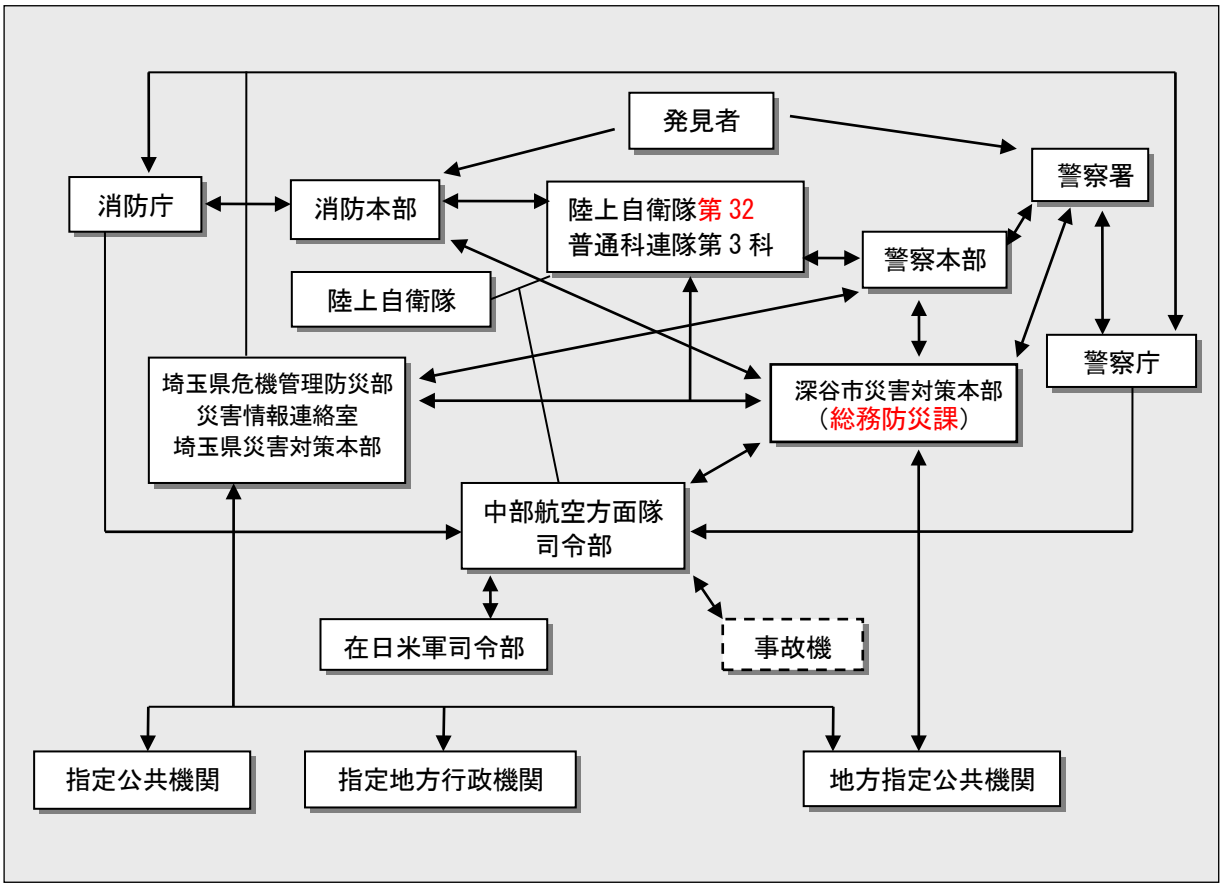
配備基準及び配備箇所等は、県地域防災計画に準じ、「埼玉県災害対策本部要綱 別表第４職員の動員基準」に示す動員基準を準用する。

１．３ 市の措置

【本部事務局】

市は、市域に航空機事故が発生した場合、法令、県防災計画及び市防災計画の定めるところにより、他の市町村、県及び指定地方行政機関並びに区域内の公共的団体及び住民等の協力を得て、事故災害応急対策の実施に努めるものとする。

≪自衛隊・米軍航空機事故の連絡通報体制≫



第２　応急措置

２．１ 情報収集
２．２ 避難誘導
２．３ 救出・救助
２．４ 消火活動
２．５ 応援要請
２．６ 医療救護

２．１ 情報収集

【本部事務局】

(1) 市

市は、市域内に航空機事故が発生したときは、速やかにその被害状況を取りまとめて県に報告するとともに、事故災害応急対策に関する市のすでに措置した事項及び今後の措置に関する事項について、同時に報告しなければならない。

(2) 県

県は、県内に航空機事故が発生したときは、市町村及び関係機関と緊密に連絡して応急対策にあたるものとする。緊急時の通信連絡手段は県地域防災計画に定める災害情報通信計画に準じ、次の各項によるものとする。

① ヘリコプターによる被害状況の把握

県防災航空センターのヘリコプターにより、上空からの被害状況の把握を行う。また、上空で撮影した映像を、ヘリコプターテレビ映像伝送システムにより県庁にリアルタイムで送り、応急対策活動に活用する。

② 現地調査班の派遣

現地における的確な被害状況を把握するため、本部（県庁）及び支部（地域機関）の職員、又は航空機事故対策専門家からなる現地調査班を編成し、現地調査にあたらせるものとする。

また、事故災害現場の状況を遠隔地で把握し適切な応急体制をとるため、事故災害現場の映像情報を携帯電話又はデジタル回線を通じて県庁（災害対策本部）に伝送できるシステムを整備する。

２．２ 避難誘導

【消防部、消防団】

(1) 乗客等の避難

航空機事故が発生し、乗客の生命に危険が及ぶ場合は、避難誘導を行う。なお、避難誘導の際は、要配慮者を優先して行う。

① 事業者の対応

事故機を所有する事業者は、航空機事故が発生した場合は、航空機内の乗客を速やかに安全な場所に避難誘導する。

② 消防機関の対応

消防機関は、航空機事故が発生した場合は、事業者、警察と協力し航空機内の乗客を速やかに安全な場所に避難誘導するとともに現場一帯の立入り禁止等の措置を講じる。

(2) 災害現場周辺の住民の避難

航空機事故が発生し、災害現場周辺の住民の生命財産に危害が及ぶ場合、市長、警察官等は、「第３部　第３章　第３節　第２　避難対策」に準じ、避難指示を行う。

２．３ 救出・救助

【消防部、警察署】

市は、「第３部　第３章　第３節　第１　人命救助活動」に準じ、「消防部」を主体とした救出、救助活動を実施する。

また、必要に応じて協力者の動員、警察署への応援を要請する。

○事故救急対策本部等、消防機関を主体とした救出、救助活動にあたる。
○協力者の動員を行う。

２．４ 消火活動

【消防部】

航空機事故災害は、市街地に墜落した場合には火災面積が広域に及ぶ危険性があり、集団的死傷者の発生が予想されるので、消防機関を主体とする市町村は、人命の安全確保を最優先として消火活動を実施する。

２．５ 応援要請

【本部事務局】

航空機事故発生時には、各地方公共団体及び関係機関は相互の応援協力により適切な応急救助を実施する。他機関への応援要請は「第３部　第３章　第１節　第３　応援要請、相互協力」に、また自衛隊への応援要請は「第３部　第３章　第１節　第４　自衛隊の災害派遣」に準ずる。

２．６ 医療救護

【救護部】

市域で航空機事故が発生した場合、「第３部　第３章　第３節　第３　医療救護」に準じて、県、その他関係機関と緊密に連携協力して医療救護活動を実施する。

第 11 節　文化財災害対策計画

市県内に存在する貴重な文化財を正しく後世に伝えるため、災害から保護・保全するための対策について定める。

文化財そのものを保護するための防災対策はもちろん、文化財保護に関する市民の意識を広め、高めるための施策も重要である。

「教育部」は、文化財及び収蔵・保管施設に震災被害が生じた場合には、次の措置を迅速かつ的確に実施する。

１．１　情報の収集・伝達
１．２　入館者の安全対策
１．３　収蔵・保管施設の応急対策
１．４　文化財の応急対策

１．１　情報の収集・伝達

【教育部】

○被害情報の迅速な把握に努め、県教育委員会等の関係機関へ報告し、指示を受けるとともに、所有者・管理者に必要な指示を伝達する。
○将来の復旧対策・予防対策を見据えて、被害状況を記録する。

１．２　入館者の安全対策

【教育部】

○展示施設では入館者の避難誘導等を行い、入館者の安全を確保する。
○負傷者には応急手当を施すとともに、消防部及び救護医療機関との連携のもと適切な対応を行う。

１．３　収蔵・保管施設の応急対策

【教育部】

○収蔵・保管施設の安全点検を行い、被災状況に応じた応急措置を講ずる。
○災害の拡大を防止し応急対策が円滑に実施できるように、危険物や障害物等を撤去する。

１．４　文化財の応急対策

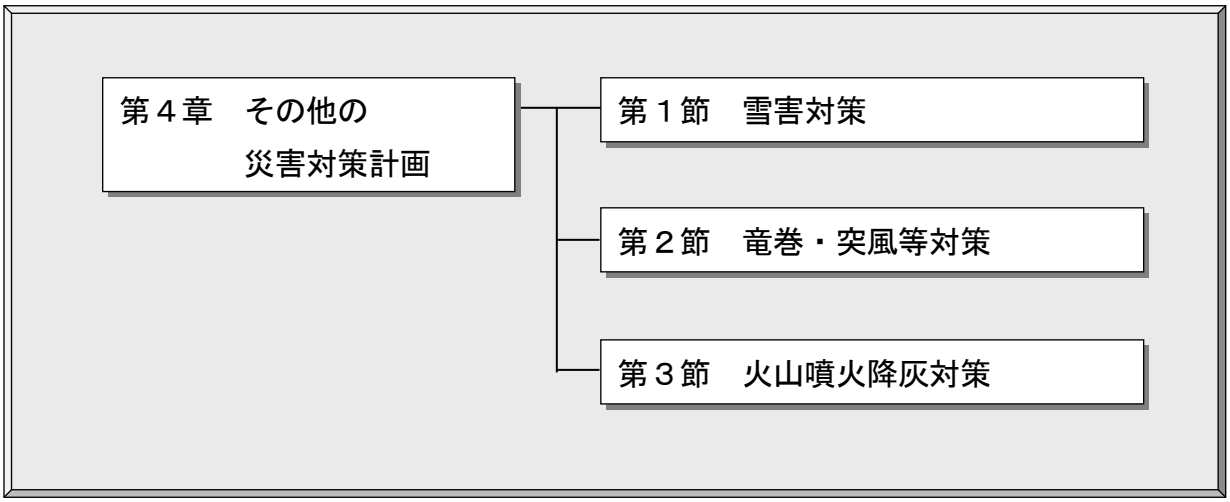
【教育部】

「教育部」は、国、県及び市指定文化財に被害の発生を確認したときは、次の措置を講ずる。

□文化財への対策

○国、県指定文化財は、県教育委員会に報告する。管理者又は所有者は、県教育委員会の指示に従い、応急措置を講じ、被害の拡大を防ぐ。
○上記のことを進めるに当たっては被害の状況に応じ、覆い屋の仮設、支柱、筋かい等の補修を行うほか、防護柵等を設け、指定文化財であることを明示する。
○市指定文化財に当たっては、管理者又は所有者が市教育委員会に報告し、その指示を受けながら上記内容に準じて措置する。
○移動可能な指定文化財に被害が生じると判断されたときは、所有者は管理者の理解を得て管理体制の整った公共施設に一時的に保管する。

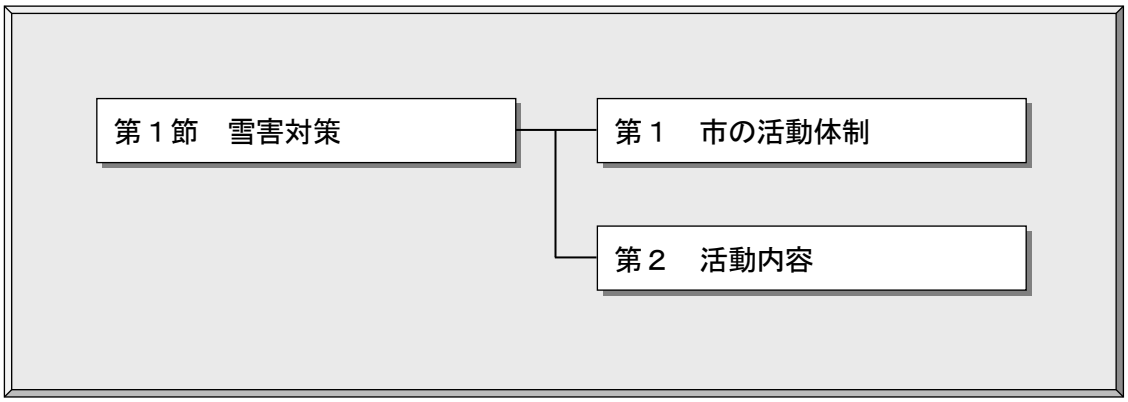
第４章　その他の災害対策計画



第１節　雪害対策

雪害発生後における応急対策を迅速かつ効率的に実施するために、雪害応急対策計画を策定する。

雪害発生後の応急対策等については、「第３部　災害応急対策計画」の各節に定める内容に準じて行うものとし、大雪の場合は以下の点に留意するものとする。



第１　市の活動体制

災害の発生のおそれのある場合、又は発生した場合、市がとるべき活動体制、及び動員計画について定める。

１．１　活動体制と配備基準

１．１　活動体制と配備基準

【各部共通】

活動体制と配備基準は、以下のとおりとし、配備職員については、別途災害対策初動マニュアルを整備し定めるものとする。

≪活動体制と配備基準（雪害対策）≫

体制			配備基準	活動内容	配備職員
準備体制（注１）	１号配備	本部を設置せず通常の組織をもって警戒準備に当たる体制	○大雪になるおそれが予測される場合 大雪注意報発令（積雪 10cm 以下）	災害の要因が発生するおそれがある場合において、限られた少数の人員をもってあたるもので、担当職員による連絡調整及び情報の確認を行うとともに、局地的な応急対応にあたる。	災害対応要員による対応（注２）
	２号配備		○大雪により、局地的に被害が予測される場合 大雪警報発令（積雪 30cm 以下）		「災害対策初動マニュアル」に準ずる。
警戒体制（注３）	３号配備	警戒本部を設置して警戒に当たる体制	○大雪警報が発令され、今後さらに積雪が予想される場合（積雪 40cm 以下）	災害の要因が発生した場合において、主として情報の収集、警報等の伝達及び報告並びに軽微な災害が発生した場合の応急対応の実施、状況を判断して非常体制への移行に備える。	
非常体制	４号配備	災害対策本部を設置して災害対策活動を推進する体制	○大雪警報が発令され、雪害の発生するおそれがある場合	市の組織及び機能の全てを挙げて救助その他の災害対策活動を実施する。	

（注１）準備体制は、総務部長が体制を決定する。
（注２）災害対応要員は、総務防災課長が関係部課長と協議し決定する。
（注３）警戒体制は、総務部長が副市長に上申し、体制を決定する。
※各体制を敷いた場合は、消防本部（代表・571-0119）へ連絡をする。
※災害対策本部を設置した場合は、県（北部地域振興センター・524-1110）へ報告する。

第２　活動内容

２．１ 情報の収集・伝達
２．２ 道路機能の確保
２．３ 救出・救助の実施
２．４ 避難所の開設・運営
２．５ 医療救護
２．６ ライフラインの確保

２．１ 情報の収集・伝達

【各部】

(1) 市民への情報発信

気象庁が市内を対象として大雪に関する気象情報を発表した場合、市は降雪状況及び積雪の予報等について市民等へ周知する。

異常な積雪が発生する可能性が高まった際の周知方法については、防災行政無線等の伝達手段の中から、有効で時宜を逸しない伝達方法を選択する。

市は、市民の適切な行動を促すため、積雪に関する情報のほか除雪に係る情報も積極的に発信するとともに、救助や救援方法などの対応状況についても一元的に広報するよう努める。

(2) 積雪に伴いとるべき行動の周知

市は、大量の積雪が見込まれるときにとるべき行動を市民に周知する。

□周知例

○不要不急の外出は極力避ける。
○外出の際は、滑りにくい靴を着用するなど歩行中の転倒に注意する。
○道路の凍結や着雪による自転車・自動車のスリップ事故等に注意する。
○交通機関の混乱等も予想されるので、時間に余裕を持って行動する。
○自動車が立ち往生した場合に車のマフラーを雪が塞いで、一酸化炭素中毒にならないようにする。
○除雪作業を行う際は、足元や周囲に気を配り、転落防止対策を講じることや転倒及び屋根雪の落下に注意する。

２．２ 道路機能の確保

【施設部】

市は、災害対応における拠点施設及び病院などの市民の命を緊急的・直接的に救助する施設、市民生活に著しい影響を与えるライフライン施設等が機能するために、広域幹線道路の確保を最優先に取り組む。

２．３　救出・救助の実施

【本部事務局、消防部】

異常な積雪により立ち往生した自動車や建物内閉じ込めなど、危険地帯における救援要請については、その緊急性を考慮しながら、関係機関との緊密な連携のうえ、速やかに実施する。

２．４　避難所の開設・運営

【本部事務局、救援避難部】

大量の積雪による建築物の倒壊により、住家を失った市民や、交通途絶による帰宅困難者を収容するため、市は避難所を開設・運営する。

また、気象情報や地域特性等を踏まえ、必要に応じて被災前の予防的な避難所開設も検討する。

２．５　医療救護

【救護部、消防部】

積雪に伴う負傷及び長期の交通途絶による慢性病の悪化などに対処するため、医療救護活動を実施する。

また、透析患者などの要配慮者に対し、医療機関情報や緊急時連絡先等、必要な医療情報を提供する。

なお、救急搬送に当たっては、防災関係機関や医療施設が相互に連携し、迅速な搬送を実施する。

２．６　ライフラインの確保

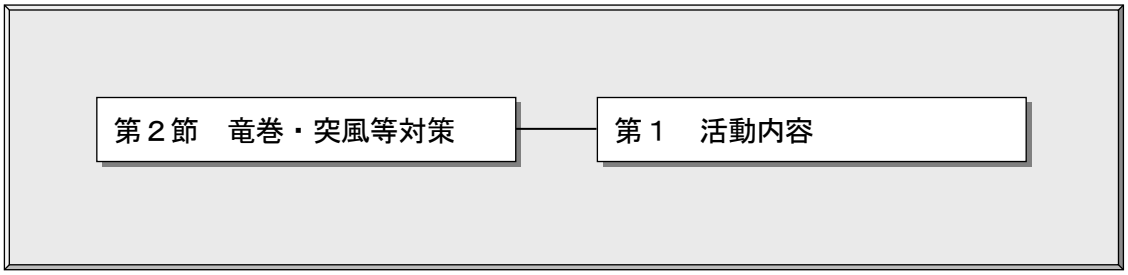
【施設部、上下水道部】

市は、ライフライン施設の機能確保と早期復旧を図る。

第２節　竜巻・突風等対策

突発的に発生し、局地的に甚大な被害をもたらす竜巻や突風等について、市民への注意喚起を行うとともに市民生活に与える影響を最小限にするための対策に関して定める。

竜巻・突風等の被害発生時の応急対策については、「第３部　災害応急対策計画」の各節に定める対策に準じて行うものとし、竜巻等の場合は以下の点に留意するものとする。



第１　活動内容

竜巻・突風等が発生又は発生の可能性が高まった際、市民に対して適切な対処を促すための情報を伝達する。

１．１　竜巻等突風に関する普及啓発の推進
１．２　救助の適切な実施
１．３　がれき処理
１．４　避難所の開設・運営
１．５　応急住宅対策
１．６　道路の応急復旧

１．１　竜巻等突風に関する普及啓発の推進

【本部事務局】

市及び県は、市民が竜巻等突風から身の安全を守るため、市民が主体的に状況を判断し、適切な対処行動をとるために必要な情報を迅速に発信する。

また、市は、住民の適切な対処行動を支援するため、住民に適切な情報伝達を行うことが重要である。その際は、可能な範囲で、住民が対処行動をとりやすいよう市町村単位の情報の付加等を行う。

１．２　救助の適切な実施

【本部事務局、救援避難部】

被害の規模に応じて避難所の開設等、適切な救助を実施する。

１．３　がれき処理

【環境防疫部】

竜巻・突風等により生じたがれきを迅速に処理し、早期の生活再建につなげる。

１．４　避難所の開設・運営

【本部事務局、救援避難部】

竜巻・突風等の被災者に対し、避難所を開設し、迅速に収容する。

１．５ 応急住宅対策

【施設部】

竜巻・突風等の被災者に対して、被災住宅の応急修理、応急住宅の供給を行う。

１．６ 道路の応急復旧

【施設部】

竜巻・突風等により道路上に飛散したがれき等の障害物を、迅速に処理し、交通に支障のない状態とする。

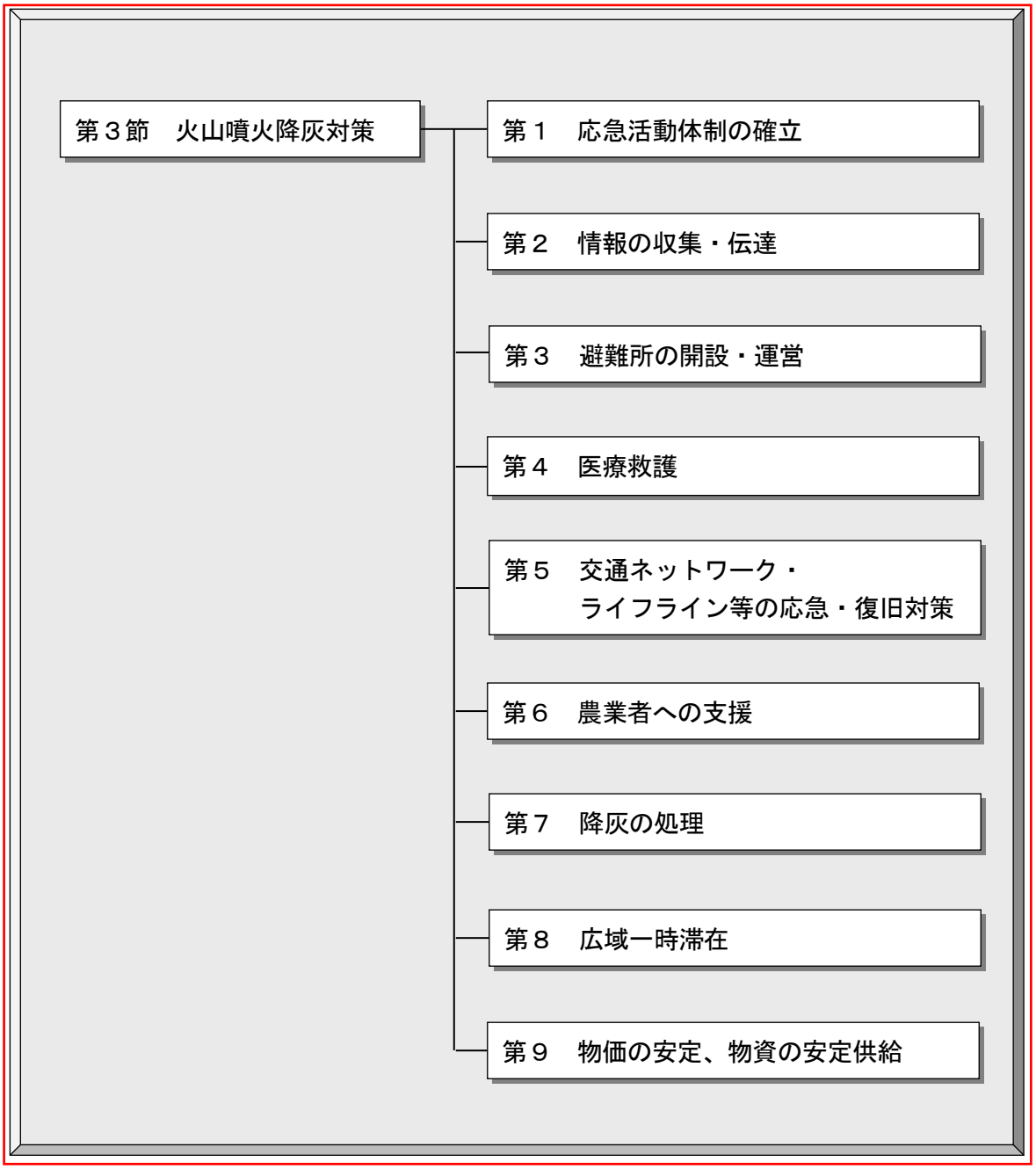
第３節　火山噴火降灰対策

県内で想定される地震と火山の噴火は、直接関係はないが、相模トラフや南海トラフで大規模な地震が発生した場合には、国内の火山活動が活発化する可能性が中央防災会議で指摘されている。

富士山については、富士山火山防災協議会による富士山ハザードマップ検討委員会報告書（2004 年）や富士山火山広域防災検討会報告（2005 年）による富士山降灰可能性マップによれば、県内では、最大で２～10cm 堆積可能性のあるエリアに県南地域が入っているほか、その他の地域で２cm 未満の降灰が予想されている。

また、浅間山については、近年の大規模な噴火である天明３年（1783 年）の大噴火において、本庄～深谷にかけて軽石、火山灰の降下、堆積が確認されている。

これらの大規模な降灰に対応するため、必要な事項を定めるものである。



第１　応急活動体制の確立

【本部事務局】

市は、降灰による被害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、県及び防災機関等の協力を得て、災害応急対策の実施に努める。

第２　情報の収集・伝達

降灰による被害発生時に、円滑な応急対策活動を実施するためには、各防災機関の緊密な連携の下、降灰による被害に関する情報を的確かつ迅速に把握する。

２．１ 降灰に関する情報の発信
２．２ 降灰に関する被害情報の伝達
２．３ 降灰に伴う取るべき行動の周知

２．１ 降灰に関する情報の発信

【本部事務局】

気象庁が県内を対象として降灰予報を発表したとき、若しくは市内に降灰があったときは、市及び県は、協力して降灰分布を把握するとともに、熊谷地方気象台等から降灰に関する風向き・風速情報を取得し、報道機関等の協力を得て、降灰状況を住民等へ周知する。

発信手段は「第２部　第２節　第２　災害情報収集・伝達体制の整備」及び「第３部　第１章　第２節　第２　災害情報の収集・伝達体制」を準用する。

□災害オペレーション支援システムで取得する情報

○噴火警報・予報
○火山の状況に関する解説情報
○噴火に関する火山観測報
○火山に関するお知らせ

２．２ 降灰に関する被害情報の伝達

【本部事務局】

市は、降灰に関する情報（降灰及び被害の状況）を調査し、災害オペレーション支援システム等により県に伝達する。

□降灰調査項目

○降灰の有無・堆積の状況
○時刻・降灰の強さ
○構成粒子の大きさ
○構成粒子の種類・特徴等
○堆積物の採取
○写真撮影
○降灰量・降灰の厚さ

２．３ 降灰に伴う取るべき行動の周知

【本部事務局】

市は、降灰が予測される場合、降灰時にとるべき行動を市民に発信する。

□行動例

○外出については、マスクやゴーグルの着用や傘の使用、ハンカチなどで口元を覆う等、目やのどを保護する。
○家屋に火山灰が入らないように窓を閉める。洗濯物は外に干さない。
○自動車の運転では、多量の降灰により視界不良になるため、ライトの点灯やワイパー（※）を使用し視界を確保する。また、滑りやすくなるため、スリップに注意する。

※ワイパーをいきなり作動させるとフロントガラスを傷つけることがある。走行前に火山灰を払落し、ウインドウウオッシャー液等で洗い流してから作動させる。

市民への発信に当たっては、即時性の高いメディア（緊急速報メール、ツイッター、データ放送など）も活用する。

第３　避難所の開設・運営

【本部事務局、救援避難部、上下水道部】

市は、降灰の堆積による荷重を原因とする建築物の倒壊により、住家を失った市民を収容するため、避難所を開設・運営する。

避難所の開設・運営については、「第３部　第１章　第４節　第２　２．５ 避難所等の開設」及び「第３部　第１章　第４節　第２　２．６ 避難所の運営」を準用する。

ただし、避難所の運営に当たっては、降灰被害による呼吸器系、目や皮膚への影響等について、被災者の健康管理に配慮し、健康相談及び診断のための人員配置に努める。

また、大量降灰等により浄水場の配水処理能力が低下し、給水量の減少が予想される場合は、速やかに避難所等への給水体制を確立させる。

第４　医療救護

【救護部】

「第３部　第１章　第４節　第４　医療救護」を準用する。

現段階では、火山灰による健康被害について、明確な見解は明らかになっていないが、特に喘息疾患には悪影響を与える可能性が高いため、対応が必要である。

第５　交通ネットワーク・ライフライン等の応急・復旧対策

【上下水道部、施設部】

「第３部　第１章　第５節　第２　ライフラインの応急対策」及び「第３部　第１章　第６節　交通対策」を準用する。

降灰による被害として、他地域では、下記の事例が報告されている。

○電気設備：降灰の荷重により、電線が切れる。
　　雨を含んだ火山灰が付着した碍子の絶縁不良によってショートする。
○上 水 道：水道施設内に降灰があり、施設の電気盤やモーター各種に火山灰が付着し
　　絶縁不良やオーバーヒートにより配水等に支障がでる。
○道　　路：降灰が側溝に溜まり流れが悪くなる。
○鉄　　道：分岐器に降灰が堆積し、運行に支障が出る。

降灰による被害の様相及び二次災害の可能性等を各実施主体が平常時から調査し、いち早く被害の軽減及び復旧活動が行えるよう対策を講じる。

第６　農業者への支援

【産業部】

農作物や被覆施設に火山灰が付着すると、光合成の阻害等により農作物の生育に悪影響を及ぼす。そのため、市及び県は、付着した火山灰をできるだけ速やかに除去するように支援する。

火山灰が多量に土壌に混入すると、土壌の理化学性を悪化させ、作物の生育に悪影響をもたらすとされている。そのため、市及び県は、土壌への土壌改良資材等の混和や除灰等の的確な指導を行う。

第７　降灰の処理

７．１　降灰の除去
７．２　灰の回収

７．１　降灰の除去

【施設部、上下水道部】

火山灰の除去は、原則として土地所有者又は管理者が行うものとする。民有地内の降灰の除去は、各家庭又は各事業者による対応を原則とする。

道路における降灰処理については、緊急輸送道路等を優先することとし、緊急性がある場合には道路管理者間で調整を行い、速やかな除灰を行う。

上下水道施設における降灰の除去は、市が行う。

７．２　灰の回収

【環境防疫部】

市は、一般家庭が集めた灰を詰めて指定の場所に出すためのポリ袋（克灰袋）を配布する。用意が間に合わない場合は、レジ袋等を二重にして出す等、指定の場所への出し方を周知する。

各家庭から排出された灰の回収は、市が実施するものとする。また、市は降灰の一時的仮置き場を設置し、各事業者から排出された灰については、各事業者（各施設管理者）の責任において一時的仮置き場までの運搬を実施するものとする。

なお、市及び県は、火山灰の処分場所を事前に選定し、火山灰の利用及び処分を行う。

第８　広域一時滞在

【救援避難部】

市及び県は、火山の噴火により広域避難を余儀なくされる他都道府県の住民を受け入れる。

第９　物価の安定、物資の安定供給

【産業部】

市は県に協力し、噴火によって引き起こされる物流障害に伴い、不安心理からくる買い占め

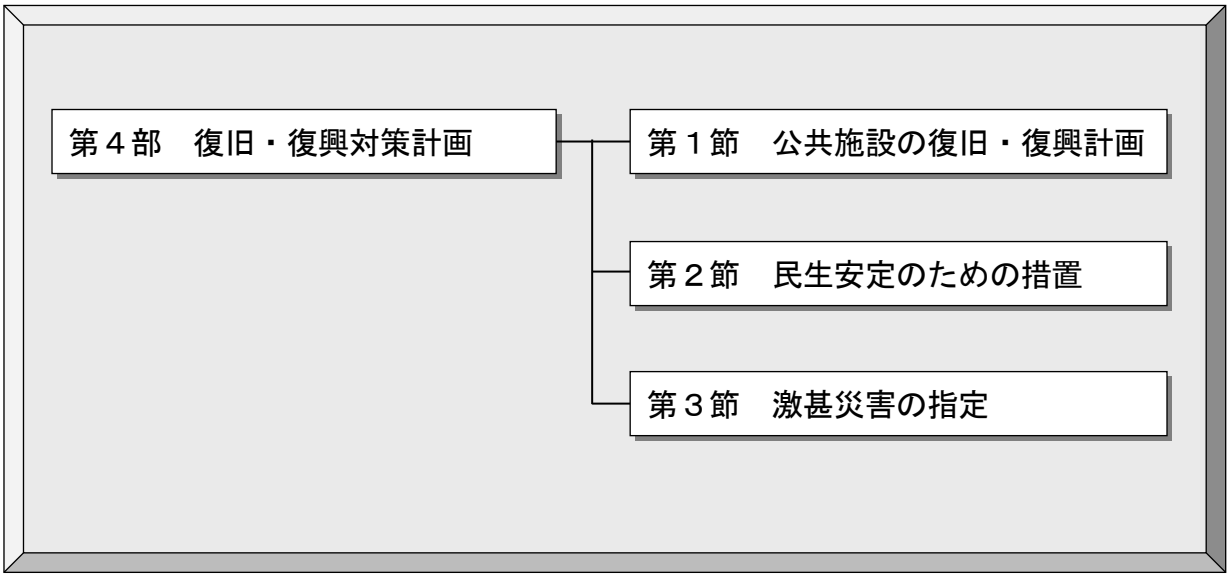
や事業者の売り惜しみ等、生活必需品の供給が過度に阻害されることがないよう、市民や事業者に冷静な行動を求める。

第４部　復旧・復興対策計画

≪ 第４部　復旧・復興対策計画 ≫

災害復旧・復興対策計画は、災害応急対策後における公共施設の復旧計画、被災者の生活再建を主とした民生安定のための措置を位置づけるとともに、災害の拡大、再度災害の発生防止や将来の災害に備えるため、必要な施設の改良復旧の事業計画を樹立し、迅速にその実施を図るとともに、計画的な復興事業を推進するものである。

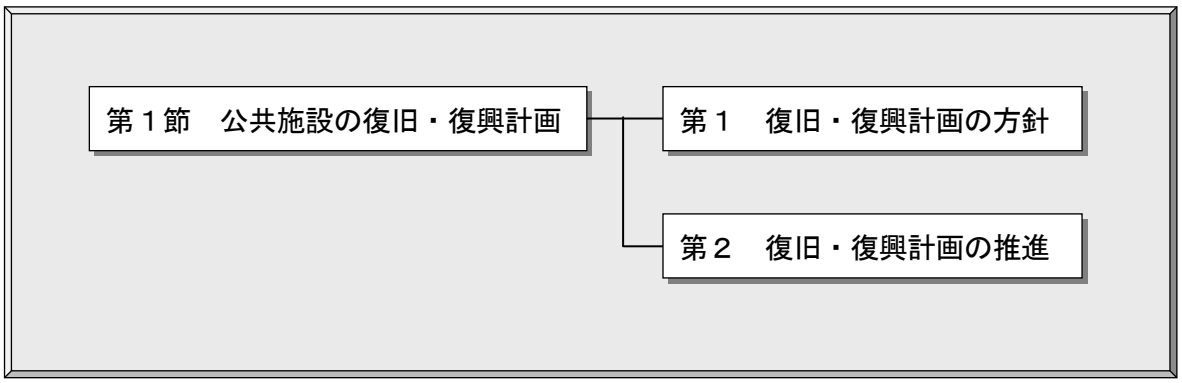
また、男女共同参画の観点から、復興のあらゆる場・組織に、女性の参画を促進する。併せて、子ども・障害者等あらゆる市民が住みやすい共生社会を実現する。



第１節　公共施設の復旧・復興計画

災害発生後、被災した施設の原形復旧に併せて、再度災害の発生を防止するため、必要な施設の設計又は改良を実施する等、将来の災害に備える事業計画を策定し、早期復旧・復興を目標にその実施を図るものである。

なお、この計画は、災害応急対策を講じた後に被害の程度を十分に勘案して作成するものである。



第１　復旧・復興計画の方針

被災地の復旧・復興は、被災者の生活再建を支援し、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指す。

また、災害により地域の社会経済活動が低下することから、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図る。

１．１　復旧・復興の基本方針
１．２　計画への住民の意向反映
１．３　財政支援の検討
１．４　計画推進のための職員の派遣の要請

１．１　復旧・復興の基本方針

【総括部（総務部）・渉外情報部（企画財政部）】

市は、被災の状況、地域の特性、関連公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、災害に強い都市づくり等の中長期的課題への取り組みについても早急に検討し、復旧・復興の基本方針を定める。

(1) 迅速な意思決定等

災害発生後、市の被害状況を的確に把握・分析し、現状復旧を進める。復旧の見通しが立った時点において直ちに「災害復興検討委員会（仮称）」を設置し、復興方針・計画の策定、関連事務手続などを実施する。

(2) 事前復旧対策の検討

復旧に関する行政上の手続、事業実施に伴う人材の確保や、情報収集、処理等に多くの時間と作業が伴うことから、人材の確保、作業の流れ、関連する資料等を事前に確認し、過去の災害事例等を通し事前に処理できる項目については事前対策を実施する。

(3) 関係機関との連携

復旧に関する行政上の手続を迅速に進めるために、事前に関係機関との連携強化を図る。また、警察と連携し、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努める。

(4) 女性及び要配慮者の参画の推進

障害者、高齢者、女性等の意見が反映されるよう環境を整備し、復旧・復興のあらゆる場面や検討組織に女性や、要配慮者の参画を促進する。

１．２ 計画への住民の意向反映

【渉外情報部（秘書室・企画財政部）】

被災地の復旧・復興は、市が主体となって住民の意向を尊重しつつ計画的に行う。

(1) 市民ニーズの把握

市民が望む復旧へのニーズを迅速に把握し、復旧計画に反映する。

(2) 復興計画への反映

防災に強いまちづくりを踏まえた復興計画は市民の利害関係に大きく影響することから、市民の意向を十分に反映した復興計画の策定に努める。

１．３ 財政支援の検討

【渉外情報部（企画財政部）】

市の災害応急対策、復旧・復興において多大な費用を要することから、国・県に財政措置、金融措置、地方財政措置等により支援を求める。

１．４ 計画推進のための職員の派遣の要請

【関係各部】

災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じて国・他の地方公共団体等に対し、職員の派遣、その他の協力を求める。

第２　復旧・復興計画の推進

復旧・復興計画は、災害応急対策を実施した後、公共施設の復旧事業実施体制、復旧事業計画の作成及び復興計画の作成等により推進を図る。

２．１ 復旧事業実施体制
２．２ 復旧事業計画の作成
２．３ 復興計画の作成

２．１ 復旧事業実施体制

【各部共通】

災害により被害を受けた施設の復旧事業を迅速に行うため、市は、県、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等と密接な連携を図り、実施に必要な職員の配備、職員の応援及び派遣等活動体制について、必要な措置を講ずる。

２．２ 復旧事業計画の作成

【各部共通】

市は、災害応急対策を実施した後に、被害の程度を十分調査・検討し、所管する公共施設に関する災害復旧事業計画を速やかに作成する。

災害復旧事業の種類は次のとおりである。

①公共土木施設災害復旧事業計画
　・河川公共土木施設復旧事業計画
　・砂防設備復旧事業計画
　・林地荒廃防止施設復旧事業計画
　・道路公共土木施設復旧事業計画
②農林水産業施設復旧事業計画
③都市災害復旧事業計画
④上、下水道災害復旧事業計画
⑤住宅災害復旧事業計画
⑥社会福祉施設災害復旧事業計画
⑦公立医療施設、病院等災害復旧事業計画
⑧学校教育施設災害復旧事業計画
⑨社会教育施設災害復旧事業計画
⑩復旧上必要な金融その他資金計画
⑪その他の計画

(1) 災害の再発防止

市は、復旧事業計画の策定に当たっては、被災原因、被災状況等を的確に把握し、再度災害の防止に努めるよう、関係機関と十分連絡調整を図り、計画を策定する。

(2) 災害復旧事業期間の短縮

市は、復旧事業計画の策定に当たっては、被災状況を的確に把握し、速やかに効果のあがるよう、関係機関と十分連絡調整を図り、事業期間の短縮に努める。

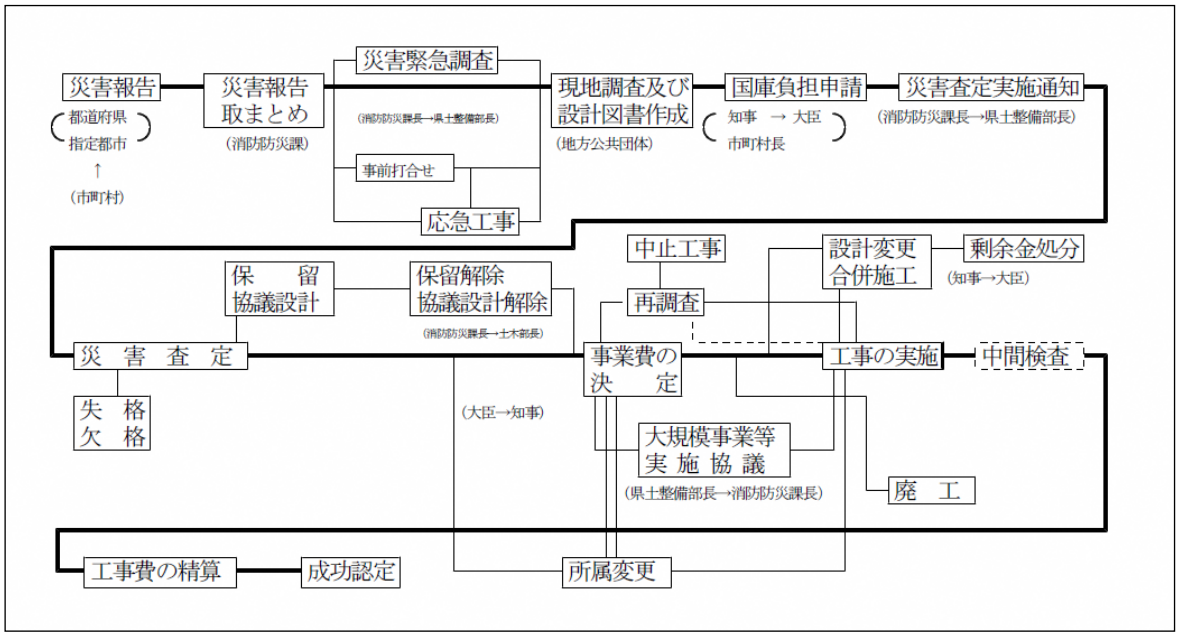
(3) 復旧事業の促進

復旧事業が決定したものについては、速やかに実施できるよう措置を講じ、復旧事業の実施効率を上げるように努める。

(4) 公共土木施設災害復旧

公共土木施設災害復旧（河川、砂防設備、橋梁、道路）の取扱手続は次のとおりである。

≪公共土木施設災害復旧の取扱手続≫



(5) 学校施設の復興

学校施設の復興に当たっては、学校施設の防災対策の強化とともに、復興まちづくりと連携したコミュニティ拠点として、安全・安心を考慮した立地の確保を行う。

２．３ 復興計画の作成

【各部共通】

災害復旧を進めた後に、被災地域の再建に係わる復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ、計画的に復興を進める。

また、復興計画の迅速・的確な作成と遂行のための体制整備（地方公共団体間の連携、国との連携、広域調整）を行う。

(1) 災害復興本部の設置

被害状況を速やかに把握し、震災復興の必要性を確認した場合は、市長を本部長とする災害復興本部を設置する。

また、災害復興に関する技術的な支援を受けるため、必要に応じて県職員の派遣を要請する。

(2) 災害復興方針の策定

関係者で構成される「災害復興検討委員会（仮称）」を設置し、災害復興方針を策定する。

災害復興方針を策定した場合は、その内容を市民に公表する。

(3) 災害復興計画の策定

災害復興方針に基づき、具体的な災害復興計画の策定を行う。この計画では、市街地復興に関する計画、産業復興に関する計画、生活復興に関する計画、及びその事業手法、財源確保、推進体制に関する事項について定める。

□市街地復興計画のための行政上の手続の実施

○建築基準法第 84 条建築制限区域の指定

県は、被災した市街地で都市計画又は土地区画整理法による土地区画整理事業のため必要があると認める場合には、建築基準法第 84 条による建築制限区域の指定を行う。

○被災市街地復興特別措置法上の手続

市は、被災市街地復興特別措置法第 5 条の規定により、都市計画に被災市街地復興推進地域を指定し、建築行為等の制限を行う。被災市街地復興推進地域は、通常の都市計画決定の手続と同様の手順で行う。

□災害復興事業の実施

○専管部署又はプロジェクトチームの設置

市は、災害復興に関する専管部署又はプロジェクトチームを設置する。

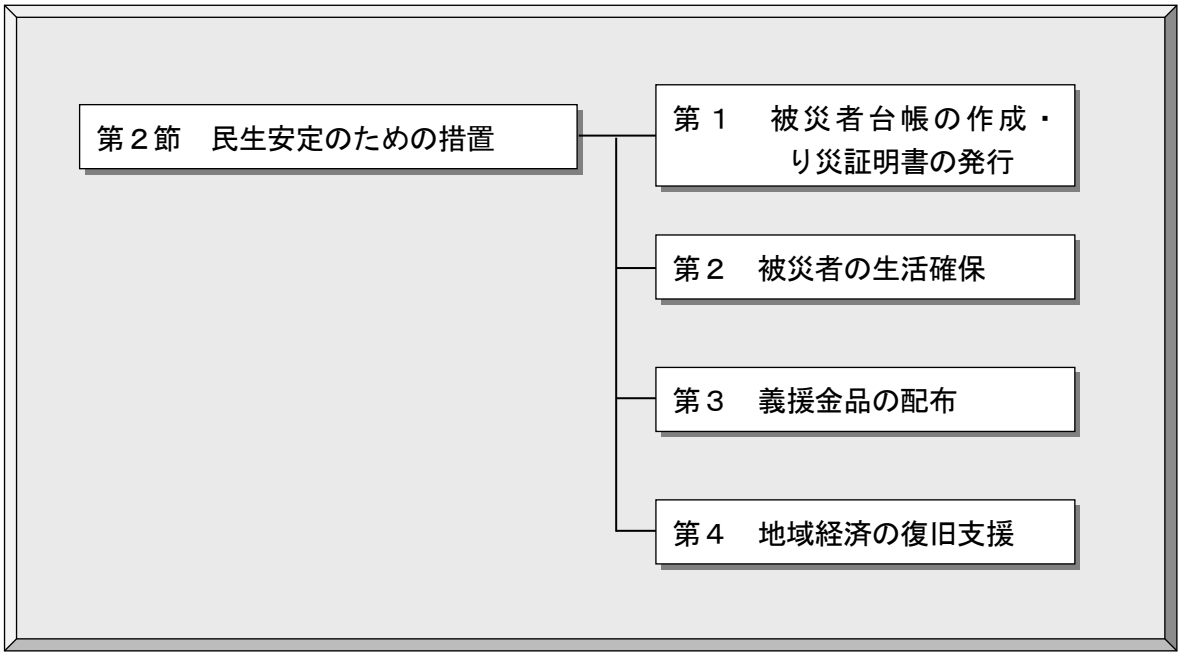
○災害復興事業の実施

市は、災害復興計画に基づき、災害復興事業を実施する。

第２節　民生安定のための措置

大規模な災害により、多くの人々がり災し、住居や家財の喪失、経済的困窮、あるいは生命の危険にさらされ、地域社会が混乱に陥る可能性がある。また、こうした社会の混乱は、速やかな災害復旧を妨げる要因となる。

そのため、災害時の人心の安定と社会秩序の維持を図ることを目的として、防災関係機関と協力して民生安定のための緊急措置を講ずる。



第１　被災者台帳の作成・り災証明書の発行

市は、災害発生時に被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため、被災者台帳を整備する。

り災証明は、地方自治法第２条に定める防災に関する事務の一環として、被災者の応急的、一時的な救済を目的に、市長が確認できる程度の被害について証明するものである。

また、市及び県は、大規模災害時の際に、市町村間が相互応援することを想定し、住家の被害認定やり災証明、被災者台帳等の共通化を検討する。

１．１　被災者台帳の整備
１．２　り災証明書発行の概要
１．３　り災証明書発行の流れ
１．４　り災証明書発行に関する広報と相談窓口の設置
１．５　事前対策

１．１　被災者台帳の整備

【総務防災課、調査部（資産税課）、関係各課】

市は、被災者台帳を整備し、被災者に対する援護の実施に必要な限度で当該台帳を利用する。

□被災者台帳の記載（記録）内容

○氏名
○生年月日
○性別
○住所又は居所
○住家の被害その他市長が定める種類の被害の状況
○援護の実施の状況
○要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
○その他（内閣府令で定める事項）

１．２　り災証明書発行の概要

【調査部（市民税課、資産税課）】

(1)　り災証明の対象

り災証明は、法第２条第１項に規定する災害により被害を受けた家屋について、以下の項目の証明を行う。

なお、家屋以外のものがり災した場合において必要があるときは、市長が行うり災届出証明で対応する。

① 全壊、流失、半壊、床上浸水、一部破損、床下浸水
② 火災による全焼、半焼、水損

(2)　り災証明を行う者

り災証明は、市長が行うものとし、り災証明書の発行事務は、「調査部（市民税課）」が担当する。

ただし、火災によるり災証明は、消防長が行う。

(3)　り災証明書の発行

り災証明書は、り災証明の対象となる家屋の所有者、占有者及び一時滞在者の申請に基づき、上記(2)の市長又は消防長が作成したり災証明書をこれらの者に発行することにより行う。

(4)　証明手数料

り災証明については、証明手数料を徴収しない。

(5)　り災証明の様式

り災証明の様式は、所定の様式による。

※参照：資料編　Ⅰ「様式 05　り災証明書」

(6)　被災家屋の判定基準（上記(1)①に係わるもの）

り災証明書を発行するに当たっての家屋被害の判定は、「被害報告判定基準」に基づき、１棟全体で、部位別に、表面的に、おおむね１か月以内の状況を基に、判定表を作成し、これに基づき実施する。

住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

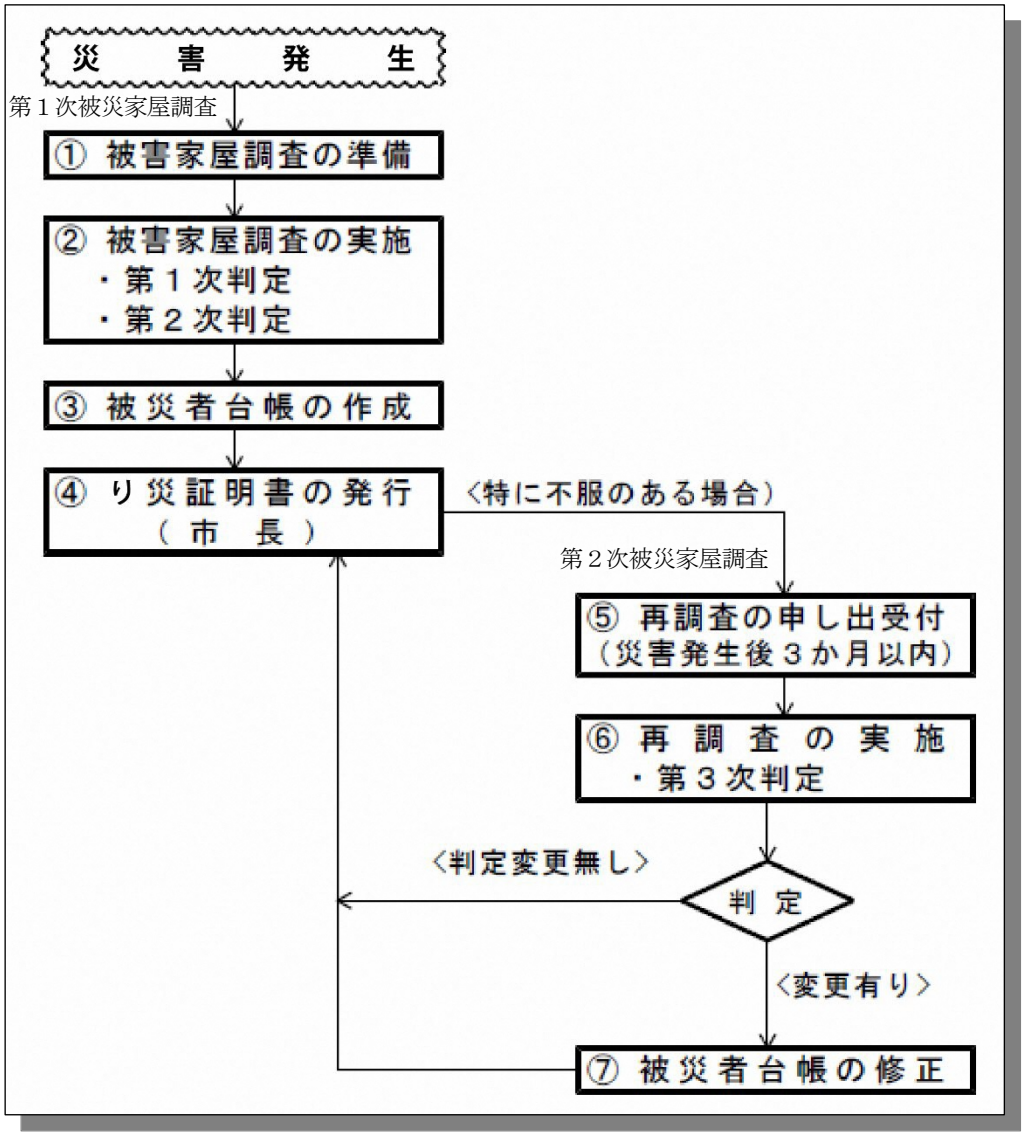
※参照：資料編　Ⅰ「資料１－４　被害報告判定基準」

１．３　り災証明書発行の流れ

【調査部（市民税課、資産税課）】

り災証明書の発行は、次の手順で実施する。

≪り災証明書発行の流れ≫



(1) 被災家屋調査の事前準備

被災家屋調査は、「調査部（資産税課）」が実施するものとし、地震発生後、被災家屋調査のための事前準備として、以下の項目を実施する。

① 被害地域の航空写真の撮影準備

② 事前調査の実施

調査全体計画を判断するため「調査部」に収集された情報を基に被害全体状況を把握する。

③ 調査概要の検討及び調査全体計画の策定

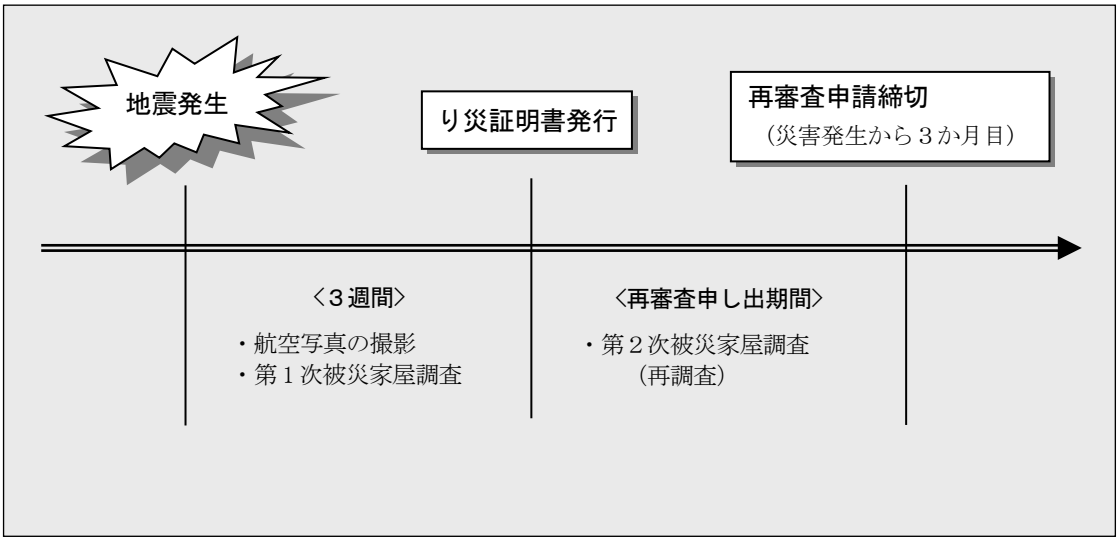
④ 調査員の確保
- 市職員の確保
- ボランティア調査員（民間建築士等）の手配
- 相互応援協定を締結している市町への応援職員派遣要請
- 「調査班」編成と調査地区割りの検討

⑤ 調査備品等の準備
- 調査携帯品の調達、準備（調査票、筆記用具、携帯電話等）
- 調査地図の用意（土地家屋現況図又は住宅地図）
- 調査員運搬用車両の確保、手配
- 他都市応援職員等の宿泊所の確保

(2) 被災家屋調査の実施

被災家屋調査は、次の手順で実施する。

≪調査の手順≫



□調査方法

○航空写真の撮影
　関係業者に依頼して災害発生後２週間以内に被災地の航空写真（1/4000～1/5000）を撮影する。

○第１次被災家屋調査
　被災家屋を対象に外観から目視調査を行う。

○第２次被災家屋調査
　第１次調査の結果に不服のあった家屋及び第１次調査が物理的にできなかった家屋について、申し出に基づき、１棟ごとに立入調査を実施する。

□「調査班」の編成

○２人１組で調査を実施する。
○調査員は、市職員及びボランティア調査員（民間建築士等）とする。
○必要がある場合は、他都市職員の応援派遣の要請をする。

(3) 被災者台帳の作成

被災家屋調査からの判定結果、家屋データ、地番、住民表示、住民基本台帳等のデータを集積した被災者台帳を作成し、り災証明書発行の基本台帳とする。

(4) り災証明書の発行

被災者台帳に基づき、市長は申請のあった被災者に対しり災証明書を発行する。

(5) 再調査の申し出と調査の実施

被災者は、り災証明の判定結果に不服があった場合及び第１次調査が物理的にできなかった家屋について、災害発生日から３か月以内の期間であれば再調査を申し出ることができる。

申し出のあった家屋に対して迅速に再調査を実施し、判定結果を被災者に連絡するとともに、り災証明書を発行する。同時に、被災者台帳及びり災マスターのデータを訂正する。

なお、判定の困難なものについては、「調査班」内に判定委員会（市長が委嘱した専門知識を有する建築士、不動産鑑定士、学識経験者等の委員で構成）を設置し、判定委員会の意見を踏まえ市長が判定する。

１．４　り災証明書発行に関する広報と相談窓口の設置

【渉外情報部、調査部（資産税課）】

「渉外情報部」は、り災証明書に関する広報を行い、被災者へ周知徹底を図る。

特に、災害後に実施される被災建物応急危険度判定と被災家屋調査の違いを正確に被災者へ伝達することが必要となる。

また、り災証明書に関する相談窓口を市役所に設置し、り災証明書の発行や再調査の受付、相談を実施する。

１．５　事前対策

【調査部（資産税課）】

り災証明書発行の事前対策は次のとおりである。

(1) 被災家屋調査員の登録

調査部の職員及びボランティア調査員（民間建築士等）を事前に登録しておく。

(2) 判定基準等の研修

民間建築関係組織の協力を得て、登録された調査員に対し調査方法や判定基準等の研修を実施する。

(3) 他都市の協力体制の確立

災害発生時、応援を求める他都市との相互協力体制をあらかじめ確立しておく。

(4) 調査携帯物品等の備蓄

「資産税課」に、傾斜計、コンベックス等調査携帯物品を備蓄する。

第２　被災者の生活確保

災害により被害を受けた市民が、速やかに再起し生活の安定を早期に回復するよう被災者に対する生活相談、災害弔慰金等の支給、災害援護資金・住宅資金等の貸与、住宅の再建等の施策を講ずる。

２．１　生活相談
２．２　災害弔慰金、災害障害見舞金の支給
２．３　災害援護資金の貸付け
２．４　被災者生活再建支援制度
２．５　住宅の再建
２．６　職業のあっせん
２．７　租税等の徴収猶予及び減免等
２．８　生活保護
２．９　借地借家の特例の適用に関する計画
２．10　災害時における郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策
２．11　生活必需品等の安定供給の確保

２．１ 生活相談

【涉外情報部（関係各課）】

被災者の生活再建を支援するため、市役所、避難所等において災害応急対策に引き続き生活相談を受け付ける。

市、県及び国は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

(1) 市民サポートセンターの開設

被災者は、被災直後から厳しい生活環境におかれ将来への不安を抱え込むことになる。そのような不安を解消するために、市は、「市民サポートセンター（仮称）」を開設する。

市民サポートセンターでは、おおむね次のような業務を行うこととするが、災害の規模や範囲に応じて業務内容の調整、支部の設置等柔軟に対応する。

① 各種手続の総合窓口

見舞金の交付、資金貸付、税の減免、中小企業者・農業者への融資等に関する手続及び相談を一元的に処理する。

② 各専門分野での相談

○医療、保健（精神保健含む）、福祉、住宅に関する相談を受ける。
○相談内容に的確に対応するため、国及び県の担当部局と連携し、必要に応じて専門家の派遣を依頼する。また、ライフライン関係者もスタッフに加える。

③ 法律相談の実施

弁護士等の協力を得て、各種法律上の相談に応じる。

④ 情報の提供

自立を図る上での様々な情報を収集し、電話での照会及び報道機関、広報誌等を通じた広報によって提供する。

⑤ その他

○被災者からの要望を『聞きっぱなし』に終わらせることのないようにする。
○必要に応じて避難所の巡回相談を行う。
○要配慮者に対応する職員を専任で配置する。

(2) 尋ね人相談

① 相談窓口の開設

口正確な情報の把握

「総括部」は、発災直後から警察、消防、医療等関係機関、避難所、市民組織等と緊密に連絡し、被災者に関する情報を収集し「涉外情報部」に報告する。

□市民からの相談対応

「渉外情報部」は、「総括部」が収集した被災者に関する情報を整理し、尋ね人に関する「相談窓口」を開設する。相談件数の減少に応じて窓口を、「市民サポートセンター」に移設する。

② 情報の提供

○新聞、テレビ、ラジオ等マスコミ報道の利用
○臨時広報等の発行、避難所等への掲示
○ホームページの活用
○東日本電信電話(株)の「災害用伝言ダイヤル（１７１）」の活用

※参考

阪神･淡路大震災の場合、情報手段の混乱等により被災者の安否や移動先について全国各地の被災者の親戚・知人・友人等から安否の照会が、市役所、警察、避難所に寄せられ、その対応に苦慮した。

２．２ 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給

【救援避難部（福祉政策課、生活福祉課）】

市は、市民が自然災害により被害を受けたときに、被災者又はその遺族に対し災害見舞金又は弔慰金を支給する。

死亡の場合は遺族に対して災害弔慰金を支給し、身体に著しい障害を受けた場合は、その者に対して災害見舞金を支給する。

なお、災害弔慰金の支給及び災害障害見舞金の支給の詳細については、資料編を参照する。

※参照：資料編　Ⅰ「資料６－８　市民生活再建援護制度」

２．３ 災害援護資金の貸付け

【救援避難部（福祉政策課、生活福祉課）】

市は、災害により住家等に被害を受けた者に対して、住宅の建設又は補修の整備に必要な資金を貸付ける他、被害を受け生業の根底を失った者に対し、災害援護資金や、生活福祉資金の貸付けをもって住居の安定を図るとともに、その自立の助長に寄与する。

(1) 災害援護資金

市は、災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して災害援護資金の貸し付を行う。

なお、災害援護資金貸付制度の詳細については、資料編を参照する。

※参照：資料編　Ⅰ「資料６－８　市民生活再建援護制度」

(2) 生活福祉資金

災害により被害を受けた低所得者に対して速やかに自力更生させるため、県社会福祉協議会は、生活福祉資金貸付制度により、民生委員・児童委員、(福)深谷市社会福祉協議会の協力を得て、生活福祉資金を予算の範囲内において貸付けを行う。

なお、生活福祉資金貸付制度の詳細については、資料編を参照する。

※参照：資料編　Ⅰ「資料６－８　市民生活再建援護制度」

(3) 資金貸付条件の緩和等の措置

災害援護資金、住宅資金は、借入者の自立更生を促進するため特に必要があると認められる場合は、重複して貸し付けることができる。また、被害の状況によって据置期間を２年以内の期間で延長することができる。なお、この資金は他の資金から借り入れることができない者に対し貸し付けるものである。

２．４ 被災者生活再建支援制度

【救援避難部（福祉政策課、生活福祉課）】

(1) 制度の概要

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者で、経済的理由等により自立した生活を再建することが困難な者に対し、被災者生活再建支援法に基づき、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金が支給される。平成 11 年度から制度化されたが、さらに住宅再建等に要する経費について支援を行うための居住安定支援制度が平成 16 年度に創設された。県では支援金支給に関する事務の全部を被災者生活再建支援基金に委託している。

また、支援法に基づく被災者生活再建支援制度では、同一の地域で発生した同一災害にも関わらず、一部の地域で支援制度が適用されないという地域的不均衡が生じる場合がある。

このため、県と県内全市町村の相互扶助により、支援法の適用とならない地域で自然災害により被災した全壊世帯等に対して、法と同様の支援を行うこと等を柱とした独自の埼玉県・市町村被災者安心支援制度を創設し支援を行う（平成 26 年 4 月 1 日以降に発生した自然災害から適用。ただし、半壊特別給付金については令和２年４月１日以降に発生した自然災害から適用。）。

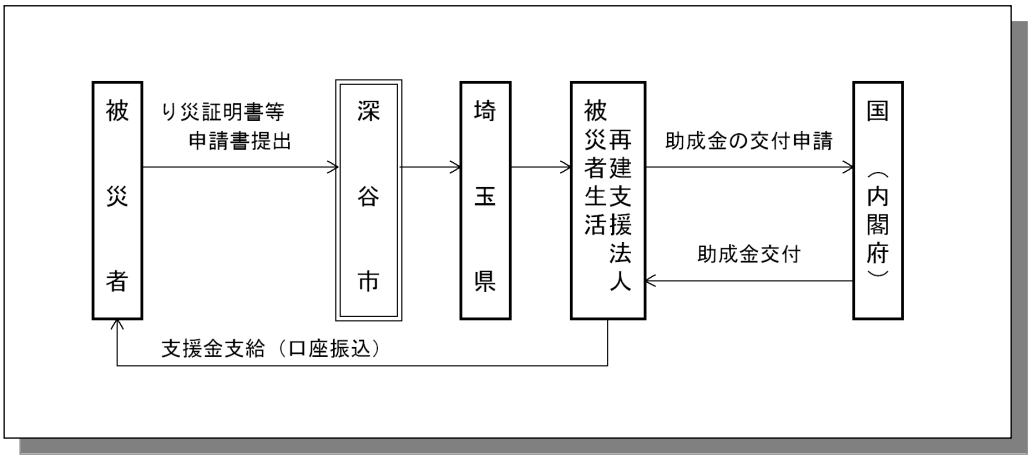
なお、両制度の支給に関する詳細については、資料編を参照する。

※参照：資料編　Ⅰ「資料６－８　市民生活再建援護制度」

(2) 支援金の支給

「救援避難部（福祉政策課、生活福祉課）」は、あらかじめ被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、体制を整備しておくとともに、発災後は、被害世帯の支給申請の受付を行い、被災者台帳、り災証明書を基に、支給申請書の必要書類を取りまとめ、県に送付する。

≪支援金の支給手続≫



２．５ 住宅の再建

【施設部（建築住宅課）】

住宅金融支援機構は、火災、地震等の大災害によって住宅に被害を受けた者に対し、住宅金融支援機構法の規定によって災害復興住宅資金の融資を適用し、建設資金又は補修資金の貸付けを行う。

(1) 災害復興住宅建設資金に基づく資金貸付

災害復興住宅建設に基づく資金貸付の詳細については、資料編を参照する。

※参照：資料編　Ⅰ「資料６－８　市民生活再建援護制度」

(2) 災害復興住宅補修資金に基づく資金貸付

災害復興住宅補修に基づく資金貸付の詳細については、資料編を参照する。

※参照：資料編　Ⅰ「資料６－８　市民生活再建援護制度」

(3) 県及び市の措置

① 災害復興住宅資金

県及び市は、災害地の滅失家屋の状況を速やかに調査し、住宅金融支援機構法に定める災害復興住宅資金の融資適用災害に該当するときは、災害復興住宅資金の融資について、借り入れ手続の指導、融資希望者家屋の被害状況調査及び被害率の認定を早期に実施し、災害復興資金の借入れの促進を図るように努める。

② 災害特別貸付金

災害によって滅失家屋がおおむね 10 戸以上となった場合は、市長はり災者の希望によって災害の実態を調査した上で、り災者に対する貸付金の融資を住宅金融支援機構に申し出るとともに、り災者に融資制度の周知徹底を図り、借入れ申込み希望者に対して借入れの指導を行うものとする。

２．６ 職業のあっせん

【産業部（商工振興課）】

災害により離職を余儀なくされたり災者に対する職業のあっせんについて、市は、離職者の状況を把握し、国（熊谷公共職業安定所）に報告するとともに、状況によって臨時職業相談所の開設又は巡回職業相談の実施を国（熊谷公共職業安定所）に要請する。

(1) 公共職業安定所による職業のあっせん

被災地域を管轄する公共職業安定所の長は、災害によって離職を余儀なくされた者の早期再就職を促進するため、離職者の発生状況、求人・求職の動向等の情報を速やかに把握するとともに、必要に応じ、次の措置を講じるものとする。

□公共職業安定所の措置

○被災者のための臨時職業相談窓口の設置
○公共職業安定所に出頭することの困難な地域における臨時職業相談所の開設又は巡回職業相談の実施
○職業訓練受講の指示、職業転換給付金制度の活用等

(2) 雇用保険の失業給付に関する特別措置

① 証明書による失業の認定

被災地域を管轄する職業安定所の長は、災害によって失業の認定日に出頭できない受給資格者に対して、事後に証明書によって失業の認定を行い、失業給付を行うものとする。

② 激甚災害による休業者に対する基本手当の支給

激甚災害による休業者に対する基本手当の支給被災地域を管轄する職業安定所の長は、災害が「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和 37 年法律第 150 号、以下「激甚法」という）第 25 条に定めた措置を適用される場合は、災害による休業のため、賃金を受けることができない雇用保健の被保険者（日雇労働被保険者を除く）に対して、失業しているとみなして基本手当を支給するものとする。

(3) 被災者の働く場の確保

市は、被災者の働く場の確保のため、即効性のある臨時的な雇用創出策と、被災地の特性を踏まえた産業振興の方向性に沿った職業訓練を通じた労働者の技能向上等による中長期の安定的な雇用創出策を組み合わせて実施するものとする。併せて、自営業、農林水産業、中小企業等に対する経営の維持・再生、起業等への支援策の充実も図るものとする。

２．７ 租税等の徴収猶予及び減免等

【関係各課】

り災した納税義務者又は特別徴収義務者（以下「納税義務者等」という。）は、被保険者等に対し、地方税法、国民年金法等の法令及び条例等の規定に基づき、期限の延長、徴収猶予及び減免等の緩和措置を、それぞれの実態に応じて実施する。

(1) 市税の徴収猶予及び減免

市長は、り災した納税義務者等に対し、法令及び条例の規定に基づき、申告、申請、請求その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期限の延長、徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

① 期限の延長（市税条例　第 18 条の 2 より）

災害により、納税義務者等が期限内に申告その他書類の提出又は市税を納付若しくは納入することが出来ないと認められるときは、次の方法により災害発生後２か月以内（特別徴収義務者については 30 日以内）に限り、当該期間を延長する。

○災害が広域にわたる場合は、市長が職権により適用の地域及び期限の延長日を指定する。
○その他の場合、り災納税義務者等による申請があったときは、市長は速やかに納付期限を延長する。

② 徴収猶予（地方税法　第 15 条より）
災害により財産に被害を受けた納税義務者等が、市税を期間内に納入することができないと認められるときは、その者の申請に基づき１年以内において徴収を猶予する。なお、やむを得ない理由があると認められるときは、さらに１年以内の延長を行う。

③ 滞納処分の執行の停止等（地方税法　第 15 条より）
災害により被害を受けた場合は、滞納処分の執行の停止、換価の猶予、延滞金の減免等適切な措置を講ずる。

④ 減免
り災した納税義務者等に対し必要があると認める場合、該当する各税目について次により減免を行う。

□固定資産税（市税条例　第 71 条より）

り災した固定資産（土地、家屋、償却資産）の被災程度に応じて減免を行う。

□特別土地保有税（市税条例　第 139 条の 3 より）

り災した土地の被災の程度に応じて減免を行う。

(2) 国税等の徴収猶予及び減免
国、県及び市は、災害により被災者の納付すべき国税及び地方税について、法令及び条例の規定に基づき、申告、申請、請求その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期限の延長、国税地方税（延滞金等を含む）の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

① 減免（市国民健康保険税条例　第 15 条より）
災害により生活が著しく困難となった者に対し、被災の状況に応じて保険税を減免する。なお、保険税の納付期限の７日前までに申請を提出した後、同措置を行う。

② 徴収猶予（地方税法　第 15 条より）
災害により財産に損害を受けた納税義務者が保険税を一時的に納付することができないと認められるときは、その者の申請に基づき、その納付金額を限度として、１年以内において徴収を猶予する。

(3) 国民年金保険料の免除（国民年金法　第 90 条より）
被災した年金加入者又はその世帯員が災害によって財産に損害を受け、保険料を納付することが困難な事情にあるときは、申請に基づき、市が内容審査のうえ、社会保険事務所長に免除申請者を進達する。

(4) 保育料の減額（市保育料徴収に関する規則　第４条より）

災害により損失を受けた場合には、その損失の程度に応じて減額する。

(5) 介護保険料の減免及び徴収猶予

① 減免（大里広域市町村圏組合介護保険条例　第９条より）

災害により生活が著しく困難となった者に対し、被災の状況に応じて保険料を減免する。なお、保険料の納付期限の７日前までに申請を提出した後、同措置を行う。

② 徴収猶予（大里広域市町村圏組合介護保険条例　第８条より）

災害により財産に損害を受けた納付義務者が保険料を一時的に納付することができないと認められるときは、その者の申請に基づき、その納付金額を限度として、１年以内において徴収を猶予する。

２．８ 生活保護

【救援避難部（生活福祉課）】

被災に伴う生活困窮者の生活確保のため、生活保護法に基づく保護の要件に適合している者に対しては、その実情を調査のうえ、最低生活を保障する措置を講ずる。

２．９ 借地借家の特例の適用に関する計画

【関係各部（関係各課）】

(1) 計画方針

災害により被害を受けた地域において、借地借家の権利関係について種々の問題が生じ、住宅の復興が阻害されるおそれのあるときは、本部長（市長）は、迅速適切に「り災都市借地借家臨時処理法」の適用を図るものとする。

(2) 適用基準

災害が一定規模以上である場合、本部長（市長）の意見の申し出に基づきり災都市借地借家臨時処理法第 25 条の２に定める政令を受けて、借地借家制度の特例が適用される。

(3) 適用手続

本部長（市長）は、借地借家制度の特例の適用を申請しようとするときは、所定の申請書を用いて、国土交通大臣あて申請する。

２.10 災害時における郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策

日本郵便株式会社は、災害が発生した場合において、災害の態様及び公衆の被害状況など被災地の実情に応じ、郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を実施する。

(1) 被災者に対する郵便葉書などの無償交付

災害救助法が発動された場合、被災１世帯当たり、通常郵便葉書５枚及び郵便書簡１枚の範囲内で無償交付する。

なお、交付場所は日本郵便株式会社が指定した支店及び郵便局とする。

(2) 被災者が差し出す通常郵便物の料金免除

被災者が差し出す通常郵便物(速達郵便物及び電子郵便を含む)の料金免除を実施する。

なお、取扱場所は日本郵便株式会社が指定した郵便局とする。

(3) 被災地あて救助用郵便物の料金免除

日本郵便株式会社が公示して、被災者の救助などを行う地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会又は共同募金会連合会にあてた救助用物品を内容とするゆうパック及び救助用又は見舞い用の現金書留郵便物の料金免除を実施する。

なお、引受場所は全ての支店及び郵便局(簡易郵便局を含む)とする。

(4) 利用の制限及び業務の停止

重要な郵便物の送達の確保又は交通の途絶のため、やむを得ないと認められる場合は、郵便の利用を制限し、又は郵便の業務の一部を停止することがある。

２.11 生活必需品等の安定供給の確保

大規模災害発生後の生活必需品等の価格及び需給動向の把握に努める。状況により特定物資の指定を行い、適正な価格で売り渡すよう指導し、必要に応じ勧告又は公表を行う。

第３　義援金品の配布

市は、関係機関の協力を得ながら被災地のニーズを把握するとともに、義援金品の受入体制を確保する。

また、配分委員会を組織し十分に協議のうえ、配分計画を定める。

３．１ 受付窓口の開設
３．２ 受付・募集
３．３ 保管及び配分

３．１ 受付窓口の開設

【救援避難部（長寿福祉課）】

市は、義援金品の受付窓口を開設し、直接義援金品を受け付けるほか、銀行等に災害対策本部名義の普通預金口座を開設し、振込みによる義援金を受け付ける。

３．２ 受付・募集

【救援避難部（長寿福祉課）】

(1) 義援金品の受付

① 義援金品の受付

義援金品の受付は、「救援避難部（長寿福祉課）」が行う。

受付は、原則として市が開設した窓口及び銀行振込みとする。

② 受領書の発行

受領した義援金品については、寄託者に受領書を発行する。ただし、銀行口座への振込による場合は、振込用紙をもって受領書の発行に代えることができる。

③ 配分委員会への報告

「救援避難部（長寿福祉課）」は、義援金品の受付状況について配分委員会に報告する。

(2) 義援金品の募集

被災者に対する義援金の募集を必要とする場合は、「渉外情報部」が市の広報紙、報道関係機関及び災害関連支援団体等の協力を得て広報し、募集する。

なお、義援品については、被害の状況等を勘案し、被災者が必要とする物資について広く広報して募集する。

３．３ 保管及び配分

【救援避難部（長寿福祉課）】

「救援避難部（長寿福祉課）」は送金された義援金品を保管し、委員会の配分計画に基づき配分する。

○寄託された義援金は、被災者に配分するまでの間、義援金受付口座に預金保管する。また、義援品については市役所に一時保管し、一般救援物資と同様に配分する。
○委員会は、義援金総額や被災状況を考慮して、義援金の配分について協議し、配分基準を定める。
○「救援避難部（長寿福祉課）」は、委員会が定めた配分基準に基づき、義援金を被災者に配分する。また義援品については、自治会等関係団体の協力を得て被災者に配分する。
○寄託者が配分先や使途を指定した義援金を受け付けた場合、各配分先の責任において処理する。
○被災者に対し、市の広報紙、自治会及び報道機関等の協力により義援金品の配分について広報する。
○義援金の収納額及び使途について、寄託者及び報道機関等へ周知広報する。
○「救援避難部（長寿福祉課）」は、被災者への配分状況について、委員会に報告する。

第４　地域経済の復旧支援

災害により被害を受けた農林漁業者又は団体に対し復旧を促進し、農林漁業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、各種支援法により融資する。

また、農業災害補償法に基づき、農業共済団体に対し、災害補償業務の迅速、適正化、仮払いにより早期に共済金の支払いができるよう措置を講じる。

なお、融資に当たっては、災害復旧に必要な資金の融資が円滑に実施されるよう業務の適正かつ迅速化に努める。

４．１　農林漁業関係融資
４．２　中小企業関係融資

４．１　農林漁業関係融資

【県、産業部（農業振興課）】

災害によって被害を受けた農林漁業者又は団体に対して復旧を促進し、農林漁業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、天災融資法、株式会社日本政策金融公庫法、自作農維持資金融通法、及び埼玉県農業災害対策特別措置条例によって融資する。

(1) 天災融資法第２条第１項の規定に基づく資金融資

天災融資法に基づく資金融資の詳細については、資料編を参照する。

※参照：資料編　Ⅰ「資料６－９　地域経済再建のための援護制度」

(2) 日本政策金融公庫 農林水産事業 資金融資

日本政策金融公庫農林水産事業の農林漁業セーフティネット融資及び農業・林業・漁業基盤整備資金、漁船資金の詳細については、資料編を参照する。

※参照：資料編　Ⅰ「資料６－９　地域経済再建のための援護制度」

(3) 埼玉県農業災害対策特別措置条例第３条に基づく資金融資

埼玉県農業災害対策特別措置条例に基づく資金融資の詳細については、資料編を参照する。

※参照：資料編　Ⅰ「資料６－９　地域経済再建のための援護制度」

(4) 農業災害補償

農業災害補償法（昭和 22 年法律第 185 号）に基づく農業共済事業について、災害時に農業共済団体に対し、災害補償業務の迅速、適正化を図り、仮払いによって早期に共済会の支払いができるように措置する。

農業災害補償に基づく資金融資の詳細については、資料編を参照する。

※参照：資料編　Ⅰ「資料６－９　地域経済再建のための援護制度」

４．２ 中小企業関係融資

【県、産業部（商工振興課）】

被災した中小企業は、県の災害対策緊急融資資金等の復興資金の貸付制度を利用できる。

被災した中小企業の再建を促進するための資金対策として、一般金融機関及び政府系金融機関の融資並びに中小企業近代化資金等の貸付け、信用保証協会による融資の保証、災害融資特別県費預託等により施設の復旧に必要な資金並びに事業費の融資が迅速かつ円滑に行われるよう県は次の措置を講じ、国に対しても要望する。

(1) 資金需要の把握連絡通報

中小企業関係の被害状況について調査し、再建のための資金需要について速やかに把握する。関係機関は緊急に連絡を行い、その状況を通報する。

(2) 資金貸付の簡易迅速化、条件の緩和等の措置

被災地を管轄する金融機関に対して被害の状況に応じ貸付手続の簡易迅速化、貸付条件の緩和等について特別の取扱いを実施するよう要請する。

(3) 県の措置

県は、災害により被災した中小企業の再建を促進するための資金対策を実施する。

また、一般金融機関及び政府系金融機関により災害復旧に必要な資金の融資が迅速かつ円滑に実施されるよう要請する。

市は、事業の融資が迅速かつ円滑に実施されるように県に要望するとともに、資金需要の把握、中小企業者に対する融資制度を周知する。

なお、経営安定資金（災害復旧資金）の詳細については、資料編を参照する。

※参照：資料編　Ⅰ「資料６－９　地域経済再建のための援護制度」

(4) 被災事業主に関する対策

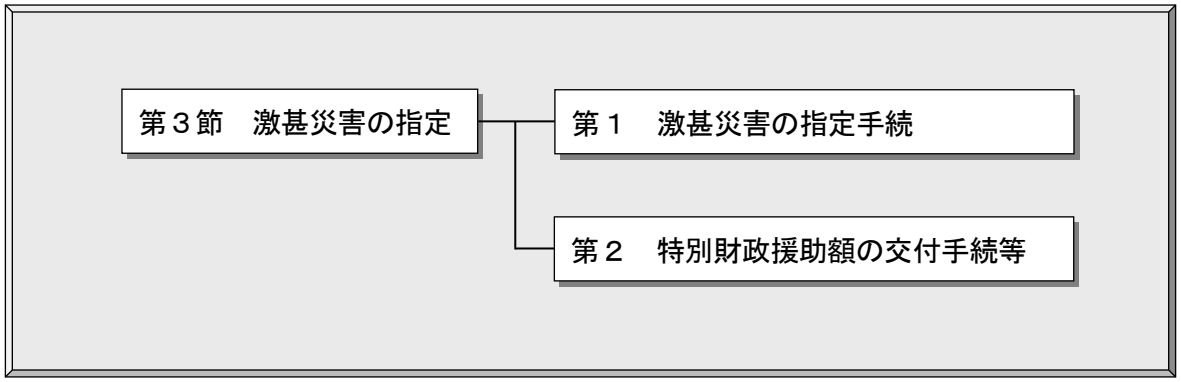
被害により労働保険料の所定の期限までに納付することができない事業主に対して、必要があると認めるときは概算保険料の延納の方法の特例措置、延滞金、若しくは追徴金の徴収免除又は労働保険料の納付の猶予を行うものとする。

(5) 被災中小企業支援に関する広報の実施

市は、関係機関による被災中小企業等に対する援助、助成措置について広く被災者に広報するとともに、必要に応じて相談窓口等を設置する。

第３節　激甚災害の指定

激甚法に基づく激甚災害の指定を受けるため、災害の状況を速やかに調査し実情を把握して早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置を講ずる。



第１　激甚災害の指定手続

激甚災害の指定手続は以下のとおりとする。

１．１　激甚法による財政援助
１．２　激甚災害指定の手続
１．３　激甚災害に関する被害状況等の報告

１．１　激甚法による財政援助

【本部事務局（企画財政部）】

著しく激甚である災害が発生した場合における地方公共団体の経費の負担の適正化、及びり災者の災害復興の意欲を高めることを目的とした激甚法が制定されている。

この法律は激甚災害と指定された災害を対象に、国の地方公共団体に対する特別の財政援助と、り災者に対する特別の助成措置を内容としている。

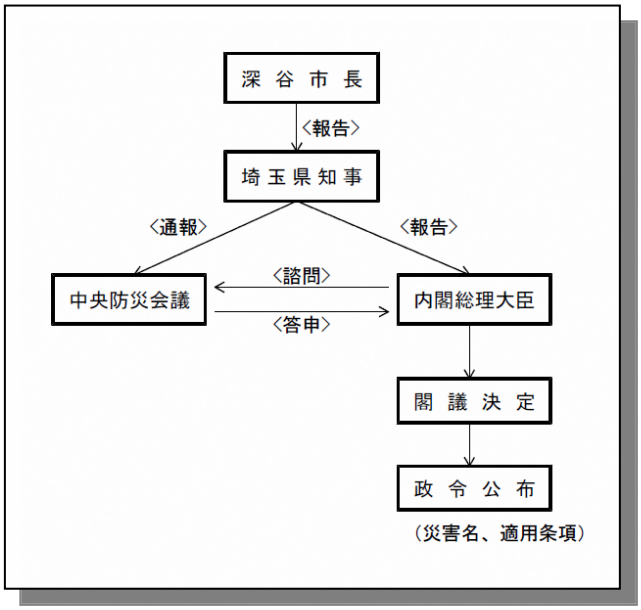
１．２　激甚災害指定の手続

【本部事務局（企画財政部）】

市長は、災害が発生した場合は速やかにその災害の状況、及びこれに対してとられた措置の概要を知事に、知事は内閣総理大臣に報告することになっている（法第 53 条）。

内閣総理大臣は、これを受けてその災害が激甚法第２条第１項に規定する激甚な災害に該当すると判断したときは、中央防災会議の意見を聞いた上、激甚災害として指定し、その災害に対してとるべき措置を指定する政令を制定することになり、これにより必要な財政援助措置がとられることになるものである。

≪激甚災害指定の流れ≫



１．３ 激甚災害に関する被害状況等の報告

【本部事務局（企画財政部）】

(1) 知事への報告

市長は、市域内に災害が発生した場合は法第 53 条第１項の規定に基づき、速やかにその被害状況を知事へ報告するものとする。

(2) 報告事項

被害状況等の報告は、災害が発生した時から当該災害に対する応急措置が完了するまでの間、次に掲げる事項について行うものとする。

○災害の原因
○災害が発生した日時
○災害が発生した場所又は地域
○被害の程度（災害対策基本法施行規則別表第１に定める事項）
○災害に対してとられた措置
○その他必要な事項

第２　特別財政援助額の交付手続等

本部長（市長）は激甚災害の指定を受けたときは、事業の種別ごとに激甚法及び算定の基礎となる法令に基づき調書等を作成し、県知事に提出しなければならない。

≪復旧に伴う財政援助の種類≫

事業名	国の財政援助等	
	通常災害	激　甚　災　害
公共土木施設災害復旧事業	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法３条	激甚法　３条　１　項
公立学校施設災害復旧事業	公立学校施設災害復旧費国庫負担法３条	同上　３　条　１　項
公営住宅災害復旧事業	公営住宅法８条	同上　３　条　１　項
農林水産業施設災害復旧事業	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律３条	同上　５　条
都市施設災害復旧事業 （街路・流域下水道・公共下水道・都市下水路）	都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針（予算補助）	―
生活保護施設災害復旧事業	生活保護法75条	激甚法　３条　１　項
児童福祉施設災害復旧事業	児童福祉法52条	同上　３　条　１　項
老人福祉施設災害復旧事業	老人福祉法26条	同上　３　条　１　項
身体障害者更生援護施設災害復旧事業	身体障害者福祉法37条の２	同上　３　条　１　項
知的障害者援護施設災害復旧事業	知的障害者福祉法26条	同上　３　条　１　項
感染症指定医療機関災害復旧事業	保健衛生施設等災害復旧費国庫補助金交付要綱（予算補助）	同上　３　条　１　項
感染症予防事業	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	同上　19　条
堆積土砂排除事業	都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針（予算補助）	同上　３　条　１　項
湛水排除事業	―	同上　３条１項・10条
天災による被害農林漁業者等に対する資金融通	天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法３条	同上　８　条　１　項
中小企業信用保険法による災害関係保証	中小企業信用保険法３条	同上　12　条
事業協同組合等施設災害復旧事業	―	同上　14　条
公立社会教育施設災害復旧事業	―	同上　16　条
私立学校施設災害復旧事業	―	同上　17　条
水防資材費	水防法44条	同上　21　条
罹災者公営住宅建設事業	公営住宅法８条１項	同上　22　条
上水道・簡易水道災害復旧事業	上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費補助金交付要綱（予算補助）	上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費補助金交付要綱（予算補助）
公共下水道・流域下水道災害復旧事業	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法３条	激甚法　３条
都市下水路災害復旧事業	同上　３　条	同上　３　条
し尿処理施設災害復旧事業	廃棄物処理施設災害復旧事業費補助金交付要綱（予算補助）	廃棄物処理施設災害復旧事業費補助金交付要綱（予算補助）
ごみ処理施設災害復旧事業	同　上	同　上
災害廃棄物処理事業	廃棄物の処理及び清掃に関する法律22条	―
火葬場災害復旧事業	保健衛生施設等災害復旧費国庫補助金交付要綱（予算補助）	保健衛生施設等災害復旧費国庫補助金交付要綱（予算補助）
公的医療機関災害復旧事業	医療施設等災害復旧費補助金交付要綱（予算補助）	医療施設等災害復旧費補助金交付要綱（予算補助）
災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付	災害弔慰金の支給等に関する法律７条	―
災害特例債	―	小災害債、歳入欠かん債 災害対策債
交付税措置	災害に伴う普通交付税の繰上げ交付	

深谷市地域防災計画

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

平成２０年３月２８日作成
平成２１年２月　６日修正
平成２５年２月　８日修正
平成２８年３月１５日修正
令和　４年３月●●日修正

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

作成　深谷市防災会議